オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

ハンドブック

(2017)

（注１）本書はUNEPオゾン事務局発行の「Handbook for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer －Tenth Edition(2016)－」をもとに、MOP28までの決議等を加えて、経済産業省オゾン層保護等推進室が編集したものです。詳しくは、UNEPオゾン事務局のホームページ（http://ozone.unmfs.org/new_site/en/index.php）よりご確認ください。

（注２）一部、省略及び原文（英語）のままの箇所がありますが、何卒ご了承ください。

目　次

（※紫字は、UNEP オゾン事務局発行の「Handbook for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer －Tenth Edition (2016)－」には未記載の箇所）

第１章　モントリオール議定書

第２章　モントリオール議定書締約国会合の決議

見出し

第１条　定義 ---------- 35
規制物質に係る決議 ---------- 35
破壊とバンクに関する決議 ---------- 37
原料用途に関する決議 ---------- 52
プロセスエージェントに関する決議 ---------- 53
使用済み規制物質に関する決議 ---------- 69
その他の事項に関する決議 ---------- 71

第２条　規制措置 ---------- 72
規制措置の調整に関する決議 ---------- 72
エッセンシャルユースに関する決議---------- 76
エッセンシャルユースに関する決議：実験・分析用途 ---------- 102
エッセンシャルユースに関する決議：定量噴霧式吸入器（MDIs)---------- 117
CFCs に関する決議 ---------- 131
ハロンに関する決議----------133
四塩化炭素に関する決議----------140
HCFCs に関する決議 ----------144
臭化メチルに関する決議----------154
HFCs に関する決議----------162
検疫及び出荷前処理（QPS）に関する決議 ----------173
クリティカルユース申請に関する決議---------- 187
新物質に関する決議 ---------- 222

その他の事項に関する決議---------- 226

第４条 非締約国との貿易の規制---------- 226
議定書遵守における非締約国に関する決議---------- 226
非締約国との貿易規制に関する決議---------- 233
その他の貿易問題に関する決議 ---------- 235

第４条Ａ　締約国との貿易規制---------- 236
附属書Ａ及びＢの物質を含む製品と装置の貿易に関する決議 ---------- 236

第４条Ｂ　認可の制度 ---------- 239
認可制度に関する決議 ----------239
不法貿易に関する決議 ----------250
その他の貿易問題に関する決議 ----------259

第５条　開発途上国の特別な事情 ---------- 261
定義と分類に関する決議 ----------261
規制措置に関する決議 ----------268
基礎的な国内需要に関する決議 ----------270
第８項に基づく見直しに関する決議 ----------277
開発途上国の参加に関する決議 ----------278

第６条　規制措置の評価と見直し ---------- 278
評価パネルの設立と組織に係る決議 ----------278
評価パネル共同議長の指名に係る決議 ----------310

第７条　データの報告 ---------- 315
データ報告様式と方法論に関する決議 ----------315
規制物質の積み替えに関する決議 ----------320
税関コードに関する決議 ----------322
ベースラインデータの変更に関する決議 ----------324
データ報告要求(一般)の遵守に関する決議 ----------331
データ報告要求（ベース年とベースラインデータ）の遵守に関する決議-----344

第８条　不遵守 ----------350
不遵守手続きに関する決議 ----------350

履行委員会に関する決議 ----------355
不遵守に関する決議：アルバニア ----------363
不遵守に関する決議：EU ----------363
不遵守に関する決議：ハイチ ----------364
不遵守に関する決議：イラク ----------365
不遵守に関する決議：リビア ----------365
不遵守に関する決議：ロシア ----------366
不遵守に関する決議：チモール・レステ ----------367
不遵守に関する決議：ベトナム ----------368
不遵守に関する決議：締約国グループ ----------368

第９条　研究，開発，周知及び情報交換 ----------375

第１０条　資金供与の制度 ----------377
暫定的な資金供与制度設立に関する決議 ----------377
資金供与制度設立に関する決議 ----------380
多数国間基金の予算の補填と拠出に関する決議 ----------381
固定為替レート制度に関する決議----------397
多数国間基金執行委員会（メンバー）に関する決議 ----------403
多数国間基金執行委員会（組織）に関する決議 ----------412
資金供与制度の運用の見直しと評価に関する決議 ----------415
資金供与制度に関するその他の決議 ----------422

第１０条 A　技術移転 ----------426

第１１条　締約国会合 ----------429
締約国会合に関する決議----------429
宣言に関する決議----------431
手続き規則に係る決議 ----------433
公開作業部会に関する決議 ----------433
ビュローに関する決議 ----------436

第１２条　事務局 ----------437

第１３条　財政事項 ----------438

第１４条　本議定書と条約との関係 ----------464
第１６条　効力発生 ----------465

第１９条　脱退 ----------473

その他の決議 ----------474
気候変動に関する決議 ----------474
地球環境ファシリティー(GEF)に関する決議 ----------478
航空機と地球の大気に関する決議 ----------480
他の国際条約とモントリオール議定書の関係に関する決議 ----------480
今後の課題に関する決議 ----------483

第３章　締約国会合での決議の関連附属書 ----------486

§§１．破壊手続き---------- 486
承認された破壊プロセス ----------486
施設の運用基準 ----------486
破壊技術使用時に監視し公表する物質 ----------495

§§２．エッセンシャルユース申請 ----------496
締約国会合で承認されたエッセンシャルユース申請 ----------496
実験及び分析用途での適用除外が適用される条件 ----------496
実験用途の分類と例 ----------497
実験･分析用途以外のエッセンシャルユースの報告様式 ----------499

§§３．評価パネル ----------500
パネルの付託事項 ----------500
技術経済評価パネルの付託事項 ----------503

§§４．臭化メチルのクリティカルユース申請 ----------507
締約国会合で承認されたクリティカルユース申請 ----------507
クリティカルユースでの年間報告要件 ----------507
クリティカルユース申請評価における MBTOC の評価手順 ----------513
MBTOC のメンバー資格 ----------516
今後の評価指針 ----------518

報告様式 ----------523

§§５．不遵守手続き ----------524
不遵守手続き（1998） ----------524
議定書違反に対して締約国会合が取っても良い措置の指示リスト ----------526

§§６．多数国間基金 ----------526
多数国間基金の付託事項の規定 ----------526
増加費用の分類についての指示リスト ----------529
執行委員会の付託事項（1997） ----------530
多数国間基金執行委員会の会合の手続き規則 ----------532

§§７．財政 ----------536
モントリオール議定書の信託基金運営の付託事項 ----------536
評価の国連基準 ----------538

§§８．宣言 ----------544
オゾン層保護に関するヘルシンキ宣言（1989年） ----------544
CFC に関する宣言（1990 年） ----------545
オゾン層破壊物質に関する決意（1990年） ----------545
規制措置に関する声明(1991年) ----------547
臭化メチルに関する決意（1992年） ----------548
ユーゴスラビアの問題（1992年） ----------548
HCFCs に関する覚書（1993 年） ----------549
HCFCs に関する宣言（1993 年） ----------549
臭化メチルに関する宣言（1993年） ----------550
移行経済国の宣言（1993年） ----------550
多数国間基金に関する宣言（1994年） ----------551
HCFCs に関する宣言（1995 年） ----------552
臭化メチルに関する宣言（1995年） ----------553
HCFCs に関する宣言（1997 年） ----------553
臭化メチルに関する宣言（1997年） ----------554
HCFCs、HFCs と PFCs に関する宣言（1998年） ----------554
オゾン層保護改訂締約に関する北京宣言（1999 年） ----------555
ワガドウグ宣言(2000年) ----------556
コロンボ宣言(2001年) ----------557

第13回会合に出席した太平洋諸島諸国による宣言(2001年) ----------559
臭化メチルに関する宣言(2003年) ----------559
臭化メチルの消費量を削減する宣言(第1回臨時会合) ----------560
プラハ宣言(2004年) ----------561
モントリオール宣言(2007年) ----------563
ドーハ宣言(2009年) ----------564
オゾン層破壊物質に代わる高GWP代替物質に関する宣言(2009年) --------567
HFC及びCFCからのグローバルな移行に関する宣言(2010年) ----------568
バリ宣言(2011年) ----------569
ロシア宣言(2016年)----------571
キガリ宣言(2016 年) ----------572
ミクロネシア宣言(2016 年) ----------572

§§９．HFCs 管理 ----------572
ExMOP3 の附属書 ----------572

§§１０．キガリ改正 ----------584
MOP28 の附属書 ----------584

第４章　手続き規則

第５章　さらなる情報源

第１章　モントリオール議定書

（省略）

第２章　モントリオール議定書締約国会合の決定文

見出し

第１回締約国会合（ヘルシンキ、1989 年 5 月 2－5 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
I/1	締約国会合の手続き規則	433
I/2	ビューローの設立	437
I/3	評価パネルの設立	279
I/4	議定書第 9 条及び第 10 条で要求される作業計画	375,426
I/5	公開作業部会の設立	279,434
I/6	公開作業部会の会合	434
I/7	非締約国の参加	434
I/8	不遵守	351
I/9	ハロン 2402 の ODP 値	133
I/10	関連物質の特性	279
I/11	資料の報告と機密	315
I/12A	用語と定義の明確化：規制物質（ばら荷）	35
I/12B	用語と定義の明確化：生産された規制物質	36
I/12C	用語と定義の明確化：基礎的な国内需要	270
I/12D	用語と定義の明確化：Industrial rationalization	72
I/12E	用語と定義の明確化：開発途上国	261
I/12F	用語と定義の明確化：破壊	37
I/12G	用語と定義の明確化：第 2 条第 6 項	226
I/12H	用語と定義の明確化：使用済み規制物質の輸出入	69
I/13	開発途上国に対する援助	378
I/14	財政調整	438
I/15	ヘルシンキ宣言	432

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	手続き規則	
II	モントリオール議定書の信託基金運用の付託事項	536
III	信託基金への自発的拠出の決まり	
IV	モントリオール議定書に基づく予算	
V	パネルの構成	
VI	パネルの付託事項	500
VII	Modification of the harmonized commodity description and coding system in order to facilitate collection and comparison of data	
App. I	オゾン層保護に関するヘルシンキ宣言	544

第 2 回締約国会合（ロンドン、1990 年 6 月 27－29 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
II/1	調整及び削除	72
II/2	議定書の改正	464
II/3	ハロン	134
II/4	異性体	36
II/5	不遵守	351
II/6	第 19 条（脱退）	473
II/7	モントリオール議定書ハンドブック	438
II/8	資金供与制度	378
II/8A	基金事務局の予算	380
II/8B	カナダの提案の受諾	380
II/9	資料の報告	316
II/10	開発途上国の資料	262
II/11	破壊技術	37
II/12	関税協力理事会	322
II/13	評価パネル	282
II/14	議定書第 9 条及び第 10 条で要求される作業計画	376,427
II/15	締約国の公開作業部会の権限の拡張	236,434
II/16	ウィーン条約の改正	464
II/17	予算	439
II/18	公開作業部会の会合	435
II/19	締約国会合の手続き規則	433
II/20	第 3 回締約国会合	429

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	モントリオール議定書の調整	
II	モントリオール議定書の改正	
III	不遵守手続き	
IV	決定 II/8 の附属書（「資金供与制度」）	
App. I	増加費用の分類の指示リスト	
App. II	暫定的な多数国間基金執行委員会の付託事項	
App. III	資金供与制度のための多数国間基金：拠出規模	
App. IV	暫定的な多数国間基金の付託事項	
V	1991 年の多数国間基金事務局の暫定予算	
VI	モントリオール議定書に基づく 1990 年の改訂予算	
VII	第 2 回締約国会合に提案された政府及び欧州委員会のオゾン層破壊物質に関する決意	545

第 3 回締約国会合（ナイロビ、1991 年 6 月 19－21 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
III/1	調整及び改正	72,465
III/2	不遵守手続き	351
III/3	履行委員会	262,316,356
III/4	モントリオール議定書ハンドブック	438
III/5	開発途上国の定義	263
III/6	開発途上国の参加	278
III/7	資料の報告	317
III/8	規制物質の商品名	36
III/9	改正議定書に基づく資料報告のための様式	317
III/10	破壊技術	37
III/11	締約国の公開作業部会	435
III/12	評価パネル	144,282
III/13	モントリオール議定書の更なる調整及び改正	263,321
III/14	手続き規則の改正	434
III/15	モントリオール議定書の附属書	233
III/16	貿易問題	236
III/17	ウィーン条約の改正	352
III/18	モントリオール議定書第 4 回締約国会合	429
III/19	資金供与制度	380
III/20	履行委員会の構成	357
III/21	予算及び財政的事項	439
III/22	多数国間基金執行委員会	382,404,412

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	1999 年、1992 年及び 1993 年に見直されたモントリオール議定書信託基金予算	
II	1992 年及び 1993 年のモントリオール議定書信託基金のための締約国に担保された予算	
III	1990 年及び 1991 年のモントリオール議定書信託基金のための締約国拠出金の状況	
IV	モントリオール議定書信託基金の 1990 年支出	
V	モントリオール議定書の新しい附属書（附属書D）	
VI	暫定的な多数国間基金執行委員会の会合の手続き規則	532
VII	1991 年の基金事務局の改訂予算	
VIII	1991－1993 年の 3 カ年計画及び予算	
IX	1991－1993 年の基金運用のための 3 カ年予算	
X	資金供与制度のための多数国間基金：1991 年、1992 年及び 1993 年の拠出規模	
XI	モントリオール議定書に基づく資料の報告の様式	

第 4 回締約国会合（コペンハーゲン、1992 年 11 月 23－25 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
IV/1	第 2 回締約国会合で採択された改正（ロンドン改正）	465
IV/2	更なる調整及び削除（附属書A）	72
IV/3	更なる調整及び削除（附属書B）	72
IV/4	更なる議定書の改正	464
IV/5	不遵守手続き	352
IV/6	履行委員会	357
IV/7	開発途上国の定義	264
IV/8	開発途上国の参加	279
IV/9	資料及び情報の報告	317
IV/10	規制物質の商品名	36
IV/11	破壊技術	38
IV/12	規制物質の定義の明確化	36,53
IV/13	評価パネル	281
IV/14	規制物質の移し替え	321
IV/15	第 5 条第 1 項適用国が同条の消費量制限を超える場合	264
IV/16	モントリオール議定書の附属書D	233
IV/17A	貿易問題	233
IV/17B	改正モントリオール議定書第 4 条第 8 項のコロンビアへの適用	227
IV/17C	議定書非締約国に対する第 4 条に基づく貿易措置の適用	227
IV/18	資金供与制度	380
IV/19	予算及び財政的事項	440
IV/20	多数国間基金執行委員会	382,404
IV/21	ハンガリー、ブルガリア及びポーランドが遭遇している一時的な困難	383
IV/22	モントリオール議定書のビューロー	437
IV/23	臭化メチル	155
IV/24	規制物質の回収、再生及び再利用	69
IV/25	エッセンシャルユース	76
IV/26	再利用されたハロンの国際的備蓄管理	39
IV/27	議定書第 4 条第 4 項の実施	234
IV/28	議定書第 4 条第 3 項 bis の実施	234
IV/29	議定書第 5 条第 1 項適用国の需要を満たすこと	270
IV/30	ハイドロフルオロカーボン s (HCFCs)	144
IV/31	モントリオール議定書第 5 回締約国会合	429

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	モントリオール議定書第 2 条A及び第 2 条Bの調整	
II	モントリオール議定書第 2 条C、第 2 条D及び第 2 条Eの調整	
III	モントリオール議定書の改正	
IV	不遵守手続き	
V	議定書の不遵守に関する締約国会合が取り得る措置の指示リスト	526
VI	承認済み破壊プロセス	
VII	破壊施設の基準	
VIII	増加費用の分類の指示リスト	529
IX	多数国間基金の付託事項	526
X	執行委員会の付託事項	
XI	モントリオール議定書信託基金：1993 年及び 1994 年の拠出規模	

XII	ウィーン条約及びモントリオール議定書の事務局に対する 1992 年及び 1993 年の改正予算及び 1994 年の提案予算	
XIII	暫定的な多数国間基金事務局：1992 年の承認済み予算及び改訂見積もり支出	
XIV	資金供与制度のための多数国間基金：1993 年及び 1994 年の拠出規模	
XV	臭化メチルに関するモントリオール議定書締約国により採用された決意	
XVI	ユーゴスラビアの質問に関するステートメント	

第 5 回締約国会合（バンコク、1993 年 11 月 17－19 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
V/1	第 2 回締約国会合で採択された改正（ロンドン改正）及び第 4 回締約国会合で採択された改正（コペンハーゲン改正）	465
V/2	履行委員会	357
V/3	ロンドン改正の非締約国に対する第 4 条に基づく貿易措置の適用	227
V/4	第 5 条非締約国の分類及び第 5 条非締約国に以前分類されていた開発途上国の再分類	264
V/5	第 7 条に基づく資料報告の改訂様式	317
V/6	資料及び情報の報告	331
V/7	1991 年 1 月 1 日以降の資金供与制度の機能見直し	416
V/8	代替品の検討	145
V/9	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会	383,405
V/10	ハンガリー、ブルガリア、ポーランド及びその他の経済移行国が遭遇している一時的な困難	384
V/11	議定書第 5 条第 8 項に基づく見直し	277
V/12	モントリオール議定書第 4 回締約国会合の決定 IV/18 のパラ 4 セクション II に基づく見直し	416
V/13	評価パネルの報告書	281
V/14	ハロンのエッセンシャルユース	77
V/15	ハロンの国際的備蓄管理	40
V/16	議定書第 5 条第 1 項締約国へのハロンの供給	271
V/17	モントリオール議定書非締約国から、議定書第 4 条第 4 項に従って附属書Ａに掲げる規制物質を用いて生産されたが規制物質を含んでいない製品を輸入することを禁止又は制限することの実行可能性	234
V/18	エッセンシャルユース申請の提出と検討のタイムテーブル	78
V/19	附属書Ｃのグループ Ｉ、附属書Ｃのグループ II 及び附属書Ｅの規制物質に関して議定書第 5 条第 1 項適用国に適用可能な規制措置	269
V/20	附属書 C のグループ I 及び附属書 E に掲げる規制物質に対する第 4 条に基づく貿易措置の適用の延長	234
V/21	予算及び財政的事項	440
V/22	モントリオール議定書第 4 回締約国会合のビューロー	438
V/23	モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会による臭化メチルプロジェクトの資金供与	423
V/24	規制物質の貿易及び有害廃棄物の越境移動や処分に関するバーゼル条約	70
V/25	モントリオール議定書第 5 条 1 適用国への規制物質の供給に関する情報の条項	271

V/26	破壊技術	40
V/27	モントリオール議定書第６回締約国会合	429
V/28	モントリオール議定書第７回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	改正モントリオール議定書に基づく資料報告の様式	
II	多数国間基金のための信託基金：1994 年、1995 年及び 1996 年の拠出規模	
III	モントリオール議定書のための信託基金：1994 年及び 1995 年の拠出規模	
IV	モントリオール議定書の信託基金：オゾン事務局のための承認済み 1993 年予算、改正済み 1994 年予算及び承認済み 1995 年予算	
V	部分的にハロゲンされたクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）に関する環境事項に責任のあるドイツ、リヒテンスタイン、スイス及びオーストラリア政府により発出されたメモ	549
VI	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）に関する宣言	549
VII	臭化メチルに関する宣言	550
VIII	経済移行国の政府代表団長による宣言	550

第 6 回締約国会合（ナイロビ、1994 年 10 月 6－7 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
VI/1	オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書及びモントリオール議定書の改正の批准、承認もしくは同意	465
VI/2	議定書第７条及び第９条の実施	332
VI/3	履行委員会	357
VI/4	ロンドン改正議定書の非締約国に対する第４条に基づく貿易措置の適用	228
VI/5	議定書第５条に関する締約国のステータス	265
VI/6	議定書第 5 条第 8 項及びモントリオール議定書第 4 回締約国会合の決定 IV/18 第４項セクションⅡに基づく見直し	416
VI/7	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会	405
VI/8	1995 年のハロンのエッセンシャルユース申請	78
VI/9	1996 年以降のハロン以外の規制物質のエッセンシャルユース申請	78
VI/10	プロセスエージェントとしての規制物質の使用	54
VI/11	臭化メチル規制における「検疫」及び「出荷前処理」用途の明確化	173
VI/12	議定書附属書Ｂの規制物質を含む製品リスト	235
VI/13	評価パネル	146,155
VI/14A	議定書第５条第１項適用国への規制物質の供給に関する情報の条項	271
VI/14B	「基礎的な国内需要」	272
VI/15	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
VI/16	多数国間基金の法人格、特権及び免除	381
VI/17	予算及び財政的事項	440
VI/18	モントリオール議定書に基づく増加費用の分類の指示リストの修正	417
VI/19	以前使用されたオゾン層破壊物質の貿易	70
VI/20	モントリオール議定書第７回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	エッセンシャルユース適用除外	
II	試験研究及び分析用途の適用除外に適用される条件	496
III	モントリオール議定書の信託基金：1994 年、1995 年、1996 年の拠出規模	
IV	モントリオール議定書の信託基金：オゾン事務局の改正された 1994 年・1995 年予算及び承認済み 1996 年予算	
V	アルゼンチン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、インド、マレーシア、ペルー、フィリピン及びウルグアイ政府代表団からの多数国間基金に関する宣言	551

第 7 回締約国会合（ウィーン、1995 年 12 月 5－7 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
VII/1	更なる調整及び削減：議定書附属書Aに掲げる規制物質	73
VII/2	更なる調整及び削減：議定書附属書Bに掲げる規制物質	73
VII/3	更なる調整及び削減：議定書附属書C及びEに掲げる規制物質	733
VII/4	財政援助及び技術移転の条項	277,423,427
VII/5	「検疫」及び「出荷前処理」適用の定義	174
VII/6	臭化メチル排出の削減	156
VII/7	臭化メチルの貿易	235
VII/8	臭化メチル規制の見直し	156
VII/9	基礎的な国内需要	239,272
VII/10	1996 年以降の化学的プロセスエージェントとしての規制物質の継続使用	54
VII/11	試験研究及び分析用途	102
VII/12	消火及び爆発不活性の目的に使用されるハロン及びその他の触媒に関する第 5 条非適用国の規制措置	134
VII/13	オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書および改正議定書の批准、承認もしくは加入	466
VII/14	締約国による議定書実施	332
VII/15	ポーランドによるモントリオール議定書遵守	
VII/16	ブルガリアによるモントリオール議定書遵守	
VII/17	ベラルーシによるモントリオール議定書遵守	
VII/18	ロシア連邦によるモントリオール議定書遵守	
VII/19	ウクライナによるモントリオール議定書遵守	
VII/20	締約国よりオゾン事務局に報告された資料及び締約国より多数国間基金執行委員会に提出された資料の不一致	318
VII/21	履行委員会のメンバー	357
VII/22	資金供与制度の見直し	417
VII/23	多数国間基金の財政計画	424
VII/24	多数国間基金の 1997－1999 年増資	384
VII/25	ODS 低消費国（LVC）のプロジェクトのための特別の財政支援に関する多数国間基金の執行委員会による条項	424
VII/26	技術移転	428
VII/27	モントリオール議定書実施のための多数国間基金執行委員会	405

VII/28	1996 年以降の規制物質のエッセンシャルユース申請	79
VII/29	臭化メチルの農業に不可欠な用途適用除外のための様式及び基準の必要性の評価	187
VII/30	原料として使用される規制物質の輸出入	52
VII/31	有害廃棄物の国境を越える移動や処分の規制に関するバーゼル条約に基づき再利用された CFC 及びハロンの状況	71
VII/32	モントリオール議定書附属書Ａ及びＢに掲げる規制物質を含む製品及び装置の輸出入の規制	236
VII/33	規制物質の違法な輸出入	250
VII/34	評価パネル	282
VII/35	破壊技術	40
VII/36	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
VII/37	財政的事項：財政報告及び予算	440
VII/38	モントリオール議定書第８回、第９回及び第１０回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	附属書Ａの規制物質に関する調整	
II	附属書Ｂの規制物質に関する調整	
III	附属書Ｃ及びＥの規制物質に関する調整	
IV	試験研究用途の分類及び例	497
V	モントリオール議定書実施のための資金供与制度を改善するための行動	
VI	エッセンシャルユース適用除外	
VII	モントリオール議定書信託基金：1996 年及び 1997 年の拠出規模	
VIII	モントリオール議定書信託基金：承認済み 1995 年、1996 年及び 1997 年予算	
IX	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）に関する宣言	552
X	臭化メチルに関する宣言	553

第 8 回締約国会合（サンホセ、1996 年 11 月 25－27 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
VIII/1	ウィーン条約、モントリオール議定書及びその改正の批准	466
VIII/2	モントリオール議定書第 7 条及び第 9 条に従って締約国により提出された資料と情報	332
VIII/3	履行委員会のメンバー	357
VIII/4	1997～1999 年の多数国間基金及び 3 ヶ年連続事業計画の増資	384
VIII/5	資金供与制度の機能を改良するための方策	417
VIII/6	多数国間基金への拠出	385
VIII/7	資金供与制度及び技術移転を改良するために取られる措置	417,428
VIII/8	多数国間基金執行委員会のメンバー	405
VIII/9	1997 年から 2002 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	80
VIII/10	CFC ベースの定量噴霧式吸入器(MDI)からの円滑かつ効果的な移行に産業界の参画を促すための第 5 条非適用国による方策	117
VIII/11	第 5 条非適用国による CFC ベースのＭＤＩからの移行を容易にする方法	119

VIII/12	第 5 条非適用国における喘息及び慢性閉塞性肺疾患で CFC を使用しない治療に移行させるための情報収集	119
VIII/13	ハイドロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）の使用及び可能性のある用途	146
VIII/14	決定 I/12A に基づく「ばら荷物質」の定義の更なる明確化	37
VIII/15	非締約国との臭化メチルの貿易規制	235
VIII/16	臭化メチルの農業に不可欠な使用	188
VIII/17	クリティカルユースのハロンの入手可能性	134
VIII/18	議定書附属書Ｃのグループ II の規制物質（ハイドロブロモフルオロカーボン）を含む製品リスト	235
VIII/19	技術経済評価パネルの組織及び機能	284
VIII/20	規制物質の違法な輸出入	250
VIII/21	第 7 条に基づく資料報告のために見直された様式	318
VIII/22	ラトビアによるモントリオール議定書遵守	
VIII/23	リトアニアによるモントリオール議定書遵守	
VIII/24	チェコによる 1994 年までのハロン全廃の非遵守	
VIII/25	ロシア連邦によるモントリオール議定書遵守	
VIII/26	オゾン層破壊物質及びＯＤＳを含む製品の輸出	240
VIII/27	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
VIII/28	財政的事項：財政報告及び予算	441
VIII/29	モントリオール議定書に基づく開発途上国のステータスへのグルジアの適用	265
VIII/30	モントリオール議定書第 9 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	多数国間基金：1997 年-1999 年の拠出規模	
II	エッセンシャルユース適用除外のための勧告された申請	
III	エッセンシャルユースの以前の承認量の推薦された調整	
IV	試験研究及び分析用途以外のエッセンシャルユースのための報告様式	499
V	技術経済評価パネル（ＴＥＡＰ）の付託事項	503
VI	モントリオール議定書信託基金：1997 年-1998 年の拠出規模	
VII	モントリオール議定書信託基金：1996 年、1997 年及び 1998 年予算	
VIII	多数国間基金のステータスに関するノート	

第 9 回締約国会合（モントリオール、1997 年 9 月 15－17 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
IX/1	附属書Ａの物質に関する更なる調整	73
IX/2	附属書Ｂの物質に関する更なる調整	73
IX/3	附属書Ｅの物質に関する更なる調整及び削減	73
IX/4	議定書の更なる改正	464
IX/5	第 5 条適用国における附属書Ｅの物質に関する規制措置の条件	156
IX/6	臭化メチルのクリティカルユース適用除外	188
IX/7	臭化メチルの緊急用途	289
IX/8	ライセンス制度	241
IX/9	附属書Ａ及び附属書Ｂの物質にその機能の継続を依存する製品及び装置の輸出規制	236

IX/10	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン及びコペンハーゲン改正議定書の批准	466
IX/11	モントリオール議定書第7条及び第9条に従って締約国により提供される資料と情報	332
IX/12	履行委員会のメンバー	358
IX/13	多数国間基金執行委員会のメンバー	406
IX/14	資金供与制度及び技術移転を改良するために取られる措置	417,429
IX/15	生産部門	425
IX/16	執行委員会の付託事項	413
IX/17	オゾン層破壊物質の試験研究及び分析用途のエッセンシャルユース適用除外	104
IX/18	1998 年及び 1999 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	81
IX/19	定量噴霧式吸入器(MDI)	120
IX/20	MDI 用 CFC のエッセンシャルユース許可への移行	121
IX/21	第 5 条非適用国におけるエッセンシャルユースでないハロン装置の廃棄	135
IX/22	関税コード	322
IX/23	ＣＦＣの継続入手可能性	131
IX/24	オゾン破壊の可能性がある新物質の規制	222
IX/25	航空機と地球の大気に関する特別報告	480
IX/26	モントリオール議定書に基づく開発途上国のステータスへのモルドバ共和国の適用	265
IX/27	モントリオール議定書に基づく開発途上国のステータスへの南アフリカの適用	265
IX/28	モントリオール議定書第 7 条に基づく資料報告のために見直された様式	318
IX/29	ラトビアによるモントリオール議定書遵守	
IX/30	リトアニアによるモントリオール議定書遵守	
IX/31	ロシア連邦によるモントリオール議定書遵守	
IX/32	チェコによる 1995 年の臭化メチル凍結の不遵守	
IX/33	第 5 条適用国としての再分類を求めるブルネイの要求	266
IX/34	モントリオール議定書遵守	322
IX/35	非遵守手続きの見直し	352
IX/36	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
IX/37	財政的事項：財政報告及び予算	442
IX/38	ロンドン改正議定書を批准していない第 5 条非適用国の多数国間基金への拠出金の未払い	385
IX/39	キプロスの多数国間基金への拠出金の返還	385
IX/40	モントリオール議定書第 10 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	附属書Ａの規制物質に関する調整	
II	附属書Ｂの規制物質に関する調整	
III	附属書Ｅの規制物質に関する調整	
IV	モントリオール議定書の改正	
V	執行委員会の付託事項	530
VI	1998 年及び 1999 年のエッセンシャルユース適用除外	
VII	資料報告様式	
VIII	モントリオール議定書信託基金：1997 年及び 1998 年の拠出規模	

IX	モントリオール議定書信託基金：1997 年、1998 年及び 1999 年予算	
X	ロンドン改正議定書を批准していない国による多数国間基金の未払い	
XI	ハイドロクロロフルオロカーボンに関する宣言	553
XII	臭化メチルに関する宣言	554

第 10 回締約国会合（カイロ、1998 年 11 月 23－24 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
X/1	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン及びモントリオール改正議定書の批准	466
X/2	モントリオール議定書第7条及び第9条に従って締約国により提供された資料及び情報	333
X/3	履行委員会のメンバー	358
X/4	多数国間基金執行委員会のメンバー	406
X/5	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
X/6	1999 年及び 2000 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	81
X/7	ハロン管理戦略	135
X/8	オゾン層破壊の可能性がある新物質	222
X/9	附属書Ａ及び附属書Ｂの物質にその機能を継続を依存する製品と装置を国内用に製造しておらず、かつその輸入を望んでいない国々のリストの作成	237
X/10	非遵守手続きの見直し	353
X/11	検疫及び出荷前処理の適用除外	175
X/12	原料用途からのオゾン層破壊物質の排出	52
X/13	多数国間基金の 2000 年-2002 年増資に関する調査の付託事項	385
X/14	プロセスエージェント	54
X/15	第5条適用国の基礎的な国内需要を満たすための第5条非適用国からのモントリオール議定書附属書 A 及び附属書 B の規制物質の輸出	273,497
X/16	京都議定書を考慮したモントリオール議定書の実施	413,474
X/17	生産部門	425
X/18	関税コード	323
X/19	試験研究及び分析用途の適用除外	105
X/20	アゼルバイジャンによるモントリオール議定書遵守	
X/21	ベラルーシによるモントリオール議定書遵守	
X/22	チェコによるモントリオール議定書遵守	
X/23	エストニアによるモントリオール議定書遵守	
X/24	ラトビアによるモントリオール議定書遵守	
X/25	リトアニアによるモントリオール議定書遵守	
X/26	ロシア連邦によるモントリオール議定書遵守	
X/27	ウクライナによるモントリオール議定書遵守	
X/28	ウズベキスタンによるモントリオール議定書遵守	
X/29	第 7 条に基づくデータ報告の時期と第 5 条 8 bis に基づく段階的削減スケジュールの遵守の監視時期の不一致	278,319
X/30	財政的事項：財政報告及び予算	443
X/31	資金供与制度及び技術移転を改良するために取られる措置	428,429

X/32	多数国間基金の補充のための現在の固定為替レート制度の調査の提案	398
X/33	地球環境ファシリティ	478
X/34	モントリオール議定書第 11 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	1999 年及び 2000 年のエッセンシャルユース適用除外	
II	不遵守手続き（1998 年）	524
III	モントリオール議定書信託基金：1998 年、1999 年及び 2000 年予算	
IV	モントリオール議定書信託基金：2000 年の拠出規模	
V	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ハイドロフロロカーボン（ＨＦＣ）及びパーフルオロカーボン（ＰＦＣ）に関する宣言	554

第 11 回締約国会合（北京、1999 年 11 月 29 日-12 月 3 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XI/1	オゾン層保護への新しい約束に関する北京宣言	432
XI/2	附属書Ａの物質に関する更なる調整	73
XI/3	附属書Ｂの物質に関する更なる調整	74
XI/4	附属書Ｅの物質に関する更なる調整	74
XI/5	モントリオール議定書の更なる改正	465
XI/6	多数国間基金補充のための固定為替レート制度	398
XI/7	多数国間基金の 2000～2002 年増資	386
XI/8	履行委員会のメンバー	358
XI/9	多数国間基金執行委員会のメンバー	406
XI/10	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
XI/11	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン及びモントリオール改正議定書の批准	467
XI/12	臭化メチルの出荷前処理用途の定義	176
XI/13	検疫及び出荷前処理	176
XI/14	2000 年及び 2001 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	82
XI/15	試験研究及び分析用途の世界的な適用除外	105
XI/16	第 5 条非適用国におけるＣＦＣ管理戦略	132
XI/17	評価パネルの付託事項	284
XI/18	航空機と地球の大気に関する特別報告	480
XI/19	新物質の評価	223
XI/20	新物質の手続き	224
XI/21	財政的事項：財政報告及び予算	443
XI/22	地球環境ファシリティ	479
XI/23	資料報告	333
XI/24	ブルガリアによるモントリオール議定書遵守	
XI/25	トルクメニスタンによるモントリオール議定書遵守	
XI/26	オゾン破壊物質およびオゾン破壊物質を含む製品の関税コードに関する世界関税機構の勧告と明確化	323
XI/27	冷媒管理計画	425

XI/28	議定書第 5 条第 1 項適用国へのＨＣＦＣの供給	274
XI/29	モントリオール議定書第 12 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	オゾン層保護への新しい約束に関する北京宣言	555
II	附属書Ａの規制物質に関する更なる調整	
III	附属書Ｂの規制物質に関する更なる調整	
IV	附属書Ｅの規制物質に関する更なる調整	
V	モントリオール議定書の更なる改正	
VI	多数国間基金の 2000～2002 年増資（締約国による拠出）	
VII	2000 年及び 2001 年のエッセンシャルユース適用除外	
VIII	モントリオール議定書信託基金：2000 年及び 2001 年予算	
IX	モントリオール議定書信託基金：2000 年及び 2001 年の拠出規模	

第 12 回締約国会合（ワガドーグ、2000 年 12 月 11－14 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XII/1	2001 年の基礎的な国内需要のための第 5 条非適用国による臭化メチルの生産	157
XII/2	CFC を使わない MDI への移行を促進するための方策	122
XII/3	履行委員会のメンバー	358
XII/4	多数国間基金執行委員会のメンバー	406
XII/5	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	435
XII/6	モントリオール議定書第7条及び第9条に従って締約国により提供された資料と情報	333
XII/7	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	467
XII/8	規制物質の処分	40
XII/9	2001 年及び 2002 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	82
XII/10	オゾン層破壊物質、オゾン破壊物質を含む混合物及び製品の国際貿易の監視及び違法貿易の防止	251
XII/11	モントリオール議定書に基づく開発途上国ステータスへのキルギスタンの適用	266
XII/12	モントリオール議定書に基づく開発途上国のリストからの削除を求めるスロベニアの要求	267
XII/13	履行委員会及びその役員の任期	358
XII/14	移行経済国に対する地球環境ファシリティからの継続的支援	479
XII/15	財政的事項：財政報告及び予算	444
XII/16	オゾン事務局の組織及び多数国間基金の会合	425,438
XII/17	モントリオール議定書第 12 回締約国会合におけるワガドーグ宣言	433
XII/18	モントリオール議定書第 13 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	第 12 回締約国会合により勧告された 2001 年―2002 年のエッセンシャルユース適用除外	

II	モントリオール議定書信託基金：承認済み 2000 年予算、改訂済み 2001 年予算及び提案済み 2002 年予算	
III	モントリオール議定書信託基金：2001 年及び 2002 年の拠出規模	
IV	モントリオール議定書第 12 回締約国会合におけるワガドーグ宣言	556

第 13 回締約国会合（コロンボ、2001 年 10 月 16－19 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XIII/1	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2003～2005 年増資に関する調査の付託事項	387
XIII/2	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2003～2005 年増資に関する特別作業部会	387
XIII/3	モントリオール議定書の資金供与制度の管理及び実施機関に関する評価研究	418
XIII/4	固定為替レート制度の実施の見直し及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の運用及び 2000～2002 年の３年間の第５条適用国におけるオゾン破壊物質の段階的削減の基金に関する制度の影響の確認	399
XIII/5	オゾン層に被害を及ぼす恐れのある新物質のオゾン層破壊係数の評価手続き	224
XIII/6	モントリオール議定書に新しい物質を追加するための迅速な手続き	225
XIII/7	n-プロピルブロマイド	225
XIII/8	2002 年以降の第５条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	82
XIII/9	定量噴霧式吸入器（MDIs）の生産	123
XIII/10	定量噴霧式吸入器（MDIs）用CFC のキャンペーン製造の更なる研究	123
XIII/11	臭化メチルのクリティカルユース適用除外の手続き	189
XIII/12	オゾン破壊物質、オゾン破壊物質を含む混合物及び製品の国際貿易の監視及び違法貿易の防止	252
XIII/13	技術経済評価パネルに対するプロセスエージェントに関する最終報告要請	57
XIII/14	オゾン層保護のためのウィーン条約、オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	467
XIII/15	モントリオール議定書第７条に従って締約国が第 13 回締約国会合に提供した資料及び情報	334
XIII/16	1999～2000 年の規制期間における第５条適用国の CFC 消費量の凍結の不遵守の可能性	368
XIII/17	ロシア連邦によるモントリオール議定書遵守	
XIII/18	アルメニアによるモントリオール議定書遵守	
XIII/19	カザフスタンによるモントリオール議定書遵守	
XIII/20	タジキスタンによるモントリオール議定書遵守	
XIII/21	アルゼンチンによるモントリオール議定書遵守	
XIII/22	ベリーズによるモントリオール議定書遵守	
XIII/23	カメルーンによるモントリオール議定書遵守	
XIII/24	エチオピアによるモントリオール議定書遵守	
XIII/25	ペルーによるモントリオール議定書遵守	

XIII/26	履行委員会のメンバー	359
XIII/27	多数国間基金執行委員会のメンバー	407
XIII/28	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XIII/29	2002 年持続可能な開発に関する世界サミットに向けての準備の認知	481
XIII/30	財政的事項：財政報告及び予算	444
XIII/31	オゾン事務局長の選任	438
XIII/32	コロンボ宣言	433
XIII/33	モントリオール議定書第 14 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	第 13 回締約国会合により許可された 2002 年―2004 年のエッセンシャルユース適用除外	
II	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の効力により規制された物質の国際移動に関するデータの収集と比較を容易にするために国内分析用語の小見出しの挿入に関する税関協力委員会の勧告	
III	モントリオール議定書信託基金：2001 年及び 2002 年の承認済み予算及び 2003 年の提案済み予算	
IV	モントリオール議定書信託基金：2002 年及び 2003 年の拠出規模	
V	モントリオール議定書の 15 周年記念及び多数国間基金の 10 周年記念となる 2002 年における持続可能な開発に関する世界サミットに向けたオゾン層保護に対する新しい約束に関するコロンボ宣言	557
VI	モントリオール議定書第 13 回締約国会合に出席した太平洋諸国による宣言	559

第 14 回締約国会合（ローマ、2002 年 11 月 25－29 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XIV/1	オゾン層保護のためのウィーン条約、オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	468
XIV/2	モントリオール議定書に基づく開発途上国のステータスへのアルメニアの適用	267
XIV/3	規制物質に関するいくつかの用語の明確化	71
XIV/4	2003 年及び 2004 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	83
XIV/5	CFC 定量噴霧式吸入器からの移行を完了するに当たり適切な措置を決定するための世界的なデータベースと評価	124
XIV/6	環境性能及び経済性の評価、商業上の実行可能性を含むオゾン層破壊物質の破壊技術の状況	41
XIV/7	オゾン層破壊物質の貿易の監視及びオゾン層破壊物質の違法貿易の防止	252
XIV/8	オゾン層を破壊する化学物質の分類と表示関する世界共通システム（ＧＨＳ）の使用の検討	481
XIV/9	チラーの補修部門及び最終用途を管理する政策の策定	132
XIV/10	成層圏オゾン層を保護する努力と地球気候システムを保護する努力との関係：HFC と PFC に関する問題	475
XIV/11	モントリオール議定書と世界貿易機関との関係	482

XIV/12	履行委員会のメンバー	359
XIV/13	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料と情報	334
XIV/14	第 5 条適用国として一時的に分類される締約国に求められるモントリオール議定書第７条に基づく資料報告の不遵守	345
XIV/15	モントリオール議定書第７条第１項及び第２項に基づき要求される資料報告の不遵守	345
XIV/16	第 5 条 3 及び 8ter(d)に基づく基準量を確立する目的で要求される資料報告の不遵守	345
XIV/17	2000 年７月～2001 年７月の規制機関における第５条適用国によるＣＦＣ消費量の凍結の不遵守の可能性	369
XIV/18	アルバニアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/19	バハマによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/20	ボリビアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/21	ヘルツェゴビナによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/22	ナミビアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/23	ネパールによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/24	セントビンセント及びグラナダによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/25	リビアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/26	モルジブによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/27	基準量の変更の要求	325
XIV/28	2000 年における第５条非適用国による消費量削減の不遵守	370
XIV/29	バングラデシュによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/30	ナイジェリアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/31	アルメニアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/32	カメルーンによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/33	ベリーズによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/34	エチオピアによるモントリオール議定書不遵守	
XIV/35	ロシア連邦によるモントリオール議定書遵守	
XIV/36	モントリオール議定書第 4 条Ｂに基づくライセンス制度の設立に関する報告	242
XIV/37	執行委員会と履行委員会との相互関係	359,413
XIV/38	多数国間基金執行委員会のメンバー	407
XIV/39	多数国間基金の 2003 年―2005 年増資	388
XIV/40	多数国間基金の補充に対する固定為替レート制度	400
XIV/41	財政的事項：財政報告及び予算	445
XIV/42	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XIV/43	モントリオール議定書第 15 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	第 14 回締約国会合により許可された 2003 年―2004 年のエッセンシャルユース適用除外	
II	多数国間基金の第 5 次増資に対する締約国の拠出（2003 年、2004 年及び 2005 年）	
III	モントリオール議定書信託基金：承認済み 2002 年予算及び提案済み 2003 年及び 2004 年予算	
IV	モントリオール議定書信託基金：2003 年及び 2004 年の拠出規模	

第 15 回締約国会合（Nairobi, 10 － 14 November 2003）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XV/1	オゾン層保護のためのウィーン条約、オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	468
XV/2	基礎的な国内需要の生産	274
XV/3	ハイドロクロロフルオロカーボンに関するモントリオール議定書第 4 条に基づく北京改正締約国の義務	228
XV/4	2004 年及び 2005 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	83
XV/5	定量噴霧式吸入器用エッセンシャルユース申請の打ち切り促進	125
XV/6	プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト	58
XV/7	プロセスエージェント	59
XV/8	試験研究及び分析用途	105
XV/9	オゾン層破壊物質の破壊技術の状況及び適正運転基準	42
XV/10	オゾン層破壊物質を含んだ発泡材の廃棄時における取り扱いと破壊	42
XV/11	新規機体にハロンの使用を義務付けている規制基準を変更するためのアクションプラン	136
XV/12	高含水性ナツメヤシ処理用の臭化メチルの使用	157
XV/13	履行委員会のメンバー	360
XV/14	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料と情報	334
XV/15	消費量と生産量の資料の早期報告	319
XV/16	議定書第 7 条第 1 項及び第 2 項に基づき求められる資料報告の不遵守	346
XV/17	第 5 条適用国に一時的に分類される締約国に求められるモントリオール議定書第 7 条に基づく資料報告の不遵守	347
XV/18	第 5 条第 3 項及び第 8 項 ter(d)に基づく基準量を確立する目的で求められる資料報告の不遵守	347
XV/19	基準量の見直しの要求の提出方法	325
XV/20	モントリオール議定書の第 4 条Ｂに基づくライセンス制度の確立に関する報告	242
XV/21	2001 年 7 月 1 日～2002 年 12 月 31 日の規制期間における第 5 条適用国の附属書Ａのグループ Ｉ のオゾン層破壊物質（ＣＦＣ）の消費量の不遵守の可能性と行動計画の要求	370
XV/22	2002 における第 5 条適用国による附属書Ａのグループ Ⅱ のオゾン層破壊物質（ハロン）の消費量の不遵守の可能性と行動計画の要求	371
XV/23	2002 年のモロッコによる附属書Ｃのグループ Ⅱ のオゾン層破壊物質（ハイドロブロモフルオロカーボン）の消費量の不遵守の可能性と行動計画の要求	
XV/24	2002 年の第 5 条非適用国による附属書Ｅの規制物質（臭化メチル）の消費量の不遵守の可能性と行動計画の要求	372
XV/25	2002 年の第 5 条適用国による附属書Ｅのオゾン層破壊物質（臭化メチル）の消費量の不遵守の可能性と行動計画の要求	373
XV/26	アルバニアによるモントリオール議定書不遵守	
XV/27	アルメニアによるモントリオール議定書不遵守	
XV/28	アゼルバイジャンによるモントリオール議定書不遵守	

XV/29	ボリビアによるモントリオール議定書不遵守	
XV/30	ボスニア・ヘルツェゴビナによるモントリオール議定書不遵守	
XV/31	ボツワナによるモントリオール議定書不遵守	
XV/32	カメルーンによるモントリオール議定書不遵守	
XV/33	コンゴによるモントリオール議定書不遵守	
XV/34	グアテマラによるモントリオール議定書不遵守	
XV/35	ホンジュラスによるモントリオール議定書不遵守	
XV/36	リビアによるモントリオール議定書不遵守	
XV/37	モルジブによるモントリオール議定書不遵守	
XV/38	ナミビアによるモントリオール議定書不遵守	
XV/39	ネパールによるモントリオール議定書不遵守	
XV/40	パプアニューギニアによるモントリオール議定書不遵守	
XV/41	カタールによるモントリオール議定書不遵守	
XV/42	セントビンセント及びグラナダによるモントリオール議定書不遵守	
XV/43	ウガンダによるモントリオール議定書不遵守	
XV/44	ウルグアイによるモントリオール議定書不遵守	
XV/45	ベトナムによるモントリオール議定書不遵守	
XV/46	多数国間基金執行委員会のメンバー	407
XV/47	モントリオール議定書の資金供与制度の管理に関する調査の付託事項	418
XV/48	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会の報告に関する決定	414
XV/49	地球環境ファシリティによる技術及び財政支援を求める南アフリカの申請	479
XV/50	地球環境ファシリティによる移行経済国への継続支援	479
XV/51	移行経済国への制度強化支援	479
XV/52	財政的事項：財政報告及び予算	446
XV/53	科学評価パネル、環境影響評価パネル、技術経済評価パネルのための付託事項	285
XV/54	臭化メチルのクリティカルユースの評価にあたって技術経済評価パネルが採用すべき評価の分類	190
XV/55	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XV/56	Ex 締約国会合	430
XV/57	モントリオール議定書第 16 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	エッセンシャルユース申請	
II	承認済み破壊プロセス	
III	施設の運用基準	486
IV	破壊技術使用時に監視し公表する物質	495
V	モントリオール議定書の資金供与制度の管理に関する調査の付託事項	
VI	モントリオール議定書信託基金:承認済み 2003 年予算、改訂提案済み 2004 年予算及び提案済み 2005 年予算	
VII	モントリオール議定書信託基金：2004 年及び 2005 年の拠出規模	
VIII	臭化メチルに関する宣言	559

第 1 回 Ex 締約国会合（モントリオール、2004 年 3 月 24－26 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
Ex.I/1	附属書Ｅの規制物質に関する更なる調整	74
Ex.I/2	第 5 条適用国による臭化メチルの段階的削減の前倒し	158
Ex.I/3	2005 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	190
Ex.I/4	臭化メチルのクリティカルユース適用除外の交付と報告の条件	192
Ex.I/5	臭化メチル技術的オプション委員会の作業手順と付託事項の見直し	286

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	臭化メチルのクリティカルユース申請の年間報告要件	507
II	臭化メチルのクリティカルユース適用除外	
III	第１回Ｅｘ締約国会合で米国により提出された決定案	
IV	臭化メチルの消費量の制限に関する宣言	560

第 16 回締約国会合（プラハ、2004 年 11 月 22－26 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XVI/1	ウィーン条約､オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書､ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正の批准	469
XVI/2	2005 年及び 2006 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	196
XVI/3	臭化メチルのクリティカルユース申請の期間	198
XVI/4	臭化メチル技術的オプション委員会の作業手順と付託事項の見直し	289
XVI/5	臭化メチル技術的オプション委員会への財政援助の条項	289
XVI/6	計算様式	199
XVI/7	臭化メチルで処理した製品及び商品の取引	159
XVI/8	臭化メチルの代替品に関する技術及び財政支援の要求	426
XVI/9	臭化メチルの段階的削減のための代替品の使用の柔軟性	159
XVI/10	臭化メチルの検疫及び出荷前処理用途に関する情報の報告	177
XVI/11	検疫及び出荷前処理用途に関する国連機関の間の調整	178
XVI/12	2005 年及び 2006 年の第 5 条第 1 項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	83
XVI/13	チラーでの冷媒サービス部門の部分評価及び CFC を使用しない装置への移行のための奨励策と障害の確認	133
XVI/14	四塩化炭素の排出源及び削減の機会	140
XVI/15	決定 XIV/6 に基づく承認済み破壊技術の見直し	42
XVI/16	試験研究及び分析用途	105
XVI/17	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料と情報	335
XVI/18	モントリオール議定書を最近批准した締約国によるモントリオール議定書第 5 条及び第 7 条に基づき要求される資料報告の不遵守	348
XVI/19	2002 年及び 2003 年のソマリアによる附属書Ａのグループ II のオゾン層破壊物質（ハロン）の消費量の不遵守の可能性及び行動計画の要求	374
XVI/20	第 5 条第 1 項適用国による附属書Ｂのグループ III の規制物質（メチルクロロホルム）の消費量の 2003 年の不遵守の可能性及び行動計画の要求	
XVI/21	アゼルバイジャンによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/22	チリによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/23	フィジーによるモントリオール議定書不遵守	

XVI/24	ギニア・ビサウによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/25	レソトによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/26	リビアによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/27	ネパールによるモントリオール議定書遵守	
XVI/28	オマーンによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/29	パキスタンによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/30	セントビンセント及びグラナダによるモントリオール議定書不遵守	
XVI/31	基準量の変更の要求	326
XVI/32	モントリオール議定書第 4 条Bに基づくライセンス制度の確立に関する報告	243
XVI/33	オゾン層破壊物質の違法な貿易	254
XVI/34	モントリオール議定書の事務局とその他の関係協定及び国際組織との協力	482
XVI/35	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2006 年—2008 年増資に関する調査の付託事項	388
XVI/36	モントリオール議定書の資金供与制度の評価及び見直し（決定 V/47）	400
XVI/37	多数国間基金の拠出金の未払い	390
XVI/38	多数国間基金執行委員会の代表者の地域バランスの必要性	415
XVI/39	モントリオール議定書に基づく開発途上国のステータスへのトルクメニスタンの適用	267
XVI/40	モントリオール議定書に基づく開発途上国のリストからの削除を求めるマルタの要求	267
XVI/41	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XVI/42	履行委員会のメンバー	360
XVI/43	多数国間基金執行委員会のメンバー	408
XVI/44	財政的事項：財政報告及び予算	447
XVI/45	「オゾン層の国際年」としての 2007 年宣言	433
XVI/46	Ex 締約国会合	430
XVI/47	モントリオール議定書第 17 回締約国会合	430

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	臭化メチルのクリティカルユース申請：臭化メチル技術的オプション委員会の作業手続き及びメンバー、申請の評価基準に関するガイダンス	513,515, 518
II	臭化メチルのクリティカルユースの報告算出様式	523
III	モントリオール議定書信託基金:改訂承認済み 2004 年予算、承認済み 2005 年予算及び提案済み 2006 年予算	
IV	モントリオール議定書信託基金：2005 年及び 2006 年の拠出規模	
V	化学関連の多数の環境協定間の協力強化に関するプラハ宣言	561
VI	科学シンポジウムの概要：挑戦及び見通し－オゾン層保護	

第 2 回 Ex 締約国会合（モントリオール、2005 年 7 月 1 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
Ex.II/1	臭化メチルのクリティカルユース適用除外	199

第 17 回締約国会合（ダカール、2005 年 12 月 12－16 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XVII/1	ウィーン条約、オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准状況	469
XVII/2	モントリオール議定書に基づく開発途上国のリストからの削除を求めるキプロスの要求	267
XVII/3	モントリオール議定書北京改正関する議定書第 4 条第 8 項のベルギー、ポーランド及びポルトガルへの適用	230
XVII/4	モントリオール議定書北京改正関する議定書第 4 条第 8 項のタジキスタンへの適用	230
XVII/5	2006 年及び 2006 年の第 5 条第 1 項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	84
XVII/6	プロセスエージェント	59
XVII/7	プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト	61
XVII/8	プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト	61
XVII/9	2006 年及び 2006 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	200
XVII/10	臭化メチルの試験研究及び分析に不可欠な用途	106
XVII/11	空間燻蒸に使用した臭化メチルの回収／再利用及び破壊	160
XVII/12	第 5 条第 1 項適用国の基礎的な国内需要を満たすための第 5 条第 1 項非適用国による CFC の生産量の最少化	275
XVII/13	第 5 条第 1 項適用国の試験研究及び分析用途の四塩化炭素の使用	107
XVII/14	定量噴霧式吸入器の製造に使用する CFC に関してモントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国が直面する障害	126
XVII/15	検疫及び出荷前処理における臭化メチルの代替品の使用に関するモントリオール議定書と国際植物保護条約の協力	179
XVII/16	オゾン層破壊物質の違法貿易の防止	254
XVII/17	オゾン層破壊物質の排出現の環境に優れた破壊の技術面及び財務面への影響	43
XVII/18	破壊に関する専門家会合に対する技術経済評価パネルの協力要請	44
XVII/19	オゾン層破壊に取り組む対策に関する技術経済評価パネル及び気候変動に関する政府間パネルの評価報告書の検討	475
XVII/20	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料と情報	336
XVII/21	モントリオール議定書を最近批准した締約国によるモントリオール議定書第 5 条及び第 7 条に基づき要求される資料報告の不遵守	349
XVII/22	第 5 条第 3 項及び第 8 項 ter(d)に基づく基準量を確立する目的で要求される資料報告の不遵守	349
XVII/23	モントリオール議定書の第 4 条Ｂに基づくライセンス制度の確立に関する報告	243
XVII/24	モントリオール議定書第 9 条に基づき提出される研究、開発、周知と情報交換に関する締約国の報告	376
XVII/25	アルメニアによるモントリオール議定書不遵守及び行動計画の要求	
XVII/26	アゼルバイジャンによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/27	バングラデシュによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/28	ボスニア・ヘルツェゴビナによるモントリオール議定書不遵守	

XVII/29	チリによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/30	中国による附属書Ｂのグループ Ｉの規制物質（その他の完全にハロゲンかされたクロロフルオロカーボン）の消費量の 2004 年の不遵守の可能性及び行動計画の要求	
XVII/31	エクアドルによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/32	ミクロネシアによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/33	フィジーによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/34	モントリオール議定書第 2 条Ｈの規制物質の遵守にホンジュラスを戻すために見直された行動計画	
XVII/35	カザフスタンによる附属書Ａのグループ Ｉの規制物質（ＣＦＣ）の 2004 年の不遵守の可能性及び行動計画の要求	
XVII/36	カザフスタンによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/37	リビアによるモントリオール議定書不遵守	
XVII/38	シエラレオンによるモントリオール議定書不遵守及び行動計画の要求	
XVII/39	ウルグアイにおける臭化メチルの早期段階的削減のために見直された行動計画	
XVII/40	多数国間基金の 2006 年―2008 年増資	390
XVII/41	多数国間基金の増資のための固定為替レート制度	401
XVII/42	財政的事項：財政報告及び予算	449
XVII/43	履行委員会のメンバー	261
XVII/44	多数国間基金執行委員会のメンバー	408
XVII/45	技術経済評価パネルのその技術的オプション委員会の新共同議長の承認	310
XVII/46	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XVII/47	将来のモントリオール議定書会合の日程	430
XVII/48	モントリオール議定書第 18 回締約国会合	431

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	オゾン層保護のためのウィーン条約信託基金：改正承認済み 2005 年予算及び承認済み 2006 年、2007 年及び 2008 年予算	
II	ウィーン条約信託基金：2006 年、2007 年及び 2008 年の拠出規模	
III	多数国間基金の第 6 期増資に対する締約国による拠出金（2006 年、2007 年及び 2008 年）	
IV	Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金」改正承認済み 2005 年予算及び承認済み 2005 年及び 2007 年予算	
V	モントリオール議定書信託基金：2006 年及び 2007 年の拠出規模	

第 18 回締約国会合（ニューデリー、2006 年 10 月 30 日-11 月 3 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XVIII/1	履行委員会のメンバー	361
XVIII/2	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会のメンバー	409
XVIII/3	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XVIII/4	化学物質技術的オプション委員会の共同議長	310
XVIII/5	財政的事項：財政報告及び予算	451

XVIII/6	ウィーン条約、オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	470
XVIII/7	2007 年及び 2008 年の第 5 条第 1 項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース適用除外	84
XVIII/8	2007 年のロシアにおける航空宇宙用の CFC-113 のエッセンシャルユース適用除外	85
XVIII/9	オゾン層破壊物質の環境に優れた破壊に関する決定 XVII/17 に基づき求められるケーススタディの付託事項案の見直し	44
XVIII/10	四塩化炭素の排出源及び削減の機会	141
XVIII/11	n-プロピルブロマイドの排出源、利用可能な代替物質及び削減の機会	225
XVIII/12	気候変動に関する政府間パネル／技術経済評価パネルの特別報告に関するオゾン事務局のワークショップに続く今後の作業	476
XVIII/13	2007 年及び 2008 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	202
XVIII/14	検疫及び出荷前処理の臭化メチルの代替品の使用に関するモントリオール議定書／国際植物保護条約の協力	179
XVIII/15	臭化メチルの試験研究及び分析に不可欠な用途	107
XVIII/16	CFC を使用する定量噴霧式吸入器を製造している第 5 条適用国が直面している障害	127
XVIII/17	遵守に関わるオゾン層破壊物質の備蓄分の処理	355
XVIII/18	締約国間の越境移動を監視するためのシステムを通じたオゾン層破壊物質の違法貿易の防止	257
XVIII/19	技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会のようなグループの利害関係の開示に関するガイドライン	290
XVIII/20	アルメニアによるモントリオール議定書不遵守	
XVIII/21	コンゴによる附属書Ｂのグループ Ⅱの規制物質（四塩化炭素）及び附属書Ｂのグループ Ⅲの規制物質（メチルクロロホルム）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守	
XVIII/22	ドミニカによる附属書Ａのグループ Ｉの規制物質（ＣＦＣ）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守	
XVIII/23	エクアドルによる附属書Ｅの規制物質（臭化メチル）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守及び行動計画の要求	
XVIII/24	エリトリアによる附属書Ａのグループ Ｉの規制物質（ＣＦＣ）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守の可能性及び行動計画の要求	
XVIII/25	ギリシャによるＣＦＣ生産の権利の移転の不遵守	
XVIII/26	モントリオール議定書第 2 条Ｈの規制措置の遵守にグアテマラを戻すための改正行動計画	
XVIII/27	イランによる附属書Ｂのグループ Ⅱの規制物質（四塩化炭素）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守の可能性及び行動計画の要求	
XVIII/28	ケニアによるモントリオール議定書不遵守	
XVIII/29	メキシコによる基準量の変更の要求	326
XVIII/30	メキシコによる附属書Ｂのグループ Ⅱの規制物質（四塩化炭素）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守	
XVIII/31	パキスタンによるモントリオール議定書不遵守	
XVIII/32	パラグアイによる附属書Ａのグループ Ｉの規制物質（ＣＦＣ）及び附属書Ｂのグループ Ⅱの規制物質（四塩化炭素）の消費量を管理するモントリオール議定書の規制措置の 2005 年における不遵守及び行動計画の要求	

XVIII/33	セルビアによる第5条第3項及び第8項ter (d)に基づき基準量の確立を求める目的で要求される資料報告の不遵守	
XVIII/34	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料を情報	336
XVIII/35	モントリオール議定書第4条Bに基づくライセンスの制度の整備に関する報告	244
XVIII/36	モントリオール議定書が直面する今後の主要な課題に関する対話	483
XVIII/37	モントリオール議定書第19回締約国会合	431

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：承認済み2006年、2007年及び2008年予算	
II	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：2007年及び2008年の締約国の拠出規模	
III	第 18 回締約国会合で承認された定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンの2007年及び2008年のエッセンシャルユース許可	

第19 回締約国会合(モントリオール、2007 年9 月17－21 日)

決定	タ イ ト ル	本文頁
XIX/1	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	470
XIX/2	履行委員会のメンバー	361
XIX/3	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会のメンバー	409
XIX/4	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XIX/5	財政的事項：財政報告及び予算	453
XIX/6	附属書Cのグループ I の物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）に関するモントリオール議定書の調整	75
XIX/7	多数国間基金からの財政援助に対する南アフリカの適格性	268
XIX/8	HCFC に関する更なる作業	146
XIX/9	2008年及び2009年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	203
XIX/10	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2009 年—2011 年増資に関する調査の付託事項	391
XIX/11	多数国間基金の付託事項の見直し	415
XIX/12	オゾン層破壊物質の違法貿易の防止	258
XIX/13	2008 年及び 2009 年の第5条第1項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	87
XIX/14	ロシア連邦における航空宇宙用の CFC-113 のエッセンシャルユース適用除外	88
XIX/15	プロセスエージェントの関連決定における表 A と表 A-bis の差し替え	61
XIX/16	ハロン技術的オプション委員会による2006年評価報告書のフォローアップ	137
XIX/17	モントリオール議定書第5条第1項適用国の試験研究及び分析用途の四塩化炭素の使用	108
XIX/18	試験研究及び分析用途の適用除外	109

XIX/19	モントリオール議定書に基づく開発途上国のリストからの削除を求めるルーマニアの要求	268
XIX/20	科学評価パネル、環境影響評価パネル及び技術経済評価パネルの付託事項	292
XIX/21	ギリシャによる附属書Ａのグループ Ｉの規制物質（クロロフルオロカーボン）の生産量を管理するモントリオール議定書の条項の 2005 年における不遵守及びＣＦＣの生産権利の移転に関するモントリオール議定書第 2 条の要求	
XIX/22	パラグアイによるモントリオール議定書不遵守	
XIX/23	サウジアラビアによる附属書Ｅの規制物質（臭化メチル）の消費量を管理するモントリオール議定書の条項の 2005 年における不遵守の可能性及び行動計画の要求	
XIX/24	トルクメニスタンによる基準量の変更の要求	326
XIX/25	モントリオール議定書第 5 条に従って締約国により提供された資料及び情報	337
XIX/26	モントリオール議定書第 4 条Ｂに基づくライセンス制度の確立に関する報告	244
XIX/27	イランによるモントリオール議定書遵守	
XIX/28	第５条第１項適用国の基礎的な国内需要を満たすための第５条第１項非適用国によるクロロフルオロカーボンの生産量の報告に関する決定 XVII/12 の第１項の実施	276
XIX/29	科学評価パネルの新共同議長の選任	310
XIX/30	モントリオール議定書第 20 回締約国会合	431
XIX/31	モントリオール宣言	433

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：承認済み 2007 年・2008 年予算及び示された 2009 年予算	
II	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：2008 年及び 2009 年の締約国による拠出規模	
III	モントリオール議定書附属書Ｃのグループ Ｉの規制物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）に関して第 19 回締約国会合により合意された調整	
IV	モントリオール宣言	563

第 20 回締約国会合（ドーハ、2008 年 11 月 16－20 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XX/1	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書のの批准状況	471
XX/2	2009 年及び 2010 年の第５条第１項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請	89
XX/3	第５条第１項適用国のエッセンシャルユース適用除外	90
XX/4	定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンのキャンペーン生産	129
XX/5	2009 年及び 2010 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	205
XX/6	検疫及び出荷前処理の目的で使用される臭化メチルの量及びその排出を削減するための締約国による行動	181
XX/7	環境に優れたオゾン層破壊物質のバンクの管理	45

XX/8	オゾン層破壊物質の高 GWP 代替物質に関する対話のワークショップ	477
XX/9	モントリオール議定書の貿易規定のハイドロクロロフルオロカーボンへの適用	231
XX/10	多数国間基金の 2009 年―2011 年増資	393
XX/11	多数国間基金の 2009 年―2011 年増資に対する固定為替レート制度の拡大	402
XX/12	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料及び情報	338
XX/13	モントリオール議定書第 9 条に基づいて提出された締約国の報告	377
XX/14	モントリオール議定書第 4 条Bに基づくライセンス制度の確立に関する報告	246
XX/15	新しい低位悪国としてイラクが直面する障害	
XX/16	エクアドルによるモントリオール議定書不遵守	
XX/17	サウジアラビアによる基準量の変更の要求	327
XX/18	ソロモン諸島による附属書Aのグループ I の規制物質(クロロフルオロカーボン）の消費量に関するモントリオール議定書の条項の 2006 年における不遵守の可能性及び 2007 年の行動計画及びデータの要求	
XX/19	ソマリアによる附属書Aのグループ I の規制物質（クロロフルオロカーボン）及びグループ II の規制物質（ハロン）の消費量に関するモントリオール議定書の条項の不遵守	
XX/20	モントリオール議定書財政的事項：財政報告及び予算	454
XX/21	履行委員会のメンバー	361
XX/22	多数国間基金執行委員会のメンバー	409
XX/23	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XX/24	技術経済評価パネルのハロン技術的オプション委員会の新共同議長の承認	310
XX/25	モントリオール議定書第 21 回締約国会合	431
XX/26	ドーハ宣言の採択	433

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	オゾン層保護のためのウィーン条約信託基金：改正済み 2008 年予算及び承認済み 2009 年、2010 年及び 2011 年予算	
II	ウィーン条約信託基金：2009 年―2011 年の締約国による拠出規模	
III	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2009 年―2011 年増資の拠出規模	
IV	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金:改正済み 2008 年予算及び承認済み 2009 年、2010 年予算	
V	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：2009 年及び 2010 年の締約国による拠出規模	
VI	ドーハ宣言	564

第 21 回締約国会合（ポートガリブ、2009 年 11 月 4－8 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XXI /1	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准状況	471

XXI /2	オゾン層破壊物質のバンクの環境上適切な管理	47
XXI /3	プロセスエージェントとしての規制物質の使用	61
XXI /4	2010 年の規制物質のエッセンシャルユース申請	91
XXI /5	ロシアにおける航空宇宙用 CFC-113 のエッセンシャルユース適用除	93
XXI /6	世界的な試験研究用途適用除外	109
XXI /7	ハロン	137
XXI /8	四塩化炭素の排出源及びＯＤＳ削減のための機会	142
XXI /9	HCFC 及び環境に適切な代替物質	147
XXI /10	臭化メチルの検疫及び出荷前処理用途	183
XXI /11	2010 年及び 2011 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	206
XXI /12	モントリオール議定書第 4 条Ｂに基づくライセンス制度の確立に関する報告	246
XXI /13	ＲＴＯＣの新共同議長の承認	310
XXI /14	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料及び情報	339
XXI /15	ＱＰＳ用途の臭化メチルの報告	310
XXI /16	履行委員会のメンバー	362
XXI /17	バングラデシュによる 2007 年及び 2008 年の不遵守	
XXI /18	ボスニア・ヘルツェゴビナによる 2007 年及び 2008 年の不遵守	
XXI /19	ミクロネシアによるモントリオール議定書遵守	
XXI /20	メキシコによる 2008 年の不遵守	
XXI /21	サウジアラビアによる 2007 年の不遵守及び提案された計画	
XXI /22	ソロモン諸島によるモントリオール議定書遵守	
XXI /23	ソマリアによる不遵守	
XXI /24	東ティモールが直面する障害	267
XXI /25	トルクメニスタンによる 2007 年の不遵守	
XXI /26	バヌツによる 2007 年及び 2008 年の不遵守	
XXI /27	多数国間基金執行委員会のメンバー	410
XXI /28	モントリオール議定書の資金供与制度の評価	419
XXI /29	制度強化	426
XXI /30	モントリオール議定書第 22 回締約国会合	431
XXI /31	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XXI /32	財政的事項：財政報告及び予算	456

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	改正承認済み 2009 年予算、承認済み 2010 年予算及び提案済み 2011 年予算	
II	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：国連の評価基準に基づく 2010 年及び 2011 年の締約国による拠出規模	
III	ＯＤＳの高ＧＷＰ代替物質に関する宣言	567

第 22 回締約国会合（バンコク、2010 年 11 月 8－12 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XXII /1	ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准状況	472

XXII /2	モントリオール議定書の資金供与制度の評価の付託事項	419
XXII /3	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2012 年―2014 年増資に関する調査の付託事項	393
XXII /4	2011 年の規制物質のエッセンシャルユース申請	94
XXII /5	ロシア連邦における航空宇宙用の CFC-113 に関するエッセンシャルユース申請	95
XXII /6	2011 年及び 2012 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	208
XXII /7	世界的な試験研究及び分析用途適用除外	112
XXII /8	プロセスエージェントとしての規制物質の使用	63
XXII /9	ポリオールに事前に混合された HCFC	149
XXII /10	ＯＤＳに関する破壊技術	48
XXII /11	国際民間航空機関によるハロン使用からの転換の進捗状況	138
XXII /12	ハイチの状況	364
XXII /13	シンガポールによるモントリオール議定書不遵守	
XXII /14	モントリオール議定書第 7 条に従って締約国により提供された資料及び情報	339
XXII /15	サウジアラビアによるモントリオール議定書不遵守	
XXII /16	韓国によるモントリオール議定書不遵守	
XXII /17	カザフスタンによるコペンハーゲン、モントリオール及び北京改正議定書の批准	238
XXII /18	バヌツによるモントリオール議定書不遵守	
XXII /19	モントリオール議定書第 4 条Ｂに基づくライセンス制度の確立に関する状況	247
XXII /20	備蓄されたオゾン層破壊物質の処理	355
XXII /21	財政的事項：財政報告及び予算	456
XXII /22	評価パネルに関するメンバー変更	293,310
XXII /23	履行委員会のメンバー	362
XXII /24	多数国間基金執行委員会のメンバー	410
XXII /25	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XXII /26	モントリオール議定書第 23 回締約国会合	432

附属書	タ イ ト ル	本文頁
I	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：承認済み 2010 年、2011 年予算および提案済み 2012 年予算	
II	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書信託基金：国連の評価基準に基づく 2011 年および 2012 年の締約国による拠出規模	
III	HCFC および CFC からの世界的な転換に関する宣言	568

第 23 回締約国会合（バリ、2011 年 11 月 21－25 日）

決定	タ イ ト ル	本文頁
XXIII /1	ウィーン条約、モントリオール議定書、及びモントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正及び北京改正の批准状況	472
XXIII /2	2012 年の規制物質のエッセンシャルユース指定	95
XXIII /3	ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外	97

XXIII /4	2013 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	210
XXIII /5	臭化メチルの検疫及び出荷前処理用途	185
XXIII /6	全世界における実験及び分析用途適用除外	112
XXIII /7	プロセスエージェントとしての規制物質の使用	66
XXIII /8	四塩化炭素排出量の不一致の調査	143
XXIII /9	オゾン層を破壊する物質の代替物質に関する追加情報	149
XXIII /10	技術経済評価パネル及びその補助機関の推薦手続き及び運営手続きの改定	294
XXIII /11	モントリオール議定書における船舶（他の旗国の船舶を含む）の整備に使用されるオゾン層破壊物質の取扱い	260
XXIII /12	オゾン層破壊物質の新しい破壊技術の採用	49
XXIII /13	科学評価パネル、環境影響評価パネル及び技術経済評価パネルによる 4 年ごとの報告書の 2014 年版で考慮されうる重点エリア	296
XXIII /14	第五条 1 の適用を受ける締約国が臭化メチルの段階的削減において直面する主要な課題	160
XXIII /15	2012-2014 年の多数国間基金の補充	394
XXIII /16	2012-2014 年の多数国間基金の補充に対する固定為替レート制度の拡大	403
XXIII /17	管理及び財政事項：財政報告及び予算	457
XXIII /18	履行委員会の委員	362
XXIII /19	多数国間基金の執行委員会の委員	410
XXIII /20	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XXIII /21	化学物質技術的オプション委員会の新共同議長及び技術経済評価パネルの上級専門家の承認	311
XXIII /22	モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報	340
XXIII /23	リビアによる附属書 A グループ II（ハロン）の規制物質の消費に関する規定に関する 2009 年の潜在的な非遵守と行動計画の要求	366
XXIII /24	新しい締約国としてイラクが直面する課題	365
XXIII /25	イエメンによる 2009 年のモントリオール議定書の第七条に基づくハイドロクロロフルオロカーボンのデータの未報告	350
XXIII /26	ヨーロッパ連合によるモントリオール議定書の不遵守	364
XXIII /27	ロシア連邦によるモントリオール議定書の不遵守	367
XXIII /28	基準値データの修正に関するタジキスタンの要望	327
XXIII /29	バルバドス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ・ダルサラーム、ガイアナ、ラオス人民民主共和国、レソト、パラオ、ソロモン諸島、スワジランド、トーゴ、トンガ、バヌアツ及びジンバブエによる基準値データの修正の申請	328
XXIII /30	2011 年及びそれ以降のハイドロクロロフルオロカーボンのデータの分析及び発表において事務局が使用すべき小数位	320
XXIII /31	モントリオール議定書の第四条の B に基づく認可の制度の確立の状況	248
XXIII /32	モントリオール議定書第 24 回締約国会合	432
XXIII /33	モントリオール議定書第 26 回締約国会合	432

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	オゾン層を破壊する物質に関するウィーン条約信託基金：承認済み 2011 年、2012 年予算および提案済み 2013 年、2014 年予算	
II	オゾン層の保護に関するウィーン条約信託基金	
III	多数国間基金の 8 回目の補充（2012 年、2013 年および 2014 年）の締約国による拠出	
IV	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の信託基金 2011 年と 2012 年の承認と 2013 年の予算提案	
V	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の信託基金	
VI	準備部門の評価パネルおよび技術的オプション委員のメンバーによる	

	プレゼンテーションの概要	
VII	草案 XXIII / [] : ハイドロクロロフルオロカーボン製造設備の資金調達	
VIII	ウィーン条約締約国のオゾンリサーチマネージャーの第 8 回会合に関する発表要旨	
IX	オゾン層を破壊する物質から低地球温暖化係数の代替物質への移行に関するバリ宣言	569
X	ハイレベルセグメントにおける 2010 年 4 ヵ年評価の評価パネルメンバーによるプレゼンテーションの概要	

第 24 回締約国会合（ジュネーブ、2012 年 11 月 12－16 日）

決定	タ　イ　ト　ル	本文頁
XXIV /1	ウィーン条約、モントリオール議定書、及びモントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正及び北京改正の批准状況	472
XXIV /2	モントリオール議定書の北京改正を受けた、バーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ、ケニア及びニカラグアに対するモントリオール議定書の第四条 8 の適用	231
XXIV /3	2013 年の規制物質のエッセンシャルユース指定	98
XXIV /4	ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外	99
XXIV /5	2014 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	212
XXIV /6	原料用途	52
XXIV /7	オゾン層を破壊する物質の代替物質に関する追加情報	149
XXIV /8	技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会及び暫定補助機関の付託事項、行動規範、開示及び利害の衝突に関するガイドライン	298
XXIV /9	船舶で使用される規制物質	261
XXIV /10	科学評価パネルによる RC-316 の審査	226
XXIV /11	資金供与の制度の評価	423
XXIV /12	輸入に関するデータと輸出に関するデータの差異	340
XXIV /13	モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報	341
XXIV /14	第七条のデータ報告フォームにおけるゼロの報告	342
XXIV /15	臭化メチルの検疫及び出荷前処理用途に関する情報の報告	186
XXIV /16	アルジェリア、エクアドル、赤道ギニア、エリトリア、ハイチ、ニジェール、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びトルコによる基準値データの修正の要請	329
XXIV /17	モントリオール議定書の第四条の B に基づく認可の制度の確立の状況	249
XXIV /18	ウクライナによるモントリオール議定書の不遵守	
XXIV /19	技術経済評価パネルの委員の交替	312
XXIV /20	環境影響評価パネルの新共同議長の承認	312
XXIV /21	履行委員会の委員	363
XXIV /22	多数国間基金の執行委員会の委員	411
XXIV /23	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	436
XXIV /24	モントリオール議定書の信託基金及び予算に関する財政報告書	458
XXIV /25	モントリオール議定書第 25 回締約国会合の日程と場所	432

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	オゾン層を枯渇させる物質に関するモントリオール議定書の信託基金	

	2012 年と 2013 年承認及び 2014 年提案予算	
II	オゾン層の保護に関するウィーン条約信託基金　国連基準の評価に基づく 2012 年および 2013 年の締約国による拠出の規模	
III	評価パネルおよび技術的オプション委員のメンバーによるプレゼンテーションの概要	

第 25 回締約国会合（バンコク、2013 年 10 月 21－25 日）

決定	タ　イ　ト　ル	本文頁
XXV /1	モントリオール議定書のモントリオール改正及び北京改正の批准状況	473
XXV /2	2014 年の規制物質のエッセンシャルユース指定	100
XXV /3	ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外	101
XXV /4	2015 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	214
XXV /5	オゾン層破壊物質の代替物質についての情報に関する技術経済評価パネルの報告への回答（決定 XXIV/7 の 1）	150
XXV /6	技術経済評価パネルの運営及び組織	307
XXV /7	技術経済評価パネルの委員の交替	313
XXV /8	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2015-2017 年の補充に関する調査の付託事項	395
XXV /9	小島嶼開発途上国におけるモントリオール議定書の実施	483
XXV /10	アゼルバイジャンによるモントリオール議定書の不遵守	
XXV /11	フランスによるモントリオール議定書の不遵守	
XXV /12	カザフスタンによるモントリオール議定書の不遵守	
XXV /13	コンゴ、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ及びセントルシアによる基準値データの修正の要請	330
XXV /14	モントリオール議定書の第 7 条に従って締約国が提供するデータ及び情報	342
XXV /15	モントリオール議定書の第 4 条の B に基づく認可の制度の確立の状況	250
XXV /16	クロアチアによるモントリオール議定書における発展途上国のリストからの削除の要請	
XXV /17	履行委員会の委員	363
XXV /18	多数国間基金の執行委員会の委員	411
XXV /19	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	437
XXV /20	モントリオール議定書の信託基金及び予算に関する財政報告書	459
XXV /21	モントリオール議定書第 26 回締約国会合の日程と場所	432

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	オゾン層を枯渇させる物質に関するモントリオール議定書の信託基金	
II	オゾン層の保護に関するウィーン条約信託基金　国連基準の評価に基づく 2014 年の締約国による拠出の規模	
III	モントリオール議定書とそのメカニズムを用いたハイドロフルオロカーボンの管理に関する議論グループの共同議長報告	
IV	評価パネルおよび技術的オプション委員のメンバーによるプレゼンテーションの概要	

第 26 回締約国会合（パリ、2014 年 11 月 17－21 日）

決定	タ　イ　ト　ル	本文頁
XXVI /1	ウィーン条約、モントリオール議定書、及びモントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正、北京改正の批准状況	473
XXVI /2	2015 年の規制物質のエッセンシャルユース指定	130
XXVI /3	ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外	102
XXVI /4	中国における 2015 年の実験及び分析用途のエッセンシャルユース適用除外	114
XXVI /5	全世界における実験及び分析用途の適用除外	115
XXVI /6	2015 年及び 2016 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	216
XXVI /7	回収、リサイクル、再生されたハロンの利用可能性	139
XXVI /8	ハイドロクロロフルオロカーボン及び代替物質の取引の監視を推進する措置	324
XXVI /9	オゾン層破壊物質の代替物質についての情報に関する技術経済評価パネルの報告への回答	151
XXVI /10	2015-2017 年の多数国間基金の補充	396
XXVI /11	2015-2017 年の多数国間基金の補充に対する固定為替レート制度の延長	403
XXVI /12	モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報	343
XXVI /13	カザフスタンによるモントリオール議定書の不遵守	
XXVI /14	リビア及びモザンビークによる基準値データ修正の要請	331
XXVI /15	韓国によるモントリオール議定書の不遵守	
XXVI /16	グアテマラによるモントリオール議定書の不遵守	
XXVI /17	技術経済評価パネルの委員の交替	
XXVI /18	履行委員会の委員	363
XXVI /19	多数国間基金執行委員会の委員	411
XXVI /20	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	437
XXVI /21	モントリオール議定書の財政報告書及び予算	460
XXVI /22	モントリオール議定書第 27 回及び第 28 回締約国会合	432

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	オゾン層を枯渇させる物質に関するモントリオール議定書の信託基金 2014 年、2015 年、2016 年、2017 年の承認予算	
II	オゾン層の保護に関するウィーン条約信託基金　国連基準の評価に基づく 2015 年、2016 年、2017 年の締約国による拠出の規模	
III	多数国間基金の 8 回目の補充（2015 年、2016 年、2017 年）の締約国による拠出	
IV	オゾン層を枯渇させる物質に関するモントリオール議定書の信託基金 2014 年、2015 年の承認予算及び 2016 年の提案予算	
V	オゾン層の保護に関するウィーン条約信託基金　国連基準の評価に基づく 2015 年の締約国による拠出の規模	
VI	評価パネルおよび技術的オプション委員のメンバーによるプレゼンテーションの概要	

第 27 回締約国会合（ドバイ、2015 年 11 月 1－5 日）

決定	タ　イ　ト　ル	本文頁
XXVII /1	ハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイ	162

XXVII /2	中国における 2016 年の実験及び分析用途のエッセンシャルユース適用除外	115
XXVII /3	2016 年及び 2017 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	218
XXVII /4	オゾン層破壊物質の代替物質についての情報に関する技術経済評価パネルの報告への回答	153
XXVII /5	ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減に関する問題	153
XXVII /6	科学評価パネル、環境影響評価パネル及び技術経済評価パネルによる 4 年ごとの報告書の 2018 年版で考慮されうる重点エリア	308
XXVII /7	四塩化炭素の不一致の調査	143
XXVII /8	ハイドロクロロフルオロカーボンを含む又はハイドロクロロフルオロカーボンを用いる機器の不要な輸入の防止	238
XXVII /9	モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報	343
XXVII /10	ボスニアヘルツェゴビナによるモントリオール議定書の不遵守	
XXVII /11	リビアによるモントリオール議定書の不遵守	
XXVII /12	履行委員会の委員	363
XXVII /13	多数国間基金の執行委員会の委員	412
XXVII /14	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	437
XXVII /15	科学評価パネルの委員の交替	314
XXVII /16	技術経済評価パネルの組織の変更及び委員の交替	314
XXVII /17	技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会、科学評価パネル及び環境影響評価パネルの作業の継続性の保証	309
XXVII /18	モントリオール議定書の信託基金の財政報告書及び予算	461

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	オゾン層を枯渇させる物質に関するモントリオール議定書の信託基金 2015 年補正承認予算、2016 年承認予算、2017 年の提案予算	
II	オゾン層の保護に関するウィーン条約信託基金　国連基準の評価に基づく 2016 年の締約国による拠出の規模	
III	評価パネルおよび技術的オプション委員のメンバーによるプレゼンテーションの概要	

第 3 回 Ex 締約国会合（ウィーン、2016 年 7 月 22－23 日）

決定	タ　イ　ト　ル	本文頁
Ex.III/1	技術経済評価パネルによるドバイパスウェイに基づくハイドロフルオロカーボン削減の気候便益及び費用に関する報告	165

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	第 3 回特別締約国会合に対する HFC 管理の実行可能性及び方法に関するコンタクトグループ共同議長による報告	572
II	ドバイ・パスウェイで特定された課題に関する解決策	573
III	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイの下での決定に盛り込むための締約国による審議テキスト	580
IV	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンの段階的削減に関する決定に盛り込むための締約国による審議テキスト	581
V	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイの下での決定に盛り込むための締約国による審議テキスト	582

VI	基準値、凍結年、第一次削減ステップに関する締約国提案	583

第 28 回締約国会合（キガリ、2016 年 10 月 10－15 日）

決定	タ　イ　ト　ル	本文頁
XXVIII /1	モントリオール議定書の再改定	465
XXVIII /2	ハイドロフルオロカーボンの段階的削減の改正に関する決定	165
XXVIII /3	エネルギー効率	171
XXVIII /4	安全基準に関する定期協議の設置	172
XXVIII /5	モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の 2018-2020 年の補充に関する調査の付託事項	397
XXVIII /6	中国における 2017 年の実験及び分析用途適用除外	116
XXVIII /7	2017 年及び 2018 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外	220
XXVIII /8	ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減	154
XXVIII /9	モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報	344
XXVIII /10	イスラエルによる情報報告義務不遵守	
XXVIII /11	グアテマラによるモントリオール議定書の附属書Ｃグループ Ｉの規制物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）の消費に関する規定の不遵守	
XXVIII /12	技術経済評価パネルの委員	314
XXVIII /13	履行委員会の委員	364
XXVIII /14	多数国間基金の執行委員会の委員	412
XXVIII /15	モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長	437
XXVIII /16	モントリオール議定書の財政報告及び予算	462
XXVIII /17	モントリオール議定書第 29 回締約国会合の日程と場所	432

附属書	タ　イ　ト　ル	本文頁
I	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正	584
II	評価パネル及び技術的オプション委員会のメンバーによるプレゼンテーションの要約	596
III	ロシア連邦の代表による宣言	571
IV	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金	
V	締約国による拠出額	538

第１条　定義

（１）規制物質に係る決議

決定Ｉ/12Ａ　規制物質（ばら荷）

モントリオール議定書第１条４に規定する(ばら荷)規制物質の定義を以下のように明確にすることに合意する。

（ａ） モントリオール議定書第１条は、輸送又は貯蔵のために使用する容器を除く製品中にある(附属書Ａに掲げる)物質については、(他の物質と混合してあるかないかを問わず)「規制物質」の対象とはならない。

（ｂ） 規制対象物質又は、その混合物は、当該物質を含む使用システムの一部を構成していない場合には、いかなる量であれ、議定書の規制物質である。(すなわち、ばら荷の化学品)

（ｃ）ある物質又は混合物をそのまま使用目的に沿って使用するためには、先ず、他の容器、入れ物又は装置に移し換えることが必要である場合、移し替え前の容器は貯蔵及び/又は輸送のためだけに使用するものであるとみなし、したがって、当該容器に詰め込まれた物質又は混合物は、議定書第１条４の対象となる。

（ｄ）他方、単に他の容器から製品を取り出すことがその物質の本来の使用目的である場合には、当該容器はそれ自体使用システムの一部であり、その中に入っている物質は当定義から除外される。

（ｅ）第１条４の製品とみなされる使用システムの例は、とりわけ、以下のものである。

(ｲ) エアゾール缶

(ﾛ) 冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ等

(ﾊ) ポリウレタン・プレポリマー又は規制物質を含んでいる若しくは規制物質を用いて生産されたフォーム

(ﾆ) 消火器(ハンドル式又は手動式)又は放射装置を組み込んだ固定容器(自動又は手動)

（ｆ）ユーザーに規制物質又は規制物質を含んだ混合物を出荷するための容器には、とりわけ、以下のものが含まれている。(数字は例を示したもの)

(ｲ) 船舶に設置されたタンク

(ﾛ) 軌道タンク車(10～40t)

(ﾊ) タンク車(20t まで)

(ﾆ) 0.4kg～1t までのシリンダー

(ﾎ) ドラム缶(5～300kg)

（ｇ）あらゆる大きさの容器がばら荷又は製品のいずれにも使用されているために、大きさに基づく区別は議定書の定義と一致しない。同様に、ばら荷用であろうと、製品で

あろうと、器は詰替え可能なものとしても、詰替え不可能なものとしても設計することができるため、詰替え可能であるか否かだけでは定義として不十分である。

（h）議定書の定義と同様、容器の目的により区別するには、エアゾール噴射缶または消火器のような CFC またはハロンを含む製品は、その形態の如何に係わり無く、(規制物質から)除外されることになる。なぜなら、使用の目的が当該容器からの単なる放射に過ぎないからである。

決定Ⅰ/12B　　生産された規制物質

（a）第 1 条 5 の「生産された規制物質」に関する定義を以下のように明確にすることに合意する。第 1 条 5 の「生産された規制物質」は締約国が製造した規制物質の計算されたレベルのものである。他の化学品を製造する際に完全に原料として使用される規制物質の計算されたレベルのものはこれから除外される。また、「生産された規制物質」という用語からは、回収再利用又は精製工程を通じて中古の規制物質から得られた規制物質の計算されたレベルのものも除外される。

（b）各締約国は、この定義を実施するための計算手続きを制定するものとする。

決定Ⅱ/4　　異性体

「規制物質」の定義は、関連する附属書に掲げるものを除き、当該物質の異性体を含むものと理解されているため、この議定書の第 1 条 4 における「規制物質」の定義を明確にする。

決定Ⅲ/8　　規制物質の商品名

（a）(モントリオール議定書第 2 回締約国会合の決定Ⅱ/3 に基づく)技術経済評価パネルに、モントリオール議定書及び改正議定書の規制物質、規制物質を含む混合物について、数量の指定を含む全てを網羅した完全な商品名のリストを編集し、1991 年 11 月までにそのリストを事務局に提出するよう要請する。

（b）上記(a)のリストを 1992 年 3 月までに、全ての締約国に配布することを事務局に要請する。

決定Ⅳ/10　　規制物質の商品名

技術経済評価パネルにより編集され、1992 年 3 月に事務局よりすべての政府に配布された規制物質の商品名のリストに留意する。

決定Ⅳ/12　　規制物質の定義の明確化

1．製造の過程で、意図しない、または偶発的な生産として、あるいは未反応の原料から、

あるいは化学品中に微量不純物として存在するプロセス媒体としての使用から生成する規制物質、あるいは製品の製造中又は取り扱い中に排出される僅かな量の規制物質は、モントリオール議定書第１条４に含まれる規制物質の定義によってカバーされるべきでないと見做されるべきである；

２．かかる放散の発生を避けること、実用的な管理技術又は工程変更による排出の削減、密閉化あるいは破壊のステップを含めて、かかる物質の排出を最小限に抑える処置を講ずるよう、締約国を促す；

３．技術経済評価パネルに以下の事項を要請する；

（ａ）微量不純物、製品製造中の放散及び取り扱い時のロスに起因する全放散量の見積りを提出すること。

（ｂ）遅くとも 1994 年 3 月 31 日までに、その調査結果を、モントリオール議定書締約国公開作業部会に提出すること。

決定Ⅷ/14　　決定 I/12A に基づく「ばら荷物質」の定義の更なる明確化

１．第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/7 に従って、技術経済評価パネル及びその臭化メチル技術分科会によって行われた作業を感謝をもって銘記する。

２．第１回締約国会合の決定Ｉ/12A を以下のごとく明確にする。

・シリンダーもしくは他の容器による臭化メチルの取引及び供給は、臭化メチルのバルクによる取引とみなされる。

（２）破壊とバンクに関する決議

決定Ｉ/12F　　破壊

（ａ）議定書第１条５の定義を次のように明確にすることに合意する。

「破壊プロセスとは、規制物質に適用した場合、当該物質の全部又は大部分を恒久的に変質又は分解するプロセスである。」

（ｂ）　第 2 回及びそれ以降の締約国会議における本問題についての再検討に資するよう、以下の事項を技術評価パネルに要請する。すなわち、変質又は分解の方法を検討及びその締約国への勧告並びにそれぞれの方法により変質又は分解される規制物質の数量の決定を行うための常置委員会を設定することが必要かどうかを決定することである。

決定Ⅱ/11　　破壊技術

委員会設置

決定Ⅲ/10　　破壊技術

第 2 回締約国会合によって設立された、破壊技術に関する特別技術諮問委員会の構成に

留意し、1992 年の第 4 回締約国会合での報告のため、締約国会合の少なくとも 4 ヶ月前までに報告書を事務局に提出するよう要請する。

決定Ⅳ/11　　破壊技術

１．破壊技術に関する特別技術諮問委員会の報告書、及び特にその中の勧告に留意する。

２．第 4 回締約国会合報告書の附属書Ⅵに記載され、もし類似の基準が現在国内に存在しない場合には、附属書Ⅶに示される最低基準の提案に従って運用されること等の破壊技術を議定書第 1 条 5 の目的のために承認する。

３．オゾン層破壊物質の破壊のための施設を、運転している或いは運転を計画している各締約国に対し以下のことを要求する：

（ａ）その破壊施設は、もし類似の手順が現在国内に存在しなければ、破壊技術に関する特別技術諮問委員会の報告書、第 5.5 節に記載されている適性運転管理基準に従って運転される事を確保する；及び

（ｂ）議定書第 1 条 5 の目的のために、議定書第 7 条に基づく報告書中に、使用された施設の破壊効率に基づいて計算された、オゾン層破壊物質の実際に破壊された量の統計資料を毎年提供する。

４．破壊効率の定義は、破壊プロセス自体のインプットとアウトプットに関するものであり、総体としての破壊施設に関するものではない事を明確にする。

５．必要ならば専門家の判断をあおぎ、技術経済評価パネルに、以下の事項を要請する：

（ａ）オゾン層破壊物質の破壊能力を再評価する

（ｂ）新しい技術の提案を評価する

（ｃ）モントリオール議定書締約国の年次会合における、彼らの検討のために勧告を準備する

（ｄ）かかる破壊施設の数を増やし、かかる施設を所有せず、あるいは運転できない開発途上国にその利用手段を調査する

６．追加で承認された破壊技術を、第 4 回締約国会合の作業に関する報告書の附属書Ⅵに記載する。

７．第 5 条 1 の適用を受ける締約国のために、議定書第 10 条に基づく財政的支援の規定と共に、議定書第 10 条に従い承認された破壊技術のアクセス及び移転を促進する。

＜附属書Ⅵ　承認された破壊プロセス＞

熱酸化の範疇

・液注入焼却

・反応装置によるクラッキング

・気体/ヒューム酸化

・回転炉による焼却

・セメント炉

これらの技術は、破壊技術に関する特別諮問委員会の報告書で解説されている。

＜附属書Ⅶ　破壊施設のための規制基準の提案＞

汚染物質	スタック濃度	コメント
PCDD/PCDF HCl HF HBr/Br^2 微粒子	0ng/m^3 以下 100 mg/m^{3}以下 5 mg/m^3 以下 5 mg/m^3 以下 50 mg/m^3 以下	各国の規制機関が勧告する、破壊されているODSに関する頻度、サンプリング方法及び限度
CO	100 mg/m^3 以下	1時間経過平均を用いた連続排出モニタリング
ODS		ODSの大気中への排出は、適用可能な場合には、破壊技術に関する特別技術諮問委員会の報告書の勧告に合致するように、大気放出による排出を行うあらゆる施設でモニターしなければならない。

決定Ⅳ/26　　再利用されたハロンの国際的備蓄管理

１．全ての締約国、特に第 5 条 1 の適用を受ける締約国、の要求に合致するために、ハロンの回収、再生を助長するよう、締約国を促す

２．附属書 A グループⅡ記載の回収または再生された物質を輸入する締約国に対し、これらの物質の使用を決定した時は、ハロン技術的オプション委員会の 1991 年報告書に提示されたエッセンシャルユース基準を要求する。これらの基準の目的は、非エッセンシャルな用途へのハロンの使用を最小限にすることである。

３．技術・経済アゼスメントパネル(ハロン技術的オプション委員会)に対し、以下の活動を請け負い、事務局に報告し、その報告書を検討してその勧告を第 5 回締約国会合に報告するように、締約国作業部会に要請することを、要請する。

（ａ）現行の及び提案される再生されたハロンの備蓄管理計画の評価及び比較、及び国際的な再生されたハロンの備蓄管理を更に容易にする可能性のある手段の推定

（ｂ）未使用のハロンと再生されたハロンを区別する簡単なメカニズムの推定

（ｃ）再使用に適するハロンを保証するに適切な技術基準及び手段の調査

（ｄ）回収され再生されたハロンにおける国際間取引に対する可能性ある法的並びに制度的な障害の調査

（ｅ）ハロンの輸出を避ける手段の調査

(ｲ) 精製又は再生が不適切な場合

(ﾛ) 受け入れ国により適度な依存を助長する数量について

（ｆ）適度に汚染したハロンを再生するための技術の実際的利用の調査

４．国連環境計画/産業環境計画活動センター(UNEP/IFPAC)に対し、国際的ハロン備蓄管理に関連する情報センターとしての機能を要請し、上記情報センターへ適切な情報を提供するよう締約国に奨励するために、財務的仕組みの下に指名される実施機関と、同センターが締約してその活動を調整することを要請する。

決定Ｖ/15　　ハロンの国際的備蓄管理

１．国連環境計画の産業・環境計画活動センターの国際ハロン備蓄管理に関する情報センターとして機能するための努力を、感謝をもって銘記し、同センターに対し、ハロン技術的オプション委員会と共同して、この分野においてその作業を継続するよう要請する。その作業には、全ての既知のハロン備蓄計画の詳細、および販売のためのハロンを含むこれらの“備蓄”のリストを所有することを含んでいる。また特に、地域的ハロン備蓄および第 5 条の規定の適用を受ける締約国に供給するためのハロン備蓄の国際共同関係を強調するよう要請する。

２．全ての締約国に対し、国際ハロン備蓄管理に関係する情報を、国連環境計画の産業・環境計画活動センターに提出するよう督励する。

決定Ｖ/26　　破壊技術

破壊技術の決定Ⅳ/11 に対し、更に：

（ａ）第 4 回締約国会合の作業の報告書の附属書Ⅳに規定される承認された破壊技術のリストに次の技術を追加すること；

公営固体廃棄物焼却炉（オゾン層破壊物質を含有するフォームのために）

（ｂ）実演用破壊技術と同様パイロット規模の技術は、もし類似の基準が国内に現在存在していなければ、第 4 回締約国会合の附属書Ⅳで規定される最低限の基準の示唆に従って運転されるべきであると明示すること

決定 VII/35　　破壊技術

（ａ）　技術経済評価パネルが、日本の“高周波プラズマ破壊”技術は、第 4 回締約国会合で承認された破壊技術のための最小限排出基準に合致することを、試験結果を調査して確認したことを銘記する。

（ｂ）議定書第 1 条 5 の目的に従い、その高周波プラズマ破壊技術を承認し、締約国によりすでに承認されている破壊技術のリストにそれを追加する。

決定 XII/8　　規制物質の処分

破壊技術に関する特別技術諮問委員会の以前の作業および破壊技術に関する決定 II/11、III/10、IV/11、V/26 および VII/35 に留意し、

また、諮問委員会の前回の報告以降、破壊技術の分野において行われた革新に留意し、汚染物質および余剰オゾン層破壊物質の管理にあたっては、各種破壊技術の評価および廃棄技術に関する詳しい情報を利用することを認識した上で：

１．破壊技術に関するプロジェクトチームの設置を技術経済評価パネルに求める。

２．破壊技術に関するプロジェクトチームは：

（ａ） 2002 年の第 14 回締約国会合において、オゾン層破壊物質の破壊技術の状況（破壊技術の環境面、経済面の実績に関する評価、商業的実現性を含む）について締約国に報告する。

（ｂ）最初の報告を提出する際に、追加報告の適切な提出時期に関する勧告を加える。

（ｃ） オゾン層保護国際条約ハンドブックの 2.4 に掲げる破壊施設の従来の承認基準を再検討する。

３． 技術経済評価パネルに対して下記のことを求める：

（ａ）第 5 条締約国および第 5 条非適用国における汚染物質および余剰オゾン層破壊物質の長期的管理の技術的、経済的な実現性（オゾン層破壊物質の長期的な貯蔵、輸送、回収、再利用および処分などの選択肢を含む）について評価する。

（ｂ）「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」との可能な連携を検討する。

（ｃ）2002 年第 15 回締約国会合においてこれらの問題を締約国に報告する。

決定XIV/6　環境性能及び経済性の評価、商業上の実行可能性を含むオゾン層破壊物質の破壊技術の状況

１．公開作業部会の第22回会議で提出された破壊技術に関するプロジェクトチームの報告を高く評価する。

２．プロジェクトチームが、本決定の第3項に掲げる破壊技術が第４回締約国会合により承認済みの推奨最低排出量基準を満たしていると判断したことに留意する。

３．第４回締約国会合の報告の補遺VIに掲げる技術（決定V/26および決定VII/35により修正）に加え、議定書の第１条第5項の目的のための下記の破壊技術を承認する：

（ａ）CFC、HCFCおよびハロン：アルゴン・プラズマ・アーク。

（ｂ）CFCおよびHCFC：窒素プラズマ・アーク、マイクロ波プラズマ、気相触媒脱ハロゲン、過熱蒸気反応器。

（ｃ）オゾン層破壊物質を含む発泡材：回転炉式焼却炉。

４．公開作業部会の第23回会議による検討に間に合うよう、適正運転管理基準を改訂し、承認済み破壊技術の利用中におけるあらゆる媒体によるオゾン層破壊物質の環境への放出や破壊技術の環境への影響を最少限に抑えるために利用できる慣行および手段に関する手引を策定することを、技術経済評価パネルに求める。

５．公開作業部会の第24回会議において、2005年における破壊技術の状況（当該技術の環

境性、経済性の評価、商業上の実行可能性を含む）を検討することが必要であることを考慮する。

決定 XV/9　　オゾン層破壊物質の破壊技術の状況及び適正運転基準

1．オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書では、オゾン層破壊物質の破壊を締約国に義務付けてはいないことをあらためて確認する。

2．2002 年 4 月の技術経済評価パネルの報告（第 3 巻－破壊技術プロジェクトチームに関する報告）では、オゾン層破壊物質の破壊技術の技術性、経済性、商業的実現性に関する情報を提供していることに留意し、

3．破壊技術の承認に関する締約国の以前の決定（決定 IV/11、VII/35、XIV/6）に留意し、特に、当該諸決議では、オゾン層破壊物質の個々の種類での破壊技術の能力を類別していないことに留意する。

4．モントリオール議定書第 1 条第 5 項の目的のために、同項で定める破壊と除去の効率を満たしていると破壊技術プロジェクトチームが判断し、本報告の補遺Ⅱで「承認済み」となっている破壊技術を承認する。

5．補遺Ⅰに掲げる技術の承認にあたって、締約国は、すべてのオゾン層破壊物質用として以前に承認された 2 つの技術はハロン除去の目的に限定されてきたことを承知していることを認識する。

6．前記第 2 項にしたがって承認済み技術を実施している、あるいは実施する予定のある各締約国に対しては、同等以上の厳しい手続きが国内に存在する場合は別として、本報告の補遺Ⅲ（2003 年 5 月の技術経済評価パネルの進捗報告で改訂、その後、締約国が修正）に掲げる適正運転管理基準にしたがって破壊技術を実施するよう求める。

7．媒体横断的な排出量、流出量（本報告の補遺Ⅳで特定しているものを含む）を計算に入れた危険物質に関する国際的基準または国内基準を危険物質破壊施設が遵守しているか否かに、締約国は特に注意を払う必要があることを強調する。

決定 XV/10　　オゾン層破壊物質を含んだ発泡材の廃棄時における取り扱いと破壊

2005 年 4 月の報告で技術経済評価パネルに対して次のことを求める：

（a）オゾン層破壊物質含有断熱発泡材（建物内の断熱発泡材を含む）に関する有用な最新の情報（経済面、技術面を特に重視）を提供する。

（b）破壊前に発泡材から回収したオゾン層破壊物質（再濃縮物）を対象とした実現可能な破壊効率とオゾン層破壊物質含有の発泡材自体（希釈源）を対象とした実現可能な破壊効率との区別を明確にする。

決定 XVI/15　　決定 XIV/6.に基づく承認済み破壊技術の見直し

公開作業部会の第 22 回会議において締約国に提出された破壊技術プロジェクトチームの

報告を改めて確認し、

承認済み破壊技術のリストを常に最新のものに保つ必要があることに留意し、

技術経済評価パネルの追加的な作業量を最小限にする必要があることに留意し、

1．破壊技術プロジェクトチームの 2002 年報告で「新規技術」に指定された破壊技術に限って技術提案者に情報を求めるために、あらためて会合をもつよう、破壊技術プロジェクトチームの初代共同議長に求める。

2．更に、新しい情報が入手できる場合には、新規技術の開発状況に基づき、承認済み破壊技術のリストに追加するためにそれらの情報が検討に値するかどうかを評価し、報告するよう共同議長に求める。

3．技術経済評価パネルを通じて公開作業部会第 25 回会議で報告書を提出するよう求める。

決定 XVII/17　オゾン層破壊物質の排出現の環境に優れた破壊の技術面及び財務面への影響

モントリオール議定書の序文で、締約国は、科学的知識の展開を踏まえてオゾン層破壊物質を排除することを最終的な目標として、オゾン層の保護のために、オゾン層破壊物質の全世界の総排出量を公正に規制するために予防措置をとるべきだという点を確認した旨を認識し、

大部分の第 5 条第 1 項締約国においては、段階的に削減すべき CFC が、冷凍冷蔵庫の補修分野に集中しており、その結果、既存の設置設備すべてが交換されない限り、CFC の最終的排除は達成できないことに留意し、

当該設備の交換には、一連の複雑な作業（特に、最終利用者向けの経済的奨励策、廃棄設備の回収工程、輸送工程、環境的に健全な破壊工程の展開など）が必要であり、この目的のための訓練、これらの工程により放出される CFC の破壊に特に注意せねばならないことを考慮し、

2006 年 2 月 22-24 日にモントリオールで開催されるオゾン層破壊物質の破壊に関する専門家会議の結果に留意し、

1．地域を代表するモントリオール議定書の第 5 条第 1 項締約国における CFC を含む冷凍冷蔵設備／空調設備の交換の工程（当該設備およびこれらに含まれる CFC の環境的に健全な破壊工程、輸送工程、最終処分など）に伴う技術とコストに関するケーススタディの実施のための調査事項を策定するよう、技術経済評価パネルに求める。

2．ケーススタディにあたっては、設備とオゾン層破壊物質の段階的削減、排出量の削減、を利用者に奨励するための経済的その他の奨励策ならびにモントリオール議定書の第 5 条第 1 項締約国における破壊施設の設置の可能性とコストを研究せねばならず、ケーススタディには、CFC の管理、輸送、廃棄に関する地域別分析を加えねばならない。

3．また、有害廃棄物の国境を越える移動とその処分の規制に関するバーゼル条約、国際取引における特定の危険化学物質と殺虫剤を対象とした事前インフォームドコンセント

に関するロッテルダム条約、持続性有機汚染物質に関するストックホルム条約などのその他の条約との考えうる相乗効果を検討するよう、技術経済評価パネルに求める。

４．公開作業部会の第 25 回会議における技術経済評価パネルの報告の中で、上で提案したケーススタディの実施にあたって適用すべきパラメーターとして提案された回収と破壊の効率パラメーターを採用するよう、同パネルに求める。

５.公開作業部会の第 26 回会議において当該調査事項を提出し、多数国間基金の 2006-2008 年の補填に向けて資源を確保するものとする。

決定XVII/18　　破壊に関する専門家会合に対する技術経済評価パネルの協力要請

The Seventeen Meeting of the Parties decided in Dec. XⅦ/18：

Noting decision 47/52 of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol adopted at its forty-seventh meeting, requesting the secretariat of the Multilateral Fund to convene a meeting of experts in Montreal, from 22 to 24 February 2006,

Recalling that the Multilateral Fund secretariat was requested to recruit consultants to collect and prepare data on this subject for dissemination to participants in the meeting of experts and to develop a standard format for reporting data on unwanted, recoverable, reclaimable, non-reusable and virgin stockpiled ozone-depleting substances,

To request the Technology and Economic Assessment Panel and its technical options committees to submit to the Multilateral Fund secretariat available data to enable the Multilateral Fund secretariat to assess the extent of current and future requirements for the collection and disposition (emissions, export, reclamation and destruction) of non-reusable and unwanted ozone-depleting substances in Article 5 Parties in pursuance of decision 47/52;

決定XVIII/9　オゾン層破壊物質の環境に優れた破壊に関する決定XVII/17に基づき求められるケーススタディの付託事項案の見直し

CFC を含む冷凍・冷蔵装置および空調装置の代替用プロセス（当該装置およびこれに使用される CFC の環境的に健全な回収、輸送、最終処分を含む）に伴う技術および費用に関するモントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国（地域代表を出している国）におけるケーススタディの実施のための基準条件を策定するよう締約国が技術経済評価パネルに求めた決定 XVII/17 に留意し、

モントリオール議定書の実行のための多数国間基金の執行委員会が、その決定 43/36 にしたがって、不要なオゾン層破壊物質の収集、回収、リサイクル、埋立て、輸送および破壊に関する研究のための基準条件、予算および方法を検討していることに留意し、

また、執行委員会が統一基準条件を策定し、それにしたがって研究を行う意思がある旨を表明した執行委員会の決定 49/36 にも留意し、

1．決定 XVII/17 にしたがって第 18 回締約国会合に提出された基準条件案と不要なオゾン層破壊物質の収集、回収、リサイクル、埋立て、輸送および破壊に関する多数国間基金事務局策定の基準条件の双方で言及されている要素を考慮に入れた統一基準条件を策定するよう執行委員会に求める。

2．当該基準条件に基づく研究を早急に実施し、公開作業部会の第 28 回会議で検討する最終報告と共に、第 19 回締約国会合に進捗報告を提出するよう執行委員会に求める。

決定 XX/7　　環境に優れたオゾン層破壊物質のバンクの管理

1．締約国、国際融資機関(多数国間基金、地球環境ファシリティ等)およびその他の関係機関に対して、モントリオール議定書の第５条第１項適用国を中心に、ODS 排出量の軽減、ODS バンク分の破壊ならびにオゾン層破壊物質の回収、輸送、貯蔵および破壊のための費用に関する詳細な情報を収集するための実用的な方策を実施できるようにすることを求める。

2．ODS の回収、輸送、貯蔵および破壊を対象としたパイロット・プロジェクトの開始を緊急課題として検討するよう、多数国間基金の執行委員会に求める。執行委員会は、最優先課題として、地域差のある第５条第 1 項適用国の代表的サンプルにおける高 GWP の ODS のバンクに焦点をあてたプロジェクトを検討しても良い。この最優先課題には、ハロンや四塩化炭素などのその他の種類のパイロット・プロジェクトに重要な実証価値があれば、これらプロジェクトの着手も加えるものと理解する。これらプロジェクトでは、オゾン層の保護に加えて、管理方法および融資方法に関する実用データと経験データを作成し、気候変動の改善を実現するよう努め、共同融資を強化する機会を模索する。

3．下記の対策により、ODS の放出、漏洩または排出を防止するための各国および（または）地域の立法戦略およびその他の措置を策定するか、その実行の更なる改善を検討することを締約国に対して奨励する：

（a）冷凍空調、ヒートポンプ、消火、溶剤、プロセスエージェントなどの用途において、可能であれば、整備時、使用時、廃棄時に ODS を含む機器から ODS を適切に回収する。

（b）回収、リサイクル、再生、原材料としての再利用、破壊などによって、製品寿命終了時に ODS の排出を防止するための最善の慣行および実行基準を採用する。

4．決定 XIX/12 に掲げる対策を適用することにより、違法取引防止規定を含むバンク分の管理のための各国または地域の戦略を策定するか、その改善を検討することを全締約国に奨励する。

5．他の多国間環境協定（国連気候変動枠組条約、京都議定書、有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約等）の利害関係者等と、情報と経験

を共有する目的で、それぞれの戦略と以後の改訂をできるだけ早期にオゾン事務局に提出するよう締約国に求める。当該戦略は、オゾン事務局のウェブサイトに掲載し、同サイトは定期的に更新する。

6．本決定を適用でき、本決定に従って実行されるプロジェクトは、バーゼル条約およびロッテルダム条約等により義務付けられている各国基準、地域基準および（または）国際基準に従って実行せねばならないことに留意し、

7．オゾン層破壊物質のリサイクル、再生、再利用と比較した場合の破壊の経済的コストおよびオゾン層と気候変動に対する環境面の利点を考慮して、オゾン層破壊物質のバンク分の破壊に関する総合的費用効果分析を行うよう、技術経済評価パネルに求める。具体的には、報告書では下記の作業も取り上げねばならない：

（a）ODS バンク分に関する入手可能な全データを整理統合し、ODS の回収が技術的、経済的に実行可能なセクターを特定できるよう当該情報をまとめる。

（b）物質別、セクター別、地域別、可能であれば小地域別に、また、コストの大中小別に処理可能なバンク分を分類して、それぞれの削減可能量を把握する。

（c）ODP および GWP によって分類したバンク分のそれぞれのクラスでの費用便益を評価する。

（d）特に再利用のための回収とリサイクルに関連する特定の削減戦略に伴う「逆刺激効果」またはその他の環境への悪影響を調査する。

（f）気候変動への直接、間接の影響など ODS の回収と破壊のプラスとマイナス面を検討する。

（g）余剰オゾン層破壊物質の破壊を促進するためのインセンティブ・メカニズムの技術面、経済面および環境面の影響を検討する。

8．公開作業部会の第 29 回会議の 1 ヶ月前に配布できるよう適時に中間報告書を提出し、モントリオール議定書第 21 回締約国会合の 1 ヶ月前に最終報告書を提出するよう、技術経済評価パネルに求める。

9．多数国間基金事務局の支援を得て、国連気候変動枠組条約、地球環境ファシリティ、クリーン開発メカニズム理事会、世界銀行の専門家およびその他関係の基金関係専門家と協議し、オゾン層破壊物質バンク分の管理と破壊のための基金条件に関する報告書を作成し、精査とコメントを求めるべく公開作業部会の第 29 回会議の 1 ヶ月前に締約国に報告書を提出し、可能であれば、基金関連機関の専門家間で一度会合を開くよう、オゾン事務局に求める。

10. 本決定の第 9 項に掲げる報告では、可能な制度上の取決め、可能な基金構造、可能なロジスティック段階および下記のために必要な法的枠組みの説明を重点的に行うものとする： (a)回収 (b)収集 (c)貯蔵 (d)輸送 (e)破壊 (f)支援活動

11. オゾン層破壊物質バンク分の管理と破壊およびその気候変動への影響に関係する技術面、資金面、政策面での問題の討議のために、モントリオール議定書評価パネル、多数

国間基金事務局および多数国間基金執行機関が参加する締約国間のワークショップを開き、これに、その他関係の多国間環境協定事務局、非政府組織および基金関係機関の専門家の参加を要望するよう、オゾン事務局に求める。

12. 上記のワークショップは、公開作業部会の第 29 回会議の前に開き、その結果は、国連の公用 6 ヶ国語に翻訳するものとする。

13. 更に、公開作業部会の第 29 回会議では、技術経済評価パネルが上記第 7 項に基づき提出する報告書、事務局が上記第 9 項に基づき提出する作業部会報告書および上記第 11 項に基づくワークショップの討議結果をふまえて、ODS バンク分の管理と破壊に関する可能な対策を検討する。

14. それぞれのフォーラム内でオゾン層破壊物質バンク分に関する討議を行うことを本決定が阻害するものではない旨の理解に基づき、国連気候変動枠組条約第 14 回締約国会議および京都議定書締約国会合となる第 4 回締約国会合で検討できるよう、国連気候変動枠組条約および京都議定書の事務局に、本決定を適時に通知することをオゾン事務局に求める。

決定XXI/2　　オゾン層破壊物質のバンクの環境上適切な管理

オゾン層破壊物質のバンクの規模と範囲に関する詳細な研究を求めた決定XX/7をあらためて確認し、実用的なデータを作成し、経験を積むために、破壊に関するパイロット・プロジェクトに着手するよう、多数国間基金に求め、多数国間基金に基づき承認された当該プロジェクトは、廃棄物に関する国内法および国際協定にしたがって実行されるものと理解し、

多くの種類のオゾン層破壊物質破壊に伴う気候変動、オゾン層に関わる大きなメリットに留意し、

１．オゾン層破壊物質の破壊のための多数国間基金に基づき供与されている資金に追加される資金も含め、資金の確認の仕方、調達の仕方という話題に関して、モントリオール議定書締約国公開作業部会の第30回会議の枠外で1日セミナーを主催するようオゾン事務局に求めるほか、この努力の共同調整を検討するよう多数国間基金と地球環境ファシリティ(GEF)に促し、セミナーに出席するよう他の関連機関に促すよう、オゾン事務局に求める。

２．決定XX/7にしたがって第5条適用国における追加パイロット・プロジェクトの検討を続け、これに関連して、当事国では使用することができない低消費国で集められたオゾン層破壊物質のバンクの輸出と環境上適切な処分に対し、現在の破壊活動の範囲内での一過性のコストを検討するよう、執行委員会に求める。

３．大きな可能性のある技術として2002年の報告書で確認された破壊技術およびその他の技術を精査し、これらの技術およびそれらが商業的、技術的に利用できるか否かについて公開作業部会の第30回会議で再度報告するよう、技術経済評価パネルに求める。

４．多数国間基金執行委員会は、オゾン層破壊物質のバンクを破壊するための多数国間基金プロジェクトに伴う気候変動上のメリットとコストを検証する方法を可能な限り速やかに策定し、実行すべきであり、プロジェクト・レベルで当該情報を公に入手できるようにすべきであるということで合意する。

５．特別な施設に関する討議を継続し、当該施設のしかるべき可能な選択肢を含め、当該討議に関して、公開作業部会の第30回会議で検討課題として適切に報告するよう、執行委員会に求める。

６．オゾン層破壊物質破壊のために多数国間基金が、可能な追加支援を行なうことを検討するように、締約国および融資機構に従来拠出してこなかった機関（支援可能な機関）に求める。

７．破壊プロジェクトの結果に関して締約国に毎年報告するよう執行委員会に求め、その結果およびその他の入手情報に基づき､それぞれの国および(または)地域に存在するODSバンクの環境上適切な処分に取り組むための国家戦略および(または)地域戦略の策定にあたる締約国（規模、廃棄物の種類は様々）をサポートする要素を公開作業部会の第 31 回会議で提言するよう、技術経済評価パネルに求める。更に、多数国間基金およびオゾン層破壊物質のバンクの破壊に取り組むその他の資金源に対する財務上の影響を検討できるよう、技術経済評価パネルおよび締約国にこの種の情報を提供せねばならない。

決定 XXII/10　　ODS に関する破壊技術

既存および新規の破壊技術の評価ならびに決定XVI/15で求められた承認済み破壊技術のリストに追加する技術の勧告にあたって、技術経済評価パネルおよび同パネルの合同タスクフォースが行った作業を改めて確認し、

決定 XXI/2 に基づいて催されたオゾン層破壊物質のバンクの環境的に健全な管理に関するセミナーの開催と内容を高く評価し、

セミナーの重要なテーマの１つが、製品、機器の廃棄時に製品、機器から回収されたオゾン層破壊物質を適切に破壊する必要性であり、オゾン層破壊物質の破壊の検証基準が、モントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国を含め、世界の多くの地域における破壊能力に対する信頼性の向上に寄与したことを承知し、

決定 XXII/8 の第 6 項に基き、すでに第 15 回締約国会合の報告の補遺 II に、破壊施設におけるオゾン層破壊物質の適切な取扱い、輸送、監視、測定および規制に関する有益な善良管理規約が盛り込まれており、当該規約は、現地の管理の基礎となるが、包括的検証に用いることができる枠組みとはならないことに留意し、

破壊技術の承認に関する決定 XV/9 および承認済み破壊過程を排出源別、破壊方法別に記載した第 15 回締約国会合の報告の補遺 II を改めて確認し、

また、決定 VII/5 の(c)および決定 XI/13 の第 7 項に基づき、代替物質が利用できるようになるまで、技術的、経済的に実行可能な範囲で、臭化メチルの検疫・出荷前処理用途向

けの回収・リサイクル技術を採用することが、締約国に強く求められていることを改めて確認し、

更に、決定 XX/6 の第 6 項に基づき、検疫・出荷前処理用臭化メチルの使用量または排出量の削減の機会に関する報告を通じて、利用できる臭化メチル回収技術リストを締約国会合に提出するよう技術経済評価パネルに求めたことをあらためて確認し、

同パネルが、数ヶ国で稼動中の商業ベースの回収装置リストを、報告を通じて第 21 回締約国会合に提出することができたことに留意し、

また、以前に報告した技術を補完する多数のオゾン層破壊物質新規破壊技術に関して同パネルが報告したことに留意し、

１．公開作業部会の第 31 回会議での検討を求めて、また、モントリオール議定書のハンドブックに加えることも念頭に置いて、他の関係専門家と協議の上、技術経済評価パネルおよび関係技術的オプション委員会に、下記のことを求める：

（ａ）臭化メチルの適切な破壊および除去効率を評価、勧告し、第 15 回締約国会合の報告の補遺 II に既に記載された他の物質の破壊技術および除去効率を改訂する。

（ｂ）同パネルの 2010 年進捗報告で確認された新規技術およびこの分野での他の動向を考慮に入れ、締約国が採用している破壊技術リストを精査し、その性能および商業的、技術的に利用しうる度合いに関する評価結果を提出する。

（ｃ）承認済みオゾン層破壊物質破壊技術を利用している施設におけるオゾン層破壊物質の破壊の検証にあたって適用すべき基準を、関連物質の推奨破壊技術・除去効率を考慮に入れて策定する。

２．前記第 1 項に記す作業に関係するデータを 2011 年 2 月 1 日までにオゾン事務局に提出するよう求める。

決定 XXIII/12　オゾン層破壊物質の新しい破壊技術の採用

技術経済評価パネルがオゾン層破壊物質の破壊技術に関する決定 XXII/10 を受けて設立したタスクフォースの報告書を評価し、

同タスクフォースが締約国によって承認された破壊プロセスのリストに 4 つの技術を加えることを勧告し、有力の見なされた 1 つの技術については推薦するのに十分な情報が不足していると指摘したことに留意し、

1. モントリオール議定書の第五条 1 の趣旨において、本決定の附属書に示す破壊プロセスを、第 4 回締約国会合の報告書の附属書 VI に記載され、決定 V/26、決定 VII/35 及び決定 XIV/6 により修正された技術のリストに追加することを承認する。
2. 技術経済評価パネルに対し、新たに利用可能になった追加情報があればこれに照らして臭化メチルのプラズマ破壊を引き続き評価し、必要に応じて締約国に報告することを要請する。
3. また、技術経済評価パネルに対し、2011 年の進捗報告書で指摘された、破壊効率と比較

した破壊・除去効率のパフォーマンス基準、及び承認済み破壊技術を使用する施設におけるオゾン層破壊物質の破壊の検証基準に関する問題を引き続き調査し、第 32 回公開作業部会会合に最終報告書を提出することを要請する。

技　術	適　用　性							
	濃　縮　源							希釈源
	附属書 A		附属書 B			附属書 C	附属書 E	
	グループ 1	グループ 2	グループ 1	グループ 2	グループ 3	グループ 1	グループ 1	
	主要な CFC	ハロン	その他 CFC	四塩化炭素	Methyl Chloroform	HCFC	臭化メチル	
破壊&除去効率(DRE)	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	95%
アルゴンプラズマアーク	認定	認定	認定	認定	認定	認定	未決定	
セメントキルン	認定	未認定	認定	認定	認定	認定	未決定	
水素と CO_2 との化学反応	認定	認定	認定	認定	認定	認定	未決定	
ガス系触媒脱ハロゲン化	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
ガス/蒸気酸化	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
高周波プラズマ	認定	認定	認定	認定	認定	認定	未決定	
液体注入燃焼	認定	認定	認定	認定	認定	認定	未決定	
マイクロ波プラズマ	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
一般廃棄物焼却							未決定	認定
窒素プラズマアーク	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
多孔加熱炉	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
可動式プラズマアーク	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
加熱分解炉	認定	未認定	認定	認定	認定	認定	未決定	
ロータリーキルン焼却	認定	認定	認定	認定	認定	認定	未決定	認定
過熱蒸気反応炉	認定	未決定	認定	認定	認定	認定	未決定	
メタンとの熱反応	認定	認定	認定	認定	認定	認定	未決定	

（3）原料用途に関する決議

決定 VII/30　　原料として使用される規制物質の輸出入

1．輸入国における他の化学物質を製造する場合に原料として完全に使用されるために製造され、輸出される規制物質の量は、輸出国における“生産量”もしくは“消費量”の計算の対象であるべきでない。輸入者は、輸出に先立ち、輸入される規制物質がその目的のために使用される約束を輸出者に提供する。加えて、輸入国は、これらの目的で輸入された規制物質の量を事務局に報告するものとする。

2．他の化学物質を製造する場合に原料として完全に使用される規制物質の量は、輸入国における“消費量”の計算の対象であるべきではない。

決定 X/12　　原料用途からのオゾン層破壊物質の排出

CFC を製造する原料として使用される四塩化炭素の放散が、年間 30,000 トン前後と見積もられるという技術経済評価パネルの報告書に特に言及すること。

この放散・レベルがオゾン層に脅威を与える可能性があることを懸念すること。

こうした放散を削減する技術が存在することに気づかせること。

技術経済評価パネルに対し、以下のことについて更に調査し、そして第 12 回会合で締約国に報告することを要求すること：

（a）個々の締約国がこうした放散の削減のために考慮することのできる現在利用可能な、そして将来考え得る選択肢を含めた、原料として使用される四塩化炭素の放散について。

（b）規制物質を原料として使用することから生じるオゾン層破壊物質の放散について。

（c）原料としての四塩化炭素の今後の使用およびこうした使用による放散への CFC 生産停止の影響について。

決定 XXIV/6　　原料用途

モントリオール議定書の第七条により、なかでも原料として使用される規制物質の量を報告することが求められていることを喚起し、

決定 VII/30 の 1 により、なかでも、輸入する国が原料として輸入されたオゾン層破壊物質の量を報告しなければならず、輸入者は輸出に先立って輸出者に輸入された物質がこの目的で使用されることを約束しなければならないと締約国が定めたことを喚起し、

また、決定 IV/12 により、製造の過程での意図しない又は偶発的な生産から、未反応の原料から、又は化学物質中に微量不純物として存在するプロセスエージェントとしての使用から発生したわずかな量のオゾン層破壊物質、及び製品の製造中又は取り扱い中に排出されるわずかな量のオゾン層破壊物質は、モントリオール議定書の第一条 4 に含まれるオゾン層破壊物質の定義によってカバーされないとすることを締約国が明確にしたことを喚

起し、

さらに、決定 IV/12 により、かかる排出量の発生の防止や、実用的な規制技術又はプロセスの変更、封じ込め、破壊を通じた排出量の削減を含め、締約国がかかる物質の排出を最小に抑える手段を取ることが強く要請されたことを喚起し、

1. 締約国に対し、原料用途のオゾン層破壊物質に代わるものとして採用されている既知の代替物質に関する情報の交換を奨励する。
2. 原料用途がある締約国に対し、特定のオゾン層破壊物質の使用を原料用途と見なし、原料用途向けとして市場に投入されている容器を識別又は監視するために導入している制度に関する情報を、報告要件やラベリング要件も含めて、交換することを奨励する。
3. 技術経済評価パネルが 2012 年の進捗報告書で評価した、プロセス中の二塩化エチレンの熱分解による塩化ビニルモノマーの生産における四塩化炭素の使用は、原料用途と見なされることを確認する。
4. 四塩化炭素が使用される塩化ビニルモノマーの生産施設を持ち、決定 XIII/7 によって締約国に求められた情報をまだ報告していない締約国に対し、当該情報を 2013 年 2 月 28 日までに技術経済評価パネルに提供し、同パネルが特定の施設における使用が原料用途に当たるのかプロセスエージェント用途に当たるのか明らかにできるようにすることを要請する。

（4）プロセスエージェントに関する決議

決定Ⅳ/12　　規制物質の定義の明確化

１．製造の過程で、意図しない、または偶発的な生産として、あるいは未反応の原料から、あるいは化学品中に微量不純物として存在するプロセス媒体としての使用から生成する規制物質、あるいは製品の製造中又は取り扱い中に排出される僅かな量の規制物質は、モントリオール議定書第 1 条 4 に含まれる規制物質の定義によってカバーされるべきでないと見做されるべきである；

２．かかる放散の発生を避けること、実用的な管理技術又は工程変更による排出の削減、密閉化あるいは破壊のステップを含めて、かかる物質の排出を最小限に抑える処置を講ずるよう、締約国を促す；

３．技術経済評価パネルに以下の事項を要請する；

（ａ）微量不純物、製品製造中の放散及び取り扱い時のロスに起因する全放散量の見積もりを提出すること

（ｂ）遅くとも 1994 年 3 月 31 日までに、その調査結果を、モントリオール議定書締約国公開作業部会に提出すること

決定VI/10　　プロセスエージエントとしての規制物質の使用

以下の事項を考慮して：

いくつかの締約国は、規制物質がプロセスエージェントとして使用されるいくつかの用途における規制物質の使用を、中間原料用途と解釈したと考えられること。

他の締約国は、類似の用途を、使用であり、従って削減の対象となると解釈したこと。

技術経済評価パネルは、エッセンシャルユースの基準に照らして、かかる使用の用途を1994年に登録申請するよう提出している締約国に対し、免除を勧告することができなかったこと。

全ての締約国による、本問題の検討および適切な行動の必要性のための緊急な要請

１．技術経済評価パネルに対し、以下の事項を要請する：

（ａ）プロセスエージェントとしての規制物質の使用を明確化すること

（ｂ）プロセスエージェントとして使用される規制物質の排出、及びかかる排出の最終の結末を推定すること、およびプロセスエージェントが使用される場合の異なる管理技術及び他のプロセス条件に係わる排出を評価すること

（ｃ）かかる使用における規制物質を置き換えることができる代替のプロセスエージェントもしくは技術もしくは製品を評価すること

（ｄ）　その調査結果を、1995 年 3 月までに、モントリオール議定書締約国公開作業部会に提出すること、および第 7 回締約国会合での検討のために、もしあれば、勧告を作成するように、公開作業部会に要請する

２．締約国は、技術経済評価パネルの勧告の通りに、1996年の暫定的な期間に限り、プロセスエージェントを中間原料と類似の方法で取り扱い、その処置に関して、第7回締約国会合で最終決定を行う。

決定VII/10　1996年以降の化学的プロセスエージェントとしての規制物質の継続使用

プロセスエージエント用途からのオゾン層破壊物質の排出を制限する必要性を認識し、1996年および1997年に限り、プロセスエージエントを原料と同様に扱うことを継続する；

１．技術経済評価パネルおよびその関連分科会による勧告に従って、1998年以降のプロセスエージェントとしての規制物質の継続使用のための様式および基準について、また彼らの排出の制限について、1997年に決定する。

決定 X/14.　　プロセスエージェント

技術経済評価パネルと決定 VII/10 に対応するプロセスエージェント特別専門委員会の報告書を正しく評価することに特に言及すること。

第5条非適用締約国においてプロセスエージェントとしてオゾン層破壊物質を使用することによる放散が、原料として使用する規制物質の取るに足りない排出量に匹敵し、また2000年には今後一層の使用と排出の削減が見込まれるという、技術経済評価パネルの結論

に特に言及すること。

第 5 条第 1 項に基づいて処理を行っている国々で、プロセスエージェントとして使用される規制物質の排出が、既にかなりの量に達しており、何の行動も起こさないと増加し続けるだろうという、技術経済評価パネルの結論にも言及すること。

モントリオール議定書において明確に叙述されたプロセスエージェントとして生産され使用される規制物質が役に立つことを認めること。

1．この決議の目的に合わせて、「プロセスエージェント」という用語が、下記の表 A に記載されたアプリケーション用に使用される規制物質の意味に理解される必要があること。

2．第 5 条の適用を受けない締約国は、1998 年分の原料と同様の方法で、2001 年 12 月 31 日までにプロセスエージェントを処理すること。

3．1999 年 1 月 1 日以前に稼働中のプラントおよび設備においてプロセスエージェントとして使用するため生産または輸入された規制物質の量は、下記のことを条件として、2001 年 1 月 1 日以後の生産および消費の計算に含められてはならない：

（a）第 5 条の適用を受けない締約国の場合は、こうしたプロセスによる規制物質の排出が、下記の表 B にこの決議を意図して明示された取るに足りないレベルにまで削減されていること。

（b）第 5 条の適用を受ける締約国の場合は、プロセスエージェントの使用により生じる規制物質の排出が、インフラストラクチャーを不当に放棄することなく、費用効率の高い方法で、リーズナブルに達成できるよう執行委員会によって承認されたレベルまで削減されていること。決議に際して執行委員会は、第 5 項以下に説明されたような選択肢の範囲を考慮することができる。

4．全ての締約国は下記のことを行わなければならない：

（a）2000 年とその後毎年 9 月 30 日までに、プロセスエージェントとしての規制物質の使用と、これらの使用による排出レベル、そして規制物質の排出を最小限に抑えるため彼らが使用した排出技術について、事務局に報告すること。表 A および B に含まれるデータをまだ報告していない第 5 条非適用締約国は、できるだけ速やかに、但しいかなる場合にも公開作業部会の第 19 回会合より前に、報告を行うよう促されること。

（b）2000 年およびそれ以後毎年行う事務局へのアニュアル・データの報告において、プロセスエージェント・アプリケーションのため彼らによって生産または輸入された規制物質の量についての情報を提出すること。

5．第 5 条適用締約国において使用するプロセスエージェントからの規制物質の排出を、上記の第 3 項(b)に言及されたレベルまで減少させるための、例えば、プロセスの転換、プラントの閉鎖、排出制御技術、そして産業の合理化を含む、費用効率の高い措置の増分費用は、多数国間基金執行委員会の規則とガイドラインに従って資金提供されるのに相応しくなければならないこと。

6．多数国間基金執行委員会は、資金提供ガイドラインの作成に努力し、1999 年の間に最

初のプロジェクト提案の検討を開始しなければならないこと。

7．締約国は、その使用が決定 IV/25 に基づく絶対に必要な用途に対する基準を満たしているという結論を締約国会合が下さない限り、1999 年 6 月 30 日以後、プロセスエージェントとして規制物質を使用する新しいプラントを設置または注文してはならないこと。

8．技術経済評価パネルと執行委員会に対し、2001 年の締約国会合に、プロセスエージェントとしての使用による規制物質の排出削減において達成された前進について、並びに、排出削減技術およびオゾン層破壊物質を使用しない代替プロセスの実施と開発について報告するよう、そして現在仮決定の表 A と B を再検討し、何らか必要な変更について勧告を行うよう要求すること。

表 B

プロセスエージェントとして使用した場合の排出限度（単位は全てトン/年である）

Country/region	Make-up or consumption	Maximum emissions
European Community	1000	17
United States of America	2300	181
Canada	13	0
Japan	300	5
Hungary	15	0
Poland	68	0.5
Russian Federation	800	17
Australia	0	0
Czech Republic	0	0
Estonia	0	0
Lithuania	0	0
Slovakia	0	0
New Zealand	0	0
Norway	0	0
Iceland	0	0
Switzerland	5	0.4
TOTAL	4501	220.9 (4.9%)

表 A

プロセスエージェントとして使用される規制物質のリスト

No	Substance	Process agent application
1	Carbon tetrachloride (CTC)	Elimination of NCl_3 in the production of chlorine and caustic
2	CTC	Recovery of chlorine in tail gas from production of chlorine
3	CTC	Manufacture of chlorinated rubber
4	CTC	Manufacture of endosulphan (insecticide)
5	CTC	Manufacture of isobutyl acetophenone (ibuprofen B

No	Substance	Process agent application
		analgesic)
6	CTC	Manufacture of 1-1, Bis (4-chlorophenyl) 2,2,2- trichloroethanol (dicofol insecticide)
7	CTC	Manufacture of chlorosulphonated polyolefin (CSM)
8	CTC	Manufacture of poly-phenylene-terephtal-amide
9	CFC 113	Manufacture of fluoropolymer resins
10	CFC 11	Manufacture of fine synthetic polyolefin fibre sheet
11	CTC	Manufacture of styrene butadiene rubber
12	CTC	Manufacture of chlorinated paraffin
13	CFC 113	Manufacture of vinorelbine (pharmaceutical product)
14	CFC 12	Photochemical synthesis of perfluoropolyetherpolyperoxide precursors of Z-perfluoropolyethers and difunctional derivatives
15	CFC 113	Reduction of perfluoropolyetherpolyperoxide intermediate for production of perfluoropolyether diesters
16	CFC 113	Preparation of perfluoropolyether diols with high functionality
17	CTC	Production of pharmaceuticals B ketotifen, anticol and disulfiram
18.	CTC	Production of tralomethrine (insecticide)
19.	CTC	Bromohexine hydrochloride
20.	CTC	Diclofenac sodium
21.	CTC	Cloxacilin
22.	CTC	Phenyl glycine
23.	CTC	Isosorbid mononitrate
24.	CTC	Omeprazol
25.	CFC-12	Manufacture of vaccine bottles

注：締約国は、事務局に詳細を送付し、事務局が更にこれを技術経済評価パネルに転送することによって、このリストに追加を提案することができる。同パネルは、提案された変更を調査し、締約国会合に対し、提案された使用を締約国の決議によりリストに加えるべきか否かを勧告する。

決定 XIII/13　技術経済評価パネルに対するプロセスエージェントに関する最終報告要請

プロセスエージェントに関する決定X/14 にしたがって、執行委員会の報告に感謝の意をもって留意し、技術経済評価パネルの調査結果およびその報告の完成のための補足データ提供要求に留意し、2001 年に、締約国がオゾン事務局に要求のあった補足データを提供した点に留意し、決定X/14 にしたがって評価を完了し、2002 年に、公開作業部会第 22 回会議で締約国に報告するよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 XV/6　　プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト

決定 X/14 用改訂表Ａとして、規制物質の下記の用途を採択する。

No.	Process agent application	Substance
1	Elimination of NCl_3 in the production of chlorine and caustic	CTC
2	Recovery of chlorine in tail gas from production of chlorine	CTC
3	Manufacture of chlorinated rubber	CTC
4	Manufacture of endosulphan (insecticide)	CTC
5	Manufacture of isobutyl acetophenone (ibuprofen – analgesic)	CTC
6	Manufacture of 1-1, bis (4-chlorophenyl) 2,2,2-trichloroethanol (dicofol insecticide)	CTC
7	Manufacture of chlorosulphonated polyolefin (CSM)	CTC
8	Manufacture of poly-phenylene-terephtal-amide	CTC
9	Manufacture of fluoropolymer resins	CFC-113
10	Manufacture of fine synthetic polyolefin fibre sheet	CFC-11
11	Manufacture of styrene butadiene rubber	CTC
12	Manufacture of chlorinated paraffin	CTC
13	Photochemical synthesis of perfluoropolyetherpolyperoxide precursors of Z-perfluoropolyethers and difunctional derivatives	CFC-12
14	Reduction of perfluoropolyetherpolyperoxide intermediate for production of perfluoropolyether diesters	CFC-113
15	Preparation of perfluoropolyether diols with high functionality	CFC-113
16	Bromohexine hydrochloride	CTC
17	Diclofenac sodium	CTC
18	Phenyl glycine	CTC
19	Production of Cyclodime	CTC
20	Production of chlorinated polypropene	CTC
21	Production of chlorinated EVA	CTC
22	Production of methyl isocyanate derivatives	CTC
23	Production of 3-phenoxy benzaldehyde	CTC
24	Production of 2-chloro-5-metyhlpyridine	CTC
25	Production of Imidacloprid	CTC
26	Production of Buprofenzin	CTC
27	Production of Oxadiazon	CTC
28	Production of chloradized N-methylaniline	CTC
29	Production of Mefenacet	CTC
30	Production of 1,3- dichlorobenzothiazole	CTC
31	Bromination of a styrenic polymer	BCM (bromochloro-methane)

決定 XV/7　　プロセスエージェント

1．決定 X/14 が、技術経済評価パネルおよび執行委員会に対して、同決定の表 A におけるプロセスエージェントの用途リストを審査し、表の変更に関してしかるべき勧告を行うよう求めたことに留意する。

2．プロセスエージェントとして決定 X/14 の表に加えるべく、特定の用途について技術経済評価パネルに審査を希望する旨の要求をいくつかの締約国が提出していることに留意する。

3．プロセスエージェントに関する決定 X/14 の基準に照らして特定の用途を考慮するようにとの要求を審査し、決定 X/14 の表Aに加えることができる用途または表 A から削除することができる用途に関して、毎年、締約国に対して勧告を行うよう、技術経済評価パネルに求める。

4．決定 X/14 の表 A（改訂）に掲げるプロセスエージェントの用途を利用している第 5 条締約国および第 5 条非締約国に対して、プロセスエージエントなどの規制物質の用途、当該用途からの排出量、排出量を最小限にするために自国が採用している抑制技術に関して、決定 X/14 の第４項にしたがって報告を行うようあらためて確認する。このほか、表Ａ（改訂）に掲げる用途を利用している第 5 条締約国は、プロセスエージェント用途からの規制物質の排出量削減の進捗およびオゾン層破壊物質を使用しない排出量削減技術と代替製法の実行と開発に関して、執行委員会に報告するものとする。

5．公開作業部会の第 25 回会議で、その後は 2 年に 1 回、同部会に報告を行うよう、技術経済評価パネルと執行委員会に求める。ただし、プロセスエージェント用途からの規制物質の排出量削減の進捗およびオゾン層破壊物質を使用しない排出量削減技術と代替製法の実行と開発に関して、締約国が異なる決議を行った場合は、この限りではない。

6．技術経済評価パネルの 2002 年報告では、プロセスエージェント用途について、その排出量が無視しえない水準にあるとして下表に列記してあるため、2004 年、2005 年については、当該用途は、決定 X/14 の諸規定にしたがって規制物質のプロセスエージェント用途とみなすべきであることに留意する。

7．下表末尾での規制物質の 2 つの用途は、技術経済評価パネルに提出されたが、正式には審査されていないため、2004 年、2005 年については、当該用途は、決定 X/14 の諸規定にしたがって規制物質のプロセスエージェント用途とみなすべきであり、本決定の第４項および決定 X/14 の第 4 項にしたがって報告された情報に基づき、第 17 回締約国会合で再検討すべきであることに留意する。

決定 XVII/6　　プロセスエージェント

技術経済評価パネルの報告を高く評価し、

プロセスエージェントとして使用されているオゾン層破壊物質の排出量がゼロとなる技術の採用がモントリオール議定書第 5 条第 1 項締約国におけるプロセスエージェント分野

で段階的削減を達成するための規範となっていることを表明した同議定書第 5 条第 1 項締約国におけるプロセスエージェントに関する執行委員会の報告
（UNEP/Ozl.Pro.WG.1/25/INF/4）を高く評価し、

1．決定 X/14（改訂済み）の表 A に掲げるプロセスエージェントの用途を利用している第 5 条第 1 項締約国および第 5 条第 1 項非締約国に対して、それぞれ、決定 X/14 および決定 XV/7 の第 4 項にしたがって、プロセスエージェントとしての規制物質の使用に関して毎年報告する義務を負うことをあらためて確認する。

2．前記第 1 項に加えて、決定 XVII/7 および決定 XVII/8 に掲げるプロセスエージェントの用途を利用し、排出している締約国に対して、プラントの操業開始日、年間生産能力（営業上等の守秘義務を定めた準拠法を適用）、規制対象オゾン層破壊物質の構成と消費量、オゾン層破壊物質の年間総排出量に関するデータを、2006 年 12 月 31 日前に事務局と技術経済評価パネルに提出し、規制物質を使用しているプラントが 1999 年 6 月 30 日以降継続的に操業していることを確認するよう求める。

3．決定 XVII/8 に掲げるプロセスエージェントの用途は、決定 X/14 の諸規定に基づくプロセスエージェント用途とみなすべきであり、本決定の第 1 項と第 2 項にしたがって報告される情報に基づき、2007 年の第 19 回締約国会合においてプロセスエージェントとして確認すべきであることに留意する。

4．規制物質をプロセスエージェントとして使用する新規プラントを 1999 年 6 月 30 日以降に設置するか、操業開始した締約国に対しては、決定 X/14 の第 7 項にしたがって、決定 IV/25 に基づくエッセンシャルユースの基準に沿って検討するべく、技術経済評価パネルがしかるべき分析を行うことができるよう、2006 年 12 月 31 日までに、また、それ以降の年は 12 月 31 日までに、オゾン事務局および技術経済評価パネルに適時にそれぞれの用途を提出するよう求める。

5．以後の締約国の決定が異なる表明を行うまで、決定 X/14 に掲げる例外をプロセスエージェントの用途として認めるが、例外は恒久的なものとすべきではなく、プロセスエージェントの用途を維持するか、除外するかを判断するために締約国が定期的に再検討すべきであることで合意する。

6．2007 年の公開作業部会の第 27 回会議で、その後は、締約国が異なる決定をしない限りは 2 年に 1 回、プロセスエージェントからの規制物質の排出量の削減の進度、これに伴う規制物質の構成量、排出量削減技術およびオゾン層破壊物質を使用しない代替方法、代替製品の実行と展開に関して報告するよう求める。

7．本決定にしたがって提出された情報を再検討し、2008 年の第 20 回締約国会合で、その後は 2 年に 1 回、プロセスエージェントの申請、使用に伴う少量の排出量、決定 X/14 の表 A に追加するか、同表から削除しうるプロセスエージェントの用途に関して、報告し、勧告を行うよう、技術経済評価パネルに求める。

8．プロセスエージエントを使用している締約国に対しては、2006 年 12 月 31 日までに、

また、それ以降の年は 12 月 31 日までに、表 B に掲げる排出量を削減できる機会に関して、技術経済評価パネルにデータを提出するよう求め、技術経済評価パネルに対しては、2008 年に、それ以降は 2 年に 1 回、決定 X/14 に基づき締約国から報告のあった情報とデータを考慮に入れて、同決定 X/14 の表 B に掲げる排出量を再検討し、当該の再検討に基づき、構成と最大排出量の削減を勧告するよう求める。締約国は、当該勧告に基づき、表 B に掲げる構成と最大排出量の削減に関する決議を行うものとする。

決定 XVII/7　　プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト

決定 X/14 の表Aを次のように改訂する。リスト No.1～No.39；省略

決定 XVII/8　　プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト

以後に、再確認し、決定 X/14 の再評価済み表 A に加えることを条件に、2007 年の第 19 回締約国会合で、決定 X/14 の暫定表 Abis として下記の規制物質の用途を採択する。

リスト No.40～No.68；省略

決定 XIX/15　　プロセスエージェント関連決議における表 A と表 A-bis の差し替え

1．決定 XVII/ 7 で変更された決定 X/14 の表 A を差し替え、決定 XVII/8 の表 A-bis を差し替えるために、プロセスエージェントのリストとして本決議に添付する付表を採択する。(表省略)

決定XXI/3　　プロセスエージェントとしての規制物質の使用

技術経済評価パネルの2008年の報告を高く評価し、

規制物質のプロセスエージェントとしての使用、当該使用による排出量の水準、規制物質の排出量を最小限にするために締約国が採用している抑制技術に関する報告を毎年9月30日までに事務局に提出するよう全締約国に求める旨の決定X/14をあらためて確認し、

モントリオール議定書の第5条第1項適用国におけるプロセスエージェントの使用に関する執行委員会の報告(UNEP/OzL.Pro.WG.1/29/4)から、プロセスエージェントとして使用されているオゾン層破壊物質の排出量をゼロにすることができる技術の採用が、モントリオール議定書の第5条第1項適用国では規範になっていることが判明したことに留意し、

多数国間基金の下での承認済みプロセスエージェントプロジェクトに関する第5条第1項適用国の報告は、決定X/14に基づく必要な情報のオゾン事務局への提出に代わるものではないことに留意し、

決定X/14にしたがって情報を報告しているのは2ヶ国にすぎず、データが限られているため、技術経済評価パネルが必要なレベルの分析を行なうことができないことに懸念をもち、更に、締約国が報告する情報が限られているため、現在、締約国の年間消費量の計算から規制物質のプロセスエージェントが除外される恐れがあることに留意し、

1．決定X/14で求められている情報をオゾン事務局に提出するよう、規制物質をプロセスエージェントとして使用している全ての締約国に求める。

2．決定X/14に基づき規制物質をプロセスエージェントとして使用していない旨オゾン事務局に一度報告した締約国に対しては、決定X/14の表Bに掲載されているか否かにかかわらず、年次報告義務は適用せずに、この1回限りのものであることを全ての締約国に適用することを明確にする。

3．第2項に基づき文書を提出していない締約国に対しては、毎年、決定X/14にしたがって情報を提出するよう書面で請求することを、オゾン事務局に求める。

4．報告不履行のケースについては、履行委員会に送り、検討を仰ぐことをオゾン事務局に求める。

5．決定XVII/6(第6項)で求められている通り、プロセスエージェント用途の段階的削減の進行状況を記した共同報告書を今後の会議に向けて作成するよう、技術経済評価パネルおよび執行委員会に求める。

6．公開作業部会の第30回会議でこの問題を再度取り上げる。

7．本決議の補遺にしたがって、決定X/14の表Aを改訂する。

8．本決議の補遺にしたがって、決定 X/14 の表 B を改訂する。

＜補　遺＞　表A：プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト

No.	プロセスエージェント用途	物　質
1	塩素－アルカリ生産におけるNCl_3の除去	CTC
2	塩素－アルカリ生産における末端排出ガスの吸収による塩素回収	CTC
3	塩化ゴムの製造	CTC
4	エンドサルファンの生産	CTC
5	イブプロフェンの生産	CTC
6	クロルスルフォン酸ポリオレフィン（CSM）の生産	CTC
7	アラミド・ポリマー（PPTA）の生産	CTC
8	合成繊維シートの製造	CFC-11
9	塩素化パラフィンの生産	CTC
10	Z-パーフルオロポリエステルのパーフルオロポリエステルポリ過酸化物の先駆物質および機能不全誘導体の光化学合成	CFC-12
11	パーフルオロポリエーテル・ジエステル生産用のパーフルオロポリエステルポリ過酸化物中間体の還元	CFC-113
12	高機能パーフルオロポリエーテル・ジオールの調製	CFC-113
13	シクロジムの生産	CTC
14	塩素化ポリプロペンの生産	CTC
15	塩素化エチレン酢酸ビニル（CEVA）の生産	CTC
16	イソシアン酸メチル誘導体の生産	CTC
17	3-フェノキシベンゾアルデヒドの生産	CTC
18	2－クロロ－5－メチルピリジンの生産	CTC
19	イミダクロピリドの生産	CTC

20	ブプロフェンジンの生産	CTC
21	オキサジアゾンの生産	CTC
22	N-メチルアニリンの生産	CTC
23	1,3-ジクロロベンゾチアゾルの生産	CTC
24	スチレン・ポリマーの臭素化	BCM
25	2,4-D(2,4-ジクロフェノキシ酢酸)の合成	CTC
26	2 - (2－エチルヘキシル)パーオキシ二炭酸塩（DEHPC）の合成	CTC
27	放射性同位元素標識付けシアノコバラミンの生産	CTC
28	高弾性ポリエチレン繊維の生産	CFC-113
29	塩化ビニル・モノマーの生産	CTC
30	スルタミシリンの生産	BCM
31	プラレスリン(農薬)の生産	CTC
32	0-ニトロベンゾアルデヒド(染料用)の生産	CTC
33	3－メチル－2－チオフェンカルボキシアルデヒドの生産	CTC
34	2－チオフェンカルボキシアルデヒドの生産	CTC
35	2－チオフェン・エタノールの生産	CTC
36	3,5－塩化ジニトロベンゾイル(3,5－DNBC)の生産	CTC
37	1,2－ベンゾイソチアゾル－3－ケトンの生産	CTC
38	m-ニトロベンゾアルデヒドの生産	CTC
39	チクロピジンの生産	CTC
40	p-ニトロ・ベンジル・アルコールの生産	CTC
41	トルクロフォス・メチルの生産	CTC
42	フッ化ポリビニリデン（PVｄF）の生産	CTC
43	酢酸テトラフロオロベンゾイルエチルの生産	CTC
44	4－ブロムフェノールの生産	CTC

表B：プロセスエージェント用途の年間限度量（数値の単位は、トン）

締約国	仕込量又は消費量	最大排出量
EU	1,083	17
米国	2,300	181
カナダ	0	0
日本	0	0
ロシア	800	17
オーストラリア	0	0
ニュージーランド	0	0
ノルウェー	0	0
アイスランド	0	0
スイス	5	0.4
合　計	4,188	215.4

決定 XXII/8　　プロセスエージェントとしての規制物質の使用

締約国会合は、技術経済評価パネルのプロセスエージェントに関する 2009 年／2010 年の進度報告を高く評価し、

プロセスエージェントの用途に関する決定 X/14 の表 A が、決定 XV/6、決定 XVII/7 およ

び決定 XIX/15 により改訂されたことに留意し、

また、決定 X/14 の表 B に記されたモントリオール議定書第 5 条第 1 項非適用国数ヶ国が、もはや規制物質をプロセスエージェントとして使用していない旨報告し、欧州連合ではプロセスエージェントの 3 つの用途が打ち切られたことが、同パネルの 2010 年進捗報告に記されていることにも留意し、

プロセスエージェントに関する同パネルの 2009 年進捗報告には、決定 X/14 の表 A に記されたプロセスエージェントとしての規制物質の使用についてイスラエルが報告したことが記されていることを改めて確認し、

また、決定 X/14 に従い、インフラを不当に廃棄せずに費用効果の高い方法で合理的に実現できるよう、モントリオール議定書の実行のために多数国間基金の執行委員会が合意した水準まで当該物質の排出量が削減されていることを条件として、1999 年 1 月 1 日より前に操業中の工場や施設でプロセスエージェントとして使用するための第 5 条第 1 項適用国が生産または輸入した規制物質の量については、2002 年 1 月 1 日以降、生産量、消費量の計算に計上してはならないことを改めて確認し、

モントリオール議定書に基づきクロロフルオロカーボンと四塩化炭素に適用される段階的削減の期日（2010 年 1 月 1 日）を考えた場合、執行委員会が、2010 年以降の第 5 条第 1 項適用国におけるプロセスエージェントとしての当該物質使用のための追加排出水準に関して合意できる可能性はない旨認識し、

また、第 5 条第 1 項適用国においてプロセスエージェントとして使用される規制物質の使用量、排出量の削減が大幅に進展したことも認識し、

プロセスエージェントとして使用される規制物質の使用、排出が 2010 年以降も続くと予想される第 5 条第 1 項適用国は 2 ヶ国だけであることを承知し、

プロセスエージェントとしての使用を報告している第 5 条第 1 項適用国と第 5 条第 1 項非適用国は、いずれも決定 X/14 の表 B に掲載すべきであり、規制物質をプロセスエージェントとして使用していない第 5 条第 1 項非適用国は同表から削除すべきだということに同意し、

技術経済評価パネルおよび多数国間基金の執行委員会が、2011 年の第 31 回会議で、プロセスエージェントの使用量の追加削減努力に関する共同報告を公開作業部会に提出することに留意し、

1．本決議の補遺に記す決定 X/14 の改訂表 B で定める水準以内に当該物質の排出量が抑えられていることを条件として、1999 年 1 月 1 日以前に操業中の工場や施設でプロセスエージェントとして使用するために、第 5 条第 1 項適用国が生産または輸入した規制物質の量については、2002 年 1 月 1 日以降、生産量、消費量の計算に計上してはならない

2．本決議の補遺に記す決定 X/14 の表 A および表 B を改訂する。

3．可能であれば 2011 年 3 月 15 日までに、遅くとも 2011 年 7 月 1 日までに、自国がプロセスエージェントとして規制物質を使用している個々の用途をオゾン事務局に報告し、

決定 X/14 で求められている年次報告の一環として当該情報を引き続き報告することを各締約国に求める。

4．個々の締約国でのプロセスエージェントの使用量を記載した表を 2011 年の進捗報告に加えるよう、技術経済評価パネルに求める。

5．2011 年に向けて求められているプロセスエージェントの使用量に関する報告、評価以外に、2013 年およびそれ以降は 2 年毎に、プロセスエージェント使用量の削減の進度を精査し、プロセスエージェントの使用量および排出量の削減のための追加対策に関する追加勧告を行うよう、技術経済評価パネルに求める。

6．執行委員会から承認を受けたすべてのプロセスエージェントプロジェクトが完了した時点で、決定 XVII/16 で求められた締約国に対する執行委員会の報告は不要となる。

＜補　遺＞　表A：プロセスエージェントとしての規制物質の用途リスト

No.	プロセスエージェント用途	物　質
1	塩素－アルカリ生産におけるNCl_3の除去	CTC
2	塩素－アルカリ生産における末端排出ガスの吸収による塩素回収	CTC
3	塩化ゴムの製造	CTC
4	エンドサルファンの生産	CTC
5	クロルスルフォン酸ポリオレフィン（CSM）の生産	CTC
6	アラミド・ポリマー（PPTA）の生産	CTC
7	合成繊維シートの製造	CFC-11
8	塩素化パラフィンの生産	CTC
9	Z-パーフルオロポリエステルのパーフルオロポリエステルポリ過酸化物の先駆物質および機能不全誘導体の光化学合成	CFC-12
10	高機能パーフルオロポリエーテル・ジオールの調製	CFC-113
11	シクロジムの生産	CTC
12	塩素化ポリプロペンの生産	CTC
13	塩素化エチレン酢酸ビニル（CEVA）の生産	CTC
14	イソシアン酸メチル誘導体の生産	CTC
15	3-フェノキシベンゾアルデヒドの生産	CTC
16	2－クロロ－5－メチルピリジンの生産	CTC
17	イミダクロピリドの生産	CTC
18	ブプロフェンジンの生産	CTC
19	オキサジアゾンの生産	CTC
20	N-メチルアニリンの生産	CTC
21	1,3-ジクロロベンゾチアゾルの生産	CTC
22	スチレン・ポリマーの臭素化	BCM
23	2,4-D(2,4-ジクロフェノキシ酢酸)の合成	CTC
24	2 - (2－エチルヘキシル)パーオキシ二炭酸塩（DEHPC）の合成	CTC
25	高弾性ポリエチレン繊維の生産	CFC-113
26	塩化ビニル・モノマーの生産	CTC
27	スルタミシリンの生産	BCM
28	プラレスリン(農薬)の生産	CTC

29	0-ニトロベンゾアルデヒド(染料用)の生産	CTC
30	3－メチル－2－チオフェンカルボキシアルデヒドの生産	CTC
31	2－チオフェンカルボキシアルデヒドの生産	CTC
32	2－チオフェン・エタノールの生産	CTC
33	3,5－塩化ジニトロベンゾイル(3,5－DNBC)の生産	CTC
34	1,2－ベンゾイソチアゾル－3－ケトンの生産	CTC
35	m-ニトロベンゾアルデヒドの生産	CTC
36	チクロピジンの生産	CTC
37	p-ニトロ・ベンジル・アルコールの生産	CTC
38	トルクロフォス・メチルの生産	CTC
39	フッ化ポリビニリデン（PVｄF）の生産	CTC
40	酢酸テトラフロオロベンゾイルエチルの生産	CTC
41	4－ブロムフェノールの生産	CTC

表B：プロセスエージェント用途の年間限度量（数値の単位は、トン）

締約国	仕込量又は消費量	最大排出量
EU	1,083	17
米国	2,300	181
ロシア	800	17
スイス	5	0.4
イスラエル	3.5	0
ブラジル	2.2	2.2
中国	1,103	1,103
合　計	5,296.71	1,320.61

決定 XXIII/7　プロセスエージェントとしての規制物質の使用

技術経済評価パネルによるプロセスエージェントに関する2011年の進捗報告書を評価し、

プロセスエージェント用途に関する決定X/14の表A及び表Bが決定XV/6、決定XVII/7、決定 XIX/15、決定 XXI/3、決定 XXII/8 により改訂されていることを喚起し、

技術経済評価パネルによる 2011 年の進捗報告書において、決定 XXI/3 に従って締約国及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金によって提供された情報が考慮されていることに留意し、

また、技術経済評価パネルが 2011 年の進捗報告書において、表 A から 27 のプロセスを削除することを提案しており、2009 年にプロセスエージェントの使用を報告したのは 4 カ国の締約国のみであったことに留意し、

大半の加盟国が表Bに示す排出量より大幅に少ない排出量を報告していることを評価し、

プロセスエージェント用途に起因する排出量が大気中の大量の四塩化炭素の存在に寄与する役割を果たしている可能性及びかかる排出量を削減する必要性を承知し、

決定 IV/12 に従い、規制物質の少量の排出量は、プロセスエージェント用途からの排出量も含め、モントリオール議定書の第一条に定める規制物質とは見なされないことを喚起し、

また、決定 IV/12 によって、締約国がオゾン層破壊物質の排出量を最小に抑える措置を取るよう強く要請され、これには実行可能な規制技術、プロセスの変更、封じ込め又は破壊を通じたかかる排出量の発生の防止及び排出量の削減などの措置が含まれていることを喚起し、

さらに、決定 XIX/15 により、締約国が塩化ビニルモノマー生産のための四塩化炭素の使用をプロセスエージェント用途として分類することに合意したことを喚起し、

1. 決定 X/14 の表 A 及び表 B を本決定の附属書のとおり改訂する。
2. 決定 X/14 及び決定 XXI/3 で要請されたプロセスエージェント用途に関する情報の報告が未実施の締約国に対し、緊急の問題として、遅くとも 2012 年 3 月 31 日までにこの報告を行うことを強く要請する。
3. 決定 XXI/3 に従って情報を提供し、プロセスエージェント用途があると報告した締約国に対し、決定 X/14 に従い、オゾン事務局が用意するフォーマットを使用して、追加の情報、特に規制物質とプロセスエージェットの使用法に関する情報を提供することを喚起する。
4. 表 B に記載されている締約国に対し、その最大値を改訂し、特に停止されたプロセスエージェント用途に照らして最大値を削減させる方法を技術経済評価パネルに報告することを強く要請する。
5. 技術経済評価パネルに対し、将来さらに使用が停止されるのに伴い、表 B に関する今後の提案に当たって、使用の停止に応じて生じる補給量又は消費量及び最大排出量の削減を検討することを要請する。
6. 技術経済評価パネルに対し、第 32 回公開作業部会会合に向けて、前回調査の関連情報と下記を考慮した上で、プロセスエージェント用途に関する調査結果を更新した概要報告書を提出することを要請する。
   (a) プロセスエージェントとしてオゾン層破壊物質を使用するプロセスの概観
   (b) プロセスエージェント用途におけるオゾン層破壊物質の代替物質に関する情報
   (c) モントリオール議定書の第七条に従って報告されるプロセスエージェント用途の使用量に関する情報
   (d) プロセスエージェント用途からのオゾン層破壊物質の推定排出量及びオゾン層と気候に対するその影響に関する情報
   (e) プロセスエージェント用途からの排出量を防止及び削減するための実行可能な措置
7. 第 32 回公開作業部会会合において、プロセスエージェントとしての規制物質の使用を再検討する。
8. 生産量及び消費量の算定において、塩化ビニルモノマー生産のための四塩化炭素の使用を、特例として 2012 年 12 月 31 日まで原料用途と見なすことを検討する。
9. 技術経済評価パネルに対し、インド及び該当する場合その他の締約国における塩化ビニ

ルモノマー生産のための四塩化炭素の使用を審査し、2012 年の進捗報告書で当該審査の結果を報告することを要請する。

＜決定の附属書＞

表 A：プロセスエージェントとして使用される規制物質の一覧

番号	プロセスエージェント使用法	物質	許可される締約国
1	クロルアルカリ生産における NCl_3 の除去	CTC	欧州連合、イスラエル、アメリカ合衆国
2	クロルアルカリ生産における排ガス吸収による塩素の回収	CTC	欧州連合、アメリカ合衆国
3	塩化ゴムの生産	CTC	欧州連合
4	クロロスルフォン酸ポリオレフィン（CSM）の生産	CTC	中国、アメリカ合衆国
5	アラミドポリマー（PPTA）の生産	CTC	欧州連合
6	合成繊維シートの生産	CFC-11	アメリカ合衆国
7	Z-パーフルオロポリエステルのパーフルオロポリエエステルポリ過酸化物の先駆物質及び二官能性誘導体の光化学合成	CFC-12	欧州連合
8	高機能性パーフルオロポリエーテルジオールの調製	CFC-113	欧州連合
9	シクロジムの生産	CTC	欧州連合
10	塩素化ポリプロピレンの生産	CTC	中国
11	塩素化エチレン酢酸ビニル（CEVA）の生産	CTC	中国
12	イソシアン酸メチル誘導体の生産	CTC	中国
13	スチレンポリマーの臭素化	BCM	アメリカ合衆国
14	高弾性ポリエチレン繊維の生産	CFC-113	アメリカ合衆国

表 B：プロセスエージェント用途の限度量（単位：メートルトン/年）

締約国	補給量又は生産量	最大排出量
中国	1 103	313
欧州連合	1 083	17
イスラエル	3.5	0
アメリカ合衆国	2 300	181
合計	**4 489.5**	**511**

（５）使用済み規制物質に関する決議

決定 I/12H　　使用済み規制物質の輸出入

ばら荷の中古の規制物質の輸出入は、新しい規制物質と同様の方法で扱われ、記録され、締約国の消費量の計算に参入するものとする。

決定 IV/24　　規制物質の回収、再生および再利用

１．“ばら荷の使用済みの規制物質の輸出入は、新しい規制物質と同様の方法で扱われ、記録され、締約国の消費量の計算に入れるものとする。”という第１回締約国会合の決定 I /12H を廃棄する。

２．消費量を計算する場合に、それらの輸入量および輸出量の資料が第 7 条による報告にしたがうべきである場合を除き(議定書第 5 条 1 による基準年の消費量を計算する場合の他は)、リサイクル(再生)された規制物質及び使用済みの規制物質の輸入量及び輸出量の計算に入れない。

３．用語「リカバリー(recovery)」、「リサイクリング(recycling)」及び「リクラメーション(reclamation)」の以下の定義に同意する：

（ａ）リカバリー(回収)：機械、装置、容器その他から、それらの使用中もしくは廃棄の前に、規制物質を収集し保管すること

（ｂ）リサイクリング(再生)：回収された規制物質を、ろ過及び乾燥の如き基本的清浄化工程を経て再使用すること。冷媒のためには，再生は通常、しばしば現場で行われる装置への最重点を含む

（ｃ）リクラメーション(精製)：回収された規制物質を、同物質の特定の品質基準に回復させるために、ろ過、乾燥、蒸留及び化学的処理の如きメカニズムを介して、再処理し品質を改良すること

４．特に以下の事項を含め、規制物質の大気中への放出を防ぐ全ての実際的な手段を取るよう、全ての締約国を促す：

（ａ）以下の装置に含まれている附属書 A、附属書 B 及び附属書 C の規制物質を、装置を分解又は廃棄する前と同時にサービス及び保守の間に、再生、精製あるいは破壊の目的で、回収する；

(ｲ) 定置型の商業用及び工業用の冷凍空調装置

(ﾛ) 移動型の冷凍空調装置

(ﾊ) 防火システム

(ﾆ) 溶剤を含む洗浄器

（ｂ）製造、据付、運転及びサービスの間に、商業用および工業用の冷凍空調システムからの冷媒の漏れを最小限に抑える。

（ｃ）実行が経済的に可能で環境的に適切である場合、不要のオゾン層破壊物質を破壊す

る。

5．議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国に対し、輸入する締約国の産業に対して、低価格で過剰供給を行い不要な新しい用途を導くかまたは地方の産業を損なうことにより、ことを避けるよう、再生した使用済みの物質を第 5 条 1 の適用を受ける締約国に輸出するための適切な政策を採択するように、締約国を促す。

6．科学評価パネルに対し、再生した規制物質の継続利用及び実用可能な環境に安全な代替技術/代替品の採用または不採用がオゾン層に与える影響について調査し、遅くとも 1994 年 3 月 31 日までに、事務局を通して報告することを要請し、また締約国公開作業部会に対し、同報告書を検討し、第 6 回締約国会合に彼らの勧告を提出することを要請する。

7．技術経済評価パネルに対し、次の事項に関し、遅くとも 1994 年 3 月 31 日までに再検討を行い、事務局を通して報告することを要請する：

（a）回収、精製、再生及び漏れの管理のための技術

（b）経済的に可能な再生で入手できる数量、及び全ての締約国による再生された物質の需要量

（c）再生された物質により、議定書第 5 条の適用を受ける締約国の基礎的国内需要を満たす範囲

（d）議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国に対して、代替品／代替技術の使用を増やしかつ彼らの精製された物質を放出する観点から、代替品／代替技術の考え得る最大の利用を促進するための方式

（e）その他の関連する問題、及びモントリオール議定書の効果的な実施を心に留めて、回収、精製及び再生に関しての政策を勧告すること

8．モントリオール議定書締約国公開作業部会に対し、科学評価パネル及び技術経済評価パネルの報告書並びに執行委員会によるこの件に関する勧告を検討し、彼らの勧告を 1994 年の第 6 回締約国会合に提出することを要請する。

決定 V/24　規制物質の貿易および有害廃棄物の越境移動や処分に関するバーゼル条約

使用済みのモントリオール議定書規制物質の貿易に対するバーゼル条約の条項の適用性に関する事務局の報告を銘記し、バーゼル条約の締約国に対し、モントリオール議定書規制物質の生産量および消費量の早期削減を容易にするために、バーゼル条約およびモントリオール議定書の目的に矛盾せずに、適切な決定を下すよう促す。

決定 VI/19　以前使用されたオゾン層破壊物質の貿易

1．決定Ⅳ/24 に表現されている締約国の意向を再確認する。

2．使用された規制物質のみが、かかる物質を輸入もしくは輸出する国の消費量の算定値

から除外され得ることを再び記す。

3．更に、決定Ⅳ/24 によって求められているごとく、締約国の消費量の算定値からのかかる除外が、事務局へのかかる輸入量および輸出量の報告に付随して行われ、かつ締約国はこの情報を適時に報告する最善の努力を払うべきであることに留意する。

4．再生施設を有する全ての締約国に対し、第 7 回締約国会合以前に、またそれ以降毎年事務局にその国での利用可能な再生施設とその能力のリストを提出するよう要請する。

5．以前に使用された物質を輸出する全ての締約国に対し、かかる物質が正しく表示され、かつ申告された通りの性格のものであることを保証する措置を、適当な場合にとること、およびそれらに関連する活動を、事務局を通じて第 7 回締約国会合に報告することを要請する。

6．かかる輸出を行う締約国が、彼らの企業に対し、報告書中にかかる輸出量、使用された規制物質の供給企業の名称、およびそれが回収、リサイクル、あるいは再生された場所、および同物質の確認をすることができるその他の情報を含めるよう要請する。

オゾン事務局に対し、技術経済評価パネルおよび締約国の経験に基づき、かかる貿易の管理における締約国の経験およびオゾン層破壊物質の生産施設を有する全ての締約国の懸念と利害を特別に考慮して、第 12 回公開作業部会で検討される問題として間に合うよう、使用された／リサイクルされた／再生されたオゾン層破壊物質の貿易について、調査し、報告するよう要請する。

決定 VII/31　有害廃棄物の国境を越える移動や処分の規制に関するバーゼル条約に基づき再利用された CFC 及びハロンの状況

国際標準化機構(ISO)を含む､適当な国際的および／もしくは国家組織により定められる、回収されるが使用可能な純度規格に精製されていないモントリオール議定書の規制物質の国際的な移動は、受け取り側の国が受け取った規制物質をこれらの規格まで処理できるリサイクル施設、またはその目的で承認されている技術に組み込まれている破壊施設を有している場合にのみ生まれるべきである。

決定XIV/3　　規制物質に関するいくつかの用語の明確化

1．「使用済み規制物質」に関する過去の決議における用語（「回収」（recovered）、「再利用」（recycled）、「再生」（reclaimed）など）は、均一に使用されておらず、誤解を生じさせる可能性がある。

2．これ以降、今後の決議では、「使用済み規制物質」に関する用語を正確にし、適切であれば、決定 IV/24 で合意した定義を特に参照するよう、締約国に求める

（６）その他の事項に関する決議

決定Ⅰ/12D　　Industrial rationalization

議定書の第１条８及び第２条1～5までに使用されている「産業合理化」の定義を以下のように明確にすることに合意する。

「産業合理化」の定義の解釈においては、ある国は、他の国における相当量の生産の減少無しに、生産を増加させることはできないものとする。

◇第２条　規制措置

（１）規制措置の調整に関する決議

決定Ⅱ/1　　調整及び削除

モントリオール議定書の第２条４及び９に規定する手続きに従って、第２回締約国会合の作業報告書の附属書Ⅰに定めるように、この議定書の附属書Ａに掲げる規制物質の生産及び消費の調整及び削減を採択する。

決定Ⅲ/1　　調整及び改正

（ａ）モントリオール議定書の締約国に対し、第２回の締約国会合において採択された議定書への調整が、1991年５月７日に発効したという事実を銘記し、調整された削減対策に応じた必要な対策を採択するよう求める。

（ｂ）第２回の締約国会合において採択された改正に関し、２ヶ国のみしか批准していないということに留意し、また1992年１月１日に発効するためには20の機関において批准、承認又は同意が必要であるという事実に鑑み、全ての国に当該改正を早急に批准することを求める。

決定Ⅳ/2　　更なる調整及び削除（附属書Ａ）

モントリオール議定書第２条９に規定する手続きに従って、第４回締約国会合報告書の附属書Ⅰに定めるように、議定書附属書Ａに記載されている規制物質の生産量及び消費量の調整及び削減を採択する。

決定Ⅳ/3　　更なる調整及び削除（附属書Ｂ）

モントリオール議定書第２条９に規定する手続きに従って、第４回締約国会合報告書の附属書Ⅱに定めるように、議定書附属書Ｂに記載されている規制物質の生産量及び消費量の調整及び削減を採択する。

決定 VII/1　　更なる調整及び削減：議定書附属書Ａに掲げる規制物質

モントリオール議定書第 2 条 9 に規定する手続きに従って、第 7 回締約国会合報告書の附属書 I に定めるように、議定書附属書 A に記載されている規制物質の生産量及び消費量の調整及び削減を採択する。

決定 VII/2　　更なる調整及び削減：議定書附属書Ｂに掲げる規制物質

モントリオール議定書第 2 条 9 に規定する手続きに従って、第 7 回締約国会合報告書の附属書 I に定めるように、議定書附属書 B に記載されている規制物質の生産量及び消費量の調整及び削減を採択する。

決定 VII/3　　更なる調整及び削減：議定書附属書Ｃ及びＥに掲げる規制物質

モントリオール議定書第 2 条 9 に規定する手続きに従って、第 7 回締約国会合報告書の附属書 I に定めるように、議定書附属書 C および E に記載されている規制物質の生産量及び消費量の調整及び削減を採択する。

決定 IX/1　　附属書Ａの物質に関する更なる調整

モントリオール議定書第 2 条 9 に規定する手続きに従って、同議定書第 6 条に基づき行われる評価に基づき、第 9 回締約国会合報告書の附属書 I に定めるように、議定書附属書 A に掲げる規制物質の生産に関する調整を採択する。

決定 IX/2　　附属書Ｂの物質に関する更なる調整

モントリオール議定書第 2 条 9 に規定する手続きに従って、同議定書第 6 条に基づき行われる評価に基づき、第 9 回締約国会合報告書の附属書Ⅱに定めるように、議定書附属書 B に掲げる規制物質の生産に関する調整を採択する。

決定 IX/3　　附属書Ｅの物質に関する更なる調整及び削減

モントリオール議定書第 2 条 9 に規定する手続きに従って、同議定書第 6 条に基づき行われる評価に基づき、第 9 回締約国会合報告書の附属書Ⅲに定めるように、議定書附属書 E に掲げる規制物質の生産に関する調整を採択する。

決定 XI/2　　附属書Ａの物質に関する更なる調整

モントリオール議定書第２条第９項で定める手続きにしたがって、同議定書第６条による評価に基づいて、第 11 回締約国会合の報告の補遺Ⅱに掲載された議定書の補遺Ａの規制物質に関する調整を採択する。

決定 XI/3　　附属書Ｂの物質に関する更なる調整

モントリオール議定書第２条第９項で定める手続きにしたがって、同議定書第６条による評価に基づいて、第 11 回締約国会合の報告の補遺Ⅲに掲載された議定書の補遺Ｂの規制物質に関する調整を採択する。

決定 XI/4　　附属書Ｅの物質に関する更なる調整

モントリオール議定書第 2 条第 9 項で定める手続きにしたがって、同議定書第６条による評価に基づいて、第 11 回締約国会合の報告の補遺Ⅳに掲載された議定書の補遺Ｅの規制物質に関する調整を採択する。

決定 Ex. Ｉ/1　　附属書Ｅの規制物質に関する更なる調整

The *First Extraordinary Meeting of the Parties* decided in *Dec. Ex.I/1:*

Recalling that, according to subparagraph 1 (e) of decision IX/5, the Meeting of the Parties should have decided in 2003 on further specific interim reductions on methyl bromide for the period beyond 2005 applicable to Parties operating under paragraph 1 of Article 5,

Taking into account that current circumstances prevent several Article 5 Parties from adopting a decision in that regard,

Noting that, by 1 February 2006, non-Article 5 Parties will submit national management strategies which will send a clear signal on the phase-out of critical uses of methyl bromide;

Considering that at the Seventeenth Meeting of the Parties the Parties will decide on the level of replenishment of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol for the triennium 2006–2008, which should take into account the requirement to provide new and additional adequate financial and technical assistance to enable Article 5 Parties to comply with further interim reductions on methyl bromide,

1. To keep under review the interim reduction schedule as elaborated during the Fifteenth Meeting of the Parties;
2. To consider, preferably by 2006, further specific interim reductions in methyl bromide applicable to Parties operating under paragraph 1 of Article 5.

決定 XIX/6　附属書 C のグループ I の物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）に関するモントリオール議定書の調整

締約国は、モントリオール議定書の第 2 条の第 9 項にしたがって調整を行い、第 19 回締約国会合の報告の補遺Ⅲにあるように、下記の基準に基づき、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の生産量と消費量の段階的削減を促進することで合意する：

1．議定書第 5 条第 1 項適用締約国（第 5 条締約国）の場合、消費量については 2009 年の水準、生産量については 2010 年の水準を基本的水準とする。

2．2013 年に生産量と消費量を基本的水準に凍結。

3．議定書第 2 条適用締約国（第 2 条締約国）の場合は、下記の削減段階にしたがって、生産量と消費量の段階的削減の促進を 2020 年に完了する：

(a) 2010 年までに 75%削減。

(b) 2015 年までに 90%削減。

(c) 2020－2030 年の期間：補充用として 0.5%分を認める。

4．第 5 条締約国の場合は、下記の削減段階にしたがって、生産量と消費量の段階的削減の促進を 2030 年に完了する：

(a) 2010 年までに 10%削減。

(b) 2020 年までに 35%削減。

(c) 2025 年までに 67.5%削減。

(d) 2030－2040 年の期間：補充用として年平均 2.5%分を認める。

5．上記の生産部門、消費部門の段階的削減促進のスケジュールを第 5 条締約国が遵守できるようにするために合意したすべての漸増費用をまかなえるよう、モントリオール議定書の実行のための多数国間基金を通じて調達できる資金を、今後補填し、十分な水準に安定的に維持することで合意し、そのような理解に基づき、1995 年以後の施設および二次転換に関する適格基準を必要に応じて変更するよう、多数国間基金の執行委員会を指導する。

6．技術支援、経済支援を与えるにあたって、HCFC の消費量が少量、ごく少量の第 5 条締約国に特に配慮するよう執行委員会を指導する。

7．HCFC の段階的削減促進のための段階的削減管理計画の作成にあたる締約国を支援するよう執行委員会を指導する。

8．優先的課題として、HCFC に関する基本的水準データ策定の信頼性を改善するための調査にあたる締約国を支援するよう執行委員会を指導する。

9．温暖化への影響等の環境への影響を最小限にすると共に、その他の健康、安全性、経済上の問題に対応することができる HCFC の代替物質の選択を推進するよう締約国を奨励する。

10.議定書第 2 条 F の第 7 項の実行に関して定期的に報告するよう締約国に求める。

11.プロジェクト、プログラムのための資金調達基準の策定、適用にあたって、また、第 6

項を考慮するにあたって、下記に重点を置いた費用効果の高いプロジェクト、プログラムを執行委員会が優先することで合意する：

（ａ）各国の事情を考慮し、オゾン層係数の大きい HCFC の段階的削減を最初に行う計画。

（ｂ）GWP で示される温暖化特性、エネルギー使用、その他の関連のファクターを考慮し、温暖化への影響を含む環境へのその他の影響を最小限にする代替物質、代替手段。

（ｃ）中小企業。

12.第 2 条締約国に関しては 2015 年までに、第 5 条締約国に関しては 2020 年までに、エッセンシャルユース適用除外用途の可能性または必要性を検討することで合意する。

13.第 3 項で定める補充用としての 0.5%分の必要性を 2015 年に再検討し、第 4 項(d)で定める補充用の年平均 2.5%分の必要性を 2025 年に再検討することで合意する。

14.基礎的国内需要を満たすために、2020 年までは基本的水準の 10%までを認め、それ以降については、2015 年までに、基礎的国内需要のための生産量の更なる削減を検討する。

15.HCFC の段階的削減の促進にあたって、利用可能で、環境的に安全な最良の代替物質と関連技術を、公正でもっとも有利な条件により第 2 条締約国から第 5 条締約国に移転できるよう、締約国が多数国間基金計画に沿った実行可能なあらゆる手段をとることで合意する。

（２）エッセンシャルユースに関する決議

決定Ⅳ/25　　エッセンシャルユース

１．議定書第 2 条に記される規制措置を行うため、エッセンシャルユースを評価する下記の基準及び手続きを適用する：

（ａ）規制物質の使用は、以下の場合にのみ「エッセンシャルユース」とみなすべきである。

(ｲ) 健康、安全に必要であり、あるいは(文化的及び知的な側面を考慮して)社会の機能を果たす上で重要である

(ﾛ) 環境及び健康の立場から、受け入れられる技術的並びに経済的に実用可能な代替品または代替技術が入手できない

（ｂ）エッセンシャルユースのための規制物質の生産及び消費は、もしあるならば、以下の場合にのみ許されるべきである：

(ｲ) 全ての経済的に可能なステップが、エッセンシャルユースおよび規制物質の関係する排出を最小限に抑えるためにとられた場合

(ﾛ) 規制物質が、備蓄された又は再生された規制物質の既存の保有量では、途上国の規制物質に対する需要も考慮に入れて、必要十分な数量と品質が利用できな

い場合

（c）もし必要なら、エッセンシャルユースのための生産量は、議定書第 5 条 1 の適用を受ける国における規制物質の段階廃止の前に、これらの締約国の基礎的国内需要に対して供給するための生産量に追加されるべきであろう

2．本決定の 1(a)で承認される基準に従い、「エッセンシャル」と考えられる用途を、本問題を決定する各締約国会合の、ハロンの場合には少なくとも 6 ヶ月前に、他の物質の場合には 9 ヶ月前に、事務局に登録するよう各締約国に要請する。

3．技術経済評価パネルおよびその技術・経済的オプション委員会に、本決定の 1(a)及び(b)の基準に従って、以下の事項に関して必要に応じて専門家と協議の上、登録の推薦を行うことを要請する：

（a）エッセンシャルユース(物質、数量、品質、エッセンシャルユースの予想される継続期間、かかるエッセンシャルに応じるに必要な生産、輸入の継続期間)

（b）提案されたエッセンシャルユースのための、経済的に実用可能な使用及び排出管理

（c）提案されたエッセンシャルユースのために既に生産された規制物質の供給源(数量、品質、タイミング)

（d）提案されたエッセンシャルユースのために、代替技術及び代替品が可能な限り入手可能となることを促進するに必要なステップ

4．代替技術及び代替品の推薦をする時には、それらの環境受容性、健康影響、経済性、利用可能性、及びそれらの規制の状況を考慮することを技術・経済アセスメントに要請する。

5．この報告書を、決定が行われる少なくとも 3 ヶ月前に、事務局を通じて提出するよう、技術経済評価パネルに要請する。その後の報告書は、以前に承認されたエッセンシャルユースが、もはやエッセンシャルでないかについても、同時に検討する。

6．公開作業部会に対し、技術経済評価パネルの報告書を検討し、ハロンについては第 5 回締約国会合に、エッセンシャルユースが提案されている他の全ての物質については第 6 回締約国会合でその勧告を行うことを要請する。

7．エッセンシャルユースの規制は、議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国に対しては、段階的廃止の期日がこれらの締約国に適用されるまでは適用されない。

決定Ⅴ/14　　ハロンのエッセンシャルユース

1．第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/25 に従って、技術経済評価パネルおよびそのハロン技術的オプション委員会によってなされた作業を、感謝をもって銘記する。

2．生産量および消費量のレベルは、1994 年度にはほとんどの分野において、技術的におよび経済的に可能な代替品および代替技術が存在するので、またハロンは備蓄されリサイクルされたハロンの既存のストックから十分な量と品質が入手できるので、議定書第 5 条 1 項の規定の適用を受けない締約国におけるハロンのエッセンシャルユースを満たす

ために必要ではない。

決定Ⅴ/18　　エッセンシャルユース申請の提出と検討のタイムテーブル

1．締約国に対し、締約国会合が 9 月 1 日に開催されると仮定して、決定Ⅳ/25 に従って、1996 年のために、ハロン以外の物質のそれぞれの生産量および消費量の免除の申請を提出するよう要請する。

2．1995 年およびその後の年における、ハロンの生産量および消費量の免除のための申請のために、また 1997 年およびその後の年における、ハロン以外の物質の生産量および消費量の免除のための申請のために、決定Ⅳ/25 におけるタイムテーブルを以下の如く訂正する：

各年の 1 月 1 日を、どの次の年についても、その年に行われる決定のための申請の最終日に定める。

3．技術経済評価パネルおよびその関連した技術的オプション委員会に対して、申請に関する勧告を作成し、かれらの報告を、その年の 3 月 31 日までに、事務局に提出するよう要請する。

4．締約国公開作業部会に対し、技術経済評価パネルの報告書を検討し、その次の締約国会合にその勧告を行うよう要請する。

5．技術経済評価パネルに対し、エッセンシャルユースの申請に関するハンドブックを編集し、配布するように要請する。そのハンドブックには、関係する決定、申請の説明、過去の勧告の要約、および可能なフォーマットおよび技術的詳細のレベルを説明する申請の写しが含まれる。

決定 Ⅵ/8　　1995 年のハロンのエッセンシャルユース申請

議定書第 5 条 1 の規定の適用を受けない締約国におけるハロンのエッセンシャルユースを満たすためには、ほとんどの用途において代替品および代替技術があり、またハロンは備蓄され、かつリサイクルされたハロンの既存のストックから十分な量と質を入手可能であるので、1995 年のための生産量および消費量は何も必要ない。

決定 Ⅵ/9　1996 年以降のハロン以外の規制物質のエッセンシャルユースの申請

1．第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/25 に従って、技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会が行った作業について、感謝をもって留意する。

2．1996 年および 1997 年のために、第 5 条 1 の規定の適用を受けない締約国において、以下の用途のためのクロロフルオロカーボンおよび 1,1,1-トリクロロエタンのエッセンシャルユースを満たすために必要な生産量もしくは消費量は、数量について毎年レビューを行うことを条件として、第 6 回締約国会合の附属書 I に規定されているように認可

される。

（ａ）喘息、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺へのロイプロイド供給のための定量噴霧式吸入器(MDI)

（ｂ）スペースシャトル

３．1996 年および 1997 年のために、第 5 条 1 の規定の適用を受けない締約国において、研究および分析用途のためのオゾン層破壊物質のエッセンシャルユースを満たすために必要な生産量もしくは消費量は、第 6 回締約国会合の附属書Ⅱに規定されているように認可される。

４．締約国は、すべての実際的なステップにより、使用量および排出量を最小限に抑える努力を払うものとする。MDI の場合、これらのステップは、国の法律および規則に矛盾しないで、充填および試験からの排出を除去するか再補足するための他の処置の選択及び誠意ある努力に関する医師及び患者の教育を含んでいる。

決定 VII/28　1996 年以降の規制物質のエッセンシャルユース申請

１．第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/25 に従って、技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会が行った作業について、感謝をもって銘記する。

２．1996 年～2000 年及び 2001 年における、第 5 条 1 の規定の適用を受けない締約国のために、CFC-11,CFC-12,CFC-113,CFC-114 およびメチルクロロホルムのエッセンシャルユースを満たすために必要な生産量及び消費量のレベルは、第 7 回締約国会合の報告書の附属書Ⅵに特定されるように、喘息、慢性閉塞性肺疾患及び nasal dexamethasone のための定量噴霧式吸入器(MDI)、及び米国のスペースシャトルおよびタイタンのためのロケットモーター製造における特別なクリーニング、接着および表面活性化用途に、以下の誓約を条件として許可される。

（ａ）技術経済評価パネルは、承認された規制物質の数量を毎年レビューし、その年の締約国会合に報告書を提出する。

（ｂ）技術経済評価パネルは、免除を承認された用途が引き続きエッセンシャルユースの基準に適合しているか否かを 2 年毎にレビューし、レビューが行われる年の締約国会合に、事務局を通して報告書を提出する。

（ｃ）エッセンシャルユースの登録申請を承認された締約国は、締約国により決定されるように、承認された免除を他の用途に再配分するか、もしくはエッセンシャルユースに承認されたが、技術の進歩および市場の調整の結果として、不必要となる過剰のオゾン層破壊物質を破壊する。

３．締約国に対し、事務局にこれらの登録申請を提出する前に、将来のための個々の企業の登録申請を照合し、調整し、評価することを促す。

決定 VIII/9　1997 年から 2002 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャ

ルユース申請

1．第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/25 及び第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/28 及びⅦ/34 に従って、技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会によってなされた作業を、感謝をもって銘記する。

2．喘息(athma)、慢性閉塞性肺疾患(chronical obstructive pulmonary diseas、COPD)、および nasal dexamethasone のための定量噴霧式吸入器(metered dose inhaler、MDI)に使われる CFC-11、CFC-12、CFC-113、及び CFC-114、並びに消火のための H-2402 のエッセンシャルユースを満たすために必要な生産量および消費量のレベルは、第 7 回締約国会合により決定Ⅶ/28 第 2 項で決定された条件に従って、本報告書の附属書Ⅱに明記されるごとく認可される。

3．本報告書の附属書Ⅲに明記されるごとく、米国の 1997 年度の CFC-12 及び CFC-114 の MDI の登録申請、及び 1996 年、1997 年、1998 年、1999 年、2000 年及び 2001 年の各生産年度のメチルクロロホルムの登録申請の中で、技術経済評価パネル及びその技術分科会の報告書で指摘された誤りを正すこと、またニュージーランドの 1996 年及び 1997 年の生産年度 CFC-11 及び CFC-12 の MDI の登録申請の辞退を考慮して、免除される全量を調整すること。

4．議定書第 5 条の規定の適用を受ける締約国の 1998 年度のために、第 7 回締約国会合報告の附属書Ⅳにリストアップされているように、研究・分析用途に限る議定書附属書 A 及び B に規定される規制物質のエッセンシャルユースを満足するに必要な生産量及び消費量は、第 6 回締約国会合の報告書附属書Ⅱに含まれているように、研究・分析用途のための免除に適用される条件に従って、認可される。

5．一回限りの条件で、ニュージーランド及びオーストラリア間における 1997 年度のための MDI のエッセンシャルユースの認可の移転を認める。

6．技術経済評価パネル及びその関係する技術分科会に対し、締約国間のエッセンシャルユースの移転の許可に、より大きな柔軟性を認める係り合いを調査するよう要請する。

7．技術経済評価パネル及びその関係する技術分科会に対し、各年度に少量生産するよりは、将来必要とされる概算量を満足させるために、定期的な“キャンペン・　ベース(Campaign basis)“に基づいて、医療品用途の CFC の生産を認可する係り合いについて、1997 年 4 月 30 日までに検討し、報告するよう要請する時に、かかる割当量の経済的な係り合いについて検討されるべきである。

8．1998 年度及びそれ以降の年度について、生産量及び消費量の免除の登録申請のために、決定Ⅴ/18 により修正されたように、決定Ⅳ/25 の時間表を以下の如く改訂する。

申請の期限を、各年度の 1 月 31 日とする。技術経済評価パネル及びその関連技術分科会に対し、登録申請に対する勧告を作成し、その報告書を事務局を通じてその年度の 4 月 30 日までに提出するよう要請する。ただし、1997 年度に関しては、同報告書は 1997 年 4 月 1 日までに提出するものとする。

9．報告書の附属書Ⅳに規定されるように、エッセンシャルユースのために生産され消費される ODS の量と使用状況を報告するための書式を承認し、1998 年初めに前年に承認されたエッセンシャルユースの免除を有する各締約国に対して、各年の 1 月 31 日までにこの承認された書式で彼らの報告書を提出することを要請する。

10. 予定されている次回の締約国会合に先立つて、緊急の場合に、エッセンシャルユースの免除の移転により可能であれば、締約国により利用されるエッセンシャルユースのための ODS が 20 トンを超過しない消費量となるよう、技術経済評価パネルに諮問の上承認することを事務局に認める。事務局は、締約国による検討と適切な行動のために、次の締約国会合にこの情報を提出しなければならない。

決定 IX/18　1998 年および 1999 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

1．技術経済評価パネルおよび技術的オプション委員会が実施した優れた作業について感謝の意を表明する。

2．喘息及び慢性閉塞性肺疾患のための定量噴霧式吸入器(MDI)用の CFC-11、CFC-12、CFC-113 および CFC-114 ならびにハロン 2402 のエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産と消費のレベルは、第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/28 の第 2 項で定めた諸条件にしたがい、同締約国会合の報告の附属書Ⅵで定める通り許可する。

3．アメリカ合衆国がエッセンシャルユース指定品として提出した殺菌エアゾール・タルク用の CFC-12 については、1997 年において緊急用として 3 トンを事務局が許可したことを承認する。

決定 X/6　1999 年及び 2000 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

1．技術経済評価パネルとその技術的選択肢委員会によってなされた素晴らしい仕事に謝意を表明すること。

2．喘息および慢性閉鎖性肺疾患用定量噴霧式吸入器に使用される CFC-11、CFC-12、CFC-113 および CFC-114、心臓血管外科手術用マテリアルのコーティングに使用される CFC-113、そして防火に使用されるハロン 2402 のエッセンシャルユース（必要不可欠な用途）を満足させる生産と消費のレベルは、決定 VII/28 の第 2 項の中で締約国会合によって確立された条件を前提として、第 10 回締約国会合の報告書の附属書 I に明示されているように正式に認可される。

3．前回の締約国会合でアメリカ合衆国向けに正式に認められたメチルクロロホルムの残存量を、1999 年から 2001 年の割当量 176.4 トン（17.6 ODP 重量トン）が使い果たされるまで、または安全な代替品が依然として必要不可欠な用途を満たすまで、固体ロケット・モーターの製造に利用できるようにすることに同意すること。

４．ポーランドから 1997 年および 1998 年のエッセンシャルユースとして指定された魚雷メンテナンス用の 1.7 トンの CFC-113 の緊急使用について、事務局が技術経済評価パネルと協議した上で公式に認めたことを承認すること。
５．上記第 2 項に基づいて承認された量と今後の全ての承認は、各グループ内での CFC の融通を含めた総 CFC 量に対するものである。

決定 XI/14　附属書Ｅの物質に関する更なる調整

１．技術・経済評価パネルとその技術的オプション委員会の優れた作業に感謝の意を表明する。
２．喘息および慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器用の CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、魚雷保守用の CFC-113、防火用のハロン 2402 といったエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産量と消費量を、第 11 回締約国会合がその決定 VII/28 の第 2 項で定めた条件にしたがって、締約国会合の報告書の補遺 VII に記す通り許可する。
３．前記の第２項で承認した量および将来のすべての承認は、CFC の全量を対象としたものであり、それぞれのグループ内の CFCs の間で柔軟に量を増減させる。

決定 XII/9　2001 年及び 2002 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

１．技術・経済評価パネルとその技術的オプション委員会の優れた作業に感謝の意を表明する。
２.喘息および慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器用の CFCs 、魚雷保守用の CFC-113 といったエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産量と消費量を、第 12 回締約国会合がその決定 VII/28 の第 2 項で定めた条件にしたがって、締約国会合の報告の補遺Ｉに記す通り許可する。

決定 XIII/8　2002 年以降の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

１．技術経済評価パネルと技術的オプション委員会の優れた仕事ぶりに感謝の意をもって留意する。
２．第 13 回締約国会合の報告の補遺Ｉに明記する喘息および慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器（MDIs）用の CFCs ならびに魚雷保守用の CFC-11 のエッセンシャルユースを満たすために必要な生産量と消費量を許可する。

決定 XIV/4　2003 年及び 2004 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャ

ルユース申請

１．技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会が行った、優れた仕事を高く評価する。

２．第14回締約国会合の決定VII/28の第2項で定める条件にしたがって、同締約国会合の報告の補遺Ｉに明記された喘息および慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器向けのCFCのエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産量および消費量を許可する。

決定 XV/4　　2004 年及び 2005 年の第 5 条非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

１．技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会が行った、優れた仕事を高く評価する。

２．締約国会合の決定 VII/28 の第２項で定める条件にしたがって、喘息と慢性閉塞性肺疾患向けの定量噴霧式吸入器用の CFCs および本報告の補遺Ｉに記す実験用、分析用の CFCs のエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産量および消費量を許可する。

３．2 つの締約国－EC とポーランドーが、実験用、分析用として緊急適用除外を要求し、決定 VIII/9 の第 10 項で定める手続きにしたがって、オゾン事務局が、技術経済評価パネルと協議の上、これを承認したことに留意する。下記の量が承認された。

ポーランド：CFC-113 と四塩化炭素： 2.05 トン（2003 年）。

EC　：ハイドロブロモフルオロカーボンとブロモクロロメタン：0.025 ODP トン（2003 年、2004 年）。

決定 XVI/12　2005 年及び 2006 年の第 5 条第 1 項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会が行った仕事を高く評価し、

１．締約国会合の決定 VII/28 の第 2 項で定める条件にしたがって、また、決定 XV/5 に基づく 2006 年の水準の 2 回目の検査にしたがって、本決定の補遺に明記された喘息用および慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器向けの CFCs のエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産量および消費量を許可する。

２．第 5 条第 1 項締約国において販売用となっている CFC 含有の定量噴霧式吸入器に関しては、個別データが入手できない場合は、地域別、製品グループ別に集計したデータを指定にあたって提出してもいい旨をエッセンシャルユース申請ハンドブックに明記することを、技術経済評価パネルに促す。

３．エアゾール技術的オプション委員会による今後のエッセンシャルユース申請勧告は過去のストック水準の情報に基づいているという事実に照らして、締約国は、CFCs のエッセンシャルユース申請の準備作業を行う場合、１年間以下の操業用供給量を維持するという目標にしたがって、決定 IV/25 の第１項(b)に掲げる規制物質のたまり分または再

利用分が保有分か、定量噴霧式吸入器メーカーから購入することに同意した分かを問わず、既存のストックを正しく考慮せねばならない。

決定 XVII/5　2006 年及び 2006 年の第 5 条第 1 項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が行った仕事を高く評価し、サルブタモールだけが活性成分である定量噴霧式吸入器向けの指定の提出を打ち切る特定日の設定に関するモントリオール議定書第 5 条第 1 項非締約国による決定 XV/5.の採択以降に見られる進展を高く評価し、

サルブタモール以外の活性成分も含む定量噴霧式吸入器用の CFC の段階的削減に関する決定 XV/5.の第 6 項をあらためて確認し、

1．本決定の補遺に明記する喘息用および慢性閉塞性肺疾患用の CFC のエッセンシャルユースを満たすために必要な 2006 年、2007 年の生産量および消費量を許可する。

2．モントリオール議定書第 5 条第 1 項非締約国は、製造業者向けの CFC のエッセンシャルユース申請の許可または割当を行う際には、当該製造業者が維持する営業用供給量が 1 年分以下となるよう、決定 IV/25 の第 1 項（b）に掲げる規制物質の 1996 年前と 1996 年後のストックを検討するものとする。

3．決定 XV/5.の第 6 項に関連して、モントリオール議定書第 5 条第 1 項非締約国に対して、サルブタモール以外の活性成分も含む定量噴霧式吸入器用の CFC の大多数がエッセンシャルユースであることを判断するための規則案の提出期限日を第 18 回締約国会合前にオゾン事務局に提出するよう求める。

決定 XVIII/7　2007 年及び 2008 年の第 5 条第 1 項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース適用除外

技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が行った仕事を高く評価し、

CFC を含む定量噴霧式吸入器の製造は 2009 年末までに停止すべきとする技術経済評価パネルの期待を考慮に入れると共に、過去 10 年間の喘息および慢性閉塞性肺疾患の CFC なしの治療への移行の分析、監視に基づき、CFC 系定量噴霧式吸入器の世界的な段階的削減は 2010 年までに達成可能である旨の同パネルの評価を考慮に入れ、

CFC 系定量噴霧式吸入器の技術要件を満たす代替手段が、喘息および慢性閉塞性肺疾患向けの短時間作用性ベータ作動薬およびその他の治療薬については利用できるとの技術経済評価パネルの結論を検討し、

決定 IV/25 にしたがって、定量噴霧式吸入器向けの CFC の使用については、環境と健康の観点から許容できる技術的、経済的に実現可能な代替手段または代替物質が利用できるようになれば、エッセンシャル用途とはみなされなくなることに留意し、

アメリカ合衆国が、2007 年用に 125.3 トンを割り当てる旨の規制案を提出し、公衆衛生を維持するために必要な最低量のみを割り当てる国内手続きに取り組む姿勢を示したことを歓迎し、

決定 XII/2 の第 8 項は、定量噴霧式吸入器メーカー間の CFC の移動を認めていることに留意し、

1．本報告の補遺 III に記す喘息および慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器の製造向けの CFC のエッセンシャルユースを満たすために必要な 2007 年と 2008 年の生産量と消費量を許可する。

2．モントリオール議定書第 5 条第 1 項非適用国は、喘息および慢性閉塞性肺疾患用定量噴霧式吸入器メーカー向けの CFC のエッセンシャル用途申請分について許可、認可または割当を行う際には、決定 IV/25 の第 1 項に記す規制物質の 1996 年以前と以後のストック分を計算に入れるものとする。メーカーは、1 年分を上回る操業用供給分を維持してはならない。

3．第 5 条第 1 項非適用国は、定量噴霧式吸入器向けエッセンシャル用途申請を申請する企業に対して、CFC を含まないそれぞれの製品の代替製品の研究開発のためにあらゆる適当な注意を払って努力しており、CFC 系製品から市場を移行させるために、国内市場および輸出市場において CFC を含まない代替製品の承認を誠心誠意求めていることを証明するよう要求する。

決定 XVIII/8　2007 年のロシアにおける航空宇宙用の CFC-113 のエッセンシャルユース適用除外

ロシア連邦が同国内での航空宇宙用の CFC-113 のエッセンシャル用途申請を提出したことをあらためて確認し、

ロシア連邦が指定を提出したのが、決定 IV/25 に記すエッセンシャル用途申請手続きの期限より数週間後の 2006 年 4 月 15 日であったことに留意し、

技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会に対しては、所定のスケジュールにしたがって第 18 回締約国会合の 3 ヶ月前にその指定を詳細に精査し、締約国に報告するだけの十分な時間が与えられていなかったことを遺憾に感じ、

公開作業部会中およびそれ以降に技術経済評価パネルとロシア連邦との間で協議が行われ、当該協議以降、技術経済評価パネルが、2006 年 5 月の進捗報告の中で、締約国が 1 年間のエッセンシャル用途申請をロシア連邦に認めることを検討したいと考えている旨を表明したことをあらためて確認し、

2010 年までの締約国の期待需要の段階的削減予想に関するデータを含む航空宇宙用のエッセンシャルユース申請に関してロシア連邦が提出済みの情報を考慮し、

航空宇宙用のオゾン層破壊物質の量は、オゾンにやさしい代替物質、代替技術の研究、これらへの移行により絶えず減少してきており、CFC-113 の使用量は、2001 年の 241 トンから 2006 年の 160 トンへと減少したことをロシア連邦が示したことをあらためて確認し、

1．ロシア連邦が同国の航空宇宙産業用のエッセンシャル用途として 2007 年に CFC-113 を 150 トン生産、消費することを許可する。

2．技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会に対して、ロシア連邦が指定にあたって提供した情報の総合的評価を完了し、ロシア連邦に求めた情報に基づき分析を完了することを求める。この際、当該分析の基礎となる情報では、現在の CFC-113 の代替物質を当該用途に使用しない理由が総合的に説明されていなければならないことを考慮に入れる。

3．ロシア連邦に対しては、本決議にしたがって技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会と引き続き緊密に協力し、技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の要望にしたがって、評価の完了までに必要となる CFC-113 の使用に関する詳細な技術面の追加情報（第 2 項）を提出するよう求める。

4．技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会に対して、第 2 項および第 3 項に記す提供されたすべての情報を精査し、2007 年の公開作業部会の第 27 回会議でその精査結果を発表するよう求める。

5．ロシア連邦に対して以下のことを求める：

（a）第 1 項に記す需要または将来考えうる需要に対応する分として技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が確認した CFC-113 の外国産備蓄分の利用を詳しく検討する。

（b）利用可能になった CFC-113 の新しい代替物質を採用できるかどうか、またその時期を詳細に検討し、新しい代替物質を発見するための研究開発活動を続ける。

6．更に、航空宇宙用の CFC-113 のエッセンシャル用途申請対象に将来当該締約国を指定するにあたって、決定 IV/25 に記す条件にしたがって、総合情報を技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会に適時に提供するよう、ロシア連邦に対して求める。

7．2008 年の航空宇宙用にロシア連邦が追加指定した場合に審査を行うにあたって、2007 年のエッセンシャル用途として認めた量に関するロシア連邦と技術経済評価パネル／その技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会との間の継続的な協議（第 2 項―第 4 項）の結果を考慮に入れる。

決定 XIX/13　2008年及び2009年の第５条第１項非適用国に対する規制物質のエッ

センシャルユース申請

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/13*:

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Medical Technical Options Committee,

Mindful that, according to decision IV/25, the use of chlorofluorocarbons (CFCs) for metered-dose inhalers does not qualify as an essential use if technically and economically feasible alternatives or substitutes are available that are acceptable from the standpoint of environment and health,

Noting the Technology and Economic Assessment Panel's conclusion that technically satisfactory alternatives to chlorofluorocarbon-based metered-dose inhalers are available for short-acting beta-agonists and other therapeutic categories for asthma and chronic obstructive pulmonary disease,

Mindful that paragraph 8 of decision XII/2 allows the transfer of CFCs between metered-dose inhaler companies,

Welcoming the continued progress in several Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 in reducing their reliance on CFC-containing metered-dose inhalers as alternatives are developed, receive regulatory approval and are marketed for sale,

1. To authorize the levels of production and consumption for 2008 and 2009 necessary to satisfy essential uses of CFCs for metered-dose inhalers for asthma and chronic obstructive pulmonary disease specified in the annexes to the present decision *[see Section 3.2 of this Handbook]*;
2. That Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol, when licensing, authorizing or allocating essential-use exemptions for a manufacturer of metered-dose inhalers, shall ensure, in accordance with paragraph 1 (b) of decision IV/25, that pre- and post-1996phase-out stocks of controlled substances are taken into account such that no more than a one-year operational supply is maintained by the manufacturer;
3. That Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol will request each company, consistent with paragraph 1 of decision VIII/10, to notify the relevant authority, for each metered-dose inhaler product for which the production of CFCs is requested, of:

(a) The company's commitment to the reformulation of the concerned products;
(b) The timetable in which each reformulation process may be completed;
(c) Evidence that the company is diligently seeking approval of any chlorofluorocarbon-free alternative(s) in its domestic and export markets and transitioning those markets away from its chlorofluorocarbon products;

4. The Parties listed in Annex A to the present decision *[see Section 3.2 of this Handbook]* shall not nominate for the production of essential use volumes of CFCs for the manufacture of metered-dose inhalers in 2010 or any year thereafter.

Note: text indicated in strikethrough and underline has been deleted or added in accordance with the provisions of Decision XX/3 (see page 121).

決定 XIX/14　ロシア連邦内における航空宇宙用の CFC-113 のエッセンシャルユース適用除外

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/14*:

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Chemicals Technical Options Committee,

Taking into consideration that adequate identified alternatives for chlorofluorocarbon-113 (CFC-113) do not currently exist for use in the aerospace industry of the Russian Federation and that the search for its alternatives continues, as confirmed in the 2006 assessment report of the Technology and Economic Assessment Panel and its Chemicals Technical Options Committee,

Noting the readiness of the Russian Federation to explore the possibility of importing CFC-113 for its aerospace industry needs from available global stocks in accordance with the recommendations of the Technology and Economic Assessment Panel and its Chemicals Technical Options Committee,

Also noting that the Russian Federation is ready to receive prior to February 2008 a small group of experts in replacing ozone-depleting substance solvents in the aerospace industry nominated by the Technology and Economic Assessment Panel and its Chemicals Technical Options Committee with the aim of evaluating the applications and recommending proven alternatives where possible,

1. To authorize the levels of production and consumption of CFC-113 in the Russian Federation for essential-use exemptions for chlorofluorocarbons in its aerospace industry in the amount of 140 metric tonnes in 2008;

2. To authorize the volume of 130 metric tonnes of CFC-113 nominated for 2009 by the Russian Federation provided that no alternatives are identified by the Technology and Economic Assessment Panel that can be implemented by 2009;
3. To request the Russian Federation to explore further the possibility of importing CFC-113 for its aerospace industry needs from available global stocks in accordance with the recommendations of the Technology and Economic Assessment Panel and its Chemicals Technical Options Committee.

決定XX/2　2009年及び2010年の第５条第１項非適用国に対する規制物質のエッセンシャルユース申請

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/2*:

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Medical Technical Options Committee,

Mindful that, according to decision IV/25, the use of chlorofluorocarbons for metered-dose inhalers does not qualify as an essential use if technically and economically feasible alternatives or substitutes are available that are acceptable from the standpoint of environment and health,

Noting the Technology and Economic Assessment Panel's conclusion that technically satisfactory alternatives to chlorofluorocarbon-based metered-dose inhalers are available for short-acting beta-agonists and other therapeutic categories for asthma and chronic obstructive pulmonary disease,

Mindful that paragraph 8 of decision XII/2 allows the transfer of chlorofluorocarbons between metered-dose inhaler companies,

Welcoming the continued progress in several Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 in reducing their reliance on chlorofluorocarbon based metered-dose inhalers as alternatives are developed, receive regulatory approval and are marketed for sale,

1. To authorize the levels of production and consumption for 2009 and 2010 necessary to satisfy essential uses of chlorofluorocarbons for metered-dose inhalers for asthma and chronic obstructive pulmonary disease as specified in the annex to the present decision *[see Section 3.2 of this Handbook]*;
2. That Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol, when licensing, authorizing or allocating essential-use exemptions for a

manufacturer of metered dose inhalers, shall ensure, in accordance with paragraph 1 (b) of decision IV/25, that pre-1996 and post-1996 stocks of controlled substances are taken into account such that no more than a one-year operational supply is maintained by the manufacturer.

決定 XX/3　　第 5 条第 1 項適用国のエッセンシャルユース適用除外

第 5 条第 1 項適用国における特定規制物質の 2010 年の段階的削減が迫っていることに留意し、

決定 IV/25 の第 7 項を効果的に実行し、段階的削減の期限が決まっている第 5 条第 1 項適用国および同項非適用国の双方に対して現行のエッセンシャルユースプロセスと関連決定を完全に適用できるようにすることを希望し、

初めてエッセンシャルユース指定を準備している一部の第 5 条第 1 項適用国が、準備にあたって障害に直面することもありうることを考慮し、

１．下記の決定に下記の修正を加える：

（ａ）締約国の下記の過去の決定の下記のタイトルおよび規定から、「第 5 条非適用」に準じる言葉（”not operating under Article 5”または”for non Article 5 Parties”）を削除する：

(i)決定 VIII/9、VIII/10、VIII/11、XI/14、XVII/5、XVIII/7 及び XIX/13 のタイトル

(ii)決定 VIII/10 の第 1 項－第 9 項の 1 行目

(iii)決定 XV/5 の第 2 項、第 3 項、第 5 項（a）および第 6 項

(iv)決定 XVIII/7 の第 2 項および第 3 項

(v)決定 XVIII/16 の第 7 項の 1 行目

（ｂ）締約国の下記の過去の決定の下記のタイトルおよび規定から、「モントリオール議定書第 5 条非適用」という言葉（”not operating under Article 5 of the Parties”）を削除する：

（i）決定 XVII/5 の第 2 項

（ii）決定 XIX/13 の第 2 項および第 3 項

（ｃ）締約国の過去の決定での下記の規定における「1996 年」（”1996”）という期限を削除し、「段階的削減」(phase-out)という言葉に差し替える：

(i)決定 XVII/5 の第 2 項

(ii)決定 XVIII/7 の第 2 項

(iii)決定 XIX/13 の第 2 項

（ｄ）決定 XVII/5 の第 3 項の後に、新しい項を以下のように追加する：

決定 XV/5 の第 6 項に関連して、モントリオール議定書第 5 条適用国に対して、第 22 回締約国会合の前に、活性成分がサルブタモールだけではない定量噴霧式吸入器用での大半の CFC-MDI のエッセンシャルユース申請の規定を提案する期限をオゾン事務

局に提出するよう求める。

（ｅ）決定 IX/19 の第 5 項の後に、新しい項を以下のように追加する：

喘息および慢性閉塞性肺疾患治療用の定量噴霧式吸入器用 CFC のエッセンシャルユース申請を提出する第 5 条第 1 項適用国に対して、全締約国に配布できるよう、2010 年 1 月 31 日までに国別または地域別の当初転換戦略をオゾン事務局に提出するよう求める。可能であれば、第 5 条第 1 項適用国に対して、2009 年 1 月 31 日までに当初移行戦略を策定し、オゾン事務局に提出するよう奨励する。第 5 条第 1 項適用国は、転換戦略の策定にあたって、CFC 含有定量噴霧式吸入器を現在輸入している諸国における喘息および慢性閉塞性肺疾患の治療の可否および費用を考慮せねばならない。

（ｆ）決定 XII/2 の第 2 項の後に、新しい項を以下のように追加する：

喘息および(または)慢性閉塞性肺疾患の治療用として 2008 年 12 月 31 日以降に承認された CFC 含有定量噴霧式吸入器製品（登録申請中製品は除く）および 2009 年 12 月 31 日までに承認された当該製品は、決定 XV/25 の第 1 項（a）で定める基準を満たしている製品を除き、エッセンシャルユースとはならない。

（ｅ）決定 XV/ 5 の第 4 項の後に、新しい項 4 bis を以下のように追加する：

指定を行う第 5 条第 1 項適用国が、公開作業部会の第 29 回会議において適用国が検討できるよう、活性成分がサルブタモールだけの CFC 含有定量噴霧式吸入器の国内使用の段階的削減に関する事前計画を適時にオゾン事務局に提出しない限り、第 21 回締約国会合の開始以降に CFC をエッセンシャルユースとして許可することは一切ない。

２．エッセンシャルユース申請を提出する締約国およびエッセンシャルユース申請を精査する技術経済評価パネルは、2009 年以降にエッセンシャルユース申請を検討する際に、締約国の将来の追加決定を念頭に置いて、上記諸決定の修正を検討する。

３．モントリオール議定書ハンドブックに記された締約国の関連決定の上記の変更を次回の改訂時に加え、本決定で採択された修正を関連決定に加えることを当該ハンドブックに付記するよう、オゾン事務局に求める。

４．エッセンシャルユースに関する当該ハンドブックの改訂版に上記の第 1 項～第 3 項を反映し、ハンドブックのしかるべき変更および変更を行う時期に関する提案を締約国が検討できるよう提出することを、技術経済評価パネルに求める。

決定XXI/4　　2010年の規制物質のエッセンシャルユース申請

第21回締約国会合は、以下の通り決議する：

技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が行なった作業を高く評価し、

決定IV/25にしたがって、環境と健康の面から容認しうる技術的、経済的に実行可能な代替物質または代替手段が利用できる場合には、定量噴霧式吸入器用CFCの使用はエッセンシャル用途には認定されないことに留意し、

CFC系定量噴霧式吸入器に代わる技術的に満足しうる代替手段が、喘息および慢性閉塞性肺疾患治療用の一部の治療剤に利用できるとの技術経済評価パネルの結論に留意し、

喘息および慢性閉塞性肺疾患用定量噴霧式吸入器の製造用の規制物質を対象としたエッセンシャル用途申請に関する技術経済評価パネルの分析と勧告を考慮し、

締約国会議が、初めて、第5条第1項適用国が提出したエッセンシャル用途申請を検討していることに留意し、

技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が、その報告の中で、特定の情報が不足していたために、決定IV/25および以後の関連決議の基準にしたがって締約国が提出した申請の一部に関する評価が難しかったと述べていることにも留意し、

更に、前段に記した情報不足にもかかわらず、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が、勧告量に関して患者の健康と安全性に十分配慮したことに留意し、

いくつかの第5条第1項適用国において、代替手段が開発され、規制当局の承認を受け、市販されたことから、CFC系定量噴霧式吸入器への依存度が引き続き低下していることを歓迎し、

1．本決議の補遺に記した喘息および慢性閉塞性肺疾患用定量噴霧式吸入器用のCFCのエッセンシャル用途を満たすために必要な2010年向け生産量、消費量を許可する。

2．エッセンシャル用途申請ハンドブックに詳記する決定IV/25および以後の関連決議で定める基準にしたがってエッセンシャル用途申請を評価できるよう、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に情報を提供することを指定国に求める。

3．2010年にエッセンシャルユース特例を受けた締約国に対して、当初は、入手、利用できる備蓄分から必要な医薬品用CFCを調達することを検討するよう奨励する。

4．2010年にエッセンシャルユース特例を受けた締約国向け輸出に利用しうる可能性がある医薬品用CFCを備蓄している締約国が、2009年12月31日までに該当量と連絡先を通知することを奨励する。

5．前項に掲げる利用しうる可能性のあるストックの詳細を自らのウエッブサイトに掲載することを事務局に求める。

6．本決議の補遺に記した許可済み生産量と消費量および今後許可される量を満たすことができるだけの医薬品用CFCを生産できるようにするために、次回の会議で、中国、インド双方とのCFC生産量段階的削減協定の見直しを検討することを、執行委員会に求める。

7．本決議の補遺に列記した締約国は、上記第1項で許可された定量噴霧式吸入器の製造に必要な量だけ、輸入分、国内メーカーまたは既存の備蓄分から医薬品用CFCを調達できる十分な柔軟性を持つものとする。

8．技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に対して、ロシア連邦におけるCFC系定量噴霧式吸入器から非CFC系代替手段への転換に影響を及ぼす技術上、経済上、行政上の問題を検討する専門家使節団を組織、派遣し、

公開作業部会第30回会議にこの派遣の結果を報告するよう求める。技術経済評価パネルに対しては下記のことを検討するよう求める：

a.CFC系定量噴霧式吸入器の製造企業における転換状況。

b.転換にあたっての技術上、財務上、ロジスティックス上、行政上の障害またはその他の障害。

c.障害を克服し、転換を促進するための可能な選択肢。

＜補　遺＞

定量噴霧式吸入器用CFCのエッセンシャル用途許可状況(2010年)

締約国	2010
アルゼンチン	178
バングラデシュ	156.7
中国	972.2
エジプト	227.4
インド	343.6
イラン	105
パキスタン	34.9
ロシア	212
シリア	44.68

決定XXI/5　ロシアにおける航空宇宙用CFC-113のエッセンシャル適用除外

技術経済評価パネルおよびその化学物質技術的オプション委員会が行なった作業を高く評価し、

技術経済評価パネルおよびその化学物質技術的オプション委員会の2006年評価報告書ならびにロシア連邦の専門家による非公式会議で確認されている通り、現在、ロシア連邦の航空宇宙産業用としては、CFC-113に代わるしかるべき指定代替物質が存在せず、代替物質探しが続いていることを考慮し、

ロシア連邦が、技術経済評価パネルおよびその化学物質技術的オプション委員会の勧告にしたがって、利用可能な世界のストックから自国の航空宇宙産業用CFC-113を輸入する可能性を引き続き探っていることに留意し、

ロシア連邦が、化学物質技術的オプション委員会と協力して策定した技術転換スケジュールにしたがって使用量と排出量の削減に成功していることに留意し、

１．ロシア連邦の航空宇宙産業用CFCをエッセンシャル用特例として認め、2010年におけるCFC-113の生産量、消費量を120トンとする。

２．技術経済評価パネルおよびその化学物質技術的オプション委員会の勧告にしたがって、利用可能な世界のストックから自国の航空宇宙産業用のCFC-113を輸入する可能性を更に探るようロシア連邦に求める。

３．ロシア連邦に対して、代替物質および代替手段を探し、排出量を最小限にする最善の

慣行を採用する努力を続けることを奨励する。

決定 XXII/4　　2011 年の規制物質のエッセンシャルユース申請

技術経済評価パネルおよび同パネルの技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が行った作業を高く評価し、

決定 IV/25 に従い、クロロフルオロカーボンの定量噴霧式吸入器用用途については、環境、健康の観点から受入れ可能であり、技術面、経済面でも使用可能な代替物質または代替手段が利用できる場合には、エッセンシャル用途とはみなさないことに留意し、

喘息・慢性閉塞性肺疾患治療用の治療薬として、クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器に代わる技術的に満足しうる代替物質が利用可能であるとの同パネルの結論に留意し、

喘息・慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器製造のための規制物質のエッセンシャル用途申請に関する同パネルの分析と勧告を考慮し、

特定の情報が不足していることから、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会にとって、決定 IV/25 および以後の関連決議の基準に従い締約国が提出した数件の申請を評価することが引き続き困難であったことに留意し、

また、前段に記す情報不足に拘わらず、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が、勧告量に関して患者の健康と安全にしかるべき配慮を行ったことにも留意し、

第 5 条第 1 項適用国数ヶ国において、代替物質が開発され、規制当局の承認を受け、市販されているため、クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器に対する依存度が引き続き低下していることを歓迎し、

インドおよびイランが、2011 年以降、定量噴霧式吸入器の製造に、エッセンシャル申請に対応する医薬品用クロロフルオロカーボンは必要としない旨発表したことを歓迎し、

定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンの段階的削減に対するバングラデシュの努力を認め、同国が直面している経済的困難を考慮に入れ、

サルブタモール系、ベクロメタゾン系またはレヴォサルブタモール系の定量噴霧式吸入器にクロロフルオロカーボンを使用するにあたってエッセンシャル用途申請を今後提出することはない旨のバングラデシュの発表を歓迎し、

1．本決議の補遺に記す喘息・慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンのエッセンシャル用途を満たすために必要な 2011 年向けの生産量および消費量を許可する。

2．エッセンシャル用途申請に関するハンドブックに記されている決定 IV/25 および以後の関連決議の基準に従いエッセンシャル用途申請を評価できるよう、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に情報を提供することを申請締約国に求める。

3．2011 年にエッセンシャル用途特例を受けている締約国に対して、入手可能、利用可能な備蓄分から当初必要な医薬品級クロロフルオロカーボンを調達することを検討するこ

とを奨励する。

4．2011 年にエッセンシャル用途特例を受けている締約国に輸出しうる医薬品用クロロフルオロカーボンの備蓄分を有している締約国に対して、2010 年 12 月 31 日までに、当該量および連絡先をオゾン事務局に通知することを奨励する。

5．前項に記す入手可能な備蓄分の詳細をウエッブサイトに掲載するよう、オゾン事務局に求める。

6．本決議の補遺に記載した締約国は、医薬品用クロロフルオロカーボンを、第 1 項で許可された定量噴霧式吸入器製造に必要な量だけ、輸入により、または国内生産者もしくは既存の備蓄分から調達しうる十分に柔軟な体制を整えるものとする。

7．オゾン事務局が、技術経済評価パネルと協議の上、2010－2011 年の期間を対象に、医療機器の製造中に CFC-113 1.832 トンをシリコン・グリース用希釈剤として使用する緊急のエッセンシャル用途申請をドミニカ共和国に許可することを承認する。

決定 XXII/5　ロシア連邦における航空宇宙用の CFC-113 に関するエッセンシャルユース申請

技術経済評価パネルおよび同パネルの技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会によるロシア連邦内の航空宇宙用クロロフルオロカーボン 113（CFC-113）のエッセンシャル用途申請に関する評価および勧告に留意し、

また、ロシア連邦が、利用可能な世界中の在庫品から自国の航空宇宙産業の需要を満たすために CFC-113 を輸入する可能性を引き続き探ってきたことにも留意し、

更に、技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会と協力して策定された技術転換予定表に従って、ロシア連邦が CFC-113 の使用量と排出量の削減に成功したことにも留意し、

ただし、技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会がしかるべき代替物質の導入努力の拡大を勧告したことに留意し、

1．ロシア連邦の航空宇宙産業におけるクロロフルオロカーボンの 2011 年分の生産と消費に関して、CFC-113 100 トン分をエッセンシャル用途特例として許可する。

2．利用可能な全世界の在庫品による航空宇宙産業の需要を満たすために CFC-113 を輸入する可能性を引き続き探ることをロシア連邦に求める。

3. 短縮スケジュールに従って CFC-113 の段階的削減を完了すべく、代替溶剤の導入と新規設計装置の採用のための努力を続けるようロシア連邦に強く求める。

決定 XXIII/2　2012 年の規制物質のエッセンシャルユース指定

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定 IV/25 に従い、定量噴霧式吸入器用のクロロフルオロカーボンの使用は、技術的及

び経済的に実行可能で、環境及び健康の観点からも受け入れ可能な代替物質又は代替手段が利用できる場合、エッセンシャルユースとは見なされないことに留意し

喘息及び慢性閉塞性肺疾患の治療薬として、クロロフルオロカーボンを用いる定量噴霧式吸入器に代わる技術的に満足できる代替手段が利用可能であるという技術経済評価パネルの結論に留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患治療用の定量噴霧式吸入器の製造のための規制物質のエッセンシャルユース適用除外に関する技術経済評価パネルの分析及び勧告を考慮し、

第五条 1 の適用を受ける複数の締約国において、代替手段が開発され、規制上の承認を受け、市販されるようになったのに伴い、クロロフルオロカーボンを用いる定量噴霧式吸入器に対する依存度が引き続き低下していることを歓迎し、

今後、定量噴霧式吸入器用のクロロフルオロカーボンの使用についてエッセンシャルユース指定を提出しないというバングラデシュの発表を歓迎し、

1. 本決定の附属書に定めるとおり、喘息及び慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器におけるクロロフルオロカーボンのエッセンシャルユースを満たすために必要な2012年の生産量及び消費量のレベルを許可する。
2. 指定を行う締約国に対し、エッセンシャルユース指定に関するハンドブックに記されている決定 IV/25 及び以降の関連決定に定める基準に従ってエッセンシャルユース指定の評価を行えるようにするための情報を技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に提供することを要請する。
3. 2012 年のエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に対し、利用可能で入手可能な限り、まずは備蓄から必要な医薬品級クロロフルオロカーボンを調達することを検討するよう奨励する。ただし、かかる備蓄が締約国会合によって決定 VII/28 の 2 に定められた条件に従って使用されることを条件とする。
4. 2012 年のエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に輸出できる医療品級クロロフルオロカーボンの備蓄を持つ締約国に対し、その量と連絡窓口を 2011 年 12 月 31 日までに事務局に通知することを奨励する。
5. 前項に示す利用可能な備蓄の詳細をウェブサイトに掲載することを事務局に要請する。
6. 本決定の附属書に記載された締約国は、上記 1 で許可されたとおり、医薬品級クロロフルオロカーボンを定量噴霧式吸入器の製造に必要な分だけ調達するに当たり、輸入、国内生産者又は既存の備蓄から調達する完全な柔軟性を有する。
7. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを用いた定量噴霧式吸入器の新製品について、かかる製品がすでに承認されている場合を含め、その発売又は販売を禁止する国内規制を検討するよう要請する。
8. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを含まない代替手段への移行のスピードアップを図るため、定量噴霧式吸入器製品の登録に関する行政手続きを早期に進めるよう奨励する。

9. 事務局がメキシコに対し、技術経済評価パネルと協議の上、2011-2012 年の期間を対象に、定量噴霧式吸入器の製造のために 6 メートルトンの医薬品級 CFC-12 について緊急エッセンシャルユースとして許可したことを承認する。

＜決定の附属書＞

2012 年の定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンのエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	2012年
バングラディシュ	40.35
中国	532.04
パキスタン	24.1
ロシア連邦	212.0

決定 XXIII/3　　ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会によるロシア連邦における航空宇宙用のクロロフルオロカーボン-113（CFC-113）のエッセンシャルユース指定に関する評価及び勧告に留意し、

ロシア連邦が技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会に対し、航空宇宙産業における CFC-113 の使用に関する現在及び将来の状況に関して要求された情報及び説明を提出したことに留意し、

技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が、ロシア連邦による新たな指定が原則として、技術的及び経済的に実行可能で環境及び健康の観点からも受け入れ可能な代替物質又は代替手段が存在しないという点を含め、決定 IV/25 に基づきエッセンシャルユースの対象となる基準を満たしていると報告していることに留意し、

技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が、適切な代替物質の導入及び代替物質と適合する物質の調査に対する取り組みの加速、及び、短縮スケジュールの範囲内で CFC-113 の段階的削減を完了するために新たに設計された装置の採用を勧告していることに留意し、

1. ロシア連邦においてその航空宇宙産業でクロロフルオロカーボンを使用するため、2012 年の生産量及び消費量として 100 メートルトン分の CFC-113 にエッセンシャルユース適用除外を許可する。
2. ロシア連邦に対し、技術経済評価パネルの勧告のとおり、自国の航空宇宙産業のニーズを満たすため、利用可能な全世界の在庫から要求される質の CFC-113 を輸入する可能性を引き続き模索することを要請する。
3. ロシア連邦に対し、航空宇宙産業における CFC-113 の消費量を 2015 年に最大 75 トンま

で段階的に削減するため、代替溶剤を導入する努力を加速することを要請する。

4. ロシア連邦に対し、次回のエッセンシャルユース適用除外指定の一環として、予定終了日、段階的削減ステップ、CFC-113 の調達源に関する情報を含む最終段階的削減計画を提出することを要請する。

決定 XXIV/3　　2013 年の規制物質のエッセンシャルユース指定

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定 IV/25 に従い、定量噴霧式吸入器用のクロロフルオロカーボン（CFC）の使用は、技術的及び経済的に実行可能で、環境及び健康の観点からも受け入れ可能な代替物質又は代替手段が利用できる場合、エッセンシャルユースとは見なされないことに留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患の治療薬として、CFC を用いる定量噴霧式吸入器に代わる技術的に満足できる代替手段が利用可能であるという技術経済評価パネルの結論に留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患治療用の定量噴霧式吸入器の製造のための規制物質のエッセンシャルユース適用除外に関する技術経済評価パネルの分析及び勧告を考慮し、

第五条 1 の適用を受ける複数の締約国において、代替手段が開発され、規制上の承認を受け、市販されるようになったのに伴い、CFC を用いる定量噴霧式吸入器に対する依存度が引き続き低下していることを歓迎し、

遠隔地での中国医学における CFC の使用について第 24 回締約国会合の期間中に中国から締約国に提出された追加情報を考慮に入れ、

1. 本決定の附属書に定めるとおり、喘息及び慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器における CFC のエッセンシャルユースを満たすために必要な 2013 年の生産量及び消費量のレベルを許可する。
2. 指定を行う締約国に対し、エッセンシャルユース指定に関するハンドブックに記されている決定 IV/25 及び以降の関連決定に定める基準に従ってエッセンシャルユース指定の評価を行えるようにするための情報を技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に提供することを要請する。
3. 2013 年のエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に対し、利用可能で入手可能な限り、まずは備蓄から必要な医薬品級 CFC を調達することを検討するよう奨励する。ただし、かかる備蓄が締約国会合によって決定 VII/28 の 2 に定められた条件に従って使用されることを条件とする。
4. 2013 年のエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に輸出できる医療品級 CFC の備蓄を持つ締約国に対し、その量と連絡窓口を 2012 年 12 月 31 日までに事務局に通知することを奨励する。
5. 事務局に対し、本決定の 4 に示す利用可能な備蓄の詳細をウェブサイトに掲載することを事務局に要請する。

6. 本決定の附属書に記載された締約国は、本決定の 1 で許可されたとおり、医薬品級 CFC を定量噴霧式吸入器の製造に必要な分だけ調達するに当たり、輸入、国内生産者又は既存の備蓄から調達する完全な柔軟性を有する。
7. 締約国に対し、CFC を用いた定量噴霧式吸入器の新製品について、かかる製品が既に承認されている場合を含め、その発売又は販売を禁止する国内規制を検討するよう要請する。
8. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを含まない代替手段への移行のスピードアップを図るため、定量噴霧式吸入器製品の登録に関する行政手続きを早期に進めるよう奨励する。
9. 中国に対し、遠隔地での中国医学における CFC の使用について 2013 年に再び指定を行うのであれば、当該地域での代替物質の欠如に関する情報、この用途に関して取られている段階的削減の取り組みに関する情報、その他必要とされる関連情報を提出し、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会が当該事案について詳細に検討できるようにすることを要請する。

＜決定の附属書＞

2013 年の定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンのエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	*2013 年*
中国	388. 82
ロシア連邦	212

決定 XXIV/4　ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外

技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が、ロシア連邦による指定は、技術的及び経済的に実行可能で環境及び健康の観点からも受け入れ可能な代替物質又は代替手段が存在しないという点を含め、決定 IV/25 に基づきエッセンシャルユースの対象となる基準を満たしていると結論したことに留意し、

また、技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が適切な代替物質を導入して代替物質と適合する物質を調査する努力、及び合意されたスケジュールの範囲内でクロロフルオロカーボン-113（CFC-113）の段階的削減を完了するために新たに設計された装置の採用を加速するよう勧告していることに留意し、

ロシア連邦がエッセンシャルユース指定において最終段階的削減計画を提出し、この目的での CFC-113 の使用の終了年を 2016 年としていることに留意し、

また、ロシア連邦が航空宇宙産業における CFC-113 の消費量を 2015 年に最大 75 メートルトンまで段階的に削減するため、代替溶剤を導入する努力を継続していることに留意し、

1.　ロシア連邦においてその航空宇宙産業でクロロフルオロカーボンを使用するため、

2013 年の生産量及び消費量として 95 メートルトン分の CFC-113 にエッセンシャルユース適用除外を許可する。

2. ロシア連邦に対し、技術経済評価パネルの技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の勧告に従い、CFC-113 の最終段階的削減計画を踏襲し、自国の航空宇宙産業のニーズを満たすため、利用可能な全世界の在庫から要求される質の CFC-113 を輸入する可能性を模索する努力を継続することを要請する。

決定 XXV/2　　2014 年の規制物質のエッセンシャルユース指定

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定 IV/25 に従い、定量噴霧式吸入器用のクロロフルオロカーボンの使用は、技術的及び経済的に実行可能で、環境及び健康の観点からも受け入れ可能な代替物質又は代替手段が利用できる場合、エッセンシャルユースとは見なされないことに留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患の治療薬として、クロロフルオロカーボンを用いる定量噴霧式吸入器に代わる技術的に満足できる代替手段が利用可能であるという技術経済評価パネルの結論に留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患治療用の定量噴霧式吸入器の製造のための規制物質のエッセンシャルユース適用除外に関する技術経済評価パネルの分析及び勧告を考慮し、

ロシア連邦における転換プロジェクトの実施の遅れを懸念し、

ロシア連邦が 2014 年以降指定を申請しない方針としていることを歓迎し、

また、第五条 1 の適用を受ける複数の締約国において、代替手段が開発され、規制上の承認を受け、市販されるようになったのに伴い、クロロフルオロカーボンを用いる定量噴霧式吸入器に対する依存度が引き続き低下していることを歓迎し、

1. 本決定の附属書に定めるとおり、喘息及び慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器におけるクロロフルオロカーボンのエッセンシャルユースを満たすために必要な 2014 年の生産量及び消費量のレベルを許可する。
2. 指定を行う締約国に対し、エッセンシャルユース指定に関するハンドブックに記されている決定 IV/25 及び以降の関連決定に定める基準に従ってエッセンシャルユース指定の評価を行えるようにするための情報を技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に提供することを要請する。
3. 2014 年のエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に対し、利用可能で入手可能な限り、まずは備蓄から必要な医薬品級のクロロフルオロカーボンを調達することを検討するよう奨励する。ただし、かかる備蓄が締約国会合によって決定 VII/28 の 2 に定められた条件に従って使用されることを条件とする。
4. 2014 年にエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に輸出できる医療品級クロロフルオロカーボンの備蓄を持つ締約国に対し、その量と連絡窓口を 2013 年 12 月 31 日ま

でにオゾン事務局に通知することを奨励する。

5. 事務局に対し、本決定の 4 に示す利用可能な備蓄の詳細をウェブサイトに掲載することを要請する。

6. ロシア連邦に対し、クロロフルオロカーボンの段階的削減に向け、転換プロジェクトの実施を加速させることを強く要請する。

7. 本決定の附属書に記載された締約国は、本決定の 1 で許可されたとおり、医薬品級のクロロフルオロカーボンを定量噴霧式吸入器の製造に必要な分だけ調達するに当たり、輸入、国内生産者又は既存の備蓄から調達する完全な柔軟性を有する。

8. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを用いた定量噴霧式吸入器の新製品について、かかる製品が既に承認されている場合を含め、その発売又は販売を禁止する国内規制を検討するよう要請する。

9. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを含まない代替手段への移行のスピードアップを図るため、定量噴霧式吸入器製品の登録に関する行政手続きを早期に進めるよう奨励する。

＜決定の附属書＞

2014 年の定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンのエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	2014 年
中国	235.05
ロシア連邦	212

決定 XXV/3　　ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会による航空宇宙用のクロロフルオロカーボン-113 に対するエッセンシャルユース指定に関する評価及び勧告に留意し、

また、ロシア連邦が自国の航空宇宙産業のニーズを満たすため、利用可能な全世界の在庫からクロロフルオロカーボン-113 を輸入する可能性を模索する努力を継続していることに留意し、

さらに、ロシア連邦が技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会と協力して策定した適応スケジュールに従って成功裏に使用量及び排出量の削減を行っていることに留意し、

1. ロシア連邦においてその航空宇宙産業でクロロフルオロカーボンを使用するため、2014 年の生産量及び消費量として 85 メートルトン分のクロロフルオロカーボン-113 にエ

ッセンシャルユース適用除外を許可する。

2. ロシア連邦に対し、自国の航空宇宙産業のニーズを満たすため、利用可能な全世界の在庫からクロロフルオロカーボン-113 を輸入する可能性をさらに模索することを要請する。

3. ロシア連邦に対し、2016 年までにクロロフルオロカーボン-113 の段階的削減を完了させるため、代替溶媒を導入し、新たに設計された機器を採用する努力を継続することを奨励する。

決定 XXVI/3　ロシア連邦における航空宇宙用クロロフルオロカーボン-113 のエッセンシャルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会によるロシア連邦における航空宇宙用のクロロフルオロカーボン-113 に対するエッセンシャルユース指定に関する評価及び勧告に留意し、

また、ロシア連邦が自国の航空宇宙産業において成功裏に代替溶媒を引き続き導入する努力をしていることに留意し、

さらに、ロシア連邦が技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会と協力して策定した適応スケジュールに従って成功裏に使用量及び排出量の削減を行っていることに留意し、

1. ロシア連邦においてその航空宇宙産業でクロロフルオロカーボンを使用するため、2015 年の生産量及び消費量として 75 メートルトン分のクロロフルオロカーボン-113 にエッセンシャルユース適用除外を許可する。

2. ロシア連邦に対し、自国の航空宇宙産業のニーズを満たすため、利用可能な全世界の在庫からクロロフルオロカーボン-113 を輸入する可能性をさらに模索することを要請する。

3. ロシア連邦に対し、2016 年までにクロロフルオロカーボン-113 の段階的削減を完了させるため、代替溶媒を導入し、新たに設計された機器を採用する努力を継続することを奨励する。

（3）エッセンシャルユースに関する決議：実験・分析用途

決定 VII/11　実験及び分析用途

１．技術経済評価パネルの実験・分析用途ワーキンググループが行った作業について、感謝をもって注記する。

２．実験・分析用途への代替品をレビューし確定するための国家諮問委員会を組織するよう締約国を促し、代替品およびそれらの幅広い使用に関する情報を共有するよう奨励す

る。

3．ODS フリーの溶剤および技術が適用可能な場合に採択するために、オゾン層破壊物質の使用の権限を与えるこれらの標準を確定し、レビューするよう、国家標準化組織を奨励する。

4．国際的なラベリング計画を開発するよう、締約国を促し、本問題への自覚を刺激するために、その計画の自主的採択を奨励する。

5．第 6 回締約国会合の決定Ⅵ/9 により要求される報告を容易にするために、第 7 回締約国会合の報告書の附属書Ⅳに規定されるごとく実験用途の実例リストを採択する。

6．以下の用途は、実験・分析用途に独占的でなく、または代替品が入手可能であるので、世界的なエッセンシャルユースの免除から除外する。

（a）超遠心分離機器のごとき冷凍研究設備を含む研究に使用される冷凍空調設備

（b）エレクトロニクス構成部品および組立部品の洗浄、再加工、修理もしくは改造

（c）刊行物および公文書の保存

（d）研究用材料の殺菌

7．技術経済評価パネルに対し、規制物質および代替品の使用の現状を評価し、第 9 回締約国会合およびその後の会合に代替品の入手可能に関する進捗を報告するよう要請する。

8．実験・分析用途のための研究、開発および諸活動を行うため、第 2 条の規定の適用を受ける締約国に対し、彼らの国内において、二国間ベースにより第 5 条の規定の適用を受ける締約国に対し資金提供を行うことを促す。

9．実験・分析用途のために使用される規制物質が、決定Ⅵ/9 に規定される純度の基準に合致すべきことに同意する。

＜附属書Ⅳ＞

実験用途の分類および例(本リストは、網羅的なものではない)

1．研究・開発（たとえば、薬品、農薬、CFC および CFC の代替品）

1.1 反応溶剤または反応原料(例えば、ディールス・アルダー反応、フリーデル・クラフツ反応、RuO_3 酸化、allelic side bromination 等)

2．分析用途及び規制される用途（品質管理を含む）

2.1 基準

・化学物質　(ODS モニタリング、揮発性有機化合物(VOC)検出、機器の校正)

・毒物

・製品(接着ボンドの強度、呼吸用フィルターの試験)

2.2 抽出

・農薬および重金属の検出（例えば、食品中の）

・オイルミストの分析

・染料および食品添加物の検出

・水および土壌中のオイルの検出

2.3 希釈剤

・植物および食品中の亜鉛、銅、カドミウムの検出

・分子量または酸素の測定のための微量化学的方法

・薬物の純度測定および残留物の測定

・研究設備の消毒

2.4 キャリヤー（不活性）

・法医学的方法　(例えば、指紋識別)

・滴定(卵のコレステロール、薬品の化学的特性、油脂および化学品の“よう素価”)

・分析機器(分光学＜赤外線、紫外、核磁気共鳴、蛍光＞、クロマトグラフィー＜高速液体クロマトグラフィー、ガスクロマトグラフィー、薄層クロマトグラフィー＞)

2.5 トレーサー

・衛生工学

2.6　その他

・試験用の物質の成分(例えば、アスファルト、金属疲労および破壊)

・分利用媒質(例えば、貯蔵食品からの汚物、昆虫の排泄物などの外来性物質の分離)

３．その他（生化学を含む）

3.1　研究方法の開発

3.2　溶剤を使用する試料の調製

3.3　伝熱媒体

決定 IX/17　オゾン層破壊物質の実験用および分析用のためのエッセンシャルユースに関する適用除外

１．1999 年については、モントリオール議定書の第 5 条第 1 項非締約国に関しては、第 7 回締約国会合の報告の附属書Ⅳに掲げる実験用および分析用に限定した議定書の附属書 A 及び附属書 B に掲げる規制物質のエッセンシャルユースを満たすのに必要な生産と消費は、第 6 回締約国会合の報告の附属書Ⅱに掲げる実験用および分析用に関する特例に適用される諸条件に従って許可される。

２．生産と消費に関するデータは、削減戦略の成果を監視できるよう、世界的なエッセンシャルユースの特例枠にしたがって、事務局に毎年報告せねばならない。

３．規制物質の実験用および分析用のためのエッセンシャルユースに関する特例により、当該物質で作られる製品または当該物質を含む製品の生産を引き続き禁止することを明確にする。

決定 X/19.　　実験および分析用途適用除外

１．第 6 回締約国会合報告書の附属書 II に説明された条件の下で、2005 年 12 月 31 日まで、世界的規模で実験および分析用のエッセンシャルユース適用除外を延長すること。

２．技術経済評価パネルに対し、議定書の附属書 A 及び B に記載された規制物質を使用しないで遂行することのできる実験および分析方法の発展と有用性について、毎年報告するよう要求すること。

３．締約国会合は、毎年、上記の第 2 項に従って、技術経済評価パネルから報告された情報を基に、実験および分析用の適用除外と、それを基に何らかの制限が適用されることになるデータの下で最早この対象に選ばれるべきでない規制物質の使用について決定すること。

４．事務局は、毎年、実験および分析用途適用除外に関する統合リストを、締約国が利用できるようにすること。また締約国は、世界で適用除外対象になっている規制オゾン層破壊物質の生産と消費が最早許されないことに同意すること。

５．世界的規模での適用除外を撤回するためになされたいかなる決定も、締約国が決定 IV/25 において説明されたエッセンシャルユース手続きに基づいて適用除外すべき特殊な用途を指定することを妨げてはならないこと。

決定 XI/15.　実験用、分析用の世界的適用除外

決定Ｘ/19 で承認された規制物質の実験用、分析用の世界的適用除外から下記の用途は 2002 年をもって除外する：

（ａ）水中の油脂および全石油炭化水素のテスト。

（ｂ）道路舗装材料中のタールのテスト。

（ｃ）法医学用フィンガープリント。

決定 XV/8　.　　実験用、分析用の用途

１．世界全体での実験用、分析用用途の適用除外については、第 6 回締約国会合の報告の補遺Ⅱで定めた条件に基づき、2007 年 12 月 31 日まで延長する。

２．モントリオール議定書の附属書 A、B および C（グループⅡ、グループⅢの物質）に掲げる規制物質を使用しないでも行うことができる実験方法、分析方法の開発および利用可能度に関して、毎年報告するよう、技術経済評価パネルに求める。

３．決定 X/19 の第 3 項、第 4 項および第 5 項で定める条件を本決定に適用する。

決定 XVI/16　　実験用、分析用の用途

オゾン層破壊物質の試験研究・分析用途のエッセンシャルユース適用除外に関する決定 XVI/16.をあらためて確認し、

実験用、分析用のブロモクロロメタンの用途に関して締約国に手引を求める履行委員会

の報告に留意し、

モントリオール議定書の附属書のA、B、Cのグループ II および III に掲げる規制物質なしに行うことができる実験手順および分析手順の策定と利用度に関して、毎年報告するよう、技術経済評価パネルに求めている決定 XV/8 を考慮して、

1．モントリオール議定書の附属書 C のグループ II および III に掲げる物質を、第 16 回締約国会合の報告の補遺 II で定める条件にしたがって、世界全体での実験用、分析用用途の適用除外の対象に加える。

2．決定 X/19 の第 3 項、第 4 項および第 5 項に掲げる条件を本決議の第 1 項に適用する。

決定 XVII/10　　臭化メチルの実験用、分析用のクリティカルユース

1．モントリオール議定書第 5 条第 1 項非締約国に対して、実験用、分析用のクリティカルユースに対応するのに必要な同議定書の附属書 E に掲げる規制物質の製造および消費を許可する。

2．本決定の第 3 項にしたがって、第 7 回締約国会合の報告の補遺 IV に掲げる例証的用途とは、2006 年 12 月 31 日までは、第 6 回締約国会合の報告の補遺 II に掲げる実験用、分析用の用途の例外に適用される条件に基づく実験用、分析用のクリティカルユースのことである旨合意する。

3．決定 VII/11 および決定 XI/15 の第 6 項の(a)および(c)に掲げる用途は、本決議の第 2 項で合意した用途から除外する。

4．臭化メチルの実験用、分析用のクリティカルユースへの適用の妥当性に関して、本決定の第 2 項に掲げる用途と基準を検討するよう、技術経済評価パネルに求める。

5．このほか、情報が入手可能なその他の考えうる臭化メチルの実験用、分析用の用途を検討するよう、技術経済評価パネルに求める。

6．技術経済評価パネルは、公開作業部会の第 26 回会議で、本決定の第 4 項および第 5 項の結果に関して報告する。

7．第 18 回締約国会合で、臭化メチルの実験用、分析用のクリティカルユースの例証リストを採択する。

8．2007 年に、その後は 2 年に 1 回、モントリオール議定書の附属書 E に掲げる規制物質を使用せずに行うことができる実験手順および分析手順の策定と有効性に関して報告するよう、技術経済評価パネルに対して求める。

9．締約国会合は、本決定の第 8 項にしたがって技術経済評価パネルから報告を受けた情報に基づき、もはや実験用、分析用のクリティカルユースとして合意できない用途ならびに当該規制の適用を開始すべき日に関して決議する。

10．事務局は、締約国がもはや実験用、分析用のクリティカルユースではないとして合意した実験用、分析用のクリティカルユースの現在の統一リストを、締約国のために作成し、維持せねばならない。

11. 決定の第 9 項にしたがって行われた決議は、決定 IX/6 で定めたクリティカルユースの手順に基づく個々の用途を締約国が指定することを妨げるものであってはならない。

決定 XVII/13　モントリオール議定書の第 5 条第 1 項締約国での実験用、分析用の四塩化炭素の使用

モントリオール議定書の第 5 条第 1 項締約国が、基準水準に比して、2005 年までに 85%、2010 年までに 100%四塩化炭素の消費量を削減せねばならないことに留意し、

実験や分析の過程では四塩化炭素が重要な用途にあてられ、一部の用途については代替物質がいまだ存在しないことを考慮して、

決定 IX/17 では、オゾン層破壊物質の実験、分析の用途にクリティカルユースの例外が導入され、決定 XV/8 では、世界的な例外扱いが 2007 年 12 月 31 日まで延長されたことをあらためて確認し、

決定 IV/25 の第 7 項にしたがって、第 5 条第 1 項締約国に適用される段階的削減日まで、当該締約国会合にはクリティカルユースの規制が適用されないことに留意し、

一部の第 5 条第 1 項締約国においては、上記の規制措置が、実験や分析工程向けの四塩化炭素の入手範囲を狭めることもありうることを考慮し、

1．履行委員会および締約国会合は、第 7 条にしたがって提出されたデータ報告と共に、実験や分析の工程に四塩化炭素を使用することで、実際の水準がそれぞれの消費量目標からずれる結果となることを証明する証拠をオゾン事務局に提出した第 5 条第 1 項締約国の四塩化炭素に対する規制措置に関する遵守状況の検討を 2007 年まで延期すべきである。

この延期については、2007-2009 年の期間に対処するために、第 19 回締約国会合において再検討せねばならない。

2．第 5 条第 1 項締約国に対しては、現在、第 5 条第 1 項非締約国向けに定められている実験用、分析用の四塩化炭素に関する世界的な例外の基準と手順を適用して、実験用、分析用の四塩化炭素の消費量を最小限にするよう促す。

決定 XVIII/15　臭化メチルの実験・分析用のクリティカルユース

第 7 回締約国会合の報告の補遺Ⅳに列記した用途のカテゴリーの臭化メチルの実験・分析用のクリティカルユースに該当するか否かを決定 XVII/10 にしたがって検討するにあたって化学物質技術的オプション委員会と臭化メチル技術的オプション委員会が行った作業を高く評価し、

1995 年に採択された決定 XVII/11 において、オゾン層破壊物質を使用しない技術をできるだけ採用するためにオゾン層破壊物質の用途を特定し、精査することを締約国に奨励したことを承知し、

メチル化剤としての用途を含む多くの実験・分析用のクリティカルユースに臭化メチル

の代替物質を利用できる旨上記の 2 つの委員会が報告したことに留意し、

純度 99%の臭化メチルの小型容器を多数使用することは実用的ではなく、コストもかさむため、臭化メチルを使用する現場実験を実験・分析用のクリティカルユースに分類することについては上記の 2 つの委員会は賛成しておらず、当該現場実験を実施したいと考える締約国がその目的のためにクリティカルユース申請を提出できる旨に留意し、

両委員会の報告に列記されているいくつかの実験・分析用のクリティカルユースは、モントリオール議定書では規制の対象となっていない検疫／出荷前処理用、原材料用の双方の用途に適用しうることを認識し、

１．第 5 条第 1 項非適用国については、本決定の第 2 項で定める諸条件にしたがって、実験・分析用のクリティカルユースに対応するために必要な議定書の附属書 E に記す規制物質の生産および消費を認める。

２．以下については、第 6 回締約国会合の報告の補遺 II に記す実験・分析用途における適用除外に適用される諸条件にしたがって、臭化メチルの使用が許可される実験・分析用のクリティカルユースのカテゴリーを採用する：

（a）下記の基準または標準として：

(i)臭化メチルを使用する機器のキャリブレーション用。

(ii)臭化メチル排出量の監視用。

(iii)貨物、植物、商品中の臭化メチル残留量の算定用。

（b）毒性実験研究を行う場合。

（c）実験室内での臭化メチルとその代替物質の効率の比較を行う場合。

（d）原材料と同様に化学反応において破壊される実験用剤として。

３．本決定にしたがって行われる決定は、決定 IX/6 に記されているクリティカルユース申請手続きにしたがって締約国が個々の用途を指定することを排除するものではない。

決定 XIX/17　モントリオール議定書の第 5 条第 1 項適用締約国における実験・分析用の四塩化炭素の使用

モントリオール議定書の第 5 条第 1 項適用国が国際基準に適合する分析方法の代替方法を探すにあたって直面している障害を認識し、

四塩化炭素が実験・分析作業で果たしている重要な役割を考慮し、第 5 条第 1 項適用締約国においては一部の実験・分析作業用として四塩化炭素に代わる物質は現在のところ存在しないことを考慮し、

決定 XVII/13 において、第 5 条第 1 項適用国におけるモントリオール議定書四塩化炭素の規制措置に関する遵守状況の検討を履行委員会および締約国会合が 2007 年まで延期すべきであるということで締約国が合意したことをあらためて確認し、

また、決定 XVII/13 において、第 19 回締約国会合で 2007～2009 年の期間に対処するために上記の延期を再検討することで締約国が合意したことをあらためて確認し、

１．履行委員会と締約国会合は、それぞれの消費量目標からの逸脱の原因は実験・分析作業用に四塩化炭素を使用していることにあることを証明する証拠を、第 7 条に基づくデータ報告と一緒にオゾン事務局に提出した第 5 条第１項適用国における四塩化炭素の規制措置に関する遵守状況の検討を 2010 年まで延期すべきである。

２．第 5 条第１項非適用国向けに現在定められている四塩化炭素の実験・分析用の世界的適用除外基準／手続きを採用することで、実験・分析用の四塩化炭素の消費量を最低限に抑えるよう、第 5 条第１項適用国に強く求める。

決定 XIX/18　　実験・分析用途の適用除外

１．モントリオール議定書のすべての附属書およびグループ（附属書 C、グループ１は除く）の規制物質については、第 6 回締約国会合の報告の補遺 II ならびに決定 XV/８、決定 XVI/16 および決定 XVIII/15 で定める条件にしたがって、実験・分析用途の世界的適用除外を 2011 年 12 月 31 日まで延期する。

２．オゾン層破壊物質の実験・分析用途のリスト（代替物質が存在するため、もはや必要ない物質および当該代替物質を明記）を、第 21 回締約国会合までに提出するよう、技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会に求める。

３．規制物質の実験・分析用途での除外用途から石炭系有機物質のテストを除外する。

決定XXI/6　　世界的な試験研究用途適用除外

オゾン層破壊物質（ODS）の実験・分析用途に関する決定XVII/10および決定XIX/18に基づいて提出された技術経済評価パネル（TEAP）の報告に留意し、

TEAPが、以下で要約するODSに代わる代替物質を入手するための数多くの手順を報告の中で確認したことに留意し、

（ａ）　下記の分光測定用溶剤としてODSを使用する分析：

（i）水中および土中の炭化水素(オイル、グリース)。

(ii) シメチコン（ポリジメチルシロキサン)。

(iii) 水酸基価を含む赤外線スペクトルおよび核磁気共鳴スペクトルの記録時。

（ｂ）下記の分析の電気化学方法用溶剤としてODSを使用する分析：

（i）シアノコバルミン。

(ii) 臭素化。

（ｃ）下記のODSの選択的可溶性に関する分析：

（i）カスカロシド。

(ii) 甲状腺抽出物。

(iii) ポリマー。

（ｄ）下記のための分析物を事前濃縮するためにODSを使用する分析：

（i）薬剤、農薬の液体クロマトグラフィー（HPLC)。

(ii)ステロイドなどの有機化学物質のガスクロマトグラフィー。

(iii)有機化学物質の吸着クロマトグラフィー。

（e）下記を測定するためにチオ硫酸塩を使用するヨードの滴定（沃素滴定)。

（i）ヨード。

(ii) 銅。

(iii) 砒素。

(iv) 硫黄。

（f）沃素価、臭素価の測定(滴定)。

（g）各種分析：

（i）皮革の強靭性。

(ii) ゲル化点。

(iii) セメントの比重。

(iv) ガスマスクのカートリッジからの漏出。

（h）有機化学反応の溶剤としてのODSの使用。

（i）O-，N-ジフロロメチル化。

（i）実験用溶剤としての一般的用途：

（i）NMRチューブの洗浄。

(ii)ガラス器具からのグリースの除去。

実験･分析用の世界の特例から下記の用途をすでに除外した決定VII/11、XI/15 、XVIII/15 、XIX/18をあらためて確認し：

（a）限外遠心分離機などの冷却実験器具を含む実験用の冷却装置、空調装置。

（b）電子部品または電子組立品のクリーニング、再加工、修理または改造。

（c）刊行物、保管文書の保存。

（d）実験室内の器材の滅菌。

（e）オイル、グリース、全石油系炭化水素の水中試験。

（f）道路舗装材料中のタールの試験。

（g）)法医学上の指紋確認。

（h）下記を除く臭化メチルのすべての実験・分析用途。

(i)下記の基準または標準として：

—臭化メチルを使用する機器のキャリブレーション：

—臭化メチル排出量の監視：

—物資、植物、商品に含まれる臭化メチル残留量の測定。

(ii)実験室内毒物学研究。

(iii)実験室内での臭化メチルとその代替物質の効果の比較。

(iv)原料の化学反応で分解される実験用溶剤として。

（ｉ）石炭中の有機物質の試験。

第6回締約国会合報告の補遺IIに記されている実験・分析用途適用除外に適用される下記の諸条件をあらためて確認し、

1．補遺BグループIII、補遺CグループI、補遺Eに記すODS以外のすべてのODSについて、2010年1月1日から2010年12月31日まで、第5条第1項適用国にも全世界実験・分析用途適用除外を拡大適用する。

2．2010年12月31日から2014年12月31日まで、下記を対象に全世界実験・分析用途適用除外を拡大適用する。

（ａ）第5条第1項適用国：補遺BグループIII、補遺CグループI、補遺Eに記すODS以外の全てのODS。

（ｂ）第5条第1項非適用国：補遺CグループI。

3．非ODS系の実験・分析用品、実験・分析方法を可能な限り採用するために、実験・分析工程でODSの使用を義務付けている規格を確認し、見直すよう各国の国内規格団体に強く求めることを全ての締約国に要求する。

4．国際標準化機構(ISO)、ASTM International（ASTM）、欧州標準化委員会（CEN）およびその他の関連多国籍標準化機構と話し合いに入るようオゾン事務局に求め、当該機構が、ODS系の方法を確認し、非ODS系の代替方法、代替技術、代替物質を標準方法に加える作業を促進することを奨励する。

5．決定XIX/18に基づき要求通り報告を完了し、第3回公開作業部会に向けて下記のことを行なうよう、TEAPおよびその化学物質技術的オプション委員会に求める：

（ａ）ODSの実験・分析用途のリスト（代替物質がない場合の用途を含む)。

（ｂ）ODSの使用を義務付けている国際規格および国内規格を確認し、ODSの使用を義務付けていない代替標準方法を明示する。

（ｃ）第5条適用国および第5条非適用国における代替方法の技術上、経済上の実行可能性を検討し、代替方法が同等以上の統計特性(例：精度、検出限界)をもつようにする。

6. 第5項に記す通り自らの作業を継続しながら、技術面、経済面を考慮して、第5条第1項適用国において全世界特例として禁止済みの用途向けに代替方法を利用できるか否かを評価するよう、TEAPに求める。TEAPは、公開作業部会第30回会議までに、禁止済みの用途のいずれかについて、第5条第1項適用国に特例が必要か否かについて調査結果および勧告を提出せねばならない。

7．2010年12月31日まで、第5条第1項適用国が、個々のケースにおいて自国が正当であると判断した場合には、従来の実験・分析用途禁止を解除することを認め、第22回締約国会合でこの問題を再び取り上げるよう締約国に求める。

8．決定X/19で求められている通り、全世界特例として不適格であるとして締約国が合意した実験・分析用途リストを改訂し、国内規格で認められている場合には、非オゾン層破壊物質への移行を奨励する文書をオゾン層破壊物質の実験・分析用途の報告国に対し

て送るよう、オゾン事務局に求める。

9．TEAPが報告書に記した実験・分析用途についてODSの代替の可能性を国内で調査し、2010年4月30日までにオゾン事務局にその情報を提出するよう、締約国に求める。

10. 地域ネットワークのメンバーが問題を明確に特定した実験・分析用途のODS代替物質に関して周知度を高めるためにUNEPが化学物質技術的オプション委員会の代表を地域ネット

ワーク会議に招くことを奨励する。

決定 XXII/7　　全世界における実験・分析用途適用除外

第 5 条第 1 項適用国を対象に、ある締約国が正当であると判断した場合には、2010 年 12 月 31 日まで、個別ケースにおける既存の実験・分析用途の禁止を解除することを許可し、第 22 回締約国会合においてこの問題を再検討するよう締約国に求めた決定 XXI/6 の第 7 項をあらためて確認し、

技術経済評価パネルが、決定 XXI/6 で求められた全ての情報を第 22 回締約国会合に間に合うよう提供しなかったため、モントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国による実験・分析用途に関する状況を締約国が評価することができなかったことを考慮し、

一部の第 5 条第 1 項適用国において、全世界特例制度に基づき禁止済み実験・分析用途について代替物質を採用することが引き続き難しい状況にあり、情報収集と関連政策の枠組みの整備には更に時間を要することに留意し、

1．第 5 条第 1 項適用国を対象に、ある締約国が正当であると判断した場合には、2011 年 12 月 31 日まで、個別ケースにおける既存の実験・分析用途の禁止を解除することを許可し、第 23 回締約国会合においてこの問題を再検討するよう締約国に求める。

2．決定 XVII/10 および決定 XIX/18 に従って作成された技術経済評価パネルの報告に記載された実験・分析用途に関してオゾン層破壊物質の代替の可能性について引き続き国内で調査し、2011 年 4 月 30 日までにオゾン事務局に進捗状況を報告するよう、締約国に求める。

決定 XXIII/6　　全世界における実験及び分析用途適用除外

決定 XXI/6 により、締約国に対し、オゾン層破壊物質を技術経済評価パネルがその 2010 年の進捗報告書において指定した代替物質に置換する可能性を調査することが要請されたことを喚起し、

また、決定 XI/15 により、中でも水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のためのオゾン層破壊物質の使用が、全世界における実験及び分析用途の適用除外から排除されたことを喚起し、

実験及び分析用に依然として使用されているオゾン層破壊物質、一部の規格において依然として指定されている可能性があるオゾン層破壊物質、及びオゾン層破壊物質の利用可

能な代替物質を特定するために技術経済評価パネルが作業を行っていることを承知し、

モントリオール議定書の第五条 1 の適用を受ける締約国が、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のために四塩化炭素に代わる既存の代替物質を導入することが難しいと報告し、情報収集と関連政策の枠組の策定にはさらなる時間が必要であると主張していることに留意し、

1. 第五条 1 の適用を受ける締約国に対し、2014 年 12 月 31 日まで、個々の事例について当該締約国が正当であると判断した場合、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に対する既存の禁止措置を解除することを許可する。
2. 前項に定める日付以降については、特に下記に関して、エッセンシャルユース適用除外に従ってのみ禁止措置の解除が行われることを明確にする。
   (a) 2014 年以降の水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用
   (b) 2012 年以降全世界における実験用途適用除外からすでに排除されているその他すべての用途
3. 第五条 1 の適用を受ける締約国に対し、できるだけ早期に、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のためのオゾン層破壊物質の置換を進める対策を引き続き取ることを要請する。
4. 第五条 1 の適用を受け、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のために四塩化炭素を使用する締約国に対し、上記 1 に従って、第七条の報告とともに、事務局に対し四塩化炭素の使用量を毎年報告することを要請する。この報告には、当該物質の使用にかかる手順に関する情報、検討されている代替手段又は手順、当該締約国が全世界における適用除外を利用すると予想される期間に関する情報を含める。
5. 履行委員会及び締約国会合は、第五条 1 の適用を受ける締約国について、第七条に従って報告されるデータとともに、四塩化炭素の消費量目標からの逸脱が上記 1 に従って当該物質を使用したことに起因することを示す証拠を事務局に提供している場合、当該締約国における水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素に対する規制措置の遵守状況の審議を 2025 年まで延期する。
6. 事務局に対し、締約国が上記 4 に基づく情報の報告を行いやすくするための報告フォームを用意することを要請する。
7. 技術経済評価パネルに対し、第五条 1 の適用を受ける締約国が上記 4 に従って提供した情報を審査し、当該締約国に非オゾン層破壊物質の使用へ移行するための手段及び方法に関する情報並びにアドバイスを提供し、提供された情報と締約国支援の進捗状況を毎年報告することを要請する。
8. 技術経済評価パネル及び関係締約国に対し、事務局の支援を得て、締約国が代替方法及び手順に移行できるよう支援するため、実験及び分析用途に関する情報を用意することを要請し、締約国に対し、当該目的のために資源及び情報を提供することを検討するよ

う奨励する。

9. 技術経済評価パネルに対し、オゾン層破壊物質の使用を必要とする国際規格の審査作業を継続し、かかる規格を発表する機関と共同で、可能な限り非オゾン層破壊物質及び手順を取り入れる作業を行うことを要請する。

10. 第 7 回締約国会合の報告書の附属書 IV（決定 XI/15 により改訂）、及び技術経済評価パネルの進捗報告書に示されている実験用途のカテゴリー及び例を締約国に喚起する。これは、実験及び分析用途と見なしうる用途を決定する際に根拠として使用できる。

決定 XXVI/4　　中国における 2015 年の実験及び分析用途のエッセンシャルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定 XI/15 により、締約国が、中でも水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のためにオゾン層破壊物質の使用を、全世界における実験及び分析用途の適用除外から削除したことを喚起し、

また、決定 XXIII/6 により、締約国がモントリオール議定書の第五条の 1 の適用を受ける締約国に対し、2014 年 12 月 31 日まで、個々の事例について当該締約国が正当であると判断した場合、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に対する既存の禁止措置を解除することを許可し、2014 年以降については、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のために四塩化炭素を使用する場合、エッセンシャルユース適用除外を受けなければならないとされたことを喚起し、

ある締約国が、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のために四塩化炭素に代わる既存の代替物質を導入することが難しいと報告し、国内規格の改定及び推進にはさらなる時間が必要であると主張していることに留意し、

1. 適用除外を申請した当該締約国に対し、オゾン層破壊物質を使用しない方法へのスムーズな移行を保証するため、できるだけ早く国内規格の改定を完了し、改定された国内規格が導入されるよう保証することを奨励する。

2. 本決定の附属書に定めるとおり、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素のエッセンシャルユースを満たすために必要な 2015 年の消費量のレベルを許可する。

＜決定の附属書＞

2015 年の水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素のエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	*2015 年*
中国	80

決定 XXVI/5　　全世界における実験及び分析用途の適用除外

決定 VII/11 及び決定 XXI/6 により、締約国会合がすべての締約国に対し、可能な場合、規制物質を使用しない実験及び分析用途の製品及びプロセスを採用するため、モントリオール議定書の規制物質の使用を必須とする実験及び分析用途の手順の標準規格を特定し、見直すよう国内標準化機構に強く要請することを求めたことを喚起し、

また、決定 VII/11、決定 XI/15、決定 XVIII/15 及び決定 XIX/18 により、締約国会合が特定の用途について、全世界における実験及び分析用途適用除外から削除したことを喚起し、

1. 第 6 回締約国会合の報告書の附属書 II 及び決定 XV/8、決定 XVI/16 及び決定 XVIII/15 に定める条件に基づき、モントリオール議定書の附属書 C のグループ 1 を除くすべての附属書及びグループに属する規制物質について、2021 年 12 月 31 日まで全世界における実験及び分析用途適用除外を延長する。
2. 技術経済評価パネルに対し、2018 年までに、モントリオール議定書の規制物質を使用せずに実施できる実験及び分析手順の策定及びその利用可能性に関する報告を行うことを要請する。
3. 締約国に対し、自国内で実験及び分析用途で使用されるオゾン層破壊物質を置換させる可能性を引き続き調査し、その結果得られた情報を共有することを奨励する。

決定 XXVII/2　　中国における 2016 年の実験及び分析用途のエッセンシャルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定 XI/15 により、締約国が、中でも水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のためのオゾン層破壊物質の使用を、全世界における実験及び分析用途の適用除外から削除したことを喚起し、

また、決定 XXIII/6 により、締約国がモントリオール議定書の第五条の 1 の適用を受ける締約国に対し、2014 年 12 月 31 日まで、個々の事例について当該締約国が正当であると判断した場合、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に対する既存の禁止措置を解除することを許可し、2015 年以降については、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のために四塩化炭素を使用する場合、エッセンシャルユース適用除外を受けなければならないとされたことを喚起し、

中国が、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のために四塩化炭素に代わる既存の代替物質を導入することが難しいと報告し、国内規格の改訂及び推進にはさらなる時間が必要であると指摘し、できるだけ早く代替物質を導入するために必要な措置を取る意向であることを示していることに留意し、

1. 適用除外を申請した中国に対し、オゾン層破壊物質を使用しない方法へのスムーズな移行を保証するため、できるだけ早く国内規格の改訂を完了し、改訂された国内規格が導入されるよう保証することを奨励する。
2. 本決定の附属書に定めるとおり、水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素のエッセンシャルユースを満たすために必要な 2016 年の消費量のレベルを許可する。

＜決定の附属書＞

2016 年の水中のオイル、グリース、総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素のエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	*2016*
中国	70

決定 XXVIII/6: 中国における 2017 年の実験及び分析用途適用除外

技術経済評価パネル及びその医療技術的オプション委員会及び化学物質技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定 XI/15 により、中でも水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のためのオゾン層破壊物質の使用が、全世界における実験及び分析用途の適用除外から排除されたことを喚起し、

また、決定 XXIII/6 により、モントリオール議定書の第五条 1 の適用を受ける締約国は、2014 年 12 月 31 日まで、当該締約国が個々に正当であると判断する場合、水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に対する既存の禁止を解除できると許可され、2014 年以降に関しては、水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に関してエッセンシャルユース適用除外を受けなければならないとされたことを喚起し、

中国が水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に代わる既存の代替物質の導入に苦慮していると報告し、国内規格の改定と普及により多くの時間が必要だと指摘していることに留意し、また、同国が代替物質を導入するのに必要な措置を取っており、今後もそれを継続する意思であることを示していることに留意し、

1. 水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に対しエッセンシャルユース適用除外を申請した中国に対し、オゾン層破壊物質を使用しない方法へのスムーズな移行を保証するため、できるだけ早く関連国内規格の改定を完了し、改定された国内規格が施行されるようにすることを奨励する。
2. 中国に対し、水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素の使用に対して今後さらにエッセンシャルユース適用除外を申請する場合、かかる検査のためのその他の国際分析方法の採用に関する評価、その採用を困難にしている国内の状況、独自の方法の開発及び関連国内規格の改定の進捗状況、並びに予定されている措置と日程を含めた実験・分析用途の四塩化炭素の段階的削減スケジュールについての情報を事前に提供することを要請する。
3. 中国に対し、本決定の附属書に定めるとおり、水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素のエッセンシャルユースを満たすのに必要な 2017 年の消費量のレベルを許可する。

＜決定の附属書＞

2017 年の水中のオイル、グリース及び総石油系炭化水素量の試験のための四塩化炭素のエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	*2017 年*
中国	65

（4）エッセンシャルユースに関する決議：定量噴霧式吸入器(MDIs)

決定VIII/10　CFCを使用した定量噴霧式吸入器(MDI)からの順調かつ効果的な移行に産業界の参画を促進するための第5条の適用を受けない国の方策

１．第 5 条の適用を受けない締約国は、MDI にエッセンシャルユースの免除を適用する企業が現在進めている CFC を含有する MDI の代替品の研究及び開発を、誠意を尽くして説明すること、及び/または、こうした努力を払うために他社と共同することを要請する。また、第 5 条非締約国は、将来のそれぞれの要請のために、どのような資源がどの範囲でこの目的のために配置されているか、どのような進歩がこの様な研究開発でえられているか、またもし存在するならば CFC を含有しない MSI のためにどのような許可申請が公正当局に提出されているかについて、このような企業が登録申請する締約国に内密に報告することを行う。

２．第 5 条の適用を受けない締約国は、MDI にエッセンシャルユースの免除を適用する企

業が、医学界と協議しながら、他の治療の選択肢及び CFC を含有しない代替品への移行について、医療従事者及び患者を教育するために、産業界の個別もしくは共同の努力を払いつつあることを説明することを要請する。

3．第 5 条の適用を受けない締約国は、MDI にエッセンシャルユースの免除を適用する企業に対し、彼ら、あるいは彼らの製品を供給もしくは販売する企業が、同企業の CFC を含有しない MDI の包装を CFC を含有する MDI と区別していることを説明すること。また医学界と協議しながら、健康と製品安全への配慮をして、医師及び患者が同企業の CFC を含有しない MDI を受け入れるような、その他の適切な販売政策を適用することを要請する。

4．第 5 条の適用を受けない締約国は、CFC を含有する MDI 及び CFC を含有しない代替品を製造、供給もしくは販売する企業が、CFC を含有しない代替品もしくは CFC を含有する MDI を目標とするような誤ったまたは誤解を招く広告を行わぬよう要請する。

5．第 5 条の適用を受けない締約国は、MDI のエッセンシャルユースの免除を適用する企業が、規制措置への参画が合法的な環境、健康および安全上の配慮への見解をもって行われることを保証するよう要請する。

6．第 5 条の適用を受けない締約国は、CFC を含有する MDI を製造する企業が、MDI を製造中に CFC の排出を最小限に抑えるよう、経済的に採用可能なあらゆる対策を講じるよう要請する。

7．第 5 条の適用を受けない締約国は、CFC を含有する MDI を製造、供給もしくは販売する企業が、期限のきれた、欠陥のあるおよび返品された CFC を含有する MDI を、CFC の排出を最小限に抑える方法で処分することを要請する。

8．第 5 条の適用を受けない締約国は、CFC を含有する MDI を製造する企業が、CFC の必要量及び現在の MDI 市場の予測を毎年調査し、もしかかる予測がエッセンシャルユースの免除によって得られた CFC に余剰があれば、各国の規制当局に通知することを要請する。

9．第 5 条の適用を受けない締約国は、MDI のエッセンシャルユースの免除を適用する企業が喘息および慢性閉塞性肺疾患の治療薬(CFC を含有する MDI を含む)の輸入国への供給状況に関する情報を提供するよう要請する。

１０．第 5 条の適用を受けない締約国は、MDI のエッセンシャルユースの免除を適用する企業が、第 5 条の適用を受ける締約国及び経済移行期にある国に国において、喘息及び慢性閉塞性肺疾患のための CFC を含有しない治療薬の製造のために必要な技術および主要な装置を改良するに当たって、企業の MDI 施設を支援する手段を説明する情報を提供するよう要請する。

１１．技術経済評価パネルが、エッセンシャルユース登録申請ハンドブックの改訂版に、上記第 1 項から第 10 項までを反映するよう要請する。

決定 VIII/11　第５条の適用を受けない締約国による CFC を含有する MDI からの移行を容易にする方法

１．締約国は、喘息及び慢性閉塞性肺疾患のために、CFC を使用する MDI から CFC を使用しない MDI による治療への移行が行われつつあることを銘記する。円滑かつ順調な移行を保証し、患者の健康および安全を守るために、第 5 条の適用を受けない締約国は以下の事項を推奨する。

２．エッセンシャルユースの登録申請および MDI 移行の方針に関して提案されたどの決定についても、環境、健康及び安全上の問題について、国の環境および厚生関係当局の間の協議を促進する。

３．彼らの国の当局が、喘息及び慢性閉塞性肺疾患の CFC を使用しない治療に対するマーケティング／認可／薬価申請の再調査を、このような再調査の促進が患者の健康及び安全を危うくすることがないことを条件として、促進することを要請する。

４．彼らの国の当局が、販売政策により CFC を含有しない MDI に差別が与えられないように、一般の MDI の調達および薬剤費償還の条件を再調査することを行う。

決定 VIII/12　第５条の適用を受けない締約国による喘息及び慢性閉塞性肺疾患治療のために、CFC を使用しない治療に移行させるための情報収集

１．第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/25、及び第 7 回締約国会合決定Ⅶ/28 に従って、技術経済評価パネル及びその分科会によって行われた作業を感謝をもって銘記する。

２．一つの有効成分を使用し CFC を含有しない一つの新しい MDI がある国々で現在指示用に出回り始めたこと、またその他の製品も今後 1～3 年の間に出回ることが予想されることを感謝をもって銘記する。その他の CFC を使用しない治療及び工夫が、第 5 条の適用を受けないある締約国で、既に多くの患者のために適切な代替品を提供している。

３．国の移行政策を開発した第 5 条国の適用を受けない締約国に対し、喘息及び慢性閉塞性肺疾患の CFC を使用しない治療のためのその国の移行政策の詳細について、パネル及びその関連分科会へ、1997 年に始まる同技術分科会の会合に間に合うよう報告することを要請する。

４．技術経済評価パネルおよびその関連技術分科会に対して、喘息及び慢性閉塞性肺疾患の CFC を使用しない治療のための各国の移行政策の立案及び実行の進捗状況について中間報告を提出し、また更に第 9 回締約国会合のために準備する公開作業部会に報告するよう要請する。

５．技術経済評価パネルに対して、公衆の健康を十分に保護する第 5 条の適用を受けない締約国における喘息及び慢性閉塞性呼吸器疾患の CFC を使用しない治療への移行する際の問題点について更に検討し、締約国会合に経過報告書を、第 10 回締約国会合に最終報告書を提出することを要請する。こうした検討の際に、技術経済評価パネルは、世界保健機構(WHO)のような国際機関およびヘルスケアの専門家を代表するその他の協会、患

者保護団体及び民間産業、国の機関および政府と協議すべきである。技術経済評価パネルは、以下の事項を考慮すべきである。

（a）移行時期の状況について、モントリオール議定書の枠組みによる決定と国の政策の中でとられた決定がいかに相互補完しているか。

（b）第5条の適用を受けない締約国におけるCFCを含有するために、CFC-MDIのためのエッセンシャルユースの免除枠が削減される場合、医学的に受け入れ可能で経済的に入手可能な代替品が確保できない第5条の適用を受ける締約国、経済移行期にある国、恵まれないコミュニティを持つ第5条の適用を受けない締約国、及びCFCを含有するために、CFC-MDIを全量輸入している国の患者の権利と能力への影響

（c）エッセンシャルユースの枠を転用可能とするインパクト、及び個々の国による既存及び将来の貿易制限が入手可能な治療の選択肢へのスムースな移行とアクセスに与える影響

（d）CFCを含有するために、製品及び喘息及び慢性閉塞性肺疾患の代替治療法における国際市場および貿易の流動性

（e）実質的な削減後に継続して医学的必要性を強いられると思われる患者群の係り合い

（f）喘息および慢性閉塞性肺疾患の代替治療の研究開発と喘息および慢性閉塞性肺疾患の代替治療法の市場への浸透のための規制的及び非規制的なインセンティブ及び障害要因

（g）ドライパウダー吸入器(DPI)及びその他の治療選択肢が、医学的に容認されCFCを含有するために、CFC-MDIの代替品として認められる程度、そして結果として異なる国における代替可能性に影響をあたえる因子。

（h）CFCを使用しない治療への移行を容易にするための異なる方針の選択肢のオゾン層破壊物質削減との相対的な係わり合い。

（i）CFCを使用しない治療の選択肢と技術へのアクセスを容易にし得る手段。

決定IX/19　　定量噴霧式吸入器(MDI)

1．決定Ⅷ/12に基づく技術経済評価パネルの中間報告に対し感謝の意を表明する。

2．決定Ⅷ/12第5項に掲げる取り組みならびに公開作業部会の第15回、第16回の会議中および第9回締約国会合に示された見解を考慮して、公開詐欺用部会を通じて、作業を継続し、第10回締約国会合に最終報告を提出するよう技術経済評価パネルにも詰める。

3．第5条非締約国については、定量式噴霧式吸入器の移行の大部分は2000年までに行うことができるようにし、2005年までには定量式噴霧吸入器用のCFCの需要が必要最低限になることを技術経済評価パネルおよび関係技術的オプション委員会は期待しているが、現時点では、未だ多くの可変因子があり、正確なスケジュールが確信を持って予測できないことに留意する。

4．定量噴霧式吸入器の独立メーカーがCFC以外の技術ライセンスを与えることを除き、

希望通り早期には転換できない恐れがあるという一部第 5 条非締約国の懸念に留意する。

５．喘息及び慢性閉塞性肺疾患の治療のための定量噴霧器吸入器用の CFC に関してエッセンシャルユース指定を提出した第 5 条非締約国に対して、全締約国に配布できるよう、国内または地域の初期移行戦略を 1999 年 1 月 31 日までにオゾン事務局に提出するよう求める。可能であれば、第 5 条非締約国は、初期移行戦略を策定し、1998 年 1 月 31 日までにオゾン事務局に提出することが望ましい。移行戦略の策定にあたって、第 5 条非締約国は、現在 CFC 系の定量式噴霧吸入器を輸入している国々における喘息及び慢性閉塞性肺疾患の治療の可否と費用を考慮に入れねばならない。

5 *bis.* To require Parties operating under paragraph 1 of Article 5 submitting essential-use nominations for chlorofluorocarbons for metered-dose inhalers for the treatment of asthma and chronic obstructive pulmonary disease to present to the Ozone Secretariat an initial national or regional transition strategy by 31 January 2010 for circulation to all Parties. Where possible, Parties operating under paragraph 1 of Article 5 are encouraged to develop and submit to the Secretariat an initial transition strategy by 31 January 2009. In preparing a transition strategy, Parties operating under paragraph 1 of Article 5should take into consideration the availability and price of treatments for asthma and chronic obstructive pulmonary disease in countries currently importing chlorofluorocarbon-containing metered-dose inhalers

Note: text indicated in strikethrough and underline has been deleted or added in accordance with the provisions of Decision XX/3 (see page 138).

決定 IX/20　定量噴霧式吸入器用 CFC のエッセンシャルユースの許可の譲渡

１．定量噴霧式吸入器用 CFC のエッセンシャルユースの許可の譲渡は、すべて、締約国会合においてケースバイケースで審査し、承認する。

２．本決定の第 1 項にかかわらず、事務局が、技術経済評価パネルと協議の上、緊急事態においてある締約国が定量噴霧式吸入器用 CFC のエッセンシャルユースの許可量の一部またはすべてを別の締約国に譲渡することを許可することができる。ただし、この場合、以下を条件とする：

（ａ）次回の締約国会合が開催される予定の暦年に関して以前に許可された最大量を上限として譲渡を適用する。

（ｂ）双方の関係締約国が譲渡に同意する。

（ｃ）定量噴霧式吸入器のエッセンシャルユースのためにすべての締約国に許可された年間数量は、時様との結果増加しない。

（ｄ）関係各締約国は、第 8 回締約国会合が決定Ⅷ/9 の第 9 項により承認したエッセンシャル量勘定用紙を使用して、譲渡または受け取りを報告する。

決定 XII/2　非クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器への移行を促進するための対策

１．この決議の趣旨において、「クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器製品」とは、特定のブランドまたは会社の製品で、特定の有効成分を含む特定の強度のクロロフルオロカーボン含有定量噴霧式吸入器を意味する。

２．第５条第１項締約国において喘息および（または）慢性閉塞性肺疾患の治療用として2000 年 12 月 31 日以降に承認されたクロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器製品は、決定 IV/25 の第１項(a)に定める基準を満たす製品でない限り、エッセンシャルユース用とはみなさない。

2 *bis.* That any chlorofluorocarbon metered-dose inhaler product approved after 31 December 2008, excluding any product in the process of registration and approved by 31 December 2009, for treatment of asthma and/or chronic obstructive pulmonary disease in a Party operating under paragraph 1 of Article 5, is not an essential use, unless the product meets the criteria set out in paragraph 1 (a) of decision IV/25;

３．締約国はエッセンシャルユース外と判断し、国内用としては認可していない種類のクロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器の有効成分に関しては、以下のように求める：

（ａ）当該の判断を下した締約国は、事務局にその旨通知するものとする。

（ｂ）事務局は、インターネット・サイトに当該リストを掲載するものとする。

（ｃ）各指定締約国は、自国が要求し、許可したクロロフルオロカーボンの量を適宜削減するものとする。

４．国内の各定量噴霧式吸入器メーカーに対して、その国内市場および輸出市場において自社の非クロロフルオロカーボン系代替装置の承認を誠意をもって申請するよう強く促すことを各締約国に奨励し、2002 年以降の年度の 1 月 31 日までに、事務局に当該努力に関する総合報告書を提出するよう各締約国に求める。

５．いまだ行っていない場合、第５条締約国以外の各締約国が下記のことを行うことに同意する：

（ａ）環境および健康の観点から自らが許容できると判断した経済的、技術的に可能な代替物質に基づく国内または地域の移行戦略を策定する。これには、クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器製品をエッセンシャルユースから外す時期を決めるにあたっての有効な基準と手段が含まれる。

（ｂ）2002 年 1 月 31 日までに、事務局に当該戦略の文書を提出する。

（ｃ）非クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器への移行の進展状況に関する報告を、毎年 1 月 31 日までに事務局に提出する。

６．各第 5 条第１項締約国に下記のことを奨励する：

（ａ）　環境および健康の観点から自らが許容できると判断した経済的、技術的に可能な代

替物質に基づく国内または地域の移行戦略を策定する。これには、クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器製品を非クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器製品に代えることができる時期を決めるにあたっての有効な基準と手段が含まれる。

（ｂ）2005 年 1 月 31 日までに、事務局に当該戦略の文書を提出する。

（ｃ）非クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器への移行の進展状況に関する報告を、毎年 1 月 31 日までに事務局に提出する。

７．定量噴霧式吸入器移行戦略の策定および当該戦略に含まれる承認済み活動の実行を促進するための第５条第１項締約国に対する技術援助、財政援助およびその他の援助の提供を検討するよう、多数国間基金の執行委員会に求め、有資格の移行期経済国に対する同様の援助の提供を検討するよう GEF に促す。

８．新しいクロロフルオロカーボンの無用の生産を避ける手段として、また、決議 IX/20）の(a)-(d)に定める条件を満たすことを条件に、締約国が、定量噴霧式吸入器メーカーが下記の譲渡を行うことを許可することができる旨を決議する：

（ａ）そのエッセンシャルユースの許可の全部または一部を別の既存の定量噴霧式吸入器メーカーに譲渡する。

（ｂ）当該譲渡が国内／地域の許可またはその他の認可条件を満たすことを条件に、クロロフルオロカーボンを別の定量噴霧式吸入器メーカーに譲渡する。

９．事務局に提出された情報を毎年 5 月 15 日までにまとめ、検討するよう技術経済評価パネルに求める。

１０．第５条第１項締約国以外の締約国を対象とした本決議に掲げる条件を盛り込むために、必要に応じてエッセンシャルユース指定ハンドブックを修正する。

１１．クロロフルオロカーボン系定量噴霧式吸入器用のクロロフルオロカーボンのキャンペーン生産に関する問題について検討し、次回の締約国会合に報告するよう技術経済評価パネルに求める。

決定 XIII/9　　定量噴霧式吸入器（MDI）の生産

第５条締約国における MDIs の CFC なしの生産を可能にし、第５条締約国がモントリオール議定書に基づく義務を利用できるようにする戦略と投資プロジェクトの策定に関わる MDI プロジェクトの提出のガイドラインを策定するよう執行委員会に求める。

決定 XIII/10　　定量噴霧式吸入器（MDIs）用 CFCs のキャンペーン製造の追加研究

技術経済評価パネルおよび技術的オプション委員会の検討の結果、定量噴霧式吸入器生産用の CFCs のジャスト・イン・タイム方式の製造が患者の健康保護には最適の方式であるとの勧告が行われた点に留意して、

しかしながら、CFC 系 MDIs 生産用の CFCs のジャスト・イン・タイム方式の製造が移行完了時までに実施できないこともありうるし、ジャスト・イン・タイム方式の製造が不

意に打ち切られることもありうる点に留意し、

１．CFC 系の MDIs の生産用の CFCs のキャンペーン製造の問題を研究した技術経済評価パネルおよび技術的オプション委員会の仕事ぶりに感謝の意をもって留意する。

２．キャンペーン製造に対する迅速な許可を促進するためには改革が必要か否かを確認するために、現在のエッセンシャルユースの決定と手続きを分析するよう、技術経済評価パネルおよび技術的オプション委員会に求める。分析対象には、キャンペーン製造量の指定の審査と許可に必要な情報提供、キャンペーン製造に必要な量の過小推定および過大推定の臨時費用、キャンペーン製造の時期と同量の輸出入との比較、喘息および慢性閉塞性肺疾患の治療用 MDIs の生産のためにのみキャンペーン製造を行う、あるいは過剰製造分は破棄するにあたっての柔軟性などがある。

３．2002 年に公開作業部会に調査結果を提出するよう、技術経済評価パネルに求める。

４．キャンペーン製造が必要となる時期に関する監視と報告を続けるよう、技術経済評価パネルに求める。

決定XIV/5　CFC定量噴霧式吸入器からの移行を完了するにあたっての適切な措置を決定するための世界的データベースと評価

喘息用および慢性閉塞性肺疾患（COPD）用のCFC非含有代替治療への移行は、第5条第１項非締約国による効果的な移行戦略採用ならびにCFC定量噴霧式吸入器メーカーによるCFC非含有の定量噴霧式吸入器、粉末吸入器の誠意ある開発、承認申請および発売に大きく左右されることに留意し、

一部の締約国ではCFC非含有定量噴霧式吸入器への移行速度が遅く、第5条第１項締約国では価格が手頃で、入手可能な代替手段が必要であることに憂慮し、

エッセンシャルユースのCFCの量を十分に把握し、移行の進捗と阻害要因を評価する締約国の作業を支援するために、データの提出の透明性を高めることが必要であることを認識し、

１．2003年2月28日までにオゾン事務局に入手しうる情報を提出し、その後は、CFC含有またはCFC非含有の喘息／COPD用の吸入器治療に関する下記の情報を毎年更新するよう、各締約国または地域経済統合組織に求める：

（ａ）締約国内で販売されるCFC含有、CFC非含有の定量噴霧式吸入器、粉末吸入器：
活性成分別、ブランド／メーカー別、出所別（輸入または国産）。

（ｂ）他国輸出向けに締約国内で生産されるCFC含有、CFC非含有の定量噴霧式吸入器、乾燥粉吸入器：
活性成分別、ブランド／メーカー別、出所別（輸入または国産）、輸入締約国別。

（ｃ）CFC非含有の定量噴霧式吸入器、乾燥粉吸入器：締約国国内での承認日、市販許可日および（または）発売日。

２．第１項に基づき提出される情報およびその他のパネルの年間評価情報を考慮するよう

技術経済評価パネルに求め、それぞれの国の移行戦略を検討する際にこれらの情報にしかるべき配慮を払うよう各締約国に求める。

決定 XV/5　定量噴霧式吸入器向けエッセンシャルユース申請の打ち切りの促進

締約国自身が、自国の国民の健康と安全の保護およびオゾン層の保護対策に対して、最終的な権限、責任および説明責任を負うことを認識する。

第 5 条第 1 項非締約国において CFC 含有定量噴霧式吸入器の段階的削減を促進することが緊急に必要であることを承知し、公衆衛生用、医療用の安全、効果的かつ価格が手頃な定量噴霧式吸入器の重要性を承知し、

決定 XIV/5 で定めるデータベースを利用する技術経済評価パネルの作業に留意し、

ほとんどの第 5 条第 1 項非締約国においては CFC 非含有サルブタモール定量噴霧式吸入器が入手できることを特に承知し、

CFC 非含有定量噴霧式吸入器の開発、その登録、発売だけでは、しかるべき国内規制対策がない限り、マーケットで十分に受け入れられることにはならないと結論した 2003 年の技術経済評価パネルの評価に留意し、

1．本決議が、緊急の状況における CFCs の量の許可に関する決定 VIII/9 の第 10 項の運用に影響を及ぼすことはない。

2．定量噴霧式吸入器用 CFCs のエッセンシャルユース申請を提出する際、活性成分、販売予定市場、CFCs の必要量を申請用途毎に明示するよう、第 5 条第 1 項非締約国に求める。

3．技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会に対して、第 5 条第 1 項非締約国の定量噴霧式吸入器用の CFCs のエッセンシャルユース申請に関連して、CFCs が使用される定量噴霧式吸入器の活性成分、販売予定市場、決定 XII/2 または決定 IX/19 にしたがって提出された予定市場を対象とした国内移行戦略に関する勧告を行うよう求める。

4．指定を行う第 5 条第 1 項非締約国が、公開作業部会の第 25 回会議において締約国が検討できるよう、活性成分がサルブタモールのみの CFC 含有定量噴霧式吸入器の国内用途の段階的削減に関するアクションプランを適時にオゾン事務局に提出していない場合は、エッセンシャルユース用 CFCs の量は、第 17 回締約国会合の開始後には許可しないものとする。

4 *bis*. That no quantity of chlorofluorocarbons for essential uses shall be authorized after the commencement of the Twenty-First Meeting of the Parties if the nominating Party operating under paragraph 1 of Article 5 has not submitted to the Ozone Secretariat, in time for consideration by the Parties at the twenty-ninth meeting of the Open-ended Working Group, a preliminary plan of action regarding the phase-out of the domestic use of chlorofluorocarbon-containing metered-dose

inhalers where the sole active ingredient is salbutamol;

５．前記第４項に掲げるアクションプランには、以下の事項を加えねばならない：

（ａ）活性成分がサルブタモールのみで、第 5 条第１項非締約国のマーケットで定量噴霧式吸入器が販売される見込みがある場合に、締約国が定量噴霧式吸入器用の CFCs のエッセンシャルユース申請を打ち切る予定の日。

（ｂ）段階的削減を開始するにあたって十分な措置および対策。

（ｃ）第５条第１項締約国による CFC 含有定量噴霧式吸入器を継続的に利用または供給するのに必要な対策または措置（適当な場合）。

６．活性成分がサルブタモールだけでなく、第 5 条第 1 項非締約国のマーケットで定量噴霧式吸入器が販売される見込みがある場合に、定量噴霧式吸入器用の CFCs のエッセンシャルユース申請を打ち切る予定の日を、可能な限り早期に、オゾン事務局に提出するよう、それぞれの第５条第１項非締約国に求める。

７．第 5 条第 1 項締約国において価格が手頃な吸入療法がどの程度利用できるかに対する第５条第１項非締約国内の段階的削減の影響に関して、公開作業部会の第 24 回会議に間に合う時期に報告するよう、技術経済評価パネルに求める。

８．提出締約国により機密外指定されている決定 XIV/5 に基づき提出されたすべてのデータをウェブサイトに掲載するよう、オゾン事務局に求める。

９．本決定を反映できるようにするためにエッセンシャルユース申請ハンドブックを修正するよう技術経済評価パネルに求める。

決定 XVII/14　定量噴霧式吸入器の製造に使用する CFC に関してモントリオール議定書の第５条第１項締約国が直面する障害

モントリオール議定書の第５条第１項非締約国は、CFC の段階的削減を行ってきたが、特殊な条件の下では、締約国会合で指定された定量噴霧式吸入器の製造のための CFC の消費についてエッセンシャルユース申請をすることもできる旨を承知し、

定量噴霧式吸入器の製造のために CFC を消費している第 5 条第１項締約国については、自国に経済的損失を与えずに CFC の段階的削減を行うことが難しい場合がある点に憂慮し、

発展途上国における合弁事業相手への CFC 以外の技術の移転を加速させるよう、親会社の製薬会社に対して求め、

CFC を今後使用しないですむ定量噴霧式吸入器向けのオゾン層破壊物質非使用の新しい技術方法を開発し、文書で証明するための詳細な研究が必要である点に留意し、

一部の第５条第１項締約国については、定量噴霧式吸入器用の CFC の 2007 年における消費量が許容水準を超えるという重大な危険性がある点について憂慮をもって留意し、

第 5 条第１項締約国が人間の健康を保護するための定量噴霧式吸入器の消費を真に必要としている点を承知し、

2007-2009 年の期間中、補遺 A グループ I （CFC）の規制物質の十分な供給量を確保するにあたって第 5 条第 1 項締約国が直面しうる障害についても認識し

1．第 18 回締約国会合において、一部の第 5 条第 1 項締約国が定量噴霧式吸入器に関して直面しうる障害に取り組むための決議について検討する。

2．以上のような状況を検討し、この不履行状況を是正するのに助けとなる選択肢を検討するよう執行委員会に求める。

3．利害関係者（医師、患者を含む）を対象に、代替定量噴霧式吸入器、定量噴霧式吸入器用の CFC の削減、CFC 使用の段階的削減に取り組む第 5 条締約国への技術支援に関して、認識を高め、教育を行うためのしかるべき地域ワークショップを検討するよう執行委員会に求める。

4．公開作業部会の第 26 回会議において、この問題を検討するよう求める。

決定 XVIII/16　CFC を使用する定量噴霧式吸入器を製造している一部第 5 条締約国が直面している障害

第 5 条第 1 項適用国が、喘息および慢性閉塞性肺疾患の治療用の定量噴霧式吸入器に使用されている CFC を含め、附属書 A グループ I の規制物質（CFC）の消費量を 2007 年までに基準の 85%相当を削減し、2010 年 1 月 1 日までに当該物質の段階的削減を完了せねばならないことになっていることを認識し、

決定 IV/25 の第 7 項にしたがって、第 5 条第 1 項適用国に適用されている段階的削減日までは、エッセンシャルユース規制は当該締約国には適用されないことに留意し、

医薬品等級の CFC を輸入に依存している国内生産工場が今後当該物質を入手できるか否かを予測できない場合の住民の健康と現地ビジネスへの影響ならびに近い将来における当該物質の供給の不確実性を認識し、

第 5 条第 1 項適用国における CFC 使用の定量噴霧式吸入器の段階的削減が第 5 条第 1 項適用国向けの段階的削減の期限までに完了する可能性があり、多くの第 5 条第 1 項適用国において患者が使用している定量噴霧式吸入器の大半が第 5 条第 1 項非適用国から輸入されていることを承知し、

一部第 5 条第 1 項適用締約国が、決定 XII/2 で奨励されている定量噴霧式吸入器移行戦略を採用していることは承知しているが、大半の第 5 条第 1 項適用締約国は、いまだ国内または地域の移行戦略を実施しておらず、定量噴霧式吸入器を製造している締約国は、自国の国内計画に技術転換が盛り込まれない限り当該戦略を全うすることはできないことに留意し、

以上をふまえ、第 5 条第 1 項適用国における喘息および慢性閉塞性肺疾患向けの CFC を使用しない治療への移行を促進するための更なる施策が必要であることを理解し、

一部のケースにおいては、地域レベルでの移行への取り組みがもっとも効果的な場合がある旨に留意し、

第5条第1項非適用国におけるCFC使用の定量噴霧式吸入器を代替製品に代える作業は大きく前進しているが、現時点では、締約国が提出している現在のエッセンシャルユースの適用除外申請からわかる通り、いまだ、定量噴霧式吸入器の製造には少量の医薬品等級のCFCが必要であることに留意し、

第5条第1項適用国が定量噴霧式吸入器の移行に関して直面している障害に取り組む旨の決定を検討することを求める決定XVII/14が第18回締約国会合で採択されたことを考慮し、

1．定量噴霧式吸入器の製造のためにCFCを大量に消費することで障害に直面している第5条第1項適用国を対象に、CFC使用の定量噴霧式吸入器からの移行を促進するためのプロジェクトへの資金提供を緊急課題として検討するよう、モントリオール議定書の実行のための多数国間基金の執行委員会に求める。

2．定量噴霧式吸入器分野での技術進歩のペースの実態に合わせて定量噴霧式吸入器移行プロジェクトの転換プロジェクトを検討するための現在の期限に関する決定 17/7 を見直すことを現在の多数国間基金のガイドラインの枠内で検討するよう執行委員会に求める。

3．定量噴霧式吸入器分野での CFC の大量消費に起因する一部第 5 条第 1 項適用国の違反の問題への取り組み方に関する考えられるすべての選択肢を検討するよう、モントリオール議定書違反手続きにしたがって履行委員会に求める。

4．更に、関係締約国から提供された情報を考慮し、健康上の問題に適切に配慮し、特にモントリオール議定書の違反手続きの第4項の枠内で当該適用国の状況を特別に検討するよう、履行委員会に求める。

5．2008年に開かれる第20回会議において、第3項および第4項に掲げる問題を再度検討する。

6．CFC使用の定量噴霧式吸入器からの移行を前進させるために必要な手段を明確にするための情報提供を、国連環境計画のテーマ別地域ワークショップの議事日程に加えることを検討するよう執行委員会に求める。

7．第5条第1項適用国への輸出向けの定量噴霧式吸入器の製造用の CFC の生産または輸入に関してエッセンシャル申請を認められている第5条第1項非適用国に対しては、輸入国への活性成分の輸出が 10 トンを超える場合にそれぞれのメーカーの詳細な輸出向け生産移行計画（患者に危険が及ばないように可能な限り迅速にCFC非使用の定量噴霧式吸入器に輸出品を移行させるために各メーカーが採用している、また今後採用する予定の対策を明記する）を各輸入国に提出するよう求める。

8．各メーカーの輸出向け生産移行計画には、下記に関する当該メーカーの輸出市場毎および活性成分別の定量噴霧式吸入器毎の詳細を加えねばならない：

（a）CFC非使用の代替製品の市販申請の衛生当局への提出時期、当該代替製品の予想承認／発売時期、CFC使用製品の回収時期。

（b）検討中の販促価格、ライセンスおよび（または）技術移転に関する参考情報。

（c）喘息および慢性閉塞性肺疾患向けの CFC 非使用の治療への移行に関して医療専門家、政府の衛生当局、患者を教育する計画への貢献および参加。

9．決定 IV/25 および決定 XII/2 の第 4 項にしたがって、本決議の第 7 項に掲げる各締約国に対して、メーカー向けの基本使用量の指定および（または）エッセンシャル用途申請を行うか否かを決定する際に、輸出向け生産移行計画の実行に向けてのメーカーの努力およびク CFC 非使用定量噴霧式吸入器への移行への貢献を考慮に入れるよう求める。

10．本決議の第 7 項に掲げる各締約国に対して、機密情報の保護に注意しつつ、提出した輸出向け生産移行計画を要約した報告を、同締約国のエッセンシャルユース申請の一部として、毎年、技術経済評価パネルに提出するよう求める。

11．各締約国のエッセンシャルユース申請の評価にあたって、当該報告を検討するよう技術経済評価パネルに求める。

12．公開作業部会の第 27 回会議において進捗の評価、報告を行い、第 19 回締約国会合において、第 5 条第 1 項適用国、第 5 条第 1 項非適用国の双方における定量噴霧式吸入器専用の CFC の限定キャンペーン生産の必要性、実現性、最適の時期および推奨生産量について報告することを技術経済評価パネルに求める。

決定 XX/4　　定量噴霧式吸入器用 CFC のキャンペーン生産

第 5 条第 1 項適用国における CFC の消費および生産を 2010 年 1 月 1 日以降停止するが、エッセンシャルユースを認める場合もありうることを承知し、

多くの第 5 条第 1 項適用国が第 5 条第 1 項非適用国から CFC 非含有定量噴霧式吸入器を輸入している事実を承知し、

医薬品用 CFC に対する需要を満たすために、決定 IV/25 に基づく年間エッセンシャルユースに代わってキャンペーン生産を行う方が有利であることを認識し、

「決定 XVIII/16 の第 12 項が、第 5 条第 1 項適用国および第 5 条第 1 項非適用国における定量噴霧式吸入器専用の CFC 限定キャンペーン生産量」を評価するよう技術経済評価パネルに求めていることに留意し、

技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会(M-TOC)が、2008 年に第 5 条第 1 項適用国向け限定の定量噴霧式吸入器に必要な CFC の量に関する調査結果を提出したことに留意し、

技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会(M-TOC)が、主要生産国 1 ヶ国を除き、第 5 条適用国の最終キャンペーンの運営に関する追加情報の必要性を報告したことに留意し、

1．公開作業部会の第 29 回会議で予備報告を提出した上で、第 21 回締約国会合に下記に関する報告を提出するよう技術経済評価パネルに求める：

（a）2010 年向けの指定にあたって提出した情報、更には、一部第 5 条第 1 項適用国が第

21 回締約国会合に向けて初めてエッセンシャルユース申請を行いうるという事実を特に考慮した最終キャンペーン生産の予想時期。

（b）第 5 条第 1 項非適用国が利用している既存の方法も含め、締約国による要求に先立つ医薬品用 CFC の生産量の長期貯蔵、配分および管理の方法の選択肢。

（c）最終キャンペーンの一環として CFC 生産の過剰または過少の可能性を最小限にするための選択肢。

（d）決定 IV/25 に基づくエッセンシャルユース申請を提出する第 5 条第 1 項非適用国が現在利用しているモデルを考慮して、必要と考えられる協約上の取り決め。

（e）非医薬品用 CFC の生産量削減のための選択肢および当該 CFC の最終処分のための選択肢。

２．第 5 条第 1 項適用国内にある定量噴霧式吸入器製造施設の転換のための合意状況および承認済みプロジェクトの実行状況に関して、公開作業部会の第 29 回会議で報告するよう、多数国間基金事務局に求める。

決定XXVI/2　　2015年の規制物質のエッセンシャルユース指定

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

決定IV/25に従い、定量噴霧式吸入器用のクロロフルオロカーボンの使用は、技術的及び経済的に実行可能で、環境及び健康の観点からも受け入れ可能な代替手段又は代替物質が利用できる場合、エッセンシャルユースとは見なされないことに留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患の治療薬として、クロロフルオロカーボンを用いる定量噴霧式吸入器に代わる技術的に満足できる代替手段が利用可能であるという技術経済評価パネルの結論に留意し、

喘息及び慢性閉塞性肺疾患治療用の定量噴霧式吸入器の製造における規制物質のエッセンシャルユース適用除外に関する技術経済評価パネルの分析及び勧告を考慮し、

また、第五条の1の適用を受ける複数の締約国において、代替手段が開発され、規制上の承認を受け、市販されるようになったのに伴い、クロロフルオロカーボンを用いる定量噴霧式吸入器に対する依存度が引き続き低下していることを歓迎し、

1. 本決定の附属書に定めるとおり、喘息及び慢性閉塞性肺疾患用の定量噴霧式吸入器におけるクロロフルオロカーボンのエッセンシャルユースを満たすために必要な2015年の生産量及び消費量のレベルを許可する。
2. 指定を行う締約国に対し、エッセンシャルユース指定に関するハンドブックに記されている決定IV/25及び以降の関連決定に定める基準に従ってエッセンシャルユース指定の評価を行えるようにするための情報を技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会に提供することを要請する。
3. 2015年のエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に対し、利用可能で入手可能な

限り、まずは備蓄から必要な医薬品級のクロロフルオロカーボンを調達することを検討するよう奨励する。ただし、かかる備蓄が締約国会合によって決定VII/28の2に定められた条件に従って使用されることを条件とする。

4. 2015年にエッセンシャルユース適用除外を受ける締約国に輸出できる医療品級クロロフルオロカーボンの備蓄を持つ締約国に対し、その量と連絡窓口を2014年12月31日までにオゾン事務局に通知することを奨励する。
5. 事務局に対し、本決定の4に示す利用可能な備蓄の詳細をウェブサイトに掲載することを要請する。
6. 本決定の附属書に記載された締約国は、本決定の1で許可されたとおり、医薬品級のクロロフルオロカーボンを定量噴霧式吸入器の製造に必要な分だけ調達するに当たり、輸入、国内生産者又は既存の備蓄から調達する完全な柔軟性を有する。
7. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを用いた定量噴霧式吸入器の新製品について、かかる製品がすでに承認されている場合を含め、その発売又は販売を禁止する国内規制を検討するよう要請する。
8. 締約国に対し、クロロフルオロカーボンを含まない代替手段への移行のスピードアップを図るため、定量噴霧式吸入器製品の登録に関する行政手続きを早期に進めるよう奨励する。

＜決定の附属書＞

2015 年の定量噴霧式吸入器用クロロフルオロカーボンのエッセンシャルユース許可

（単位：メートルトン）

締約国	*2015 年*
中国	182.61

（5）CFC に関する決議

決定 IX/23　　引き続き CFC の入手が可能な事態

1．第 5 条第 1 項非適用国において 1996 年 1 月 1 日までに CFC の生産と消費の削減を行うことになっていたが、多くの当該締約国で相当量の CFC が引き続き入手できるため、CFC の使用と排出を適時に防止することができない状況にあることに留意する。

2．情報によれば、CFC の違法取引が引き続き CFC の入手が可能な事態をもたらしており、オゾン層の無用の破壊の拡大を引き起こしていることに留意する。

3．技術的、経済的に使用可能な代替物質が広く入手できるようになっているため、合意済みの特例用途は別として、新しい CFC を引き続き供給することはもはや必要ないこと

に留意する。

4．第 5 条第 1 項適用国の基礎的国内需要を満たすため、またその他の特例用途を除き、未使用の CFC の市販および販売の禁止を検討するよう、第 5 条非締約国に求める。

5．本決議に基づいてとられた対策に関する報告を、第 11 回締約国会合に間に合うように事務局に提出するよう、関係締約国に求める。

決定 XI/16　　第 5 条非適用国における CFC 管理戦略

1．決定 IV/24 によって、規制物質の大気への放出を防止するためのあらゆる実用的措置をとるようすべての締約国に求めたことをあらためて確認する。

2．決定 IX/23 によって、第 5 条適用国の基本的国内需要およびその他の例外用途の需要を満たす場合を除き、純 CFC の市販および販売の禁止を検討するよう第 5 条非適用国に求めたことをあらためて確認する。

3．決定 IX/23 に掲げる戦略以外のその他の戦略によって、既存の設備からの CFC の排出量の削減を促進することも可能である点に留意する。

4．ハロンの場合、決定Ｘ/7 によって、排出量の削減および使用の最終的禁止を含むハロンの管理のための戦略を策定するよう締約国に求めたことに留意する。

5．回収、リサイクル、処分、使用の禁止といった選択肢を含め、CFC の管理戦略を策定し、2001 年 7 月までにオゾン事務局に提出するよう各第 5 条非適用国に求める。締約国は、当該戦略の策定にあたって、技術的、経済的な実現可能性を考慮に入れ、下記の選択肢を検討せねばならない：

（a）既存のあるいは使用されなくなった製品または設備から CFC を回収し、適当であれば除去する。

（b）CFC を使用する冷凍・空調設備への補給および（または）利用を禁止する目標日を設定する。

（c）回収した CFC 環境的に安全かつ効果的な保存、管理、最終的処分のためのしかるべき措置をとるようにする。

（d）オゾン層に対する影響およびその他の環境問題を考慮に入れ、環境と衛生の観点から受け入れ可能な CFC の代替物質と代替方法の利用を奨励する。

決定XIV/9　　チラーの補修部門および最終用途に関する政策の策定

チラーでの冷媒補修部門のデータを収集し、その分を評価し、非CFC機器への移行の奨励策と阻害要因を確認し、報告書を作成するよう技術経済評価パネルに求める。

2003年公開作業部会の会議において討議用報告書を提出するよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 XVI/13　チラーでの冷媒補修部分の評価と非 CFC 機器への移行のための奨励策と障害の確認

決定 XIV/9 で決議したチラーでの冷媒補修部分のデータ収集と評価に関するチラープロジェクトチームの報告を高く評価する。

チラー部門は、技術経済評価パネルの報告で明らかにされた通り、これまでも、今後も、その特異な性格から、先進諸国、発展途上国の双方にとって長期的な課題となることに留意し、

チラーでの CFC の段階的削減を促進するために、第 5 条第 1 項締約国において CFC 系チラー向けの管理計画を策定する必要があることを認識し、

CFCs の消費量の段階的削減のための効果的な代替計画が緊急に必要であることも認識し、

更に、代替計画をスピードアップするためにこれらの国々の企業をサポートするための経済的奨励策が必要であること認識し、

意思決定者向けの情報の不足、チラー分野における CFC 段階的削減のために定めるべき政策と規制措置の不足に関係する技術経済評価パネルの報告で明らかにされた障害および不安要因を認識し、

多数国間基金の執行委員会に対して、下記のことを検討するよう求める：

（a）執行委員会の関係の決議にしたがって、CFC 系チラーを他に代える価値を証明するにあたって助けとなる追加的実証プロジェクトのための資金調達。

（b）第 5 条第 1 項締約国における利用者に対して段階的削減とチラーの取り扱いにあたって利用できる選択肢が緊要であることの認識を深めさせるための対策および政府と意思決定者をサポートするための対策向けの資金調達。

（c）冷媒管理プランを策定または実行する国々に対して、チラー分野での整備需要を満たすためにチラーから回収したオゾン層破壊物質を効果的に利用するための措置の策定を検討するよう求める。

（6）ハロンに関する決議

決定 I/9　ハロン 2402 の ODP

ハロン 2402 によるオゾン層破壊係数(ODP)として 6.0 を認め、当事国が第 1 回会議における合意によってこの数値を受け入れることに賛成したこと、従って、Depositary はモントリオール議定書の附属書 A の「今後決定する」という語句とこの数字を入れ替えるべきであることを Depositary に知らせることを事務局に要請する。

決定 II/3　　ハロン

ハロンの代替品の利用の可能性、ハロンの必要不可欠な用途(エッセンシャルユース)を定義する必要、実施の方法及び、係る用途が存在する場合には、当該用途の特定について調査し、及び 1992 年の第 4 回締約国会合に対して勧告を行うために、専門家による特別作業部会を設置する。

決定 VII/12　消火および爆発不活性の目的に使用されるハロン及びその他の薬剤に関する第 5 条非適用国のための規制措置

1．全ての第 5 条の規定の適用を受けない締約国は、以下の事項に従って、ハロンの排出を最小に抑えるように、自主的に努力することを勧告する；

（a）決定Ⅳ/25 第 1(a)項に定義されているエッセンシャルユースの基準に基打ちする用途を重要なものとして受け入れる。

（b）ハロンの使用を、重要な用途の新しい設備に限定する。

（c）重要な用途における既存の設備が将来もハロンの使用を継続することを受け付ける。

（d）重要な用途でない既存の設備におけるハロン・システムを、技術的および経済的に可能な限り早急に、閉鎖することを検討する。

（e）ハロンが効率よく回収されることを確保する。

（f）試験および職員訓練のための装置へのハロンの使用を、可能な場合には防止する。

（g）環境上その他に適当な代替品が入手可能でない場合に、これらの代替品およびハロンの置換を評価し、考慮に入れる。

（h）ハロンが(現在およびこれから設立される)ハロンバンクで必要とされない場合、そのハロンの環境的に安全な破壊を促進する。

2．技術経済評価パネルおよびハロン技術的オプション委員会に対し、上記問題への指針を提供する第 8 回締約国会合への報告書を準備するよう要請する。

決定 VIII/17　　ハロンのクリティカルユースの入手可能性

1．第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/12 に従って、技術経済評価パネル及びそのハロン分科会によって行われた作業を感謝をもって銘記する。

2．技術経済評価パネルおよびハロン分科会に対して、第 5 条の適用を受けない締約国により必須とみなされる用途における使用のための需要を満たすために、現在の情報を基にして、ハロンの将来の入手可能性に関して更なる調査を行うことを要請する。

3．第 5 条の適用を受けない締約国に対して、彼らのクリティカルユース需要のアセスメントに関係するおおよその過剰もしくは不足を推定すること、及びこの情報を、それをいかに決定したかの説明を添えて、1997 年 12 月 31 日までに、国連環境計画の産業・環境計画活動センターまで提出することを要請する。

4．技術経済評価パネルおよびそのハロン分科会に対して、第 5 条の適用を受けない締約

国のクリティカルユースのための将来の需要を満たすためのハロンの適当な分量が存在するか否かについて、もし可能ならば第 10 回締約国会合のために、締約国から受理する情報を評価し、もし可能ならば、アセスメントを行うことを要請する。

（a）もし不足分があるならば、全てのもしくは個々の締約国が、その不足分を克服することを可能とするためにとられる活動を提案する。

（b）もし過剰分があるならば、全てのもしくは個々の締約国が、第 5 条の適用を受けない締約国の需要、並びに第 5 条の適用を受ける締約国の需要についても考慮し、廃棄もしくは移動のための適切な方針についての指針を提供し、かかる廃棄への可能性ある障害因子とこれを排除するための必要手段を確定する。

決定 IX/21　第 5 条非適用国におけるエッセンシャルユース外のハロン装置の廃棄

化学評価パネルは、1994 年の報告の中で、成層圏内の大量の塩素および臭素の量を更に削減するための 2 番目に最も環境面で有益な方式としてハロンの廃棄および破壊を指定したが、技術経済評価パネルは、当該の方式は技術的に可能であるが、現時点では適切でないと結論したことに留意し、

科学評価パネルが現時点では最も環境面で有益な方式とみなした臭化メチル規制に関連する対策を第 7 回締約国会合がとったことに留意し、

締約国が臭化メチルに対する追加規制を検討していることにも留意し、

1994 年以降、一部の締約国がエッセンシャルユース外のハロンの廃棄、破壊の開始のための対策をとっていることを認識し、

オゾン破壊が引き続き重大な環境問題であり、ハロンの大気濃度が増加し続けていることを認識し、

現在、技術経済評価パネルが決定Ⅷ/17 の諸条件に基づいて重要用途へのハロンの使用の可否の評価を行っていることを認識し、

1．第 5 条適用国におけるエッセンシャルユース外のあらゆるハロン装置の早期廃棄の実行の可能性を検討し、第 5 条適用国におけるハロンの需要を考慮した上で、代替物質が確認されていない重要用途ではないハロンのストックの以後の破壊または移転を検討するよう技術経済評価パネルに求める。当該の検討を行うにあたり、技術経済評価パネルは、ハロン代替物質の効率、安全性を確保し、破壊作業中のハロンの排出を最低限に抑えるための対策に関する経験、破壊前の貯蔵の費用と効率、現在までに行われたハロンの破壊作業に関する経験も検討せねばならない。

2．この件に関する報告書を第 10 回締約国会合に提出するよう技術経済評価パネルに求める。

決定 X/7　　ハロンマネジメント

科学評価パネルは、その 1998 年度報告書の進捗概要において、オゾン層の回復を促進す

るための最も環境に有益な選択肢として、ハロン 1211 と 1301 の完全な除去と破棄を確認することに特に言及すること。

技術経済評価パネルは、決定 IX/21 に続くその 1998 年度報告書において、ハロン 1211 と 1301 の全ての重要ではない使用を、こうした行動の費用効果分析を考慮して、停止させることができると結論づけることに特に言及すること。

1．ハロン放散量の削減と使用を最終的に排除することを含む、ハロン管理の国内あるいは地域戦略を作り上げ、オゾン事務局に提出することを全締約国に要求すること。

2．第 5 条の適用を受けない締約国に対し、2000 年 7 月末までのその戦略をオゾン事務局に提出することを要求すること。

3．こうした戦略を準備するに当たり、締約国は以下のような問題を考慮しなければならない：

（a）新しい設備および装置におけるハロンの使用を妨げること。

（b）環境と健康を考える立場から受け入れ可能なハロンの代用品と代替品の使用を、オゾン層、気候変動、そしてその他の地球環境に与えるその影響を考慮して奨励すること。

（c）重要ではないハロン設備および装置の完全な停止に向けた目標日を、重要な用途に使用するハロンの入手可能性に関するアセスメントを考慮して検討すること。

（d）環境上安全で有効なハロンの回収、貯蔵、管理、そして破棄を保証する適切な措置を促進すること。

4．技術経済評価パネルに対し、これらの戦略を考慮して、重要な用途向けハロンの将来の需要に関するアセスメントを新たに行うよう要求すること。

5．技術経済評価パネルに対し、これらの問題について第 12 回締約国会合に報告するよう要求すること。

決定 XV/11　新規機体へのハロンの使用を義務付けている規制基準を変更するためのアクションプラン

民間航空機のエンジンおよび積み荷ベイ（隔室）のために必要な防火を行うにあたって、ハロン使用に代わりうる手段があることを承知し、

現在でも、規制基準の関係で、新規機体が必要な消火剤としてハロンを使用するよう設計され、認証されていることを憂慮し、

機体認証機関と機体メーカーが、新規機体へのハロン代替物質の使用認証に向けての共同の努力に参画することを希望していることを承知し、

航空機乗客の健康と安全性を損なわずに、新規機体へのハロンの使用を義務付けている規制基準を変更しうる可能性を検討するための適時のアクションプラン策定にあたって、事務局と技術経済評価パネルの代表が国際民間航空機構の諸機関との討議に参加することを許可し、第 16 回締約国会合でこれに関する報告を行う。

決定 XIX/16　　ハロン技術的オプション委員会による 2006 年評価報告の補足

技術経済評価パネルのハロン技術的オプション委員会の 2006 年評価報告を歓迎し、

世界のハロン使用量を引き続き削減することも歓迎し、

全世界での特定ハロンの調達に関してハロン技術的オプション委員会が表明した懸念について留意し、

1．ハロン 1211、ハロン 1301 およびハロン 2402 の調達に関して予想される地域不均衡について詳細な研究を行い、将来の当該不均衡を効率よく予測し、緩和しうる機構を調査し、提案するよう、技術経済評価パネルに対して求める。

2．研究の実施にあたっては、全世界のハロンバンクの運用に関する調査結果について多数国間基金事務局と協議し、自らの精査に適する当該研究結果からの情報を利用するよう、技術経済評価パネルに対して求める。

3．　2004 年、2005 年および 2006 年でのハロンの種類別の研究用消費量データを技術経済評価パネルに提出することを、オゾン事務局に対して求める。

4．第 20 回締約国会合が研究結果を検討できるよう、適時に研究結果を提出することを、技術経済評価パネルに対して求める。

5．研究を通じて技術経済評価パネルを支援できるよう、ハロン 1211、ハロン 1301 およびハロン 2402 の基準を設けている締約国に対して、2008 年 4 月 1 日までにオゾン事務局に下記の情報を提供することを奨励する：

（a）重要または必須の機器を有効寿命の間サポートするのに使用されるハロン 1211、ハロン 1301 およびハロン 2402 に対する予測需要。

（b）重要または必須の機器をサポートするのに適したハロンを調達するにあたって現在までに直面した、あるいは今後直面すると予想される障害。

6．ハロンの重要用途（海運業、航空業、軍事等）について、また、将来のハロン調達量の減少に備え、ハロン依存度を減らすのに必要なあらゆる対策をとる必要性について定期的に報告するよう、締約国を奨励する。

7．海運用、航空用のハロン調達量減少およびそれぞれの業界におけるハロン依存度を減らすのに必要なあらゆる対策をとる必要性に注目するよう、国際海運機構事務局(IMO)及び国際民間航空機構(ICAO)に書面を送ることを、オゾン事務局に求める。

決定XXI/7　　ハロン

国際民間航空機関（ICAO）の第36回総会で、ICAOが技術経済評価パネル(TEAP)およびそのハロン技術的オプション委員会（HTOC）との協力を継続することを奨励し、ハロンの交換に効果がある命令を検討するよう事務局長に求める決議A36-12 が採択されたことを認識し：

（1）2011年中：新規設計の航空機の洗面所、携帯型消火器、エンジン、補助パワーユニ

ット用のハロンの交換。

（２） 2011年中：新規生産航空機の洗面所用ハロンの交換。

（３） 2014年中：新規生産航空機用の携帯消火器用ハロンの交換。

締約国は、第4条のBおよび廃棄物に関する国際協定に基づく義務に沿ってハロンを移動させねばならないことをあらためて確認し、

HTOCによる2009年の報告書では、締約国間のリサイクル・ハロンの自由な流れを阻害する法的な障壁により、航空産業用の需要を含め、将来の重要な需要を満たすためのハロンを入手できなくなる可能性があるとの見解を示したことに留意し、

１．以前に合意した新規設計の航空機の用途にハロン代替物質が使用される時まで、強制的期日の実行を締約国が継続的に支援することを表明する。

２．この問題に関して引き続きICAOを関与させ、第22回締約国会合にこの問題の進行状態を報告するよう、TEAPおよびHTOCに求める。

３．利用可能なハロン代替物質への移行を引き続き行なっている締約国も含め、回収、リサイクルまたは再生されたハロンの輸出入制限を実行している締約国が、回収、リサクルまたは再生されたハロンの輸出入の障壁を除去し、可能であれば、締約国間の自由移動を可能にし、現在および将来の需要に締約国が対応できるようにするために、各状況を再検討することを奨励する。

４．締約国が、自国および全世界の長期的なハロンの需要の検討が終わるまでは、汚染していない回収、リサイクルまたは再生されたハロンの破壊を差し控え、保存、維持のための最善の慣行を採用し、予想される将来の需要のために汚染していない回収、リサイクルまたは再生されたハロンの確保を検討し、排出量を最低限抑えることを奨励する。

５．締約国が、TEAPおよびHTOCがハロンバンクの管理に関する将来の評価に利用できるよう、ハロンの現在および将来の長期的需要の評価結果をオゾン事務局に報告することを奨励する。

６．締約国が、将来のハロンの供給減に備え、ハロンへの依存度を減らすのに必要なあらゆる対策を講じる必要がある旨を自国のハロンの利用者(海運業界、航空分野、軍事分野など)に定期的に通知することを引き続き奨励する。

決定 XXII/11　　国際民間航空機関によるハロン使用からの転換の進捗状況

国際民間航空機関(ICAO)の総会の第 37 回会議でハロン代替に関する決議 A37-9 が採択されたことを高く評価し、

決議 A37-9 では、民間航空用のハロン代替物質の開発、実際の利用を引き続き行うことが緊要である旨が表明されていることを承知し、

貨物室内向けおよびエンジン／補助原動機向けの消火システム用の受入れ可能なハロン代替物質の開発を強化し、携帯型消火器用ハロン代替物質の改良作業を続け、下記の機器

に関してハロン代替指令を策定するよう国際民間航空機関評議会に指示する：

（a）2011 年の指定期日後に生産された航空機内トイレ用消火システム。

（b）2016 年の指定期日後に生産された航空機内用携帯型消火器。

（c）2014 年の指定期日後に型式認証申請が提出された航空機エンジン／補助原動機用消火システム。

決定 XXI/7 では、新規設計航空機向けの合意した用途にハロン代替物質を使用すべき強制期日の実行を締約国が引き続き支援することが表明されており、引き続き国際民間航空機関をこの問題に関与させ、モントリオール議定書の第 22 回締約国会合で進捗状況報告を行うよう、技術経済評価パネルおよびハロン技術的オプション委員会に求めていることを改めて確認し、

1．国際民間航空機関の総会の継続的作業および決議 A37-9 の採択に関して、締約国が高く評価していることを国際民間航空機関事務局に伝えるよう、事務局に求める。

2．決議 A37-9 に基づき新規設計または新規生産の航空機向けの合意済み用途に、ハロン代替物質を使用すべき強制期日の実行に関して締約国が引き続き支援することを表明する。

3．国際民間航空機関に報告のあったハロン備蓄分データを毎年事務局に送るよう、国際民間航空機関事務局に要望することを事務局に求める。

4．航空機にハロンを今後も使用する問題に引き続き国際民間航空機関を関与させ、モントリオール議定書の第 23 回締約国会合で進捗状況報告を行うよう、技術経済評価パネルおよびハロン技術的オプション委員会に求める。

決定 XXVI/7.　　回収、リサイクル、再生されたハロンの利用可能性

全世界における規制される用途のためのハロンの生産量が 2009 年に全廃されたものの、特に民間航空を中心に依然として残っている用途があり、防火の目的では回収、リサイクル、再生されたハロンの備蓄に依然として頼る状況となっていることを認識し、

回収、リサイクル、再生されたハロンの利用可能な備蓄の量を評価する努力にもかかわらず、依然として民間航空などの分野で引き続き利用できる回収、リサイクル、再生されたハロンの量が不確実であることに留意し、

1992 年の国際海事機関による新規船舶におけるハロンの使用禁止を喚起し、ハロンを用いる船舶は順次退役させられていることに留意し、

また、国際民間航空機関の総会で採択された決議 A37-9 及び A38-9 により、総会が民間航空用のハロン代替物質の開発及び導入を緊急に行う必要性を表明し、2011 年以降新たに設計され製造される航空機の洗面所の消火システム、2016 年以降新たに設計され製造される航空機の携帯用消火器、2014 年以降新たに設計される航空機のエンジン及び補助動力装置の消火システム、及び 2016 年の総会で決定される日付までに新規の航空機の貨物室にお

ける消火システムにおいて、代替物質を使用するよう製造者に求めたことを喚起し、

回収、リサイクル、再生されたハロンの輸入及び輸出がモントリオール議定書の下で認められていることと、技術経済評価パネルが回収、リサイクル、再生されたハロンの備蓄の分布の現状はかかる備蓄に対する予想されるニーズと合致しない可能性があると判断していることに留意し、

回収、リサイクル、再生されたハロンの輸入及び輸出に関する決定 XXI/7 の 3 を喚起し、第 34 回公開作業部会会合の前に締約国に提供された、代替物質に関する情報を含む技術経済評価パネルの進捗報告書に留意し、

1. 締約国に対し、国内オゾン担当局を通じて自主的に自国の民間航空当局と連携し、民間航空用の純度規格を満たせるハロンの回収、リサイクル、再生の方法、及び継続して生じる民間航空のニーズを満たすことができる航空会社への供給方法、決議 A37-9 及び決議 A38-9 で国際民間航空機関総会が求めた民間航空用のハロンの置換を早めるために取られている国内措置を理解する努力をすることを奨励する。
2. また、締約国に対し、本決定の 1 に基づく情報を 2015 年 9 月 1 日までに自主的にオゾン事務局に提出することを奨励する。
3. 締約国に対し、すべての締約国が依然として残るニーズを国内規制に従って満たすことができるようにするため、ハロンの代替物質への移行を進めている場合であっても、回収、再利用、再生されたハロンの輸入及び輸出、並びにかかるハロンの備蓄の管理を推進できるよう、ライセンス要件以外の国内の輸入及び輸出制限を再評価することを求める。
4. 技術経済評価パネルに対し、そのハロン技術的オプション委員会を通じ、下記を行うことを要請する。
   (a) 引き続き国際民間航空機関と連携してハロンの代替物質への移行を推進し、国際海事機構に働きかけて船舶の解体によって利用可能になるハロン 1211 及びハロン 1301 の量及び純度を推定し、2015 年の進捗報告書で回収されたハロンの全世界における備蓄に関する情報を報告する。
   (b) ハロンの既存の代替物質及び新規の代替物質について報告する。これには、特に航空用途でのその特性及び採用率を含める。
5. オゾン事務局に対し、第 37 回公開作業部会会合に先立ち、本決定の 1 に従って締約国から提供された情報について、締約国に報告することを要請する。

（7）四塩化炭素に関する決議

決定 XVI/14.　　四塩化炭素の排出源、削減の機会

破壊技術に関する技術経済評価パネルの 2002 年 4 月報告および科学評価パネルの 2002 年報告を高く評価する。

四塩化炭素の排出の軽減と破壊のための最新の技術と最善の慣行を理解することが必要である旨を認識し、

四塩化炭素の大気中濃度の測定値が大きいことに憂慮を表明し、

測定している大気中の四塩化炭素源のデータを更に入手することが必要である旨を認識し、

１．下記の排出源から排出される四塩化炭素の世界の排出量を評価するよう、技術経済評価パネルに求める：

（ａ）第５条第１項非締約国内の原料源、プロセスエージェント源。

（ｂ）多数国間基金の執行委員会との現在の合意ににしたがってすでに対策が講じられている第５条第１項締約国内の排出源。

（ｃ）多数国間基金の執行委員会との合意に基づく対策がいまだ講じられていない第５条第１項締約国内で利用されている四塩化炭素系の原料、プロセスエージェント。

（ｄ）四塩化炭素を協同生産している第 5 条第１項締約国、第 5 条第１項非締約国双方に存在する排出源。

（ｅ）適時かつ適切に破壊されていない四塩化炭素の廃棄量、二次的排出量。

２．上記の種類の排出量の削減のための考えうる方策を評価するよう、技術経済評価パネルに求める。

３．2006 年の第 18 回締約国会合において締約国が討議するための報告を作成するよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 XVIII/10　　四塩化炭素の排出量および排出削減の機会

技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が 2006 年 5 月の進捗報告で情報を提出したことを高く評価し、

四塩化炭素の生産と消費に関するモントリオール議定書の第 2 条の D に基づく規制対策を行うべき義務に留意し、

排出量を基礎濃度水準まで減少させ、オゾンにやさしい代替物質の早期の適応を奨励し、暫定使用中の排出量の限度を設定することを希望し、

排出量の報告値と大気濃度の観察値との間に大きな相違があり、このことが産業活動からの排出量が大幅に過少推定されていることを明確に示していることに関して懸念を表明し（2002 年の時点で、排出量は、いまだ 70,000 トン±6,000 トンもある）、

１．下記に特に注意して、決定 XVI/14 およびその他の関連決議（決定 XVII/19 第 6 項等）に記す塩化炭素の総排出量の評価を継続するよう技術経済評価パネルに求める：

（ａ）大気中の測定値との大きな相違を解消できるよう、産業排出量に関する詳しいデー

タを入手する。

（ｂ）四塩化炭素の生産に関する問題（副産物としての四塩化炭素の生成、その後の使用、貯蔵、リサイクルまたは破壊等）を詳しく調査する。

（ｃ）埋立てなどその他の排出源からの排出量を推定する。

２．2007 年の第 19 回締約国会合で検討する第 1 項に記す評価に関する最終報告を、公開作業部会の第 27 回会議に間に合うよう作成することを技術経済評価パネルに求める。

決定XXI/8　　四塩化炭素の排出源およびODS排出量の削減の機会

四塩化炭素(CTC)の排出源および削減の機会に関する決定XVII/10ならびに報告された排出量データと大気中濃度の照合確認は難しい旨技術経済評価パネル(TEAP)が表明したことをあらためて確認し、

排出量の報告値と大気中濃度の観察値には大きな差があり、このことは、産業活動からの排出量は報告値を大幅に下回っており、過小評価されている、あるいはCTC排出量の大気中測定値は照合確認する必要があることを示唆していることに再度懸念を表明し、

CTCは、工程、備蓄または容器から蒸気の形で排出されるか、同じ発生源から液体または固形の廃棄物流として、また製品を通じて放出される（これもすべて排出とみなす）ことを承知し、

CTCの生産量と消費量に関するモントリオール議定書の第2条のDに基づく規制措置を遵守すべき義務に留意し、

排出量をバックグランド濃度水準に減らすことが望ましく、ボトムアップ式モデル推定排出量（業界からの情報と第7条データに基づき算定）の急減幅は、科学的に算定した大気耐用期間中の大気測定値から推定した排出量を大幅に下回ると結論した第18回締約国会合の決定XVIII/10および第20回締約国会合に提出されたその口頭報告をふまえたCTCの排出量の削減、段階的削減に関する第58回執行委員会の報告UNEP /OzL.Pro./ExCom/58/50に留意し、

１．製造工程でCTCおよびその他のクロロメタンを生成および（または）消費する締約国が、自国のCTCの生産量、消費量、推定排出量（可能な場合）のデータを精査し、2010年9月までにオゾン事務局を通じてTEAPに新しいデータを提供することを奨励する。

２．明確にしておくと、第1項で言う排出量とは、工程、備蓄、製品、廃棄物流から蒸気または液体の形で放出されることを指す。

３．2011年の次回の評価報告書で、特例原料用途ODSの代替化学物質を調査し、特例のプロセスエージェントおよび原料を使用して生産された製品に代わるノンフロン系を含む代替物質を調査し、当該の使用量と排出量の削減または除去するにあたっての技術上、経済上の実現性を評価するよう、TEAPに求める。

４．排出量の報告値と大気中測定値からの推定値との大きな差について可能な限り照合確

認するために、CTCのオゾン層破壊係数と大気中耐用年数を精査し、その調査結果を次回の4年毎の統合報告書時に報告するようTEAPおよび科学評価パネル（SAP）に求める。

５．受け取った第1項、第3項、第4項に関する情報を考慮して関連調査結果を調整し、2011年の第23回締約国会合で検討を仰ぐために、公開作業部会の第31回会議に間に合うよう報告することをTEAPおよびSAPに求める。

６．データ改善が必要な地域に重点を置いて、CTCの排出量の測定にあたって大気調査をすべての締約国が支援することを奨励する。

決定 XXIII/8:　四塩化炭素排出量の乖離の調査

第 5 条第 1 項適用国と非適用国双方からの生産量・消費量の報告に基づき算定した排出量と大気中の測定値からの推定した排出量との間に乖離が見られることを指摘した技術経済評価パネルと科学評価パネルの報告に留意し、

技術経済評価パネルが作業を継続しており、四塩化炭素に関する決定 XXI/8 で求められた情報を提供することになっていることに留意し、

１．技術経済評価パネルに対して、科学評価パネルと協力して、確認された乖離の理由を引き続き調査することを求める。この場合、下記の乖離の原因が影響している程度を特に考慮するものとする：

(a)四塩化炭素の生産量に関する過去の報告の不完全または不正確さ。

(b)四塩化炭素の大気中での寿命の不確実さ。

(c)第 5 条第 1 項適用国と非適用国双方における四塩化炭素の発生源で、未報告または過少評価のものがあるか。

２．技術経済評価パネルに対して、上記第 1 項に対応する自らの作業に関する報告を、第 24 回締約国会合で提出するよう求める。

決定 XXVII/7:　四塩化炭素の不一致の調査

四塩化炭素の観測された大気中の濃度と2014年の技術経済評価パネル及び科学評価パネルの評価報告書で報告されたデータとの食い違いについて、ボトムアップのインベントリと全世界の四塩化炭素のトップダウンの見積もりとの間の不一致が依然として未解決であることを示されていることに再度懸念を示し、

不一致の一部は、汚染された土壌や産業廃棄物など、報告された生産量と関係のない追加の発生源によるものであるという説明や、大気への放出の過小報告や不正確な部分寿命（成層圏、海洋、土壌）といった追加の説明が可能であるとしても、四塩化炭素の推定される寿命と正確に測定された大気中の豊富な量に基づいて導き出された四塩化炭素の排出量が、過去 10 年間に報告された生産量及び使用量よりはるかに大きいことを懸念し、

決定 IV/12、決定 X/12、決定 XVI/14、決定 XVIII/10、決定 XXI/8 及び決定 XXIII/8 を喚起し、

1. 技術経済評価パネルに対し、引き続き四塩化炭素の観測された大気中の濃度と報告されたデータとの食い違いの分析を行い、その調査結果の最新情報を第 28 回締約国会合で報告することを要請する。

（8）HCFCs に関する決議

決定 III/12　　評価パネル

（a）評価パネル、特に技術経済評価パネルに対し、モントリオール議定書第 5 条についての予見をはさむことなく、特に開発途上国における規制物質の早期の使用中止の合意(例えば 1997 年における使用中止の合意)の可能性と困難性を評価するよう要請する。

（b）環境的、技術的および経済的要因を考慮し、環境上より適当で利用可能な他のいかなる代替品もない場合、経過物質(第 2 回締約国会合報告書の附属書Ⅶ)に関するロンドン決議を考慮に入れ、経過物質が最も早く規制物質の使用中止を可能にするために必要とされる特定の分野を確認すること。それらの分野および現に経過物質が供給されている分野に必要と考えられる数量をそれぞれ評価する。

（c）評価パネルに対し、それらの分野のために必要な、オゾン破壊ポテンシャルの最も低い経過物質の特定、もし可能であれば、経過物質の排除のための技術的及び経済的に実施可能なタイムテーブルを総合的経費とともに示すことを要請する。

（d）各評価パネルに対し、公開作業部会による検討結果を第 4 回締約国会合で検討するということを考慮し、公開作業部会での検討に間に合うように報告書を提出するよう要請する。

（e）ウィーン条約の第 2 回会合における決定Ⅱ/12 の第 2 項を承認する。

決定Ⅳ/30　　HCFC

1．技術経済評価パネルに以下の事項を要請する：

（a）冷媒及び硬質フォームの断熱ガスとしての HCFC 応用のための代替物質及び代替技術を評価する。

（b）もし環境により適合する他の代替品又は技術が入手不可能な場合には、HCFC の他の応用として確定する。

（c）その他の調査結果を、遅くとも 1994 年 3 月 31 日までにモントリオール議定書締約

国公開作業部会へ提出する。

2．HCFC に関する技術経済評価パネルの報告書を検討するよう、公開作業部会に要請する；議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国の特別な状況を考慮して、HCFC の応用に関する規制を実施する特定の条項の必要性を検討する；また、1994 年の締約国会合での検討及び引き続いて議定書 6 条に基づいて行われる再検討のための適当な勧告を作成する。

3．HCFC の規制物質としての新しい状況に拘わらず、HCFC の応用についての規則に対応して CFC から HCFC への転換を行う議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国の追加コストは、基金の対象になることが継続されることを保証しこの決定に照らして機能を果たすよう、執行委員会に要請する。

4．執行委員会に対し、議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国により必要とされる HCFC の量を、現行の基準で、推定するよう要請し、また第 7 回公開作業部会で要請されたごとく、これらの要求に合致し得る製品の推定や、必要とされる規制物質の量を推定する作業と同時に、かかる必要性を全て満たす方法を勧告するよう要請する。

決定Ⅴ/8　　代替品の検討

1．各締約国は、可能でかつ適当である限り、代替品および代替技術の選定に当たって、特に HCFC に関するコペンハーゲン改正の第 7F 条項を記憶に留めて、次の配慮を行うように要請する。

（a）環境的側面

（b）人間の健康および安全上の側面

（c）技術的実行可能性、商業的な入手可能性および性能

（d）次の事項を考慮に入れた異なる技術選択肢の間のコスト比較を含む経済的側面

(i)最終的な ODS 廃止を導く全ての中間的ステップ

(ii)社会コスト

(iii)移転コスト、その他

（e）国独自の事情およびそれに関わる専門的意見

2．執行委員会が、情報が入手できる範囲で、上記の検討を考慮に入れつつあることを銘記する。

3．技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会に対し、その報告書を完成させる状況で、どの代替品および代替技術が上記検討事項を最も満足するかを提供し、またその情報を毎年最新のものにすることを要請する。

決定 VI/13　　評価パネル

同パネルに対して、彼らの進行中の作業に併せて、以下の事項についてのコペンハーゲン改正議定書の第 5 条 1 の 2 を記憶に留め、第 5 条の規定の適用を受けると同様に、第 5 条の規定の適用を受けない国のために、技術的および経済的実現可能性、および環境上、科学的、および経済的かかわり合いを、モントリオール議定書第 5 条を損なわずに、評価することを要請する。

（a）検討中の HCFC の代替品；

技術経済評価パネルは、同質でない(not-in-kind)代替品、同質の(in-kind)代替品、および代替技術によるオゾン層破壊物質代替の可能性を検討するよう要請される。本件を評価するにあたって、技術経済評価パネルは、エネルギー効率、総合的な地域温暖化への影響、燃焼性の可能性、および毒性、および CFC およびハロンの効果的な使用および削減の可能性ある影響のような因子に関して、いかに入手可能な代替品を HCFC と比較するのかを、第 11 回公開作業部会に間に合うように検討すべきである。

（b）臭化メチルの代替品；

これらの事項の検討にあたって、科学評価パネルは、可能であれば、大気中の塩素および臭素の負荷、およびそれらのオゾン層破壊への影響を検討するものとする。技術経済評価パネルおよび科学評価パネルの評価は、締約国による討議だけを目的とし、行動のための勧告としては、決して解釈しないものとする。

決定 VIII/13　　HCFC の使用及び可能性のある適用範囲

1．UNEP は、モントリオール議定書の締約国に対し、以下の事項を検討した後に、技術経済評価パネルにより認定された HCFC の適用範囲のリストを配布する。

（a）その表題は、“HCFC の可能性ある適用範囲”とする。

（b）同リストは、HCFC の消費量に関するデータの収集を容易にすることを意図するもので、HCFC がリストアップされた用途に必要であることを示すものではないことを説明する。

（c）消火剤としての使用も、同リストに加えられる。

（d）エアゾール噴射剤、溶剤もしくは主成分としての使用は、他の利用と同一の構成で含まれる。

2．技術経済評価パネル及びその技術分科会は、第 9 回締約国会合のために、現在入手可能な HCFC リストに説明されている HCFC の利用の各々について、入手可能な HCFC 代替品リストを準備するよう要請される。

決定 XIX/8　　ハイドロクロロフルオロカーボンに関する追加的作業

締約国会合が、決定 XIX/6 によりハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の段階的

削減を促進するためのモントリオール議定書の調整を採択したことに留意し、オゾン層の回復に向けての努力に対する当該調整の影響に留意し、

HCFC の消費量、バンク分、排出量および技術の世界的状況を分析するにあたって技術経済評価パネルおよびその技術的オプション委員会が行った作業に謝意を表明し、議定書第 5 条第 1 項適用締約国（第 5 条締約国）の間での代替技術の受入れ、促進に関する更なる情報提供の必要性に留意し、

HCFCs の代替物質・技術および第 5 条締約国におけるその利用可能な水準に関するワークショップを 2008 年に計画、開催する旨の欧州委員会の意向を歓迎し、

特殊気象条件及びその他の独自の運用状況（露店採鉱でない鉱山、エアコン部門、冷凍・冷蔵部門における状況など）にある一部第 5 条締約国が直面している障害を考慮し、

1．第 5 条締約国におけるエアコン部門、冷凍・冷蔵部門での HCFC の代替物質・技術の促進、受入れの見通し、特に、一部第 5 条締約国における特殊気象条件及びその他の独自の運用状況（露店採鉱でない鉱山における状況など）を検討する調査研究を行うよう技術経済評価パネルに求める。

2．利用可能な代替物質・技術およびその利用の可能性についてより詳細な研究を必要とする分野を特定するために、2008 年進捗報告において前項に掲げる調査の結果の要約を提出するよう技術経済評価パネルに求める。

決定XXI/9　　ハイドロクロロフロオロカーボン、環境に適切な代替物質

オゾン層破壊物質の転換および段階的削減が気候系の保護に影響を及ぼすことに留意し、決定XIX/10が、ハイドロクロロフロオロカーボン(HCFCs)の生産量と消費量の段階的削減を促進することを締約国に求めていることをあらためて確認し、

HCFCsの段階的削減に伴う気候変動上のメリットを確保することが必要であることに留意し、

冷凍・冷蔵、空調、フォームの分野を中心に、HCFCsに代わる地球温暖化係数（GWP）が低い代替物質の利用の可能性が広がっていることを認識し、

GWPが低い技術および製品を適切に安全に実行し、使用できるようにすることに留意し、決定XIX/6の第6項および第11項(b)をあらため確認し、

1.　2010年5月の進捗報告書およびその後の2010年総括評価書において、HCFCsに代わる利用可能な新規の代替物質、代替手段に関する最新の技術上、経済上の評価結果を提出するよう、技術経済評価パネル(TEAP)に求め、包括的方法を用いて、気候系を含む環境に関するHCFCs代替物質の影響の評価結果を2010年の評価において提出するよう、科学評価パネル（SAP）に求め、それぞれの評価における調査結果を総括報告に盛り込むよう、SAPとTEAPに求める。

2．2010年の進捗報告書において、下記のことを行なうよう技術経済評価パネルに求める：

（a）HCFCsを用いるすべての小分野（低GWP代替物質を使用する技術の具体例を含む）

をリストアップし、使用する物質名、使用条件、使用コスト、使用エネルギー効率、利用可能マーケットおよびマーケットシェアを明示し、締約国と業界から自主的に提供される情報を含む各種情報筋からの具体的な情報を収集する。更に、これらの代替物質・手段と他の既存の技術(特に、同じ分野で使用されている高GWP技術)とを比較するよう、TEAPに求める。

（b）様々な小分野における低GWP代替技術・物質を安全に使用するために実行されている措置ならびに当該代替技術・物質の段階的導入に対する障害を確認し、特徴を把握し、締約国と業界から自主的に提供される情報を含め、各種情報筋からの具体的な情報を収集する。

（c）決定XX/8にしたがって以前に提供され、可能な範囲で改訂された情報の分類、整理を行い、低GWPか、ゼロの技術および（または）その他適切な技術が商品化されているか、まもなく商品化される用途（可能であれば、代替可能なオゾン層破壊物質に代わる高GWP代替物質の予想量を含む）を締約国に通知する。

3．オゾン層破壊物質に代わる地球温暖化係数が高い代替物質に関するワークショップの報告書をUNFCCC事務局に提供するようオゾン事務局に求める。

4．気候変動を含む環境への影響を最小限にでき、決定XIX/6にしたがってその他の健康上、安全上、経済上の問題に対応しうるマーケットで入手でき、実証済みで持続可能な代替物質が存在する用途において、HCFCsおよびその他のオゾン層破壊物質に代わる高GWP代替物質を選択することを防止するための政策、措置を締約国が採ることを奨励する。

5．HCFCsおよびその他のオゾン層破壊物質に代わる低GWP代替物質が現在入手できず、使用できない個々の用途を中心に、当該代替物質の開発、入手のし易さを締約国が更に促進することを奨励する。

6．決定XIX/6にしたがって、緊急の課題としてHCFCsに関するガイドラインの策定をすみやかに完了することを執行委員会に求める。

7．HCFCsの段階的削減等に関するプロジェクトと計画のための融資基準を策定し、適用する際に、下記のことを執行委員会に求める：

（a）決定XIX/6の第11項を考慮する。

（b）気候変動面でのメリットを拡大するための追加的な融資および（または）奨励策作りを検討する。

（c）プロジェクトと計画の費用効果を検討するにあたって、気候変動面のメリットの必要性を考慮に入れる。

（d）決定XIX/6にしたがって、第5条適用国の高温地域における空調分野、冷凍・冷蔵分野を含め、HCFCsに代わる低GWP代替物質の効果を詳しく実証することを検討し、HCFCに代わる環境的に適切な代替物質を使用する空調分野、冷凍・冷蔵分野における実証プロジェクト、パイロット・プロジェクトを検討する。

8．HCFCsの段階的削減時を中心に、オゾン層破壊物質に代わる低GWPまたはGWPゼロ

の代替物質を含む製品の使用の障害となるか、使用を制限する政策、規格を締約国が見直し、修正することを奨励する。

決定 XXII/9　ポリオールに事前に混合されたハイドロクロロフルオロカーボン

決定 XIX/6 に従って、ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減スケジュールを遵守するにあたって、ポリウレタン・フォーム業界におけるハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減が重要であることを考慮に入れ、

ポリオールに事前に混合されたハイドロクロロフルオロカーボンの問題を当事者に提起したインドの努力を高く評価し、

公開作業部会の第 30 回会議において締約国によりこの問題について有益な討議が行われたことを認識し、

1．多数国間基金の執行委員会の委員が、同委員会の第 61 回会議で、ポリオールに事前に混合されたハイドロクロロフルオロカーボンの使用転換にあたって、モントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国が負担する適正な費用増額の枠組みに関して合意し、決議 61/47 を通じてこの問題に取り組んだ協力的手法を高く評価する。

2．ポリオールに事前に混合されたハイドロクロロフルオロカーボンの使用の問題への取組みが締約国の満足する形で行われたことを確認する。

決定XXIII/9　オゾン層を破壊する物質の代替物質に関する追加情報

技術経済評価パネルに対し、必要に応じて他の科学専門家と協議の上、第 32 回公開作業部会会合で審議するため、とりわけ下記の情報を含む報告書を作成することを要請する。

(a) 技術的に証明され、経済的に実行可能で、環境に優しいハイドロフルオロカーボンの代替物質の費用

(b) 技術的に証明され、経済的に実行可能で、環境に優しく、高温地域での使用に適したハイドロフルオロカーボンの代替物質。高温地域であることが効率性やその他の要因にどのような影響を与えるかを含める

(c) モントリオール議定書の第五条 1 の適用を受ける締約国及びその他の締約国双方において、ハイドロフルオロカーボンの置換物質としてすでに導入済み又は段階的に導入予定の代替物質の量と種類（使用法別に分けたもの）

(d) 科学専門家と協議して行った、各選択肢の技術的、経済的及び環境的実行可能性の評価

決定XXIV/7　オゾン層を破壊する物質の代替物質に関する追加情報

決定 XIX/8 に従い、第 30 回公開作業部会会合に提出された、高温地域にあり特殊な運転条件を持つ第五条 1 の適用を受ける締約国の冷却及び空調部門におけるハイドロクロロフルオロカーボンの代替物質に関する技術経済評価パネルの報告書を喚起し、

決定 XXIII/9 への対応として技術経済評価パネルがまとめた 2012 年の進捗報告書第 2 巻

を評価し、

1. 技術経済評価パネルに対し、必要に応じて関連する専門知識を持つ外部の専門家と協議の上、様々な部門における代替物質及び技術に関する情報を更新し、第 33 回公開作業部会会合で審議するための報告書の草案と、第 25 回締約国会合に提出される最終報告書を作成することを要請する。これには最終用途として下記を含める。
   (a) 商業的に利用でき、技術的に証明され、環境に優しい、オゾン層破壊物質の利用可能なすべての代替物質に関する説明。その有効性、健康、安全性、環境に関する特性、費用効率性、高周辺気温環境及び高密度都市での使用を含めた用途を考慮する。
   (b) 開発中の代替物質に関する前回の技術経済評価パネル報告書の情報の更新
   (c) オゾン層破壊物質の環境に優しい特定の代替物質の採用及び商業利用に対する障壁と制約の特定
   (d) 可能な場合、非 5 条国及び 5 条国双方がオゾン層破壊物質の段階的削減プロセスにおいて回避又は排除できる、あるいはできていた、環境への悪影響を伴う代替物質のおおよその量の推定
   (e) 今後環境に優しい HCFC の代替物質を選択できる機会の特定
2. 技術経済評価パネルに対し、本決定の 1 に基づき作成される報告書の関連情報として締約国から事務局に提出された情報を考慮に入れることを奨励する。

決定XXV/5　　オゾン層破壊物質の代替物質についての情報に関する技術経済評価パネルの報告への回答（決定XXIV/7の1）

決定 XXIII/9 への対応として提出された 2012 年のタスクフォース進捗報告書の第 2 巻、及び決定 XXIV/7 への対応として提出された 2013 年の技術経済評価パネル進捗報告書の第 2 巻を評価し、

気候変動に関する政府間パネルの第 5 次評価報告書「気候変動 2013：自然科学的根拠」に対する作業グループ I の貢献の公表に留意し、

1. 技術経済評価パネルに対し、必要に応じて外部の専門家と協議の上、下記を盛り込んだ報告書を作成して第 34 回公開作業部会で審議し、更新した報告書を第 26 回締約国会合に提出することを要請する。
   (a) 様々なセクター及びサブセクターにおけるオゾン層破壊物質の代替物質に関する最新の情報を提供し、地域的な差異を考慮して第五条 1 の適用を受ける締約国と適用を受けない締約国を区別しつつ、かかる代替物質について下記の点から評価する。
      (i)　市場での調達可能性か
      (ii)　証明された技術
      (iii)　環境親和性
      (iv)　エネルギー効率
      (v)　経済性及び費用効率性

(vi) 高温地域への適合性。特に冷却及び空調部門において、また高密度の都市における使用の点から検討する

(vii) 飼養上の安全性。特に可燃性又は毒性を考慮し、人口密度の高い都市部での使用に適しているか検討し、考えられる使用制限を説明する

(viii) 使いやすさ

(b) オゾン層破壊物質の代替物質に対する現在及び今後の需要を推定する。特に冷却及び空調部門、及び第五条 1 の適用を受ける締約国における需要の増加を考慮する。

(c) 第五条 1 の適用を受ける締約国及び適用を受けない締約国を区別した上で、本決定の(a)の項目を踏まえ、オゾン層破壊物質に代わる高地球温暖化係数の代替物質を回避する様々な使用シナリオがもたらす経済的費用及び影響、並びに環境上の恩恵を評価する。

(d) 科学評価パネルに対し、気候変動に関する政府間パネルと連携し、本決定の 1(a)に示す最新の情報を考慮の上、主な気候メトリックスに関する第 5 次評価報告書に対する作業グループ 1 の貢献から得られた情報を提供することを要請する。

2. 本決定で要請された情報及び決定 XXIII/9 並びに決定 XXIV/7 への対応として提供された報告書の内容を考慮に入れ、第 34 回公開作業部会会合と連続して、ハイドロフルオロカーボン管理に関する協議を継続するためのワークショップを開催する。

3. 締約国に対し、決定 XIX/6 の 9 の実施に関する情報を自主的に事務局に提供することを奨励する。これには、要求される技術が利用可能な場合、環境への影響を最小に抑えることができるオゾン層破壊物質からの移行の推進と関係する利用可能なデータ、政策及びイニシアチブに関する情報を含める。また、事務局に対し、受理した情報をまとめ、第 34 回公開作業部会で審議できるようにすることを要請する。

4. 多数国間基金の執行委員会に対し、低地球温暖化係数の代替物質及び技術を検証する追加のデモンストレーションプロジェクト及びハイドロクロロフルオロカーボン生産部門において気候上の恩恵を最大化する追加の活動が、第五条 1 の適用を受ける締約国がハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減において環境への影響をさらに最小化できるよう支援する上で役に立つかどうか検討するため、決定 XXIV/7 に従って技術経済評価パネルが作成したオゾン層破壊物質の代替物質についての追加情報に関する報告書及びその他の関連報告書で提供された情報を審議することを要請する。

決定XXVI/9　　オゾン層破壊物質の代替物質についての情報に関する技術経済評価パネルの報告への回答

決定 XXIII/9 への対応として提出されたタスクフォース進捗報告書に関する 2012 年の技術経済評価パネル報告書の第 2 巻、決定 XXIV/7 への対応として提出された 2013 年の技術経済評価パネル進捗報告書の第 2 巻、及び決定 XXV/5 への対応として提出された 2014 年の進捗報告書の第 4 巻を評価し、

1. 技術経済評価パネルに対し、必要に応じて外部の専門家と協議の上、ノンフロン（not-in-kind）選択肢を含めたすべての代替物質を特定した報告書を作成し、本決定の1の(a)に示す基準を満たす代替物質が利用できない用途を確認して、下記を盛り込んだ報告書を作成して第36回公開作業部会で審議し、更新した報告書を第27回締約国会合に提出することを要請する。
   (a) 様々なセクター及びサブセクターにおけるオゾン層破壊物質の代替物質に関する最新の情報を提供し、エネルギー効率、地域的な差異、特に高温地域の環境を考慮して第五条の1の適用を受ける締約国と適用を受けない締約国を区別しつつ、かかる代替物質について下記の点から評価する。
      (i) 市場での調達可能性
      (ii) 証明された技術
      (iii) 環境親和性
      (iv) 経済性及び費用効率性
      (v) 人口集中地域での安全性（特に可燃性，毒性）。可能な場合、リスク特性を含める
      (vi) 維持管理の容易さ

      また、整備及び維持要件や国際的な設計及び安全規格などの点から（ただしこれに限らない）、その利用を制限する可能性及び様々なセクターにおけるその影響を説明する。
   (b) 国際規格において、高温地域の冷却及び空調セクターのエネルギー効率レベルに関する情報を提供する。
   (c) 既存の様々な技術の導入を考慮に入れ、決定 XXV/5 に関する技術経済評価パネルのタスクフォースによるオゾン層破壊物質の代替物質についての追加情報に関する2014 年 10 月の最終報告書で詳述された現在及び今後の需要のシナリオを見直し、HCFC の段階的削減管理計画のステージ I 及びステージ II の下での進捗状況の説明を含め、本決定の1の(a)に定める基準の費用と便益に関する情報を改善する。
2. 2015年に行われる公開作業部会の3日間の追加会合と連続して2日間のワークショップを開催し、本決定で要請された情報及びその他の関連情報を考慮した上で、高温地域及び安全性要件、エネルギー効率などに焦点を当てつつ、ハイドロフルオロカーボンの管理にまつわるすべての問題を引き続き協議する。
3. 締約国に対し、決定 XIX/6 の9の実施に関する情報を自主的に事務局に提供することを奨励する。これには、要求される技術が利用可能な場合、環境への影響を最小に抑えることができるオゾン層破壊物質からの移行の推進と関係する利用可能なデータ、政策及びイニシアチブに関する情報を含める。また、事務局に対し、受理した情報をまとめることを要請する。
4. 多数国間基金執行委員会に対し、第五条の1の適用を受ける締約国のうち関心を示す締

約国から要請があった場合、オゾン層破壊物質の代替物質に関する目録作り又は調査を行うための追加資金の提供を検討することを要請する。

決定XXVII/4　　オゾン層破壊物質の代替物質についての情報に関する技術経済評価パネルの報告への回答

決定 XXVI/9 の 1 の(a)-(c)に記された問題に対応した技術経済評価パネルのタスクフォースの 2015 年 9 月の報告書を評価し、

1. 技術経済評価パネルに対し、必要に応じて外部の専門家と協議の上、第 37 回公開作業部会会合で審議するための報告書を作成し、その後更新した報告書を 2016 年に開催されるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の第 28 回締約国会合に提出することを要請する。 この報告書には下記を盛り込む。
   (a) 決定 XXVI/9 の 1(a)に示すガイダンスと評価基準に基づく、ノンフロン（not-in-kind）代替物質を含むオゾン層破壊物質の代替物質に関する情報の更新、及び必要な場合、これに関する新しい情報の提供。特に下記に注目して、高温地域での代替物質の適合性に関する最新の研究結果を考慮に入れる。
      (i)　様々な地域におけるこれらの代替物質の利用可能性及び市場浸透率 。
      (ii)　漁船の冷却システムの置換及び改良のための代替物質の利用可能性。小島嶼諸国を含める。
      (iii)　オゾン層破壊物質の代替物質として使用でき、近い将来に利用可能になる開発中の新規物質。
      (iv)　これらの代替物質を使用する際のエネルギー効率 。
      (v)　これらの代替物質及びこれらの代替物質が使用されるシステムの総温暖化影響及び総費用。
   (b) 決定 XXVI/9 の報告書におけるすべてのシナリオの更新及び 2050 年までの延長。

決定XXVII/5　　ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減に関する問題

モントリオール議定書の第五条の 1 の適用を受ける締約国が附属書 C のグループ I に属するオゾン層破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）を削減し、最終的に全廃する措置を取っていることを認識し、

第五条の 1 の適用を受けない締約国が、2020 年以降エッセンシャルユースとして、及び既存の冷却及び空調設備の整備のため、モントリオール議定書の第二条の F の 6(a)に従ってハイドロクロロフルオロカーボンを使用する量について不確実性があることを認識し、

決定 XIX/6 の 12、13 及び 14 により、締約国会合がエッセンシャルユース、整備及び基本的な国内ニーズに関する問題について、遅くとも 2015 年までに締約国によるさらなる協議を行うとしたことを喚起し、

1. 技術経済評価パネルに対し、附属書 C のグループ I に属する物質について、下記を行う

ことを要請する。

(a) 第五条の 1 の適用を受けない締約国のエッセンシャルユースが 2020 年以降も必要となる可能性があるセクターを、該当する場合にはサブセクターを含め、特定する。これには使用されるハイドロクロロフルオロカーボンの推定量を含める。

(b) 第五条の 1 の適用を受けない締約国の 2020 年から 2030 年までの冷却及び空調設備の整備要件を評価するとともに、その他のセクターにおいて整備上のニーズがあるかどうか評価する。

(c) 第 5 条の 1 の適用を受けない締約国が基本的な国内ニーズを満たすために必要とする最新の生産量、かかる生産量の今後の予測、及びかかる締約国が 2020 年以降基本的な国内ニーズを満たす上で予想されるニーズについて報告する。

2. 締約国に対し、技術経済評価パネルの評価に盛り込むため、2016 年 3 月 15 日までに、関連情報をオゾン事務局に提出することを奨励する。

3. 技術経済評価パネルに対し、2016 年の第 37 回公開作業部会会合 に報告書を提出することを要請する。

決定XXVIII/8　　ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減

モントリオール議定書の第五条 1 の適用を受けない締約国（非 5 条国）が附属書 C のグループ I に属するオゾン層破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）の生産量及び消費量を削減し、最終的に全廃する措置を取っていることを認識し、

決定 XIX/6 の 12、13 及び 14 で示されたハイドロクロロフルオロカーボンに関する問題について検討を続ける必要性を認識し、決定 XXVII/5 への対応として技術経済評価パネルが提出した報告書を考慮に入れ、

5 条国は 2020 年以降、その基本的な国内ニーズを満たすために非 5 条国が生産するハイドロクロロフルオロカーボンを入手する必要が生じる可能性があることに留意し、

1. 技術経済評価パネルに対し、附属書 C のグループ I に属する物質に関して、下記を行うことを要請する。

(a) 非 5 条国のエッセンシャルユースが 2020 年 1 月 1 日以降も必要となる可能性があるセクターを、該当する場合にはサブセクターを含め、評価する。これには必要となる可能性があるハイドロクロロフルオロカーボンの推定量を含める。

(b) 非 5 条国の 2020 年から 2030 年までの冷却及び空調設備の整備要件及びその他のセクターで考えられるその他のニーズを引き続き評価する。

(c) 基本的な国内ニーズを満たすための各国のハイドロフルオロカーボンの最近の生産量の審査を継続し、今後の生産量の予測と、2020 年 1 月 1 日以降の 5 条国の基本的な国内ニーズを満たすために必要とされるニーズの予測を行う。

2. 締約国に対し、技術経済評価パネルの評価に盛り込むため、2017 年 3 月 15 日までに、

関連情報をオゾン事務局に提出することを奨励する。

3.技術経済評価パネルに対し、上記の評価に関する報告を 2017 年の第 39 回公開作業部会会合で行うことを要請する。

（9）臭化メチルに関する決議

決定 IV/23　　臭化メチル

1．科学評価パネルおよび技術経済評価パネルに対し、議定書第 6 条に従って、以下の事項を評価し、彼らの共同報告書を、第 7 回締約国会合のために、遅くとも 1994 年 11 月 30 日までに事務局に提出することを要請する。

（a）大気中の臭化メチルの総量、およびこの臭化メチルの総量中の人為的排出の比率、及び臭化メチルのオゾン層破壊係数

（b）臭化メチルが現在の各種用途から大気中に排出されるのを管理する方法論、及びかかる管理の可能性並びに考えられる結果

（c）臭化メチルの現在の各種用途のための化学的および非化学的代替品の入手可能性；それらのコスト的有効性；かかる代替品の増分コスト、多種用途のための代替の技術的可能性、及び異なる地域及び特に途上国の特別な社会的、経済的、地理的及び農業上の条件を考慮にいれたかかる代替によるオゾン層保護の利益；

2．議定書締約国の公開作業部会に対し、本報告書を検討し、1995 年の第 7 回締約国会合に勧告を提出することを要請する。

決定 VI/13　　評価パネル

同パネルに対して、彼らの進行中の作業に併せて、以下の事項についてのコペンハーゲン改正議定書の第 5 条 1 の 2 を記憶に留め、第 5 条の規定の適用を受けると同様に、第 5 条の規定の適用を受けない国のために、技術的および経済的実現可能性、および環境上、科学的、および経済的かかわり合いを、モントリオール議定書第 5 条を損なわずに、評価することを要請する。

（a）検討中の HCFC の代替品；

技術経済評価パネルは、同質でない(not-in-kind)代替品、同質の(in-kind)代替品、および代替技術によるオゾン層破壊物質代替の可能性を検討するよう要請される。本件を評価するにあたって、技術経済評価パネルは、エネルギー効率、総合的な地域温暖化への影響、燃焼性の可能性、および毒性、および CFC およびハロンの効果的な使用および削減の可能性ある影響のような因子に関して、いかに入手可能な代替品を HCFC と比較するのかを、第 11 回公開作業部会に間に合うように検討すべき

である。

（b）臭化メチルの代替品；

これらの事項の検討にあたって、科学評価パネルは、可能であれば、大気中の塩素および臭素の負荷、およびそれらのオゾン層破壊への影響を検討するものとする。技術経済評価パネルおよび科学評価パネルの評価は、締約国による討議だけを目的とし、行動のための勧告としては、決して解釈しないものとする。

決定 VII/6　　臭化メチル排出削減

締約国は、臭化メチルの排出を削減するために、製造者およびユーザーを励まして、実行する適切な手段、特に、良好な農業上の手法および改良された応用技術を採用するよう努めるべきである。

決定 VII/8　　臭化メチル規制の検討

1．技術経済評価パネルに対し、臭化メチルに関する規制措置に対する追加の調整を検討することが締約国に可能となるよう、第 9 回締約国会合のために報告書を準備することを要請する。この任務を引き受けるにあたり、特に、パネルは、臭化メチルの特定の用途のための実行可能な代替品の入手可能性について扱うべきである。

2．臭化メチルの可能な代替品および代替技術の実行可能性を検討するに際して、技術経済評価パネルは、第 5 条適用国におけるフィールドテストを含む、十分な研究所およびフィールドの条件で試験された代替品および／あるいは代替技術として、どの技術および化学物質が確定されたか、特に、それらの効能、利用の容易さ、気候条件、土壌および収穫パターン、商業的な入手可能性、経済的な実行可能性および特定の目標害虫への効能に関して十分に評価されたかの範囲を調査し、指導する。

決定 IX/5　第 5 条適用国における附属書 E に掲げる規制物質に対する規制措置の条件

1．モントリオール議定書第 5 条の 8ter(d)で定める規制スケジュールを履行するにあたっては、下記の条件を満たすものとする：

（a）多数国間基金は、第 5 条第 1 項適用国が臭化メチルに対する規制措置を遵守するための負担した費用の増加分の内、認められた金額について供与するものとする。すべての臭化メチル関係のプロジェクトは、その費用効果にかかわらず、融資を受ける資格を有する。多数国間基金の執行委員会は、最初の融資すべきプロジェクトを判断し、第 5 条 1 項適用国のすべてが臭化メチルに関する義務を履行することができるよう、臭化メチルのプロジェクトのための特別の基準を策定し、適用せねばならない。

（b）1997-99 年の 3 年間に多数国間基金が利用できる財源総額は第 8 回締約国会合において合意した額に限定されることに留意しつつ、第 5 条第 1 項適用国において臭

化メチル代替物質を特定し、評価し、調整し、効果を実証するためには、多数国間基金の財源の利用をまず優先するものとする。第 8 回締約国会合において合意した 1,000 万米ドルに加え、臭化メチルに対する合意措置を遵守するために可能な限り早期に対策を促進するために、1998 年、1999 年の両年におけるこれらの活動に年間 2,500 万米ドルを拠出できるようにせねばならない。

（c）将来における多数国間基金の補充にあたっては、第 5 条第 1 項適用国が臭化メチルに対する合意措置を遵守できるよう、新しい追加的な適切な財政援助と技術援助を提供せねばならないことを考慮せねばならない。

（d）臭化メチルに対する合意規制措置を遵守できるようにするために必要な代替物質および関係技術は、モントリオール議定書第 10 条 A に基づく公正かつ最も有利な条件で、第 5 条 1 項適用国にすみやかに移転せねばならない。執行委員会は、第 5 条第 1 項適用国間の臭化メチル代替物質の情報交換ならびに第 5 条第 1 項非適用国から第 5 条第 1 項適用国への臭化メチル代替物質の情報提供を可能にし、促進するための方法を検討せねばならない。

（e）2002 年における技術経済評価パネルによる評価を考慮し、第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/8 の第 2 項、モントリオール議定書第 5 条第 8 項、上記の(a)～(d)で定める諸条件ならびに臭化メチル問題に関係する財政機構の運営に留意し、締約国会合は、第 5 条第 1 項適用国の適用しうる 2005 年以降の期間の臭化メチルの追加中間削減量に関して 2003 年に決定するものとする。

3．1998 年と 1999 年に、執行委員会は、第 5 条第 1 項適用国が合意した削減スケジュールを繰り上げて義務を履行しやすいよう、当該国が提出した臭化メチル関係のプロジェクトのための十分な財源を検討し、利用可能な資金の範囲で承認せねばならない。

決定 XII/1　2001 年における基本国内需要のための第 5 条非適用国による臭化メチルの生産

1．基本国内需要のための臭化メチルの許容生産量に関する北京調整における意図せぬミスに関する法務起草グループの結論について好意的に留意する。

2．1995-1999 年の期間に報告のあった第 5 条非適用国における基本国内需要のための臭化メチルの平均生産量が 1991 年の算定生産量の 10%以下であった事実に留意する。

3．上記に鑑み、2001 年中の各締約国の臭化メチル生産量が、北京で締約国が定めた基本国内需要のための臭化メチルの許容生産範囲（10%）以内に引き続きとどまることに期待を表明する。

決定 XV/12　高含水性ナツメヤシ処理用の臭化メチルの使用

臭化メチル技術的オプション委員会は、その 2002 年の報告の中で、世界のいずれの国で

も使用されている高含水性ナツメヤシ処理用の臭化メチルの代替物質は現時点では存在しないことを明確に承知していることを認識し、

また、高含水性ナツメヤシ用の臭化メチルの 80%以上を消費している締約国は、モントリオール議定書の臭化メチル規制のスケジュールにしたがった場合には、当該締約国にとって重要なこの換金作物の生産を減らさざるをえないことを認識し、

更に、高含水性ナツメヤシ用の臭化メチルの代替物質を実験証明するために詳しい研究を行う必要があることを認識し、

1．履行委員会と締約国会議は、高含水性ナツメヤシ用の臭化メチルの 80%以上を消費している国々のコンプライアンス状況の検討を、高含水性ナツメヤシに利用できる臭化メチルの代替物質の存在を技術経済評価パネルが正式に認めてから 2 年後まで延期せねばならない。

2．当該締約国において高含水性ナツメヤシ以外の産品向けの臭化メチル消費量が 2002 年の水準を超えない限り、また、ペストの効果的な防止に必要な水準までナツメヤシ用臭化メチルの使用量を最小限に減らす旨の確約に当該締約国が留意している限り、前記の規定を適用するものとする。

3．高含水性ナツメヤシ用の代替物質に関するしかるべき実験証明プロジェクトを検討するよう執行委員会に求め、そのプロジェクトの成果を技術経済評価パネルと共有できるようにする。

決定 Ex I/2　　5 条国による臭化メチル削減の加速

The *First Extraordinary Meeting of the Parties* decided in *Dec. Ex.I/2:*

Reaffirming the commitment of all the Parties to the complete phase-out of methyl bromide,

Recognizing that some Article 5 Parties have made commitments to an accelerated phase-out of controlled uses of methyl bromide and have concluded agreements with the Executive Committee of the Multilateral Fund towards that end,

Acknowledging that some Article 5 Parties which are implementing early phase-out of methyl bromide on a voluntary basis and under such agreements are facing difficulties in fully meeting all the reduction steps in accordance with the timelines specified in such agreements as a result of specific circumstances not envisaged at the time of their adoption and ensuing review,

1. To request the Executive Committee to adopt a flexible approach when determining an appropriate courseof action to deal with instances where a

country has not met a reduction step specified in its methyl bromide accelerated phase-out agreement as a result of the specified circumstance not envisaged;

2. To invite the Executive Committee to consider, upon request by a Party, a prolongation of the final reduction step, but not beyond 2015, and to consider also the timing of related funding in the Party's existing agreement for the accelerated phase-out of methyl bromide in cases where the Party concerned has demonstrated that there are difficulties in implementing alternatives originally considered to be technically and economically feasible alternatives;
3. To call upon the Executive Committee to adopt criteria for the prolongation of accelerated phase-out agreements when so requested by interested Parties. In developing such criteria, the Executive Committee may request the advice of the Technology and Economic Assessment Panel and Methyl Bromide Technical Options Committee and consider any available information relating to the phase-out project of the Party concerned.

決定 XVI/7　　臭化メチルで処理した製品、商品の取引

モントリオール議定書第 5 条第１項締約国の多くが、現在、生産または出荷にあたって臭化メチルを使用している商品の取引から国民所得の一部を得ていることに留意し、

臭化メチルによる処理に代わって利用できる慣行、処理、製品がますます増加していることを承知し、

オゾン層の保護に関して締約国は共同責任を負っているが、責任に相違もあることを考慮して、それぞれのモントリオール議定書締約国の目的は、オゾン層破壊規制物質の段階的削減を行うことにあることをあらためて確認し、

１．本協定およびその他の国際協定に基づく権利と義務にしたがって、臭化メチルに関するモントリオール議定書の諸規定を批准し、モントリオール議定書の諸義務を遵守している締約国からの製品または商品の取引について、その製品または商品が臭化メチルで処理されているという理由だけで、あるいは、その商品が臭化メチルで処理された土壌で生産または栽培されているという理由だけで規制しないよう、モントリオール議定書締約国に対して求める。

２．モントリオール議定書第 5 条第１項締約国が臭化メチルの代替手段を採用する努力を引き続き行うことを歓迎する。

決定 XVI/9　　臭化メチルの段階的削減のための代替手段の利用における柔軟性

モントリオール議定書に基づく要件とその段階的削減スケジュールを遵守する締約国の意思を考慮し、

メロン、花、イチゴなどの特定の作物に関しては、地域や農業の特殊条件によって、臭

化メチルの代替手段の開発が予期せぬ困難に直面していることを考慮し、

そのような特殊条件に合うよう、これらの農業技術を調整し、新しい専門知識を投入せねばならないことを考慮に入れ、

このような状況に直面している第 5 条第 1 項締約国は、当該能力の増強を進め、代替手段の利用のための十分な方策を見出すために、継続的な技術支援と必要な技術支援を柔軟に調整できる能力を求めていることを承知し、

上記の目標を達成するための進行状態と必要な調整を評価するよう、関係機関に求める。

決定 XVII/11　　空間内燻蒸に使用した臭化メチルの回収／再利用、破壊

技術経済評価パネルの 2005 年度進捗報告を歓迎し、

報告が、回収、再利用および廃棄に関しては結論に達してはいないが、現地の環境上、職業上の健康と安全性の問題を強調していたことに特に留意し、

「検疫、出荷前処理の用途向けの臭化メチルに代わる手段が利用できるようになるまで、臭化メチルの排出量を削減するために臭化メチルの回収と再利用の技術の利用を奨励する」旨の決定 XI/13 の第 7 項をあらためて確認し、

コンテナ内の小規模燻蒸に使用した臭化メチルの回収はすでにいくつかの国で行われていることに留意し、

オゾン層を保護する努力の中で臭化メチルの排出量を更に削減する必要性を認識し、

1．固定施設または海運用コンテナの燻蒸の用途からの臭化メチルの排出分の回収／再利用／破壊または削減のための技術を過去もしくは現在配備している締約国または将来配備する計画のある締約国に対しては、効率の詳細（破壊の効率（DRE)など）、ロジスティックスの問題および当該燻蒸の経済的実現性について、2006 年 4 月 1 日までに技術経済評価パネルに提出することを奨励する。

2．当該技術を利用して生じた有害な副産物に関して報告するよう、締約国に奨励する。

3．データ提出用として本決定に添付の用紙を採用する。

4．技術経済評価パネルの 2006 年度進捗報告に提出データの調査結果を加え、回収技術および破壊技術に関する締約国の過去の肯定的な経験と否定的な経験を総括する。

補　遺：

臭化メチルの回収に関するドラフト提出用紙。

利用した回収システムまたは破壊システム。

決定XXIII/14　　第五条1の適用を受ける締約国が臭化メチルの段階的削減において直面する主要な課題

技術経済評価パネルのタスクフォースによる2012-014年の補充に関する報告書には、アフリカにおける臭化メチルの段階的削減活動に対する対象の資金供与がすでにすべて承認されているため、アフリカにおける2012-2014年の3年間の臭化メチルの段階的削減活動に

対する要件が含まれていないことに留意し、

臭化メチルは食料安全保障に直接結び付く（生産時及び収穫後に使用）唯一のオゾン層破壊物質であり、その段階的削減は簡単に逆行される可能性があることを認識し、

引き続き化学的及び非化学的代替物質を使用する必要があり、短期的、中期的、長期的な当該代替物質の有効性を考慮に入れなければならないことを検討し、

高水分の新鮮なデーツの処理など臭化メチルの一部の使用法には依然として代替物質が存在しないことを懸念し、

特に検疫及び出荷前処理部門における臭化メチルの消費量が、モントリオール議定書第五条1の適用を受ける多数の締約国で増加していることを認識し、

一部のアフリカ諸国では利用可能性及び費用双方の面から持続的に使用できる代替物質が存在しないため、臭化メチルの使用に戻る強い圧力が存在することを認識し、

一部のアフリカ諸国はさらに、アフリカにおいて臭化メチルの置換物質とするため採用された一部の化学的及び非化学的代替物質が様々な技術的、経済的又は規制上の理由から適切でないと報告していることに留意し、

採用され依拠されていた一部の化学的代替物質が禁止されている又は将来完全に禁止されることを認識し、

一部の化学的代替物質の使用法が複雑で費用効率が良くないことを懸念し、

アフリカにおいて臭化メチルが農作物を保護するために使用され、第五条1の適用を受ける多くの締約国では農業が経済の基幹と見なされていることを喚起し、

臭化メチル技術的オプション委員会が2011年5月の進捗報告書で、第五条1の適用を受ける締約国が2015年及びそれ以降について適切と考える残された臭化メチルの使用に、クリティカルユース指定の申請を希望する可能性があると指摘していることに留意し、

クリティカルユース指定の申請にかかる技術手続きが困難で複雑であることを考慮に入れ、

1.モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会に対し、上級監視・評価担当官が第65回会合で承認されたアフリカにおける臭化メチルプロジェクトに関する評価を行う際に、アフリカにおける臭化メチルの効果的な代替物質の持続的な使用を達成する戦略のための選択肢を審議するよう求めることを検討することを要請する。

2.技術経済評価パネルに対し、2011年5月の進捗報告書において、第五条1の適用を受ける締約国の状況を考慮に入れるため、臭化メチルのクリティカルユース指定の申請準備のためのガイドライン及び基準を改訂する必要があるかどうか検討し、第33回公開作業部会会合でこの問題に関する報告を行うことを要請する。

（１０）HFCs に関する決議

決定XXVII/1　　ハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイ

協力とコンセンサスに基づき成果を上げてきたモントリオール議定書の成功の歴史と、ハイドロフルオロカーボン（HFC）はモントリオール議定書の締約国がすでに成功裏に段階的削減を進めているオゾン層破壊物質の代替物質であることを認識し、

1. モントリオール議定書の枠組みの中で2016年のHFC改正に向け作業を行い、モントリオール議定書の各会合において、まずはコンタクトグループ内でHFC管理の実行可能性と方法に関する解決策を立てることによって課題の解決にあたる。
2. 再開された第36回公開作業部会会合で合意された、HFC管理の実行可能性及び方法（実施の柔軟性、二度目及び三度目の転換、モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会に対するガイダンス、能力育成のための対応能力構築活動、高温地域諸国の適用除外の必要性に関する問題についての共通理解の確立を含む）に関するコンタクトグループの委任事項の課題（本決定の附属書Iに記載）について第27回締約国会合で得られた成果を認識し、本決定の附属書IIに記すコンセプトを承認する。
3. コンタクトグループの委任事項において確認されたその他の課題、特に転換費用、技術移転、知的財産権などに関して、依然としてさらなる進展が求められていることを認識する。
4. 2016年に、一連の公開作業部会会合及び特別締約国会合を含むその他の会合を開催する。
5. 上記4に示す会合において、文書UNEP/OzL.Pro.27/5、UNEP/OzL.Pro.27/6、UNEP/OzL.Pro.27/7及びUNEP/OzL.Pro.27/8で示された提案を含め、第27回締約国会合の議題（UNEP/Ozl.Pro. 27/1）の項目6及び項目7について引き続き審議する。

＜決定の附属書I＞

設置が見込まれるHFC管理の実行可能性及び方法に関するコンタクトグループの委任事項

モントリオール議定書の締約国の公開作業部会は、2015年4月22-24日にバンコクで開催された第35回会合において、「第36回公開作業部会会合でHFC管理の実行可能性及び方法に関するコンタクトグループの設置を視野に、引き続きセッション間に非公式な方法でHFC管理の実行可能性及び方法を研究する作業を行う。これには中でも、［第35回公開作業部会会合の報告書の］附属書IIに示された関連課題が含まれる」ことに合意した（UNEP/OzL.Pro.WG.1/35/6、第128項）

上記に基づき、6月12-13日にウィーンで非公式会合が招集された。

締約国は参加に際し、ODSの段階的削減におけるモントリオール議定書及びその制度の成功を認識した。

HFCの管理は、A5締約国及び非A5締約国のいずれにも適用される。

締約国は、すべてが合意されるまで、何も合意されていないと見なすべきであることに合意している。

締約国は、コンタクトグループ内で解決策を確立することにより、まず下記の課題を解決すべきであることに合意している。

- 発展途上国の特殊な状況及びA5締約国が約束を果たすのに十分な追加の時間を取れるようにするモントリオール議定書の原則が持つ関連性とその認識。
- 資金供与の制度としてのMLFを維持する。また、義務が合意された場合、A5締約国がHFC管理によって生じる費用を相殺できるようにするため、非A5締約国が追加の財源を拠出することに合意する。この点に関して、コンタクトグループがA5締約国に対するMLFの資金援助の重要な要素を確立し、締約国の懸念を考慮の上、MLFの執行委員会に助言を行う。
- HFC管理の実行可能性及び方法の検討における、決定XXVI/9の1(a)に示すIPRの問題を含む要素。
- 実施における柔軟性を確保し、締約国が独自に自国の戦略を策定し、部門及び技術における優先項目を独自に設定できるようにする。
- 適用除外のプロセス及び代替物質の定期審査の制度。これには、決定XXVI/9の1(a)に示すすべての要素に基づく、A5締約国の全部門における代替物質の利用可能性又は利用可能性の欠如や、高温地域諸国の特殊なニーズの検討を含む。
- HCFCの段階的削減との関係。
- 非締約国との取引に関する規定
- モントリオール議定書におけるHFC管理の点から見たUNFCCCにかかわる法的側面、相乗効果、及びその他の問題。

その後、締約国はコンタクトグループにおいて、締約国が提出した改正案を含め、HFCの管理の方法を協議する。

第35回公開作業部会会合の報告書の附属書II

対処が必要な課題

- エネルギー効率
- 資金供与要件
- 代替物質の安全性
- 技術の利用可能性
- 高温地域でのパフォーマンス及び課題
- 二度目及び三度目の転換
- 能力育成
- 非締約国との取引に関する規定
- 気候変動に関する国際連合枠組条約との相乗効果（法律面、財政面）
- HCFCの段階的削減との関係

・ 生態学的影響（動物相及び植物相への影響）
・ 人の健康への影響
・ 社会的影響
・ 各国の政策への影響
・ 製造部門に対する課題
・ 新しい代替物質の普及率
・ 適用除外及び代替物質の欠如に対処する方法
・ 技術移転
・ 実施における柔軟性

＜決定の附属書Ⅱ＞

コンタクトグループによるさらなる協議の間に課題の一部として提起され詳細に協議された問題（協議の記録と一致する順序で）

資金供与

MLFを資金供与の制度として維持し、義務が合意された場合、A5締約国がHFC管理によって生じる費用を相殺できるようにするため、非A5締約国が追加の財源を拠出することに合意する。

柔軟性

A5締約国は、合意されたHFC義務を果たすため、各国に特有のニーズ及び国内事情に基づき、国家主導アプローチに従って、HFCの優先順位づけ、部門の定義、技術/代替物質の選択、自国の戦略の策定及び実施を行う柔軟性を有する。

執行委員会は、関連するガイドライン及びその意思決定プロセスに上記の項目に示す原則を取り入れる。

二度目及び三度目の転換

CFC及び/又はHCFCの段階的削減においてすでにHFCに転換している企業は、一度目の転換に対する資金供与を受ける企業と同じ方法で、合意された増分費用を賄うためにMLFから資金供与を受けることができる。

執行委員会への助言

合意された場合、HFC規制物質に関する下記の問題について、ガイドライン及び/又は方法論を策定しなければならないと理解されている。

- 増分費用の判定
- 増分費用の計算
- 費用効果閾値
- プロジェクトのエネルギー効率及び気候への影響

対応能力構築活動

対応能力構築活動は、HFCの段階的削減合意の下で、MLFによって支援される。

- サービス部門、製造部門及び生産部門におけるHFCの代替物質の取り扱いに関する能力育成及び研修
- 制度の強化
- 第4条のBの輸出入に関する認可の制度
- 報告
- デモンストレーションプロジェクト
- 国家戦略の策定

HAT適用除外

高温地域諸国における適用除外の必要性

その他残されている課題がさらに協議されると理解されている。

決定 Ex.III/1：技術経済評価パネルによるドバイパスウェイに基づくハイドロフルオロカーボン削減の気候便益及び費用に関する報告

技術経済評価パネルが、第 28 回締約国会合で審議するため、第 38 回公開作業部会会合及び第 3 回特別締約国会合で締約国が協議した改正案に含まれるハイドロフルオロカーボン（HFC）の使用の段階的削減スケジュールの気候便益及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金に対するその財務上の影響の評価を盛り込んだ報告書を準備するよう要請する。

決定 XXVIII/2：ハイドロフルオロカーボンの段階的削減の改正に関する決定

締約国会合が第 28 回締約国会合報告書附属書 I に定めるモントリオール議定書の改正（以下「改正」という）を採択した決定 XXVIII/1 を喚起し、

1. 改正第 I 条における第二条の J2 及び 4 は、ベラルーシ、カザフスタン、ロシア連邦、タジキスタン、ウズベキスタンに適用できる。
2. 改正第 I 条における第五条 8（b）、（d）及び（f）は、バーレーン、インド、イラン・イスラム共和国、イラク、クウェート、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（以下「第五条第 2 グループ締約国」という）に適用できる。

ハイドロフルオロカーボン管理の実行可能性及び方法の検討における知的所有権の問題を含む決定 XXVI/9 の 1（a）の要素

3. IEC60335-2-40 を含め、可燃性の地球温暖化係数（GWP）の低い冷媒の国際基準を適宜更新することの重要性を認識し、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンに代わるゼロ GWP 又は低 GWP 冷媒の安全な市場導入並びに製造、運用、維持、取扱いを可能にする措置の推進を支援する。
4. 技術経済評価パネルに対し、決定 XXVI/9 の 1（a）に定める基準を使用して、2022 年及びその後 5 年ごとに代替物質の定期審査を実施し、最新の利用可能な新興ハイドロフルオロカーボン代替物質の技術経済評価を提出するよう要請する。

5. 技術経済評価パネルに対し、2028 年より 4 年又は 5 年前に、2028 年とされている第五条第 2 グループ締約国の凍結年の遵守に関し、関連部門の特定閾値を超える成長の問題に対処するため、2 年間の猶予を設けるかどうか検討するよう要請する。

HCFC の段階的削減との関係

6. 各部門に関連するハイドロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンの削減スケジュールと、ハイドロクロロフルオロカーボンから高 GWP ハイドロフルオロカーボンへの移行を回避する選択とのつながりを認め、技術的に証明された経済的に実行可能な代替物質が他に存在しない場合、柔軟に対応する。
7. また、特定部門、特に産業用プロセス冷却と、ハイドロクロロフルオロカーボンから高 GWP ハイドロフルオロカーボンへの移行を回避する選択とのつながりを認め、次の場合、その他の代替策が存在しないのであれば、進んで柔軟に対応する。
   (a) ハイドロクロロフルオロカーボンの供給が既存の許容消費量、在庫並びに回収/再生品では賄えない場合、及び、
   (b) 後日ハイドロクロロフルオロカーボンから低 GWP 又はゼロ GWP 代替物質への直接移行が可能になる場合
8. 第五条ハイドロフルオロカーボン凍結の開始に先立ち、上記 7 の認識を踏まえ、特定部門、特に産業用プロセス冷却サブセクターにおいて、二重の転換を回避するため、ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減に関する柔軟な措置を提供する。

資金供与の課題

包括的原則及び時間軸

9. この改正が資金供与の制度としてのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金を維持すること、及び、改正後の第五条 1 の適用を受ける締約国に対する HFC 削減義務から生じる費用を補填するため、十分かつ追加的な資金が第五条 1 の規定の適用を受けない締約国によって提供されることを確認する。
10. 執行委員会に対し、改正の採択から 2 年以内に、費用効果閾値を含む、HFC 生産・消費の段階的削減のための資金供与ガイドラインを策定し、このガイドラインを締約国会合に提出して締約国の見解と意見を求め、執行委員会による最終版を作成するよう要請する。
11. 執行委員会議長に対し、この決定に従って得られた進展について、執行委員会の審議が執行委員会に提出された国家戦略又は国家による技術選択の変更につながった事例を含め、締約国会合に報告するよう要請する。
12. 執行委員会に対し、第五条 1 の規定を受ける締約国にさらなる柔軟性を提供するため、執行委員会の手続き規則を改正するよう要請する。

締約国が各部門及び技術について独自の戦略及び優先項目を選択できるようにするための実施における柔軟性

13. 第五条 1 の規定を受ける締約国は、合意された HFC 関連の義務の達成のため、各国特有の必要性及び国内の状況に基づく国主導の取組みに沿って，優先的に削減する HFC、対象部門、技術及び代替の選択、戦略策定及びその実施についての柔軟性を有する。

14. 多国間基金の執行委員会に対し、上記 13 に示す原則を関連するハイドロフルオロカーボンの段階的削減のための資金供与の指針及びその意思決定プロセスに取り入れるよう要請する。

多数国間基金の執行委員会に対する消費、生産及びサービス部門に関するガイダンス

15. 執行委員会に対し、次のカテゴリーの費用を対象に含め、費用計算に取り入れるため、方法論及び費用計算に関する新しい指針を作成するよう要請する。

(a) 消費製造部門

(i) 増加投資費用

(ii) 執行委員会が定める期間の増加運転費用

(iii) 技術支援活動

(iv) 低 GWP 又はゼロ GWP のハイドロフルオロカーボン代替物質の適応及び最適化のために必要とされる研究開発

(v) 必要かつ費用効率が高い場合、特許及び設計の費用、及び特許使用料の増加費用

(vi) 可燃性及び有毒な代替物質の安全な導入にかかる費用

(b) 生産部門

(i) 生産施設の停止/閉鎖並びに減産による利益損失

(ii) 離職者に対する補償

(iii) 生産施設の解体

(iv) 技術支援活動

(v) 代替物質の価格抑制を目的とした、低 GWP 又はゼロ GWP のハイドロフルオロカーボン代替物質に関する研究開発

(vi) 特許及び設計の費用、又は特許使用料の増加費用

(vii) 技術的に実行可能で費用効率が高い場合、低 GWP 又はゼロ GWP のハイドロフルオロカーボン代替物質を生産するための施設の転換にかかる費用

(viii) HCFC22 生産過程における副生成物である HFC23 の排出抑制（同生産過程での排出率の低減、排出ガス内に含まれる HFC23 の破壊、又は回収・環境上安全な化学物質への転換による排出抑制）にかかる費用。HFC 改正の下での第五条 1 の適用を受ける締約国による義務の達成のため、多数国間基金により資金が供与される。

(c) サービス部門

(i) 公共への普及啓発活動

(ii) 政策の策定と実施

(iii) 安全な取扱い、適切な実践、代替物質の安全性に関する認証プログラムと技術者訓練（訓練用の教材も含む）

(iv) 税関職員の訓練

(v) ハイドロフルオロカーボンの不法取引の防止

(vi) サービスのための設備器具

(vii) 冷凍冷蔵空調部門における冷媒試験機器

(viii) ハイドロフルオロカーボンの回収、リサイクル

16. 執行委員会に対し、サービス部門に関して、ハイドロフルオロカーボン消費基準量が360 トン以下の締約国が、低 GWP 及びゼロ GWP のハイドロフルオロカーボン代替物質を導入し、並びにサービス部門及びエンドユーザー部門におけるエネルギー効率を維持するために必要な場合、執行委員会決定 74/50 に基づいて供与される資金を、同決定に記載された金額以上に増額するよう要請する。

適格資格を持つ施設の創業日締切期日

17. 適格資格対象施設の創業日の締切期日は、2020 年から 2022 年までを基準年とする締約国については 2020 年 1 月 1 日、2024 年から 2026 年までを基準年とする締約国については 2024 年 1 月 1 日とする。

二度目及び三度目の転換

18. 執行委員会に対し、二度目及び三度目の転換に関する次の原則を資金供与指針に盛り込むよう要請する。

(a) ハイドロフルオロカーボンの段階的削減のための一度目の転換は、多数国間基金から、一部であれ全体であれ、直接又は間接的な支援をこれまでに受けたことのない企業による低 GWP 又はゼロ GWP 代替技術への転換と定義されている。これには、自費によるハイドロフルオロカーボンへの転換を行う企業も含む。

(b) クロロフルオロカーボン及び/又はハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減においてすでにハイドロフルオロカーボンへの転換を行った企業は、一度目の転換企業と同様に、合意された増加費用を賄うために多数国間基金から資金供与を受けることができる。

(c) この改正の採択日以降、すでに執行委員会によって承認されているハイドロクロロフルオロカーボン削減管理計画に基づいてハイドロクロロフルオロカーボンから高 GWP のハイドロフルオロカーボンに転換する企業は、その後行われる低 GWP 又はゼロ GWP 代替物質への転換に対し、一度目の転換企業と同様に、合意された増加費用を賄うために多国間基金から資金供与を受けることができる。

(d) この改正に基づき、2025 年までに自費でハイドロクロロフルオロカーボンから高 GWP ハイドロフルオロカーボンに転換した企業は、一度目の転換企業と同様に、合意された増加費用を賄うために多数国間基金から資金供与を受けることができる。

(e) 他の代替技術が利用できない場合に多数国間基金の支援を受けてハイドロフルオロカーボンからより GWP の低いハイドロフルオロカーボンに転換した企業は、最終的なハイドロフルオロカーボンの段階的削減ステップを達成する上で必要であれば、その

後行われる低 GWP 又はゼロ GWP 代替技術への転換に際し、多数国間基金から資金供与を受けることができる。

持続的な累積削減量

19. 執行委員会に対し、持続的な累積削減量に関する次の原則を多数国間基金方針に盛り込むよう要請する：基金による資金供与の適格性対象となるトン換算の残存消費量は、対象国の累計消費量の起点を基礎として、将来的な HFC 削減のための多年次合意書式において、過去に承認済みのプロジェクトにより資金供与を受けた量を差し引いた量として、執行委員会決定 35/57 に従って、確定される。

早期の批准と削減実施のための活動（enabling activities）

20. 執行委員会に対し、この改正に基づくハイドロフルオロカーボンの段階的削減に関して資金供与を受ける次の早期の批准と削減実施のための活動（enabling activities)を盛り込むよう要請する。

(a) サービス、製造及び生産部門におけるハイドロフルオロカーボン代替物質の取扱いに関する能力構築及び研修

(b) 制度強化

(c) 第四条の B　ライセンスの制度

(d) 報告

(e) デモンストレーションプロジェクト、及び

(f) 国家戦略の策定

制度強化

21. 執行委員会に対し、この改正に基づくハイドロフルオロカーボンに関する新たな義務を踏まえ、制度強化に対する支援を拡大するよう指示する。

エネルギー効率

22. 執行委員会に対し、ハイドロフルオロカーボンの段階的削減に際し、適切であれば、エネルギー効率に取り組む他の制度の役割に留意しつつ、低 GWP 又はゼロ GWP 代替技術及び機器のエネルギー効率の維持及び/又は強化に関する費用のガイダンスを策定するよう要請する。

安全性への対応のための能力構築

23. 執行委員会に対し、低 GWP 又はゼロ GWP 代替物質に関する安全性の問題に対処するための技術支援及び能力構築を優先するよう要請する。

廃棄

24. 執行委員会に対し、貯蔵されている使用済み又は不要な規制物質について、破壊処理を含めた費用効率の高い管理方法への資金供与を検討するよう要請する。

その他の費用

25. 締約国は、低 GWP 代替物質への転換の結果生じる増加費用の参考リストに追加するその他の費用項目を特定することができる。

高温地域の締約国に対する適用除外

26. 下記のとおり、特定の用途に係るサブセクターにおいて適切な代替が存在しない、高温地域にある締約国に対する適用除外除外が利用可能となる。

27. モントリオール議定書に基づくエッセンシャルユース適用除外及びクリティカルユース適用除外とこの適用除外を区別及び分離する。

28. ハイドロフルオロカーボン生産消費の凍結の開始時点でこの適用除外の効力を生じさせ、最初の期間は 4 年間とする。

29. 連続した 10 年間において月間最高平均気温が 35 度を超える月が平均して 1 年の内少なくとも 2 か月存在し、附属書 II に属する当該締約国がハイドロフルオロカーボン生産消費の凍結の 1 年前までに事務局に本適用除外の利用に係る正式な通告を行い，その後は 4 年ごとに本適用除外の更新を希望した締約国において、この適用除外をこの決定の附属書Ｉに掲げるサブセクターに適用する。 ,

30. この適用除外に該当する締約国は、適用除外の対象となるサブセクターの生産量及び消費量のデータを別途報告する。

31. この適用除外による許容生産量及び許容消費量の移転は、当該締約国が議定書第七条に基づいて事務局に報告する。

32. 技術経済評価パネル及び高温地域に関する外部専門家を含む同パネルの補助機関は、適切な代替が存在しない場合、決定 XXVI/9 の 1 (a) に掲げる基準を含め（これですべてではない)、締約国が合意した基準に基づいてハイドロフルオロカーボン代替物質の使用の適合性を評価し、この決定の附属書Ｉに追加又は削除すべきサブセクターを勧告し、この情報を締約国会合に報告する。

33. 上記 32 の評価は、ハイドロフルオロカーボン凍結日の 4 年後に開始し、その後 4 年ごとに定期的に実施される。

34. 代替物質の適合性に関する技術経済評価パネルの第一次報告書が受理された翌年までに、さらに最高 4 年間、及びその後定期的に、上記 29 に定める基準を満たす締約国の特定サブセクターに対し高温地域における適用除外を延長する必要があるか審査し、締約国は実行可能な代替が存在しない場合、同パネル及びその補助機関の提言を考慮した上で、確実に除外の更新を行う迅速なプロセスを適時に策定する。

35. 高温地域における適用除外の対象になる附属書 F の物質の量は、当該締約国について除外されている間、多数国間基金に基づく資金供与の対象にならない。

36. モントリオール議定書不遵守手続きに基づく履行委員会は、2025 年及び 2026 年について、高温地域における適用除外の適用を受ける締約国が本決定の附属書Ｉに掲げるサブセクターにおける HCFC-22 の消費により許容消費量又は生産量を超過した場合、当該締約国がその他の部門のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量及び生産量の段階的削減スケジュールを守っており、事務局を通じて正式に延期を要請していることを条件として、当該協定国のハイドロクロロフルオロカーボンの遵守状況の審議を延期する。

37. 2026 年までに、高温地域における適用除外の適用を受ける締約国について、36 に示す遵守の延期をさらに 2 年間延長するかどうか検討し、適切であれば、その後もさらなる延長を検討する。

その他の適用除外

38. 締約国によって適用除外用途として合意された用途を満たすために必要な生産量又は消費量について、エッセンシャルユース及びクリティカルユースなどの適用除外を可能にする。

39. 複数年除外制度を含め、2029 年にかかる適用除外の制度を検討する。

40. 適用除外が必要とされる部門の定期審査のため、技術経済評価パネルに情報とガイダンスを提供する。

＜決定の附属書 I＞

高温地域を理由とする適用除外機器の一覧

(a) マルチスプリット式空調装置（商用及び住宅用）

(b) スプリットダクト式空調装置（商用及び住宅用）

(c) ダクト式商用パッケージ（独立型）空調装置

＜決定の附属書 II＞

高温地域における適用除外の適用を受ける締約国一覧

アルジェリア、バーレーン、ベニン、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、コートジボワール、ジブチ、エジプト、エリトリア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、イラン（イスラム共和国）、イラク、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、セネガル、スーダン、シリア・アラブ共和国、トーゴ、チュニジア、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦

決定 XXVIII/3：エネルギー効率

モントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンの段階的削減は電化製品及び機器のエネルギー効率の改善の促進及び確保を進める機会を拡大するものであることを認識し、

空調及び冷却部門は世界の電力需要の相当な割合を占め、さらにその割合が増加していることに留意し、

エネルギー効率の改善は、持続可能な開発においてエネルギー安全保障、公衆衛生、気候緩和などを含む様々な相互利益を生むことができるという事実を評価し、

エネルギー効率に対する控えめな支出から大きな投資益が得られること、及び消費者と政府双方にとって相当な節約につながることを強調し、

41. 技術経済評価パネルに対し、冷却、空調及びヒートポンプ部門における、ノンフロン（not-in-kind）選択肢を含めた気候に優しい代替物質への移行と関係するエネルギー効率改善の機会を評価することを要請する。
42. 締約国に対し、2017 年 5 月までに、冷却、空調及びヒートポンプ部門におけるエネルギー効率のイノベーションに関する関連情報を自主的に事務局に提出することを奨励する。
43. 技術経済評価パネルに対し、冷却及び空調部門における、低地球温暖化係数及びゼロ地球温暖化係数の代替物質への移行期間中に生じるエネルギー効率改善の機会に関して締約国が提出した情報を評価し、2017 年の第 29 回締約国会合でこれについて報告することを要請する。

決定 XXVIII/4：安全基準に関する定期協議の設置

締約国が、国際電気標準会議（IEC）の国際規格 IEC 60335-2-40 を含め、可燃性の低地球温暖化係数（GWP）冷媒の国際規格を適時に更新することの重要性を認識し、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質であるゼロ GWP 及び低 GWP 冷媒の安全な市場導入、製造、運用、維持、取扱いを可能にする措置の推進を支持していることに留意し、

低 GWP の代替物質の安全な使用と市場への浸透を可能にする関連規格の適時の改正を技術的に中立な方法で支援することを目指し、

1. 技術経済評価パネルに対し、下記を行うため、必要に応じて外部の専門家を交えたタスクフォースを設立することを要請する。
   (a) IEC を含む標準化機構と連携及び調整し、IEC 規格 60335-2-40 の適時の改定を支援するとともに、公平でインクルーシブかつ科学的に健全なアプローチを用いて A2、A2L 及び A3 カテゴリーの要件が同時に改定されるようにする。
   (b) 第 39 回公開作業部会に向け、下記の点を含めた、低 GWP の代替物質の安全規格に関する報告書を提出する。
      (i) IEC、国際標準化機構（ISO）、及びその他の国際標準化組織による国際安全規格の改定の進捗状況
      (ii) 安全規格と関係するテスト又はリスク評価及びその結果に関する情報
      (iii) HCFC 及び HFC 規制物質の段階的削減の加速に関するモントリオール議定書の締約国会合の決定の実施に対する国際規格の影響の評価、及び締約国への勧告
   (c) 標準化機構に関連する調査結果を提供する。
2. オゾン事務局に対し、第 39 回公開作業部会会合に続けて、既存のリソースの範囲内で、低 GWP の代替物質の安全な使用をめぐる安全規格に関するワークショップを開催することを要請する。
3. 締約国に対し、自国の産業界及び標準化機構と協議及び協力し、新規格の策定、既存の

規格の調整、現行規格の改定のプロセスを適時に完了できるよう支援することを強く要請する。これにより、HCFC 及び HFC の環境に優しい代替物質のさらなる採用とかかる既存の代替物質のさらなる普及が推進され、2018 年末までにこの取り組みを終了させるという目的をもってこれらの代替物質が使用できるようになる。

4. 締約国に対し、2016 年末までに、低 GWP の可燃性冷媒に関する国内の安全規格についての情報をオゾン事務局に提出することを奨励する。
5. 締約国に対し、国内及び地域の標準化委員会と国内オゾン担当局との連携及び協力を強化することを奨励する。
6. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会に対し、モントリオール議定書の実施を担当する国内当局と国内及び地域の標準化委員会との協力を改善するため、特に国際連合環境計画の遵守支援計画を通じて、同基金の技術及び能力育成支援を維持、もしくは必要に応じて強化することを要請する。
7. 本決定に記されたプロセスの結果を考慮に入れ、オゾン事務局が、IEC 及び ISO、並びに欧州標準化委員会、欧州電気標準化委員会、UL（旧 Underwriters Laboratories）、米国国家規格協会、アメリカ暖房冷凍空調学会等を含む地域標準化機構と国際安全規格に関するコンサルテーションを定期的に開催することを検討する。

（１１）検疫及び出荷前処理（QPS）に関する決議

決定 VI/11　　検疫及び出荷前処理の明確化

１. モントリオール議定書第 2H 条の実施のために、臭化メチルの検疫及び出荷前処理の用途の一般定義を、1995 年 1 月 1 日以前に行うことが、第 5 条の規定の適用を受けない締約国のために必要であることを認識し、第 5 条の規定の適用を受けない締約国は、以下の事項に合意した。

（ａ）検疫用途とは、臭化メチルに関して、検疫上の害虫(病気を含む)の進入、定着および/もしくは拡散を防止するための用途、もしくはそれらの公的な管理を確保するための用途であり、この場合：

(ｲ) 公的な管理とは、国家の植物、動物もしくは環境の保護、もしくは健康の機関により実施される、もしくは認定されるものである。

(ﾛ) 検疫上の害虫とは、それによって危険にさらされている地域、および存在していないか、もしくは存在していても広くは分布せず、公的に管理されている地域で潜在時に重要性の有る害虫である。

（ｂ）出荷前処理用途とは、輸入国の植物衛生上もしくは衛生上の要件に適合するため、もしくは輸出国の植物衛生上もしくは衛生上の要件に適合するため、輸出前および輸出に関係して直接適用される処置である。

（ｃ）これらの定義を適用するにあたって、第 5 条の規定の適用を受けない国は、臭化メチルの使用を抑え、可能な場合は、非オゾン層破壊物質を使用することを奨励される。臭化メチルが使用される場合には、締約国は、可能な限り、密閉、回収およびリサイクルの技術を通して、臭化メチルの排出及び使用を最小限に抑えることが奨励される。

２．第 5 条の規定を受ける国は、以下の事項を明確にすることに同意したことを認識し、

（ａ）出荷前処理用途に関する定義は、第 5 条の規定の適用を受ける国に影響を与えること、および新しい貿易の非関税障壁は避けるべきであること

（ｂ）第 5 条の規定の適用を受ける国は、臭化メチルに係わる検疫及び出荷前処理用途の定義に対する一層の協議および今後の取り組みを、依然として必要としていること

（ｃ） 国連食料農業機関(FAO)は、臭化メチルの使用に係わる検疫用途および出荷前処理用途に関する一般的定義の確立のために、基礎的な役割を果たすべきであること

（ｄ）第 5 条の規定の適用を受ける国による臭化メチルの使用が、将来増加することが見込まれること

（ｅ）モントリオール議定書実施のための多数国間基金およびその他の財源からの適切な資金が、第 5 条の規定の適用を受ける国での臭化メチルに係わる検疫用途および出荷前処理用途のための非オゾン破壊技術の移転を容易にするために必要とされること

３．更に、臭化メチルに係わる密閉、回収およびリサイクルの技術は、全ての締約国の間でより広い用途が与えられるべきことを認識すること。

４．第 11 回および第 12 回の公開作業部会に、以下の事項を要請すること。

（ａ）以下の事項を考慮して、臭化メチルに係る検疫用途および出荷前処理用途の最も適切な定義を、更に検討すること

(ｲ) 臭化メチル技術的オプション委員会

(ﾛ) 臭化メチルの科学アセスメント報告書

(ﾊ) 害虫リスク分析に関する国連食糧農業機関のガイドライン

(ﾆ) 有害な害虫のリストの開発

（ｂ）決定Ⅳ/13 に含まれる臭化メチルに関する問題と併せて、定義の問題を共同で検討すること

（ｃ）上記の全ての問題に関して、第 7 回モントリオール議定書締約国会合の決定に含まれるよう、必要な要素を準備すること

決定 VII/5　　検疫と出荷前処理の定義

（ａ）検疫用途とは、臭化メチルに関して、検疫上の害虫(病気を含む)の進入、定着および/もしくは拡散を防止するための用途、もしくはそれらの公的な管理を確保するための用途であり、この場合：

(ｲ) 公的な管理とは、国家の植物、動物もしくは環境の保護、もしくは健康の機関により実施される、もしくは認定されるものである。

(ﾛ) 検疫上の害虫とは、それによって危険にさらされている地域、および存在していないか、もしくは存在していても広くは分布せず、公的に管理されている地域で潜在時に重要性の有る害虫である。

（b）出荷前処理用途とは、輸入国の植物衛生上もしくは衛生上の要件に適合するため、もしくは輸出国の植物衛生上もしくは衛生上の要件に適合するため、輸出前および輸出に関係して直接適用される処置である。

（c）これらの定義を適用するにあたって、第 5 条の規定の適用を受けない国は、臭化メチルの使用を抑え、可能な場合は、非オゾン層破壊物質を使用することを奨励される。臭化メチルが使用される場合には、締約国は、可能な限り、密閉、回収およびリサイクルの技術を通して、臭化メチルの排出及び使用を最小限に抑えることが奨励される。

決定 X/11　　検疫と出荷前処理除外措置

臭化メチル使用量の 18 パーセント以上が、検疫と出荷前処理除外措置によって規制から除外されたと見積もられ、また公式データによればこの使用量が、いくつかの地域において増加しているという、技術経済評価パネルの結論に特に言及すること。

同じく、除外措置基準の操作により、臭化メチルの使用量を不要な使用量とすることができることにも言及すること。

1．技術経済評価パネルに対し、進行中の仕事の一部として、次のことを要求すること。

（a）基準年である 1991 年以来の使用傾向を含む、検疫と出荷前処理除外措置の下での臭化メチルの量と用途を評価すること。

（b）代替処理が現在のところ存在してないアプリケーションを確認し、代替物質と技術の現状と潜在的利用可能性について、また回収、抑制、そしてリサイクル技術の利用可能性と経済的実行可能性について報告すること。

（c）出荷前の定義の範囲を含む、決定 VII/5 に説明されているような、検疫と出荷前処理除外措置の実施（効力、有効範囲）について報告すること。

（d）個々の締約国が、検疫と出荷前処理除外措置の下でのアプリケーションから臭化メチルの使用と放散を削減し、また議定書第 5 条第 1 項に基づいて処理をしている締約国の特殊な事情を考慮して、先の報告書の中の彼らの勧告に対して一層念入りに対処することを検討できるような状況と潜在的な選択肢について報告すること。

（e）国際植物保護協議会（IPPC）による検疫上および非検疫上の害虫の定義の修正について、また規制された非検疫上の害虫への殺虫剤の使用に関係する FAO/IPPC の組織が、検疫および出荷前の定義の明確化を行うかどうかの決議を助けるため、これら FAO/IPPC の慣例を考慮して、検疫および出荷前の定義に一貫性を持たせるよう支援するという修正条項について精査し報告すること。

（f）1999 年のモントリオール議定書締約国の最初の公開作業部会に対しその結論を提出すること。

２．技術経済評価パネルの報告書を考慮して、第 11 回締約国会合で検討してもらう何らかの適切な勧告を行うよう、公開作業部会に要求すること。
３．1999 年 12 月 31 日までに、検疫および出荷前処理用臭化メチルの使用を規制する法規のリストを事務局に提出するよう、締約国に要求すること。
４．決定 IX/28 に説明されているように、検疫および出荷前処理除外措置に基づいて消費された臭化メチルの量について報告する必要性を、締約国に想起させること。

決定 XI/12　　臭化メチルの出荷前処理用途の定義

出荷前処理用途とは、輸入国の公的な基準または輸出国の現在の公的な基準を満たすために輸出前 21 日間に行われる検疫以外の用途を言う。公的基準とは、それぞれの国の工場、動物、環境、衛生または保存品の管轄機関が実施または許可する基準を言う。

決定 XI/13　　検疫と出荷前処理

１．技術・経済評価パネルは、確かな結論を引き出すには調査データの信頼性は不十分だと指摘しているが、パネルの 1999 年 4 月の報告では、臭化メチルの用途の 22%以上が、適用除外対象の検疫と出荷前処理用として、検査対象から除かれており、一部の国では検疫と出荷前処理用が増加していることに留意する。
２．科学評価パネルが 1998 年の報告で臭化メチルのオゾン層破壊物質を 0.4 に修正したことに留意する。
３．第 11 回締約国会合で採択された修正に基づき、検疫と出荷前処理用に使用される補遺Ｅに掲載された規制物質の年間量に関する統計データを各締約国から事務局に提出することになった点に留意する。
４．技術・経済評価パネルの 2003 年の報告では：
（ａ）検疫と出荷前処理用として臭化メチルに代わりうる代替処理、代替方法の技術的、経済的な実現性を評価する。
（ｂ）　技術的、経済的に実現可能な代替方法の実行により代替できる臭化メチルの量を商品別および（または）用途別に推定する。
５．技術的、経済的に実現可能な代替方法が存在する検疫と出荷前処理用として臭化メチルを使用することを禁止することを目的として、それぞれの国の工場、動物、環境、衛生または保存品に対する規制を見直すよう締約国に求める。
６．下記を目的として、臭化メチルの商品別用途と検疫と出荷前処理用の量を監視するための手続き（必要であれば、パネルの 1999 年 4 月の報告で示した形式を利用）を実行するよう締約国に求める：
（ａ）技術的、経済的に実現可能な代替方法の開発、実行のための調査研究を実施するために財源の有効利用をめざす。
（ｂ）検疫と出荷前処理用として臭化メチルに代わる技術的、経済的に実現可能な代替方

法があれば、当該代替方法を早期に確認することを奨励する。

7．検疫と出荷前処理用として臭化メチルに代わる代替方法が利用できるようになるまで、臭化メチルの排出量を削減するための臭化メチルの技術的、経済的に実現可能な回収・リサイクル技術の利用を奨励する。

決定 XVI/10　　臭化メチルの検疫・出荷前処理に関する情報の報告

臭化メチルの検疫、出荷前処理に関する決定 XI/13.の第 4 項の(a)と(b)に基づく技術経済評価パネルに割り当てられた任務をあらためて確認し、

双方の任務を完璧に行うために、技術経済評価パネルは、各締約国の検疫・出荷前処理の用途の性格および各締約国におけるこれらの用途向けの技術的、経済的に実現可能な臭化メチルの代替手段利用の可能性に関する十分なデータ、この問題にしてパネルの作業現場に通知するための有用かつ確固たるデータ（特に、それぞれの管轄内の技術的、経済的に実現可能な代替手段の利用の可能性）を必要とする。

技術経済評価パネルに対しては、可能な限り適時かつ合理的な方法で決定 XI/13 の第 4 項を実行するよう希望し、

いくつかの締約国が、この問題に関して同パネルの作業現場に通知するための部分データをすでに提出済みであることを高く評価し、

検疫・出荷前処理の用途の性格上、臭化メチルとその代替手段の検疫・出荷前処理の用途が年毎に大幅に変わりうることに留意し、

国連食糧農業機関の国際植物保護条約の 2002 年 3 月の植物検査手段の国際基準の基準 15 の導入により、臭化メチル以外の選択肢として熱処理の利用が基準に盛り込まれているものの、臭化メチルの検疫・出荷前処理の用途向けの需要が拡大することもありうることに留意し、

臭化メチル技術的オプション委員会の現在の作業量および公開作業部会の第 24 回会議における一部の検疫・出荷前処理の用途に関する追加的な専門知識を求める要求に留意し、

各国の植物、動物、保健または保存製品の当局が、決定 VII/5 および決定 XI/12 にしたがって検疫・出荷前処理を許可または実施することに留意し、

決定 XI/13 の第 4 項に基づき締約国から要求のある報告を作成するために、しかるべき資格のあるメンバーを指定するにあたって、締約国の支援を得てプロジェクトチームを設置するよう同パネルに求める。

この問題に関するデータを同パネルにいまだ提出していない締約国に対して、検疫・出荷前処理用の臭化メチルのすべての既知の用途を商品別、用途別に確認した上で、2005 年 3 月 31 日前にプロジェクトチームに最大限入手可能なデータを提出するよう求める。

第 2 項に基づく要求に応えて、2002 年度向けの最大限入手可能なデータまたは 1 暦年を代表すると締約国が判断したデータを最大限利用するよう、締約国に求める。

公開作業部会の第 25 回会議向けの情報用として、第 2 項および第 3 項に基づき締約国が

提出したデータまたは2004年4月14日の臭化メチルの検疫・出荷前処理調査に応じて他の締約国が以前に提出したデータを、2005年5月31日までに報告するようプロジェクトチームに求める。

また、第4項に基づく報告にあたって、世界的な用途のパターンの概要を提示するために、商品別、用途別に集計した形式の報告書としてデータを提出し、締約国提出データにより確認した用途向けの代替手段に関する入手可能情報を加えるよう、プロジェクトチームに求める。

第2項および第3項に基づく暦年について、2005年11月30日までに、特に締約国自身の用途を中心に、第5項で確認した代替手段を各国の状況に適用しうるか否か、また技術的、経済的な実現可能性に関する最大限入手可能なデータに基づく情報を入手でき次第プロジェクトチームに提出するよう締約国に求める。対象の用途は以下の通り：

－それぞれの締約国自身の検疫・出荷前処理用の年間総消費量の10%以上を占める用途。

－10%を超える用途がない場合には、消費量上位5位の用途。

－締約国がデータを入手できれば、既知のすべての用途。

第6項に掲げる情報に基づき、決議XI/13.の第4項にしたがって、2006年5月31日までに締約国に報告するよう同パネルに求める。

決定XVI/11　　検疫・出荷前処理の用途に関する国連機関の間の調整

国連食糧農業機関の国際植物保護条約の2002年3月の植物衛生措置の国際基準の基準15に基づき、取引で使用される木製包装・梱包材料に伴う検疫病害虫の持ち込みおよび（または）蔓延の危険性を少なくするために、木製包装・梱包材料の熱処理と臭化メチルによる燻蒸を承認した国際取引における木製包装・梱包材料の規制に関するガイドラインが公布されたことに留意し、

当該ガイドラインは検疫および出荷前処理の用途に取り組むためのものであることを理解し、

国連機関間の調整が共通の目標の達成にとって不可欠であることを考慮し、

技術経済評価パネルが検疫および出荷前処理の用途に関する臭化メチルの代替手段の評価を行っていることを考慮に入れ、

1．植物衛生措置の国際基準の基準15に特に準拠して、臭化メチルの削減に対するモントリオール議定書締約国の取り組みを強調して、国連食糧農業機関の国際植物保護条約事務局と接触すると共に、植物衛生措置として食糧農業機関が定めた木製包装・梱包材料の臭化メチルによる処理の代替手段を奨励するために、情報を交換するようオゾン事務局に求める。

2．第17回締約国会合にこれに関する報告を行うよう、オゾン事務局に求める。

3．植物衛生措置の国際基準の基準15に関連して、当該用途が経済的に実現可能で、当該国が臭化メチル燻蒸に代わる必要な代替手段（熱処理または代替包装・梱包材料等）の

施設を有している場合には、当該用途を可能最大限優先的にとらえるよう、締約国に促す。

４．輸入締約国に対しては、基準 15 にしたがって、臭化メチルの代替方法により処理した木製包装・梱包材料の受け入れを検討することを奨励する。

決定 XVII/15　　オゾン事務局と国際植物保護条約事務局との間の調整

検疫と出荷前処理の用途に関する国連諸機関間の調整に関する決定XVI/11をあらためて確認し、

特に国際植物衛生措置基準の基準 15 に関連して、臭化メチルの使用の削減に関して国際植物保護条約事務局と接触し、継続的に調整するためにオゾン事務局が行っている努力を承知し、

国際植物保護条約の暫定植物衛生措置委員会が、燻蒸中の臭化メチルへの接触時間を延長し、燻蒸効率を確保するために燻蒸の各段階における必要最低ガス濃度を引き上げるために（2006 年中に、暫定植物衛生措置委員会が採択できるよう検討することを期待する）、2002 年 3 月の基準 15 の改正案を迅速に検討するべく基準委員会に提出することで合意したことに留意し、

臭化メチルの検疫と出荷前処理の用途を管理し、経済的、技術的に可能であれば、代替物質に代えることの重要性を強調し、

検疫と出荷前処理の用途を通じて臭化メチルの排出量が増大することがオゾン層に及ぼす危険性を考慮に入れ、

１．国際植物衛生措置基準の基準 15 の適用に関して、国際植物保護条約事務局と密に連絡をとるよう、オゾン事務局に求める。

２．検疫・出荷前処理プロジェクトチームが収集した情報を、国際植物保護条約の関係機関に提出するよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 XVIII/14　検疫／出荷前処理用の臭化メチルの代替物質の使用に関するモントリオール議定書と国際植物保護条約の協力

技術経済評価パネルおよびその検疫／出荷前処理プロジェクトチームが行った仕事を高く評価し、

各国の植物、動物、保健または保存品の当局が締約国会合の決定 XVII/5 および決定 XI/12 にしたがって検疫／出荷前処理を許可または実施していることに留意し、

第 11 回締約国会合は、モントリオール議定書の第 7 条第 3 項の修正により、各締約国に対して、検疫／出荷前処理用として毎年使用される臭化メチルの量に関する情報を事務局に提出することを義務付けたことに留意し、

植物衛生対策委員会が、植物と植物性製品に影響を及ぼす病害虫の蔓延と移入を防止するための対策を確実に行うことを目的とする国際条約である国際植物保護条約に基づき、

植物衛生対策の国際基準を採用することを承知し、

臭化メチルの検疫／出荷前処理用途は、本来、当該病害虫（侵襲性外来種を含む）の偶発的な移入と蔓延から自然の生態系と農業を保護するために考えられたものであることを考慮に入れ、

決定 XVII/15 で、締約国は、オゾン層の破壊の危険性を考慮して、国際植物保護条約事務局との連携を強化するようオゾン事務局に求めたことに留意し、

オゾン層にとって好ましい方法で、また、植物衛生保護の面も考慮して、検疫／出荷前処理用の臭化メチルの使用量を最小限にするための共通の方策を開発する必要性を認識し、

１．国際植物保護条約とモントリオール議定書の技術機関の間のよりいっそう緊密な協力を目的とした国際植物保護条約の森林検疫技術パネルの提案を歓迎し、モントリオール議定書との協力に関する森林検疫技術パネルからの勧告の承認を検討することを植物衛生対策委員会に対して奨励する。

２．下記を目的として、国際植物保護条約の技術機関と協力するよう技術経済評価パネルに求める：

（ａ）実際に可能であれば重複する可能性のある活動を調整し、しかるべき技術情報を共有し、共同で作成することができるようにする。

（ｂ）検疫用、出荷前処理用の臭化メチルの代替物質の開発と採用にあたって各国が直面している技術的、経済的な機会と制約を共同で確認する。

（ｃ）それぞれの技術機関が入手できる関係のデータセットを組み合わせて、検疫／出荷前処理作業における臭化メチルの使用に関する量的情報、可能な限り総合的な情報を、検疫／出荷前処理プロジェクトチームが収集することを許可する。

（ｄ）検疫用、出荷前処理用の臭化メチルの使用を義務付ける、あるいは許可する各国の現在の植物、動物、環境の衛生および保存品に関する規制を共同で確認する。

（ｅ）決定 XI/13 で強く求めている通り、臭化メチルによる燻蒸による排出量を最小限にするための技術、システムおよび取決めに関する実践的な技術上の手引を各国の植物保護組織に提供する。

３．モントリオール議定書締約国の公開作業部会の第 27 回会議に間に合うよう上記第 2 項に記す連絡および作業の結果について報告することを技術経済評価パネルに求める。

４．決定 XVII/15 に沿って国際植物保護条約との適切な連携を継続し、すでに行われている相互協力を強化し、事務局レベルでの協力と共同作業について締約国に総合的に報告することをオゾン事務局に求める。

５．モントリオール議定書および国際植物保護条約に基づく検疫／出荷前処理の定義に関する事実関係情報を提供するよう事務局に求める。

６．モントリオール議定書および国際植物保護条約の諸問題に関して作業を行っている国家レベルの公務員に対して、検疫／出荷前処理用の臭化メチルの使用に関する国内対策を実施する際に、また、双方の多国間協定の締約国が将来意思決定する際の下準備にあ

たって双方の協定の目的を達成できるようよりいっそう緊密に協力することを奨励する。

決定 XX/6　検疫･出荷前処理目的の臭化メチルの使用量およびその排出量を削減するための締約国による対策

検疫・出荷前処理（QPS）目的の臭化メチルの使用は、モントリオール議定書第 2 条の H の第 6 項によって規制されていないオゾン層破壊物質の重要な存続用途であり、科学評価パネルの 2006 年評価報告には、「QPS 等の除外の継続または拡大に伴う排出量は、“オゾン層”の回復を遅らせる可能性がある」と記されていたことを認識し、

モントリオール議定書の第 7 条では、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの年間使用量に関して報告するよう締約国に求めており、決定 XI/13 では、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの商品別用途および使用量の監視手続きを実行するよう締約国に強く求めていることをあらためて確認し、臭化メチルの使用を控え、可能であればオゾン層非破壊技術を利用するよう締約国に強く求めている決定 VII/5 および代替物質が利用できるようになるまで技術的、経済的に実行可能な回収・リサイクル技術を利用するよう締約国に強く求めている決定 XI/13 をあらためて確認し、

決定 XVII/15 の前文に記されている通り、臭化メチルの検疫･出荷前処理用途を管理し、技術的、経済的に実行可能であれば、他に代えることの重要性を再確認し、

臭化メチルはオゾン層破壊性のある物質であり、臭化メチルおよびその代替物質の多くが、一部の締約国における港湾労働者および倉庫労働者を中心に人間の健康に重大な悪影響を生じさせてきた有害物質であることを強調し、

多くの締約国が貿易や生物の多様性維持のために臭化メチルに依存しており、あらゆる検疫・出荷前処理の用途のための代替物質が利用できるようになり、受け入れられるまで引き続き臭化メチルを使用する予定であることを認識し、

代替物質の採用または回収技術の利用を通じて、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量および排出量の段階的削減または削減のための締約国の努力を承知し、

ISPM-15 等に基づく植物検疫用臭化メチルの代替物質の精査にあたってのオゾン事務局と国際植物保護条約(IPPC)の共同の努力ならびに植物検疫用の臭化メチルの代替および(または)削減のための戦略の策定および実行を締約国に促す同条約の勧告を高く評価し、

世界の一部の地域では検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量がいまだ増加していることに留意し、

現在のデータの相違を認識し、検疫・出荷前処理用途の傾向を監視し、分析し、更に、モントリオール議定書に基づく検疫・出荷前処理用の臭化メチルの世界的必要量を削減する機会を確認するためには更に詳しい情報が必要であることを認識し、

1．第 7 条の第 3 項で求められている通り、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用データを 2009 年 4 月までに報告し、その後は、現在の議定書の基準および決定に従って毎年データを報告するよう、未報告の締約国に強く求める。

２．オゾン事務局に対して、下記のことを求める：

（ａ）決定 XI/12 を反映する形で、データ報告のための指示/ガイドラインの 5.6 における出荷前処理用の定義を改訂する。

（ｂ）第 7 条の第 3 項に基づき締約国が報告した検疫・出荷前処理用の臭化メチルの生産量と消費量のデータを事務局のウェブサイトに掲載する。

３．モントリオール議定書の非遵守手続きにしたがって、第 7 条の第 3 項に基づく検疫・出荷前処理用の臭化メチルの報告を検討するよう履行委員会に求める。

４．国際植物保護条約事務局と協議の上、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量と排出量に関する現在入手できるすべての関連情報を精査し、主要用途の傾向、利用できる代替物質およびその他の軽減のための選択肢、代替物質採用の障害に関する評価を行うか、当該目的の実現にどのような追加の情報または対策が必要かを判断するよう、技術経済評価パネルに求める。

（ａ）検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量に関する説明(主要用途別、対象の病害虫別)。

（ｂ）臭化メチル主要用途用の代替物質・技術および臭化メチルの回収、封込め、リサイクルの技術が技術的、経済的に利用可能か否か。

（ｃ）現時点で代替物質・技術が利用できない検疫・出荷前処理用途、代替物質・技術が技術的、経済的に実行または採用できない理由に関する評価。

（ｄ）検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用に直接影響を与える規制またはその他の関係対策の実例（決定 X/11 で求められている情報を含む)。

（ｅ）臭化メチルの代替物質・技術の採用の妨げとなるその他の障害。

（ｆ）検疫・出荷前処理用の臭化メチルの回収、破壊のための技術を含む技術的、経済的に実行可能な代替物質・技術の実証プロジェクト。

５．公開作業部会の第 29 回会議で入手可能な情報の分析に基づく報告案を提出するよう、技術経済評価パネルに求める。当該報告書では、情報が不足している分野を明記し、妥当であればデータが不足している理由を説明し、十分な分析に必要な情報収集のために最適の実用的な方法案を提示する。

６．十分な情報がある場合には、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量、排出量を削減しうる機会があることが判明している分野に焦点をあてた最終報告書（締約国に検討を仰ぐ利用可能な臭化メチル回収技術のリストを加える）を提出し、情報が不十分な場合には、第 21 回締約国会合で検討を仰ぐ追加データ収集のための最終案を提出するよう、技術経済評価パネルに求める。

７．一部締約国に限って検疫・出荷前処理用に分類されていることが確認された用途のカテゴリーのリストを、公開作業部会の第 29 回会議までに基準条件にしたがって作成するよう技術経済評価パネルに求める。当該締約国に対しては、第 21 回締約国会合に提出する最終報告に盛り込めるよう、そのように分類している基本的理由に関する情報を技術

経済評価パネルに適時に提出するよう求める。

８．技術経済評価パネル、国際植物保護条約事務局およびその他の関係機関と協力して、以後の対策を決定するために、本決定の第 4 項に掲げる評価報告およびその他の関係入手情報を討議するためのワークショップを第 21 回締約国会合の枠外に設置するよう、オゾン事務局に求める。

９．決定 XVII/15 および決定 XVIII/14 にしたがって、国際植物保護条約事務局との協力と調整を強化するよう、オゾン事務局に求める。

10．国際植物保護条約に基づく植物検疫対策委員会の第 3 回会議の勧告にしたがって、植物検疫対策用臭化メチルの使用量の削減および（または）臭化メチルの排出量の削減に取り組む締約国を助ける対策に関する国内戦略を策定し、可能であれば第 21 回締約国会合の前に、オゾン事務局を通じて他の締約国に当該戦略を提出することを締約国に対して奨励する。当該戦略には下記の対策分野を加えることができる：

（ａ）臭化メチル使用分の代替

（ｂ）臭化メチル使用量の削減

（ｃ）臭化メチル排出量を物理的に削減

（ｄ）植物検疫対策用の臭化メチル使用量の正確な記録

決定XXI/10　　臭化メチルの検疫・出荷前処理用途

科学評価パネルの2006年評価報告書の中で、臭化メチルの検疫・出荷前処理用途が、排出されるとオゾン層破壊の回復が遅れることになるオゾン層破壊物質の未規制用途とみなされたことを認識し、

臭化メチルの検疫・出荷前処理による排出量を2015年までに全廃した場合には、2007年から2050年までの大気中の塩素と臭素の総量（成層圏内有効塩素換算量＝EESC）が3.2%減少すると算定した科学評価報告のシナリオに留意し、

一部地域では臭化メチルの検疫・出荷前処理用使用量がいまだに増加していることに留意し、

臭化メチルの検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量と排出量の段階的削減または削減のために締約国が努力していることを承知し、

第5条非適用国22ヶ国および第5条適用国54ヶ国が現在の検疫・出荷前処理用消費量を報告し、過去に検疫・出荷前処理を行なってきたその他31ヶ国が検疫・出荷前処理用消費量をゼロに削減し、更に14ヶ国が来年には消費を停止し、その他27ヶ国が2010年1月1日までに消費を停止する予定であることに留意し、

技術経済評価パネルのタスクフォースが、挽き割り材、木製包装・梱包材料（ISPM15）、穀物およびこれに類する食品、植付け前土壌、丸太を中心に臭化メチルの検疫・出荷前処していることに留意し、

更に、国際植物保護条約に基づき、代替処理が現在検討されていることに留意し、検疫・

出荷前処理用途が臭化メチルの大気中への排出にどれほど寄与しているかを評価するにあたって、第7条に基づく臭化メチルの検疫・出荷前処理用途の監視と報告が重要であることに留意し、

いくつかの締約国が、代替物質の採用の促進、規制基準の見直し、代替方法の許可、臭化メチルに対する汚染税の採用および（または）検疫・出荷前処理用消費量の制限などの政策手段の採用により検疫・出荷前処理用消費量を削減するのに成功してきたことを承知し、

燻蒸慣行の技術的改善（気密構造の採用、最低有効臭化メチル使用量の算定、補給量を最小限にするための燻蒸中の監視、回収設備の利用、臭化メチルを入れた容器の処理より有効な臭化メチルを容器に入れる前の木製包装・梱包材料の処理等）によっても臭化メチルの使用量と消費量を削減することができることに留意し、

1. 第7条に基づく検疫・出荷前処理用臭化メチルの消費量に関する年間データを締約国に報告し、第4条のBに基づく検疫・出荷前処理用を含む臭化メチルの取引認可制度を整備し、実行する義務をあらためて確認する。

２．決定XI/13にしたがって検疫・出荷前処理に関するデータを収集し、1999年4月の技術経済評価パネルの報告に記されたフォーマットを用いて検討するよう締約国を促す。

３．その他の関連専門家とIPCC事務局と協議し、公開作業部会の第30回会議で検討すべき報告を提出するよう、技術経済評価パネルおよびその臭化メチル技術的オプション委員会に求める。報告の内容は、以下の通りとする：

（１）下記の検疫・出荷前処理用途の種類について、代替物質の技術上、経済上の実行可能性および入手のしやすさ（推定）に関する情報の精査：

a.挽き割り材、木製包装・梱包材料（ISPM15）。

b.穀物およびこれに類する食品

c 植付け前土壌。

d.丸太。

（２）検疫・出荷前処理用代替物質の現在の入手のしやすさおよび上記の第3項の（１）に列挙した用途への市場浸透率、これらの規制基準、代替物質の実行その他の原動力との関係。

（３）経済面を盛り込み、本項に基づく情報を考慮した2009年タスクフォース報告書の表9.1の改訂版で、第5条適用国と第5条非適用国、検疫用途と出荷前処理用途を区別したもの。

（４） 締約国から求められた場合、代替物質の技術上、経済上の実行可能性、実行の影響、検疫・出荷前処理用の臭化メチルの生産量、消費量の制限の影響評価のために技術経済評価パネルが利用する方法案（推定、制限、客観的パラメーター、国内および国同士の変動、その考慮の仕方）の説明。

４．検疫・出荷前処理用の臭化メチルの使用量と排出量を削減するための最善慣行施策

（これには、臭化メチルの使用量を最小限にするための使用量基準、気密性制御、燻蒸中の監視、その他の対策の見直しに加え、代替物質が利用できない用途の場合には臭化メチルの回収、再利用を含める）を締約国が適用することを奨励すると共に、可能であれば必ず代替緩和対策を導入できるよう、臭化メチルの検疫・出荷前処理基準を締約国が見直すことを奨励する。

5. 可能であれば、自国の国内政策の枠内で、デポジット／リベート方式またはその他の融資策など、代替物質への移行を促進するための奨励策を可能な限り採用することを締約国が検討することを奨励する。

６．締約国または地域が、2009年10月技術経済評価パネルの検疫・出荷前処理タスクフォース報告を利用して、排出量削減の技術の選択肢に関する情報および臭化メチルの検疫・出荷前処理用途に代えて採用した技術、削減の達成、必要な投資、運営費、資金調達戦略に関する情報を要約した文書を作成することを奨励する。

７．決定XX/6でも言及したIPPCに基づく植物衛生対策委員会の第3回会議の勧告を締約国が実行することを奨励する。

決定XXIII/5　　臭化メチルの検疫及び出荷前処理用途

検疫及び出荷前処理のための臭化メチルの使用に関する戦略的見解を策定することの価値及びこの目的に関して利用可能なデータを強化することの重要性を認識し、

検疫及び出荷前処理のための臭化メチルの消費量に関する一貫性ある報告が検疫及び出荷前処理用の消費量と使用の監視及び審査をしやすくすることに留意し、

決定 XI/13、特にその第 3 項において、締約国が検疫及び出荷前処理のために使用される臭化メチルの量に関する統計データを毎年事務局に提出することが求められていることを喚起し、

また、国際植物検疫条約の植物検疫措置に関する委員会が 2008 年に採択した検疫措置としての臭化メチルの使用の置換又は削減に関する勧告 、及びモントリオール議定書の締約国にこの勧告を実施するよう奨励する決定 XX/6 及び決定 XXI/10 を喚起し、

決定 VII/5 及び XI/12 に定める「検疫」及び「出荷前処理」の定義を喚起し、これを一貫して適用することの重要性に留意し、

仕様書 16 に基づき、各国の植物検疫機関が承認した検疫措置のための臭化メチルの使用に対する代替手段が国際植物検疫条約に基づいて提出されることを喚起し、

1. 締約国に対し、国際植物検疫条約の植物検疫措置に関する委員会の勧告に従い、検疫措置としての臭化メチルの現在の使用量に関するデータを正確に記録及び照合することを奨励する。これには、キログラムで表示される臭化メチルの使用量、燻蒸される物品、必要に応じてその商品が輸入物であるか輸出物であるか、及び対象の害虫は何かの説明を含める。
2. その実施が可能である締約国に対しては、自主的に、2013 年 3 月 31 日までにオゾン事

務局に次の情報を提出することを奨励する。

(a)輸出先の国の要件を満たすために使用される臭化メチルの量

(b)臭化メチルの使用を必要とする輸入商品に対する検疫措置の要件、及び事務局に対しこれらの情報を技術経済評価パネルに転送するよう要請する。

3. 締約国に対し、第七条の報告義務を遵守し、検疫及び出荷前処理用に使用される臭化メチルの量に関するデータを毎年提供することを強く要請し、その実施が可能な国に対しては、自主的に、植物検疫措置に関する委員会の勧告に従って記録及び照合された臭化メチルに関する情報を事務局に報告することによって、当該データを補強することを奨励する。
4. 締約国に対し、害虫の蔓延のリスクが確認された場合を除き、委託品が何度も臭化メチル処理を受けることを防止する措置を検討するよう奨励する。
5. 技術経済評価パネルに対し、公開作業部会がその第 32 回会合で審議するため、下記を含む簡潔な報告書を提出することを要請する。

(a)モントリオール議定書の第七条に基づいて提出されたデータの地域別の概要。当該データに見られる傾向の分析を行ったもの

(b)検疫及び出荷前処理用の臭化メチルの使用に関するデータ収集の手順及び方法を確立していない又は既存の手順及び方法の改善を希望する締約国に対する、かかる手順及び方法に関する助言

6. 技術経済評価パネルに対し、公開作業部会がその第 33 回会合で審議するため、上記 2 に従って提供された情報に関する簡潔な報告書を提出することを要請する。
7. 事務局に対し、国際植物検疫条約とモントリオール議定書との間で臭化メチルの使用及び代替処理に関する情報交換を保証しこれを改善する方法について、及び、各国の当局及び民間機関によるかかる情報へのアクセスを推進するために利用可能な制度について、国際植物検疫条約の事務局と協議し、かかる協議の成果及び同条約と議定書との間の全般的な協力について、第 32 回会合で公開作業部会に報告することを要請する。

決定XXIV/15　　臭化メチルの検疫及び出荷前処理用途に関する情報の報告

検疫及び出荷前処理用途としての臭化メチルの消費量に関する報告を改善する必要性があることを喚起し、

また、決定 XXIII/5、特に第 2 項により、締約国会合が、実施の可能な締約国に対し自主的に 2013 年 3 月 31 日までにオゾン事務局に下記の情報を提出するよう求めたことを喚起し、

(a) 輸出先の国の植物検疫要件を満たすために使用される臭化メチルの量

(b) 臭化メチルの使用を必要とする輸入商品に対する植物検疫要件

さらに、決定 XXIII/5、特に第 3 項により、締約国会合が第七条の報告義務を遵守し、検疫及び出荷前処理用の臭化メチルの量に関するデータを毎年提出するよう締約国に強く要

請するとともに、実施の可能な締約国に対しては、植物検疫措置に関する委員会の勧告に従って記録され照合された臭化メチルの使用に関する情報を、自主的に事務局に報告して情報を補強するよう求めたことを喚起し、

1. 第33回公開作業部会会合において、決定XXIII/5に従って提出された情報を考慮に入れ、検疫及び出荷前処理用の臭化メチルの使用に関する第七条データの傾向の分析を技術経済評価パネルに依頼するかどうか、及び情報の改善方法について検討する。
2. オゾン事務局に対し、決定 XXIII/5 の 2 に従い、自主的に、2013 年 3 月 31 日までに情報を提出するよう締約国に喚起することを要請する。
3. 検疫及び出荷前処理用の臭化メチルの使用に関するデータ収集の手順を確立していない又は既存の手順の改善を希望する締約国に対し、技術経済評価パネルが 2012 年の進捗報告書の第 10.4.4 節で必須と指摘した要素を考慮して検討することを奨励する。
4. オゾン事務局に対し、技術経済評価パネルの 2012 年の進捗報告書の第 10.4.2 節で例として示されたフォームをウェブサイトに掲載することを要請する。

（１２）クリティカルユース申請に関する決議

決定 VII/29　臭化メチルの農業に不可欠な用途のための様式および基準の考えられる必要性の評価

１．最新のモントリオール議定書科学評価パネルが、臭化メチルのオゾン層破壊における顕著な役割のために、その削減の必要性を強調したことを銘記する。

２．しかし、農業分野における臭化メチルの利用を評価するため、既存のエッセンシャルユースの基準および過程の適用性、および本化合物の重要な農業用途のための代替品の入手可能性に関する懸念を認識する。

３．技術経済評価パネルに対し、重要な農業用途のための要請のレビュー、承認および実施を容易にするために利用できる様式(エッセンシャルユースの過程を含む)および基準の必要性を調査するよう要請する。適当な様式および基準を勧告するに際して、技術経済評価パネルは、以下の事項を考慮に入れることができる。

（ａ）商業的に入手可能でかつ有効な代替技術もしくは代替品が存在するか否か。

（ｂ）用途の規模および特別な使用の個々の状況を考慮に入れて、それらの経済的な実行可能性を評価することを締約国に可能とする、代替技術および代替品の相対的なコストおよび利益

（ｃ）承認された免除への使用およびそこからの排出を最小限にするために、全ての経済的に実行可能な行動がとられていること、および、臭化メチルの使用への代替品をこの用途のために評価し開発するために、継続した努力が行われていることを締

約国が示したかどうか。

（d）特定の国のためのエッセンシャルユースに基づいて許可される基準となる生産量および消費量の全比率に上限を設定することの可能性

（e）代替品に関する意思決定および実行過程の範囲

4．技術経済評価パネルに対し、臭化メチルに関する制限のための要件を実施する場合に、より大きな柔軟性を許す市場に則した手段を使用する可能性の調査を準備するよう要請する。

5．技術経済評価パネルの分析は、第 8 回締約国会合による決定を容易にするために、第 13 回公開作業部会に提出されるべきである。

決定 VIII/16　　臭化メチルの必須の農業用途

1．第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/29 に従って、技術経済評価パネルおよびその臭化メチル技術分科会によって行われた作業を感謝をもって銘記する。

2．技術経済評価パネルに対し、第 13 回公開作業部会に提出された 1996 年 6 月 TEAP 報告書におけるごとく、臭化メチルの必須用途の問題に関する各種の選択肢について調査し、第 9 回締約国会合に報告することを要請する。

決定 IX/6　　臭化メチルの重要用途に関する特例

1．モントリオール議定書第 2 条に掲げる規制措置のために臭化メチルの重要用途を評価するにあたっては、下記の基準と手続きを適用する：

（a）指定締約国会合が次のように判断した場合に限り、臭化メチルの用途を「重要」とみなすものとする：

(i)当該用途のために臭化メチルが利用できないとマーケットに重大な破綻が生じる結果となるため、当該用途は重要である。

(ii)環境や健康の観点から容認することができ、指定の作物や状況に適した技術的、経済的に可能な代替物質を利用者が入手できない。

（b）クリティカルユースの臭化メチルの生産と消費は、下記の場合に限って許可せねばならない：

(i)重要用途とそれに伴う臭化メチルの発散を最小限に抑えるための技術的、経済的に可能な全ての措置をとっている。

(ii)発展途上国の臭化メチルに対する需要も計算に入れた場合、臭化メチルの貯蔵分またはリサイクル分の既存のストックから十分な量、質の臭化メチルが入手できない。

(iii)財源、専門家の人的資源、制度の能力、情報の不足を含む第 5 条適用国の特別のニーズ及び個々の指定の状況を考慮に入れ、代替物質の評価、市販、国の規制承認のためのしかるべき努力が行われていることが実証されている。第 5 条非

適用国は、自国の個々の条件に適していることが確認され次第、可能な代替物質を採用することが実証されている、および（または）当該の選択の確認、評価、調整、実証を支援する資金として多数国間基金またはその他の財源を申請していることを実証せねばならない。

２．指定を見直し、本決議の１の(a)(ⅱ)と１の(b)に掲げる基準に基づく勧告を行うよう技術経済評価パネルに求める。

３．本決議を第 5 条適用国および第 5 条非適用国に適用する場合は、それぞれの国に適用される削減期限が過ぎた後とする。

決定 IX/7　　臭化メチルの緊急用途

締約国が、緊急事態に対処するために、事務局に通知した上で、20 トンを限度として臭化メチルを使用することを許可する。事務局と技術経済評価パネルは、「臭化メチル重要用途」基準に従って用途を評価し、次回の締約国会合にこの情報を提出し、20 トンという数字が適当であるか否かを含め、当該緊急事態の再検討、当該緊急事態に関する将来のしかるべき指針の検討を求める。

決定 XIII/11　　臭化メチルのクリティカルユース向け適用除外用途の申請手続き

第５条第１項非締約国が、クリティカルユース向けとして締約国が合意した量に見合う消費と生産を除き、2005 年１月１日より検疫と出荷前処理以外の用途向けの臭化メチルの生産と消費を停止せねばならないことに留意し、

決定 IX/6 の実行のための取り決めに関する早期の指導を第 5 条第１項非締約国に対して行い、臭化メチルのクリティカルユースの審査の基準と手続きを示すことの重要性に留意し、

2003 年の第 15 回締約国会合で検討するクリティカルユース向け適用除外用途指定を締約国が提出できるようにするためのしかるべき指導を締約国に対して行う必要性に留意し、

１．クリティカルユース向け適用除外用途に関する決定 IX/6 にしたがって提出された指定を適

切に審査するために必要な情報を提供した臭化メチル技術的オプション委員会（MBTOC）の仕事ぶり、ならびに過去の TEAP および MBTOC の報告に入っていた代替物質・技術の合併リストを作成中の技術経済評価パネルの仕事ぶりに感謝の意をもって留意する。

２．関連情報を提供する重要用途指定手続きに関するハンドブックおよびエッセンシャルユース指定手続きにおいて現在採用されているスケジュールを反映した提出用スケジュールを作成するよう、技術経済評価パネルに求める。

３．第１項に掲げる臭化メチルに代わる代替物質・技術の合併リストを完成し、当該リストを早急にウエッブサイトに掲載するよう、技術経済評価パネルに求める。

４．2002 年 1 月までに「臭化メチルクリティカルユース指定ハンドブック」を完成するよう技術経済評価パネルに求め、当該ハンドブックを早急にウエッブサイトに掲載するよう事務局に求める。
５．技術経済評価パネルによるクリティカルユース指定の審査に協力するしかるべき資格の農業エコノミストを雇用するよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 XV/54　臭化メチルのクリティカルユースの評価にあたって技術経済評価パネルが採用すべき評価の種類

１．技術経済評価パネルの 2003 年度補足報告にしたがって、現在「注意」に分類されている指定付き締約国に対しては、必要な追加情報の手引として、技術経済評価パネル／臭化メチル技術的オプション委員会の 2003 年 10 月の補足報告におけるコメントを援用し、それぞれの指定を裏付ける追加情報を提出するよう求める。臭化メチル技術的オプション委員会の共同委員長は、その旨求められた場合、必要な情報に関して締約国をサポートする追加的な手引を提供する。締約国に対しては、2004 年 12 月 31 日までに、オゾン事務局に対して追加情報を提出するよう求める。
２．臭化メチル技術的オプション委員会に対しては、特別会議を開催するよう求める。特別会議は、2004 年 2 月 14 日以前に締約国向けに発表される技術経済評価パネルの報告の作成に十分間に合う時期に開催せねばならない。
３．現在「注意」に分類されている臭化メチルの重要用途指定を評価し、それらを、「推奨」、「推奨せず」、「評価不能」に分類し直すよう技術経済評価パネルに求める。

決定 Ex .I/3　2005 年の臭化メチルのクリティカルユース申請

The *First Extraordinary Meeting of the Parties* decided in *Dec. Ex.I/3:*

Reaffirming the obligation to phase out the production and consumption of methyl bromide in accordance with paragraph 5 of Article 2H by 1 January 2005, subject to the availability of an exemption for uses agreed to be critical by the Parties,

Recognizing that technically and economically feasible alternatives exist for most uses of methyl bromide,

Noting that those alternatives are not always technically and economically feasible in the circumstances of the nominations,

Noting also that Article 5 Parties have made substantial progress in the adoption of effective alternatives,

Mindful that exemptions must fully comply with decision IX/6, and are intended to be limited, temporary derogations from the phase-out of methyl bromide,

Mindful also that decision IX/6 permits the production and consumption of methyl

bromide for critical uses only if it is not available in sufficient quantity and quality from existing stocks of banked or recycled methyl bromide,

Recognizing the desirability of a transparent presentation of data on alternatives to methyl bromide to assist the Parties to understand better the critical-use volumes and to gauge progress on and impediments to the transition,

Recognizing also that each Party should aim at significantly and progressively decreasing its production and consumption of methyl bromide for critical uses with the intention of completely phasing out methyl bromide as soon as technically and economically feasible alternatives are available,

Resolved that each Party should revert to methyl bromide only as a last resort and in the situation when a technically and economically feasible alternative to methyl bromide which is in use ceases to be available as a result of de-registration or for other reasons,

Taking into account the recommendation by the Technology and Economic Assessment Panel that critical-use exemptions should not be authorized in cases where technically and economically feasible options are registered, available locally and used commercially by similarly situated enterprises,

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee,

1. For the agreed critical uses set forth in annex II A to the report of the First Extraordinary Meeting of the Parties to the Montreal Protocol *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, to permit, subject to the conditions set forth in decision Ex.I/4, the levels of production and consumption set forth in annex II B to the present report *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, with the understanding that additional levels and categories of uses may be approved by the Sixteenth Meeting of the Parties in accordance with decision IX/6;
2. That a Party with a critical-use exemption level in excess of permitted levels of production and consumption for critical uses is to make up any such difference between those levels by using quantities of methyl bromide from stocks that the Party has recognized to be available;
3. That a Party using stocks under paragraph 2 above shall prohibit the use of stocks in the categories set forth in annex II A to the report of the First Extraordinary Meeting of the Parties to the Montreal Protocol *[see Section 3.4 in this Handbook]* when amounts from stocks combined with

allowable production and consumption for critical uses exceed the total level for that Party set forth in annex II A to the present report;

4. That Parties should endeavour to allocate the quantities of methyl bromide recommended by the Technology and Economic Assessment Panel as listed in annex II A to the report of the First Extraordinary Meeting of the Parties *[see Section 3.4 in this Handbook]*;
5. That each Party which has an agreed critical use should ensure that the criteria in paragraph 1 of decision IX/6 are applied when licensing, permitting or authorizing the use of methyl bromide and that such procedures take into account available stocks. Each Party is requested to report on the implementation of the present paragraph to the Ozone Secretariat;
6. To take note of the proposal by the United States of America on multi-year exemptions, as reflected in paragraph 7 of the paper reproduced in annex III to the present report, and to consider, at the Sixteenth Meeting of the Parties, the elaboration of criteria and a methodology for authorizing multi-year exemptions;
7. Bearing in mind that Parties should aim at significantly and progressively reducing their production and consumption of methyl bromide for critical-use exemptions, that a Party may request reconsideration by the Meeting of the Parties of an approved critical-use exemption in the case of exceptional circumstances, such as unforeseen de-registration of an approved methyl bromide alternative when no other feasible alternatives are available, or where pest and pathogens build resistance to the alternative, or where the use-reduction measures on which the Technology and Economic Assessment Panel based its recommendation as to the level necessary to satisfy critical uses are demonstrated not to be feasible in the specific circumstances of that Party.

決定 **Ex. I/4**　臭化メチルのクリティカルユース申請交付と報告の条件

The *First Extraordinary Meeting of the Parties* decided in *Dec. Ex.I/4:*

Mindful of the principles set forth in the report by the chair of the informal consultation on methyl bromide held in Buenos Aires on 4 and 5 March 2004, namely, fairness, certainty and confidence, practicality and flexibility, and transparency,

Recognizing that technically and economically feasible alternatives exist for most uses of methyl bromide,

Noting that those alternatives are not always technically and economically feasible in the circumstances of nominations,

Noting that Article 5 and non-Article 5 Parties have made substantial progress in the adoption of effective alternatives,

Mindful that exemptions must comply fully with decision IX/6 and are intended to be limited, temporary derogations from the phase-out of methyl bromide,

Recognizing the desirability of a transparent presentation of data on alternatives to methyl bromide to assist the Parties to understand better the critical-use volumes and to gauge progress on and impediments to the transition from methyl bromide,

Resolved that each Party should aim at significantly and progressively decreasing its production and consumption of methyl bromide for critical uses with the intention of completely phasing out methyl bromide as soon as technically and economically feasible alternatives are available,

Recognizing that Parties should revert to methyl bromide only as a last resort, in the event that a technically and economically feasible alternative to methyl bromide which is in use ceases to be available as a result of deregistration or for other reasons,

1. That each Party which has an agreed critical use under the present decision should submit available information to the Ozone Secretariat before 1 February 2005 on the alternatives available, listed according to their pre-harvest or post-harvest uses and the possible date of registration, if required, for each alternative; and on the alternatives which the Parties can disclose to be under development, listed according to their pre-harvest or post-harvest uses and the likely date of registration, if required and known, for those alternatives, and that the Ozone Secretariat shall be requested to provide a template for that information and to post the said information in a database entitled "Methyl Bromide Alternatives" on its web site;
2. That each Party which submits a nomination for the production and consumption of methyl bromide for years after 2005 should also submit information listed in paragraph 1 to the Ozone Secretariat to include in its Methyl Bromide Alternatives database and that any other Party which no longer consumes methyl bromide should also submit information on alternatives to the Secretariat for inclusion in that database;
3. To request each Party which makes a critical-use nomination after 2005 to submit a national management strategy for phase-out of critical uses of methyl bromide to the Ozone Secretariat before 1 February 2006.

   The management strategy should aim, among other things:

(a) To avoid any increase in methyl bromide consumption except for unforeseen circumstances;

(b) To encourage the use of alternatives through the use of expedited procedures, where possible, to develop, register and deploy technically and economically feasible alternatives;

(c) To provide information, for each current pre-harvest and post-harvest use for which a nomination is planned, on the potential market penetration of newly deployed alternatives and alternatives which may be used in the near future, to bring forward the time when it is estimated that methyl bromide consumption for such uses can be reduced and/or ultimately eliminated;

(d) To promote the implementation of measures which ensure that any emissions of methyl bromide are minimized;

(e) To show how the management strategy will be implemented to promote the phase-out of uses of methyl bromide as soon as technically and economically feasible alternatives are available, in particular describing the steps which the Party is taking in regard to subparagraph (b) (iii) of paragraph 1 of decision IX/6 in respect of research programmes in non-Article 5 Parties and the adoption of alternatives by Article 5 Parties;

4. To request the Meeting of the Parties to take into account information submitted pursuant to paragraphs 1 and 3 of the present decision when it considers permitting a Party to produce or consume methyl bromide for critical uses after 2006;

5. To request a Party that has submitted a request for a critical use exemption to consider and implement, if feasible, Technology and Economic Assessment Panel and Methyl Bromide Technical Options Committee recommendations on actions which a Party may take to reduce critical uses of methyl bromide;

6. To request any Party submitting a critical-use nomination after 2004 to describe in its nomination the methodology used to determine economic feasibility in the event that economic feasibility is used as a criterion to justify the requirement for the critical use of methyl bromide, using as a guide the economic criteria contained in section 4 of annex I to the present report *[see Section 3.4 in this Handbook]*;

7. To request each Party from 1 January 2005 to provide to the Ozone Secretariat a summary of each crop or post-harvest nomination containing the following information:

(a) Name of the nominating Party;

(b) Descriptive title of the nomination;

(c) Crop name (open field or protected) or post-harvest use;

(d) Quantity of methyl bromide requested in each year;

(e) Reason or reasons why alternatives to methyl bromide are not technically and economically feasible;

8. To request the Ozone Secretariat to post the information submitted pursuant to paragraph 7 above, categorized according to the year in which it was received, on its web site within 10 days of receiving the nomination;

9. To request the Technology and Economic Assessment Panel:

(a) To identify options which Parties may consider for preventing potential harmful trade of methyl bromide stocks to Article 5 Parties as consumption is reduced in non-Article 5 Parties and to publish its evaluation in 2005 to enable the Seventeenth Meeting of the Parties to decide if suitable mitigating steps are necessary;

(b) To identify factors which Article 5 Parties may wish to take into account in evaluating whether they should either undertake new accelerated phase-out commitments through the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol or seek changes to already agreed accelerated phaseouts of methyl bromide under the Multilateral Fund;

(c) To assess economic infeasibility, based on the methodology submitted by the nominating Party under paragraph 6 above, in making its recommendations on each critical-use nomination. The report by the Technology and Economic Assessment Panel should be made with a view to encouraging nominating Parties to adopt a common approach in assessing the economic feasibility of alternatives;

(d) To submit a report to the Open-ended Working Group at its twenty-sixth session on the possible need for methyl bromide critical uses over the next few years, based on a review of the management strategies submitted by Parties pursuant to paragraph 3 of the present decision;

(e) To review critical-use nominations on an annual basis and apply the criteria set forth in decision IX/6 and of other relevant criteria agreed by the Parties;

(f) To recommend an accounting framework for adoption by the Sixteenth Meeting of the Parties which can be used for reporting quantities of methyl bromide produced, imported and exported by Parties under the terms of critical-use exemptions, and after the end of 2005 to request each Party which has been granted a critical-use exemption to submit information together with its nomination using the agreed format;

(g) To provide, in consultation with interested Parties, a format for a critical-use exemption report, based on the content of annex I to the present report *[see Section 3.4 in this Handbook]*, for adoption by the Sixteenth Meeting of the Parties, and to request each Party which reapplies for a methyl bromide critical-use exemption after the end of 2005 to submit a critical-use exemption report in the agreed format;

(h) To assess, annually where appropriate, any critical-use nomination made after the end of 2006 in the light of the Methyl Bromide Alternatives database information submitted pursuant to paragraph 1 of the present decision, and to compare, annually where appropriate, the quantity, in the nomination, of methyl bromide requested and recommended for each pre-harvest and post-harvest use with the management strategy submitted by the Party pursuant to paragraph 3 of the present decision;

(i) To report annually on the status of re-registration and review of methyl bromide uses for the applications reflected in the critical-use exemptions, including any information on health effects and environmental acceptability;

(j) To report annually on the status of registration of alternatives and substitutes for methyl bromide, with particular emphasis on possible regulatory actions that will increase or decrease dependence on methyl bromide;

(k) To modify the handbook on critical-use nominations for methyl bromide to take the present decision and other relevant information into account, for submission to the Sixteenth Meeting of the Parties.

決定 XVI/2　　臭化メチルのクリティカルユース申請（2005 年、2006 年）

モントリオール議定書第 2 条の H の第 5 項に基づく臭化メチルのクリティカルユースの評価義務を認識し、

決定 IX/6 に明記されている臭化メチルのクリティカルユース評価のための基準と手順を考慮に入れ、

技術経済評価パネルとその臭化メチル技術的オプション委員会による作業を極めて高く評価し、技術経済評価パネルとその臭化メチル技術的オプション委員会が、決定 IX/6 の第 2 項にしたがってクリティカルユース申請を審査し、締約国が、同議定書第 2 条の H に掲げる規制措置の目的のために臭化メチルのクリティカルユースを評価することを認識し、

決定 XVI/4.が、今後のクリティカルユースの審査のための信頼しうる基礎となり、勧告を行う技術的、経済的に正当な理由がない場合は、締約国の指定を重視せねばならない。

第 16 回締約国会合の報告の補遺 I で定める通り、臭化メチルのクリティカルユース申請の評価に関する臭化メチル技術的オプション委員会の作業手順の第 3 項および第 4 項に特

に留意し、

1．各締約国のために本決定の補遺ⅠのAで定める2005年向けの合意済み追加クリティカルユースの種類については、決定 Ex.I/4 で定める諸条件にしたがって、当該条件が適用できる限り、クリティカルユースに対応するのに必要な本決定の補遺Ⅰの B で定める2005年向けの追加的な生産量と消費量の水準を許可する。

2．各締約国のために本決定の補遺ⅡのAで定める2006年向けの合意済みクリティカルユースの種類については、決定 Ex.I/4 で定める諸条件にしたがって、当該条件が適用できる限り、クリティカルユースに対応するのに必要な本決定の補遺Ⅱの B で定める 2006年向けの生産量と消費量の水準を許可する。この場合、決定 IX/6 にしたがってモントリオール議定書締約国会合により追加的な生産量と消費量の水準が承認されることもありうる旨を理解する。

3．締約国は、技術経済評価パネルが推奨する臭化メチルの量が、本決定の補遺ⅠのAおよび補遺ⅡのAに記す通り割り当てられるよう努力せねばならない。

4．合意済みクリティカルユースのある各締約国は、臭化メチルのクリティカルユースの許認可を行う際に決定 IX/6 の第1項における基準を適用するようにし、許認可手続きにおいては、臭化メチルのたまり分または再利用分の利用可能なストックを計算に入れるようにする。各締約国に対しては、オゾン事務局に本項の実行に関して報告を行うよう求める。

5．下記の第9項に掲げる臨時締約国会合が開催されるまで、決定 Ex.I/4 で定める諸条件にしたがって、当該条件が適用できる限り、本決定の補遺Ⅲで定める2006年クリティカルユース指定分を暫定的に承認する。

6．臭化メチル技術的オプション委員会に対して、2005年1月24日までに提出されたすべての関係情報（締約国提出の補足情報および指定状況、作物に適する条件に関する情報を含む）に基づき、以下のことを審査するよう求める：

（a）本決定の補遺Ⅲで定める2006年クリティカルユース指定分。

（b）技術経済評価パネルの2004年10月報告で「評価不能」とされた2006年クリティカルユース指定分。

7．下記の条件にしたがって、本決定の第6項に掲げる指定を評価するよう臭化メチル技術的オプション委員会に求める：

（a）本決定の第6項－第9項で定めるタイムテーブルに合わせるために必要な修正をした上で、第16回締約国会合の報告の補遺Ⅰで定める手順にしたがう。

（b）指定を行う締約国からその旨求められた場合には、討議終了前に、当該締約国と会合をもつ。

8．技術経済評価パネルに対して、2005年4月30日までに中間報告の形式で、2005年5月15日までに最終報告の形式で、調査結果を締約国に報告するよう求める。

9．本決議の2006年クリティカルユース指定分に関して締約国会合で決議を採択するため

に、本決定の第 6 項に掲げる公開作業部会の第 25 回会議と同時に開催された臨時締約国会合において、第 6 項－8 項にしたがって作成された技術経済評価パネルの報告を審査する。この場合、これにより以後財務面への影響が生じないようにする旨理解する。

10. 締約国が異なる決議をしない限り、本決定の第 6 項～第 9 項で定める手順は例外であり、2005 年においてだけ適用する。

決定 XVI/3　　臭化メチルクリティカルユース申請の期間

決定 Ex.I/4 は、第 9 項(e)に基づき、技術経済評価パネルに対して、年毎にクリティカルユース申請を審査し、決定 IX/6 で定める基準および締約国が合意したその他関連基準を適用するよう求めたことに留意し、

決定 Ex.I/3 は、第 6 項に基づき、複数年申請に関するアメリカ合衆国の提案に留意し、複数年の申請を許可するための基準と方法の策定を検討するよう締約国に求めたことを認識し、

１．臭化メチルのクリティカルユース申請と申請の期間を 1 年間超に延長する根拠には更に注意を払わねばならないことで合意する。

２．第 17 回締約国会合において、クリティカルユースの申請期間を 1 年超に延長するための枠組み作りを可能な限り行い、特に下記の要素を考慮に入れねばならないことで合意する：

（a）下記に関する年次報告：

臭化メチルの再登録と審査の状況。

臭化メチルの代替手段、代替物質の登録の状況。

代替手段、代替物質を評価し、商業化し、国の規制に基づき承認する努力。

（b）申請の場合に承認済みクリティカルユース申請の再検討を求める要求に関する評価。

（c）様々なケースにおける下降傾向の検討。

（d）決定 Ex.I/4 の第 1 項に掲げる代替手段データベースに照らしての指定の評価、管理戦略との比較。

（e）期間 1 年間超の臭化メチルのクリティカルユース申請に対して既存の決定が適用できるか否か。

（f）期間 1 年間超の臭化メチルのクリティカルユース申請に適用しうる追加条件。

３．特に下記の要素を考慮に入れ、クリティカルユース申請期間を 1 年超に拡大する技術的根拠を検討する：

（a）臭化メチルの使用パターンが、年間ベースまたは季節ベースで規則的でない場合。

（b）個々の用途について、数年間は、代替手段または新規の方式が現われるとは考えられない場合。

（c）代替手段の実行プランが数年間に渡る場合。

（d）管理戦略に、指定毎、業界毎または用途毎に期間が正確に決まった完全な段階的削

減が含まれている場合。

決定 XVI/6　　計算の枠組み

決定 Ex.I/4.の第 9 項(f)にしたがって、技術経済評価パネルが計算の枠組み作りにあたって行った作業を高く評価する。

2005 年末の後に、クリティカルユース指定を受けた各締約国は、クリティカルユース申請条件にしたがって締約国が生産、輸入、輸出した臭化メチルの量に関する情報を提供せねばならないことに留意し、

当該情報については、計算枠組み形式を用いて、締約国の指定と共に提出せねばならないことを承知し、

第 16 回締約国会合の報告の補遺Ⅱで定める計算の枠組みを採択する。

臭化メチルクリティカルユース申請ハンドブックの次の版に計算の枠組みを加えるよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 Ex. II/1　　臭化メチルのクリティカルユース申請

The *Second Extraordinary Meeting of the Parties* decided in *Dec. Ex.II/1:*

Recognizing that technically and economically feasible alternatives exist for most uses of methyl bromide, and that those alternatives are not always technically and economically feasible in the circumstances of the nominations,

Mindful that exemptions must fully comply with decision IX/6, including with regard to use minimization and emissions reduction, and that they are intended to be limited, temporary derogations from the phase-out of methyl bromide,

Recognizing the value of gas retention or other techniques for minimizing emissions of methyl bromide and other chemical alternatives, and that such uses can achieve pest and disease control with significant reductions in dose,

Acknowledging that further information described in decision Ex.I/4 will be submitted by the Parties in 2006,

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee,

1. For the agreed critical uses for 2006, set forth in table A of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]*, to permit, subject to the conditions set forth in the present decision and in decision Ex. I/4, to the extent those conditions are applicable, the supplementary levels of production and consumption for 2006 set forth in table B of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, with the understanding that additional levels and categories of uses may be approved by

the Seventeenth Meeting of the Parties in accordance with decision IX/6;

2. That a Party with a critical-use exemption level in excess of permitted levels of production and consumption for critical uses is to make up any such difference between those levels by using quantities of methyl bromide available from existing stocks;
3. That each Party which has an agreed critical use shall take into full consideration all quantities of existing stocks of methyl bromide and that the sum of these quantities shall be reported in 2006 in column G of the Framework Report, as set out in annex II to the report of the Sixteenth Meeting of the Parties *[see Section 3.4 in this Handbook]*, subject to confidentiality and disclosure clauses of domestic laws and regulations. Where all or part of the quantities are withheld pursuant to such laws and regulations, the reasons for withholding the quantities in column G shall be footnoted appropriately;
4. That Parties that have an agreed critical use shall endeavour to license, permit, authorize or allocate the quantities of methyl bromide recommended by the Technology and Economic Assessment Panel to the specific categories of use shown in table A of the annex to the present decision;
5. That each Party which has an agreed critical use renews its commitment to ensure that the criteria in paragraph 1 of decision IX/6 are applied when licensing, permitting or authorizing the use of methyl bromide and that such procedures take into account quantities of methyl bromide available from existing stocks;
6. To request Parties licensing, permitting or authorizing methyl bromide that is used for 2006 critical uses to ensure, wherever methyl bromide is authorized for critical-use exemptions, the use of emission minimization techniques such as virtually impermeable films, barrier film technologies, deep shank injection and/or other techniques that promote environmental protection, whenever technically and economically feasible.

決定 XVII/9　　2006 年と 2007 年の臭化メチルのクリティカルユース申請

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/9:*

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee,

Noting with appreciation that some Parties have made substantial reductions in the quantities of methyl bromide authorized, permitted or licensed for 2005 and have significantly reduced the quantities for 2006,

Noting that Parties submitting requests for methyl bromide for 2007 have

supported their requests with a national management strategy,

1. For the agreed critical-use categories for 2006, set forth in table A of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, to permit, subject to the conditions set forth in the present decision and decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and consumption for 2006 set forth in table B of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses;
2. For the agreed critical-use categories for 2007, set forth in table C of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, to permit, subject to the conditions set forth in the present decision and in decision Ex. I/4, the levels of production and consumption for 2007 set forth in table D of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, with the understanding that additional levels of production and consumption and categories of uses may be approved by the Meeting of the Parties to the Montreal Protocol in accordance with decision IX/6;
3. That a Party with a critical use exemption level in excess of permitted levels of production and consumption for critical uses is to make up any such differences between those levels by using quantities of methyl bromide from stocks that the Party has recognized to be available;
4. That Parties shall endeavour to license, permit, authorize or allocate quantities of critical-use methyl
   bromide as listed in tables A and C of the annex to the present decision;
5. That each Party which has an agreed critical use renews its commitment to ensure that the criteria in paragraph 1 of decision IX/6 are applied when licensing, permitting or authorizing critical use of methyl bromide and that such procedures take into account available stocks of banked or recycled methyl bromide. Each Party is requested to report on the implementation of the present paragraph to the Ozone Secretariat by 1 February for the years to which this decision applies;
6. That Parties licensing, permitting or authorizing methyl bromide that is used for 2007 critical uses shall request the use of emission minimization techniques such as virtually impermeable films, barrier film technologies, deep shank injection and/or other techniques that promote environmental protection, whenever technically and economically feasible;
7. To request Parties to endeavour to use stocks, where available, to meet any demand for methyl bromide for the purposes of research and development;
8. To request the Quarantine and Pre-shipment Task Force of the Technology and

Economic Assessment Panel to evaluate whether soil fumigation with methyl bromide to control quarantine pests on living plant material can in practice control pests to applicable quarantine standards, to evaluate the long-term effectiveness of pest control several months after fumigation for this purpose and to provide a report in time for the twenty-sixth meeting of the Open-ended Working Group;

9. That each Party should ensure that its national management strategy for the phase-out of critical uses of methyl bromide addresses the aims specified in paragraph 3 of decision Ex.I/4;

10. To request the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee to report for 2005 and annually thereafter, for each agreed critical use category, the amount of methyl bromide nominated by a Party, the amount of the agreed critical use and either:

(a) The amount licensed, permitted or authorized; or

(b) The amount used.

決定 XⅧ/13　2007 年分および 2008 年分の臭化メチルに関するクリティカルユース申請

技術経済評価パネルおよびその臭化メチル技術的オプション委員会が行った仕事を高く評価し、

一部の国が 2006 年分として認可、許可または使用許可された臭化メチルの量の大幅な削減を行い、要求量を大幅に削減したことを高く評価し、

臭化メチルに関する 2007 年分の要求を提出した締約国が、決定 EX.I/4 で求められた管理戦略を要求に添付したことに留意し、

１. 各国向けに本決定の補遺の表 A で定めた 2007 年分の合意済みクリティカルユースのカテゴリーについて、決定 XVII/9 で認められた量に加え、クリティカルユースに対応するために必要な本決定の補遺の表 B で定める 2007 年分の生産量および消費量を、本決定および決定 Ex.I/4 の適用できる条件にしたがって許可する。

２. 各国向けに本決定の補遺の表 C で定めた 2008 年分の合意済みクリティカルユースのカテゴリーについて、追加の生産量および消費量ならびに使用のカテゴリーは、決定 IX/6 にしたがってモントリオール議定書締約国会合の承認を受けることもありうると理解した上で、クリティカルユースに対応するために必要な本決定の補遺の表 D で定める 2008 年分の生産量および消費量を、本決定および決定 Ex.I/4 の適用できる条件にしたがって許可する。

３. 技術経済評価パネルは、個々の指定に向けて 2008 年分のクリティカルユース申請を求める追加要求を評価する際、決定 IX/6 の第 2 項にしたがって、2007 年分と 2008 年分の

クリティカルユースの国内での実行状況に関する情報を含め、最新の情報を考慮せねばならない。

4．クリティカルユース向けに許可された生産量および消費量を上回るクリティカルユース申請分を使用する締約国は、自国が利用することを認められたストック分の臭化メチルを使用することで、量の相違を相殺せねばならない。

5．締約国は、本決定の補遺の表 A と表 C に記す量のクリティカルユースの臭化メチルの使用許可、許可、認可または割当を行うよう努力するものとする。

6．合意済みクリティカルユースのある各締約国は、臭化メチルのクリティカルユースの使用許可、許可または認可を行う際には、決定 IX/6 の第１項に記す基準、特に、決定 IX/6 の第１項（ｂ）(ii) で定める基準を適用する旨をあらためて確約する。各締約国に対しては、この決定を適用する年度の２月１日までに、オゾン事務局に本項の実行状況に関して報告するよう求める。

7．2007 年より毎年、各公開作業部会より前に、会計枠組み報告で報告する各指定元の締約国が保有する臭化メチルのストック分を進捗報告の中で公表することを技術経済評価パネルに求める。

8．2008 年分のクリティカルユースとして使用される臭化メチルの使用許可、許可または認可を行う締約国は、ほぼ透過しないフィルム、遮断フィルム技術、ディープ・シャンク・インジェクションおよび（または）その他の技術などの、環境保護を促進する技術的、環境的に実現可能な排出量最小化技術の採用を求めるものとする。

9．各締約国は、臭化メチルのクリティカルユース分の段階的削減のための国内管理戦略を通じて、決定 Ex.I/4 の第３項に記す目標に取り組むよう引き続き努力せねばならない。

決定 XIX/9　2008 年および 2009 年の臭化メチルに関するクリティカルユース申請

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/9*:

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee,

Noting that Parties submitting requests for methyl bromide have supported their requests with management strategies as requested under decision Ex.I/4,

1. To permit, for the agreed critical-use categories for 2008 set forth in table A of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, subject to the conditions set forth in the present decision and decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and consumption for 2008 set forth in table B of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, in addition to the amounts permitted in decision XVIII/13;
2. To permit, for the agreed critical-use categories for 2009 set forth in table C of the

annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, subject to the conditions set forth in the present decision and in decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and consumption for 2009 set forth in table D of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, with the understanding that additional levels of production and consumption and categories of uses may be approved by the Meeting of the Parties in accordance with decision IX/6;

3 To request the Technology and Economic Assessment Panel to ensure that recent findings with regard to the adoption rate of alternatives are annually updated and reported to the Parties in its first report of each year and inform the work of the Panel;

4. That when assessing supplemental requests for critical use exemptions for 2009 for a specific nomination, the Technology and Economic Assessment Panel should take into account the most current information, including any information on domestic implementation of related 2008 and 2009 critical uses, in accordance with paragraph 2 of decision IX/6;

5. That a Party with a critical use exemption level in excess of permitted levels of production and consumption for critical uses is to make up any such differences between those levels by using quantities of methyl bromide from stocks that the Party has recognized to be available;

6. That Parties shall endeavour to license, permit, authorize or allocate quantities of critical-use methyl bromide as listed in tables A and C of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]*;

7. That each Party which has an agreed critical use renews its commitment to ensure that the criteria in paragraph 1 of decision IX/6 are applied when licensing, permitting or authorizing critical use of methyl bromide and, in particular, the criterion laid down in paragraph 1 (b) (ii) of decision IX/6. Each Party is requested to report on the implementation of the present paragraph to the Ozone Secretariat by 1 February for the years to which this decision applies;

8. To request the Technology and Economic Assessment Panel to continue publishing annually in its progress report prior to each meeting of the Open-ended Working Group the stocks of methyl bromide held by each nominating Party as reported in that Party's accounting framework report;

9. To recognize the continued contribution of the Methyl Bromide Technical Options Committee's expertise and to agree that, in accordance with section 4.1 of the

Technology and Economic Assessment Panel's terms of reference, the Committee should continue to develop its recommendations in a consensus process that includes full discussion among all available members of the Committee;

10. To note the importance of transparency in the critical-use exemption process and to request the Technology and Economic Assessment Panel to provide to the Open-ended Working Group at its next meeting a written explanation of its methodology for using its meta-analysis in its work and to disclose to the Parties in a written explanation any significant changes or deviations it intends to make to that methodology before it undertakes any such change or deviation;
11. That Parties licensing, permitting or authorizing methyl bromide for critical uses shall request the use of emission minimization techniques such as virtually impermeable films, barrier film technologies, deep shank injection and/or other techniques that promote environmental protection, whenever technically and economically feasible;
12 . That each Party should continue to ensure that its national management strategy for the phase-out of critical uses of methyl bromide addresses the aims specified in paragraph 3 of decision Ex.I/4.

決定XX/5　2009年および2010年の臭化メチルに関するクリティカルユース申請

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/5*:

Noting with appreciation the work done by the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee,

Noting that Parties submitting requests for methyl bromide have supported their requests with management strategies as requested under decision Ex.I/4, and that they should periodically provide updated information,

1. To permit, for the agreed critical-use categories for 2009 set forth in table A of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, subject to the conditions set forth in the present decision and decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and consumption for 2009 set forth in table B of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, in addition to the amounts permitted in decision XIX/9;
2. To permit, for the agreed critical-use categories for 2010 set forth in table C of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* for each Party, subject to the conditions set forth in the present decision and in decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and

consumption for 2010 set forth in table D of the annex to the present decision *[see Section 3.4 in this Handbook]* which are necessary to satisfy critical uses, with the understanding that additional levels of production and consumption and categories of uses may be approved by the Meeting of the Parties in accordance with decision IX/6;

3. To request the Technology and Economic Assessment Panel to ensure that recent findings with regard to the adoption rate of alternatives are annually updated and reported to the Parties in its first report of each year and inform the work of the Panel;
4. That when assessing supplemental requests for critical use exemptions for 2010 for a specific nomination, the Technology and Economic Assessment Panel should take into account the most current information,

決定XXI/11　　臭化メチルのクリティカルユース申請（2010年、2011年）

技術経済評価パネルおよびその臭化メチル技術的オプション委員会が行なった作業を高く評価し、

多くの国におけるクリティカルユース申請の大幅な減少を認識し、

決定XVII/９の第10項をあらためて確認し、

１．本決議および決議Ex.I/4で定める諸条件が可能な範囲で適用される締約国毎に本決議の補遺の表Aで定める2010年向けとして合意したクリティカルユースの種類について、決定XX/5で認められた量に加え、クリティカルユースとみなされるのに必要な本決議の補遺の表Bで定める2010年向け生産量と消費量の水準を許可する。

２．決定IX/6にしたがって締約国会合で追加的な生産量と消費量および用途の種類が承認されることもありうると理解した上で、本決議および決議Ex.I/4で定める諸条件が可能な範囲で適用される締約国毎に本決議の補遺の表Aで定める2011年向けとして合意したクリティカルユースの種類について、決定XX/5で認められた量に加え、クリティカルユースとみなされるのに必要な本決議の補遺の表Bで定める2011年向け生産量と消費量の水準を許可する。

３．締約国が、本決議の補遺の表A と表Cに列挙するクリティカルユースの臭化メチルの量の許認可または割当を行なうよう努力するものとする。

４．臭化メチル技術的オプション委員会の専門知識が引き続き貢献していることを認識し、技術経済評価パネルの基準条件の4.1にしたがって、同パネルが、同パネルの全ての現役委員間で全面的に討議することを含む合意の過程で勧告を策定するようにし、関連専門知識を持つ委員を勧告策定に参加させるようにすることで合意する。

５．年次進捗報告で報告されるクリティカルユース勧告では、勧告の理由を明記するようにし、締約国から追加情報を要求された場合には、臭化メチル技術的オプション委員会は、

当該要求提出から4週間以内に回答を行なうようにすることを技術経済評価パネルに求める。

６．合意済みのクリティカルユース申請を認められた各締約国は、臭化メチルのクリティカルユースでの許認可の際に、決定IX/6の第1項の基準(具体的には、決議IX/6の第1項(b)(ii)で定める基準)を適用できるよう自らの公約を改める。各締約国に対して、本項の実行状況に関して、本決議が適用される年の2月1日までにオゾン事務局に報告することを求める。

７．クリティカルユース申請をした全ての締約国に対して、第16回締約国会合で合意した計算枠組を利用してストック・データを報告することを求め、当該報告をまだ提出していない締約国に対しては、第22回締約国会合の前に計算枠組を提出するよう強く求める。

８．申請を提出する際、下記を含むクリティカルユースに関する決議で求められている報告の最新版を提出するよう締約国に求める：

i. 決議Ex.I/4(3) に基づく国家管理戦略 (重要な変更があった場合)。

ii.決議Ex.I/4(2) に基づく臭化メチル代替物質データベース。

iii.許認可を受けたクリティカルユースの種類別の量または実際の使用量に関して臭化メチル技術的オプション委員会が報告できるようにするための情報。

９．臭化メチル技術的オプション委員会に対して、決定IX/6(1)の(a)(ii)、(b)(i)、(b)(iii)および締約国のその他関連に決議で定める各基準の遵守状況に関する情報を申請毎の勧告に関する表で要約することを求める。

表A.　2010年合意済みクリティカルユースの種類（トン）

カナダ	Pasta(3.529)
イスラエル	Broomrape protected(12,50),cucumber(15.937),cut flowers&bulbs protected(63.464),cut flowers open ield(28.554),dates(1.04),melon protected&open field(70.00),strawberry fruit-Sharon and Gaza (57.063).strawberry runners-Sharon and Gaza(22.320),sweet potatoes(20.000)
米国	Strawberry runners(2.018)

表B.　2010年許可生産量、消費量（トン）

カナダ	3.529
イスラエル	290.878
米国	2.018*

＊利用可能ストックがマイナス

表C.　2011年合意済み重要用途の種類（トン）

オーストラリア	strawberry runners(23.840),Rice(4.87)
カナダ	Mills(14.107), Strawberry runners(Pince Edward Island)(5.261)
日本	chestnuts(5.35),cucumbers(27.621),ginger-field(47.450),ginger-protected(7.036),melons(73.548),pepper-green and hot(65.691)

	water melon(13.050)
米国	Commodities(5.0),NPMA food processing structures(17.365),mills and processors(135.299),dried cured pork(3.73),cucurbits(195.698), Eggplant-field(19.725),forest nursery seedlings(183.232),nursery Stock-fruit,nut,flower(7.955),orchard replant(183.232),ornamentals (64.307),peppers-field(206.234),strawberries-field(812.709),strawberry runners(6.036),tomatoes-field(292.751),sweetpotato slips(11.612)

表D.　2011年許可生産量、消費量（トン）

オーストラリア	28.710
カナダ	19.368
日本	239.746
米国	1,855.2*

＊利用可能ストックがマイナス

XXII/6　　2011年と 2012年の臭化メチルのクリティカルユース申請

Noting with appreciation the work by the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee,

Recognizing the significant reductions made in critical-use nominations for methyl bromide in many parties,

Recalling paragraph 10 of decision XVII/9,

Recalling also that all parties that have nominated critical-use exemptions are to report data on stocks using the accounting framework agreed on by the Sixteenth Meeting of the Parties,

Recognizing that the production and consumption of methyl bromide for critical uses should be permitted only if methyl bromide is not available in sufficient quantity and quality from existing stocks of banked or recycled methyl bromide,

Recognizing also that parties operating under a critical-use exemption should take into account the extent to which methyl bromide is available in sufficient quantity and quality from existing stocks of banked or recycled methyl bromide in licensing, permitting or authorizing the production and consumption of methyl bromide for critical uses,

Stressing that parties should reduce their stocks of methyl bromide retained for employment in critical-use exemptions to a minimum in as short a time period as possible,

1. To permit, for the agreed critical-use categories for 2011 set forth in table A of the annex to the present decision for each party, subject to the conditions set forth in the present decision and decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and consumption for 2011 set forth in table B

of the annex to the present decision which are necessary to satisfy critical uses, in addition to the amounts permitted in decision XXI/11;

2. To permit, for the agreed critical-use categories for 2012 set forth in table C of the annex to the present decision for each party, subject to the conditions set forth in the present decision and in decision Ex.I/4 to the extent that those conditions are applicable, the levels of production and consumption for 2012 set forth in table D of the annex to the present decision which are necessary to satisfy critical uses, with the understanding that additional levels of production and consumption and categories of uses may be approved by the Meeting of the Parties in accordance with decision IX/6;
3. That parties shall endeavour to license, permit, authorize or allocate quantities of methyl bromide for critical uses as listed in tables A and C of the annex to the present decision;
4. To recognize the continued contribution of the Methyl Bromide Technical Options Committee's expertise and to agree that, in accordance with section 4.1 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel, the Committee should ensure that it develops its recommendations in a consensus process that includes full discussion among all available Committee members and should ensure that members with relevant expertise are involved in developing its recommendations;
5. That each party that has an agreed critical-use exemption shall renew its commitment to ensuring that the criteria in paragraph 1 of decision IX/6, in particular the criterion laid down in paragraph 1 (b) (ii) of decision IX/6, are applied in licensing, permitting or authorizing critical uses of methyl bromide, with each party requested to report on the implementation of the present provision to the Ozone Secretariat by 1 February for the years to which the present decision applies;
6. To urge parties operating under a critical-use exemption to put in place an effective system to discourage the accumulation of methyl bromide produced under the exemption;

＜決定の附属書＞

表A　2011年用として承認されたクリティカルユースと量(トン)

Australia	Strawberry runners (5.950)
Canada	Pasta (2.084)
Israel	Broomrape – protected (12.500), cucumbers (12.500), cut flowers

	and bulbs –protected (52.330), cut flowers – open field (23.292), melons – protected and open field (35.000), strawberry fruit – Sharon and Gaza (41.875), strawberry runners – Sharon and Gaza (27.000), sweet potatoes (20.000)

表B　2011年の生産と消費の許可された量(トン)

Australia	5.950
Canada	2.084
Israel	224.497

表C　2012年用として承認されたクリティカルユースと量(トン)

Australia	Strawberry runners (29.760), rice (3.653)
Canada	Mills (11.020), strawberry runners (Prince Edward Island) (5.261)
Japan	Chestnuts (3.489), cucumbers (26.162), ginger – field (42.235), ginger –protected (6.558), melons (67.936), peppers – green and hot (61.154), watermelons (12.075)
United States of America	Commodities (2.419), National Pest Management Association food-processing structures (0.200), mills and processors (74.510), dried cured pork (3.730), cucurbits (59.500), eggplant – field (6.904), forest nursery seedlings (34.230), nursery stock – fruit, nuts, flowers (1.591), orchard replants (18.324), ornamentals (48.164), peppers – field (28.366), strawberry – field (678.004), strawberry runners (3.752), tomatoes – field (54.423), sweet potato slips (8.709)

表D　2012年の生産と消費の許可された量(トン)

Australia	33.413
Canada	16.281
Japan	219.609
United States of America	922.826

決定 XXIII/4　2013 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

多数の締約国で臭化メチルのクリティカルユース指定が大幅に減少していることを認識し、

決定 XVII/9 の 10 を喚起し、

また、クリティカルユース適用除外の指定を行ったすべての締約国が第 16 回締約国会合で合意された計算の枠組を使用して備蓄に関するデータを報告しなければならないことを喚起し、

クリティカルユースとしての臭化メチルの生産量及び消費量は、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄では十分な量及び質が確保できない場合のみ許可されることを認識し、

また、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は、クリティカルユースとしての臭化メチルの生産及び消費に関するライセンス、許可、承認に際して、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄で確保できる十分な量及び質を考慮しなければならないことを認識し、

1. 各締約国について本決定の附属書 A の表に示すとおり合意された 2013 年分のクリティカルユースのカテゴリーについて、本決定に定める条件の下、及び決定 Ex.I/4 に定める条件が適用される範囲において、クリティカルユースを満たすために必要な本決定の附属書 B の表に定める 2013 年の生産量及び消費量を許可する。なお、追加の生産量及び消費量並びに用途のカテゴリーについては、決定 IX/6 に従って締約国会合で承認を受けることができると理解されている。
2. 締約国は本決定の附属書 A の表に示すクリティカルユースとしての臭化メチルの量に関し、ライセンス、許可、承認、割当を行う努力をする。
3. 引き続き臭化メチル技術的オプション委員会の専門的見解の貢献が得られることを認識し、技術経済評価パネルの付託事項第 4.1 節に従い、臭化メチル技術的オプション委員会が参加可能な全委員による徹底的な協議を含めたコンセンサス形成プロセスを通じて勧告を策定するとともに、勧告の策定に際して関連する専門知識を持つ委員が必ず参加するよう保証ことに同意する。
4. 合意されたクリティカルユース適用除外を受ける締約国は、決定 IX/6 の 1 の基準、特に決定 IX/6 の 1（b）（ii）に定める基準が、クリティカルユースとしての臭化メチルに関するライセンス、許可、承認の際に適用されることを保証する約束を更新し、本条項の実施に関する報告を、本決定の適用を受ける年の 2 月 1 日までにオゾン事務局に提出するよう要請する。
5. 技術経済評価パネルに対し、同パネルによる指定の審議において臭化メチル代替物質の使用の可能性に関する国及び地方の規制及び法律が与える影響を分析し、クリティカルユース指定報告書にこの分析の説明を盛り込むことを要請する。
6. クリティカルユース適用除外を受ける締約国に対し、除外の下で生産される臭化メチルの蓄積を防止する効果的な制度を導入することを強く要請する。

＜決定の附属書＞

表 A

2013 年の合意されたクリティカルユースのカテゴリー（単位：メートルトン）

オーストラリア	イチゴランナー（29.760）、コメ（2.374）
カナダ	ミル（7.848）、イチゴランナー（プリンスエドワード島）（5.261）
日本	栗（3.317）
アメリカ合衆国	商品（.822）、ミル及び食品加工構造（25.334）、乾燥塩漬豚肉（3.730）、ウリ（3.886）、ナス畑（1.381）、苗木—果物、ナッツ類、花（.476）、果樹園移植（6.230）、装飾（40.818）、コショウ畑（5.604）、イチゴ畑（461.186）、イチゴランナー（3.752）、トマト畑（9.107）

表 B

2013 年の許可された生産量及び消費量（単位：メートルトン）

オーストラリア	32.134
カナダ	13.109
日本	3.317
アメリカ合衆国	562.326*

* これから利用可能な備蓄を差し引く。

決定 XXIV/5　2014 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

多数の締約国で臭化メチルのクリティカルユース指定が大幅に減少していることを認識し、

決定 XVII/9 の 10 を喚起し、

また、クリティカルユース適用除外の指定を行ったすべての締約国が第 16 回締約国会合で合意された計算の枠組を使用して備蓄に関するデータを報告しなければならないことを喚起し、

クリティカルユースとしての臭化メチルの生産量及び消費量は、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄では十分な量及び質が確保できない場合のみ許可されることを認識し、

また、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は、クリティカルユースとしての臭化メチルの生産及び消費に関するライセンス、許可、承認に際して、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄で確保できる十分な量及び質を考慮しなければならないことを認識し、

また、オーストラリアがコメ部門における臭化メチルの使用に対するクリティカルユー

ス指定を今後検討せず、2014 年分の一部を 2013 年に使用することの承認は例外的な一回限りのものと見なされることを認識し、

イチゴランナーの無土壌栽培システムはオーストラリア及びカナダ全土においてまだ経済的又は技術的に十分実行可能でないことに留意し、

また、臭化メチル技術的オプション委員会がアメリカ合衆国カリフォルニアにおける臭化メチルの使用エリアの計算において「ボトムアップ」アプローチを取る一方、規制当局が「トップダウン」アプローチを取っているため、アプローチの違いによって 150 ヘクタールの差が生じていることに留意し、

技術経済評価パネル、特に臭化メチル技術的オプション委員会が科学に基づいた独立した強固な報告を行っており、すべての締約国がこの作業の結果を尊重すべきであることを承知し、

1. 各締約国について本決定の附属書の表 A に示すとおり合意された 2014 年分のクリティカルユースのカテゴリーについて、本決定に定める条件の下、及び決定 Ex.I/4 に定める条件が適用される範囲において、クリティカルユースを満たすために必要な本決定の附属書の表 B に定める 2014 年の生産量及び消費量を許可する。なお、追加の生産量及び消費量並びに用途のカテゴリーについては、決定 IX/6 に従って締約国会合で承認を受けることができると理解されている。
2. コメ部門における最終移行の一環として、オーストラリアに対し、包装されたコメの燻蒸用としてクリティカルユース適用除外から最高 1.187 トンの臭化メチルを 2013 年分として繰り上げることを承認する。2013 年に繰り上げられた分は、2014 年の割り当て分から差し引き、オーストラリアはこの量がオゾン事務局に完全な透明性をもって報告されるよう保証する。
3. 締約国は本決定の附属書の表 A に示すクリティカルユースとしての臭化メチルの量に関し、ライセンス、許可、承認、割当を行う努力をする。
4. 引き続き臭化メチル技術的オプション委員会の専門的見解の貢献が得られることを認識し、技術経済評価パネルの付託事項第 4.1 節に従い、臭化メチル技術的オプション委員会が参加可能な全委員による徹底的な協議を含めたコンセンサス形成プロセスを通じて勧告を策定するとともに、勧告の策定に際して関連する専門知識を持つ委員が必ず参加するよう保証することに同意する。
5. 合意されたクリティカルユース適用除外を受ける締約国は、決定 IX/6 の 1 の基準、特に決定 IX/6 の 1（b）（ii）に定める基準が、クリティカルユースとしての臭化メチルに関するライセンス、許可、承認の際に適用されることを保証する約束を更新し、本条項の実施に関する報告を、本決定の適用を受ける年の 2 月 1 日までにオゾン事務局に提出するよう要請する。
6. カナダ及びオーストラリアに対し、イチゴランナーの無土壌栽培を含む、技術的及び経済的に実行可能な代替手段に移行する可能性をさらに模索するあらゆる妥当なステップ

を取ることを要請し、臭化メチル技術的オプション委員会がその取り組みを十分承知できるよう保証することを要請する。

7. アメリカ合衆国に対し、イチゴの果実について技術的及び経済的に実行可能な代替手段に移行する可能性をさらに模索するあらゆる妥当なステップを取ることを要請し、臭化メチル技術的オプション委員会がその取り組みを十分承知できるよう保証することを要請する。

8 技術経済評価パネルに対し、同パネルによる指定の審議において、使用の可能性がある臭化メチル代替物質に関する国及び地方の規制及び法律が持つ影響を分析し、クリティカルユース指定報告書にこの分析の説明を盛り込むことを要請する。

9. クリティカルユース適用除外を受ける締約国に対し、除外の下で生産される臭化メチルの蓄積を防止する効果的な制度を導入することを強く要請する。

＜決定の附属書＞

表 A

2014 年の合意されたクリティカルユースのカテゴリー

（単位：メートルトン）

オーストラリア	イチゴランナー（29.760）、コメ（1.187）
カナダ	ミル（5.044）、イチゴランナー（プリンスエドワード島）（5.261）
アメリカ合衆国	商品（0.740）、ミル及び食品加工構造（22.800）、乾燥塩漬豚肉（3.730）、イチゴ畑（415.067）

表 B

2014 年の許可された生産量及び消費量

（単位：メートルトン）

オーストラリア	30.947
カナダ	10.305
アメリカ合衆国	442.337[a]

[a] これから利用可能な備蓄を差し引く。

決定 XXV/4　2015 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその臭化メチル技術的オプション委員会による作業を評価し、多数の締約国で臭化メチルのクリティカルユース指定が大幅に減少していることを認識

し、

決定 XVII/9 の 10 を喚起し、

また、クリティカルユース適用除外の指定を行ったすべての締約国が第 16 回締約国会合で合意された計算の枠組を使用して備蓄に関するデータを報告しなければならないことを喚起し、

クリティカルユースとしての臭化メチルの生産量及び消費量は、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄では十分な量及び質が確保できない場合のみ許可されることを認識し、

また、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は、クリティカルユースとしての臭化メチルの生産及び消費に関するライセンス、許可、承認に際して、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄で確保できる十分な量及び質を考慮しなければならないことを認識し、

さらに、多数の国でイチゴランナーの無土壌栽培システムが経済的及び技術的に実行可能で、実際に使用されているものの、オーストラリア全土においてはまだ経済的及び技術的に実行可能でないことを認識し、

オーストラリアがイチゴランナー用の臭化メチルに代わる技術的及び経済的に実行可能な代替手段を特定する研究プログラムを進めていることを認識し、

また、無土壌栽培システムを含む技術的及び経済的に実行可能な代替手段が、現在、カナダ・プリンスエドワード島での生産には利用できないことを認識し、

さらに、カナダがプリンスエドワード島の地下水におけるクロルピクリンの影響評価を開始することを認識し、

技術経済評価パネル、特にその臭化メチル技術的オプション委員会が、科学に基づく独立した堅固な報告を行っており、すべての締約国がその作業の結果を尊重する努力をすべきであることを承知し、

1. オーストラリアに対し、第 36 回公開作業部会会合までに、その研究プログラムの利用可能な結果を技術経済評価パネルに提出し、審議できるようにすることを要請する。
2. カナダに対し、第 36 回公開作業部会会合までに、その地下水に対するクロルピクリンの影響評価の利用可能な結果を技術経済評価パネルに提出し、審議できるようにすることを要請する。
3. 2014 年において、アメリカ合衆国カリフォルニアのイチゴ部門についてクリティカルユース指定を承認することを検討し、同部門で予定されている 2016 年末までの臭化メチルのクリティカルユースからの移行を可能にするため、2016 年に使用される十分な量の臭化メチルを承認する。
4. 各締約国について本決定の附属書の表 A に示すとおり合意された 2015 年分のクリティカルユースのカテゴリーについて、本決定に定める条件の下、及び決定 Ex.I/4 に定める条件が適用される範囲において、クリティカルユースを満たすために必要な本決定の附

属書の表 B に定める 2015 年の生産量及び消費量を許可する。なお、追加の生産量及び消費量並びに用途のカテゴリーについては、決定 IX/6 に従って締約国会合で承認を受けることができると理解されている。

5. 締約国は本決定の附属書の表 A に示すクリティカルユースとしての臭化メチルの量に関し、ライセンス、許可、承認、割当を行う努力をする。
6. 合意されたクリティカルユース適用除外を受ける締約国は、決定 IX/6 の 1 の基準、特に決定 IX/6 の 1（b）（ii）に定める基準が、クリティカルユースとしての臭化メチルに関するライセンス、許可、承認の際に適用されることを保証する約束を更新し、本条項の実施に関する報告を、本決定の適用を受ける年の 2 月 1 日までにオゾン事務局に提出するよう要請する。
7. 技術経済評価パネルに対し、同パネルによる指定の審議において、使用の可能性がある臭化メチル代替物質に関する国及び地方の規制及び法律が持つ影響を分析し、クリティカルユース指定報告書にこの分析の説明を盛り込むことを要請する。

＜決定の附属書＞

表 A

2015 年の合意されたクリティカルユースのカテゴリー

（単位：メートルトン）

オーストラリア	イチゴランナー29.760
カナダ	イチゴランナー（プリンスエドワード島）5.261
アメリカ合衆国	イチゴ畑 373.66、乾燥塩漬豚肉 3.24

表 B

2015 年の許可された生産量及び消費量

（単位：メートルトン）

オーストラリア	29.760
カナダ	5.261
アメリカ合衆国	376.90[a]

[a] これから利用可能な備蓄を差し引く。

決定 XXVI/6　2015 年及び 2016 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその臭化メチル技術的オプション委員会による作業を評価し、多数の締約国で臭化メチルのクリティカルユース指定が大幅に減少していることを認識

し、

決定 XVII/9 の 10 を喚起し、

また、クリティカルユース適用除外の指定を行ったすべての締約国が第 16 回締約国会合で合意された計算の枠組を使用して備蓄に関するデータを報告しなければならないことを喚起し、

さらに、決定 XXV/4 の 1 及び 2 により、締約国会合がオーストラリアに対し、第 36 回 公開作業部会会合までにその研究プログラムの利用可能な結果を提出するとともに、カナダに対し、地下水に対するクロルピクリンの影響評価の利用可能な結果を技術経済評価パネルに提出して審議できるようにすることを求めたことを喚起し、

クリティカルユースとしての臭化メチルの生産量及び消費量は、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄では十分な量及び質が確保できない場合のみ許可されることを認識し、

また、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は、クリティカルユースとしての臭化メチルの生産及び消費に関するライセンス、許可、承認に際して、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄で確保できる十分な量及び質を考慮しなければならないことを認識し、

さらに、第 26 回締約国会合でアルゼンチンが提供した追加情報により、臭化メチル技術的オプション委員会の共同議長が決定 IX/6 に従ってアルゼンチンによるクリティカルユースとしての臭化メチルの量を正当だと判断する方法を示せるようになったことを認識し、

1. 各締約国について本決定の附属書の表 A に示すとおり合意された 2015 年及び 2016 年分のクリティカルユースのカテゴリーについて、本決定に定める条件の下、及び決定 Ex.I/4 に定める条件が適用される範囲において、クリティカルユースを満たすために必要な本決定の附属書の表 B に定める 2015 年及び 2016 年の生産量及び消費量を許可する。なお、追加の生産量及び消費量並びに用途のカテゴリーについては、決定 IX/6 に従って締約国会合で承認を受けることができると理解されている。
2. 締約国は本決定の附属書の表 A に示すクリティカルユースとしての臭化メチルの量に関し、ライセンス、許可、承認、割当を行う努力をする。
3. 合意されたクリティカルユース適用除外を受ける締約国は、決定 IX/6 の 1 の基準、特に決定 IX/6 の 1 (b) (ii)に定める基準が、クリティカルユースとしての臭化メチルに関するライセンス、許可、承認の際に適用されることを保証する約束を更新し、本条項の実施に関する報告を、本決定の適用を受ける年の 2 月 1 日までにオゾン事務局に提出するよう要請する。

＜決定の附属書＞

表 A

合意されたクリティカルユースのカテゴリー

（単位：メートルトン）

2016年	
オーストラリア	イチゴランナー29.760
カナダ	イチゴランナー（プリンスエドワード島）5.261
アメリカ合衆国	イチゴ畑231.54、乾燥塩漬豚肉3.24
2015年	
アルゼンチン	イチゴ果実 64.3、ピーマン/トマト 70
中国	ショウガ、ハウス栽培24.0、ショウガ、露地栽培90.0
メキシコ	イチゴ苗床43.539、ラスベリー苗床41.418

表 B

許可された生産量及び消費量 [a]

（単位：メートルトン）

2016年	
オーストラリア	29.760
カナダ	5.261
アメリカ合衆国	234.78
2015年	
アルゼンチン	134.3
中国	114.0
メキシコ	84.957

[a] これから利用可能な備蓄を差し引く。

決定 XXVII/3　2016 年及び 2017 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその臭化メチル技術的オプション委員会による作業を評価し、

多数の締約国で臭化メチルのクリティカルユース指定が大幅に減少していることを認識し、

決定 XVII/9 の 10 を喚起し、

また、クリティカルユース適用除外の指定を行ったすべての締約国が第 16 回締約国会合で合意された計算の枠組を使用して備蓄に関するデータを報告しなければならないことを喚起し、

さらに、決定 XXV/4 の 1 により、締約国会合がオーストラリアに対し、第 36 回 公開作業部会会合までにその研究プログラムの利用可能な結果を提出するよう求めたことを喚起

し、

決定 XXV/4 の 2 に従い、カナダが地下水に対するクロルピクリンの影響評価の利用可能な結果を 2015 年 8 月に技術経済評価パネルに提出したことを評価し、

クリティカルユースとしての臭化メチルの生産量及び消費量は、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄では十分な量及び質が確保できない場合のみ許可されることを認識し、

また、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は、クリティカルユースとしての臭化メチルの生産及び消費に関するライセンス、許可、承認に際して、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄で確保できる十分な量及び質を考慮しなければならないことを認識し、

1. 各締約国について本決定の附属書 A の表に示すとおり合意された 2016 年及び 2017 年分のクリティカルユースのカテゴリーについて、本決定に定める条件の下、及び決定 Ex.I/4 に定める条件が適用される範囲において、クリティカルユースを満たすために必要な本決定の附属書 B の表に定める 2016 年及び 2017 年の生産量及び消費量を許可する。なお、追加の生産量及び消費量並びに用途のカテゴリーについては、決定 IX/6 に従って締約国会合で承認を受けることができると理解されている。
2. 締約国は本決定の附属書 A の表に示すクリティカルユースとしての臭化メチルの量に関し、ライセンス、許可、承認、割当を行う努力をする。
3. 合意されたクリティカルユース適用除外を受ける締約国は、決定 IX/6 の 1 の基準、特に決定 IX/6 の 1(b)(ii)に定める基準が、クリティカルユースとしての臭化メチルに関するライセンス、許可、承認の際に適用されることを保証する約束を更新し、本条項の実施に関する報告を、本決定の適用を受ける年の 2 月 1 日までにオゾン事務局に提出するよう要請する。

＜決定の附属書＞

表 A

合意されたクリティカルユースのカテゴリー

（単位：メートルトン）

2017 年	
オーストラリア	イチゴランナー29.760
2016 年	
アルゼンチン	イチゴ果実 71.25、トマト 58
中国	ショウガ、ハウス栽培 21.0、ショウガ、露地栽培 78.75

メキシコ	イチゴ苗床 43.539、ラズベリー苗床 41.418
南アフリカ	ミル 5.462、家屋 68.6

表 B

許可された生産量及び消費量 [a]

（単位：メートルトン）

2017 年	
オーストラリア	29.760
2016 年	
アルゼンチン	129.25
中国	99.75
メキシコ	84.957
南アフリカ	74.062

[a] これから利用可能な備蓄を差し引く。

決定 XXVIII/7　2017 年及び 2018 年の臭化メチルのクリティカルユース適用除外

技術経済評価パネル及びその医療技術的オプション委員会による作業を評価し、

多数の締約国で臭化メチルのクリティカルユース指定が大幅に減少していることを認識し、

決定 XVII/9 の 10 を喚起し、

また、クリティカルユース適用除外の指定を行ったすべての締約国が第 16 回締約国会合で合意された計算の枠組を使用して備蓄に関するデータを報告しなければならないことを喚起し、

決定 XXV/4 の 1 に従って、オーストラリアがその研究プログラムの利用可能な結果を第 37 回公開作業部会会合までに技術経済評価パネルに提出したことを評価し、

クリティカルユースとしての臭化メチルの生産量及び消費量は、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄では十分な量及び質が確保できない場合のみ許可されることを認識し、

また、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は、クリティカルユースとしての臭化メチルの生産及び消費に関するライセンス、許可、承認に際して、バンク又はリサイクルされた臭化メチルの既存の備蓄で確保できる十分な量及び質を考慮しなければならないことを認識し、

決定 Ex. I/4 により、クリティカルユース適用除外を受ける締約国は年間の計算の枠組を提出することが求められていることを喚起し、

1. 各締約国について本決定の附属書Aの表に示すとおり合意された2017年及び2018年分のクリティカルユースのカテゴリーについて、本決定に定める条件の下、及び決定Ex.I/4に定める条件が適用される範囲において、クリティカルユースを満たすために必要な本決定の附属書Bの表に定める2017年及び2018年の生産量及び消費量を許可する。なお、追加の生産量及び消費量並びに用途のカテゴリーについては、決定IX/6に従って締約国会合で承認を受けることができると理解されている。

2. 締約国は本決定の附属書Aの表に示すクリティカルユースとしての臭化メチルの量に関し、ライセンス、許可、承認、割当を行う努力をする。

3. 合意されたクリティカルユース適用除外を受ける締約国は、決定IX/6の1の基準、特に決定IX/6の1（b）（ii）に定める基準が、クリティカルユースとしての臭化メチルに関するライセンス、許可、承認の際に適用されることを保証する約束を更新し、本条項の実施に関する報告を、本決定の適用を受ける年の2月1日までにオゾン事務局に提出するよう要請する。

＜決定の附属書＞

表A

合意されたクリティカルユースのカテゴリー

（単位：メートルトン）

2018年	
オーストラリア	イチゴランナー29.730
2017年	
アルゼンチン	イチゴ果実38.84、トマト64.10
カナダ	イチゴランナー（プリンスエドワード島）5.261
中国	ショウガ、露地栽培74.617、ショウガ、ハウス栽培18.36
南アフリカ	ミル4.1、構造物55.0

表 B

許可された生産量及び消費量 a

（単位：メートルトン）

2018 年	
オーストラリア	29.730
2017 年	
アルゼンチン	102.94
カナダ	5.261
中国	92.977
南アフリカ	59.1

[a] これから利用可能な備蓄を差し引く。

（１３）新物質に関する決議

決定Ⅸ/24　　オゾン破壊の恐れがある新しい物質の規制

１．オゾン層を破壊する恐れがあると考えられ、相当量生産される可能性があるにもかかわらず、モントリオール議定書第 2 条に基づく規制物質に指定されていない新しい物質が存在する場合は、いずれの締約国も、事務局に注意を促すことができる。

２．科学評価パネルおよび技術経済評価パネルに直ちに当該情報を提供することを事務局に求める。

３．締約国からの情報提供等の結果自らが知るに至った当該物質のオゾン層破壊物質の評価を行い、当該情報を早急に技術経済評価パネルに伝え、次回の通常締約国会合に報告するよう科学評価パネルに求める。

４．締約国からの情報提供等の結果が自らが知るに至った当該の新しい物質で、科学評価パネルが相当のオゾン破壊性ありと推定したものに関して、通常締約国会合毎に報告するよう技術経済評価パネルに求める。報告では、実際のまたは予測される各物質(必要であれば、代替物質)の使用の程度評価も加えるものとし、締約国会合がとるべき対策に関する勧告も行うものとする。

５．オゾン層破壊の可能性が著しく高い新しい物質、当該物質を利用する技術、各種用途での当該物質の利用の拡大、促進を抑制するよう締約国に求める。

決定 X/8　　オゾン破壊の可能性がある新物質

モントリオール議定書に基づいて、各締約国が、オゾン層破壊物質の排除を最終目標に

し、オゾン層破壊物質の地球規模での放散を規制することを企てたことを想起させること。

決定 IX/24 が、オゾン層を破壊する可能性が大いにある物資の開発と普及を阻止するよう、締約国に要求していることと、こうした物質について事務局に報告し、科学評価パネルおよび技術経済評価パネルによる評価を受けるための手続きを規定していることを想起させること。

1．全ての締約国はブロモクロロメタンの生産と流通を阻止するため、積極的な措置を講じなければならないこと。

2．科学評価パネルと技術経済評価パネルからの報告書を考慮して、新しいオゾン層破壊物質の生産と流通を阻止するための積極的な措置を講じるよう、締約国に促すこと。

3．決定 IX/24 のアプリケーションに従って、締約国の同意により開発され流通した新しい物質が、オゾン層にかなりの脅威を与える場合、締約国はそれらの規制と廃止を保証するため、議定書に基づく適切な方策を講ずること。

4．締約国は、同締約国の領土内において生産されるか、または販売される、決定 IX/24 の条項に基づいて報告され評価された全ての新しいオゾン層破壊物質について、物質の性質、必要量、これらの物質が流通あるいは使用される目的、そしてもし可能なら生産者と販売者の氏名を含め、できるだけ 1999 年 12 月 31 日までに、また必要であればその後も、事務局に報告しなければならない。

5．技術経済評価パネルと科学評価パネルに、決定 IX/24 に基づいて実行されたアセスメントを考慮して、将来行われるアセスメントに協力することを要求すること。

（a）1ヶ月に満たない非常に短い大気寿命を持つ n-プロピルブロマイドのような物質が、オゾン層に脅威を与えるかどうかを決定すること。

（b）ハロン 1202 の発生源と有用性を確認すること。

そして、できるだけ速やかに、ただし第 12 回締約国会合に遅れることなく、締約国会合に報告すること。

6．公開作業部会が設置する法律起草部会に対し、新しいオゾン層破壊物質に関する規制を導入するに当たってモントリオール議定書の下で利用可能な選択肢について検討し、かつ公開作業部会を通じて第 11 回締約国会合に報告することを要求すること。

決定 XI/19　　新しい物質の評価

1．決定 IX/24 にしたがってオゾン層に重大な脅威になると締約国が一致して判断した新しい物質が開発され、市販された場合、モントリオール議定書に基づき当該物質の規制と段階的削減を行わせるようしかるべき措置をとるよう決定 X/8 が求めていることをあらためて確認する。

2．化学メーカーが多くの新しい化学製品を市販しているため、当該製品のオゾン層破壊物質の評価基準が役立つことに留意する。

3．科学評価パネルと技術・経済評価パネルに対して、以下の通り求める：

（a）新しい化学製品のオゾン層破壊物質の評価基準を策定する。
（b）双方のパネルが定める基準を満たすことができるよう、新しい化学製品のオゾン層破壊物質の評価にあたって公的部門と民間部門との協力を円滑に進められる機構に関する手引書を作成する。
４．第 13 回締約国会合に報告を提出するよう双方のパネルに求める。

決定 XI/20　　新しい物質のための手続き

新しいオゾン層破壊物質の規制に関する決定 IX/24 および決定 X/9 をあらためて確認し、第 11 回締約国会議でこの問題が討議された点に留意し、

新しい物質とその規制措置を議定書に追加する手続き、議定書から除去する手続きをすみやかに進めるための方法を引き続き詳細に検討する。

決定 XIII/5　オゾン層に被害を及ぼす恐れのある新しい物質のオゾン層破壊係数の評価手続き

「新しい物質」とは、オゾン層を破壊し、相当な生産量が予想されるが、モントリオール議定書第２条に基づく規制物質のリストには掲載されていない物質と理解し、

決定 IX/24 および決定Ｘ/8 に基づき、国内で生産されている新しい物質をオゾン事務局に報告するよう締約国会合に求めることに留意し、

新しい物質の ODP を評価する基準を策定し、その評価における公共と民間の提携に関する指導書を作成することを技術経済評価パネルおよび科学評価パネルに求める新しい物質の評価に関する決定 XI/19 を想起し、

個々の締約国が早急に新しい物質の使用を制限または禁止することができるようにするための当該物質に関する情報を配布する緊急性と利点を理解し、

一貫した複製可能な結果が得られるよう、標準化し、独立した ODP の分析を行う必要性に留意し、

１．これまで決定 IX/24 にしたがって締約国が提出した新しい物質のリストを保管し（UNEP のウエッブサイトに掲載）、公開作業部会の会議および締約国会合の開催日より約６週間前にすべての締約国にリストの現行版を配布するよう事務局に求める。
２．リストに掲載された新しい物質を生産している企業を擁する締約国に対して、科学評価パネルが策定する手続きにしたがって当該物質の ODP の事前評価を行い、入手できれば、リストに掲載された新しい物質に関する毒物学データを提出するよう求めるほか、事務局に要求事項の結果を報告するよう締約国に求めるよう事務局に依頼する。
３．事務局の要求から１年以内に ODP の事前評価を実施するよう自国の企業を奨励するよう締約国に求め、当該物質が２国以上で生産されている場合には、評価の調整を促進するために当事国に通知するよう事務局に求める。
４．科学評価パネルが締約国に対する年次報告でそれぞれの新しい物質の評価を再検討す

ることができ、リストに掲載された新しい物質の ODP のより詳細な評価を行うべき理由がある場合は、その旨を締約国に勧告できるよう、ODP の事前評価結果を同パネルに通知するよう事務局に求める。

決定 XIII/6　　モントリオール議定書に新しい物質を追加するための迅速な手続き

新しい物質およびその規制措置をモントリオール議定書に追加するための手続きを迅速化するための方法を十分に検討するよう締約国に求めた決定 XI/20 を想起し、

新しい物質を追加するための手続きに関するその他の条約にある前例を集め、2002 年に公開作業部会の第 22 回会議で報告するよう、オゾン事務局に求める。

決定 XIII/7　　n-プロピルブロマイド

n-プロピルブロマイド (n-PB)が積極的に市販され、2010 年における n-PB の使用量が約 40,000 トンとなると現時点で予想されている旨の技術経済評価パネルの報告に留意し、

1．n-PB の使用と排出に対する懸念および n-PB がオゾン層に及ぼす恐れのある脅威について業界と利用者に通知するよう締約国に求める。

2．経済的実現性がより大きく、環境によりやさしい代替物質・技術が利用できない用途に対する n-PB の使用制限を検討するよう業界と利用者を促し、使用中と処分中に接触と排出を最低限にする配慮を行うよう業界と利用者を促すよう締約国に求める。

3．n-PB とその排出量に関する報告を毎年行うよう、技術経済評価パネルに求める。

決定 XVIII/11　　n-プロピルブロマイドの排出源、利用可能な代替物質、削減の機会

技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会が 2006 年 5 月の進捗報告で情報を提出したことを高く評価し、

モントリオール議定書に新しい物質を規制物質として加えるにあたっての選択肢に留意し、よりいっそう経済的に実現可能で、環境にやさしい代替物質が利用できない用途に n-プロピルブロマイドの使用を限定することを検討するよう業界および利用者に求めた決定 XIII/7 に特に留意し、

利用可能な代替物質を考慮し、n-プロピルブロマイドに関する更なる対策を締約国が検討できるよう、n-プロピルブロマイドの使用のカテゴリーと排出量に関するよりいっそう個別的な情報を入手することを希望し、

1．排出場所や排出場所がある半球における季節に応じたオゾン層破壊係数などの n-プロピルブロマイドのオゾン層破壊係数に関する既存の情報を更新するよう科学評価パネルに求める。

2．下記に特に注意して、決定 XIII/7 に記す n-プロピルブロマイドの総排出量の評価を継続するよう技術経済評価パネルに求める：

（a）n-プロピルブロマイドの生産と使用および当該排出源からの n-プロピルブロマイド

の排出量に関するよりいっそう完全なデータを入手する。

（b）n-プロピルブロマイドの各種用途用の代替物質の技術面、経済面の実用性に関する詳しい情報および n-プロピルブロマイドの代替物質に関する毒性と規制に関する情報を提供する。

（c）n-プロピルブロマイドの代替用として使用する物質のオゾン層破壊係数に関する情報を発表する。

３．2007 年の第 19 回締約国会合で検討する第 1 項に記す評価に関する最終報告を、公開作業部会の第 27 回会議に間に合うよう作成することを技術経済評価パネルに求める。

決定 XXIV/10　科学評価パネルによる RC-316 の審査

新物質に関する締約国会合の決定 IX/24、決定 X/8、決定 XI/19、決定 XIII/5 を喚起し、科学評価パネルが新物質のオゾン層破壊係数を評価する手順を策定したことに留意し、

1. その実施が可能な締約国に対しては、モントリオール議定書で規制されていないクロロフルオロカーボンである RC-316c（1,2-ジクロロ-1,2,3,3,4,4-ヘキサフルオロシクロブタン、CAS 356-18-3）の環境評価、及び同物質の意図的な排出量を削減できるプラクティスに関するガイダンスを提出することを奨励する。
2. 科学評価パネルに対し、RC-316c の予備評価を実施し、同物質のオゾン層破壊係数及び地球温暖化係数、並びに科学評価パネルが関連性があると判断するその他の要因について第 33 回公開作業部会会合で報告することを要請する。

（１４）その他の事項に関する決議

決定 I /12G

議定書第 2 条 6 の定義を次のように明確にすることに合意する。

（a）議定書第 2 条 1～4 までは、年間生産量を凍結し、その後の生産量を減少させるとしている。従って、第 2 条 6 に基づき年間生産量を増加することは認められない。

（b）議定書は CFC とハロンの生産と消費を大幅に減少させることを目的としている。このため、第 2 条 6 あるいはその他の如何なる規定に基づくにせよ、非締約国に輸出することを目的として生産を増加させることは、議定書の目指すところである全世界的な消費の減少をもたらすことにはならず認められない。

（c）1987 年 9 月 16 日以前に設備を建設中又は設備の建設について契約済みであり、当該設備について 1987 年 1 月 1 日前に国内法で規定し、かつ、当該設備が 1990 年 12 月 31 日までに完成するということを事務局に通知する国だけが第 2 条 6 に基づいて操業することが認められた。

◇第４条　非締約国との貿易の規制

（１）議定書遵守における非締約国に関する決議

決定Ⅳ/17B　　改正モントリオール議定書の第４条８のコロンビアへの適用

モントリオール議定書の 1990 年ロンドン改正の第４条８に規定される例外は、議定書の締約国でないコロンビアに対して、1993 年１月１日より、議定書及びその改正議定書がコロンビアに対し発効するまでの期間、コロンビアが議定書及び議定書の第２条、第２条Ａ～Ｅ、及び第４条を完全に遵守しており、改正議定書第７条に規定されている如く、本会合及びオゾン事務局へ事前にその趣旨の資料を提出したことを記憶に留めつつ、適用すべきである。

決定Ⅳ/17C　　議定書非締約国に対する第４条による貿易規制の適用

１．議定書第４条８は、議定書の締約国でない国が議定書第２条、第２条Ａ～Ｅ及び第４条を完全に遵守し、それ故に、その条項に規定される貿易の規制を受けないよう決定することを締約国会合に許すことを想起しつつ、議定書の締約国でない国で；

（ａ）議定書の第２条、第２条Ａ～Ｅ、及び第４条を完全に遵守していることを、1993 年３月 31 日までに連絡した国；

（ｂ）議定書の第７条に規定される如く、その趣旨を支持する資料を 1993 年３月 31 日までに事務局へ提出した国；

が議定書の関連条項を遵守し、上記時点より第 5 回締約国会合に至る間、議定書の第 4 条２及び２の二における貿易制限から除外することを、第５回締約国会合において最終決定を下すまでの間、一時的に決定する。

２．事務局に、受理したかかる資料を履行委員会及び締約国に手渡すことを要請する。

３．かかる国の立場の最終決定は、履行委員会が作成するこれらの国の資料に関するコメントを考慮に入れて、第５回締約国会合で行われる。

決定Ⅴ/3　　ロンドン改正議定書の非締約国に対する第４条に基づく貿易上の措置の適用

１．第４回締約国会合の決定Ⅳ/17C(非締約国に対する貿易の規制)に従って、モントリオール議定書の非締約国により報告される情報を銘記し、第 4 条に基づく貿易の制限が、同条の条項の如く全ての締約国に適用できることを、これらの国に通報するよう事務局に要請する。

２．しかし、彼らのロンドン改正批准の手続きが終了する迄の間、決定Ⅳ/17C を彼らのために延長することに同意するという、マルタ、ヨルダン、ポーランドおよびトルコによ

る同締約国会合に対する要請を銘記する。

3．これらの 4 ヶ国がすべて 1992 年に、モントリオール議定書の第 2 条、第 2 条 A～E および第 4 条を完全に遵守し、かつ議定書の第 7 条に規定されている趣旨に沿った支持データを提出したことを通知し、彼らがすべて決定Ⅳ/17C に従って、データを提出たことを銘記する。

4．第 6 回締約国会合まで、これら 4 ヶ国をモントリオール議定書の第 2 条、第 2 条 A～E および第 4 条による貿易制限の免除を延長することに同意する。但し、1994 年 3 月 31 日までに、彼らが 1993 年の間、これらの全ての条項における制限を完全に遵守していることを証明するために、第 7 条に規定されるデータを、履行委員会による検討のために、事務局に提出することを条件とする。これらのデータは、締約国により決定Ⅴ/5 に採択されたようにデータの報告のための改正された書式に従って提出されることとする。

5．将来何らかのこの種の免除は、第 4 条 8 項の要件にのみ承認されるという理解の下に、この免除に同意する。

決定Ⅵ/4　ロンドン改正議定書の非締約国に対する第 4 条に基づく貿易上の措置の適用

1．第 5 回締約国会合の決定Ⅴ/3(ロンドン改正議定書の非締約国に対する第 4 条に基づく貿易上の措置の適用)に従って、について、ポーランドおよびトルコにより報告された情報に留意し、これら 2 つの国が 1993 年に、モントリオール議定書の第 2 条、第 2 条 A～E および第 4 条に完全に従っていることを示すデータを提供し、議定書第 7 条に規定されるごとくその効果に関する支持データを提出したことに留意する。

2．これらの国に、1995～1996 年の間の締約国としての処理について、第 4 条 8 に基づく彼らの継続する適格性を確立するために、1995 年 3 月 31 日までに議定書の上記条項へのかれらの応諾に関するデータを提出するよう要請する。

3．双方の国が、1995 年にロンドン改正議定書を批准もしくは加盟する意向である事実を歓迎する。

決定XV/3　HCFCに関するモントリオール議定書第4条に基づく北京改正の締約国の義務

北京改正が総意により施行されていることを確認し、

1999年12月3日に北京で開かれたモントリオール議定書の第11回締約国会合で採択された改正（「北京改正」）の締約国に対するHCFCの生産抑制義務をあらためて確認し、

コペンハーゲン改正または北京改正の締約国となっていないすべての国に対して、可能な限り早期に、批准、帰属または受諾するよう強く促す。

2004年1月1日現在、北京改正の締約国は、モントリオール議定書の第4条の第１項quinおよび第2項quinに基づく義務（「本議定書非締約国」から附属書Cグループ I の規制物質

－HCFC－を輸出入することを禁止する）を受諾していることをあらためて確認し、

モントリオール議定書の第4条第9項では、「本条の趣旨において、『本議定書非締約国』という言葉には、特定の規制物質に関して、当該物質に適用されている規制措置に拘束されることに同意していない国または地域経済統合組織も含まれる」ことを定めていることに留意し、

また、モントリオール議定書の第4条第8項では、「第2条、2A～2Iおよび本条を完全に遵守し、第7条で定めるその趣旨のデータを提出済みであると締約国会合が判断した北京改正締約国」については、本議定書非締約国からHCFCを輸出入することを許可していることに留意し、

コペンハーゲン改正ではHCFCの消費の規制措置が導入され、北京改正ではHCFCの生産の規制措置が導入されたため、HCFCに関して、北京改正締約国の国毎に「本議定書非締約国」の解釈が異なることもありうることを承知し、

また、モントリオール議定書第5条第1項締約国の場合は、コペンハーゲン改正または北京改正に基づいて、2016年までは、HCFCの消費量または生産量の規制措置がとられることはないことも承知する。

このような状況の中で、モントリオール議定書第4条第9項の適用慣行に基づき、同議定書第4条に基づくHCFCの取引の趣旨において北京改正締約国が採用すべき「本議定書非締約国」という言葉の解釈を総意により統一して、決定することを希望し、

北京改正締約国に対しては、結果的に、「本議定書非締約国」（ここでの解釈による）を対象にHCFCを輸出入することとならないような形で、HCFCの輸出入を行うよう期待すると共に、その期待の達成度を評価する必要性を認識し、

１．北京改正締約国は、下記の規定にしたがって、2004年1月1日までは、附属書Cのグループ I の規制物質（HCFC）を、北京改正非締約国となっている国および地域組織を対象に輸出入することを禁止する旨の義務を決定する：

（a）第4条第9項における「本議定書非締約国」という言葉は、2016年1 月1 日までは、モントリオール議定書の第5条第１項締約国には適用しない。同日以降は、コペンハーゲン改正および北京改正にしたがって、同議定書の第5条第１項締約国に対して、HCFCの生産量と消費量の規制措置が適用されることとなる。

（b）「本議定書非締約国」という言葉には、コペンハーゲン改正および北京改正に拘束されることに同意していないその他すべての国および地域経済統合組織が含まれる。

（c）ただし、「本議定書非締約国」という言葉の前記解釈の採用に伴う時期に関係する実践上の問題点を認識し、2004年3月31日までに当該国が下記の手続きをとらない限り、第１項(b)を適用するものとする：

(i) 可能な限り早期に、批准、参加または受諾する意思があることをオゾン事務局に通知した。

(ii) モントリオール議定書（コペンハーゲン改正により修正）の第2条のAからG、第

4条を完全に遵守していることを証明した。

（iii）前記の（i）と（ii）に関するデータ（2005年3月31日に更新）を事務局に提出した。この場合、第17回締約国会合の終了まで、当該国は、「本議定書非締約国」の定義からはずれるものとする。

２．事務局は、履行委員会および締約国に対して、前記(c)に基づき受け取ったデータを送付する。

３．締約国は、第16回締約国会合における上記の決議の実行と運用を検討するものとする。この場合、前記第１項(c)に基づき2004年3月31日までに各国が提出したデータに関する履行委員会のコメントを特に考慮する。

決定 XVII/3　　モントリオール議定書北京改正ついてのベルギー、ポーランドとポルトガルの議定書第４条８項の申請

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/3:*

Acknowledging that Belgium, Poland and Portugal have notified the Secretariat, pursuant to decision XV/3, that their respective ratification processes are under way and that they will do all that is possible to complete those procedures as expeditiously as possible,

Expressing regret that despite their best efforts, Belgium, Poland and Portugal will not be able to ratify the Beijing Amendment before the expiry of decision XV/3 on the last day of the Seventeenth Meeting of the Parties,

1. That on the basis of the data submitted under Article 7 of the Protocol and the review conducted by the Implementation Committee, Belgium, Poland and Portugal are in full compliance with Articles 2, 2A to 2I and 4 of the Montreal Protocol, including its Beijing Amendment;
2. That the exceptions provided for in paragraph 8 of Article 4 of the Montreal Protocol shall apply to Belgium, Poland and Portugal from 17 December 2005;
3. That the determination in paragraph 1 of the present decision and the exceptions referred to in paragraph 2 of the present decision shall expire at the end of the Eighteenth Meeting of the Parties.

決定 XVII/4　モントリオール議定書北京改正ついての議定書第４条８項のタジキスタンの申請

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/4:*

Acknowledging that Tajikistan has notified the Secretariat, pursuant to decision XV/3, that its ratification process is under way and that it will do all that is possible to complete that procedure as expeditiously as possible,

Expressing regret that despite its best efforts, Tajikistan will not be able to ratify the Beijing Amendment before the expiry of decision XV/3 on the last day of the Seventeenth Meeting of the Parties,

1. That on the basis of the data submitted under Article 7 of the Protocol and the review conducted by the Implementation Committee, Tajikistan is in full compliance with Articles 2, 2A to 2I and 4 of the Montreal Protocol, including its Beijing Amendment;
2. That the exceptions provided for in paragraph 8 of Article 4 of the Montreal Protocol shall apply to Tajikistan from 17 December 2005;
3. That the determination in paragraph 1 of the present decision and the exceptions referred to in paragraph 2 of the present decision shall expire at the end of the Eighteenth Meeting of the Parties.

決定 XX/９　　モントリオール議定書の取引規定の HCFC への適用

HCFC への規制措置に関するモントリオール議定書のコペンハーゲン及び北京改正を締約国に義務付けるにあたってのモントリオール議定書非締約国の定義を明確にした決定 XV/3 をあらためて確認し、

第 5 条第 1 項適用国を対象とした新たな凍結日（2013 年 1 月 1 日）の設定を含め、HCFC の段階的削減を加速させることで締約国が合意した決定 XIX/6 に留意し、

決定 XIX/6 で定める HCFC の段階的削減の加速に伴い、モントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国を対象とした HCFC 規制措置が 2016 年から 2013 年に繰り上げられたことを承知し、

１．第 4 条第 9 項にある「本議定書の非締約国」という言葉は、コペンハーゲン及び北京改正に従って、HCFC の生産・消費規制措置が議定書第 5 条第 1 項適用国を対象に発効することになっている 2016 年 1 月 1 日まで議定書第 5 条第 1 項適用国には適用しないと解釈できる決定 XV/3 の第 1 項を廃止し、第 4 条第 9 項にある「本議定書の非締約国」という言葉は、コペンハーゲン及び北京改正に従って、HCFC の生産・消費規制措置が議定書第 5 条第 1 項適用国を対象に発効することになっている 2013 年 1 月 1 日まで議定書第 5 条第 1 項適用国には適用しないとの解釈に代える。

決定 XXIV/2　　モントリオール議定書の北京改正を受けた、バーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ、ケニア及びニカラグアに対するモントリオー

ル議定書の第四条８の適用

下記に示すモントリオール議定書の第四条８を考慮し、

「この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国でない国からの輸入及びこれらの国への輸出であって、1から4の三までに規定するものについては、当該国が第二条、第二条のAからIまで及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認められ、かつ、これらの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。」

バーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ、ケニア及びニカラグアが事務局に対し、北京改正の批准手続きが進行中で、できるだけ迅速に手続きを完了させるためにあらゆる手を尽くすと通知していることを承知し、

その最善の努力にもかかわらず、バーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ及びケニアは第24回締約国会合の最終日までに北京改正を批准することができないことに遺憾を表明し、

履行委員会はバーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ及びケニアの状況についてモントリオール議定書の第四条 8 に照らした具体的な審議を行ってはいないものの、第24回締約国会合に対する履行委員会の報告書においてこれらの締約国はすべて北京改正を含むモントリオール議定書の第二条、第二条のAからIまで及び第四条を完全に遵守しており、第七条に定めるとおりその旨を示すデータを提出していると指摘していることに留意し、

1. モントリオール議定書の第七条に従って提出されたデータに基づき、バーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ、ケニア及びニカラグアは、北京改正を含むモントリオール議定書の第二条、第二条のAからIまで及び第四条を完全に遵守している。
2. モントリオール議定書の第四条8に定める例外は、2013年1月1日から、バーレーン、ボリビア（多民族国）、チャド、エクアドル、ハイチ、ケニア及びニカラグアに適用される。
3. 本決定の1に示す判断及び本決定の2に示す例外は、第25回締約国会合の終了時に満了となる。
4. 第四条9の「この議定書の締約国でない国」という言葉は、モントリオール議定書の第五条1の適用を受け、北京改正の制約を受けることに同意しておらず、本決定の2に記載されている国に適用される。ただし、2013年3月31日までに下記を行った国を除く。
   (a) 事務局に対し、できるだけ早期に北京改正を批准、同意、承認する意思であることを通知した国。
   (b) コペンハーゲン改正で修正されたとおり、モントリオール議定書の第二条、第二条のAからIまで、及び第四条を完全に遵守していると証明した国。
   (c) 上記の（a）及び（b）に基づくデータを事務局に提出した国。この場合、当該国は第

25 回締約国会合の終了時まで、「この議定書の締約国でない国」の定義が適用されず、提出された情報はオゾン事務局によって受理から 1 週間以内にウェブサイトに掲載される。

5. 「この議定書の締約国でない国」という言葉には、北京改正の制約を受けることに同意していないその他のすべての国及び地域的な経済統合のための機関が含まれる。

6. 北京改正の制約を受けることに同意しておらず、第 25 回締約国会合以降もモントリオール議定書の第四条 8 に定める例外の適用を求める国は、締約国会合の直前に開催される履行委員会会合の開始前にオゾン事務局に申請書を提出することで例外の適用を申請することができる。事務局はかかる申請があった場合、履行委員会に通知し、履行委員会が第七条に従って提出された関連データを審査し、勧告をまとめて締約国が審議を行う。第四条 8 に定める例外の適用を求める申請は、1 年ごとに審査される。

（2）非締約国との貿易規制に関する決議

決定Ⅲ/15　　モントリオール議定書の附属書

（a）ウィーン条約の第 10 条の手続きに従って、規制物質を含む製品のリストをモントリオール議定書の附属書 D として採択する。

（b）事務局に、関税共同諮問委員会によるリスト上の項目における「関税コード番号」を確定するよう要請する。その「関税コード番号」は、承認を得るための第 4 回締約国会合に提出される。

決定Ⅳ/16　　モントリオール議定書の附属書 D

1．1992 年 5 月 27 日に、議定書附属書 D が発効したことに留意する。

2．シンガポールが、附属書 D の第 1 項(家庭用冷蔵庫およびフリーザーに関する)第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に分類される製品に関して、その異議を取り除くことを意図していることに留意する。

3．文書 UNEP/OzL.Pro.4/3 に含まれるように、改正モントリオール議定書の附属書 D に記載されている製品のために、The Note Regarding The Harmonized System Customs Code Numbers の結論を採択する。

決定Ⅳ/17A　　貿易の問題

1．議定書第 4 条の実施に関し、ある締約国により提供された情報を留意し、更に本情報の提供をまだ行っていない締約国に対し、出来るだけ早急に事務局にその情報を提供す

るように奨励する。

２．ロンドン改正議定書をまだ批准していない締約国の状況を以下の如く明確にする。

（ａ）第４条２項に基づき、附属書Ａの物質の輸出禁止は、1987 年のモントリオール議定書の締約国でない国にのみ適用する。

（ｂ）第４条２の二に基づき、附属書Ｂの物質の輸出禁止は、1993 年８月 10 日からのみ始まる。

決定Ⅳ/27　　議定書第４条４の実施

技術経済評価パネルに対し、議定書第４条４に従って議定書の締約国でない国から、附属書Ａに掲げる規制物質を用いて生産された製品で、規制物質を含まないものを輸入することを禁止し制限することの実行可能性を、議定書第４条４に従って調査するよう、およびその調査結果を 1993 年に開催される締約国会合で検討するために、1993 年３月 31 日までに事務局に報告するよう要請する。

決定Ⅳ/28　　議定書第４条３の二の実施

技術経済評価パネルに対し、附属書Ｂに掲げる規制物質を含んでいる製品の表を、1994 年に開催される第６回締約国会合において、議定書第４条３項の二に従って議定書の附属書としてかかる表の仕上げを検討するために、遅くとも 1994 年３月 31 日までに事務局を通して、調査し報告するよう要請する。

決定Ⅴ/17　モントリオール議定書の締約国でない国から、議定書第４条４に従って、附属書Ａに掲げる規制物質を用いて生産されたが、規制物質を含んでいない製品を輸入することを、禁止し又は制限することの実行可能性

１．規制物質を用いて生産されたが、規制物質を含んでいない製品を輸入することを、禁止し又は制限することの実行可能性に関し、技術経済評価パネルが行った作業について、感謝をもって銘記する。

２．現段階では、規定書の下で、かかる製品の輸入の禁止又は制限を強いることは実行可能ではない。

３．技術経済評価パネルに対し、本問題を定期的に検討することを要請する。

決定Ⅴ/20　附属書Ｃグループ I および附属書Ｅに記載される規制物質に対する第４条による貿易上の措置の適用の延長

１．技術経済評価パネルに対し、附属書Ｃグループ I および附属書Ｅに記載される規制物質の貿易に対し、議定書第 4 条による貿易上の措置の適用の延長の実行可能性および掛かり合いを評価し、公開作業部会に対し遅くとも 1994 年 11 月 30 日までに、事務局を通して報告するよう要請する。

２．公開作業部会に対し、1995 年の第 7 回締約国会合において検討を行うために、適切に本件に関する勧告を行うよう要請する。

決定Ⅵ/12　　議定書の附属書 B の規制物質を含む製品のリスト

１．議定書の附属書 B の規制物質を含む製品のリストを作成するにあたって、技術経済評価パネルの結論および締約国公開作業部会の勧告を留意する。

２．附属書 B の規制物質の削減スケジュールを 2000 年 1 月 1 日から 1996 年 1 月 1 日に強化されたこと、および議定書が圧倒的多数の国により批准されたことを考慮して、モントリオール議定書第 4 条 3 の 2 項で求められるリストの作成は、実用的な重要性がほとんどなく、かかるリストを作成し、採択するための作業は、オゾン層へ与える利益に対して、もしあるとしても、不釣り合いであろうことに同意する。

３．モントリオール議定書第 4 条 3 の 2 項に規定されるリストの作成は、行わないことを決定する。

決定Ⅶ/7　　臭化メチルの貿易

１．特に締約国が、1996 年 1 月 1 日までに、第 4 条に定める措置をこの議定書の締約国でない国との臭化メチルの貿易に適用するために、本議定書を改正するか否かを検討することを規定する本議定書の第 4 条 10 項を想起する。

２．本議定書の環境上の目的を推進するに際して、第 4 条の貿易規制の重要性を認識し、本議定書の締約国でない国との附属書 E の規制物質の貿易を規制するために同議定書を改正するか否かを、第 8 回締約国会合にて検討する。

３．この目的のために、第 8 回締約国会合の前に、どの製品が附属書 E の規制物質を含む製品であると見なすべきかを明確にするよう、技術経済評価パネルに要請する。

決定Ⅷ/15　　非締約国との臭化メチルの取引の規制

1997 年の第 9 回締約国会合において、非締約国との臭化メチルの取引の規制の問題を検討する。

決定Ⅷ/18　　議定書の附属書 C グループⅡの規制物質(HBFC)を含む製品のリスト

１．議定書の附属書 C グループⅡの規制物質(HBFC)を含む製品のリストの詳細な検討に関する技術経済評価パネルの結論を銘記する。

２．モントリオール議定書第 4 条 3 項の三及び 4 項の三に係るリストを詳細に検討することは行わないことを決定する。

（3）その他の貿易問題に関する決議

決定Ⅱ/15　　締約国による公開作業部会の権限の拡張

締約国による公開作業部会の作業を継続し、必要ならば特別に、以下について検討するためにその権限を拡張する。

（a）財政的仕組みの様々な要素のあらゆる残された細部の一層の詰め

（b）オゾン層保護のために規格される技術移転のために最も適切な様式の確認

（c）議定書の実施のため、開発途上国である締約国との協力

（d）自由貿易地域に係る問題を含む締約国間の及び非締約国との貿易に関して、議定書の貿易規定に基づき発生し、第3回締約国会合で勧告を行うべき問題

決定Ⅲ/16　　貿易問題

締約国に、議定書の第4条の実施情報を事務局に報告することを促す。

◇第４条Ａ　締約国との貿易規制

（1）附属書Ａ及びＢの物質を含む製品と装置の貿易に関する決議

決定Ⅶ/32　モントリオール議定書附属書ＡおよびＢに掲げられる規制物質およびかかる物質を含む製品の輸出および輸入の規制

1．1989 年にヘルシンキで開催された第 1 回モントリオール議定書締約国会合の決定Ⅰ/12C を含む議定書の精神と一致しないものであり、附属書ＡおよびＢの物質に依存するために現在あるいは近いうちに旧式となる技術を使用するかかる製品および装置の輸出に係わる逆効果を防ぐために、各締約国は、モントリオール議定書の附属書 A および B に属する物質を含む製品および装置、並びにかかる製品および装置の製造に使用される技術の適切な輸出および輸入を規制するために、製品および装置のラベリングを含む立法上および行政上の措置を採用するよう勧告する。

2．締約国が、将来の締約国会合において、本決定の実施のためにとる行動を報告するよう勧告する。

決定Ⅸ/9　　継続的使用が附属書ＡおよびＢの物質に依存する製品および機器の輸出規制

1．製品および機器のラベル表示を含む法的措置および行政措置を各締約国が採択するよう勧告し、継続的使用がモントリオール議定書附属書Ａおよび附属書Ｂに掲げる物質の供給に依存する製品、機器、構成装置及び技術の輸出入を規制し、附属書 A または附属

書 B の物質に依存するために陳腐化している、あるいはまもなく陳腐化する技術を用いており、1989 年にヘルシンキで開催された第 1 回議定書締約国会合の決議 I /12C を含むモントリオール議定書の精神にそぐわない製品および機器の輸出に伴う悪影響を防止する。

2．輸入している第 5 条適用国と協力して、継続的使用がモントリオール議定書の附属書 A および附属書 B に掲げる物質の供給に依存する使用済みの製品および機器の輸出を規制するためのしかるべき措置を採択するよう第 5 条非締約国に勧告する。

3．本決議の実行のためにとられる対策に関して第 10 回締約国会合に勧告するよう締約国に勧告する。

決定X/9　附属書 A と附属書 B の物質にその機能の継続を依存している製品および装置を国内用に製造しておらず、かつその輸入を望んでいない国々のリストの作成

1．決定 IX/9 の勧告を想起させること：

（a）各締約国は、附属書 A または附属書 B の物質に依存している故に、また 1989 年にヘルシンキで開催された第 1 回締約国会合議定書の決定 I/12C を含む議定書の精神と一致しない故に時代遅れとなった、あるいは直ぐに時代遅れになる技術を使用した、こうした製品および技術の輸出に伴ういかなる悪影響も回避するため、モントリオール議定書の附属書 A と附属書 B に記載された物質の供給にその機能の継続を依存している製品、装置、部品、および技術の輸出入を規制する、製品および装置のラベリングを含む、立法上および行政上の措置を受け入れること。

（b）第 5 条の適用を受けない締約国は、輸入する側の第 5 条の適用を受ける締約国と協力して、モントリオール議定書の附属書 A と附属書 B に記載された物質の供給にその機能の継続を依存している、身の回りの品以外の中古製品と装置の輸出を規制する適切な措置を受け入れること。

2．こうした輸出措置を効果あるものにするため、輸入する締約国と輸出する締約国の双方が、適切な方策を講ずる必要があることに特に言及すること。

3．以下に記載された製品および装置が、附属書 A と附属書 B に記載された物質の供給にその継続的な使用を依存している製品および装置の範疇を構成していることに特に言及すること。

4．これらの締約国に、自発的に、以下に記載された範疇に属する国内で使用する製品と装置を製造しないよう、またこうした製品と装置の輸入を産出国がどこであれ許可しないよう、そして同締約国がこうした製品と装置の輸入を許可しないことを選択した場合は事務局にその旨を通知するよう求めること。

5．事務局に対し、以下に記載された 1 つあるいは複数の範疇に属する製品および装置を受け入れる意志のない締約国のリストを、維持するよう要求すること。このリストは、第 11 回締約国会合において、事務局から全ての締約国に配布され、その後毎年最新のも

のに改められなければならない。

6．附属書Aと附属書Bの物質にその機能の継続を依存している製品および装置の輸出入問題を、これらの製品と装置の生産を停止するプロセスにおいて特に関係国にもっと呼びかけるという観点から、第11回締約国会合で引き続き検討することを承認すること。

＊モントリオール議定書の附属書AまたはBに明記された規制物質を含む製品と装置：

1）動車およびトラックのエアコンディショニング・ユニット（車に内蔵されているか否とは関係なく）、

2）自家用そして/または営業用の冷却装置およびエアコンディショニング/ヒートポンプ装置（冷媒として、そして/または製品の絶縁材に、附属書Aまたは附属書Bの規制物質が含まれている場合）（例えば、冷蔵庫、フリーザー、除湿機、冷水器、製氷器、エアコン、およびヒートポンプなど）、

3）携帯用冷却装置、

4）医療用を除くエアゾール製品、

5）ポータブル消火器、

6）絶縁ボード、パイプ、およびパイプカバー、

7）プレポリマー。

決定XXII/17　カザフスタンによるコペンハーゲン、モントリオール、北京各改正の批准

1. To note with concern that Kazakhstan is the only party not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol that has not ratified the Copenhagen Amendment to the Protocol;
2. Mindful that this situation prevents Kazakhstan from trading in ozone-depleting substances, and particularly in hydrochlorofluorocarbons, with parties to the Protocol;
3. To urge Kazakhstan to ratify, approve or accede to all amendments to the Montreal Protocol so that it can trade in all ozone-depleting substances with parties to those amendments;

決定 XXVII/8　ハイドロクロロフルオロカーボンを含む又はハイドロクロロフルオロカーボンを用いる機器の不要な輸入の防止

1998年11月の第10回締約国会合において、クロロフルオロカーボン及びハロンの段階的削減に関する国別プログラムの実施期間中に、モントリオール議定書の附属書A及び附属書Bに示す物質の使用制限及び段階的削減を推進するために、国内での使用のために附属書A及び附属書Bの物質を用いて継続的に機能する製品及び機器を製造せず、かかる製品および機器の輸入を望まない国の一覧表を作成するとした決定 X/9 の歴史的な役割を評

価し、

決定 X/9 はモントリオール議定書の附属書 A 及び附属書 B に示す物質のみに適用されることを考慮し、

ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減のための国別プログラムの実施期間中に、締約国が決定 X/9 の主な規定の実施から得た前向きな経験を活用し、特に発展途上国において、モントリオール議定書の附属書 C に示す物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）を含む又はこれを用いる製品及び機器の輸入を禁止又は制限できることに留意し、

一部の締約国が、ハイドロクロロフルオロカーボンを含む又はこれを用いる製品及び機器の輸入を禁止又は制限しており、輸出国に対し、モントリオール議定書に基づく既存の制度を通じてこの事実を通知したいと希望していることを考慮し、

1. いかなる調達先からもハイドロクロロフルオロカーボンを含む又はこれを用いる製品及び機器の輸入を許可しない締約国に対し、かかる製品及び機器の輸入に同意しないことを選択するのであれば、自主的にその旨を事務局に通知するよう奨励する。
2. 事務局に対し、ハイドロクロロフルオロカーボンを含む又はこれを用いる製品及び機器の受け取りを望まない締約国の一覧表を管理することを要請する。この一覧表は事務局がすべての締約国に配布し、毎年更新する。

◇第４条Ｂ　認可の制度

（１）認可制度に関する決議

決定Ⅶ/9　　基礎的な国内需要

モントリオール議定書が、第 5 条の規定の適用を受ける締約国に対して、クロロフルオロカーボンの生産および消費を 1997 年 7 月 1 日までに、また附属書 A 及び B のその他の物質をその後に要求していることを認識し、

オゾン層破壊物質が正当かつ公正な価格において、適切かつ品質を保証する供給に対する第 5 条の規定の適用を受ける締約国の必要性を認識し、

第 5 条の規定の適用を受ける締約国に対するオゾン層破壊物質の供給の独占を避けるための手段の必要性を認識し、

上記必要性は、第 5 条の規定の適用を受ける締約国のそれぞれの生産の基準量の計算は、消費の基準とは別に計算されることによって適合されること、および議定書第 5 条 3 が本件を反映して改正されるべきことを認識し、

１．附属書Ａおよび B の各規制物質のための最初の規制措置が彼らの国で発効するまでは(例えば、CFC の場合に 1999 年 7 月 1 日までに)、第 5 条の規定の適用を受ける締約国は、第 5 条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要に適合するよう、かかる物質を

供給することができる。

2．附属書AおよびBの各規制物質のための最初の規制措置が彼らの国で発効した後は(例えば、CFCの場合に1999年7月1日までに)、第5条の規定の適用を受ける締約国は、第5条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要に適合するよう、議定書により要求される生産量の限度内で、かかる物質を供給することができる。

3．オゾン層破壊物質の過剰供給およびダンピングを防ぐために、オゾン層破壊物質を輸入および輸出する締約国は、輸入および輸出の認可によりこの貿易をモニターし制限すべきである。

4．議定書第7条に基づいて要求される報告に加えて、輸出する締約国は、前年におけるオゾン層破壊物質の彼らの輸出の種類、量および輸出先を毎年9月30日までにオゾン事務局に報告すべきである。

5．製造部門における削減のための適切な増加費用の決定は、増加費用のインディカティブ・リストの第2(a)項に矛盾せず、製造部門の削減に関する執行委員会のガイドラインの結論に基づくべきである。

6．執行委員会は、第5条の規定の適用を受ける締約国における生産容量を計算し、確認するための様式を、優先して合意決定すべきである。

7．1995年12月7日より、どの締約国も、モントリオール議定書の附属書AもしくはBに記載されている規制物質の生産のための新しい能力を設立もしくは委託すべきでない。

8．第9回締約国会合までに、以下の事項を議定書に適切に編入する。

（a）無免許の輸入および輸出の禁止を含む免許制度；および

（b）以下の事項を計算にいれた、第5条の規定の適用をうける締約国のための製造部門のベースラインの確立：

（i）附属書Aの物質のために、1995年から1997年の期間すべてを含む生産量の年間の計算値の平均もしくは人口一人あたり0.3kgの使用量の計算値の中の低い方の数値；および

（ii）附属書Bの物質のために、1998年から2000年の期間すべてを含む生産量の年間の計算値の平均もしくは人口一人あたり0.2kgの使用量の計算値の中の低い方の数値；

同時に、締約国は規制物質の輸入および輸出は、データを報告し、議定書の関連ある全ての条項に彼らが遵守したことを示したモントリオール議定書締約国の間でのみ許可されるべきであることを保証するメカニズムを導入するよう検討すべきである。締約国は同時に、モントリオール議定書で規定されるその他の全ての規制物質に対するこの決定の条件を拡大するか否かを検討すべきである。

決定Ⅷ/26　オゾン層破壊物質及びオゾン層破壊物質を含有する製品の輸出

1．オゾン層破壊物質及びオゾン層破壊物質を含有する製品のモントリオール議定書によ

る輸出、不法な貿易、及びモントリオール議定書の遵守の間の関連について、第 7 回モントリオール議定書締約国会合で討議されたことを銘記する。また、本問題のある部分は、文書 UNEP/OzL.Pro.8/CRP.1 との関係において、第 8 回モントリオール議定書締約国会合において再び簡単に討議されたことを銘記する。

２．第 7 回モントリオール議定書締約国会合における討論および第 8 回モントリオール議定書締約国会合における簡単な討議は、本問題の重要性、複雑さ及び敏感さを示したことを銘記する。さらに、この討論および簡単な討議が、第 5 条の規定を受けていない締約国からの ODS の管理した輸出の必要性が、第 5 条の規定の適用を受ける締約国のモントリオール議定書の義務に違反していることを発見したことを特に含めて、更なる審議を求める重要な様相を明らかにした。

３．本問題は、オゾン層破壊物質の排除及びオゾン層保護の進展に終局的に直接的な影響をもつことを認識する。

４．本問題を、第 15 回モントリオール議定書公開作業部会の議事日程に加えることを決定する。

５．関心を持つ締約国に対し、第 15 回モントリオール議定書公開作業部会に先立ち、締約国へ編集し発送するために、1997 年 3 月までに彼らの見解を事務局に提出することを奨励する。

決定Ⅸ/8　　認可制度

決定Ⅴ/25 およびⅥ/14A が、第 5 条適用国の基礎的国内需要を満たすための規制物質の取引に関する情報の交換、記録、報告のための制度を定めたものであることに留意し、決定Ⅵ/14B が、第 7 回締約国会合に対して、第 5 条適用国の基礎的国内需要を満たすための取引に関して第 7 条に基づく報告を行うべきか否かに関する勧告を行うよう求めていることに留意し、

決定Ⅶ/9 が、第 9 回締約国会合に対して、輸出入認可制度をモントリオール議定書に盛り込むよう求めていることに留意し、

オゾン層破壊物質の違法な輸出入に関する事務局作成の報告に対応して、決定Ⅷ/20 が、使用済み、リサイクルまたは再生の規制物質の輸入前の承認・認証制度を設置し、当該制度の設置に関して第 9 回締約国会合に求めていることに留意し、

１．各締約国が設置すべき認可制度は：

（ａ）モントリオール議定書第 7 条に基づく報告義務および締約国の決定を締約国が遵守しやすいよう十分な情報の収集を助けるものでなければならない。

（ｂ）輸出国から輸入国への通知および(もしくは)定期的報告ならびに(または)輸出国と輸入国との間の情報の相互チェックなどを通じて、締約国が規制物質の違法取引を防止する作業を助けるものでなければならない。

２．効率的な通知および(もしくは)報告ならびに(または)情報の相互チェックを促進するた

めに、各締約国は、当該の情報提供および要求の相手先の職員の氏名および連絡のための詳細を 1998 年 1 月 1 日までに事務局に通知せねばならない。事務局は、これらの連絡のための詳細の完全リストを定期的に作成、更新し、すべての締約国に配布するものとする。

3．事務局と実施機関は、しかるべき各国の認可制度の設計、実行にあたって締約国に協力する手段を講じなければならない。

4．第 5 条適用国は、当該認可制度の検討、設置、運営における協力を要求することができ、多数国間基金が当該活動のために資金を提供していることに留意し、多数国間基金は、この目的のためにしかるべき追加資金を提供せねばならない。

決定XIV/36　モントリオール議定書の第4条Bに基づく認可制度の整備に関する報告

1．モントリオール議定書のモントリオール改正の締約国59ヶ国が、改正の諸条件に基づき義務付けられている輸出入認可制度を整備していることに敬意を表する。

2．更に、いまだモントリオール改正を批准していないモントリオール議定書締約国56ヶ国も輸出入認可制度を整備していることに敬意を表する。

3．モントリオール議定書その他の締約国25ヶ国すべてに対して、輸出入認可制度の整備に関する情報を提供するよう促し、いまだ当該制度を整備していない締約国に対しては、緊急の案件として整備するよう促す。

4．モントリオール改正をいまだ批准していないモントリオール議定書のその他すべての締約国に対して、当該改正を批准し、いまだ輸出入認可制度を整備していない場合には、当該制度を整備するよう奨励する。

5．モントリオール議定書の第4条Bで求められている通り、モントリオール議定書のすべての締約国による認可制度の整備状況を定期的に再検討する。

決定 XV/20　モントリオール議定書の第 4 条 B に基づく認可制度の整備に関する報告

1．モントリオール議定書のモントリオール改正の締約国 73 ヶ国が、同改正の諸条件に基づき義務付けられている輸出入認可制度を整備していることを高く評価する。

2．モントリオール改正をいまだ批准していないモントリオール議定書の締約国 43 ヶ国も、輸出入制度を整備していることを高く評価する。

3．認可制度には次の利点があることを認識する：オゾン層破壊物質の輸出入の監視、違法取引の防止、データ収集が可能。

4．残りの締約国 33 ヶ国のすべてに対して、輸出入認可制度の整備に関する情報を提供するよう促し、当該制度をいまだ整備していない締約国に対しては、緊急に整備するよう促す。

5．モントリオール改正をいまだ批准していないモントリオール議定書の残りのすべての締約国に対しては、同議定書を批准し、輸出入認可制度を整備していない場合には、当

該制度を整備することを奨励する。

6．すでに認可制度を運営しているすべての締約国に対しては、当該制度を効果的に実行、施行するよう促す。

7．モントリオール議定書の第 4 条 B で求められている通り、同議定書のすべての締約国における認可制度の整備状況を定期的に再検討する。

決定 XVI/32　モントリオール議定書の第 4 条 B に基づく認可制度の整備に関する報告

1．モントリオール議定書のモントリオール改正の 81 締約国が、同改正の諸条件にしたがって義務付けられている輸出入認可制度を整備したことを高く評価する。

2．また、モントリオール改正をいまだ批准していないモントリオール議定書の 42 締約国も　輸出入認可制度を整備したことを高く評価する。

3．認可制度には次のような利点があることを認識する：オゾン層破壊物質の輸出入の監視、違法取引の防止、データ収集が可能。

4．輸出入認可制度の整備に関して事務局に情報を提供するよう、モントリオール議定書の残りの 39 締約国すべてに対して求め、当該制度をいまだ整備していない国々に対しては、至急整備するよう求める。

5．モントリオール議定書をいまだ整備していないモントリオール議定書の残りの締約国すべてに対して、同議定書を批准するよう求め、輸出入認可制度をいまだ整備していなければ、当該制度を整備するよう求める。

6．輸出入認可制度をすでに運営しているすべての締約国に対して、当該制度を効果的に実行し、施行するよう促す。

7．モントリオール議定書の第 4 条の B で求められている通り、モントリオール議定書のすべての締約国における認可制度の整備状況を定期的に再検討する。

決定 XVII/23 モントリオール議定書の第 4 条の B に基づく認可制度の整備に関する報告

1．モントリオール議定書のモントリオール改正の締約国 107 ヶ国が、同改正の諸条件に基づき義務付けられている輸出入認可制度を整備していることを高く評価する。

2．また、モントリオール改正をいまだ批准していないモントリオール議定書締約国 37 ヶ国も輸出入認可制度を整備していることを高く評価する。

3．認可制度には、オゾン層破壊物質の輸出入の監視、違法取引の防止、データ収集可能といった利点があることを認識する。

4．モントリオール改正の残りのすべての締約国 29 ヶ国に対して、輸出入認可制度の整備に関して事務局に情報を提供するよう促し、当該制度をいまだ整備していない当該締約国には、至急整備するよう促す。

5．モントリオール改正をいまだ批准していない残りのモントリオール議定書のすべての締約国に対しては、当該改正を批准するよう奨励し、輸出入認可制度をいまだ整備して

いない場合は、当該制度を整備するよう奨励する。

6．すでに輸出入認可制度を運営しているすべての締約国に対しては、当該制度を効果的に実行し、施行するよう、すべての締約国に促す。

7．モントリオール議定書の第 4 条の B で求められている通り、モントリオール議定書のすべての締約国による認可制度の整備状況を定期的に再検討する。

決定 XⅧ/35 モントリオール議定書の第 4 条 B に基づく認可制度の制定に関する報告

1．モントリオール議定書の第 4 条 B の第 3 項では、同議定書の附属書 A、B、C および E に掲げる新品物質、使用済み物質、リサイクル物質、再生利用物質の輸出入認可制度の導入日より 3 ヶ月以内に、当該制度の制定と運営に関して事務局に報告するよう各締約国に求めていることに留意する。

2．モントリオール議定書のモントリオール改正の締約国 124 ヶ国が同改正の諸条件に基づき求められている通り輸出入認可制度を制定したことを高く評価する。

3．また、モントリオール議定書のモントリオール改正をいまだ批准していない締約国 30 ヶ国も輸出入制度を制定していることも高く評価する。

4．認可制度には次のような利点があることを認識する：オゾン層破壊物質の輸出入の監視、違法取引の防止、データ収集が可能。

5．輸出入認可制度をいまだ制定していないモントリオール議定書のモントリオール改正の締約国は同議定書の第 4 条 B に違反しており、同議定書に基づく違反手続きを適用することができる点に留意する。

6．モントリオール改正の残りのすべての締約国 23 ヶ国に対して、輸出入認可制度の制定に関する情報を事務局に提供するよう強く求め、いまだ当該制度を制定していない締約国に対しては至急制定するよう強く求める。

7．いまだモントリオール改正を批准していない残りすべての議定書締約国に対しては、同改正を批准し、輸出入認可制度を制定していなければ、当該制度を制定するよう奨励する。

8．認可制度をすでに運営しているすべての締約国に対しては、当該制度を効果的に実行し、施行するよう強く求める。

9．モントリオール議定書の第 4 条 B で求められている通り、議定書のすべての締約国による認可制度の制定状況を定期的に再検討する。

決定 XIX/26　モントリオール議定書の第 4 条の B に基づく認可制度確立に関する報告

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/26*:

Noting that paragraph 3 of Article 4B of the Montreal Protocol requires each Party, within three months of the date of introducing its system for licensing the import

and export of new, used, recycled and reclaimed substances in Annexes A, B, C and E of the Protocol, to report to the Secretariat on the establishment and operation of that system,

Noting with appreciation that 143 Parties to the Montreal Amendment to the Protocol have established import and export licensing systems for ozone-depleting substances as required under the terms of the amendment,

Noting also with appreciation that 26 Parties to the Protocol that have not yet ratified the Montreal Amendment have also established import and export licensing systems for ozone-depleting substances,

Recognizing that licensing systems provide for the monitoring of imports and exports of ozone-depleting substances, prevent illegal trade and enable data collection,

1. To record that Barbados, Cook Islands, Eritrea, Haiti, Kiribati, Nauru, Niue, Sao Tome and Principe, Somalia, Tonga, United Republic of Tanzania and Uzbekistan are Parties to the Montreal Amendment to the Protocol, that they have not yet established import and export licensing systems for ozone-depleting substances and are therefore in non-compliance with Article 4B of the Protocol and that financial assistance has been approved for all of them;
2. To request each of the 12 Parties listed in paragraph 1 to submit to the Secretariat as a matter of urgency and no later than 29 February 2008, for consideration by the Implementation Committee under the Non-Compliance Procedure of the Montreal Protocol at its fortieth meeting, a plan of action to ensure the prompt establishment and operation of an import and export licensing system for ozone-depleting substances;
3. To encourage all remaining Parties to the Protocol that have not yet ratified the Montreal Amendment to ratify it and to establish import and export licensing systems for ozone-depleting substances if they have not yet done so;
4. To urge all Parties that already operate licensing systems for ozone-depleting substances to ensure that they are structured in accordance with Article 4B of the Protocol and that they are implemented and enforced effectively;
5. To review periodically the status of the establishment of import and export licensing systems for ozone-depleting substances by all Parties to the Protocol, as called for in Article 4B of the Protocol.

決定 XX/14　モントリオール議定書の第 4 条の B に基づく認可制度創設に関する報告

モントリオール議定書第 4 条の B の第 3 項では、議定書の附属書 A、B、C および E に掲げる規制物質（新品、使用済み、リサイクル、再生）の輸出入認可制度の導入から 3 ヶ月以内に当該制度の創設と運営に関して事務局に報告することを各締約国に義務付けていることに留意し、

同改正の諸条件により義務付けられている通り、議定書のモントリオール改正により 159 の締約国がオゾン層破壊物質の輸出入認可制度を創設したことを高く評価し、

モントリオール改正を未だ批准していない 18 の議定書締約国もオゾン層破壊物質の輸出入認可制度を創設したことを同様に高く評価し、

認可制度がオゾン層破壊物質の輸出入を監視し、違法取引を防止し、データ収集を可能にするものであることを認識し、

1．モントリオール改正をいまだ批准していない残りの全締約国に対して、同改正を批准し、ODS 輸出入認可制度を創設していない場合は、創設することを奨励する。

2．すでに ODS 輸出入認可制度を創設している全締約国に対して、モントリオール議定書の第 4 条の B にしたがって同認可制度を組織化し、効果的に実行、実施するよう強く求める。

3．モントリオール議定書の第 4 条の B で求められている通り、議定書の全締約国は、ODS 輸出入認可制度の創設状況を定期的に精査する。

決定XXI/12　モントリオール議定書第4条のBに基づく認可制度の整備に関する報告

モントリオール議定書第4条のBの第3項では、同議定書の補遺A、B、CおよびEに掲げる規制物質の新品、使用済み分、リサイクル分、再生分の輸出入認可制度の導入日から3ヶ月以内に、同制度の整備と運営に関して事務局に報告することを各締約国に求めていることに留意し、

モントリオール議定書モントリオール改正178の締約国の内174ヶ国が、同改正の諸条項に基づき義務付けられているオゾン層破壊物質の輸出入認可制度を整備したことを高く評価し、

また、モントリオール改正をいまだ批准していない12の議定書締約国も、オゾン層破壊物質の輸出入認可制度を整備したことを高く評価し、

認可制度の下では、オゾン層破壊物質の輸出入の監視、違法取引の防止、データ収集が行なわれることを認識し、

1．モントリオール改正をいまだ批准していない残り全ての議定書締約国が、同改正を批准し、オゾン層破壊物質の輸出入認可制度を整備していない場合には、これを整備することを奨励する。

2．オゾン層破壊物質の輸出入認可制度をすでに運営している全ての締約国に対して、モ

ントリオール議定書第4条のBにしたがって制度を構成し、効果的に制度を実行、施行するよう強く求める。

３．モントリオール議定書第4条のBで定められている通り、同議定書全ての締約国のオゾン層破壊物質の輸出入認可制度の整備状況を定期的に精査する。

決定XXII/19　モントリオール議定書第4条のBに基づく認可制度の整備に関する報告

Noting that paragraph 3 of Article 4B of the Montreal Protocol requires each party, within three months of the date of introducing its system for licensing the import and export of new, used, recycled and reclaimed controlled substances in Annexes A, B, C and E of the Protocol, to report to the Secretariat on the establishment and operation of that system,

Noting with appreciation that 176 of the 181 parties to the Montreal Amendment to the Protocol have established import and export licensing systems for ozone-depleting substances as required under the terms of the amendment,

Noting also with appreciation that 12 parties to the Protocol that have not yet ratified the Montreal Amendment have also established import and export licensing systems for ozone-depleting substances,

Recognizing that licensing systems provide for the monitoring of imports and exports of ozone-depleting substances, prevent illegal trade and enable data collection,

1. To urge Brunei Darussalam, Ethiopia, Lesotho, San Marino and Timor-Leste, which are the remaining parties to the Montreal Amendment to the Protocol that have not yet established import and export licensing systems for ozone-depleting substances, to do so and to report to the Secretariat by 31 May 2011 in time for the Implementation Committee and the Twenty-Third Meeting of the Parties, in 2011, to review their compliance situation;
2. To encourage Angola, Botswana and Vanuatu, which are the remaining parties to the Protocol that have neither ratified the Montreal Amendment nor established import and export licensing systems for ozone-depleting substances, to do so;
3. To urge all parties that already operate licensing systems for ozone-depleting substances to ensure that they are structured in accordance with Article 4B of the Protocol and that they are implemented and enforced effectively;
4. To review periodically the status of the establishment of import and export

licensing systems for ozone-depleting substances by all parties to the Protocol, as called for in Article 4B of the Protocol;

決定XXIII/31　モントリオール議定書の第四条のBに基づく認可の制度の確立の状況

モントリオール議定書の第四条のB3により、締約国は、モントリオール議定書の附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質であって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関する認可の制度の導入日から3カ月以内に、同制度の確立と運営について事務局に報告することが求められていることに留意し、

モントリオール議定書のモントリオール改正を批准した185の締約国のうち182カ国が同改正の定めるとおりオゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度を確立し、これらの締約国のうち174カ国がモントリオール議定書に基づいてどの附属書のどのグループの物質が当該制度の対象になるか説明した項目別の情報を提出していることを評価し、

また、モントリオール議定書の締約国のうちモントリオール改正をまだ批准していない10カ国もオゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度を確立し、これらの締約国のうち8カ国が認可の制度に関する項目別の情報を提出していることを評価し、

認可の制度がオゾン層破壊物質の輸入及び輸出の監視を可能にし、違法取引を防止し、データ収集を可能にしていることを認識し、

また、締約国による大半のオゾン層破壊物質の段階的削減の成功には、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出を管理する認可の制度の確立及び導入が大きく貢献していることを認識し、

1. モントリオール改正を批准した締約国であって、認可の制度に関する項目別の情報をまだ提出していないボリビア、朝鮮人民民主主義共和国、ドミニカ、エクアドル、ガーナ、ローマ教皇庁、タジキスタン及びタイ、また、モントリオール改正を批准していない締約国であるギニア、パプアニューギニアに対し、緊急の問題として2012年3月31日までに当該情報を事務局に提出し、第48回会合で履行委員会が審議できるようにすることを要請する。
2. エチオピア、サンマリノ、東ティモールに対し、できるだけ早期に認可の制度の確立と運営を行い、2012年3月31日までに事務局に報告するよう強く要請する。
3. モントリオール議定書のモントリオール改正をまだ批准しておらず、認可の制度をまだ確立していないボツワナに対し、同改正を批准し、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出を管理する認可の制度を確立するよう奨励する。
4. 輸出規制を伴わないオゾン層破壊物質の認可の制度を運営しているチャド、コモロ、ガンビア、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島、スーダン、トンガに対し、当該制度をモントリオール議定書第四条のBに従った構造にし、輸出の認可の制度を設けるよう保証し、

この点について事務局に報告することを強く要請する。

5. 附属書Cのグループ I に属する物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）の規制を行わない認可の制度を導入しているホンジュラス及びトーゴに対し、当該制度に前述の物質の輸入及び輸出の管理を含めるよう保証し、この点について事務局に報告することを強く要請する。
6. モントリオール議定書第四条のBが求めるとおり、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度の確立状況を定期的に審査する。

決定XXIV/17　モントリオール議定書の第四条のBに基づく認可の制度の確立の状況

モントリオール議定書の第四条のB3により、締約国は、モントリオール議定書の附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質であって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関する認可の制度の導入日から3か月以内に、同制度の確立と運営について事務局に報告することが求められていることに留意し、

モントリオール議定書のモントリオール改正を批准した192の締約国のうち191か国が同改正の定めるとおりオゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度を確立し、モントリオール議定書に基づいてどの附属書のどのグループの物質が認可の制度の対象になるか説明した認可の制度に関する項目別の情報を提出していることを評価し、

認可の制度がオゾン層破壊物質の輸入及び輸出の監視を可能にし、違法取引を防止し、データ収集を可能にしていることを認識し、

また、締約国による大半のオゾン層破壊物質の段階的削減の成功には、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出を管理する認可の制度の確立及び導入が大きく貢献していることを認識し、

1. 南スーダンがこのほどモントリオール義的書のすべての改正を批准したことを讃え、同締約国に対し、モントリオール議定書の第四条のBに従いオゾン層破壊物質の輸入及び輸出の認可の制度を確立し、当該制度の設立について2013年9月30日までに事務局に報告することを要請する。
2. 輸出規制を伴わないオゾン層破壊物質の認可の制度を運営しているガンビアに対し、当該制度をモントリオール議定書の第四条のBに従った構造にし、輸出の認可の制度を設けるよう保証し、この点について事務局に報告することを強く要請する。
3. モントリオール議定書のモントリオール改正の非締約国であり、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出を規制する認可の制度をまだ確立していないボツワナに対し、同改正を批准し、かかる認可の制度を確立するよう奨励する。
4. モントリオール議定書第四条のBが求めるとおり、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度の確立状況を定期的に審査する。

決定XXV/15　モントリオール議定書の第4条のBに基づく認可の制度の確立の状況

モントリオール議定書の第四条のB3により、締約国は、モントリオール議定書の附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質であって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関する認可の制度の導入日から3か月以内に、同制度の確立と運営について事務局に報告することが求められていることに留意し、

モントリオール議定書のモントリオール改正を批准した194の締約国のうち192か国が同改正の定めるとおりオゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度を確立し、モントリオール議定書に基づいてどの附属書のどのグループの物質が認可の制度の対象になるか説明した認可の制度に関する項目別の情報を提出していることを評価し、

一方で、2013年にモントリオール改正の締約国となったボツワナ及び南スーダンが当該制度をまだ確立していないことに留意し、

認可の制度がオゾン層破壊物質の輸入及び輸出の監視を可能にし、違法取引を防止し、データ収集を可能にしていることを認識し、

また、締約国による大半のオゾン層破壊物質の段階的削減の成功には、オゾン層破壊物質の輸入及び輸出を管理する認可の制度の確立及び導入が大きく貢献していることを認識し、

1. ボツワナ及び南スーダンに対し、モントリオール議定書の第四条のBに従いオゾン層破壊物質の輸入及び輸出の認可の制度を確立し、当該制度の設立について2014年3月31日までに事務局に報告することを要請する。
2. モントリオール議定書第四条のBが求めるとおり、モントリオール議定書のすべての締約国によるオゾン層破壊物質の輸入及び輸出に関する認可の制度の確立状況を定期的に審査する。

（2）不法貿易に関する決議

決定Ⅶ/33　　規制物質の違法な輸入及び輸出

事務局が、入手可能な情報を調査すること、および議定書の有効性を損なう、附属書 A および B の物質およびそれらを含む製品のダンピング、違法な輸入および輸出、および規制されない製造に関して、締約国に追加の情報を要請すること、およびモントリオール議定書に基づく違反の条項を考慮して、第 8 回締約国会合に報告することを要請する。

決定Ⅷ/20　　オゾン層破壊物質の不法な輸入及び輸出

１．オゾン層破壊物質の不法な輸入及び輸出について事務局が準備した報告書を感謝をもって銘記する。

２．使用済み、リサイクルもしくは精製されたオゾン層破壊物質が輸入される前に、承認と承認を必要とするシステムを確立するよう、まだそれを行っていない第 5 条非適用締約国を促す。輸入業者は、そのオゾン層破壊物質が本当に使用済みであることを、承認を行う当局に十分に説明すべきである。

３．第 5(1)非適用締約国に対して、上記第 2 項に記載されているシステムの設立に関して、第 9 回締約国会合までに事務局に報告することを要請する。

４．決定Ⅳ/24 の例外規定(リサイクルされた及び使用済みの規制物質の輸入量および輸出量はその締約国の消費量の計算に入れないことを規定)は、上記第 2 項に記載されているシステムを 1998 年 1 月 1 日までに設立しなかった第 5(1)条非適用締約国には適用しない。

５．第 9 回締約国会合に対して、全ての締約国からの使用済み及びリサイクルされたオゾン層破壊物質の輸出の確認および承認を求めるシステムを設立することを検討することを要請する。

決定 XII/10　　オゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物および製品の国際取引の監視および違法取引の防止

オゾン層保護の世界的プロセスに対するオゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物および製品の違法取引の脅威を認識しつつ、

モントリオール議定書の諸規定の世界的に実行する必要性に鑑み、オゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物および製品の取引の規制の重要性を理解しつつ、

オゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物および製品の取引を国境で効果的に規制することは、現時点では、オゾン層破壊物質の確認、関係通関法の複雑さ、国際的に認められた共通のラベル表示制度の欠如、特別に訓練された税関職員の不足、国際レベルでの一致した行動によりこれらの問題の多くに取り組むことが必要であることによって、極めて困難であることを承知しつつ、

他の国際機関がこの分野で現在行っている作業の状況を理解し、それを考慮に入れ、決定 IX/22、決定 IX/18 および決定 IX/26 を含む締約国の以前の決議を考慮に入れることが重要であることを承知しつつ、

１．技術経済評価パネル、国連環境計画、オゾン層破壊物質およびその国際取引に関する通関法討議グループ、税関組織としかるべき協議を行った上で、下記の問題を研究するための選択肢を検討し、2001 年に締約国による検討を仰ぐために、公開作業部会の第 21 回会議においてこれらの選択肢について報告を行うようオゾン事務局に求める：

（ａ）オゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物およびオゾン層破壊物質を含む製品のラベル表示に関する現在の国内法規。

（ｂ）オゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物およびオゾン層破壊物質を含む

製品の万国共通のラベル表示制度および（または）分類制度の実行の必要性、範囲および費用（メーカー固有のマーカー、識別子または識別法の導入の実現性を含む)。

（ｃ）分類、ラベル表示、遵守および違法取引の発生に関する問題について締約国間で経験を共有するための方法。

（ｄ）オゾン層破壊物質を含む製品およびオゾン層破壊物質を含む混合物との違い、オゾン層破壊物質を含む製品の種別リストの作成とこれに対応した調整システム／共同名称分類。

（ｅ）国境で押収された違法取引オゾン層破壊物質の処分方法に関する税関当局向け指導。

２．国連環境計画の技術・産業・経済部門の活動に感謝の意を表明し、地域レベルおよび（または）各国レベルでの税関の訓練等を通じて、第５条締約国および移行期経済国に対して上記に関する情報を提供する作業をいっそう奨励する。

決定 XⅢ/12　オゾン層破壊物質、オゾン層破壊物質を含む混合物および製品の国際取引の監視ならびに違法取引の防止

１．技術経済評価パネル、世界関税機関、国連環境計画技術・産業・経済部門（UNEP/DTIE）および世界貿易機関と適切に協議した上で、決定 XII/10 に掲げる問題に関して研究し、2002 年に締約国に検討を仰ぐべく、2002 年の公開作業部会第 22 回会議に実践的な提言を含む報告を提出するよう、事務局に求める。

２．研究の準備を行うにあたり、事務局は、基準条件として決定 XII/10 を採用し、当該決議に掲げる問題についてのみ研究する。

決定XIV/7.　オゾン層破壊物質の取引の監視、オゾン層破壊物質の違法取引の防止

決定XII/10に掲げるオゾン層破壊物質の取引の監視、オゾン層破壊物質の違法取引の防止に関する問題点の研究を行い、2002年に締約国が検討できるよう、2002年の公開作業部会の第22回会議で実践的提言を含む報告を提出するようオゾン事務局に求めた決定XIII/12に留意し、

オゾン事務局ならびに報告の作成に参加したすべての組織および個人の作業を高く評価し、

決定X/18に基づき開催されたオゾン層破壊物質含有混合物の分類のための関税法の各国小区分に関するオゾン層破壊物質関税法討議部会による作業をふまえたオゾン事務局からの提案（現在、世界関税機構が調査分析中）を高く評価し、

オゾン層破壊物質の取引の監視、関税法、オゾン層破壊物質の輸出入認可制度、オゾン層破壊物質の違法取引の防止に関する締約国の以前の決定（決定II/12、決定VI/19、決定Ⅷ/20、決定IX/8、決定IX/22、X/18、XI/26）をあらためて確認し、

合意したスケジュールにしたがってオゾン層破壊物質の適時かつ円滑な段階的削減を行うためのオゾン層破壊物質の取引の監視およびオゾン層破壊物質の違法取引の防止の改善

を目的とする対策の重要性を理解し、

1．国際通過貿易を監視するための手段と継続的努力を検討することを各締約国に奨励する。

2．国際貿易を阻害せず、国際貿易法に沿った適切な経済的奨励策を導入し、オゾン層破壊物質の代替物質、当該代替物質含有製品（機器を含む）、当該代替物質用に設計された製品、当該代替物質を使用する技術の利用を促進することをすべての締約国に奨励し、

3．1999年6 月25日の世界関税機構の勧告に入っているもっとも一般的に取引されているHCFC およびその他のオゾン層破壊物質の個別小区分を自国の関税分類制度にいまだ導入していない各締約国に、導入するように促し、オゾン事務局にコピーを提出するよう求め、世界税関機構による勧告について合意できた後には、当該勧告に配慮するよう促す。

4．規制物質または規制物質含有混合物とモントリオール議定書の第１条に掲げる規制物質（決定I/12Aで詳しく説明）含有製品との相違に関して、下記のようにいっそう明確にする：

（ａ）規制物質または規制物質含有混合物にどのような関税法が適用されるか否かにかかわらず、決定Ｉ/12Aで定義する輸送用または保管用の容器に入っている場合は、「規制物質」とみなし、締約国間で合意した段階的削減の対象とする。

（ｂ）上記の（a）における説明は、具体的には、機能に関する関税法で分類されている規制物質および規制物質含有混合物（時に不当に「製品」とみなし、モントリオール議定書の段階的削減スケジュールに基づく規制を免れている）を対象としたものである。

5．オゾン層破壊物質の識別手段とオゾン層破壊物質の違法取引の防止手段を改善するために情報を交換し、共同の努力を強化することをすべての締約国に奨励する。具体的には、関係締約国は、違法取引問題と強制活動に関する協力を拡大するために、UNEPの地域ネットワークやその他のネットワークをいっそう活用せねばならない。

6．執行委員会を通じて国連環境計画の技術・産業・経済部に対して、違法取引撲滅手段のための地域ネットワークの活動に関して第16回締約国会合で報告するよう求める。税関吏の教育と認可制度のプロジェクトの評価を優先することを検討し、可能であれば、第16回締約国会合で報告するよう執行委員会に求める。

7．情報交換を促進するために、オゾン層破壊物質の違法取引の完全実証例をオゾン事務局に報告するよう、締約国に促す。当該締約国が違法取引分を自国の市場で市販しない限り、違法取引量を、当該締約国の消費量に計上してはならない。各締約国から受け取った違法取引に関する情報を収集し、すべての締約国に配布するようオゾン事務局に求める。また、違法取引を減らすための選択肢を模索するために各国との情報交換を始めるようオゾン事務局に求める。

8．オゾン層破壊物質の違法取引を撲滅し、オゾン層破壊物質の取引を監視するための検査技術、検査装置を税関に導入し、開発し、利用するための第 5 条締約国に対する財政

支援、技術支援を続け、これまでの活動に関して、モントリオール議定書の第 16 回締約国会合で報告するよう、多数国間基金の執行委員会に求める。

決定 XVI/33　　オゾン層破壊物質の違法取引

1．オゾン層破壊物質の違法取引およびオゾン層破壊物質の違法取引の抑制の情報交換の能率化について締約国が報告した情報に関する事務局のノートを高く評価する。

2．更に、違法取引と戦う手段に関する地域ネットワークの活動を対象とした国連環境計画の技術・産業・経済局による報告を高く評価する。

3．オゾン層破壊物質の違法取引を撲滅するための各国レベル、国際レベルにおける締約国による努力を調整する必要があることに留意する。

4．オゾン層破壊物質の違法取引抑制の情報交換の能率化に関する事務局のノートおよび違法取引と戦う手段に関する地域ネットワークの活動を対象とした国連環境計画の技術・産業・経済局による報告に照らして、締約国と他の機関の間の調整の詳しい領域（オゾン層破壊物質の取引の追跡調査のシステム作り、輸出国と輸入国の間のコミュニケーションの改善など）に関する締約国から詳しい考え方を収集するようオゾン事務局に求める。

5．更に、スリランカの提案を考慮に入れて、オゾン層破壊物質の取引の追跡調査システム作りのフィジビリティスタディおよびフィジビリティスタディの実施の推定費用の基準条件案を提出するようオゾン事務局に求める。

6．このほか、2005 年前期に会合をもつよう、オゾン事務局の執行委員会に求める。また、資金が調達できることを条件に、上記の第 4 項および第 5 項にしたがってすでに入手可能な情報および事務局が提出すべき報告に照らして、協力の枠組みの構想と個々の領域を展開し、締約国会議にしかるべき提案を行うよう、締約国からの専門家の作業部会に求める。

7．第 17 回締約国会合においてオゾン事務局が招集する作業部会の結果に関する情報を検討する。

決定 XVII/16　　規制対象オゾン層破壊物質の違法取引の防止

規制対象オゾン層破壊物質の円滑で効果的な段階的削減を行うためには違法取引の防止が重要であることに留意し、

モントリオール議定書の第 4 条の B で義務付けられている通り、認可制度を整備するなどして、すべての締約国によるすべての規制対象オゾン層破壊物質の輸入、輸出双方を規制することの必要性を理解し、

決定 VII/9、決定 VIII/20、決定 IX/8、決定 XIV/7 に掲げる規制対象オゾン層破壊物質の取引の監視と規制に関する諸規定をあらためて確認し、

その他の環境条約で定められた取引追跡システムおよび国際貿易統計のデータベースが

すでに存在することを認識し、

違法国際取引の防止を目標に掲げている国際化学物質の管理に対する戦略的取り組みの現在の展開に留意すると共に、有害化学物質と有害廃棄物の国際的違法売買に取り組むにあたって、モントリオール議定書とその他特定の条約の間の協力を促進することを国連環境計画の常務理事に求めた化学物質の管理に関する国連環境計画の運営評議会の決定 23/9 に留意し、

決定 XVI/33 で義務付けられている通り、オゾン事務局が提出した締約国間の規制対象オゾン層破壊物質の動向を追跡する国際システムの整備に関するフィジビリティスタディの調査事項案を高く評価し、

規制対象オゾン層破壊物質の違法取引の防止と撲滅における協力の枠組みの構想および個々の分野の動向をテーマとして、オゾン事務局が 2005 年 4 月 3 日にモントリオールで開催したモントリオール議定書締約国の専門家によるワークショップの結果を高く評価し、モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会が公開作業部会の第 25 回会議で提出した税関吏の教育・免許システム案の評価に関する報告を高く評価し、

1．本決定の補遺に掲げる締約国間の規制対象オゾン層破壊物質の国境を越えた移動を監視する国際的システムの整備に関するフィジビリティスタディの調査事項を承認し、当該研究に着手し、必要な入札を開始し、2006 年におけるモントリオール議定書の第 18 回締約国会合でその結果を提出するようオゾン事務局に求める。

2．当該研究の成果から利益を享受しうるその他の条約または組織と協議し、研究に協力するよう、オゾン事務局に求める。

3．当事国が、個々の物質または物質グループの製造国および（または）輸入国、輸出国または再輸出国として認められているか否かにかかわらず、地域経済統合組織を含むすべての締約国に対して、モントリオール議定書の第 4 条の B に基づく自らの義務－とりわけ、すべての規制対象オゾン層破壊物質（オゾン層破壊物質含有混合物を含む）の輸入、輸出、再輸出（再輸出とは、以前に輸入した物質を輸出することを意味する）の規制および通過の規制（技術上、行政上可能な場合）のための認可制度－を完全に履行するよう促す。

4．すべての規制対象オゾン層破壊物質（オゾン層破壊物質含有混合物を含む）の輸出（再輸出を含む）を対象に含めるよう、決定 VII/9 に基づく報告形式を改訂するようオゾン事務局に求め、改訂した報告形式を早急に実行するよう締約国に促す。また、輸出締約国／再輸出締約国から輸入締約国に送られた当該規制物質に関する集計情報を折り返し報告するよう、オゾン事務局に求める。

5．輸入締約国と輸出締約国の間の輸出入許可に関する情報を交換するための現在のシステムに関する情報を、2006 年 6 月 30 日までにオゾン事務局に提出するよう締約国に求める。

6．違法取引活動を効果的に抑制できる規制対象のオゾン層破壊物質の使用に関する追加

的な規制措置（特に業界毎または用途毎）を検討する。

7．規制対象オゾン層破壊物質の違法取引の撲滅に取り組む国連環境計画の「グリーン・カスタムズ」計画に関する研究を更に奨励し、規制対象のオゾン層破壊物質の合法、違法の取引に関する情報と経験の締約国（実施機関を含む）の間の交換のための地域ネットワーク作り、地域ネットワークの枠組みの中での連携活動を更に奨励する。

8．公開作業部会の第 25 回会議で提出された税関吏の教育・免許システム案の評価に関するモントリオール議定書の実行のための多数国間基金の執行委員会の報告に含まれる勧告、とりわけ、規制対象オゾン層破壊物質の違法取引の撲滅に必要な税関の教育、能力作りのその他の要素に関係する勧告を執行委員会の第 48 回会議で検討するよう、執行委員会に求める。

9．規制対象オゾン層破壊物質の締約国間の国境を越えた移動を監視するためのシステムの整備に関するフィジビリティスタディを促進するための 1 回限りの措置として、ウィーン条約の信託基金から最大 200,000 ドルを拠出することを承認する。

＜補　遺＞

締約国間の規制対象オゾン層破壊物質の国境を越えた移動を監視するシステムの整備に関するフィジビリティスタディの調査事項

1．別の締約国における最終用途向けに生産、輸出される規制対象オゾン層破壊物質の移動に適用しうるロジスティックス手段および規制手段を説明する。

2．輸出国（再輸出国）と輸入国間の規制対象オゾン層破壊物質の国境を越えた移動を監視する効果的なシステムに実用的に加えうる重要な構成要素を説明する。

3．規制対象オゾン層破壊物質が締約国間を移動する際に当該物質の国境を越えた移動の監視に関与するにあたって締約国が利用しうる対策を説明する。

4．規制対象オゾン層破壊物質の国境を越えた移動（通過貿易を含む）を監視する国内システムまたは国際システムがすでに存在するか否かを評価し、第 5 項に掲げる輸出締約国と輸入締約国の間の輸出入許可の情報の交換のための既存のシステムに関する情報を検討し、当該システムの利点と欠点を評価する。

5．その他の国際条約（国際取引における特定の危険化学物質と殺虫剤を対象とした事前インフォームドコンセントに関するロッテルダム条約、有害廃棄物の国境を越える移動とその処分の規制に関するバーゼル条約、野生動植物の絶滅危惧種の国際取引条約等）における追跡メカニズムの運営の仕方を検討し、当該メカニズムが、違法取引の抑制に寄与しうるという観点から、規制対象オゾン層破壊物質の国境を越えた移動を監視するシステムの整備のために有用なモデルとなりうるか否かを検討する。規制対象オゾン層破壊物質の追跡システムの実行に伴う実用上の障害とコストを推定するために、上記の国際条約に基づく追跡システムの整備、運営に伴うコストと実用上の障害を検討する。

違法取引の追跡において関連国際条約との相乗効果を確保できるか否かを検討する。

規制対象オゾン層破壊物質の締約国間の国境を越えた移動を監視するために既存の国際貿易統計データベースを利用できるか否かについての同様の分析結果と、本項で説明する研究結果とを比較する。

6．情報源、必要情報（運送業者、輸入港／輸出港／再輸出港／通過港または積替え港、輸送中のオゾン層破壊物質に関する通関情報、特に、原産国、申告製造者名、最終仕向け国、申告購入者名／受取人名）、オゾン層破壊物質の追跡システムが違法取引の抑制に成果を上げるために必要な情報の流れを説明する。

また、集中システムまたは分散システムの双方を対象に、当該情報の提供と監視に関与すべき政府職能機関または非政府職能機関についても説明する。知的所有権協定の貿易関係面を含む当該情報の公表に関係する、あるいは当該情報の公表が準拠する国際貿易規則を含む関係の国際法を検討する。

7．第 5 条第 1 項締約国および第 5 条第 1 項非締約国を代表する生産国 5～7 ヶ国の政府および当該国の製造業者、国際流通業者、再輸出国 5～7 ヶ国の政府および当該国の国際流通業者と連絡をとり、国境を越える移動の監視システムを実行するために必要な情報を入手できるか否かとそのコストに関する見解、そのシステムが合法的取引に影響を及ぼすか否かについての見解を聞く。また、大部分の規制対象オゾン層破壊物質の通過と積替えに責任を負う第 5 条第 1 項締約国および第 5 条第 1 項非締約国を代表する 2～3 ヶ国の政府と主要流通業者とも連絡をとり、同様の問題について話し合う。

8．上記の点を考慮し、規制対象オゾン層破壊物質の違法取引の抑制に効果のある国境を越える移動の監視システムのための 2～3 の実効ある選択肢をおおまかに説明する。当該の選択肢は、規制対象オゾン層破壊物質の国境を越える移動を詳細に監視するために製造業者、流通業者、政府、事務局のレベルでとるべき手段と対策を説明できるものでなければならない。最後に、利用者（政府、輸出入業者、事務局）の年間の推定コストと実行のためのシステム規模の推定コストを、選択肢毎に提出せねばならない。

決定 XⅧ/18　締約国間の越境移動を監視するためのシステムを通じてのオゾン層破壊物質の違法取引の防止

モントリオール議定書の第 5 条第 1 項適用国を中心にオゾン層破壊物質の段階的削減のための努力を害することのないよう、規制対象オゾン層破壊物質の違法取引を防止し、最小限に抑えるための対策が緊急に必要であることを承知し、

締約国間の規制対象オゾン層破壊物質の越境移動を監視するためのシステムの開発に関するフィジビリティスタディを実施し、その研究結果を 2006 年の第 18 回締約国会合で提出するように締約国がオゾン事務局に求めた決定 XVII/16 に留意し、

研究の準備に加わったオゾン事務局およびすべての組織と個人の仕事を高く評価し、

研究には、規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の監視に重要な役割を果たしている現

在の機構（特に、議定書の第 4 条の B で求められている輸入、輸出および再輸出の規制のための認可制度）のよりいっそう効率的な実行と実施に関する勧告が含まれていることに留意し、

研究で提示されたすべての選択肢、特に中長期の選択肢を締約国が詳細に評価する必要性も承知し、

1．すべての締約国に対して、モントリオール議定書の第 4 条の B を完全に実行し、締約国の現在の決定、特に決定 IX/8、 XIV/7、XVII/12 および XVII/16 に盛り込まれている勧告を考慮するよう強く求める。

2．規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の監視を改善するための効果的な対策(適当であれば、化学物質の取引を追跡調査するための他の多国間協定に基づく現在のシステムのよりいっそう効果的な利用を含む)の採用を検討し、モントリオール議定書の第 5 条第 1 項適用国と非適用国との間のオゾン層破壊物質の取引に特に関係する情報をすべての締約国が交換することを奨励する。

3．オゾン層破壊物質の取引の監視に用いられている国連商品取引統計データベース（一般には”UNComtrade”と呼ばれる）および一般に入手できる”Global Risk Identification and Detection”(世界リスク特定・検出)ソフトウエア（一般には”eGRID”と呼ばれる）の使用経験のあるすべての締約国に対して、オゾン事務局にこれらの手段の適性と費用に関する情報を提供するよう奨励する。オゾン事務局は、公開作業部会の第 27 回会議、更には、2007 年の第 19 回締約国会合で当該情報を報告することになっている。

4．最善の実務方法に関してオゾン関係職員および税関吏を教育し、違法取引を防止するための国の認可制度と地域協力のための最善の実務方法について意識を高め、実務例を周知させるための努力を国連環境計画の遵守支援計画が継続することを奨励する。

5．議定書に基づき検討する以後の対策を通じて全体で、また、地域レベル、国家レベルで締約国が優先しうる費用効果の高い対策を確認することを目的として、研究結果に列記された中長期の選択肢および(または)その他可能なすべての選択肢に関する優先順位を中心に、2007 年 3 月 31 日までに、報告に関する見解をオゾン事務局に書面で提出するよう、すべての締約国に求める。

6．公開作業部会の第 27 回会議、更には、2007 年の第 19 回締約国会合で検討するために、当該の見解集を提出するようオゾン事務局に求める。

決定 XIX/12　　オゾン層破壊物質の違法取引の防止

規制対象のオゾン層破壊物質の違法取引を防止し、最小限に抑えるための対策の必要性ならびに議定書の将来に関する論議を継続していく中でのこの問題の重要性を承知し、

「締約国間での規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の監視システム開発に関する ODS 追跡調査フィジビリティスタディ」をタイトルとする報告に関するコメントを書面で提出するよう締約国に求めると共に、2007 年の第 19 回締約国会合において当該コメント集を提

出するようオゾン事務局に求めた決定 XVIII/18 に留意し、

追跡調査フィジビリティスタディにおいて提出された中長期の選択肢に関する締約国のコメントを評価し、

締約国間での規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の監視に利用し得るその他の計画案があることに留意し、

締約国間での規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の効果的な監視に向けての重要な第一歩となるのが、既存の機構の実行・実施状況を改善することにあることを承知し、

南アジア地域、東南アジア地域、太平洋地域の諸国から非公式に事前にインフォームド・コンセントを得た上で、違法取引に対する戦いに挑む計画案ならびに世界関税機構の地域情報連絡局によるスカイホール・パッチング・プロジェクトの実行を承知し、

締約国による違法取引防止対策に関する情報の共有および透明性のメリットを認識し、オゾン層破壊物質の取引に関する対策が、世界関税機構などのその他のフォーラムで採用されることもありうることに留意し、

1．すべての規制対象オゾン層破壊物質の輸出入認可制度を設けるために、議定書第 4 条 B に基づくそれぞれの義務をすべての締約国に対して再確認する。

2．規制対象オゾン層破壊物質の輸出入認可制度ならびに締約国のこれまでの決議（特に、決定 IX/8、決定 XIV/7、決定 VII/12、決定 XVII/16 および決定 VIII/18）に含まれる勧告を十分かつ効果的に実行し、積極的に実施するようすべての締約国に強く求める。

3．違法取引をより効果的に防止するために自国の認可制度の実行・実施状況を改善することを希望する締約国は、下記の対策を国内で自主的に実行することを検討しても良い：

（a）非公式の事前のインフォームド・コンセント手続きまたは同様のシステムに参加するなどして、他の締約国と情報を共有する。

（b）輸入割当および（または）輸出割当などの数量規制を設ける。

（c）出荷許可証を設け、当該許可の利用に関して国内で報告することを輸入業者および輸出業者に義務付ける。

（d）各積送品に独自の積送番号をつけて識別できるようにするなどして、免税区域を通過するオゾン層破壊物質を含むオゾン層破壊物質の通過移動（積替え）を監視する。

（e）再充填不可能な容器の使用を禁止または規制する。

（f）オゾン層破壊物質の取引での監視の助けとなるラベル表示および文書化のためのしかるべき最低基準を設ける。

（g）民間と公的機関の提携等により、取引情報をクロスチェックする。

（h）オゾン層破壊物質の追跡調査研究に基づくその他の適切な勧告を採用する。

4．オゾン層破壊物質に関する調整商品説明・コード付けシステムの新たな改正に向けて締約国がとりうる対策に関連して、世界関税機構と引き続き協力し、世界関税機構でとられた対策に関して締約国会議に報告するよう、オゾン事務局に求める。

（3）その他の貿易問題に関する決議

決定 XXIII/11　モントリオール議定書における船舶（他の旗国の船舶を含む）の整備に使用されるオゾン層破壊物質の取扱い

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の第四条の B が、締約国に対し、附属書 A、附属書 B、附属書 C 及び附属書 E のオゾン層破壊物質の生産量及び消費量を段階的に削減するために、輸出及び輸入の許可制度を確立し、導入することを求めていることに留意し、

また、モントリオール議定書においては、消費量は生産量と輸入量との和から輸出量を引いたものであると定義していることに留意し、

船舶が国内航路及び国際航路の航行中に船上でオゾン層破壊物質を含む機器及び技術を使用することを認識し、

旗国として登録されている多くの締約国が、モントリオール議定書に基づく船舶に関する報告要件に確信を持てないことに留意し、

船舶に対するオゾン層破壊物質の販売に関するモントリオール議定書の解釈が締約国によって異なることで、消費量の報告の際に消費量の計算ミス又は不一致が生じる可能性があることを懸念し、

1. オゾン事務局に対し、船上での整備及びその他の用途を目的とした船舶（他の旗国の船舶を含める）に対するオゾン層破壊物質の販売の現状に関する情報をまとめた文書を作成することを要請する。この情報には、締約国による当該販売に関連する消費量の計算方法を含める。また、この文書では旗艦を含む船舶の整備のために船上で使用されるオゾン層破壊物質の消費量の扱いに関する問題を指摘し、第 32 回公開作業部会会合に提出して、第 24 回締約国会合でこの問題に関する決定を下せるようにすることを要請する。
2. 本文書には、船上で使用するための船舶への販売について、過去に締約国に提供されたオゾン層破壊物質に関するガイダンス又は情報を含める。
3. オゾン事務局に対し、第 1 項に示す文書の作成において、必要に応じて関係国際機関、特に国際海事機関及び世界関税機構と協議し、これらの機関が下記の問題に対応しているかどうか、及びその方法に関する情報を盛り込むことを要請する。
   (a) 船上で使用するためのオゾン層破壊物質の取引
   (b) 船上でのオゾン層破壊物質の使用

   また、関連する作業を管理するためにこれらの機関が導入している枠組の概要を提示することを要請する。
4. 同文書が第 32 回公開作業部会会合の少なくとも 6 週間前までにすべての締約国に提供されることを要請する。

5. 締約国に対し、2012 年 4 月 1 日までに、船上における船舶（他の旗国の船舶を含む）の整備のために供給されるオゾン層破壊物質について規制及び報告するために締約国が導入している制度があれば、これに関する情報、及び、当該オゾン層破壊物質の消費量の計算方法に関する情報、当該オゾン層破壊物質の供給、輸入、輸出が行われた事例に関する情報オゾン事務局に提出することを要請する。
6. 事務局に対し、第 1 項で求める文書の附属書に、前項に基づいて提供される情報を加えることを要請する。
7. 技術経済評価パネルに対し、2012 年の進捗報告書において、各種船舶で一般的に使用される量、船舶上の推定冷媒バンク、及び推定排出量を含め、船上でのオゾン層破壊物質の使用に関する利用可能なデータの概要を含めることを要請する。
8. その実施が可能である締約国に対しては、可能な範囲で、各種船舶で一般的に使用される量、船舶上の推定冷媒バンク、及び推定排出量を含めた、船上でのオゾン層破壊物質の使用に関するデータを 2012 年 3 月 1 日までに技術経済評価パネルに提出することを奨励する。

決定XXIV/9　船舶で使用される規制物質

決定XXIII/11への対応としてオゾン事務局が提出した報告書を評価し、

1. 技術経済評価パネルに対し、2013年の進捗報告書とともに海事産業における輸送用の冷却に関する前回進捗報告書の情報の更新版を提出することを要請する。
2. 締約国に対し、関係者が新規に建造された船舶における規制物質の使用を最小に抑え、利用可能な場合、環境に優しいエネルギー効率の良い代替物質を検討することを奨励するよう求める。
3. この問題について第33回公開作業部会で再検討する。

◇第５条　開発途上国の特別な事情

（1）定義と分類に関する決議

決定Ⅰ/12E

「発展途上国」という用語の明確化

以下の国が議定書上の発展途上国とみなされるものとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンチグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ベニン、ブータン、ボリビア、ボツアナ、ブラジル、ブルネイ・ダルサラム、ブルキナファソ、ミャンマー、ブルンディー、カメルーン、カボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中

国、コロンビア、コモロ、コンゴ、コスタリカ、コートジボアール、キューバ、キプロス、カプチ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、イエメン共和国、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニア・ビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、ラオス人民民主共和国、レバノン、レソト、リベリア、社会主義人民リビア・アラブ共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マリ、マルク、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルチア、セントビンセント・グレナディーン、サモア、サントメブリンシベ、サウジアラビア、セネガル、セイシェル、シエラレオーネ、シンガポール、ソロモン諸島、ソマリア、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、シリア・アラブ共和国、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバコ、チュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエーメン、ユーゴスラビア、ザイール、ザンビア、ジンバブエ

決定Ⅱ/10　　開発途上国の資料

議定書第 5 条 1 の適用を受ける開発途上国から要求されている規制物質の正確な数量及び議定書の第 2 条及び第 2A 条から第 2E 条までによって認めている範囲で、必要な追加的な量の製造を行う企業を先進国が公認することを援助するため、あり得る資金源を資料の中から決定することを事務局に求める。

完全な資料の提出に基づき、第 5 条 1 の規定の適用を受ける開発途上国の最新のリストを、資料に関する年次報告書において公表するよう事務局に要求する。事務局は、不完全な又は推定の資料が提出されている場合、第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国としての資格が明白である開発途上国のリストも公表するものとする。いかなる締約国も、議定書第 5 条の規定に従い、事務局に対してその消費量の算定値が 1 人あたり 0.3kg より低いことを立証する完全な資料を提出するまでは、第 5 条 1 による処遇の資格を有しない。

決定Ⅲ/3　　履行委員会

（a）履行委員会によってもたらされた進展を銘記し、モントリオール議定書により要求された資料を未だに提出していない締約国は、それを遅滞なく提出すべきであることを強く要請する。

（b）過去に共同で資料を提出し、現在は地域の経済的な統合組織に属していない国々は、将来個別に資料を提出しなければならない。そして、これについては、適切であれば

決定Ⅲ/7(a)の内容により対応する。

（ｃ）資料の提出のための期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日(第 7 条 2)、規制期間は 7 月 1 日から 6 月 30 日であり(第 2 条 1)、締約国はその両方の期間の資料の提出を要請されることに留意する。

（ｄ）第 5 条 1 の適用を受ける開発途上国の分類に関する以下の勧告を承認する。

資料の提出(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/3 and Add.1)中の図及び資料の提出に関する専門家の特別部会の報告書(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/4)の 14 項の(e)に含まれる勧告に照らして、委員会は、次の発展途上国は、暫定的に、議定書第 5 条 1 の適用国に該当しないと分類されるべきであると決議した。

バーレーン、マルタ、シンガポール、アラブ首長国連邦

また、その他の全ての開発途上国は、第 5 条 1 の適用を受ける国に該当すると判断した。

（ｅ）履行委員会のメンバーとして、更に一年間の任期でハンガリー、日本、ノルウェー、トリニダートトバコ及びウガンダの地位を確認し、今年一年間の任期でカメルーン、チリ、タイ、米及びソ連を選出する。

決定Ⅲ/5　　開発途上国の定義

（ａ）個々の状況に応じて、又は締約国になった時期により、開発途上国として分類されるようにとの各国の要請を考慮する。

（ｂ）世界銀行、OECD 及び UNEP により、既に開発途上国として分類されている点に留意し、トルコをモントリオール議定書における開発途上国として分類することを認める。

（ｅ）締約国の公開作業部会に対し、将来モントリオール議定書における開発途上国の分類に適用される基準を研究し、完全に明確化し、第 4 回又は第 5 回の締約国会合での検討のため、報告書を提出するよう要請する。

決定Ⅲ/13　　モントリオール議定書の更なる調整と改正

締約国の公開作業部会に対し、議定書の改正の可能性を目的とする以下の提案を考慮し、第 4 回締約国会合にその提案に関する報告書を提出することを要請する。

（ａ）(改正議定書の)第 7 条 5 :「規制物質が第 3 国(輸入及びその後の再輸出する国)を通して移動－出荷される場合、その規制物質を製造した国を輸出国、最終的な行き先国を輸入国とみなされるべきである。そのような場合、資料の提出の義務は、輸出国としてその規制物質を製造した国、及び輸入国として最終的な行き先国にある。製造国が中間国への移動を報告し、引き続きその中間国が製造国からの輸入及び最終行き先国への輸出を報告し、そして最終行き先国がその輸入を報告した場合、輸入と再輸出は 2 つの別個の取引として扱わなければならない。」

（ｂ）議定書の条項の中に記されている、人口 1 人当たり 0.3kg の消費上限を超えるこ

とによって、議定書の第 5 条 1 の適用を受ける締約国への考えられる影響を考慮するため、モントリオール議定書の全ての関連条項を再検討する。

（c）第 2 条の抑制対策に関し、そのような締約国の地位の明確化のため、特に以下の事項を明確にするため、議定書の可能な改正を含め対策を協議する。

・削減計画のために、そのような締約国に適用されるべき基準年

・従うべき削減計画の段階

・仮にあるとすれば、その規制措置の完全実施を可能にするために、締約国に許されるべき期間

（d）仮に多数国基金の執行委員会のメンバーである時に、議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける対象国の地位を失った締約国についての考えられる混乱を考慮すること。

決定Ⅳ/7　　途上国の定義

公開作業部会が、モントリオール議定書の目的のための途上国の将来の分類についての基準を締約国会合で何も採択しないことを勧告したこと、および締約国が途上国の分類のために、かかる適用を行う場合、個々に締約国による適用を考慮すべきであることを留意する。

決定Ⅳ/15　第 5 条 1 の規定の適用を受ける途上国が同上の消費量制限を超える場合

第 5 条 1 の規定の適用を受ける途上国が同条の消費量制限を超える場合を、以下の如く明確にする。

第 5 条 1 の規定の適用を受ける途上国が同条で規定される規制物質の消費量最高水準を超える場合、締約国は途上国から依頼を受けた時、ケースバイケースでその状況を検討する。第 4 回締約国会合で採択された議定書違反の手続き(第 4 回締約国会合報告書附属書Ⅳ)は、履行委員会が、円満な解釈を保証する見地でかかる状況を処理し、締約国会合に、特に削減スケジュール、及び技術的及び財政的支援の如き手段に関して、適切な勧告を行うことを可能とするものである。

決定Ⅴ/4　第5条の規定の適用を受けない開発途上国の分類および第5条の規定の運用を受けないと以前に分類された開発途上国の再分類

1．キプロス、クウェート、韓国、サウジアラビア、シンガポールおよびアラブ首長国連邦は、彼らの規則物質の 1 人当たり年間消費量が 0.3kg 以上であることに基づいて、第 5 条の規定を受ける締約国に分類されないことを銘記する。本分類は、彼らからの追加のデータを受け取り、もしそれが再分類を保証するならば、議定書第 5 条 1 項に従って、適切に改正される。

2．マルタ及びバーレーンを、彼らの規制物質の 1 人あたり年間消費量が 0.3kg 以下であることを示すこれらの締約国により提出されたデータに基づいて、1991 年以降第 5 条の

規定の適用を受ける締約国に再分類する。

３．公開作業部会は、第 5 条を適用するこれら開発途上国の分類および再分類に関し、第 5 条の適用を分析し、必要と思われる明確化のための決議を、第 6 回締約国会合に提案する。

決定Ⅵ/5　　議定書第 5 条に関するある締約国の地位

マルタ

キプロス

本会合は、マルタおよびキプロスの代表により表明された見解を記録した。

決定Ⅷ/29　　モントリオール議定書に基づく開発途上国の状況のグルジアの申請

The *Eighth Meeting of the Parties* decided in *Dec. VIII/29* to accept the application of Georgia to be listed as a developing country for the purposes of the Montreal Protocol, taking into account that Georgia is classified as a developing country by the World Bank and the Organisation for Economic Cooperation and Development and as a net recipient country by the United Nations Development Programme.

決定Ⅸ/26　モルドバ共和国によるモントリオール議定書に基づく発展途上国分類の申請

The *Ninth Meeting of the Parties* decided in *Dec. IX/26* to accept the application of the Republic of Moldova to be listed as a developing country for the purposes of the Montreal Protocol, taking into account that the Republic of Moldova is classified as a developing country by the World Bank and the Organisation for Economic Cooperation and Development and as a net recipient country by the United Nations Development Programme.

決定Ⅸ/27　南アフリカによるモントリオール議定書に基づく発展途上国分類の申請

The *Ninth Meeting of the Parties* decided in *Dec. IX/27:*

Noting that South Africa is classified as a developing country by the United Nations Development Programme and the Organisation for Economic Cooperation and Development,

Noting that South Africa is regarded as a developing country in all other international environmental agreements and protocols to which it is a Party and

where this distinction is made,

Noting that South Africa's annual calculated level of consumption of controlled substances in Annex A of the Montreal Protocol was less than 0.3 kilograms per capita at the time of its accession to the Montreal Protocol,
Noting that South Africa has thus far totally complied with the requirements of the existing Amendments to the Montreal Protocol and undertakes not to revert to producing or consuming substances phased out under these Amendments, and

Noting that South Africa has undertaken not to request financial assistance from the Multilateral Fund for fulfilling commitments undertaken by developed countries prior to the Ninth Meeting of the Parties,
To accept the classification of South Africa as a developing country for the purposes of the Montreal Protocol.

決定IX/33　　ブルネイの第 5 条第 1 項適用国への再分類を求める申請

The *Ninth Meeting of the Parties* decided in *Dec. IX/33:*

1. To recall decision VI/5, subparagraph (c), of the Sixth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol under which a Party is allowed to correct the data submitted by it in the interest of accuracy for a given year but no change of classification is permitted for that year pertaining to which the data has been corrected;
2. To note the revised data on consumption of ozone-depleting substances reported by Brunei Darussalam for 1994 which show the per capita consumption for that year to be below the allowable limit to operate under paragraph 1 of Article 5;
3. To note further the data on consumption of ozone-depleting substances reported by Brunei Darussalam for 1995 which show the per capita consumption for that year to be below the allowable limit to operate under paragraph 1 of Article 5;
4. To reclassify Brunei Darussalam as a Party operating under paragraph 1 of the Article 5 effective 1 January 1995 on the basis of its data submitted for 1995.

決定 XII/11 モントリオール議定書に基づく発展途上国リストへのキルギスタンの登載

キルギスタンの困難な経済状況、世界銀行による発展途上国への分類、オゾン層破壊物質の国民１人あたりの消費量の少なさを考慮に入れて、モントリオール議定書に基づく発展途上国リストにキルギスタンを登載することを認める。

決定 XII/12　モントリオール議定書に基づく発展途上国リストからの削除を求めるスロベニアの要求

１．モントリオール議定書第 5 条に基づく発展途上国リストからの削除を求めるスロベニアの要求に留意する。

２．スロベニアの要求を承認し、モントリオール議定書第５条非適用国の諸義務をスロベニアが負うことに留意する。

決定 XIV/2　　アルメニアによるモントリオール議定書の基での途上国の申請

The *Fourteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIV/2* to accept the application of Armenia to be listed as a developing country operating under Article 5 of the Montreal Protocol, taking into account its difficult economic situation, its classification as a developing country by the World Bank and the United Nations Development Programme and its low per capita consumption of ozone-depleting substances, on the understanding that the process for ratification of the London Amendment in Armenia must be completed before any assistance from the Multilateral Fund can be rendered to the Party.

決定 XVI/39　トルクメニスタンによるモントリオール議定書の基での途上国の申請

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/39* to accept the application of Turkmenistan to be listed as a developing country for the purposes of the Montreal Protocol, taking into account that the per capita consumption of Annex A and Annex B substances of the Party is below the limits specified under Article 5 of the Montreal Protocol and the Party is classified as a low income country by the World Bank.

決定 XVI/40　モントリオール議定書に基づく発展途上国リストからの削除を求めるマルタの要求

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/40:*

1. To note the request by Malta to be removed from the list of developing countries operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol;
2. To approve Malta's request and note further that Malta shall assume the obligations of a Party not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol.

決定 XVII/2　　モントリオール議定書に基づく発展途上国リストからの削除を求めるキプロスの要求

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/2:*

1. To note the request by Cyprus to be removed from the list of developing countries operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol;
2. To approve the request by Cyprus and note further that Cyprus shall assume the obligations of a Party not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol for the year 2005 and thereafter.

決定XIX/7　　多数国間基金からの財政援助に対する南アフリカの適格性

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/7:*

Recalling decision IX/27, which, while accepting the classification of South Africa as a developing country for the purposes of the Montreal Protocol, noted that South Africa has undertaken not to request financial assistancefrom the Multilateral Fund for fulfilling commitments undertaken by developed countries prior to the Ninth Meeting of the Parties,

Noting that the adjustment for HCFC control measures of the Nineteenth Meeting of the Parties contains new obligations undertaken by all developing countries, including South Africa, That South Africa, as a developing country operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol, is eligible for technical and financial assistance from the Multilateral Fund for fulfilling its commitments to phase out both production and consumption of HCFCs, consistent with decision XIX/6 of the Nineteenth meeting of the Parties.

決定 XIX/19　モントリオール議定書に基づく発展途上国リストからの削除を求める
ルーマニアの要求

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/19:*

1. To note the request by Romania to be removed from the list of developing countries operating under paragraph 1 of Article 5;
2. To approve the request by Romania and note further that Romania shall assume the obligations of a Party not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol from 1 January 2008..

決定XXV/16　クロアチアによるモントリオール議定書における発展途上国のリストからの削除の要請

1. クロアチアによって、モントリオール議定書の第5条の1の適用を受ける発展途上国のリストからの削除が要請されたことを指摘する。

2. クロアチアの要請を承認し、クロアチアは2014年以降モントリオール議定書の第5条の1の適用を受けない締約国として義務を果たすことを指摘する。

（2）規制措置に関する決議

決定Ⅴ/19　附属書ＣグループⅠ、附属書ＣグループⅡ、及び附属書Ｅの規制物質に関して、議定書第５条１の適用を受ける締約国に当てはまる規制措置

１．科学評価パネルおよび技術経済評価パネルに対し、事務局および執行委員会と協同して、議定書の第６条に従い、また決定Ⅴ/11によって求められる報告書を考慮して、以下の事項を評価し、かれらの協同の報告書を第７回締約国会合のために、遅くとも1994年11月30日までに、事務局を通じて提出するよう要請する。

（ａ）附属書ＣグループⅠの規制物質の消費量について、議定書第５条の規定の適用を受ける締約国に当てはめるために、どのような基準年、初期のレベル、規制スケジュールおよび削減の期日が実行可能であるか。

（ｂ）附属書ＣグループⅡの規制物質の消費量について、議定書第５条の規定の適用を受ける締約国に当てはめるために、どのような基準年、初期のレベル、規制スケジュールおよび削減の期日が実行可能であるか。

（ｃ）附属書Ｅの規制物質の消費量について、議定書第５条の規定の適用を受ける締約国に当てはめるために、どのような基準年、初期のレベル、規制スケジュールおよび削減の期日が実行可能であるか。

２．モントリオール議定書締約国の公開作業部会に対し、二つの評価パネルの共同報告書を検討し、1995年に開催される第７回締約国会合にその勧告を提出するよう要請する。

決定Ⅸ/5　第５条適用国における附属書Ｅに掲げる規制物質に対する規制措置の条件

１．モントリオール議定書第５条の8ter(d)で定める規制スケジュールを履行するにあたっては、下記の条件を満たすものとする。

（ａ）多数国間基金は、第５条第１項適用国が臭化メチルに対する規制措置を遵守するための負担した費用の増加分の内、認められた全額について供与するものとする。全ての臭化メチル関係のプロジェクトは、その費用効果にかかわらず、融資を受ける資格を有する。多数国間基金の執行委員会は、最初の融資すべきプロジェクトを判断し、第５条第１項適用国のすべてが臭化メチルに関する義務を履行することができるよう、臭化メチルのプロジェクトのための特別の基準を策定しも適用せねばならない。

（ｂ）1997～99年の３年間に多数国間基金が利用できる財源総額は、第８回締約国会合において合意した額に限定されることに留意しつつ、第５条第１項適用国において臭

化メチル代替物質を特定し、評価し、調整し、効果を実証するためには、多数国間基金の財源の利用を先ず優先するものとする。第 8 回締約国会合において合意した 1,000 万米ドルに加え、臭化メチルに対する合意規制措置を遵守するために可能な限り早期に対策を促進するために、1998 年、1999 年の両年におけるこれらの活動に年間 2,500 万米ドルを拠出できるようにせねばならない。

（c）将来における多数国間基金の補充にあたっては、第 5 条第 1 項適用国が臭化メチルに対する合意規制措置を遵守できるよう、新しい追加的で適切な財政援助と技術援助を提供せねばならないことを考慮せねばならない。

（d）臭化メチルに対する合意規制措置を遵守するために必要な代替物質および関係技術は、モントリオール議定書第 10 条 A に基づく公正かつ最も有利な条件で、第 5 条第 1 項適用国にすみやかに移転させねばならない。執行委員会は、第 5 条第 1 項適用国間の臭化メチル代替物質の情報交換ならびに第 5 条第 1 項非適用国から第 5 条適用国への臭化メチル代替物質の情報提供を可能にし、促進するための方法を検討せねばならない。

（e）2002 年における技術経済評価パネルによる評価を考慮し、第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/8 の第 2 項、モントリオール議定書第 5 条第 8 項、上記(a)～(d)で定める諸条件ならびに臭化メチル問題に関係する財政機構の運営に留意し、締約国会合は、第 5 条第 1 項適用国に適用しうる 2005 年以降の期間の臭化メチルの追加中間削減量に関して 2003 年に決定するものとする。

２．1998 年と 1999 年に、執行委員会は、第 5 条第 1 項締約国が合意した削減スケジュールを繰り上げて義務を履行しやすいよう、当該国が提出した臭化メチル関係のプロジェクトのための十分な財源を検討し、利用可能な資金の範囲で承認せねばならない。

（３）基礎的な国内需要に関する決議

決定Ⅰ/12C

議定書第 2 条及び 5 条の「基礎的な国内需要」という用語を以下のように明確にすることに合意する。

議定書第 2 条及び 5 条の「基礎的な国内需要」という用語は、規制物質を含んでいるものであって他の国への供給を目的とするものの、生産が拡大することを認めないという意味に理解されるべきである。

決定Ⅳ/29　　議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国の需要に応じること

１．モントリオール議定書実行のための暫定多数国間基金執行委員会によって作成された“猶予期間及び段階的廃止の期間に第 5 条国の規制物質への需要を満たすこと”に関す

る報告書を、謝意をもって留意する。

２．多数国間基金の執行委員会に対し、その報告書を改訂して、1994 年 12 月 31 日以前に事務局を通して、1995 年に開催される第 7 回モントリオール議定書締約国会合にそれを提出するよう要求する。及び、

３．締約国に対し、執行委員会報告書に留意し、議定書の条項に合致した必要なステップをとり、議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国の需要を満たすために規制物質の適切な供給を促進するよう要請する。

決定Ｖ/16　　第 5 条 1 項の規定の適用を受ける締約国のハロンの供給

技術経済評価パネルおよびそのハロン技術的オプション委員会に対し、先進国における削減およびその後のハロン製造施設の閉鎖を考慮して、ハロンを入手するに当たっての第 5 条 1 項の規定の適用を受ける締約国の諸問題および選択肢を調査し、遅くとも 1994 年 3 月 31 日までに、事務局を通して報告するよう要請する。本報告書は、特に
ハロンが第 5 条の規定を受ける締約国が、リサイクルハロンの備蓄から、十分な量と質でまた供給可能な価格で、入手可能であるかどうかについて分析すべきである。

決定Ｖ/25　議定書第 5 条国の規定の適用を受ける締約国への規制物質の供給に関する情報の提供

１．規制物質を他の締約国から必要とする議定書第 5 条の適用を受ける締約国に対し、必要とする物質の量を規定し、その物質がかれらの基本的な国内需要を満たすために必要とされることを説明する文書を、供給締約国である政府に対し、1995 年 1 月 1 日に効力が生ずるよう提供することを要請する。

２．規制物質を供給する締約国に対し、議定書第 5 条の規定の適用を受ける締約国から受けた要請の要約を、毎年事務局に提出し、その中で同物質を受理したかかる締約国が、その供給が彼らの国内需要を満たしていることを革新したことを示すよう要請する。

決定Ⅵ/14A　モントリオール議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国への規制物質の供給に関する情報の提供

モントリオール議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要に適合するための規制物質の供給に関するモントリオール議定書の条項の実施を容易にするために、締約国は、決定Ｖ/25 もしくは以下の規定を用いることを選択することができる。

（ａ）議定書第 5 条 1 の規定を受ける国は、第 2A 条及び第 2E 条に係わる規制物質を他の締約国に要求する場合、輸入される物質の量を規定し、その物質がかれらの基礎的な国内需要を満たすために使用されることを説明する文書を、供給締約国である政府に対し、かかる輸入の 60 日以内に、1995 年 1 月 1 日に効力が生ずるよう提出するよう要請される。関係する締約国は、輸入国および輸出国の企業が、規制物質を直接に貿易することができるような内部機構を確立する。

（b）規制物質を供給する各締約国は、議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国から受理した文書の要約を、事務局に毎年提出し、その中で同物質を受理する締約国が、その輸入がその基礎的な国内需要を満たすものであることを確言したことを示すよう要請される。かかる供給が、議定書の条項に矛盾しないことが期待される。

決定Ⅵ/14B　　基礎的な国内需要

公開作業部会に対し、以下の問題について、第 7 回議定書締約国会合へ勧告を行うよう要請する。

（a）議定書第 2 条及び第 5 条に記載され、第 1 回議定書締約国会合での決定 I /12C に基づく基礎的な国内需要に関する条項の明確化、改正および/もしくは更なる定義の必要性

（b）第 7 条に基づく報告書のような、どのような適切な手段が、議定書第 2 条及び第 5 条における基礎的な国内需要に係わる条項の実施のために取られるべきか

決定Ⅶ/9　　基礎的な国内需要

モントリオール議定書が、第 5 条の規定の適用を受ける締約国に対して、クロロフルオロカーボンの生産および消費を 1997 年 7 月 1 日までに、また附属書 A 及び B のその他の物質をその後に要求していることを認識し、

オゾン層破壊物質が正当かつ公正な価格において、適切かつ品質を保証する供給に対する第 5 条の規定の適用を受ける締約国の必要性を認識し、

第 5 条の規定の適用を受ける締約国に対するオゾン層破壊物質の供給の独占を避けるための手段の必要性を認識し、

上記必要性は、第 5 条の規定の適用を受ける締約国のそれぞれの生産の基準量の計算は、消費の基準とは別に計算されることによって適合されること、および議定書第 5 条 3 が本件を反映して改正されるべきことを認識し、

1．附属書Ａおよび B の各規制物質のための最初の規制措置が彼らの国で発効するまでは(例えば、CFC の場合に 1999 年 7 月 1 日までに)、第 5 条の規定の適用を受ける締約国は、第 5 条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要に適合するよう、かかる物質を供給することができる。

2．附属書 A および B の各規制物質のための最初の規制措置が彼らの国で発効した後は(例えば、CFC の場合に 1999 年 7 月 1 日までに)、第 5 条の規定の適用を受ける締約国は、第 5 条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要に適合するよう、議定書により要求される生産量の限度内で、かかる物質を供給することができる。

3．オゾン層破壊物質の過剰供給およびダンピングを防ぐために、オゾン層破壊物質を輸入および輸出する締約国は、輸入および輸出の認可によりこの貿易をモニターし制限す

べきである。

4．議定書第 7 条に基づいて要求される報告に加えて、輸出する締約国は、前年におけるオゾン層破壊物質の彼らの輸出の種類、量および輸出先をね毎年 9 月 30 日までにオゾン事務局に報告すべきである。

5．製造部門における削減のための適切な増加費用の決定は、増加費用のインディカティブ・リストの第 2(a)項に矛盾せず、製造部門の削減に関する執行委員会のガイドラインの結論に基づくべきである。

6．執行委員会は、第 5 条の規定の適用を受ける締約国における生産容量を計算し、確認するための様式を、優先して合意決定すべきである。

7．1995 年 12 月 7 日より、どの締約国も、モントリオール議定書の附属書 A もしくは B に記載されている規制物質の生産のための新しい能力を設立もしくは委託すべきでない。

8．第 9 回締約国会合までに、以下の事項を議定書に適切に編入する。

（a）無免許の輸入および輸出の禁止を含む免許制度；および

（b）以下の事項を計算にいれた、第 5 条の規定の適用をうける締約国のための製造部門のベースラインの確立：

（i）附属書 A の物質のために、1995 年から 1997 年の期間すべてを含む生産量の年間の計算値の平均もしくは人口一人あたり 0.3kg の使用量の計算値の中の低い方の数値；および

（ii）附属書 B の物質のために、1998 年から 2000 年の期間すべてを含む生産量の年間の計算値の平均もしくは人口一人あたり 0.2kg の使用量の計算値の中の低い方の数値；

同時に、締約国は規制物質の輸入および輸出は、データを報告し、議定書の関連ある全ての条項に彼らが遵守したことを示したモントリオール議定書締約国の間でのみ許可されるべきであることを保証するメカニズムを導入するよう検討すべきである。締約国は同時に、モントリオール議定書で規定されるその他の全ての規制物質に対するこの決定の条件を拡大するか否かを検討すべきである。

決定 X/15　第 5 条適用締約国の基本的国内需要を満たすための、第 5 条非適用締約国からの、モントリオール議定書附属書 A および附属書 B の規制物質の輸出

第 5 条の適用を受ける締約国が、議定書に基づいて、附属書 A および附属書 B のオゾン層破壊物質の自国での生産を制限する措置を講じていることに注意を促すこと。

この減少分が、議定書第 2 条の諸規定に基づく第 5 条非適用締約国からの規制物質の輸出による不要な増加によって相殺されないよう懸念を示すこと。

技術経済評価パネルに対し、以下のことを要求すること：

（a）1999 - 2010 年の期間に、議定書の第 5 条の適用を受ける締約国により要求され生

産されると思われる、議定書附属書 A と附属書 B に明示された規制物質の量の評価を行うこと。

（b）1999 - 2010 年の期間に、第 5 条の適用を受ける締約国の基本的国内需要を満たすため、第 5 条の適用を受けない締約国により生産され輸出される必要のある、議定書附属書 A と附属書 B に明示された規制物質の量の評価を行うこと。

（c）第 11 回締約国会合において検討されるべき問題について、将来、公開作業部会にその報告書を提出すること。

決定 XI/28　　モントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国に対する HCFC の供給

2004 年における第 5 条非適用国内の HCFC の生産凍結を考慮して、第 5 条適用国の HCFC 調達の問題と選択肢について、遅くとも 2003 年 4 月 30 日までに研究し、報告するよう技術・経済評価パネルに求める。この報告には、第 5 条適用国の基本的国内需要を満たすための 15%の割当量および第 5 条非適用国に認められた限度消費量から調達できる余剰量を考慮に入れた上で、第 5 条適用国が十分な量と質の HCFC を手頃な価格で調達できるかどうかの分析も含めねばならない。締約国は、2003 年の第 15 回会合で、技術・経済評価パネルの報告で提起される問題に取り組むにあたって、この報告を考慮に入れるものとする。

決定XV/2　　基礎的な国内需要向けの生産

第5条締約国が、附属書Aのグループ I （CFCs）および附属書Bのグループ II（四塩化炭素）に掲げるオゾン層破壊物質の生産量と消費量を段階的に削減し、最終的にはゼロとするための措置をとってきたことを承知し、

また、第5条非締約国も、第5条締約国の基礎的国内需要を満たすために輸出される規制物質の生産量を削減するための措置を、議定書の規制措置に先立って取ってきたことを承知し、

附属書Aのグループ I （CFCs）および附属書BのグループII（四塩化炭素）に掲げるオゾン層破壊物質の供給量を、第5条締約国の基礎的国内需要を満たすに足るだけの水準にするべきではあるが、モントリオール議定書にしたがって規制物質の段階的削減努力を阻害するほどの供給量とはしないということを認識し、

附属書Aのグループ I および附属書Bのグループ II のオゾン層破壊物質に関するマーケットの傾向の包括的な情報があれば、第5条締約国は、より優れた計画を策定でき、これらのオゾン層破壊物質のより効率的かつ予測可能な段階的削減も可能であることを認識し、技術経済評価パネルに対して、以下のことを求める：

（a） モントリオール議定書の第5条締約国が2004-2010年の期間に求めると考えられる同議定書の附属書Aのグループ I および附属書Bのグループ II の規制物質の量を評価する。

（b）多数国間基金に基づく生産削減のために合意したスケジュールを考慮し、モントリ

オール議定書の第5条締約国内の企業に対する許可生産水準を評価する。

（ｃ）地域の生産量段階的削減の規制と合意を考慮し、2004-2010年の期間中の第5条締約国の基礎的国内需要を満たすために、第5条非締約国が生産、輸出できるモントリオール議定書の附属書AのグループⅠおよび附属書BのグループⅡ規制物質の量を評価する。

（ｄ） また、評価の作成にあたっては、冷媒の専門家、回収、再利用の作業のための訓練計画およびその他の措置が附属書AのグループⅠおよび附属書BのグループⅡの物質の需要削減に及ぼす実際の影響と潜在的影響を考慮に入れる。

（ｅ）第5条締約国を代表するサンプルにおける附属書AのグループⅠおよび附属書BのグループⅡの物質のバルク（ばら）価格レンジ（2001年1月1日から2003年12月31日までのバルク（ばら）価格の相対的変動など）を、代替物質のバルク（ばら）価格と比較して報告する。

（ｆ）公開作業部会の第24回会議および第16回締約国会合において、報告を提出する。

決定 XⅦ/12　モントリオール議定書の第 5 条第１項締約国の基礎的国内需要を満たすために第５条第１項非締約国が生産する CFC の生産量の最少限化

モントリオール議定書の第５条第１項締約国の基礎的国内需要を満たすための CFC の生産量について、モントリオール議定書の第 5 条第１項非締約国が、同議定書の第 2 条のＡにしたがって引き続き報告を行っていることに留意し、

技術経済評価パネルが、2004 年度基本的国内需要プロジェクトチーム報告の中で、近年においては CFC の供給不足の証拠はなく、モントリオール議定書の第５条第１項締約国における CFC のバルク（ばら）市場価格は上昇しておらず、この状況が当該国では CFC の代替物質の市場参入を妨げている可能性がある旨を報告していたことをあらためて確認し、

また、モントリオール議定書の第 2 条の A で定める 2010 年までの第 5 条第１項締約国の基本的国内需要を満たすための CFC の生産の段階的削減スケジュールに留意し、

モントリオール議定書の実行のための多数国間基金から支援を受けた CFC の生産の段階的削減に向けてのいくつかの第５条第１項締約国の努力が成果を上げていることを認識し、

基礎的国内需要を満たすための CFC の生産の段階的削減において、いくつかの第５条第１項非締約国の努力が成果を上げていることを認識し、

当該生産量を報告し、受け取り側の締約国から確認をとり、報告するために、第 5 条第１項締約国の基礎的国内需要分を供給する締約国を対象とした決定 V/25 で定める要件ならびに基礎的国内需要に関する決定 VII/9 に留意し、

第５条第１項締約国における生産施設およびストックの再利用・回収分から、クロロフルオロカーボンの十分な供給量が確保できることに留意し、

可能な限り早急にクロロフルオロカーボンの生産の段階的削減を求め、

１．第 5 条第１項締約国の基本的国内需要を満たすためにクロロフルオロカーボンを生産しているすべての第 5 条第１項非締約国に対して、下記により当該生産が真に必要であ

ることを確認するよう促す：

（a）第 5 条第 1 項締約国の基礎的国内需要を満たすための CFC を輸出する前に、CFC が必要であり、当該の輸入が法令に違反する結果にならない旨を書面で確認するよう輸入予定締約国に求める。

（b）モントリオール議定書の第 7 条に基づき、オゾン事務局に対して、第 5 条第 1 項締約国の基礎的国内需要を満たすための CFC の生産量を報告する際に、当該の確認書の写しを添える。

2．次回の締約国会合、その後の各定期締約国会合において、第 5 条第 1 項締約国の基礎的国内需要を満たすために第 5 条第 1 項非締約国で生産される CFC の生産量を、モントリオール議定書の第 2 条の A で定める許容生産量と比較対照して報告し、その際、生産権の移転に関する入手可能データと共に、確認書の写しを添付するよう事務局に求める。

3．第 5 条第 1 項締約国の基礎的国内需要を満たすために CFC を生産することができる権利を有するすべての第 5 条第 1 項非締約国に対して、生産の段階的削減を加速させ、第 18 回締約国会合で、基礎的国内需要向けの CFC の生産削減の進捗について折り返し報告するよう促す。

4．第 5 条第 1 項締約国の基礎的国内需要を満たすための CFC の生産の段階的削減スケジュール（モントリオール議定書の第 2 条の A で定められている）を加速させるための調整を、第 18 回締約国会合において検討する。

決定 XIX/28　第 5 条適用国の基礎的国内需要を満たすために第 5 条非適用国による CFC 生産に関連した決定 XVII/12 の 1 項の実行

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/28*:

Recalling that decision XVII/12 of the Seventeenth Meeting of the Parties urges Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol (non-Article 5 Parties), prior to exporting chlorofluorocarbons (CFCs) to Parties operating under paragraph 1 of Article 5 (Article 5 Parties), to request written affirmations from such Parties that the CFCs are required by them and that their importation will not result in those Parties' non-compliance,

Recalling also that paragraph 1 of decision XVII/12 urges all non-Article 5 Parties that produce CFCs to meet the basic domestic needs of Article 5 Parties to include in their annual data reports to the Secretariat copies of the written affirmations they receive from prospective importing Parties pursuant to that decision,

Recalling further that paragraph 2 of decision XVII/12 requests the Secretariat to report at each regular meeting of the Parties the level of production of CFCs in

non-Article 5 Parties to meet the basic domestic needs of Article 5 Parties, as compared to their allowed production set out in Article 2A of the Protocol, and when doing so to include copies of the affirmations referred to above, together with available data on transfer of production rights,

To request the Implementation Committee under the Non-compliance Procedure of the Montreal Protocol to review, on the basis of the report prepared by the Secretariat in accordance with paragraph 2 of decision XVII/12, the implementation by the Parties of paragraph 1 of decision XVII/12, and to report its conclusions, including any appropriate recommendations, to the Meeting of the Parties.

（4）第 8 項に基づく見直しに関する決議

決定Ⅴ/11　　議定書第 5 条 8 項に基づく検討

1．モントリオール議定書の実行のための多数国間基金の管理に対し、決定Ⅳ/18 の第Ⅱ節 4 項を考慮に入れ、第 5 条 8 項に関する検討についての報告書を準備し、それを 1994 年 12 月 31 日までに事務局に提出して締約国公開作業部会に提出するために、同報告書の追加を 1995 年の締約国会合の 3 ヶ月前までに、同会合で検討するために準備し、事務局に提出することを要請する。かかる報告書は、以下の事項に関する検討を含むものとする。

（a）現在までの基金の実施

（b）オゾン層破壊係数が小さいもしくはゼロである物質による技術が、第 5 条の規定の適用を受ける締約国に移転されている、もしくは同国により開発されている比率。その中には、これら技術の現実の実施に関する報告書を含む。

（c）第 5 条締約国における彼らのカントリープログラムの進捗状況と問題点

（d）第 5 条国のカントリープログラムに対する現在の計画

（e）ロンドンおよびコペンハーゲン改正で設定された目標を達成するときの比較を含む各種の削減作戦のための財政的係り合い

（f）可能な限り早急に最大の可能な削減を達成する実行可能性

決定Ⅶ/4　　財政的支援および技術移転の条項

1．議定書に基づく現在の規制措置に従って第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国を支援するに当たり、議定書第 10 条に基づく適切な資金提供およびモントリオール議定書第

10A 条に基づく技術移転を含んで、財政的協力の効果的な実施の重要性を強調する。

２．第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国のための第 7 回締約国会合による新しい規制措置の採択は、1996 年およびそれ以降の多数国間基金の補充および技術移転の実施に反映される必要がある追加の資金供給を必要とすることを強調する。

３．第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国による規制措置の実施は、第 5 条 5 に記載されるように、第 10 条に記載それる財政的協力および第 10 条 A に記載される技術移転の効果的な実施に依存することを協調する。

４．1996 年およびそ以降の多数国間基金の補充に関する決定を行う場合、第 5 条 1 の規定の

適用を受ける締約国が、彼らが同意した規制措置の約束を遵守することが出来るよう保証するために、必要な基金を配分するよう、締約国を促す。

決定 X/29　第 7 条に基づくデータ報告の時期と、第 5 条第 8 項 bis に基づく廃止スケジュールに従った監視の時期の不一致

議定書の第 5 条第 1 項に基づき生産と消費の凍結を実行している締約国の遵守期間が、1999 年 7 月 1 日から 2000 年 6 月 30 日まで、2000 年月 1 日から 2001 年 6 月 30 日まで、そして 2001 年 7 月 1 日から 2002 年 12 月 31 日までへと、第 5 条第 8 項 bis に基づいて延長されることに特に言及すること。

同じく、暦年ベース以外の正確なデータを収集するプロセスが、非常に困難であることに特に言及すること。

更に、第 5 条第 1 項非適用締約国が、彼らの生産と消費の削減が第 2A 条の凍結義務に基づいて要求されているそれを遥かに下回っていることが明らかになったときに晒されたのと同じ困難に直面していることに言及すること。

１．履行委員会に対し、提出された最も有効なデータを使った生産と消費の凍結を、第 5 条第 1 項適用締約国によって報告されたデータの状況について精査し、報告するよう促すこと。

２．履行委員会に対し、とりわけ、第 5 条第 1 項適用締約国によって提出されたアニュアル・データが、その国が基準凍結レベルに非常に近いことを証明する場合に重要となるため、6 月から 7 月までの時期あるいは第 5 条第 8 項 bis に関連したその他の時期のデータを精査するよう促すこと。

（5）開発途上国の参加に関する決議

決定Ⅲ/6　開発途上国の参加

評価パネル、破壊技術委員会、局(the Bureau)及び作業部会並びに他のモントリオール議

定書の下の委員会への開発途上国の代表者の参加を促すため、そのような参加者に可能な限り、財政的な援助を提供できるようにする。

決定Ⅳ/8　　開発途上国の参加

モントリオール議定書の下に組織される全ての会合に、開発途上国の代表が参加することを更に奨励し、かかる参加の財政的援助のために 1993 年度及び 1994 年度の予算を準備する。

◇第６条　規制措置の評価と見直し

（１）評価パネルの設立と組織に係る決議

決定Ⅰ/3

モントリオール議定書の第 6 条に基づき、以下のパネルの設立を承認する。

（ａ）科学評価パネル

（ｂ）環境評価パネル

（ｃ）技術評価パネル

（ｄ）経済評価パネル

上記パネルは、附属書Ⅱの構成及び附属書Ⅲの権限委任条件に基づき設立されるものとする。

決定Ⅰ/5

以下のことを行うために作業グループを適時設立する。

（ａ）上記決定 3 に述べられた 4 つの委員会の報告書を点検し、それらを一つの総合報告書にまとめる。

（ｂ）上記(a)に基づいて、また、モントリオール議定書の当事国が第 1 回会合で表明した意見を考慮に入れ、議定書に対する必要な改訂の提案をする。そのような提案は、オゾン層保護に関するウィーン条約の第 9 条に基づいて、当事国に配布される。

（ｃ）上記 4 の決議に述べられた作業計画を作成する。

（ｄ）決定 13 に定められた方式を策定する。

決定Ⅰ/10

ODP、温室効果現象を全面的に検討し、また、規制されていると否かに関わりなく、様々な大気圏構成物質の大気圏における寿命などを全面的に検討するよう科学評価パネルに要請し、関連した全ての大気圏構成物質が現在、また、将来生産され、排出された場合の環

境に与える影響に関して、当事国に助言する。この点において、現在規制されている物質、とりわけ、HCFC22 に代替しうる製品に特別の注意を払う必要がある。同様に、大気圏のオゾン量を管理する場合、メチルクロロホルムと四塩化炭素の重要性も数量化すべきである。

決定Ⅱ/13　　評価パネル

技術検討委員会は、 第 6 条に従って 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)の削減および全廃のための、最も早期に技術的に実行可能な期日及び費用を評価し、第 4 回締約国会合で検討するために、第 4 回締約国会合の準備会合での検討に間に合うようにその成果を報告するように要請する。

事務局は、第 3 回締約国会合における第 2 条 9 の規定における委任の再検討を行う場合を除くほか、新しい情報について再検討し、これを追加報告書に含めることを第 4 回締約国会議での検討に間に合うよう検討するために、第 1 回締約国会合で設置された 4 つの評価パネルの委員を招集するよう要請する。

技術検討委員会は、その作業に以下を含めることを要請する。

（a）特定の用途における過渡的物質の必要性を評価すること。

（b）第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国によって基礎的国内需要のために必要とされる現在及び将来における規制物質の量及び当該供給の見込みを分析すること。

（c）医療用途の代替品の利用の見込みの分析に加え、代替化学物質の毒性、可燃性及びエネルギー効率の関係並びにその他の環境上及び安全上の検討を比較すること。

科学評価パネルは、その作業に以下を含めることを要請する。

（a）規制物質の代替化学物質(例えば、HCFC 及び HFC)のオゾン層破壊係数、オゾン層への他の影響の可能性及び地球温暖化係数を評価すること。

（b）相当の量が生産されているおそれのある「その他のハロン」の推定オゾン層破壊係数を評価すること。

（c）世界の現在の議定書への参加の水準を考慮しつつ、第 2 回締約国会合において採択された変更によって見直された規制措置が、オゾン層に与えると予想される影響を分析すること。

科学評価パネルは、超高速航空機、巨大ロケットおよびスペースシャトルのエンジン排気が、オゾン層に与える影響に関する評価の資料を準備するよう指示する。

すべての評価パネルに開発途上国の専門家が広く参加するように奨励する努力を払う。

決定Ⅲ/12　　評価パネル

（a）評価パネル、特に技術経済評価パネルに対し、モントリオール議定書第 5 条について予見をはさむことなく、特に開発途上国における規制物質の早期の使用中止の合意(例えば 1997 年における使用中止の合意)の可能性と困難性を評価するよう要請する。

（b）環境的、技術的及び経済的要因を考慮し、環境上より適当で利用可能な他のいかなる代替品もない場合、経過物質(第 2 回締約国会合報告書の附属書Ⅶ)に関するロンドン決議を考慮に入れ、経過物質が最も早く規制物質の使用中止を可能にするために必要とされる特定の分野を確認すること。それらの分野および現に経過物質が供給されている分野に必要と考えられる数量をそれぞれ評価する。

（c）評価パネルに対し、それらの分野のために必要な、オゾン層破壊係数の最も低い経過物質の特定、もし可能であれば、経過物質の排除のための技術的および経済的に実施可能なタイムテーブルを総合的経費とともに示すことを要請する。

（d）各評価パネルに対し、公開作業部会による検討結果を第 4 回締約国会合で検討することを考慮し、公開作業部会での検討に間に合うように報告書を提出するよう要請する。

（e）ウィーン条約の第 2 回締約国会合における決定Ⅱ/12 の第 2 項を承認する。

決定Ⅳ/13　　評価パネル

1．科学評価パネル、環境影響評価パネル、及び技術経済評価パネルが 1991 年 11～12 月に彼らの報告書で行った作業に対し、感謝をもって留意する。

2．技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会に対し、規制物質の使用及び排出を削減するための技術進歩を毎年、モントリオール議定書締約国公開作業部会に報告し、代替品の使用及び、特にそれらの直接的及び間接的な地球温暖化効果を評価するよう要請する。

3．3 つの評価パネルに対し、モントリオール議定書締約国の公開作業部会、及び第 7 回会合での検討のために、彼らの報告書を改訂して、1994 年 11 月 30 日までに事務局に提出するよう要請する。これらのアセスメントは、臭化メチルについて拡充しつつ 1991 年アセスメントで検討された全ての主要な面をカバーすべきである。科学アセスメントは、同時に，超音速航空機のオゾンへ与える評価を含むべきである。

4．パネルに対し、1 年に 1 度集合し、パネルの共同議長に彼らの意見で告知するに値すると考えられる顕著な進展を、事務局を通してモントリオール議定書締約国会合で報告することを奨励する。

決定Ⅴ/13　　評価パネルの報告書

1．科学及び技術経済評価パネルの共同議長の暫定報告書を、感謝をもって銘記し、彼らに対し第 4 回および第 5 回議定書締約国会合での決定に従って、彼らの作業を継続するよう要請する。

2．1993 年 7 月に提出されたハロン技術的オプション委員会および技術経済評価パネルの報告書を、感謝をもって銘記する。

3．規制物質の消費量の削減の進展を、満足をもって銘記する。

決定Ⅶ/34　　評価パネル

1．科学、環境影響、及び技術経済評価パネルおよび技術的オプション委員会及びワーキンググループが、1994 年 11 月、1995 年 5 月および 1995 年 11 月の彼らの報告書を準備するに際して行った作業について、感謝をもって銘記する。

2．3 つの評価パネルが、彼らの 1994 年 11 月の報告書を最新のものにし、1999 年公開作業部会および第 11 回モントリオール議定書締約国会合における検討のために、1998 年 10 月 31 日までに事務局へそれらを提出するよう要請する。

3．科学評価パネルは、年度毎に重要な新しい科学的進展について、モントリオール議定書締約国に通知することを継続すべきである。1998 年のアセスメントの主要点は次の 2 点である。

（a）以下の事項を含むオゾン層に対するハロカーボンの影響の最新の理解の評価、すなわち規制物質、オゾン、及び紫外線照射における観測された傾向および予測される傾向、臭化メチルのオゾン層破壊の役割に関する進展した理解、モントリオール議定書違反した場合のオゾン層への影響、削減した物質の代替品のオゾン層破壊係数、および将来のハロゲンの大気中総量及びオゾンレベルの予測、および

（b）航空機の排出の影響のごときオゾン変化のその他の側面の評価、および地球気候システムの変化におけるオゾン変化の役割、特に南半球に関する適切な情報の必要性に注意を払うこと。パネルは ICAO および IPCC と共に適切に作業するよう要請される。

4．環境影響パネルは、年度毎に重要な新しい科学的な進展について、モントリオール議定書締約国に通知することを継続すべきである。それは以下の事項を検討すべきである。

（a）科学評価パネルし協議して、紫外線照射に関する観測された変化および予測される変化

（b）変化する紫外線照射の環境への影響

（c）オゾン層の破壊に関与する化学物質の直接的な環境への影響

5．技術経済評価パネルは、年度毎に重要な新しい技術上及び経済上の進展について、モントリオール議定書締約国に通知することを継続すべきである。それは以下の事項を検討すべきである。

（a）1997 年およびそれ以降に提出されるエッセンシャルユースの登録申請の評価を毎年 3 月 31 日までに完成すること

（b）定量噴霧式吸入器(MDI)に関し

(ⅰ)エッセンシャルユースの免除に関する定量噴霧式吸入器(MDI)のために生産され消費されるオゾン層破壊物質の数量及び使用を報告するための計算式のフレームワークを勧告すること

(ⅱ)新しく現れる非 ODS 代替品及び代替技術の商業的な入手可能性及び受容性に

おける進捗を報告する

(iii)患者の必要性及び第5条の規定の適用を受ける締約国および経済移行期にある国の特別な事情に注意して、非ODSによる療法への転換の成功について、教育及び訓練の手引きを記述すること

(iv)1996年3月31日までに、商業化、製造合理化の速度、国家的な承認の進展、第5条の規定の適用を受ける締約国及び経済移行期にある特別な事情、および特別に挑戦的な療法に直面している人を含む患者による医薬品の入手の重要性を考慮して、MDIのための過渡的な作戦のための選択肢を検討すること。

（c）毎年3月31日までに、物質の規制における進捗と進展を報告すること。

（d）1996年3月31日までに、経済移行期にある国における議定書実施の状況に関するその報告書を、最新のものとするため補足すること。

（e）その組織及びその機能に関して

(i)予算的な圧迫を条件に入れて、第5条適用国の専門家の参加を増やすよう、また地理的及び専門領域のバランスを改善するよう努力する。

(ii)技術経済評価パネルのメンバーの推薦および選定のための手続き及び基準を提出する。

(iii)事務局に対して、技術経済評価パネルと会合し、行われた進展について締約国に報告するために、小規模な非公式諮問グループを第5条適用国及び非適用国から指名するよう要請する。

(iv)1996年の第13回公開作業部会において、以下の事項を締約国に報告する。

a.技術経済評価パネルへの妥当性、提携、在住国、およびサービス期間について特記しメンバーの専門的知識の記述

b.補助機関への新メンバーの任命を含む、議長職およびその他事項を促進する運営の方法

c. 決定Ⅰ/3を含む各種の決定に述べられている付託事項、及びもし必要と思われるならこれらの付託事項への調整の提案に従った財政的及び議長上の問題を含んで、技術経済評価パネル及びその技術分科会およびワーキンググループを再組織するために提案される選択肢

（f）締約国が、報告の要件に従うために、彼らの消費レベルの情報を収集することが可能になるように、議定書の附属書Cに掲げるオゾン層破壊物質の使用及び可能性

ある用途をリストアップする文書を作成すること。

（g）決定Ⅶ/22の条項に従い、オゾン層破壊物質を削減するための技術及びノウハウの目録と評価に関する報告書を、かかる技術およびノウハウの移転を行うための手段の詳細を含めて準備するために、国連環境計画の産業・環境計画活動センター(Industry Environment Programme Activity Center)に協力すること。

6．第 5 条の規定の適用を受ける締約国及び経済移行期にある国の強力な参加は、適切な予算の配分を持つ事務局によって財政的に支援されるべきであり、あるいは、全ての締約国に提供するよう奨励される追加の自発的な拠出金により備えられることが可能である。

7．科学、環境影響、および技術経済評価パネルの支援を必要に応じ、気候変動枠組条約に基づく科学および技術に関する補助機関(SBSTA)に提供する。

8．技術経済評価パネルに対し、その会合およびワークショップの年間スケジュールを事務局に提出するよう要請する。

決定Ⅷ/19　　技術経済評価パネルの組織及び機能

1．技術経済評価パネル及びその技術分科会及びワーキンググループによって行われた彼らの報告書を作成するための作業を感謝をもって銘記する。

2．技術経済評価パネルの組織及び機能に関する非公式諮問委員会の報告書を感謝をもって銘記する。

3．1996 年 6 月の報告書の附属書Ⅰに記載されているように、技術経済評価パネルの現在のメンバーを確認し、また、冷媒技術分科会の共同議長として Mr.R.Agarwal を確認する。

4．同報告書の附属書Ⅱに記載されているように、技術分科会の現在のリストを確認し、一方、本リストは締約国会合により決定される命令に従って、追加もしくは改正される場合があることを銘記する。

5．技術経済評価パネル、技術分科会、及び臨時の補助機関に関する本報告書の附属書Ⅴに示す付託事項及び行動規範を承認する。

6．新しい付託事項に記載されているように、技術経済評価パネルのための登録申請及び任命の過程は、第 9 回締約国以降の全ての任命に適用する。

決定 XI/17　　評価パネルへの委任事項

1．1999 年総括報告および 1989-1999 年に評価パネルが提出した情報の 10 年間見通しを含め、1998 年の報告の作成にあたって科学評価パネル、環境影響評価パネルおよび技術・経済評価パネルとそれぞれの同僚が行った優れた極めて有益な作業に感謝の意を表明する。

2．国連気候変動枠組み条約に基づく科学技術補助機関、気候変動政府間パネルおよび国際民間航空機関との評価パネルの現在の実りある協力にも感謝の意を表明すると共に、当該の協力を奨励する。

3．2003 年に公開作業部会およびモントリオール議定書第 15 回締約国会合において検討できるよう、2002 年にそれぞれの 1998 年報告を改訂し、2003 年 1 月 1 日までに事務局に提出するよう評価パネルに求める。

4．新しい重要な展開を毎年モントリオール議定書締約国に報告するよう評価パネルに求める。

5．下記の事項を 2002 年科学評価に盛り込むよう科学評価パネルに求める：

（a）規制物質の傾向の観測結果およびそのオゾン層破壊物質の報告生産量との整合性の評価。

（b）新しい（登場してまもない）ハロゲン含有物質のオゾン破壊への影響の数量化。

（c）臭化メチルの発生源とたまり場の特徴の確認、そのオゾン層に対する影響の数量化。

（d）オゾン破壊と気候変動の既知の相関関係の特徴の確認（相互の間のフィードバックを含む)。

（e）地球と極地の気候、紫外線放射の変動の観測結果の説明と解釈、気候変動の予想される影響も考慮に入れたこれらの変動要因の将来の見通しとシナリオ。

6．下記を含め、気候変動の諸側面との関係に留意し、オゾン破壊の影響の確認を続けるよう環境影響評価パネルに求める：

（a）オゾン破壊よる紫外線放射の変動と気候変動との複合的影響が生物圏と人間の健康に影響を及ぼす過程の評価。

（b）気候に影響を及ぼしうる紫外線放射の変動による影響の特徴の確認。

決定 XV/53　科学評価パネル、環境影響評価パネル、技術経済評価パネルのための基準条件

1．科学評価パネル、環境影響評価パネル、技術経済評価パネルおよびそれぞれの世界の協同作業者がそれぞれの 2002 年度報告（2003 年度総合報告を含む）の作成にあたって行った優秀かつ極めて有用な作業を高く評価する。

2．3 つの評価パネルに対して、2007 年に公開作業部会およびモントリオール議定書の第 19 回締約国会合の検討を仰ぐことができるよう、2006 年に 2002 年度報告を改訂し、2006 年 12 月 31 日までに事務局に提出するよう求める。

3．評価パネルに対して、年毎の新たな重要な動向についての情報をモントリオール議定書締約国に提供し続けるよう求める。

4．2006 年度報告のために、科学評価パネルは、下記を含む問題点を検討せねばならない：

（a）オゾン層の状態と回復予想に関する評価。

（b）最近の年毎の南極のオゾン・ホール、特に 2002 年に生じたホールの特殊な面の評価。

（c）大気中のオゾン層破壊物質の濃度の傾向、報告されているオゾン層破壊物質の生産量と消費量の一致に関する評価。

（d）オゾン層の回復に対する気候変動の影響の評価。

（e）臭素の大気中濃度の分析、オゾン層の状態に対する濃度結果の考えうる量的影響。

（f）世界のオゾン、極地のオゾン、紫外線放射の変化の観察結果の説明と解釈、これら

の変動要因の今後の予測、シナリオ。予想される気候変動の影響も考慮。

５．2006 年度報告のために、環境影響評価パネルは、オゾン層破壊の環境への影響、オゾン層破壊と気候変動の相互作用の環境への影響を引き続き確認せねばならない。

６．技術経済評価パネルは、他の問題点の中で、特に下記の話題について検討せねばならない：

（ａ）特に第 5 条締約国、移行期経済国における持続的成長のためのオゾン層破壊物質の段階的削減の重要性。

（ｂ）あらゆる業界での技術進歩。

（ｃ）気候変動、人間の健康、持続性に関して優れた環境特性をもつ代替物質の使用によるオゾン層破壊物質の除去のための技術的、経済的に実現可能な選択肢。

（ｄ）オゾン層破壊物質の回収、再利用、破壊に関する技術進歩。

（ｅ）オゾン層破壊物質の生産量と使用量の計算、ストックとしてある、あるいは製品中に含まれるオゾン層破壊物質の計算。

決定 Ex. I /5　　臭化メチル技術的オプション委員会の作業手順と基準条件の検討

The *First Extraordinary Meeting of the Parties* decided in *Dec. Ex.I/5:*

Acknowledging with appreciation the important and valuable work undertaken so far by the Methyl Bromide Technical Options Committee,

Reaffirming the need for the Methyl Bromide Technical Options Committee to sustain an optimum level of expertise to be able to address diverse types of alternatives to methyl bromide and the desirability of having a reasonable term of membership of the Methyl Bromide Technical Options Committee to ensure continuity;

Noting decision XIII/11, which requests the Technology and Economic Assessment Panel to engage suitably qualified agricultural economists to assist in reviewing nominations,

Recognizing the desirability of ensuring that some members of the Methyl Bromide Technical Options Committee have knowledge of alternatives that are used in commercial practice, and practical experience in technology transfer and deployment,

Recognizing the need to strengthen the Methyl Bromide Technical Options Committee and to enhance the transparency and efficiency of the Committee's process relating to the evaluation of nominations for critical-use exemptions,

Noting the terms of reference for the Technology and Economic Assessment Panel and its technical options committees adopted at the Eighth Meeting of the Parties, *Mindful* that those terms of reference state that the overall goal is to achieve a representation of about 50 per cent for Article 5 Parties and noting that current Article 5 representation within the Methyl Bromide Technical Options Committee is only about 30 per cent,

Recalling decision XV/54 on categories of assessment to be used by the Technology and Economic Assessment Panel when assessing critical uses of methyl bromide,

1. To establish a process to review the working procedures and terms of reference of the Methyl Bromide Technical Options Committee as they relate to the evaluation of nominations for critical use exemptions;
2. That such a review shall consider, in particular:

(a) The need to enhance the transparency and efficiency of the analysis and reporting by the Methyl Bromide Technical Options Committee on critical-use nominations, including the communication between the nominating Party and the Methyl Bromide Technical Options Committee;

(b) The timing and structure of the Methyl Bromide Technical Options Committee reports on criticaluse nominations;

(c) The duration and rotation of membership, taking into account the need to provide for a reasonable turnover of members while also ensuring continuity;

(d) The conflict-of-interest documents which must be completed by members of the Methyl Bromide Technical Options Committee;

(e) The expertise required in the Methyl Bromide Technical Options Committee, taking into account among other things that the composition of the Methyl Bromide Technical Options Committee should ensure that some members have practical and first-hand experience which should relate, in particular, to replacing methyl bromide with alternatives, and that within that composition reflected the appropriate skills and expertise required to perform the work of Methyl Bromide Technical Options Committee, including expertise in the field of agricultural economy, technology transfer and regulatory processes of registration;

(f) The criteria and procedure for selecting the experts, including ensuring a balance between experts from Article 5 and non-Article 5 Parties, pursuant to the qualification requirements as set forth in subparagraph (e) above;

(g) Further guidance on the application of the criteria set forth in decision IX/6;

(h) The modalities for the Methyl Bromide Technical Options Committee to submit annual work plans to the Meeting of the Parties;

(i) The instances where the Methyl Bromide Technical Options Committee should seek the guidance of the Meeting of the Parties in conducting its work;

(j) Modalities for the Methyl Bromide Technical Options Committee to provide the Meeting of the Parties with budget proposals for the conduct of the Committee's work through the Secretariat;

3. To establish to that end an ad hoc working group which shall meet for three days immediately prior to the twenty-fourth meeting of the Open-ended Working Group and shall comprise 12 representatives of Article 5 Parties and 12 representatives of non-Article 5 Parties;

4. To invite the co-chairs of the Methyl Bromide Technical Options Committee to participate in the meeting of the ad hoc working group;

5. That the ad hoc working group should base its discussions on the Methyl Bromide Technical Options Committee-related elements and issues set forth in paragraph 2 above and shall report its findings and recommendations to the Open-ended Working Group at its twenty-fourth session;

6. To request the Open-ended Working Group at its twenty-fourth session to formulate recommendations for the consideration and approval of the Sixteenth Meeting of the Parties and to identify which elements, if any, could be used on an interim basis pending approval by the Sixteenth Meeting of the Parties;

7. That the Methyl Bromide Technical Options Committee should continue to assess the nominations as "recommended", "not recommended" or "unable to assess".

8. That the reports of the Technology and Economic Assessment Panel and its Methyl Bromide Technical Options Committee, to be published following those bodies' initial assessment of nominations submitted in 2004 and following the subsequent assessment of any additional information submitted by nominating Parties, should include:

(a) If the Panel and Committee do not recommend any part of a nomination, a clear description of the nominating Party's request for an exemption and of the reasons why the Panel and Committee did not accept it, including references to the relevant studies, wherever available, used as the basis for such a decision;

(b) If the Panel and Committee require additional information, a clear description of the information required.

決定 XVI/4　　臭化メチル技術的オプション委員会の作業手順と基準条件の検討

各締約国は、決定 IX/6 に基づく指定状況においてクリティカルユース向けに技術的、経済的に実現可能な代替手段が利用できるようになったらただちに、臭化メチルの完全な段階的削減を目的として、クリティカルユース向けの臭化メチルの生産量と消費量を大幅かつ段階的に削減することを目指さねばならない旨を再確認し、

第 16 回締約国会合の報告の補遺 I で定める臭化メチルのクリティカルユース申請の評価に関係する臭化メチル技術的オプション委員会の作業手順と基準条件に関する要素を採択する。

決定 XVI/5　　臭化メチル技術的オプション委員会への財政支援規定

クリティカルユース申請の評価のための新規作業手順にしたがって役割を果たすにあたって臭化メチル技術的オプション委員会が大量の作業を負うことに留意し、

この作業を行うにあたっての同委員会の管理運営負担のかなりの部分を同委員会の共同委員長が負うことになることを承知し、

当該指定の評価に関する臭化メチル技術的オプション委員会の報告に適用するよう締約国が求めている詳細度と透明性の水準が高いことを承知し、

締約国が指示する基準にしたがって現在の多数のクリティカルユース申請評価を行うにあたって臭化メチル技術的オプション委員会が現在負っている作業量は例外的なものであり、無期限に続くものではないため、同委員会が負う管理運営負担は近い将来軽減されると合理的に予想しうることに留意し、

1. 第 5 条第 1 項締約国から出す臭化メチル技術的オプション委員会の共同委員長職 1 名、第 5 条第 1 項非締約国から出す共同委員長職 1 名のための財政支援については、同委員会のクリティカルユース申請の評価に関する会議に出席するための交通費と宿泊費を含める形で行う。
2. また、決定 IX/6 の基準に基づく臭化メチル技術的オプション委員会の適時かつ詳細な申請の評価が円滑に進むほか、クリティカルユース申請の当初の総括にあたって、また、クリティカルユース申請の評価に関する臭化メチル技術的オプション委員会の報告の作成にあたって専門家の支援が円滑に得られるよう、また、当該報告の詳細度と透明性が締約国の要望に沿った十分な水準になるよう、臭化メチル技術的オプション委員会の共同委員長向けの財政支援を行う。
3. 本決議の第 2 項に掲げる財政支援は、P-3 レベル職の 12 ヶ月間の常勤給与相当額を超えてはならず、技術経済評価パネルの判断にしたがって第 2 項で指定した構成員の間で配分する。

４．新規作業手順に伴う会議の新たなパターンに臭化メチル技術的オプション委員会が対応することができるようにし、モントリオール議定書の公式会議に出席する独立専門家の出張のための宿泊・食事の基準に関する慣行を考慮に入れて、クリティカルユース申請の評価に関する会議に臭化メチル技術的オプション委員会のメンバーが出席するための費用（日常の生活費、交通費）で、2005 年中にメンバーが支払うことができない分を求めに応じて事務局が支払うことができるようにするための過渡的措置として財政支援を許可する。

５．臭化メチル技術的オプション委員会の共同委員長に対して必要な技術・財政支援を行い、クリティカルユース申請の根拠の検証に必要な場合の現場見学、事務局と臭化メチル技術的オプション委員会メンバーとの連絡機能の強化のための資金を提供する。

６．本決定の第 1 項～第 5 項に掲げる財政支援は、上記の必要経費にあてるために、モントリオール議定書の信託基金から 2005 年予算用として引き出した現在の予算勘定の範囲内で行う。

７．本決議の第 1 項～第 5 項に掲げる臨時財政支援は、当初は、あくまで 2005 年限定とし、以降の年度については、同様の支援の提案を行い、締約国による別途の検討、合意を必要とする。

８．モントリオール議定書の第 5 条第 1 項締約国に対しては、3 つのパネルとその付属機関のメンバーが同議定書に基づく評価活動に継続的に参加できるようにするための支援を継続的に行うよう奨励する。

決定 XⅧ/19 技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会などのグループ向けの利害関係事項の開示に関するガイドライン

決定 VIII/19 をあらためて確認し、

技術経済評価パネル、技術的オプション委員会および暫定補助機関が分析を行い、モントリオール議定書に技術情報を提出する役割を果たす上で貴重な貢献をしていることを承知し、

行動規範の第 5 項および第 6 項を改訂する必要性を認識し、

１．行動規範の第 5 項および第 6 項を下記の項目に差し替える：

５．技術経済評価パネル、技術的オプション委員会および暫定補助機関の構成員は、客観的に見てそれぞれの義務や責任を果たす能力に疑問を生じさせる恐れのあるオゾン層破壊物質、その代替物質およびオゾン層破壊物質またはその代替物質を含む製品の生産に関わる活動(事業、行政または金融の利害関係事項を含む)を開示するものとする。技術経済評価パネル、技術的オプション委員会および暫定補助機関の構成員は、当該活動を毎年開示せねばならないほか、技術経済評価パネル、技術的オプション委員会または暫定補助機関に参加するために商業活動に従事している会社から受けている融資も開示せねばならない。利害関係事項の参考リストを、本行動規範の補遺に記す。

技術経済評価パネル、技術的オプション委員会または暫定補助機関の構成員、その個人的なパートナーもしくは扶養家族の利害関係が検討課題に関連する構成員としての専門家の仕事に影響を及ぼす時にのみ利害の衝突が生じることになる。
利害の衝突が起きる可能性がある場合には、構成員は、しかるべき対策を講じるものとする。当該対策としては、共同議長に助言を仰ぐ、問題の決定に全面的には参加しない、問題の決定にまったく参加しない等がある。
共同議長は、利害の衝突を避けるよう努力するものとする。努力としては、その構成員に対して問題の決定において役割をまったく果たさないか、一部しか果たさないよう求める等のしかるべき対策を講じるようその構成員に求めることなどがある。重大な利害の衝突が生じる場合には、共同議長は、早急に、その構成員を指名した締約国に対して、利害の衝突について通知するものとする。共同議長に関係する利害の衝突が生じた、あるいは生じる恐れがある場合には、締約国会合の議長がその問題を取り上げねばならない。

６．技術経済評価パネルは行動規範の解釈に責任を負い、技術経済評価パネル、技術的オプション委員会および暫定補助機関の構成員は行動規範の適用に責任を負う。技術経済評価パネルは、年次報告で、金融その他の利害関係事項の内容を公表するものとする。当該報告には、その年に生じた、あるいは生じる恐れがあった利害の衝突、利害の衝突に関係する問題、締約国に関係するか否か、また、その解決の方法に関する簡単な説明も加えるものとする。

＜補　遺＞

開示すべき利害関係事項の種類の参考リストを以下に示す：

（ａ）技術経済評価パネル、その技術的オプション委員会または暫定補助機関が検討する物質、技術または製法（例：特許の所有権）に関して構成員、その個人的なパートナーもしくは扶養家族が現在所有権を有している。

（ｂ）会議または作業の課題に利害関係のある法人の株式または債券など、構成員、その個人的なパートナーもしくは扶養家族が現在金融上の権益を有している(専門家が株式の選択の支配権を有していない一般のミューチュアルファンドまたは同様の取決めを通じての株式所有は除く)。

（ｃ）構成員、その個人的なパートナーもしくは扶養家族が技術経済評価パネルの課題に利害関係をもつ法人の従業員、顧問、管理職またはその他の職についている(有給か否かは問わない)。この開示事項には、発展途上国による代替物質の採用を支援するために実施機関に代わって行った有給のコンサルティング作業も含まれる。

（ｄ）モントリオール議定書の実行に関する重要問題に関して政府に助言すること、あるいはモントリオール議定書の会議のために政府の重要な政策ポジションの策定に携わること。

（ｅ）オゾン層破壊物質の利用案またはオゾン層破壊物質の利用案の代替案に関係する作業のために、有給で研究活動を行った、あるいは、研究奨励金または助成金を受け取

った。

決定 XIX/20　　３パネルの付託事項

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/20*:

1. To note with appreciation the excellent and highly useful work conducted by the Scientific Assessment Panel, the Environmental Effects Assessment Panel and the Technology and Economic Assessment Panel and their colleagues worldwide in preparing their 2006 assessment reports, including the 2007 synthesis report;
2. To request the three assessment panels to update their 2006 reports in 2010 and submit them to the Secretariat by 31 December 2010 for consideration by the Open-ended Working Group and by the Twenty-third Meeting of the Parties to the Montreal Protocol in 2011;
3. To request the assessment panels to keep the Parties to the Montreal Protocol informed of any important new developments;
4. That for the 2010 report the Scientific Assessment Panel should consider issues including:

(a) Assessment of the state of the ozone layer and its future evolution;

(b) Evaluation of the Antarctic ozone hole and Arctic ozone depletion and the predicted changes in these phenomena;

(c) Evaluation of the trends in the concentration of ozone-depleting substances in the atmosphere and their consistency with reported production and consumption of ozone-depleting substances and the likely implications for the state of the ozone layer;

(d) Assessment of the interaction between climate change and changes on the ozone-layer;

(e) Assessment of the interaction between tropospheric and stratospheric ozone,

(f) Description and interpretation of the observed changes in global and polar ozone and in ultraviolet radiation, as well as future projections and scenarios for those variables, taking into account among other things the expected impacts of climate change;

(g) Assessment of consistent approaches to evaluating the impact of very short-lived substances, including potential replacements, on the ozone layer;

(h) Identification and reporting, as appropriate, on any other threats to the ozone layer;

5. That the Environmental Effects Assessment Panel should consider the following issues for future updates and the 2010 report:

(a) Continued identification of the environmental impacts of ozone depletion and the environmental impacts of the interaction of ozone depletion and climate change for all areas that are assessed;
(b) Assessment of the effects on human health from stratospheric ozone depletion;
(c) Assessment of the impact of increased UV-B radiation on terrestrial and aquatic ecosystems and their interactions with each other and biogeochemical cycles;
(d) Impact of stratospheric ozone depletion on the troposphere and its implications for the environment;
(e) Assessment of the significance of UV-B radiation on materials;
6. That the Technology and Economic Assessment Panel should, among other matters, consider the following topics:
(a) The impact of the phase-out of ozone-depleting substances on sustainable development, particularly in Parties operating under paragraph 1 of Article 5 and countries with economies in transition;
(b) Technical progress in all sectors;
(c) Technically and economically feasible choices for the reduction and elimination of ozone-depleting substances through the use of alternatives, taking into account their impact on climate change and overall environmental performance;
(d) Technical progress on the recovery, reuse and destruction of ozone-depleting substances;
(e) Accounting for the production and use in various applications of ozone-depleting substances, ozonedepleting substances in inventories, ozone-depleting substances in products and the production and use in various applications of very short-lived substances;
(f) Accounting of emissions of all relevant ozone-depleting substances with a view to updating continuously use patterns and coordinating such data with the Scientific Assessment Panel in order periodically to reconcile estimated emissions and atmospheric concentrations.

決定XXII/22　　評価パネルのメンバー変更

1. To thank Mr. Jan C. van der Leun, who has served as Co-Chair of the Environmental Effects Assessment Panel since its inception, for his long and outstanding service on behalf of the Montreal Protocol;
2. To endorse Mr. Nigel D. Paul as Co-Chair of the Environmental Effects Assessment Panel;
3. To thank Mr. José Pons Pons for his long and outstanding service as Co-Chair of

the Technology and Economic Assessment Panel;

4. To endorse the selection of Ms. Marta Pizano as Co-Chair of the Technology and Economic Assessment Panel for a term of four years, subject to re-endorsement by the parties in accordance with section 2.3 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel;
5. To thank Mr. Thomas Morehouse for his long and outstanding service as a Senior Expert of the Technology and Economic Assessment Panel and as a member and Co-Chair of the Halons Technical Options Committee;
6. To endorse the selection of Ms. Bella Maranion as a Senior Expert of the Technology and Economic Assessment Panel for a term of four years, subject to re-endorsement by the parties in accordance with section 2.3 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel;
7. To request the Technology and Economic Assessment Panel and its technical options committees to draw up guidelines for the nomination of experts by the parties, in accordance with section 2.9 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel, for presentation to the parties prior to the thirty-first meeting of the Open-ended Working Group;
8. To request that the Technology and Economic Assessment Panel consider the need for balance and appropriate expertise when appointing members of the technical options committees, task forces and other subsidiary groups in accordance with sections 2.1, 2.5 and 2.8 of the terms of reference of the Panel;

決定 XXIII/10　技術経済評価パネル及びその補助機関の推薦手続き及び運営手続きの改定

決決定 VIII/19 により定められ、決定 XVIII/19 により修正された技術経済評価パネルに対する付託事項を喚起し、

また、技術経済評価パネルの組織及び運営、具体的には第五条 1 の適用を受ける締約国（5 条国）の専門家の参加を拡大し地理別の専門的見解とバランスを改善する努力に関する決定 VII/34 を喚起し、

特に、技術経済評価パネルの規模とバランスに関する同パネルの付託事項第 2.1 節、及び、同パネル及びその技術的オプション委員会において 5 条国からの専門家を 50%程度にするという全体的な目標を含め、地理的なバランスと専門知識のバランスが取られた委員構成を推進する必要性を喚起し、

技術経済評価パネルの専門家の任命手続き及び任命基準を透明かつ公正なものにする必要性を認識し、

技術経済評価パネルへの推薦及び同パネルの委員の任命に関する同パネルの付託事項第

2.2 節及び第 2.3 節、具体的には、同パネルによる推薦は任命を勧告する前に関係締約国に通知されなければならないことを定めた条項を喚起し、

締約国が技術経済評価パネルから最高品質の助言を受け、推薦手続きの変更が同パネルの専門知識やその助言の質に悪影響を及ぼすことがないよう保証する必要性を認識し、

特に決定 XXII/22 への対応として技術経済評価パネルによる 2011 年の進捗報告書で提供された情報に留意し、

1. 技術経済評価パネルに対し、技術的オプション委員会及びその暫定補助機関の委員構成を、適切な専門知識のバランスが取れたものにし、その報告書及び情報が包括的、客観的、政治的に中立になるようにするとともに、暫定補助機関による報告書ではその委員構成がどのように決定されたか説明することを要請する。
2. 技術経済評価パネルに対し、同パネル、技術的オプション委員会及び暫定補助機関に専門的見解を求めるにあたって必要とされる能力に関するマトリックスを年 2 回更新し、事務局のウェブサイト及び技術経済評価パネルの年次進捗報告書で公表することを要請する。このマトリックスでは、地理的なバランスと専門知識のバランスを取る必要性を考慮しなければならない。
3. また、技術経済評価パネルに対し、必要とされる専門知識を完全に理解できるよう同マトリックスの情報が明快で十分なものになるようにし、推薦手続き、選考手続き、同パネルの付託事項、同パネル及び補助機関の運営に関する情報をアクセスしやすいフォーマットで事務局のウェブサイトに公表することを要請する。
4. さらに、技術経済評価パネルに対し、2011 年の進捗報告書の第 9.5.4 節に従い、同パネル、技術的オプション委員会及び暫定補助機関へ推薦されるすべての専門家から要求される情報を標準化し、第 32 回公開作業部会会合で審議するため、推薦フォーム案を作成することを要請する。
5. 技術経済評価パネルに対し、技術的オプション委員会の共同議長を含め、技術経済評価パネルの任命に対するすべての推薦について、関係締約国の国内窓口機関の同意を得るよう保証することを要請する。
6. 技術経済評価パネルに対し、技術的オプション委員会及び暫定補助機関へのすべての推薦が、関係締約国の国内窓口機関との全面的な協議を経て行われるよう保証することを要請する。
7. 技術経済評価パネル、共同議長を含む技術的オプション委員会における任命はすべて、任期を 4 年以下とする。
8. 技術経済評価パネル又は技術的オプション委員会の委員は、4 年を限度として再推薦されることができる。
9. 技術経済評価パネル及び技術的オプション委員会の全委員の任期は、過去の決定によりすでに 4 年間の任期で推薦されている専門家を除き、それぞれ 2013 年末及び 2014 年末までに締約国から再任されない限り、2013 年末及び 2014 年末に終了する。

10.締約国による推薦者の提出により長い時間を要する場合、締約国は第 25 回締約国会合及び第 26 回締約国会合で技術経済評価パネル及び技術的オプション委員会の委員構成の状況を再検討することができる。

11.現在技術経済評価パネル及び技術的オプション委員会の共同議長及び委員を輩出している締約国に対し、それぞれ第 25 回締約国会合及び第 26 回締約国会合で審議するため、本決定の 7、8、9 に従い、当該専門家の再推薦状を提出するよう要請する。

12.技術経済評価パネルでの再任を承認するには、締約国による決定が必要とされる。

13.1 年を超えて存続する暫定補助機関を承認するには、締約国による決定が必要とされる。

14.締約国は、2012 年以降、4 年ごとに、締約国の要件を満たすために必要な技術的オプション委員会のリストを承認する。

15.オゾン事務局は、可能な限り技術経済評価パネルの会合に出席し、必要に応じて管理上の問題に関する制度上の助言を継続的に提供する。

16.技術経済評価パネルに対し、技術的オプション委員会の新規委員全員に、技術経済評価パネルの付託事項、付託事項に記された行動規範、締約国による関連決定、及び技術経済評価パネルの運営手続きについて適切に通知し、新規委員にこれらの手引きの遵守を求めるよう要請する。

17.技術経済評価パネルに対し、他の多国間機関における同様のガイドラインを考慮に入れて忌避に関するガイドライン案を修正し、締約国が審議するため、第 32 回公開作業部会会合に同案を提出することを要請する。

18.技術経済評価パネルに対し、技術経済評価パネルの共同議長の任命に関するガイドラインを策定し、締約国が審議するため、第 32 回公開作業部会会合に同ガイドラインを提出することを要請する。

19.技術経済評価パネルに対し、各補助機関の委員数が各補助機関の作業量に見合ったものになるよう検討するとともに、決定 VII/34 に従って地理的なバランスを取る必要性を考慮し、締約国が審議するため、第 32 回公開作業部会会合に委員数の改定を提案することを要請する。

20.技術経済評価パネルに対し、本決定に従い付託事項を改訂し、締約国が審議するため、第 32 回公開作業部会会合に提出することを要請する。

21.技術経済評価パネルに対し、締約国の承認が得られるまで、17 及び 18 に記すガイドラインを適用しないことを要請する。

決定XXIII/13　科学評価パネル、環境影響評価パネル及び技術経済評価パネルによる4年ごとの報告書の2014年版で考慮されうる重点分野

1. 2010年の評価報告書及び2011年の統合報告書の作成における科学評価パネル、環境影響評価パネル、技術経済評価パネル、及び世界中の同僚の素晴らしい非常に有意義な作業を評価する。

2. 3つの評価パネルに対し、2010年の報告書の改訂を2014年に行い、2015年の公開作業部会及び第27回締約国会合で審議するため、2014年12月31日までに事務局に提出することを要請する。
3. 2014年の報告書において、環境影響評価パネルはオゾン層及び紫外線照射の変化による人の健康及び環境に対する影響に関し、下記を含めた最新の科学情報を審議する。
   (a) 生物圏に到達する紫外線の影響、及び当該影響が物理的、生物学的及び環境的プロセスとどう関連するか
   (b) 癌、目の損傷、感染症及びその他の疾病を含む紫外線照射の人の健康に対する悪影響、及び紫外線照射の好影響
   (c) 食糧生産などの生態系サービスの提供を含む生物多様性及び生態系の機能に対する影響
   (d) 建築資材を含む材料に対する紫外線照射の影響
   (e) オゾン層に影響を与える物質から人の健康及び環境が受けるリスク
4. 科学評価パネルによる2014年の報告書には下記を含める。
   (a) 成層圏突然昇温やブリューワー・ドブソン循環の加速などによる大気の変化に関する評価を含めた、オゾン層の状態及び今後の変化に関する評価
   (b) 極域成層圏の気温に特に焦点を置いた、南極のオゾンホール及び北極の冬季/春季のオゾン破壊、及び当該現象の予想される変化に関する評価
   (c) 大気中のオゾン層破壊物質の濃度の傾向、当該物質の報告された生産量及び消費量とこの傾向との一致、及びオゾン層及び大気の状態に対する考えられる影響の評価
   (d) 下記を含む、オゾン層と大気との相互作用の評価
   (i) 対流圏気候に対する極域オゾン層破壊の影響
   (ii) 大気・海洋結合の影響
   (e) 特に大気への予想される影響を考慮に入れた、観測されたオゾンの変化及び放射線照射の説明と解釈、これらの変化の今後の予測とシナリオ
   (f) オゾン層破壊物質及び成層圏への影響があるその他のオゾン関連物質、及びその分解生成物の影響、当該物質の特定、そのオゾン層破壊係数及びその他の特性の評価
   (g) オゾン層に対するその他の脅威の特定
5. 2014年の報告書において、技術経済評価パネルは下記のテーマについて検討する。
   (a) すべての消費部門及びオゾン層破壊物質の破壊における技術の進歩
   (b) オゾン層破壊物質の様々な使用例における生産量及び消費量の計算
   (c) 全体的な性能を考慮に入れた、消費部門における技術的及び経済的に実行可能なオゾン層破壊物質の代替物質
   (d) エッセンシャルユース及びクリティカルユース用のものを含めたオゾン層破壊物質を含むバンクの状態、及びその取扱いにおいて利用可能な選択肢
   (e) モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国が臭化メチルなどまだ残って

いるオゾン層破壊物質の段階的削減の実施及びすでに達成された段階的削減の維持において直面している課題

決定XXIV/8　技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会及び暫定補助機関の付託事項、行動規範、開示及び利害の衝突に関するガイドライン

決定XXIII/10の17により、締約国が技術経済評価パネルに対し、他の多国間機関における同様のガイドラインを考慮に入れて、忌避に関するガイドライン案を策定し、第32回会合で審議できるよう公開作業部会に提出することを要請したことに留意し、

また、第8回締約国会合の報告書の附属書Vで定められ、決定XVIII/19で修正された技術経済評価パネルの付託事項に留意し、

さらに、決定XXIII/10により、締約国が技術経済評価パネルに対し、付託事項の更新を提案するよう要請したことに留意し、

技術経済評価パネルの組織と機能に関する決定VII/34において、特に地理的な専門知識のバランスを改善するため、第五条1の適用を受ける締約国の専門家の参加を拡大する努力が求められたことを喚起し、

気候変動に関する政府間パネルが利害の衝突に関する委員会を設立し、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が利害の衝突に対処する手順を採用していることに留意し、

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会及び暫定補助機関の役割を果たすにあたり、個々の委員の利害と技術経済評価パネルの委員としての責務の間の衝突について、そのように見える行動でさえ避けることが必要不可欠であるとされていることに留意し、

また、付託事項を忠実に守ることによって、その完全性に対する一般市民の信頼を維持することが、技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会及び暫定補助機関の利益にかなうことに留意し、

1. 技術経済評価パネルに対し、第33回公開作業部会に向け、予想される仕事量を考慮に入れて技術的オプション委員会の今後の構成に関する勧告を行うことを要請する。
2. 技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会及び暫定補助機関によって定められた本決定の附属書に示すこれらの機関の付託事項及び利害の衝突と開示に関する方針を、第8回締約国会合の報告書の附属書V及びその修正で定められた付託事項に代わるものとして、承認する。
3. 技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会に対し、その標準業務手順書を締約国に公開することを要請する。

＜決定の附属書＞

技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会及び暫定補助機関の付託事項

1. 作業の範囲

技術経済評価パネル（TEAP）の任務は、モントリオール議定書の第六条に規定されたものに、締約国会合でその時々に要請されたものを加えたものである。TEAPは、具体的に要請された際に、技術情報を分析し勧告を提出する。政策問題は評価せず、政策の提案は行わない。TEAPは政策に関連する技術情報及び経済情報を提供する。さらに、TEAPは国の計画、戦略、規制の利点や成功を判断しない。

その作業プログラムを実行するため、技術的オプション委員会（TOC）が設立され、締約国の決定により承認される。また、TEAPは必要に応じて暫定補助機関（TSB）を設立することができる。暫定補助機関は通常1年未満の期間で設置され、締約国による具体的な要請に応えることをその目的とする。

2.1 規模及びバランス

2.1.0

全体的な目標は、TEAP及びTOCにおける第五条（1）締約国の代表者の割合を約50%とし、様々な代替物質の専門知識を持つ適切な代表者を揃えることである。

2.1.1 TEAP

TEAPの委員の規模は、約18～22名とし、うち2～3名を共同議長として効果的に機能するようにする。TEAPの委員にはTOCの共同議長を含める。各TOCには2名の共同議長を置き、TEAPの共同議長又はTOCの共同議長とは重複しない特定の専門知識を持つ2～4名の上級専門家で構成し、性別及び地理的なバランスを考慮する。

TEAPの共同議長は、少なくとも1名、できれば全員がTOCの共同議長を同時に務めないようにする。

2.1.2 TOC

各TOCには、2名の共同議長を置く。TOC共同議長は、地理、性別、専門知識のバランスを取って選出しなければならない。TEAPは、そのTOC共同議長を通じて、適切な期待される専門知識のバランスを反映させた委員でTOCを構成し、その報告及び情報が包括的、客観的かつ政策的に中立なものになるようにする。

2.1.3 TSB

TEAPは、TSB共同議長と協議の上、適切な専門知識のバランスを反映させた委員でTSBを構成し、その報告及び情報が包括的、客観的かつ政策的に中立なものになるようにする。TEAPは、TSB共同議長を通じて、TSBによる報告書でその委員の構成方法を説明する。TSB委員は、共同議長を含め、既にTEAPの委員になっていない人物とし、TSBの委員がTSBに対する役務を理由にTEAPの委員になることはない。

2.2 推薦

2.2.1 TEAP

TEAPの委員の推薦は、TEAP及びTOCの共同議長の推薦も含め、個々の締約国がそれぞれの国内窓口機関を通じて事務局に提出する。かかる推薦は締約国会合に送付さ

れ、審議される。TEAPの共同議長は、TEAP及びTOCの共同議長を含め、委員会への任命としてTEAPが確認した推薦が、当該締約国の国内窓口機関の合意を得ていることを保証する。TEAP、TOC及びTSBの委員は、モントリオール議定書の締約国の現在の代表者が務めることはできない。

2.2.2. TOC及びTSB

TOC及びTSBへの推薦はすべて、当該締約国の国内連絡窓口と詳細に協議した上で行われる。

TOCに対する委員の推薦（TOC共同議長を除く）は、個々の締約国又はTEAPが行うことができ、TOC共同議長は個々の締約国の専門家の推薦を検討するよう促すことができる。TSBへの推薦（TSB共同議長を含む）は、TEAP共同議長が行える。

2.3 TEAPの委員の任命

評価パネルの委員構成を定期的に審査するという締約国の意図を踏まえ、締約国会合はTEAPの委員を4年以下の任期で任命する。締約国会合は、さらに最高4年間任期を延長する推薦が当該締約国からされた場合、委員を再任命することができる。TEAPの委員の任命又は再任命において、締約国は継続性、バランス、妥当な成果を保証しなければならない。

2.4 共同議長

TEAP/TOC/TSBの共同議長の推薦及び任命に当たり、締約国は下記の要素を検討する。

(a) 共同議長は技術機関における管理、調整、コンセンサス形成の経験やスキルを持ち、関連分野の技術専門知識を有していなければならない。
(b) TOCの共同議長は通常、他のTOCの共同議長を務めてはならない。
(c) TEAPの共同議長はTOCの共同議長を務めてはならない。
(d) TEAP及びTOCの共同議長は、個々の締約国の専門家の推薦を検討するよう促すことができる。

2.5 TOCの委員の任命

各TOCの委員数は約20名とする。TOCの委員は、TOC共同議長がTEAPと協議の上、4年以下の任期で任命する。TOCの委員はさらに最高4年間の任期の推薦を行う手順に則り、再任命されることができる。

2.6 補助機関

暫定補助機関（TSB）は、限られた期間で特定の問題について報告するために、TEAPが任命できる。TEAPは締約国による審査を条件として、技術専門家から成る補助機関を任命し、必要でなくなった場合には解散することができる。既存のTOCで処理できない、重大かつ継続的な性質を持つ問題に関しては、TEAPが締約国による新規TOCの設立を要請する。TSBを1年以上存続させるには、締約国会合での決定が必要とされる。

2.7 任命の終了

TEAP、TOC又はTSBの委員は、該当するTEAP、TOC又はTSBの共同議長及び当該締約国に書面で通知することによって、いつでも委員を辞任することができる。

TEAPは、TEAP、TOC及びTSBの委員を、その共同議長を含め、TEAPの委員の3分の2の賛成で罷免することができる。罷免された委員は、事務局を通じて、次回の締約国会合に控訴することができる。TEAPの共同議長は、TEAPが委員を罷免する場合、当該締約国に通知する。

2.8 補充

TOCの共同議長を含むTEAPの委員が辞任したり、TEAPによる罷免を含め任務を遂行できなくなった場合、作業の遂行に必要であれば、委員会は推薦した締約国と協議の上、次回の締約国会合までの期間、その機関の中から補充要員を任命する。補充TEAP委員の任命にあたっては、第2.2項の手順に従う。

2.9 推薦のガイドライン及び専門知識のマトリックス

TEAP/TOCは、締約国による専門家の推薦に関するガイドラインを策定する。TEAP/TOCは利用可能な専門知識とTEAP/TOCで必要とされる専門知識のマトリックスを公表し、締約国が適切な推薦を行えるようにする。このマトリックスには地理的なバランス及び専門知識のバランスを取る必要性を盛り込み、利用可能で必要とされる専門知識に関する一貫した情報を提供しなければならない。このマトリックスには、名称、所属、様々な代替物質に関するものを含め必要とされる専門知識を含める。TEAP/TOCは、それぞれの共同議長を通じて、このマトリックスが少なくとも年1回更新されることを保証し、事務局のウェブサイト及びTEAPの年次進捗報告書で公表する。また、TEAP/TOCはマトリックスの情報が明瞭かつ十分で、TEAP及びTOCの間でできる限り一貫性のあるものにするとともに、必要な専門知識を十分に理解できるようバランスが取れたものにすることを保証する。

3. TEAP/TOC/TSBの機能

3.1 言語

TEAP/TOC/TSBの会合は英語で開催され、報告書及びその他の文書は英語のみで作成される。

3.2 会合

3.2.1 スケジュール

TEAP/TOC/TSBの会合の場所及び時期は、共同議長により決定される。

3.2.2 事務局

オゾン事務局は可能な限りTEAPの会合に出席し、必要に応じて、管理上の問題に関する制度上の助言を継続的に行う。

3.2.3 業務手順

TOCの共同議長は、TOCが事務局と協議の上作成した業務手順に従って会合を開催

し、全委員の参加、健全かつ適切な意思決定、記録の作成を保証する。手順は定期的に更新し、締約国に提供する。

3.3 手続き規則

TEAP/TOC/TSBの会合の開催にあたっては、委員会及び作業グループに対するモントリオール議定書の手続き規則を遵守する。ただし、TEAP/TOC/TSBの付託事項又は締約国会合で承認されたその他の決定において別に定める場合を除く。

3.4 オブザーバー

オブザーバーは、TEAP、TOC又はTSB会合において認められない。ただし、誰でも事前に通知してTEAP/TOC/TSBに情報を提供することができ、TEAP/TOC/TSBが必要と認めた場合には、本人が意見を述べることができる。

3.5 委員の機能

TEAP/TOC/TSBの委員は、自らの推薦の源に関わりなく専門家として個人的な立場で役割を果たし、政府、産業界、非政府組織（NGO）又はその他の組織から支持を受けてはならず、これらの組織の代表者として機能してもならない。

4. TEAP/TOC/TSBの報告書

4.1 手順

TEAP/TOC/TSBの報告書はコンセンサス形成プロセスを経て作成される。報告書はいかなる少数派の見解も適切に反映しなければならない。

4.2 アクセス

TEAP/TOC/TSBが審議する資料及び草案へは、TEAP/TOCの委員又はTEAP/TOC/TSBにより指名された人物のみアクセスできる。

4.3 TEAPによる審査

TOC及びTSBによる最終報告書は、TEAPが審査し、TEAPによる修正なしに（関係するTOC又はTSBの共同議長により同意された編集上又は事実に関する訂正を除く）、TEAPがコメントを希望する場合はこれを添えて、締約国会合に送付される。報告書における事実に関する誤りは、公開後、TEAP又はTOCからの裏付けとなる文書が受理されたら、正誤表を通じて訂正することができる。

4.4 一般市民からのコメント

一般市民は誰でも、TOC及びTSBの共同議長に対し、その報告書に関するコメントをすることができ、共同議長はできる限り早く返答しなければならない。返答がない場合、これらのコメントはTEAPの共同議長に送付され、TEAPが審議を行う。

5. 技術経済評価パネル及びその機関の委員に対する行動規範

行動規範

TEAP、TOC及びTSBの委員は、締約国により重要な責任を引き受けるよう求められている。かくして、透明性、予測可能性、説明責任、信頼性、誠実さ、責任及び開示の原則に照らして規定された高い行動基準が、委員による責務の遂行において期待さ

れる。委員を支援するため、下記のガイドラインが行動規範として策定された。TEAP、TOC及びTSBの委員は、この行動規範を遵守しなければならない。

1. この行動規範は、TEAP、TOC及びTSBの委員を、各機関へのその参加における利害の衝突から守ることを意図している。このガイドラインに示す措置の遵守は、TEAP、TOC又はTSBの委員を務めるための条件でされる。
2. 本規範は、下記を通じて、このプロセスの完全性に対する市民の信頼を強化するとともに、経験があり有能な人物がTEAP、TOC又はTSBの委員を引き受けられるよう奨励する。
   (a) 委員を務める期間及びその後の利害の衝突及び開示に関する明確なガイドラインを確立する 。
   (b) 委員の個人的な利害関係と公的な責務の間に生じうる衝突の可能性を最小に抑え、かかる衝突が発生した場合、公益にかなうようにかかる衝突の解決を図る 。
3. 委員は、責務の遂行において、 下記が求められる。
   (a)誠実さに対する市民の信頼、TEAP、TOC及びTSBの客観性及び公平性が保たれ、強化される方法で公的な責務を遂行し、私的な問題を調整する 。
   (b)最も詳細な公開審査に耐えられる方法で行動する。これはいずれかの国の法律を単純に守るだけでは十分果たせない義務である。
   (c)プロセスの最善の利益にかなうよう誠実に行動する。
   (d)合理的に慎重な人物であれば類似する状況で果たすであろう配慮、努力、スキルの発揮を行う。
   (e)TEAP、TOC又はTSBと関係する公式な方法で何らかの人物又は利害関係に優先的な扱いをしてはならない。
   (f)TEAP、TOC又はTSBと関係がある、又は関係を持つと見られる人物、グループ又は組織から、顕著な贈答品、もてなし、その他の便宜を要求又は受理してはならない。
   (g)委員のやむを得ない契約又は財産権によるものでない限り、付随的な贈答品、習慣上のもてなし、その他のわずかな便宜を除き、経済的利益の譲渡を受け入れてはならない。
   (h)TEAP、TOC又はTSBでの審議において外部の利害を代表又は支援してはならない。
   (i)TEAP、TOC及びTSBの委員としての責務及び責任を果たすことによって得られ、一般的に市民に公開されていない情報を故意に利用したり、その情報から故意に利益を得てはならない。
   (j)TEAP、TOC又はTSBの委員としての任期が終了した後に、以前の職務を不当に利用するような行動を取ってはならない。
4. TEAP、TOC又はTSBの委員が優先的な扱いを受ける可能性又はそのように見える

ことを避けるため、自身又は第三者に対する優先的な扱いを求めたり、TEAP、TOC又はTSBと関連する第三者から報酬を得て仲介を行ってはならない。

6. 技術経済評価パネル、その技術的オプション委員会及び暫定補助機関に対する利害の衝突及び開示に関するガイドライン

定義

1. このガイドラインの目的において、
   (a) 「利害の衝突」とは、委員、その配偶者又は扶養家族の現在の利益が、一般人から見て下記に相当する、又はそのように見えることを意味する。
   (i) TEAP、TOC又はTSBにおける責務及び責任を遂行する上で、その個人の客観性を著しく損なう、又は、
   (ii) 何らかの個人又は組織にとって不当な利益を生む。
   (b) 「委員」とは、TEAP、TOC又はTBSの共同議長を含む委員を指す。
   (c) 「忌避」とは、委員が利害の衝突を理由にTEAP、TOC又はTSBの作業の特定の要素に関与しないことを意味する。
   (d) 「衝突解決諮問機関」とは、第22項の下で任命される機関を指す。

目的

2. このガイドラインの全体的な目的は、TEAP、TOC及びTSB、及び報告と活動の準備に直接関与する人物の正当性、完全性、信頼性及び信用を守ることである。
3. TEAP、TOC及びTSBの役割は、その成果とプロセスの完全性及び成果とプロセスに対する市民の信頼を維持するため、独立性と先入観の問題に特に配慮することを要求する。TEAP及びそのTOC及びTSBの作業が、何らかの利害の衝突によって損なわれることがないようにすることが必要不可欠である。
4. 委員として務めるには、このガイドラインを遵守することに書面で同意することが条件とされる。
5. このガイドラインは、下記を通じて、プロセスに対する市民の信頼を強化するとともに、経験のある有能な人物にTEAP、TOC又はTSBの委員を務めることを奨励するものである。
   (a) 委員を務める間の開示と利害の衝突に関する明確なガイドラインを設ける。
   (b) 委員に関して生じる利害の衝突の可能性を最小に抑え、かかる衝突が発生した場合、公益にかなうようにかかる衝突の解決を図る。
   (c) 次のニーズの間のバランスを取る。
   (i) 適切な開示要件を確認すること
   (ii) TEAPのプロセスの完全性を保証すること
6. このガイドラインは原則に基づくもので、衝突を特定する基準をすべて網羅したリストというわけではない。
7. TEAP、TOC、TSB及びその委員は、一般人が利害の衝突を理由にその作業に疑

問を持ったり、ことによってはその作業を軽視又は却下したりする状況に身を置いてはならない。

開示

8. 委員は毎年潜在的な利害の衝突を開示する。また、TEAP、TOC又はTSBの作業への参加に関する一切の資金源を開示しなければならない。開示しなければならないその他の利害関係の例は、このガイドラインの附属書Aに記載されている。
9. 委員は、既に提出された情報に重要な変更があった場合、かかる変更の30日以内に情報を開示する。
10. 第8項及び第9項にもかかわらず、開示によって下記が著しい悪影響を受ける場合、委員は活動、利害関係、資金に関する情報の開示を断ることができる。

(a) 国防、国家安全保障又は喫緊の治安
(b) 将来又は現在行われている訴訟における司法の成り行き
(c) 将来知的所有権を譲渡する能力、又は、
(d) 商業上、政府、又は産業上の情報の機密性

11. 第10項に基づいて情報の開示を断る委員は、第8項又は第9項に基づく利害関係の開示において開示の拒否を宣言しなければならず、関連するテーマの協議及び決定から完全に排除されなければならない。

利害の衝突

12. 特定の問題又は一連の問題に関する委員の強い意見（先入観と呼ばれることがある）又は特定の立場は、利害の衝突を生まない。TEAP、TOC及びTSBは、様々な観点を持つ様々な所属の委員で構成されることが期待され、可能な限りそのバランスを取るべきである。
13. このガイドラインは、現在の利害の衝突にのみ適用される。既に終了した、もう存在しない、合理的に見て現在の評価に影響を与えることができない過去の利害関係には適用されない。また、将来生じる可能性がある利害関係にも、かかる利害関係は本質的に推測上の不確かなものであるため、適用されない。例えば、特定の雇用への応募は現在の利害関係と見なされるが、将来この仕事に応募するかもしれないという単なる可能性は、利害の衝突には当たらない。

手順

14. このガイドラインに基づいて利害の衝突に関する助言を行い、判断を下すすべての機関は、利害の衝突の可能性に対する懸念がある場合、又は委員の開示から生じる問題をはっきりさせる必要がある場合、関係する委員と話し合いを行う。かかる機関は、関係する個人及び必要な場合には推薦した締約国が、利害の衝突の可能性に関する懸念について協議する機会を与えられるよう保証する。
15. 潜在的な利益の衝突に関する問題が発生した場合、関係する委員及び共同議長は、諮問機関との協議を含め、協議を通じて問題解決を図る努力をする。協議が行き

詰まった場合、TEAPは事務局長に対し、問題の解決を支援するため外部の調停者を選出するよう要請することができる。調停者は委員であってはならず、対象となる個人、機関又は問題と現在関係がある人物であってもならない。

16. いかなる時点においても、衝突解決諮問機関は下記の問題に関して委員又は委員候補者から相談を受けることができる。
    (a) 委員の開示
    (b) 利害の衝突の可能性又はその他の倫理上の問題、又は 、
    (c) 委員の忌避の可能性
17. 衝突解決諮問機関は、委員に関する問題についての助言を求められた場合、直ちに当該委員に通知しなければならない。衝突解決諮問機関に提供された情報及び同機関による助言はすべて機密と見なされ、情報を提供する個人又は助言を求める個人いずれか適切な方の明確な同意なしに、このガイドラインに基づいて利害の衝突を審議する以外の目的で使用されることはない。
18. このガイドラインに基づき、第14項から第17項の手順に従って問題が解決されない場合、
    (a) TEAP及びTOCの共同議長を含むTEAPの委員を、TEAPの4分の3（自身の忌避が問題とされている個人を除く）の賛成で定義された作業範囲から忌避させることができる。
    (b) TEAP及びTOCの共同議長を除くTOC又はTSBの委員を、当該TOCの共同議長によって、又はこれに対する控訴があった場合TEAPの4分の3の賛成で定義された作業範囲から忌避させることができる。
19. 前項の手順が適用される場合、自身の忌避が問題となっている委員はこの手順に参加できない。当該問題が第18項に従ってTEAPに持ち込まれる場合、自身の忌避が協議されている委員は、この協議から排除される。

忌避

20. 特定の委員について利害の衝突が存在すると判断された場合、当該委員はその状況において何が適切かに応じて、下記の対応を受ける。
    (a) 定められた作業範囲に関する意思決定及び協議から排除される。
    (b) 定められた作業範囲に関する意思決定から排除されるが、協議には参加できる、又は、
    (c) 適切と判断されるその他の方法で当該問題への参加を排除される。
21. ある作業範囲から完全に又は一部忌避される委員は、それにもかかわらず、TEAP、TOC又はTSBの要請に応じて当該作業に関する質問に回答することができる。

衝突解決諮問機関

22. 衝突解決諮問機関は、定期的に会合を持つ機関としては想定されておらず、必要に応じて委員又は委員候補者に助言を提供し、問題の解決を支援するため、対面

で又はバーチャル手段によって会合を持つ。同機関は公開作業部会の共同議長及び締約国会合の局長で構成され、オゾン事務局が実施上の、技術的、法的及び管理上の支援と助言を行う。同機関で作業を行う委員に対する追加の旅費又はその他の財政援助はなされない。

付託事項の附属書

下記は、開示すべき利害関係の種類を例示したリストである。

(a) 委員、その配偶者又は扶養家族が、物質、技術又はプロセスに対して現在持つ所有権（特許の所有権など）で、技術経済評価パネル又はその技術的オプション委員会又は暫定補助機関による審議の対象になっているもの。

(b) 委員、その配偶者又は扶養家族が、会合又は作業のテーマに関心を持つ組織に対して現在持つ株式や債券などの財務上の利害関係（当該専門家が株式の選定に一切の権限を持たない一般的なミューチュアルファンドや同様の協定による株式保有を除く）。

(c) 有給又は無給を問わず、委員、その配偶者又は扶養家族が、技術経済評価パネルのテーマに関心を持つ組織で就任している現在の雇用、コンサルタント業務、管理職の地位。この開示要素には、発展途上国に代替物質の採用を支援する実施機関のために有償で行うコンサルタント業務も含まれる。

(d) モントリオール議定書の実施に関する重要な問題についての政府への助言の提供、又はモントリオール議定書の会合に備え政府が取る重要な政策方針の策定への参加。

(e) オゾン層破壊物質の使用の提案又はオゾン層破壊物質の使用の提案に対する代替手段に関連する作業に関わる有給の研究活動又はフェローシップあるいは助成金の受理。

決定XXV/6　技術経済評価パネルの運営及び組織

XXIV/8により、技術経済評価パネルの付託事項が更新されたことに留意し、

また、技術経済評価パネルの2013年の進捗報告書第3巻の情報に留意し、

技術経済評価パネルが決定XXIV/8で締約国が承認した改定付託事項の実施を開始したことを認識し、

また、変化する作業負荷を反映して技術的オプション委員会の調整を検討する必要性、関連する専門知識の必要性、及び締約国の要件を認識し、

1. 技術経済評価パネルに対し、決定XXIV/8で締約国が承認した改定付託事項の実施を継続することを奨励する。
2. 技術経済評価パネルに対し、2014年の進捗報告書で下記の情報を提供することを要請する。

(a) 付託事項の第2.2.2項を考慮に入れた、技術的オプション委員会の委員の任命プロセス

に関する最新情報

(b) 2015年1月1日以降の技術的オプション委員会の構成案（既存の技術的オプション委員会の合併又は分割、あるいは現状維持など）

(c) 適切であると判断される場合、技術的オプション委員会による締約国に対する毎年の技術最新情報を合理化するための選択肢

決定XXⅦ/6　科学評価パネル、環境影響評価パネル及び技術経済評価パネルによる4年ごとの報告書の2018年版で考慮されうる重点分野

1. 2015年の統合報告書を含む4年ごとの評価報告書の2014年版の作成における科学評価パネル、環境影響評価パネル及び技術経済評価パネルの素晴らしい非常に有意義な作業を評価する。
2. 3つの評価パネルに対し、2018年に4年ごとの評価報告書を作成し、2019年の公開作業部会及びモントリオール議定書第31回締約国で審議するため、2018年12月31日までに事務局に提出し、2019年4月30日までに統合報告書を提出することを要請する。各評価パネルはそれぞれの報告書の作成期間中も、モントリオール議定書の締約国に総合的な情報を提供するため、全部門、代替物質、高温地域の問題に関する情報を含む情報の交換を継続することを指摘する。
3. 各評価パネルに対し、報告書の作成作業において性別及び地域のバランスを図り、最善の能力を発揮するため、第五条の1の適用を受ける締約国出身で関係のある科学者をもっと密接に関与させることを奨励する。
4. 各評価パネルに対し、より優れた比較検証を通じて、確立された一貫性のある単位及び一貫性のある用語を使用することを奨励する。
5. 各評価パネルに対し、決定IV/13に従い、締約国への通知に値すると各評価パネルが判断する重要な展開について締約国に通知することを要請する。
6. 環境影響評価パネルに対し、2018年の報告書の作成において、オゾン層の保護のためのウィーン条約の第3条に規定された要因を考慮した上で、オゾン層及び紫外線照射の変化が人の健康及び環境に与える影響に関する最新の科学情報、並びにかかる変化の今後の予想とシナリオを検討することを要請する。
7. 科学評価パネルに対し、2018年の報告書において、ウィーン条約の第3条に規定された要因を考慮に入れた上で、各評価パネルの付託事項 で求められるとおり、モントリオール議定書の締約国のニーズに従って科学的知識の審査を行うことを要請する。これには、残されている可能性があるオゾン層破壊物質によるオゾン層破壊のレベルの見積もりや、全世界のオゾンの自然変動などの要因よりも小さい規模のオゾン層の破壊につながるオゾン層破壊物質の全世界における排出量のレベル、10年スケールでのその長期的な傾向、1980年の基準レベルの評価を含める。
8. 技術経済評価パネルに対し、2018年の報告書において、中でも下記の点を検討すること

を要請する。

(a) 持続可能な開発に対するオゾン層破壊物質の段階的削減の影響 。

(b) 製造部門及び消費部門における代替物質への移行及びオゾン層破壊物質の大気への排出を撤廃する又は最小に抑えるプラクティスへの移行における技術の進歩。ウィーン条約第3条に規定された要因を考慮に入れる。

(c) すべての関連部門におけるオゾン層破壊物質の削減及び撤廃に向けた技術的及び経済的に実行可能な選択肢。これには、そのパフォーマンスを考慮した上での代替物質の使用、その全体的なパフォーマンスを考慮した上での消費部門におけるオゾン層破壊物質の技術的及び経済的に実行可能な代替物質を含める。

(d) エッセンシャルユース及びクリティカルユースのために維持されているものを含めた、オゾン層破壊物質を含むバンクの現状、及びその取り扱いを行う上で利用可能な選択肢。

(e) 様々な用途での生産量及び消費量の計算、及びオゾン層破壊物質とその代替物質の関連発生源。

決定XXVII/17　技術経済評価パネルとその技術的オプション委員会、科学評価パネル及び環境影響評価パネルの作業の継続性の保証

各評価パネルが締約国の要請に応じて素晴らしい作業を行っていることを評価し、

第五条の1の適用を受けない締約国出身の一部の専門家の資金の問題に関する2015年6月の進捗報告書の2015年9月の補遺 において技術経済評価パネルが示した懸念に留意し、

各評価パネル及びその補助機関の委員は自発的にその専門知識と作業を提供していることを喚起し、

また、決定XVIII/5により、締約国会合が締約国、非締約国及びその他の関係者に対し、3つの評価パネル及びその補助機関の委員が引き続きモントリオール議定書に基づく評価活動に参加できるよう支援するため、財政面及びその他の手段による貢献を行うよう締約国に奨励したことを喚起し、

さらに、技術経済評価パネル及びその技術的オプション委員会の専門家の推薦は技術経済評価パネルの付託事項に従って行われることを喚起し、

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の信託基金で賄われる活動に追加される活動に対する財政支援を行うため、モントリオール議定書及びウィーン条約の信託基金とは別にオゾン事務局が管理する自発的拠出金を受け取る手段が存在することに留意し、

1. 第五条の1の適用を受ける締約国出身の各評価パネル及びその補助機関の委員が利用できる現在の財政支援を維持する。
2. 第五条の1の適用を受けない締約国で、各評価パネルに専門家を推薦する締約国に対し、国内窓口機関を通じて、推薦した専門家が関連会合への出席を含めその責務を果たせる

ことの保証を得る又はこれを確信できるようにすることを要請する。

3. 締約国に対し、第五条の1の適用を受けない締約国出身の評価パネル及びその補助機関の委員が関連会合に出席できるようにするため、必要に応じて、自発的拠出金を提供することを奨励する。
4. 前項に示す支援の提供は、第五条の1の適用を受けない締約国で、委員の推薦を行う締約国が、推薦した専門家が関連会合への出席を含めその責務を果たせることの保証を得る又はこれを確信できるようにするという責任を軽減するものではない。
5. オゾン事務局に対し、可能な場合、技術経済評価パネルの委員が抱える事務負担を軽減するため、同パネルの作業に対する事務及び組織面の支援を再制度化することを要請する。

（２）評価パネル共同議長の指名に係る決議

決定 XVII/45　　TOC の共同議長

ハロン及び臭化メチル共同議長の指名

決定 XVIII/4　　化学 TOC 共同議長

中国から選ばれる。

決定 XIX/29　　科学評価パネル共同議長

３名の共同議長が選任された。

決定 XX/24　　ハロン TOC 共同議長

ロシアから選ばれた。

決定XXI/13　冷凍・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会および経済評価パネルの

新しい共同議長の承認

Roberto Peixoto 氏（ブラジル）を冷凍・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会(RTOC)の新しい共同議長に選任することを承認する。

決定XXII/22　　評価パネルのメンバー変更

1. To thank Mr. Jan C. van der Leun, who has served as Co-Chair of the Environmental Effects Assessment Panel since its inception, for his long and outstanding service on behalf of the Montreal Protocol;
2. To endorse Mr. Nigel D. Paul as Co-Chair of the Environmental Effects Assessment Panel;
3. To thank Mr. José Pons Pons for his long and outstanding service as Co-Chair of the Technology and Economic Assessment Panel;
4. To endorse the selection of Ms. Marta Pizano as Co-Chair of the Technology and Economic Assessment Panel for a term of four years, subject to re-endorsement by the parties in accordance with section 2.3 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel;
5. To thank Mr. Thomas Morehouse for his long and outstanding service as a Senior Expert of the Technology and Economic Assessment Panel and as a member and Co-Chair of the Halons Technical Options Committee;
6. To endorse the selection of Ms. Bella Maranion as a Senior Expert of the Technology and Economic Assessment Panel for a term of four years, subject to re-endorsement by the parties in accordance with section 2.3 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel;
7. To request the Technology and Economic Assessment Panel and its technical options committees to draw up guidelines for the nomination of experts by the parties, in accordance with section 2.9 of the terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel, for presentation to the parties prior to the thirty-first meeting of the Open-ended Working Group;
8. To request that the Technology and Economic Assessment Panel consider the need for balance and appropriate expertise when appointing members of the technical options committees, task forces and other subsidiary groups in accordance with sections 2.1, 2.5 and 2.8 of the terms of reference of the Panel;

決定XXIII/21　技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の新共同議長及び技術経済評価パネルの上級専門家の承認

1. オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を代表して、技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会共同議長としてのMr. Masaaki Yamabe（日本）の長年にわたる傑出した努力に感謝する。
2. 技術経済評価パネルの付託事項第2.3節に従い、締約国による再承認が行われることを条件として、Mr. Yamabe（日本）を4年間の任期で技術経済評価パネルの上級専門家とすることを承認する。

3. 技術経済評価パネルの付託事項第2.3節に従い、締約国による再承認が行われることを条件として、技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会委員であるMr. Keiichi Ohnishi（日本）を4年間の任期で技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の新共同議長 とすることを承認する。

決定XXIV/19　技術経済評価パネルの委員の交替

1. 技術経済評価パネルが傑出した報告書を作成していること、及び同パネルの個々の委員が傑出した献身的な役務を行っていることに感謝する。
2. 技術経済評価パネルの上級専門家に就任する Mr. Stephen O. Andersen に対し、同パネルの共同議長としての長年の傑出した役務を感謝する。
3. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Andersen を 1 年間の任期で技術経済評価パネルの上級専門家に選出することを承認する。
4. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Ms. Bella Maranion を 4 年間の任期で技術経済評価パネルの共同議長に選出することを承認する。
5. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Lambert J. M. Kuijpers を 2 年間の任期で技術経済評価パネルの共同議長及び冷却・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会の共同議長に再任命することを承認する。
6. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Daniel P. Verdonik を 4 年間の任期でハロン技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命することを承認する。
7. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Ashley Woodcock を 4 年間の任期で技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命することを承認する。
8. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. David Catchpole を 4 年間の任期でハロン技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命することを承認する。
9. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Paul Ashford を 4 年間の任期で軟質・硬質フォーム技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命することを承認する。

決定XXIV/20　環境影響評価パネルの新共同議長の承認

1. モントリオール議定書を代表して、環境影響評価パネル共同議長としての Ms. Tang Xiaoyan （中国）の長年に渡る傑出した役務に感謝する。
2. 環境影響評価パネルの新共同議長として Mr. Shao Min （中国）を選出することを承認する。

決定XXV/7　技術経済評価パネルの委員の交替

1. 下記の再任命を承認する。
   (a) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Ms. Helen Tope（オーストラリア）を 4 年間の任期で技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (b) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Ian Porter（オーストラリア）を 4 年間の任期で臭化メチル技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (c) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Roberto Peixot（ブラジル）を 4 年間の任期で冷却・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (d) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Ms. Marta Pizano（コロンビア）を 4 年間の任期で臭化メチル技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (e) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Miguel Wenceslao Quintero（コロンビア）を 4 年間の任期で軟質・硬質フォーム技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (f) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Mohamed Besri（モロッコ）を 4 年間の任期で臭化メチル技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (g) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Sergey Kopylov（ロシア連邦）を 4 年間の任期でハロン技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (h) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. José Pons Pons（ベネズエラ・ボリバル共和国）を 4 年間の任期で技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに再任命する。
   (i) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Ms. Shiqiu Zhang（中国）を 4 年間の任期で上級専門家として技術経済評価パネルに再任命する。
2. 下記の委員を任命する。
   (a) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Jianjun Zhang（中国）を 4 年間の任期で技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の共同議長として技術経済評価パネルに任命する。
   (b) 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Marco González（コスタリカ）を 2 年間の任期で上級専門家として技術経済評価パネルに任命する。

決定XXVI/17　技術経済評価パネルの委員の交替

1. Mr. Lambert J. M. Kuijpers （オランダ）に対し、技術経済評価パネルの共同議長としての長年の傑出した役務を感謝する。
2. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Kuijpers を冷却・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会の共同議長として 1 年間の移行期間の任期で再任命し、その後 1 年間の任期で Mr. Kuijpers を技術経済評価パネルの上級専門家として任命することを承認する。
3. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Ashley Woodcock（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）を 4 年間の任期で技術経済評価パネルの共同議長として任命することを承認する。
4. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Ms. Marta Pizano（コロンビア）を 4 年間の任期で技術経済評価パネルの共同議長として再任命することを承認する。
5. 技術経済評価パネルの付託事項第 2.3 節に従い、Mr. Fabio Polonara（イタリア）を 4 年間の任期で技術経済評価パネルに任命し、冷却・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会の共同議長として任命することを承認する。

決定XXVII/15　科学評価パネルの委員の交替

1. モントリオール議定書を代表し、下記の科学専門家に対し、科学評価パネルの共同議長としての長年の傑出した役務を感謝する。
   (a) Mr. Ayite-Lo Ajavon（トーゴ）
   (b) Mr. A.R. Ravishankara （アメリカ合衆国）
2. 科学評価パネルの新しい共同議長として下記の人物を任命することを承認する。
   (a) Mr. Bonfils Safari（ルワンダ）
   (b) Mr. David Fahey（アメリカ合衆国）

決定XXVII/16　技術経済評価パネルの組織の変更及び委員の交替

1. 技術経済評価パネルが傑出した報告書を作成していること、及び同パネルの個々の委員が傑出した献身的な役務を行っていることに感謝する。
2. Mr. Masaaki Yamabe（日本）に対し、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を代表して、技術経済評価パネルの上級専門家としての長年の傑出した取り組みを感謝する。
3. 上級専門家として、2 年間の任期で Mr. Marco Gonzalez （コスタリカ）を、4 年間の任期で Ms. Suely Carvalho（ブラジル）を任命することを承認する。
4. Mr. Lambert Kuijpers（オランダ）に対し、モントリオール議定書を代表して、冷却・空調・ヒートポンプ技術的オプション委員会の共同議長としての長年の傑出した取り組みを感謝する。
5. Mr. Paul Ashford（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）及び Mr. Miguel

Quintero（コロンビア）に対し、モントリオール議定書を代表して、軟質・硬質フォーム技術的オプション委員会の共同議長としての長年の傑出した取り組みを感謝する。

6. Mr. Ashley Woodcock（連合王国）及び Mr. Jose Pons Pons（ベネズエラ・ボリバル共和国）に対し、モントリオール議定書を代表して、技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会の共同議長としての長年の傑出した取り組みを感謝する。
7. 退任する当該技術的オプション委員会の共同議長に対し、スムーズな移行を保証するため、新任の共同議長を支援することを奨励する。
8. 技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会及び技術的オプション委員会医療技術的オプション委員会を解散し、新たな技術的オプション委員会として医療・技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会を設立する。
9. Ms. Helen Tope（オーストラリア）を、2 年間の任期で医療・技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の共同議長として任命することを承認する。
10. Mr. Keiichi Ohnishi （日本）及び Mr. Jianjun Zhang （中国）を、4 年間の任期で医療・技術的オプション委員会化学物質技術的オプション委員会の共同議長として任命することを承認する。

決定 XXVIII/12: 技術経済評価パネルの委員

1. 技術経済評価パネルが傑出した報告書を作成していること、及び同パネルの個々の委員が傑出した献身的な役務を行っていることに感謝する。
2. 技術経済評価パネルの上級専門家として Mr. Rajendra Shende （インド）を 4 年間の任期で任命することを承認する。
3. 技術経済評価パネルの共同議長として Ms. Bella Maranion（アメリカ合衆国）をさらに 4 年間の任期で任命することを承認する。
4. 軟質・硬質フォーム技術的オプション委員会の共同議長として Mr. Paulo Altoé（ブラジル）を 4 年間の任期で任命することを承認する。
5. ハロン技術的オプション委員会の共同議長として Mr. Daniel P. Verdonik（アメリカ合衆国）を 4 年間の任期で任命することを承認する。
6. ハロン技術的オプション委員会の共同議長として Mr. Adam Chattaway（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）を 4 年間の任期で任命することを承認する。

◇第７条　データの報告

（1）データ報告様式と方法論に関する決議

決定Ⅰ/11　　データ報告と機密

（ａ）各当事国は、それぞれの個々の規制物質の年間生産量、輸出入の量を報告しなけれ

ばならない。

（b）機密であるとみなしている規制物質のデータを提出する当事国は、事務局にデータを提出する際、そのデータが専門的な注意をもって機密として扱われ、以後機密が保持されるという保証を要求することができるものとする。

（c）規制物質のデータに関する報告書を作成する際、機密とみなされている当事国のデータが開示されないような方法で、事務局は数ヵ国のデータを集計するものとする。また、事務局は個々の規制物質に対して全当事国のデータを集計し、公表するものとする。

（d）議定書の第 12 条第 b 項に基づく権利を行使したいと考える当事国は、事務局を通して他の国の当事国の機密のデータを入手できるものとする。但し、そのようなデータは専門的な注意をもって機密として扱われ、いかなる場合も開示または公表しないことを書面で保証した申請書を提出するものとする。

決定Ⅱ/9　　資料の提出

専門家による特別部会を設置し、議定書第 7 条により要求されている資料の提出について、いくつかの国が直面している困難に至る理由を考慮し、関係のある締約国に対し、可能な解決策を勧告し、その経過を締約国の第 3 回締約国会合に報告する。

議定書第 7 条により要求されているように、事務局に提出される規制物質の消費量に関する資料は全て公表することとする。

決定Ⅲ/3　　履行委員会

（a）履行委員会によってもたらされた進展を銘記し、モントリオール議定書により要求された資料を未だに提出していない締約国は、それを遅滞なく提出すべきであることを強く要請する。

（b）過去に共同で資料を提出し、現在は地域の経済的な統合組織に属していない国々は、将来個別に資料を提出しなければならない。そして、これについては、適切であれば決定Ⅲ/7(a)の内容により対応する。

（c）資料の提出のための期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日(第 7 条 2)、規制期間は 7 月 1 日から 6 月 30 日であり(第 2 条 1)、締約国はその両方の期間の資料の提出を要請されることに留意する。

（d）第 5 条 1 の適用を受ける開発途上国の分類に関する以下の勧告を承認する。

資料の提出(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/3 and Add.1)中の図及び資料の提出に関する専門家の特別部会の報告書(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/4)の 14 項の(e)に含まれる勧告に照らして、委員会は、次の発展途上国は、暫定的に、議定書第 5 条 1 の適用国に該当しないと分類されるべきであると決議した。

バーレーン、マルタ、シンガポール、アラブ首長国連邦

また、その他の全ての開発途上国は、第5条1の適用を受ける国に該当すると判断した。

（e）履行委員会のメンバーとして、更に一年間の任期でハンガリー、日本、ノルウェー、トリニダートトバコ及びウガンダの地位を確認し、今年一年間の任期でカメルーン、チリ、タイ、米及びソ連を選出する。

決定Ⅲ/7　　データの報告

（a）特に、開発途上国がその資料の提出に関し直面している全ての困難性を事務局に報告すべきこと、そのような状況を変えるための適切な対策を取ることができるように事務局へのデータ報告の困難性を経験した締約国を招くこと等の勧告を含む、専門家による特別グループの資料の提出に関する報告書の指示に留意すること。

（b）事務局が、人口1人当たりの消費量を 0.3kg 以下と見積もっている開発途上国は、事務局の推定値(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/4,para14(e))を受け入れることを事務局に知らせることで、1996年のデータ報告の義務を果たしたとみなされる。

決定Ⅲ/9　　改正議定書に基づくデータ報告のための様式

第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅴに含まれるように、改正モントリオール議定書に基づくデータの報告のための変更された様式を採択する。

決定Ⅳ/9　　資料及び情報の提出

1．資料を提出した全ての締約国が、議定書第 2 条による規制措置の義務を果たしたか、それを越えたことを満足をもって留意する。

2．資料を事務局に提出していない全ての締約国に対し、出来るだけ早く報告するように促す。

3．全ての締約国に対し、その資料を特に資料に係る年の末から遅くとも 9 ヶ月以内に提出することを、特に規定している改正議定書の第 7 条 3 による提出の要件を厳密に守ることを奨励する。

4．全ての締約国に対し、議定書第 7 条による資料の提出を促進するために、議定書の附属書に記載されている物質を含む各混合物と共に、各物質の輸入量及び輸出量が正確にモニターされ得る様、勧告された Harmonized System の小見出しを更に細分化することを促す。

決定Ⅴ/5　　第7条に基づくデータ報告のための改正された書式

第 5 回モントリオール議定書締約国会合の報告書附属書Ⅰに提示されるように、議定書第7条に基づくデータの報告のための改正された書式を承認する。

決定Ⅷ/20　オゾン事務局に締約国より報告されたデータおよび多数国間基金執行委員会に締約国より提出されたデータ間の不一致

履行委員会の以下の勧告を受理する。

（a）事務局は、もし関係する国の国家計画のデータに矛盾があるならば、第 7 条に基づくデータの説明を求める権利を与えられるべきである。

（b）これらの説明を通じて、どれが最善の入手可能な、かつ最も正確なデータであるかを確定させるべきである。本説明が一致しない場合は、締約国から事務局に提出されたデータを使用すべきである。

決定Ⅷ/21　議定書第 7 条に基づくデータの報告のための書式の改訂

1．事務局に対して、議定書により求められる報告と締約国の決定で定められた報告を説明する報告書の提出を要請する。本報告書の準備にあたって、事務局はどの報告の条項が遵守を評価するために必須であり、どの条項がもはや不必要であるかについての締約国の見解を調査すべきである。

2．履行委員会に対して、上記に言及した報告書をレビューし、どの報告の条項が遵守を評価するために必須であるか、どの条項がもはや不必要であるかを検討し、モントリオール議定書の報告を合理化するための方法を第 9 回締約国会合に勧告するよう要請する。

決定Ⅸ/28　モントリオール議定書第 7 条に基づくデータ報告用紙の改訂

1．モントリオール議定書第 7 条に基づくデータ報告用紙の再検討および改訂に関する履行委員会および事務局の作業に対して感謝の意を表明する。

2．データ報告は重要な問題であり、締約国が更に配慮することを検討しうる分野であることに留意する。

3．モントリオール議定書の報告指令に従って作成したデータの報告様式の改訂を承認する。データ用紙は、第 9 回締約国会合の報告の附属書Ⅶで定める。

4．決定Ⅳ/10 および決定Ⅸ/17 第 3 項を再確認し、UNEP 産業・環境センターの協力を得て、規制物質を含むことが知られている混合物と規制物質の含有量のリストを作成するよう技術経済評価パネルに求める。特に、リストには混合冷媒および溶剤に関する情報を加えなければならない。公開作業部会の第 17 回会合、それ以降は年 1 回、リストを通じてこの情報を締約国会合に報告せねばならない。

5．既存の報告および Ozone Information Clearing-house(OAIC)(オゾン対策情報センター)のディスクによるデータベースを利用し、他の履行委員会および多数国間基金事務局の協力を得て、あらゆる締約国のデータ報告をサポートするために、締約国に情報を提供するデータ報告のハンドブックを作成するよう、INEP 産業・環境センターに求める。この情報には、データ収集の技術、商号(技術経済評価パネルが確認したもの)、税関コード(存在する場合)、どの業種がこれらの製品を使用できるかについての助言を含めねばな

らない。

6．検疫処理および出荷前処理のための臭化メチルの消費に関するデータを報告するにあたって、データ収集目的に限り、締約国が実際の「使用量」ではなく、消費量(輸入量＋生産量－輸出量)を報告する旨定める。

7．第 9 回締約国会合の報告の附属書Ⅶの改訂データ用紙に記入すれば、エッセンシャルユースの規制免除の基準を除き、モントリオール議定書に基づく報告基準を大部分満たすことができることに留意する。

決定 X/29　　第 7 条に基づくデータ報告の時期と、第 5 条第 8 項 bis に基づく廃止スケジュールに従った監視の時期の不一致

議定書の第 5 条第 1 項に基づき生産と消費の凍結を実行している締約国の遵守期間が、1999 年 7 月 1 日から 2000 年 6 月 30 日まで、2000 年月 1 日から 2001 年 6 月 30 日まで、そして 2001 年 7 月 1 日から 2002 年 12 月 31 日までへと、第 5 条第 8 項 bis に基づいて延長されることに特に言及すること。

同じく、暦年ベース以外の正確なデータを収集するプロセスが、非常に困難であることに特に言及すること。

更に、第 5 条第 1 項非適用締約国が、彼らの生産と消費の削減が第 2A 条の凍結義務に基づいて要求されているそれを遥かに下回っていることが明らかになったときに晒されたのと同じ困難に直面していることに言及すること。

1．履行委員会に対し、提出された最も有効なデータを使った生産と消費の凍結を、第 5 条第 1 項適用締約国によって報告されたデータの状況について精査し、報告するよう促すこと。

2．履行委員会に対し、とりわけ、第 5 条第 1 項適用締約国によって提出されたアニュアル・データが、その国が基準凍結レベルに非常に近いことを証明する場合に重要となるため、6 月から 7 月までの時期あるいは第 5 条第 8 項 bis に関連したその他の時期のデータを精査するよう促すこと。

決定 XV/15　　消費量と生産量データの早期の報告

第 14 回締約国会合の決定 XV/13 では、可能な限り早期に消費量と生産量のデータを報告するよう、締約国に強く促したことをあらためて確認し、

締約国によるモントリオール議定書の遵守状況を検討し、締約国会合に対して有益かつ適時の勧告を行うために、履行委員会は正確かつ最新の情報を入手せねばならないことに留意し、

第 7 条に基づく適時のデータ報告の重要性に留意し、

締約国会合に先立つ適時に履行委員会が勧告を行うことができるようにするためには、現在同議定書の第 7 条第 3 項で義務付けられている毎年 9 月 30 日までではなく、毎年 6 月

30 日までに事務局にデータが届くようにすることが望ましいことを認識し、

１．数字が入手でき次第、現在同議定書の第 7 条第 3 項で義務付けられている毎年 9 月 30 日まででではなく、できれば毎年 6 月 30 日までに、消費量と生産量のデータを事務局に提出することを締約国に奨励する。

２．可能な限り早期に本決議の第 1 項を法的に発効させるために同議定書の修正が有益であるか否かについて締約国が判断を下しやすくするために、前記の奨励に対する対応および履行委員会の作業に対する好影響に関して締約国に報告するよう事務局に求める。

決定XXI/15　　臭化メチルの検疫・出荷前処理用途の報告

モントリオール議定書の下では、現在、臭化メチルの検疫・出荷前処理用途は規制されていないことに留意し、

また、一部の締約国は、これらの用途に関するデータを全面的には報告していないことに留意し、

更に、モントリオール議定書の第7条に基づき報告されたデータに関する現在の処理手続きでは、臭化メチルの検疫・出荷前処理用途に関する報告義務の不履行情況を評価するのが難しいことに留意し、

これまでの年度の検疫・出荷前処理用途に関するデータを報告していない締約国に対して、すみやかに報告するよう強く求め、モントリオール議定書の第7条第3項により義務付けられている通り当該データを毎年報告するよう強く求める。

決定XXIII/30　2011年及びそれ以降のハイドロクロロフルオロカーボンのデータの分析及び発表において事務局が使用すべき小数位

過去数年間、事務局が第18回締約国会合の報告書 に記された非公式ガイダンスに従い、締約国に報告するデータについて小数点第2位で四捨五入してきたことを認識し、

附属書CのグループIに属する規制物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）の多くはオゾン層破壊係数が小さいことを承知し、

第五条1の適用を受ける締約国のうち相当数の国で少量のハイドロクロロフルオロカーボンが使用されていることを考慮し、

ハイドロクロロフルオロカーボンのオゾン層破壊係数が小さいため、小数点第2位で四捨五入することによって当該物質の相当量が引き続き使用されることを理解し、

基準値、消費量及び生産量の計算における小数点以下の位の変更が前向きなものとなり、過去に提出されたデータの変更につながらないよう保証することを希望し、

事務局に対し、第23回締約国会合の後に確立されるハイドロクロロフルオロカーボンの基準値及び2011年及びそれ以降第七条に従って毎年報告されるハイドロクロロフルオロカーボンのデータを発表し、遵守状況を分析する際に、小数点第2位までの値を使用することを指示する。

（2）規制物質の積み替えに関する決議

決定Ⅲ/13　　モントリオール議定書の将来の調整と改正

締約国の公開作業部会に対し、議定書の改正の可能性を目的とする以下の提案を考慮し、第 4 回締約国会合にその提案に関する報告書を提出することを要請する。

（a）(改正議定書の)第 7 条 5 :「規制物質が第 3 国(輸入及びその後の再輸出する国)を通して移動－出荷される場合、その規制物質を製造した国を輸出国、最終的な行き先国を輸入国とみなされるべきである。そのような場合、資料の提出の義務は、輸出国としてその規制物質を製造した国、及び輸入国として最終的な行き先国にある。製造国が中間国への移動を報告し、引き続きその中間国が製造国からの輸入及び最終行き先国への輸出を報告し、そして最終行き先国がその輸入を報告した場合、輸入と再輸出は 2 つの別個の取引として扱わなければならない。」

（b）議定書の条項の中に記されている、人口 1 人当たり 0.3kg の消費上限を超えることによって、議定書の第 5 条 1 の適用を受ける締約国への考えられる影響を考慮するため、モントリオール議定書の全ての関連条項を再検討する。

（c）第 2 条の抑制対策に関し、そのような締約国の地位の明確化のため、特に以下の事項を明確にするため、議定書の可能な改正を含め対策を協議する。

・削減計画のために、そのような締約国に適用されるべき基準年

・従うべき削減計画の段階

・仮にあるとすれば、その規制措置の完全実施を可能にするために、締約国に許されるべき期間

（d）仮に多数国基金の執行委員会のメンバーである時に、議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける対象国の地位を失った締約国についての考えられる混乱を考慮すること。

決定Ⅳ/14　　規制物質の積み替え

改正議定書の第 7 条 5 について、(輸入とそれに基づく再輸出を妨げられている)第三国を通して規制物質を積み替える場合には、その規制物質の積み出しの源の国は輸出国と見なされ、最終目的地の国は輸入国として見なされる、という意味に理解されるように、その条項を明確にする。このような場合、資料の提出については、積み出しの源の国には輸出国として、最終目的地の国は輸入国としての義務がある。輸入と再輸出の事例は、2 つの個別の取引として処理されるべきである；

積み出しの源の国は、中間目的の国への輸送を報告し、中間目的地の国は引き続いて積み出しの源の国からの輸入及び最終目的地の国への輸出を報告し、最終目的地の国は輸入を報告する。

決定Ⅸ/34　　モントリオール議定書の遵守

第 4 回締約国会合において採択された決定Ⅳ/14 により、第 7 条の目的のために、第三国を通じての規制物質の積み替えの場合と、輸入後の再輸出の場合の区別を、以下の通り明確にすることを締約国が決定したことについて、全締約国に再確認する。

（a）第三国を通じての規制物質の積み替えの場合については、規制物質の原産国を輸出国とみなし、最終仕向け国を輸入国とみなすことが明確にされた。その場合、データ報告責任は、輸出国としての原産国および輸入国としての原産国および輸入国としての最終仕向け国が負うものとする。

（b）輸入後の再輸出の場合については、輸入と再輸出を 2 つの別個の取引と扱うことが明確にされた。原産国は、中間仕向け国向けの船積みを報告し、その後、中間仕向け国が、原産国からの輸入と最終仕向国への輸出を報告し、最終仕向国が輸入を報告することになる。

（3）税関コードに関する決議

決定Ⅱ/12　　関税協力理事会

全ての構成国の行政部門が、各国の国別統計一覧表において採択された項目を反映するように、可能な限り速やかに行動するという関税理事会により採択された勧告に合意し、モントリオール議定書により規制される個々の化学物質についての追加的な項目が、オゾン層保護のための努力において有用である旨を決定し、締約国がこの点に関し理事会の援助を必要としていることを理事会に通知するよう事務局に要請する。

決定Ⅸ/22　　関税コード

1．「オゾン層破壊物質の輸入の監視：ガイドブック」に記されたオゾン層破壊物質の輸入を追跡するための税関コードの使用に関する問題点と可能性に関して有益な情報を提供した多数国間基金、UNEP およびストックホルム環境協会に感謝の意を表明する。

2．この問題に関する詳細な情報を求めている締約国のためのガイドとしてこの本を推薦する。

3．オゾン層破壊物質の規制の管理機関と税関当局との協力を促進し、認可基準を遵守させるために、UNEP の専務理事に対して以下の通り求める：

（a）2903.49 に基づき全ての HCFC に共通の国内コードをつけることを勧告した 1995 年 1 月 20 日の決議を修正し、もっとも一般に使用されている HCFC （HCFC-21, HCFC-22, HCFC-31,HCFC-123,HCFC-124,HCFC-133,HCFC-141b, HCFC-142b, HCFC-225, HCFC-225ca, HCFC-225cb)に対して、2903.48 に基づき別個の国内コー

ドをつけることを勧告するよう、世界税関機構(WCO)に求める。

（b） 輸入許可基準を遵守させるために各国のオゾン層破壊物質の規制の管轄機関と税関当局が使用するオゾン層破壊物質(一般に混合物として市販されている)の税関チェックリストを作成し、UNEP を通じてモントリオール議定書締約国に提供するために、オゾン層破壊物質の主要供給業者と協力して作業を行うよう、世界税関機構に求める。

４．オゾン層破壊物質生産施設を有する全ての締約国に対して、自国のメーカーにこのチェックリストの作成にあたって世界税関機構と十分協力するよう指導することを求める。

決定 X/18　　カスタムコード（税関規準）

カスタムコードに関する決定 IX/22 とデータ報告に関する決定 IX/28 第 4 項を想起させること。

調整システムで説明された既存のカスタムコードが、締約国による混合物質の輸出入の監視を容易に許さないこと､そして､HCFC の多くはいくつかのアプリケーション用の CFC に取って代わるため流通している冷媒混合物の一部として消費されるだけであるため、これが HCFC の消費の監視に特に関わるものであることに特に言及すること。

多くの締約国が、オゾン層破壊物質の締約国での消費を、資料に照らして調査し監視するための、またモントリオール議定書に基づく義務に締約国が従うのを保証するための調整システム・コードを信頼するよう、特に言及すること。

１．オゾン事務局に対し、以下の問題について世界税関機構との論議を継続するよう要求すること：

（a）特に冷媒として使用される HCFC を含む混合物に対する適切な規準を含めることができるよう、調整システムを変更する可能性について。

（b）オゾン事務局から締約国に比較的早期に提出された臭化メチル混合物の実例リスト中で示唆されたような混合物としてではなく、純粋物として 2 パーセントのクロロピクリンを含む、臭化メチルの適正区分の確認について。

２．考え得る調整システムの修正について、会合の会期外にオゾン事務局に助言を与えるため、5 人の関係する専門家からなるグループを召集すること。

３．オゾン事務局に対し、この目的に向けた前進について、第 19 回公開作業部会に報告するよう要求すること。

決定 XI/26　　オゾン層破壊物質およびオゾン層破壊物質を含む製品の関税コードに関する世界関税機構の勧告と説明

オゾン層破壊物質およびオゾン層破壊物質を含む製品の関税コードに関するモントリオール議定書締約国の決定 IX/22 および決定 X/18 をあらためて確認し、

オゾン層破壊物質の密売の防止およびモントリオール議定書第 7 条に基づくデータ報告にとって関税コードが極めて重要であることに留意し、

１．調整制度に基づくオゾン層破壊物質およびオゾン層破壊物質を含む製品の関税品目表の更なる拡大に関して世界関税機構がこれまでにとった措置に感謝の意を表明する。

２．調整制度に基づくオゾン層破壊物質およびオゾン層破壊物質を含む製品に関する小見出しを各国の統計関税品目表に挿入することおよび公開作業部会の第 19 回会議の報告（UNEP/OzL.Pro/WG.1/19/7)の補遺 II に掲載するクロロピクリンを少量含む臭化メチルの調整制度条約に基づく分類の説明に関する世界関税機構の勧告案の概要に留意する。

３．決定 X/18 に基づき集合した専門家グループが、世界関税機構の協力を得て、オゾン層破壊物質を含む混合物と製品の調整制度コードに関する勧告に基づいて今後作業を行うことに留意する。

決定 XXVI/8　ハイドロクロロフルオロカーボン及び代替物質の取引の監視を推進する措置

オゾン層破壊物質の関税法に関する決定 IX/22、決定 X/18 及び決定 XI/26、及びこの点に関するオゾン事務局と世界税関機構との協力を喚起し、

また、オゾン層破壊物質の違法取引の防止を目指す締約国会合の決定、特に決定 XIV/7、決定 XVI/33、決定 XVII/16、決定 XVIII/18 及び決定 XIX/12 を喚起し、

モントリオール議定書の規定の結果生まれたハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量に対する制限にもかかわらず、100 万トン以上の HCFC が世界中で依然として取引されており、HCFC の違法取引が当該物質の段階的削減プロセスを阻害する可能性があることに留意し、

また、国際取引において、HCFC はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含む代替物質に置換されており、世界中で取引される HFC の量が増加すると見られることに留意し、

既存の商品の名称及び分類についての統一システム(HS)における HFC のコードは HFC 固有のものではなく、他の非オゾン層破壊化学物質を含んでいるため、HFC であると申告された場合、関連する HCFC の輸入又は輸出の違法な性質を税関当局が見抜くことが難しくなっていることを認識し、

違法取引を防止するために商品固有の関税分類を行うことの重要性、及びこの点において世界税関機構が承認し、2012 年 1 月に施行された HCFC の新しい HS コード、及びこれより先に施行された混合物（中でも HCFC 及び HFC 混合物又はパーフルオロカーボン）の新しい HS コードがもたらす好影響に留意し、

また、世界税関機構の規則により、HS コードの改正の申請は数年前に行わなければならないとされていることに留意し、

1. オゾン事務局に対し、世界税関機構と連携し、HCFC 及びクロロフルオロカーボン（CFC）の違法取引を防止することを唯一の目的として当該物質の固有の関税分類を行うことの重要性を説明した上で、HS コード 2903.39 に分類されている、最も一般的に取引されている HCFC 及び CFC のフッ素化代替物質に個別の HS コードを指定する可

能性を検討し、できるだけ早く、遅くとも 2015 年に開催される第 36 回公開作業部会会合までに、かかる協議の結果を締約国に報告することを要請する。

2. 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の加盟国である締約国に対し、都合がつき次第、世界税関機構の手順に従って、本決定の 1 に記す関税分類の検討を推奨するために必要な措置を取ることを奨励する。
3. その実施が可能な締約国に対し、自主的に、第 1 項に示した代替物質の国内関税コードの設定を検討することを奨励する。

（4）ベースラインデータの変更に関する決議

決定 XIV/27　　ベースラインデータ変更の要求

ブルガリア、スリランカ、ベリーズとパラグアイからのベースラインデータ変更要求があり締約国会合はこの変更要求を認めた。

決定 XV/19　　ベースラインデータの改訂要求の提出方法

１．報告済みベースラインデータに関する締約国による変更要求に関する決定 XIII/15（第 5 項）および決定 XIV/27 をあらためて確認し、

２．データの収集と検証に対しては締約国によって取り組み方が異なり、元の文書がもはや入手できないという特殊な場合もありうることを認識し、下記の方法を受諾する：

（ａ）基準データの変更要求を提出する締約国は、下記の情報を提出せねばならない：

（ｉ）データが不正確とみなされる基準年を特定し、当該年の新しい数値案を提出する。

（ⅱ）既存のベースラインデータが不正確な理由に関する説明（当該データの収集、検証に利用されている方法に関する情報を含む）。入手できれば、関係文書も提出する。

（ⅲ）要求する変更を正しいとみなすべき理由に関する説明（変更案のデータの収集、精度の検証に利用する方法に関する情報を含む）。

（ⅳ）収集と検証の手続きとその結果を実証する文書：

ｲ. 要求締約国またはその取引相手からの請求書（オゾン層破壊物質生産関係の請求書を含む）、出荷書類、通関書類の写し（または、これらの写しに、求めに応じて入手することができる写しを加えたもの）。

ﾛ. 調査書、調査報告の写し。

ﾊ. 当該国のＧＤＰ、オゾン層破壊物質の消費量、生産量の傾向、オゾン層破壊物質関係業界における事業活動に関する情報。

（ｂ）妥当であれば、履行委員会は、行われた説明に関するコメント、適当であれば説明に関する裏付けを求めるために、多数国間基金事務局ならびにオリジナル・データ収

集活動、基準改訂要求につながる活動の双方に携わる実施機関と協議するよう事務局に求めることもできる（締約国自身は、履行委員会に対する要求と共に提出できるよう、コメントを出すことを実施機関に求めることができる）。

（ｃ）提出された初回の要求を検討した後、履行委員会が締約国に詳細な情報を要求した場合には、当該締約国に対しては、遵守不履行手続きの第７条の(e)を援用し、自国の履行委員会の代表またはその他の公認代表に未提出の情報の確認および（または）検討を求めるようにとの要望が出される。

決定 XVI/31　　ベースラインデータ変更の要求

レバノン、フィリピン、タイとイエメンからのベースラインデータ変更の要求

締約国はこの要求によるベースライン変更を認めた。

決定 XVIII/29　　メキシコのベースラインデータ変更要求

The *Eighteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVIII/29:*

1. To note that the Mexico has presented sufficient information, in accordance with decision XV/19 of the Fifteenth Meeting of the Parties, to justify its request to change its baseline data for the year 1998 for the consumption of the controlled substance in Annex B, group II, (carbon tetrachloride) from zero ODPtonnes to 187.517 ODP-tonnes;
2. To therefore accept the Party's request to change its baseline data;
3. To note that the revised baseline data will be used to calculate the Party's consumption baseline for carbon tetrachloride for the year 2005 and beyond.

決定XIX/24　　トルクメニスタンのベースライン変更要求

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/24*:

Noting that Turkmenistan has submitted a request to revise its consumption data for the Annex E controlled substance (methyl bromide) for the baseline year 1998 from zero to 14.3 ODP-tonnes,

Noting also that decision XV/19 of the Fifteenth Meeting of the Parties sets out the methodology for the submission and review of requests for the revision of baseline data,

Noting with appreciation the extensive efforts undertaken by Turkmenistan to fulfil the information requirements of decision XV/19, in particular its efforts to verify the accuracy of its proposed new baseline data through the inspection of methyl

bromide use sites,

1. That Turkmenistan has presented sufficient information in accordance with decision XV/19 to justify its request to change its baseline data on the consumption of methyl bromide;
2. To change the baseline consumption data of Turkmenistan for methyl bromide for the year 1998 from zero to 14.3 ODP-tonnes.

決定XX/17　　サウジアラビアのベースライン変更要求

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/17*:

Noting that Saudi Arabia has submitted a request to revise its consumption data for the Annex E controlled substance (methyl bromide) for the baseline years 1995–1998 from 0.7 to 204.1 ODP tonnes,

Noting also that decision XV/19 of the Fifteenth Meeting of the Parties sets out the methodology for the submission and review of requests to revise baseline data,

Noting with appreciation the extensive efforts undertaken by Saudi Arabia to fulfil the information requirements of decision XV/19, in particular its efforts to verify the accuracy of its proposed new baseline data through a national survey of methyl bromide use carried out with the assistance of the United Nations Industrial Development Organization and the United Nations Environment Programme with funding from the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol,

1. That Saudi Arabia has presented sufficient information, in accordance with decision XV/19, to justify its request to change its baseline consumption data for methyl bromide;
2. To change the baseline consumption data of Saudi Arabia for methyl bromide for the years 1995–1998 from 0.7 to 204.1 ODP tonnes based on the average calculated level of consumption for the following four years: 1995 – 161.8 ODP tonnes; 1996 – 222.5 ODP tonnes; 1997 – 210.4 ODP tonnes; 1998 – 221.7 ODP tonnes.

決定XXIII/28　基準値データの修正に関するタジキスタンの要望

タジキスタンが附属書CのグループIに属する規制物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）の基準年1989年の消費量データを6.0ODPトンから18.7ODPトンに修正するよう申請していることに留意し

また、決定XV/19により、基準値データの修正申請の提出及び審査に関する方法論が定められていることに留意し、

タジキスタンによる、決定XV/19の情報要件を遵守する努力、特に国際連合開発計画の支援及び地球環境ファシリティの資金供与を受けて実施されたハイドロクロロフルオロカーボンの全国調査を通じて新しい基準値データ案の精度を検証する努力を評価し、

1. タジキスタンは、決定XV/19に従って、ハイドロクロロフルオロカーボンの基準消費量の修正申請を裏付ける十分な情報を提出している。
2. タジキスタンの1989年のハイドロクロロフルオロカーボンの基準消費量を6.0ODPトンから18.7ODPトンに修正する。

決定XXIII/29　バルバドス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ・ダルサラーム、ガイアナ、ラオス人民民主共和国、レソト、パラオ、ソロモン諸島、スワジランド、トーゴ、トンガ、バヌアツ及びジンバブエによる基準値データの修正の申請

決定XIII/15に従って、第13回締約国会合において、報告済みの基準値データの修正を申請する締約国はかかる申請を履行委員会に提出し、履行委員会が事務局及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会とともに変更の理由を確認し、締約国会合に提出して承認を求めることとされていることに留意し、

また、決定XV/19により、基準値データの修正申請の提出に関する方法論が定められていることに留意し、

1. バルバドス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ・ダルサラーム、ガイアナ、ラオス人民民主共和国、レソト、パラオ、ソロモン諸島、スワジランド、トーゴ、トンガ、バヌアツ及びジンバブエは、決定XV/19に従い、第五条1の適用を受ける締約国の基準値の一部を成す2009年のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量データの修正申請を裏付ける十分な情報を提出している。
2. 前項に記す締約国の申請を承認し、当該国の2009年のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量のデータを下記の表のとおり修正する。

締約国	*修正前のデータ*		*新データ*	
	メートルトン	*ODPトン*	*メートルトン*	*ODPトン*
バルバドス	82.68	4.5	91.43	5.1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	82.73	6.0	77.96	5.8
ブルネイ・ダルサラーム	82.2	4.5	96.69	5.3
ガイアナ		0.9	19.271	1.1

締約国	*修正前のデータ*		*新データ*	
	メートルトン	*ODPトン*	*メートルトン*	*ODPトン*
	16.822			
ラオス人民民主共和国	22.03	1.2	39.09	2.1
レソト	187.0	10.3	68.271	3.8
パラオ	2.04	0.1	2.56	0.1
ソロモン諸島	28.28	1.6	29.09	1.6
スワジランド	99.9	9.2	103.72	9.5
トーゴ	372.89	20.5	350	19.3
トンガ	0.01	0.0	2.43	0.1
バヌアツ	1.46	0.1	1.89	0.1
ジンバブエ	225	12	303.47	17.1

決定XXIV/16　アルジェリア、エクアドル、赤道ギニア、エリトリア、ハイチ、ニジェール、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びトルコによる基準値データの修正の要請

決定XIII/15に従って、第13回締約国会合において、報告済みの基準値データの修正を申請する締約国はかかる申請を履行委員会に提出し、履行委員会が事務局及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会とともに変更の理由を確認し、締約国会合に提出して承認を求めることとされていることに留意し、

また、決定XV/19により、かかる申請の提出に関する方法論が定められていることに留意し、

1. アルジェリア、エクアドル、赤道ギニア、エリトリア、ハイチ、ニジェール、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びトルコは、決定XV/19に従い、第五条1の適用を受ける締約国の基準値の一部を成す2009年、2010年、又は両方のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量データの修正申請を裏付ける十分な情報を提出している。
2. 前項に記す締約国の申請を承認し、当該国のそれぞれの年のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量のデータを下記の表のとおり修正する。

締約国	修正前のHCFCデータ				新HCFCデータ			
	（メートルトン）		（ODPトン）		（メートルトン）		（ODPトン）	
	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010
1. アルジェリア	497.75	497.75	30.2	30.2	1 061.6	1 122.5	60.35	63.88
2. エクアドル	379.89	261.8	20.7	14.3	469.01	386.45	25.74	21.24
3. 赤道ギニア	253	-	13.9	-	113	-	6.22	-
4. エリトリア	1.8	1.9	0.1	0.1	19.1	20.31	1.05	1.12
5. ハイチ	35.308	33.41	1.9	1.8	70	62	3.85	3.41
6. ニジェール	660	-	36.3	-	290	-	15.95	-
7. マケドニア旧ユーゴスラビア共和国[a]	57.332	-	4	-	41.632	-	2.29	-
8. トルコ	-	8 900.721	-	606.0	-	7 041.25	-	493.03

[a] マケドニア旧ユーゴスラビア共和国からの基準値データの修正申請は、HCFC 消費量から輸入された事前混合ポリオールに含まれる HCFC を排除するだけのものである。

決定XXV/13　コンゴ、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ及びセントルシアによる基準値データの修正の要請

決定XIII/15に従って、第13回締約国会合において、報告済みの基準値データの修正を申請する締約国はかかる申請を履行委員会に提出し、履行委員会が事務局及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会とともに変更の理由を確認し、締約国会合に提出して承認を求めることとされていることに留意し、

また、決定XV/19により、かかる申請の提出に関する方法論が定められていることに留意し、

1. コンゴ、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ及びセントルシアは、決定XV/19に従い、第五条1の適用を受ける締約国の基準値の一部を成す2009年、2010年、又は両方のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量データの修正申請を裏付ける十分な情報を提出している。
2. 前項に記す締約国の申請を承認し、当該国のそれぞれの年のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量のデータを下記の表のとおり修正する。

締約国	*以前のハイドロクロロフルオロカーボンのデータ（ODPトン）*		*新しいハイドロクロロフルオロカーボンのデータ（ODPトン）*	
	2009	*2010*	*2009*	*2010*
1. コンゴ	7.1	-	9.68	-
2. コンゴ民主共和国	85.7	-	55.82	-
3. ギニアビサウ	0	-	2.75	-
4. セントルシア	0.4	0	1.37	0.81

決定XXVI/14　リビア及びモザンビークによる基準値データ修正の要請

決定XIII/15に従って、第13回締約国会合において、報告済みの基準値データの修正を申請する締約国はかかる申請を履行委員会に提出し、履行委員会が事務局及びモントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会とともに変更の理由を確認し、締約国会合に提出して承認を求めることとされていることに留意し、

また、決定XV/19により、かかる申請の提出に関する方法論が定められていることに留意し、

1. リビア及びモザンビークは、決定XV/19に従い、第五条の1の適用を受ける締約国の基準値の一部を成す2010年及び2009年それぞれのハイドロクロロフルオロカーボンの消費量データの修正申請を裏付ける十分な情報を提出している。
2. 前項に記す締約国の申請を承認し、当該国のそれぞれの年のハイドロクロロフルオロカーボンの消費量のデータを下記の表のとおり修正する。

	以前のハイドロクロロフルオロカーボンのデータ（ODP トン）		*新しいハイドロクロロフルオロカーボンのデータ（ODP トン）*	
締約国	*2009*	*2010*	*2009*	*2010*
1.　リビア	–	131.91	–	139.26
2.　モザンビーク	4.3	–	8.68	–

（5）データ報告要求（一般）の遵守に関する決議

決定V/6　　データと情報の報告

1．データを報告した全ての締約国が、議定書第 2 条に基づく規制措置に対し、彼らの義務を果たし、あるいは越えたことを満足をもって銘記する。

２．彼らのデータを事務局にまだ提出していない全ての締約国に、出来るだけ早急にデータを提出するよう促す。
３．改正議定書の第 7 条 3 項に基づく報告の要件を厳格に実行するよう、特にそのデータは、データが関係する年度の終了後遅くとも 9 ヶ月以前に提出されるよう、全ての締約国を督励する。
４．議定書第 4 条の実施に関し、いくつかの締約国により提供された情報に留意し、情報の提供をまだ行っていないこれらの締約国が、出来値だけ早急に事務局に情報を提供するよう督励する。

決定Ⅵ/2　　議定書第 7 条の実施

１．議定書第 7 条および第 9 条に基づいて、今までにデータおよび情報を報告した締約国による議定書の条項の実施を、満足をもって銘記する。
２．時宜を得たデータおよびその他の必要とされる情報の報告は、各締約国の法的な義務であることを銘記し、全ての締約国に対して議定書第 7 条および第 9 条の条項を遵守するよう要請する。

決定Ⅶ/14　　締約国による議定書の実施

１．データを報告した締約国による議定書の実施が満足できるものであることを銘記する。
２．1993 年のデータを報告すべきであった 126 の締約国のうちわずか 82 ヶ国が報告し、わずか 60 ヶ国が 1994 年のデータを報告したことを、遺憾の念をもって銘記する。
３．時宜を得たデータおよびその他の必要とされる情報の報告は、各締約国の法的な義務であることを銘記し、全ての締約国に対して議定書第 7 条および第 9 条の条項を遵守するよう要請する。

決定Ⅷ/2　モントリオール議定書第 7 条及び第 9 条に従って締約国により提供されるデータ及び情報

１．データを報告した締約国による議定書の実施は満足されるものであることを銘記する。
２．1994 年度のデータを報告すべきであった 141 の締約国の内、わずか 104 の締約国が期日に報告を行い、わずかに 61 の締約国が 1995 年度のデータを期日までに報告した。
３．全ての締約国に対して、議定書第 7 条及び第 9 条の条項を遵守するために、本要件を想起させる。

決定Ⅸ/11　　モントリオール議定書の第 7 条及び第 9 条に基づき締約国が提供するデータと情報

１．データを報告した締約国によるモントリオール議定書の実行状況が満足すべきものであることに留意する。

２．1995 年のデータを報告すべき 152 ヶ国中、現在までに報告している国は 113 ヶ国にすぎず、1996 年のデータを現在まで報告している国は 43 ヶ国にすぎないことに遺憾の意を表明する。
３．議定書の第 7 条および第 9 条の諸規定に従うことを、全ての締約国に思い起こさせること。

決定Ｘ/2　モントリオール議定書の第７条及び第９条に従って締約国から提供されたデータと情報

１．1997 年のデータを報告した 164 ヶ国の締約国のうち、88 ヶ国だけしか 1998 年 10 月 31 日にデータ報告を行わなかったことに対し、遺憾の意を表明する。
２．議定書の第 7 条および第 9 条の諸規定に従うことを、全ての締約国に思い起こさせること。

決定 XI/23　　データ報告

１．議定書第７条にしたがってデータの適時提出が改善されたことに留意する。
２．第７条に基づく義務にしたがって、締約国が以後の年度の 9 月 30 日までにデータを提出するべき点に留意する。
３．第７条に基づくデータ提出の精度を向上させるために、議定書第４条Ｂおよび決定 IX/8 の諸規定に基づく認可制度を導入するようすべての締約国に求める。
４．締約国が議定書に基づく義務を履行するのを支援する上でオゾン層破壊物質の業種に関するデータ収集が重要であり、将来の会議においてモントリオール議定書の枠組みの中で必要となる業種データとその他のデータの収集の負担について締約国が検討したいと考えることもありうる点に留意する。
５．データの適時の提出が大幅に改善されたため、履行委員会が前年（1998 年）の締約国の検査状況を 1999 年に審査することができた点に留意する。それ以前には、履行委員会は、２年前の検査状況しか審査できなかった。したがって、2000 年に始まる締約国会合の直前に前年度のデータの詳細な審査を開始するよう履行委員会に求めることを決議する。
６．多くの過渡期経済国が、地球環境ファシリティと協力して、中間基準点を含む段階的削減計画を策定したことに留意する。
７．第 10 回締約国会合での要望にしたがって地球環境ファシリティの協力を得て策定された中間基準点を含む段階的削減計画を事務局に提出するよう経済移行国に求める。

決定ＸⅡ/6　モントリオール議定書第７条に基づき締約国が提供するデータ及び情報

１．データを報告した当該締約国による議定書の実行状況が十分であることに留意する。
２．1998 年のデータを報告すべき 175 ヶ国のうち 21 ヶ国がこれまでに報告を行っていな

いことは遺憾である。

3．また、2000 年 9 月 30 日までに 1999 年のデータを報告すべきであった締約国 175 ヶ国のうち 59 ヶ国がこれまで報告していないことを遺憾に思う。

4．議定書の第 7 条および第 9 条の諸規定ならびにデータ／情報報告に関する締約国の関連決議を遵守するよう、全ての締約国に改めて確認する。

決定 XIII/15　モントリオール議定書第 7 条に基づき締約国が第 13 回締約国会合に提出したデータおよび情報

1．データを報告した締約国が十分にモントリオール議定書を実行している点に留意する。

2．1999 年のデータを報告すべき 170 の締約国中 16 ヶ国がこれまでに報告を行っていないことは遺憾である。

3．9 月 30 日の最終期限を待たずして、数字が入手でき次第早急に、消費と生産のデータを報告するよう、締約国に強く促す。

4．1986 年、1989 年および 1991 年のデータの基準データまたは実際にデータが入手できない場合は当該データの最大限正確な推定値を報告するよう、未報告締約国に促す。

5．基準年度の報告済みの基準データの変更を求めている締約国に対して、その要求を履行委員会に提出するよう助言する。履行委員会は、オゾン事務局および執行委員会と協力し、変更の正当性を確認し、締約国会合に提出し、承認を求める。

決定 XIV/13　モントリオール議定書第 7 条に基づき締約国が提出したデータおよび情報

1．データを報告した締約国が十分にモントリオール議定書を実行している点に留意する。

2．2001 年のデータを報告すべき 180 の締約国中 49 ヶ国がこれまでに報告を行っていないことは遺憾である。

3．　締約国による時を得たデータ報告の欠如がモントリオール議定書での義務を伴う締約国の遵守の効果的な監視活動と評価を妨げる。

4．毎年 9 月 30 日の最終期限を待たずして、数字が入手でき次第早急に、消費と生産のデータを報告するよう、締約国に強く促す。

2A 条 2 項と 5 条 8 項 bis(a)のもとでデータ報告の目的のため、現在の規制期間を 2001 年 7 月 1 日から 2002 年 12 月 31 日まで延ばすことを 5 条国にも思い起こさせる。

決定 XV/14　議定書 7 条に従って締約国により提出されたデータと情報

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/14:*

1. To note that the implementation of the Protocol by those Parties that have reported data is satisfactory;
2. To note with appreciation that 160 Parties out of the 183 that should have

reported data for 2002 have now done so, but that 23 have still not reported to date;

3. To note also that lack of timely data reporting by Parties impedes effective monitoring and assessment of Parties' compliance with their obligations under the Montreal Protocol;
4. To urge Parties strongly to report consumption and production data as soon as the figures are available, rather than waiting until the final deadline of 30 September every year.

決定 XVI/17　　議定書 7 条に従って締約国により提出されたデータと情報

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/17:*

1. To note that the implementation of the Protocol by those Parties that have reported data is satisfactory;
2. To note with appreciation that 175 Parties out of the 184 that should have reported data for 2003 have now done so, but that the following Parties have still not reported to date: Botswana, Lesotho, Liberia, Micronesia (Federated States of), Nauru, Russian Federation, Solomon Islands, Turkmenistan and Tuvalu;
3. To note further that the Federated States of Micronesia has also still not reported data for 2001 and 2002;
4. To note that this places those Parties in non-compliance with their data-reporting obligations under the Montreal Protocol and to urge them, where appropriate, to work closely with the implementing agencies to report the required data to the Secretariat as a matter of urgency, and to request the Implementation Committee to review the situation of those Parties at its next meeting;
5. To note also that lack of timely data reporting by Parties impedes effective monitoring and assessment of Parties' compliance with their obligations under the Montreal Protocol;
6. To recall decision XV/15, which encouraged the Parties to forward data on consumption and production to the Secretariat as soon as the figures were available, and preferably by 30 June each year, in order to enable the Implementation Committee to make recommendations in good time before the Meeting of the Parties;
7. To note further with appreciation that 92 Parties out of the 184 that could have reported data by 30 June 2004 succeeded in meeting that deadline;
8. To note also that reporting by 30 June each year greatly facilitates the work of the Executive Committee of the Multilateral Fund in assisting Parties operating

under paragraph 1 of Article 5 to comply with the control measures of the Montreal Protocol;

9. To encourage Parties to continue to report consumption and production data as soon as the figures are available, and preferably by 30 June each year, as agreed in decision XV/15.

決定XVII/20　　議定書7条に従って締約国により提出されたデータと情報

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/20:*

1. To note with appreciation that 185 Parties out of the 188 that should have reported data for 2004 have done so, and that 114 of those Parties reported their data by 30 June 2005 in conformance with decision XV/15;
2. To note, however, that the following Parties have still not reported 2004 data: Cook Islands, Mozambique, Nauru;
3. To note that this places the Parties listed in paragraph 2 in non-compliance with their data-reporting obligations under the Montreal Protocol until such time as the Secretariat receives their outstanding data;
4. To urge the Parties listed in paragraph 2, where appropriate, to work closely with the implementing agencies to report the required data to the Secretariat as a matter of urgency, and to request the Implementation Committee to review the situation of those Parties at its next meeting
5. To note also that lack of timely data reporting by Parties impedes effective monitoring and assessment of Parties' compliance with their obligations under the Montreal Protocol;
6. To note further that reporting by 30 June each year greatly facilitates the work of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol in assisting Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol to comply with the Protocol's control measures;
7. To encourage Parties to continue to report consumption and production data as soon as figures are available, and preferably by 30 June each year, as agreed in decision XV/15.

決定XVIII/34　　議定書7条に従って締約国により提出されたデータと情報

The *Eighteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVIII/34:*

1. To note with appreciation that 181 Parties out of the 189 that should have reported data for 2005 in accordance with Article 7 of the Montreal Protocol have done so and that 104 of those Parties reported their data by 30 June 2006 in

accordance with decision XV/15;

2. To note, however, that the following Parties have still not reported their 2005 data: Cote d'Ivoire, Malta, Saudi Arabia, Solomon Islands, Somalia, Uzbekistan, Venezuela (Bolivarian Republic of);
3. To note that their failure to report their 2005 data in accordance with Article 7 places the Parties listed in paragraph 2 in non-compliance with their data-reporting obligations under the Protocol until such time as the Secretariat receives their outstanding data;
4. To note also that lack of timely data reporting by Parties impedes effective monitoring and assessment of Parties' compliance with their obligations under the Protocol;
5. To note further that reporting by 30 June each year greatly facilitates the work of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol in assisting Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol to comply with the Protocol's control measures;
6. To urge the Parties listed in the present decision, as appropriate, to work closely with the implementing agencies of the Multilateral Fund to report the required data to the Secretariat as a matter of urgency;
7. To request the Implementation Committee under the Non-compliance Procedure of the Montreal Protocol to review the situation of the Parties listed in paragraph 2 at its next meeting;
8. To encourage Parties to continue to report consumption and production data as soon as figures are available, and preferably by 30 June each year, as agreed in decision XV/15.

決定 XIX/25　　議定書 7 条に従って締約国により提出されたデータと情報

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/25*:

Noting with appreciation that 130 Parties out of the 190 that should have reported data for 2006 have done so and that 72 of those Parties reported their data by 30 June 2007 in accordance with decision XV/15,

Noting with concern, however, that the number of Parties that have reported 2006 data is lower than the number of Parties that reported 2005 data by September of 2006,

Noting that a lack of timely data reporting by Parties impedes effective monitoring and assessment of Parties' compliance with their obligations under the Montreal

Protocol,

Noting also that reporting by 30 June each year greatly facilitates the work of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol in assisting Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol to comply with the Protocol's control measures,

1. To urge the Parties that have yet to report their data for 2006 to report the required data to the Secretariat in accordance with the provisions of Article 7 of the Montreal Protocol, working closely with the implementing agencies where appropriate;
2. To request the Implementation Committee to review at its next meeting the situation of those Parties that have not submitted their 2006 data by that time;
3. To encourage Parties to continue to report consumption and production data as soon as figures are available, and preferably by 30 June each year, as agreed in decision XV/15.

決定XX/12　　議定書7条に従って締約国により提出されたデータと情報

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/12*:

1. To note with appreciation that 189 Parties out of the 191 which should have reported data for 2007 have now done so and that 75 of those Parties reported their data by 30 June 2008 in conformity with decision XV/15;
2. To note, however, that the following Parties have to date not reported data for 2007: Solomon Islands and Tonga;
3. To note that their non-reporting of data places the Parties named above in non-compliance with their data-reporting obligations under the Montreal Protocol until such time as the Secretariat receives their outstanding data;
4. To urge those Parties, where appropriate, to work closely with the implementing agencies to report the required data to the Secretariat as a matter of urgency and to request the Implementation Committee to review the situation of those Parties at its next meeting;
5. To note that a lack of timely data reporting by Parties impedes effective monitoring and assessment of Parties' compliance with their obligations under the Montreal Protocol by the Implementation Committee and the Meeting of the Parties;
6. To note further that reporting data by 30 June each year greatly facilitates the work of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol in assisting Parties operating under

paragraph 1 of Article 5 to comply with the control measures of the Montreal Protocol;

7. To encourage Parties to continue to report consumption and production data as soon as figures are available, and preferably by 30 June each year, as agreed in decision XV/15. Decisions on compliance with data-reporting requirements: base-year and baseline data

決定XXI/14　モントリオール議定書の第7条に従って締約国が提供するデータ、情報

2008年のデータを報告することになっていた193の締約国の内188ヶ国が提出し、当該締約国の内64ヶ国が、決定XV/15にしたがって、2009年6月30日までに自国のデータを報告したことを高く評価し、

ただし、アンゴラ、朝鮮民主主義人民共和国、マルタ、ナウル、アラブ首長国連邦といった締約国が2008年のデータをいまだ報告していないことに懸念を持ち、

第7条にしたがって自国の2008年のデータを提出していない締約国は、事務局が残りのデータを受け取るまで、モントリオール議定書に基づくデータ提出義務を履行していないことになる旨に留意し、

また、締約国が適時にデータを報告しない場合は、モントリオール議定書に基づく締約国の義務履行状況の効果的な監視、評価が阻害されることに留意し、

更に、毎年6月30日までに提出すれば、モントリオール議定書第5条第1項適用国による議定書の規制措置の履行を支援するためのモントリオール議定書実行のための多数国間基金執行委員会の作業が非常に円滑に進むことに留意し、

１．本決議で列記した締約国に対して、適当であれば、緊急に事務局に必要なデータを報告するにあたって実施機関と緊密に協力するよう強く求める。

２．履行委員会に対して、次回の会議で締約国の状況を精査するよう求める。

３．数値が入手できたらすぐに、できれば、決定 XV/15 で合意した通り毎年 6 月 30 日までに締約国が消費量と生産量のデータを引き続き報告することを奨励する。

決定XXII/14　モントリオール議定書の第7条に従って締約国が提供するデータ、情報

Noting with appreciation that 196 parties of the 196 that should have reported data for 2009 have done so and that 68 of those parties reported their data by 30 June 2010 in accordance with decision XV/15,

Noting further that reporting by 30 June each year greatly facilitates the work of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol in assisting parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol to comply with the Protocol's control measures,

To encourage parties to continue to report consumption and production data as

soon as figures are available, and preferably by 30 June each year, as agreed in decision XV/15;

決定XXIII/22　モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報

2010年のデータを報告すべきであった196の締約国のうち192カ国がデータの報告を行い、そのうち92カ国が決定XV/15に従って2011年6月30日までにデータを報告したことを評価し、

一方で、締約国のうちリビア、リヒテンシュタイン、ペルー、イエメンは2010年のデータを報告していないことを懸念し、

第七条に従って2010年のデータを報告しなかったことにより、当該締約国は事務局が未提出のデータを受理するまでモントリオール議定書に定めるデータ報告義務が不遵守の状態となっていることに留意し、

また、締約国が適時にデータ報告を行わないと、モントリオール議定書に基づく締約国の義務の遵守状況に対する効果的な監視及び評価が阻害されることに留意し、

さらに、毎年の報告期限を6月30日とすることで、モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国がモントリオール議定書の規制措置を遵守できるよう支援するためのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会の作業が大幅に促進されることに留意し、

1. 本決定に記載された締約国に対し、必要に応じて実施機関と密接に連携して、緊急の問題として要求されるデータを事務局に報告することを強く要請する。
2. 履行委員会に対し、第48回会合において、当該締約国の状況を審査することを要請する。
3. 締約国に対し引き続き、決定XV/15で合意されたとおり、数字が整い次第、できれば毎年6月30日までに、消費量及び生産量のデータを報告することを奨励する。

決定XXIV/12　輸入に関するデータと輸出に関するデータの差異

モントリオール議定書の第七条に基づき締約国から提出された規制物質の輸入に関するデータと輸出に関するデータに差異があることに留意し、かかる出荷には歴年末をまたぐ出荷や不完全なデータの提出といったもっともらしい説明があると見られる一方、違法な取引や犯罪の意図なしに国内法を遵守しなかったことによる可能性もあることを認識し、

また、前回決定XVII/16で修正された第七条のデータ報告フォーマットにおいて、規制物質を輸出する締約国はオゾン事務局に輸出先の国に関する情報を提出することが求められているが、規制物質を輸入する締約国には原産国に関する情報の提出が求められていないことに留意し、

さらに、輸入国に対して調達国に関する情報提供を求めないことにより、輸入国にとっても輸出国にとっても差異の確認プロセスが複雑で負担となっていることに留意し、

データ報告システムのさらなる改善によって、規制物質の違法取引の防止が容易になる

ことに留意し、

決定IV/14及びIX/34により、積み替え及び再輸出のための輸入の報告方法が明確にされ、どの国が原産国と見なされるか示されたことを喚起し、

1. オゾン事務局に対し、2013年1月1日までに、決定XVII/16で定められた報告フォーマットを修正し、データフォームに輸入として報告された量の輸出をする締約国を記載する附属書を追加することを要請する。この附属書は第七条における報告要件から除外され、附属書における情報の提供は自主的に行われるものとする。
2. オゾン事務局に対し、毎年1月に、輸入／再輸入締約国から受理した附属書及びグループ別の規制物質の情報をまとめ、関係する輸出締約国にのみ、要請があった場合、決定I/11に従い機密情報としての扱いが維持される方法で提供することを要請する。
3. 締約国に対し、上記2に従ってオゾン事務局から提供された輸入データと輸出データの差異をはっきりさせるため、協力関係を強化することを奨励する。
4. 締約国に対し、規制物質の輸出の可能性に関する情報を改善する手段として、非公式事前通報・同意（iPIC）制度への参加を検討することを奨励する。

決定XXIV/13　モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報

2011年のデータを報告すべきであった196の締約国のうち194か国がデータの報告を行い、そのうち99か国が決定XV/15に従って2012年6月30日までにデータを報告したことを評価し、

さらに、173の締約国がモントリオール議定書の第七条の定めのとおり、2012年9月30日までにデータを報告したことに留意し、

一方で、締約国のうちマリ及びサントメ・プリンシペは2011年のデータを報告していないことを懸念し、

第七条に従って2011年のデータを報告しなかったことにより、当該締約国は事務局が未提出のデータを受理するまでモントリオール議定書に定めるデータ報告義務が不遵守の状態となっていることに留意し、

また、締約国が適時にデータ報告を行わないと、モントリオール議定書に基づく締約国の義務の遵守状況に対する効果的な監視及び評価が阻害されることに留意し、

さらに、毎年の報告期限を6月30日とすることで、モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国がモントリオール議定書の規制措置を遵守できるよう支援するためのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会の作業が大幅に促進されることに留意し、

1. 本決定に記載された締約国に対し、必要に応じて実施機関と密接に連携して、緊急の問題として要求されるデータを事務局に報告することを強く要請する。
2. 履行委員会に対し、第50回会合において、当該締約国の状況を審査することを要請する。

3. 締約国に対し引き続き、決定XV/15で合意されたとおり、数字が整い次第、できれば毎年6月30日までに、消費量及び生産量のデータを報告することを奨励する。

決定XXIV/14　第七条のデータ報告フォームにおけるゼロの報告

モントリオール議定書の第七条に従い、オゾン層破壊物質の生産量、輸入量、輸出量、破壊量に関して一貫性のある報告を行う必要性を喚起し、

締約国が提出する第七条に基づく報告フォームには、空白のままの欄が時々見受けられ、オゾン層破壊物質の量を示す数字が入力されていないことに留意し、

また、かかる空欄は、締約国が規制物質がゼロであることを示す場合もあれば、当該物質の未報告を意味する場合もあることに留意し、

1. 締約国に対し、生産量、輸入量、輸出量、破壊量の報告に際して、提出するデータ報告フォームのすべての欄に数字を記入し、ゼロである場合にも、空欄にせずゼロと記入することを要請する。
2. 事務局に対し、空欄のある報告フォームを提出した締約国に説明を要請することを求める。

決定XXV/14　モントリオール議定書の第7条に従って締約国が提供するデータ及び情報

2012年のデータを報告すべきであった197の締約国のうち194か国がデータの報告を行い、そのうち114か国が決定XV/15に従って2013年6月30日までにデータを報告したことを評価し、

164の締約国がモントリオール議定書の第七条の定めのとおり、2013年9月30日までにデータを報告したことに留意し、

一方で、締約国のうちエリトリア、南スーダン及びイエメンは2012年のデータを報告していないことを懸念し、

第七条に従って2012年のデータを報告しなかったことにより、当該締約国は事務局が未提出のデータを受理するまでモントリオール議定書に定めるデータ報告義務が不遵守の状態となっていることに留意し、

また、締約国が適時にデータ報告を行わないと、モントリオール議定書に基づく締約国の義務の遵守状況に対する効果的な監視及び評価が阻害されることに留意し、

さらに、毎年の報告期限を6月30日とすることで、モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国がモントリオール議定書の規制措置を遵守できるよう支援するためのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会の作業が大幅に促進されることに留意し、

1. 本決定に記載された締約国に対し、必要に応じて実施機関と密接に連携して、緊急の問題として要求されるデータを事務局に報告することを強く要請する。

2. 履行委員会に対し、第52 回会合において、当該締約国の状況を審査することを要請する。
3. 締約国に対し引き続き、決定XV/15で合意されたとおり、数字が整い次第、できれば毎年6月30日までに、消費量及び生産量のデータを報告することを奨励する。

決定XXVI/12　モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報

2013年のデータを報告すべきであった197の締約国のうち196カ国がデータの報告を行い、そのうち72カ国が決定XV/15に従って2014年6月30日までにデータを報告したことを評価し、

158の締約国がモントリオール議定書の第七条の3の定めのとおり、2014年9月30日までにデータを報告したことに留意し、

一方で、中央アフリカ共和国は2013年のデータを報告していないことを懸念し、

第七条に従って2013年のデータを報告しなかったことにより、当該締約国は事務局が未提出のデータを受理するまでモントリオール議定書に定めるデータ報告義務が不遵守の状態となっていることに留意し、

また、締約国が適時にデータ報告を行わないと、モントリオール議定書に基づく締約国の義務の遵守状況に対する効果的な監視及び評価が阻害されることに留意し、

さらに、毎年の報告期限を6月30日とすることで、モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国がモントリオール議定書の規制措置を遵守できるよう支援するためのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会の作業が大幅に促進されることに留意し、

1. 中央アフリカ共和国に対し、必要に応じて実施機関と密接に連携して、緊急の問題として要求されるデータを事務局に報告することを強く要請する。
2. 履行委員会に対し、第54 回会合において、中央アフリカ共和国の状況を審査することを要請する。
3. 締約国に対し引き続き、決定XV/15で合意されたとおり、数字が整い次第、できれば毎年6月30日までに、消費量及び生産量のデータを報告することを奨励する。

決定XXVII/9　モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報

2014年のデータを報告すべきであった197の締約国のうち193か国がデータの報告を行い、そのうち84か国が決定XV/15に従って2015年6月30日までにデータを報告したことを評価し、

140の締約国がモントリオール議定書の第七条の3の定めのとおり、2015年9月30日までにデータを報告したことに留意し、

一方で、締約国のうちコンゴ民主共和国、ドミニカ、ソマリア及びイエメン中央アフリ

カ共和国は2014年のデータを報告していないことを懸念し、

第七条に従って2014年のデータを報告しなかったことにより、当該締約国は事務局が未提出のデータを受理するまでモントリオール議定書に定めるデータ報告義務が不遵守の状態となっていることに留意し、

また、締約国が適時にデータ報告を行わないと、モントリオール議定書に基づく締約国の義務の遵守状況に対する効果的な監視及び評価が阻害されることに留意し、

さらに、毎年の報告期限を6月30日とすることで、モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国がモントリオール議定書の規制措置を遵守できるよう支援するためのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会の作業が大幅に促進されることに留意し、

1. コンゴ民主共和国、ドミニカ、ソマリア及びイエメンに対し、必要に応じて実施機関と密接に連携して、緊急の問題として要求されるデータを事務局に報告することを強く要請する。
2. 履行委員会に対し、第56 回会合において、上記1に記された締約国の状況を審査することを要請する。
3. 締約国に対し引き続き、決定XV/15で合意されたとおり、数字が整い次第、できれば毎年6月30日までに、消費量及び生産量のデータを報告することを奨励する。

決定XXVIII/9　モントリオール議定書の第七条に従って締約国が提供するデータ及び情報

1. モントリオール議定書の第七条3に定められたとおり、2015年のデータを報告すべきであった197の締約国のうち195か国がデータの報告を行い、そのうち169か国が2016年9月30日までにデータを報告したことを指摘する。
2. これらの締約国のうち119か国が決定XV/15に従って2016年6月30日までにデータを報告したこと、及び毎年6月30日までの報告によって、モントリオール議定書の第五条1の適用を受ける締約国がモントリオール議定書の規制措置を遵守できるよう支援するためのモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会の作業が大幅に促進されることを評価する。
3. さらに、締約国が適時にデータ報告を行わないと、モントリオール議定書に基づく締約国の義務の遵守状況に対する効果的な監視及び評価が阻害されることを指摘する。
4. 2つの締約国、すなわちアイスランド及びイエメンがモントリオール議定書の第七条で求められる2015年のデータをまだ報告しておらず、事務局が未提出のデータを受理するまで当該締約国はモントリオール議定書に定めるデータ報告義務が不遵守の状態となっていることを懸念する。
5. 前項に記載された締約国に対し、できるだけ早く事務局に要求されるデータを報告することを強く要請し、5条国であるイエメンに対しては、要求されるデータの報告において、

必要に応じて実施機関と密接に連携することを強く要請する。

6. 履行委員会に対し、第58回会合において、上記の項に記載された締約国の状況を審査することを要請する。
7. 締約国に対し引き続き、決定XV/15で合意されたとおり、数字が整い次第、できれば毎年6月30日までに、消費量及び生産量のデータを報告することを奨励する。

（6）データ報告要求（ベース年とベースラインデータ）の遵守に関する決議

決定 XIV/14　モントリオール議定書第７条に基づき５条締約国に要求されるデータ報告の不遵守

5 条国と分類されている次の締約国は、消費量と生産量のデータを事務局に報告していない；カンボジア、ケープ・ベルデ、ジバウチィ、リベリア、ミクロネシア、ナウル、パラウ、ルワンダ、サオ・トメ-ブリンスペ、シラレオナ、ソマリア、スリナメ・ブォナオツウ

この状態は、モントリオール議定書のデータ報告義務の不遵守にこれらの締約国を置く。

これらの締約国の多くは最近モントリオール議定書を批准したが、この中の 12 ヶ国は多数国間基金からデータ収集のための支援を受けている。

出来るだけ早くデータの報告ができるように UNEP の遵守支援プログラムや多数国間基金の他の実施機関とこれらの締約国に働きかける。また、履行委員会に次の会合でデータ報告の観点からこれらの締約国の状況を報告することを要求する。

決定 XIV/15　モントリオール議定書第７条(1)及び(2)項で要求されるデータ報告の不遵守

1．5 条国の数ヶ国がモントリオール議定書の 7 条(1)と(2)により要求されている、1 つ、あるいは多くの規制物質のグループの基準年(1986,1989,あるいは 1991)の 1 つあるいは多くのデータを報告していない。

決定 XIV/16　モントリオール議定書第５条(3)及び(8)ter(d)に基づくベースラインを確立するために要求されるデータ報告の不遵守

The *Fourteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIV/16:*

1. To note that the following Parties have not reported data for one or more of the years which are required for the establishment of baselines for Annex A and E to the Protocol, as provided for by Article 5, paragraphs 3 and 8 ter (d):

(a) For Annex A: Angola, Cambodia, Cape Verde, Djibouti, Haiti, Liberia, Micronesia (Federated States of), Nauru, Palau, Rwanda, Sao Tome and Principe, Sierra Leone, Somalia, Suriname and Vanuatu;

(b) For Annex E: Cape Verde, Democratic Republic of Congo, Djibouti, Micronesia (Federated States of), Haiti, Democratic People's Republic of Korea, Liberia, Maldives, Nigeria, Palau, Saint Kitts and Nevis, Sao Tome and Principe, Sierra Leone, Somalia, Vanuatu;

2. To note that this places these Parties in non-compliance with their data reporting obligations under the Montreal Protocol;
3. To stress that compliance by these Parties with the Montreal Protocol cannot be determined without knowledge of this data;
4. To note that 18 out of 20 of these Parties are receiving assistance with data collection from the Multilateral Fund through the Implementing Agencies
5. To urge these Parties to work closely with the Agencies concerned to report the required data to the Secretariat as a matter of urgency, and to request the Implementation Committee to review the situation of these Parties with respect to data reporting at its next meeting.

決定XV/16　　議定書第7条1項と2項に基づくデータ報告についての不遵守

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/16:*

1. To recall decision XIV/15 of the Fourteenth Meeting of the Parties, on non-compliance with data reporting requirements for the purpose of reporting data for base years;
2. To note with appreciation that several Parties have submitted data for their base years following the adoption of decision XIV/15;
3. To note, however, that the following Parties operating under Article 5, paragraph 1, have still not reported data for one or more of the base years (1986, 1989 or 1991) for one or more groups of controlled substances, as required by Article 7, paragraphs 1 and 2 of the Montreal Protocol: Cape Verde, China, Guinea-Bissau, Haiti, Honduras, Liberia, Libyan Arab Jamahiriya, Mali, Marshall Islands, Micronesia (Federated States of), Nauru, Nigeria, São Tomé and Príncipe, Somalia and Suriname;
4. To note further that Article 7, paragraphs 1 and 2 of the Protocol provide for Parties to submit best possible estimates of the data referred to in those provisions where actual data are not available;
5. To request the relevant implementing agencies of the Multilateral Fund to make

available to the Secretariat any data they have obtained which may be relevant;

6. To request the Secretariat to communicate with the Parties referred to in paragraph 3 above and to offer assistance in reporting such estimates in accordance with Article 7, paragraphs 1 and 2.

決定 XV/17　モントリオール議定書第７条に基づき5条締約国に要求されるデータ報告の不遵守

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/17:*

1. To note with appreciation the fact that, as requested under decision XIV/14 of the Fourteenth Meeting of the Parties, the following Parties have reported data, thus bringing themselves into compliance with the provisions of Article 7 and enabling their temporary classification as Article 5 Parties to be removed: Cambodia, Nauru, Rwanda, Sierra Leone and Suriname;
2. To note nevertheless that the following Parties, temporarily classified as operating under Article 5, have still not reported any consumption or production data to the Secretariat: Cape Verde, Guinea-Bissau, São Tomé and Príncipe and Somalia;
3. To note that that situation places those Parties in non-compliance with their data reporting obligations under the Montreal Protocol;
4. To acknowledge that many of those Parties have only recently ratified the Montreal Protocol but also to note that all of them have received assistance with data collection from the Multilateral Fund through the implementing agencies;
5. To urge those Parties to work together with the United Nations Environment Programme under the Compliance Assistance Programme and with other implementing agencies of the Multilateral Fund to report data as quickly as possible to the Secretariat, and to request the Implementation Committee to review the situation of those Parties with respect to data reporting at its next meeting

決定 XV/18　モントリオール議定書第５条(3)及び(8)ter(d)に基づくベースラインを確立するために要求されるデータ報告の不遵守

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/18:*

1. To note with appreciation the fact that, as requested under decision XIV/16 of the Fourteenth Meeting of the Parties, the following Parties have reported baseline data, thus bringing themselves into compliance with the provisions of Article 5, paragraphs 3 and 8 *ter* (d): Angola, Cambodia, Democratic People's Republic of

Korea, Democratic Republic of the Congo, Haiti, Maldives, Micronesia (Federated States of), Nauru, Nigeria, Palau, Rwanda, Saint Kitts and Nevis, Sierra Leone, Suriname and Vanuatu;

2. To note nevertheless that the following Parties have still not reported data for one or more of the years which are required for the establishment of baselines for Annexes A, B and E to the Protocol, as provided for by Article 5, paragraphs 3 and 8 ter (d):

(a) For Annex A: Cape Verde, Djibouti, Guinea-Bissau, São Tomé and Príncipe, and Somalia;

(b) For Annex B: Cape Verde, Djibouti, Grenada, Guinea-Bissau, Liberia, São Tomé and Príncipe, and Somalia;

(c) For Annex E: Cape Verde, Djibouti, Guinea-Bissau, India, Liberia, Mali, São Tomé and Príncipe, and Somalia;

3. To note that that places those Parties in non-compliance with their data reporting obligations under the Montreal Protocol;
4. To stress that compliance by those Parties with the Montreal Protocol cannot be determined without knowledge of those data;
5. To note that all those Parties are receiving assistance with data collection from the Multilateral Fund through the implementing agencies;
6. To note also that some of those Parties have only recently ratified various amendments to the Montreal Protocol and consequently may be in the process of collecting the required baseline data;
7. To urge those Parties to work closely with the implementing agencies concerned to report the required data to the Secretariat as a matter of urgency, and to request the Implementation Committee to review the situation of those Parties with respect to data reporting at its next meeting.

決定XVI/18　議定書を最近批准した締約国による議定書第5条と7条で要求されているデータ報告についての不遵守

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/18:*

1. To note that the following Parties, temporarily classified as operating under paragraph 1 of Article 5, have not reported any consumption or production data to the Secretariat: Afghanistan and Cook Islands;
2. To note that that situation places those Parties in non-compliance with their data-reporting obligations under the Montreal Protocol;
3. To acknowledge that all those Parties have only recently ratified the Montreal

Protocol and also to note that Cook Islands has not yet received assistance with data collection from the Multilateral Fund through the implementing agencies;

4. To urge those Parties to work together with the United Nations Environment Programme under the compliance assistance programme and with other implementing agencies of the Multilateral Fund to report data as quickly as possible to the Secretariat, and to request the Implementation Committee to review the situation of those Parties with respect to data reporting at its next meeting.

決定XVII /21　議定書を最近批准した締約国による議定書第5条と7条で要求されているデータ報告についての不遵守

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/21:*

1. To note that Eritrea, temporarily classified as operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol, has not reported any consumption or production data to the Secretariat;
2. To note that that situation places that Party in non-compliance with its data-reporting obligations under the Montreal Protocol until such time as the Secretariat receives the outstanding data;
3. To acknowledge that Eritrea has only recently ratified the Montreal Protocol and has received approval for data collection assistance from the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol through the latter's implementing agencies;
4. To note with appreciation Eritrea's commitment to submit its outstanding data no later than the first quarter of 2006;
5. To urge Eritrea to work together with the United Nations Environment Programme under the Compliance Assistance Programme and with other implementing agencies of the Multilateral Fund to report data as quickly as possible to the Secretariat and to request the Implementation Committee to review the situation of that Party with respect to data-reporting at its next meeting.

決定 XVII/22　モントリオール議定書第 5 条(3)及び(8)ter(d)に基づくベースラインを確立するために要求されるデータ報告の不遵守

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/22:*

1. To note that Serbia and Montenegro has not reported data for one or more of the years which are required for the establishment of baselines for Annexes B and E

to the Protocol, as provided for by Article 5, paragraphs 3 and 8 ter (d);

2. To note that that places Serbia and Montenegro in non-compliance with its data-reporting obligations under the Montreal Protocol until such time as the Secretariat receives the outstanding data;
3. To stress that compliance by Serbia and Montenegro with the Montreal Protocol cannot be determinedn without knowledge of those data;
4. To acknowledge that Serbia and Montenegro has only recently ratified the amendments to the Protocol to which the data-reporting obligation relates, but also to note that its has received assistance with data collection from the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol through the Fund's implementing agencies;
5. To urge Serbia and Montenegro to work together with the United Nations Environment Programme under the Compliance Assistance Programme and with other implementing agencies of the Multilateral Fund to report data as a matter of urgency to the Secretariat and to request the Implementation Committee to review the situation of Serbia and Montenegro with respect to data reporting at its next meeting.

決定XXIII/25　イエメンによる2009年のモントリオール議定書の第七条に基づくハイドロクロロフルオロカーボンのデータの未報告

イエメンが2010年10月に附属書CのグループIに属する規制物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）に関するデータを除き、2009年のデータをすべて報告したことを評価し、

ハイドロクロロフルオロカーボンのデータの未報告により、イエメンはモントリオール議定書の第七条の3に定める報告義務が不遵守の状態になっていることに留意し、

また、イエメンが2010年10月の報告時に、ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減管理計画をめぐる調査活動が継続中であるためにハイドロクロロフルオロカーボンのデータの報告が遅れており、この活動の完了時にデータを報告する方針であると説明したことに留意し、

その後の事務局からの連絡に対するイエメンの返答がないことを懸念し、

当該締約国で活動する実施機関としての役割において、国際連合環境計画がイエメンはデータの収集を完了したが、まだその検証が行われていないとしていることに留意し、

イエメンがここ数か月直面している安全保障上の状況と困難な社会情勢を認識し、

1. イエメンに対し、実施機関と密接に連携して、緊急の問題として要求されるデータを事務局に報告することを強く要請する。
2. 履行委員会に対し、第48回会合でイエメンの状況を審査することを要請する。

◇第８条　不遵守

（1）不遵守手続きに関する決議

決定Ⅰ/8　　不遵守

（a）モントリオール議定書を遵守しているか否かを決定し、同議定書の規定を遵守していない当事国の扱いを定める手続き及び制度メカニズムについて、第 2 回会合において当事国が検討し、承認するための適切な提案を 1989 年 11 月 1 日までに作成し、事務局に提出するための法律専門家の特別作業グループを定時設立する。

（b）コメントまたは提案が、特別作業グループの作業文書に反映されることを希望する当事国は、そのコメントまたは提案を 1989 年 5 月 22 日までに事務局に提出するよう当事国及び条約調印国に要請する。

（c）特別作業部会の必要な資金を今後 3 ヶ月以内に自主的に提供するよう当事国に要請する。

決定Ⅱ/5　　議定書違反

第 2 回締約国会合の作業報告の附属書Ⅲに定めるように、この議定書の規定に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国の処遇に関する手続きおよび制度上の仕組みを暫定的に採択する。

当該違反に関する手続き及び執行委員会の付託事項を定め、その結果を提出し、第 4 回締約国会合において検討する前に、その準備会合において検討するため、法律専門家特別委員会の権限を延長する。

決定Ⅲ/2　　不遵守手続き

（a）モントリオール議定書の違反手続きに関する法律の専門家による特別作業部会に、この手続きについて、さらに詳細に作成する場合、以下のことを要請する。

(ⅰ)モントリオール議定書の違反の可能な状況を特定する。

(ⅱ)モントリオール議定書の完全実施を推進するため、助言及び調停対策の指示リストを作成する。

(ⅲ)助言及び調停のための組織であるという履行委員会の役割に鑑み、締約国会合の最終的な決定において、議定書の違反手続きにおける履行委員会の勧告が常に反映されなければならないということを銘記する。

(ⅳ)議定書の条項の法的解釈の必要性を考慮する。

(ⅴ)特に開発途上国に対し、それらの国が議定書を遵守できるように、全ての可能な援助を提供する必要性を考慮し、議定書を承認していない締約国に関して、締約国会

合において取り上げられる可能性のある対策の表示リストを作成する。

(vi)ウィーン条約の11条に規定された争議の裁判及び仲裁裁定とモントリオール議定書8条に規定される議定書の違反手続きは、別のものであり、異なった手続きであるという法律の専門家による特別作業部会の結論(UNEP/OzL.Pro/WG.3/2/3)を承認する。

（b）第 4 回議定書締約国会合において検討を行うことを考慮し、議定書の違反手続きのドラフトの完成のために、以下のタイムテーブルを採択する。

1991 年 10 月：締約国の承認のための手続きのドラフトを完成させるための法律の専門家による特別作業部会の開催

1991 年 11 月：オゾン事務局への違反手続きのドラフトの提案

1991 年 12 月：議定書の違反手続きのドラフトの締約国への回覧

決定Ⅲ/17　　ウィーン条約の改正

ウィーン条約の 9 条における改正手続きを促進するため、モントリオール議定書の違反手続きを検討する法律専門家による特別作業部会の設置を要請する。

決定Ⅳ/5　　不遵守手続き

1．モントリオール議定書違反に関する法律専門家の特別作業グループの作業に対して謝意を表明する。

2．第 4 回締約国会合報告書の附属書Ⅳに定めるように、違反の手続きを採択する。

3．第 4 回締約国会合報告書の附属書Ⅴに定めるように、違反に関してとられる措置の指示リストを採択する。

4．オゾン層保護のためのウィーン条約第 9 条の改正の手続きを早める必要がないという勧告を受け入れる。

決定Ⅸ/35　　不遵守手続きの見直し

第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/5 により採択された非遵守手続きを再確認し、当該手続きは 1992 年に採択されて以降見直しが行われていないことに留意し、議定書の効果的な運用には、当該手続きを定期的に見直す必要があることを認識し、モントリオール議定書の諸規定を遵守させ、締約国の遵守を支援することが基本的に重要であることも認識し、

1．14 名のメンバー(第 5 条第 1 項適用国の代表 7 名、第 5 条非適用国の代表 7 名)で構成される非遵守に関する法務・技術専門家特別作業部会を設置し、モントリオール議定書の非遵守手続きを見直し、当該手続きの以後の精査と強化の必要性と要領に関するしかるべき結論と勧告を策定し、締約国の検討を受ける。

2．非遵守に関する法務・技術専門家特別作業部会のメンバーについては、第 5 条第 1 項非適用国からはオーストラリア、カナダ、EC、ロシア、スロバキア、スイス、イギリス、北アイルランドの 7 ヶ国を選任し、第 5 条第 1 項適用国からはアルゼンチ

ン、ボツワナ、中国、グルジア、モロッコ、スリランカ、セントルシアの 7 ヶ国を選任する。

3．非遵守に関する法務・技術専門家特別作業部会は、2 名の共同議長(第 5 条第 1 項適用国から 1 名、第 5 条非適用国から 1 名)を選任することに留意する。

4．非遵守に関する法務・技術専門家特別作業部会の作業のタイムテーブルを以下の通り採択する：

（a）1997 年 11 月 1 日：選任された各締約国に対して、特別作業部会への自国代表者の氏名を事務局に伝えるように求める。

（b）1998 年 1 月 1 日：全ての締約国に対して、特別作業部会の作業にあたって検討してもらうことを希望する見解又は提案を事務局に提出するよう求める。

（c）特別作業部会は、締約国公開作業部会の第 17 回会合の直前の 3 日間開催し、締約国公開作業部会の第 17 回会合でその作業状況に関する短い報告を提出せねばならない。

（d）特別作業部会は、第 10 回締約国会合直前の 3 日間開催し、結論と勧告を含む作業結果に関する短い報告を提出せねばならない。

（e）特別作業部会では、通信または適当と判断したその他の手段を通じて付帯作業を行うことを検討することもありうる。

5．非遵守手続きを見直すにあたって、非遵守に関する法務・技術専門家特別作業部会に対して以下の通り求める：

（a）非遵守強化のための締約国の提案(例、議定書の重大な非遵守を何回も繰り返した場合に、議定書を早急に遵守させることを目的とした措置の参考リストに基づく措置の採択を発動しうるか？）を検討する。

（b）履行委員会の作業の実施およびデータの報告に関する運営の能率を改善するための締約国の提案を検討する。

6．結論および(または)勧告を含め、非遵守に関する法務・技術専門家特別作業部会の作業を再検討した上で、第 10 回締約国会合でしかるべき決議を検討し、採択する。

7．「議定書非遵守に関する締約国会合がとるべき措置の参考リスト」の再検討は、特別作業部会の権限に含まれないことに留意する。

決定X/10　　不遵守手続きの再検討

モントリオール議定書の非遵守手続きに関する決定Ⅳ/5 が、第 4 回締約国会合において採択されたことを想起させること。

決定Ⅸ/36 によって設置された非遵守に関する法律・技術専門家特別作業部会報告書(UNEP/OzL.Pro/WG.4/1/3)と、特に一般的に非遵守手続きが満足いくように機能したが、一層の明確化が望ましく、またいくつかの追加的な実践が手続きを簡素化するために展開される必要があるという、その結論に言及すること。

1．非遵守手続きを再検討した報告書に対し、特別作業部会に謝意を表明すること。

2．特に非遵守手続きに関する項目を明確化するという視点での、以下のテキストの変更について同意すること。

（a）第2項の最後の文章を以下のように変更する：

「事務局が原文意見具申書を送付後 3 ヶ月しても締約国からの返事を受け取らなかった場合、事務局は、まだその返事を提出していない締約国に督促状を送付しなければならない。事務局は、締約国からの返事および情報が入手でき次第できるだけ早期に、但し提出物を受け取った後 6 ヶ月以内に、いかなるものであろうと締約国から提出された提出物、返事、および情報を、第 5 項に言及された履行委員会に伝達し、履行委員会は実行可能な範囲で、できるだけ速やかに、問題を検討しなければならない。」

（b）第3項の終わりに、「それ相応に」という言葉を、以下のように変更する：

｛実行可能な範囲で、できるだけ速やかに検討しなければならない。｝

（c）第5項：

(i)二番目の文章の後に次のような文章が挿入される：

「委員会に選任された各締約国に対しては、その選任から 2 ヶ月以内に、誰がその締約国を代表するのかを、事務局に届け出ることが要求されなければならず、またその締約国はこうした代表が、任務の全期間を通じて、変わらないことを保証するよう努力しなければならない。」

(ii)三番目の文章の後に次のような文章が挿入される：

「委員会のメンバーとして二回連続して 2 年間の任務を全うした締約国は、委員会から1年間退いた後でなければ、再び選任される資格がない。」

（d）第7項の下位項目(c)の後に、次のように下位項目(d)が挿入される：

「(d)委員会に委託された非遵守の個別的ケースに関する事実と、考え得る原因をできるだけ確認し、そして締約国会合に適切な勧告を行うこと。」

また、それに続く下位項目は、それに応じて番号付けし直される。

3．非遵守の全ての事例を再検討した履行委員会の見解通り、締約国による非遵守に持続的なパターンが存在する状況の中で、履行委員会が、締約国による持続的な非遵守のパターンを巡る事情を考慮した上で、モントリオール議定書の無欠性を確保するという目的で、締約国会合に報告をし、かつ適切な勧告を行うことに同意すること。これと関連して、協力の達成に向け締約国によってなされた前進と、非遵守締約国が協力締約国に復帰するのを助けるために講じられた措置を考慮する必要がある。

4．第10回締約国会合報告書の附属書Ⅱに記載されている修正非遵守手続きに、締約国の注意を喚起すること。

5．締約国が異なった決議を行わない限り、2003年末までに再び非遵守手続きの実施(有効範囲、効力)を検討すること。

決定 XⅧ/17　　遵守に関わるオゾン層破壊物質の備蓄分の処理

１．ある年度においてあるオゾン層破壊物質の生産量または消費量が許容水準を上回った締約国が、自国の生産量または消費量の超過が下記のシナリオのいずれかに該当すると説明したケースがいくつかあった旨を事務局が報告していることに留意する：

（ａ）その年のオゾン層破壊物質の生産分は、将来において国内で破壊すべく、あるいは破壊のために輸出すべく備蓄していた分である。

（ｂ）その年のオゾン層破壊物質の生産分は、将来において国内原材料用として使用すべく、あるいは原材料用として輸出すべく備蓄していた分である。

（ｃ）その年のオゾン層破壊物質の生産分は、将来において発展途上国の基礎的国内需要を満たすために輸出すべく備蓄していた分である。

（ｄ）その年に輸出されたオゾン層破壊物質は、将来において国内原材料用として備蓄していた分である。

２．履行委員会が、モントリオール議定書の違反手続きに基づき、シナリオ（ｄ）はモントリオール議定書の諸規定および締約国会議の決議には沿っていると結論したことをあらためて確認する。

３．自国の状況がシナリオ（a)、（ｂ）または（ｃ）の結果であると説明したケースをまとめた記録を保管し、その記録をあくまで参考用として履行委員会の資料に加えると共に、モントリオール議定書の第 7 条にしたがって締約国が提出したデータに関する事務局の報告にも加えるよう事務局に求める。

４．第 1 項に記されていない新しいシナリオについては、モントリオール議定書の違反手続きおよび同議定書に基づき定められた慣行にしたがって、履行委員会が取り組むことを認識する。

５．以後の対策の必要性を検討するために、本決議の第 3 項にしたがって収集した情報に照らして、第 21 回締約国会合でこの問題を再検討することで合意する。

決定 XXII/20　　オゾン層破壊物質備蓄分の扱い

決定 XVIII/17 では、特定年におけるオゾン層破壊物質の生産および消費の過剰は、将来に備えて特定の目的のために備蓄するために当該年にオゾン層破壊物質を生産または輸入した結果である、と締約国が説明しているケースに関する統合記録を保管するよう事務局に求めたことを改めて確認し、

また、あくまでも情報提供の目的で履行委員会の各会議のために作成された文書およびモントリオール議定書の第 7 条に従って締約国が提出したデータに関する事務局報告に当該記録を組み込むことも事務局に求めたことも改めて確認し、

特定年において個々のオゾン層破壊物質の生産量または消費量が許容水準を超えた 12 ヶ国も含め、1999 年以降 29 のケースを事務局が報告しており、生産または消費の過剰は上

記のシナリオのいずれかにより生じたものであると事務局が説明していることに留意し、

１．モントリオール議定書の第 3 条に基いて自国の生産量、消費量を計算できるよう、オゾン層破壊物質のすべての生産（意図せざるものも含む）を報告するよう、すべての締約国にあらためて指示する。

２．モントリオール議定書の第 7 条に基いてデータを報告する際、報告年において下記を目　的としてオゾン層破壊物質を生産した結果生じた生産または消費の過剰を明示するよう締約国に求める：

（ａ）将来、国内で破壊するため、あるいは破壊のために輸出するため。

（ｂ）将来、国内で原材料として使用するため、あるいは原材料用として輸出するため。

（ｃ）将来、発展途上国の基本的国内需要を満たすために輸出するため。

３．第 2 項に記すケースにおいては、締約国が、生産時に、第 2 項の(a)－(c)で示した目的以外の目的のためにオゾン層破壊物質を使用することを禁止するのに必要な措置を講じている旨報告すれば、履行委員会による追加対策は必要ないとみなす。

４．第 2 項の対象となるケースの統合記録を履行委員会の各会議のために作成された文書に組み込み、モントリオール議定書の第 7 条に従って締約国が提出したデータに関する事務局報告に当該記録を加えるために、当該記録を引き続き保管することを事務局に求める。

（２）履行委員会に関する決議

決定Ⅲ/3　　履行委員会

（ａ）履行委員会によってもたらされた進展を銘記し、モントリオール議定書により要求された資料を未だに提出していない締約国は、それを遅滞なく提出すべきであることを強く要請する。

（ｂ）過去に共同で資料を提出し、現在は地域の経済的な統合組織に属していない国々は、将来個別に資料を提出しなければならない。そして、これについては、適切であれば決定Ⅲ/7(a)の内容により対応する。

（ｃ）資料の提出のための期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日(第 7 条 2)、規制期間は 7 月 1 日から 6 月 30 日であり(第 2 条 1)、締約国はその両方の期間の資料の提出を要請されることに留意する。

（ｄ）第 5 条 1 の適用を受ける開発途上国の分類に関する以下の勧告を承認する。

資料の提出(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/3 and Add.1)中の図及び資料の提出に関する専門家の特別部会の報告書(UNEP/OzL.Pro/WG.2/1/4)の 14 項の(e)に含まれる勧告に照らして、委員会は、次の発展途上国は、暫定的に、議定書第 5 条 1 の適用国に該当しないと分類されるべきであると決議した。

バーレーン、マルタ、シンガポール、アラブ首長国連邦

また、その他の全ての開発途上国は、第5条1の適用を受ける国に該当すると判断した。

（e）履行委員会のメンバーとして、更に一年間の任期でハンガリー、日本、ノルウェー、トリニダートトバコ及びウガンダの地位を確認し、今年一年間の任期でカメルーン、チリ、タイ、米及びソ連を選出する。

決定Ⅲ/20　　履行委員会の構成

モントリオール議定書第 2 回締約国会合の報告書の附属書Ⅲにおける議定書の違反手続きの第3項を次のように変更する。

「履行委員会は、締約国会合により、公平な地理的分布に基づき、2年の任期で選出された10ヶ国の締約国から構成する。また、任期を終了した締約国を、引き続き更にもう一期再選することができる。」

決定Ⅳ/6　　履行委員会

履行委員会のメンバーとして、更に 1 年間、カメルーン、チリ、ロシア、タイ及び米国の地位を確認し、今後 2 年間アルゼンチン、オーストリア、ブルガリア、大韓民国及びウガンダを選定する。

決定Ⅴ/2　　履行委員会

履行委員会のメンバーとして、更に1年間、アルゼンチン、オーストリア、ブルガリア、韓国、及びウガンダの地位を確認し、ブルキナ・ファソ、チリ、ヨルダン、オランダおよびロシアを2年間同委員会のメンバーとして選出する。

決定Ⅵ/3　　履行委員会

履行委員会のメンバーとして更に 1 年、ブルキナ・ファソ、チリ、ヨルダン、オランダおよびロシアの地位を確認し、オーストリア、ブルガリア、ペルー、フィリピンおよぴタンザニアを2年間履行委員会のメンバーとして選出する。

決定Ⅶ/21　　履行委員会のメンバー

1．履行委員会によつて行われた作業を感謝をもって銘記する。

2．更に 1 年間同委員会のメンバーとして、オーストラリア、ブルガリア、ペルー、フィリピンおよびタンザニアの地位を確認し、2年間の同委員会メンバーとして、カナダ、スリランカ、ウクライナ、ウルグアイおよびザンビアを選出する。

決定Ⅷ/3　　履行委員会のメンバー

１．履行委員会によつて行われた作業を感謝をもって銘記する。
２．カナダ、スリランカ、ウクライナ、ウルグアイ及びザンビアの任期が更に 1 年間あることを確認し、2 年間の任期の委員として、ドミニカ、ドイツ、ガーナ、インドネシアおよびリトアニアを選出する。

決定Ⅸ/12　　履行委員会のメンバー

１．履行委員会によつて行われた作業を感謝をもって銘記する。
２．委員会のメンバーであるドミニカ、ドイツ、ガーナ、インドネシアおよびリトアニアの委員としての任期を更に 1 年間延長し、ボリビア、ケニア、ラトビア、パキスタンおよび米国を委員会メンバー(任期 2 年間)選出する。

決定 X/3　　履行委員会の委員

１．履行委員会によってなされた仕事に感謝の意を表明すること。
２．今後 1 年間のボリビア、ケニア、ラトビア、パキスタン、およびアメリカ合衆国の地位を承認し、2 年間の委員会メンバーとして、アンティグア・バーブーダ、マリ、ポーランド、サウジアラビア、およびイギリスを選出すること。

決定 XI/8　　履行委員会のメンバー構成

１．1999 年の履行委員会の努力に感謝する。
２．マリ、ポーランド、サウジアラビア、イギリスを更に１年間再任し、アルゼンチン、バングラデシュ、チェコ共和国、エクアドル、エジプトおよびアメリカ合衆国を委員会のメンバーに選任する（任期２年間）。

決定 XII/3　　履行委員会のメンバー構成

１．2000 年において履行委員会が行った活動に感謝する。
２．アルゼンチン、バングラデシュ、チェコ共和国、エクアドル、エジプトおよびアメリカ合衆国を更に１年間再任し、セネガル、スロバキア、スリランカおよびイギリスを、2001 年１月１日より２年間委員会のメンバーに選任する。
３．2001 年１月１日より１年間、イギリスを履行委員会委員長、バングラデシュを履行委員会の副委員長兼報告者に選任する。

決定 XII/13　　履行委員会およびその役員の任期

１．履行委員会およびその役員の任期を、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
２．締約国会合により毎年選出された委員会に対しては、会議中に委員長と副委員長を選出し、この２つの役職の継続性を確保する。

決定 XIII/26　　履行委員会のメンバー構成

１．2001 年において執行委員会が行った活動に感謝する。

２．セネガル、スロバキア、スリランカおよびイギリスを更に１年間再任し、オーストラリア、バングラデシュ、ボリビア、ブルガリア、ガーナおよびジャマイカを、2002 年１ 月１日より２年間委員会のメンバーに選任する。

３．2002 年 １ 月 １ 日より１年間、バングラデシュを履行委員会委員長、オーストラリアを履行委員会の副委員長兼報告者に選任する。

決定 XIV/12　　履行委員会のメンバー構成

１．2002 年において履行委員会が行った活動に感謝する。

２．オーストラリア、バングラデシュ、ボリビア、ブルガリア、ガーナおよびジャマイカを更に１年間再任し、ホンジュラス、イタリア、リトアニア、モルディブ、及びチュニジアを 2003 年１ 月１日より２年間委員会のメンバーに選任する。

３．2003 年１ 月１日より１年間、オーストラリアを履行委員会委員長、ジャマイカを履行委員会の副委員長兼報告者に選任する。

決定 XIV/37　　執行委員会と履行委員会との間の相互関係

The *Fourteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIV/37:*

Noting that the Multilateral Fund has an important responsibility for enabling compliance, but that without national action, there can be no compliance,

Acknowledging that the Executive Committee, pursuant to the Multilateral Fund's mandate "to enable compliance" has a responsibility to consider both the current and forecasted compliance status of a country when it reviews submissions connected with funding proposals and that, therefore, the Committee should work with the Party to eliminate the duration of any possible non-compliance,

Mindful of the fact that the Executive Committee's decisions to approve funding cannot be construed to condone a Party's non-compliance and that each Party continues to bear the responsibility to meet its obligations,

1. To request the Executive Committee to therefore make it clear that its funding decisions are always without prejudice to a Party's duty to meet its obligations under the Protocol, and are also without prejudice to the operation of the mechanisms in the Protocol that exist for the treatment of Parties in noncompliance. Accordingly, the Executive Committee should include language to this effect in its funding decisions where non-compliance is potentially at issue;

2. To note that while the Implementation Committee may take into account information from the Executive Committee consistent with paragraph 7(f) of the non-compliance procedure, the Executive Committee has no formal role in the crafting of Implementation Committee recommendations;
3. To further note that in no case should any Implementation Committee action be construed as directly requiring the Executive Committee to take any specific action regarding the funding of any specific project;
4. To note that the Executive Committee and Implementation Committee are independent of each other. However, pursuant to Article 10, the Multilateral Fund operates under the authority of the Parties and, pursuant to the non-compliance procedure of the Montreal Protocol, the Implementation Committee reports its recommendations to the Parties for possible decision.

決定XV/13　　履行委員会のメンバー

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/13:*

1. To note with appreciation the work done by the Implementation Committee in 2003;
2. To confirm the positions of Honduras, Italy, Lithuania, the Maldives and Tunisia for a further one year and select Australia, Belize, Ethiopia, Jordan and the Russian Federation as members of the Committee for a two-year period from 1 January 2004;
3. To note the selection of Tunisia to serve as President and of Italy to serve as Vice-President and Rapporteur of the Implementation Committee for one year with effect from 1 January 2004.

決定XVI/42　　履行委員会のメンバー

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/42:*

1. To note with appreciation the work done by the Implementation Committee in the year 2004;
2. To confirm the positions of Australia, Belize, Ethiopia, Jordan and the Russian Federation for one further year and to select Cameroon, Georgia, Guatemala, Nepal and the Netherlands as members of the Committee for a two-year period from 1 January 2005;
3. To note the selection of the Netherlands to serve as President and of Jordan to serve as Vice-President and Rapporteur, respectively, of the Implementation Committee for one year with effect from 1 January 2005.

決定XVII/43　　履行委員会のメンバー

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/43:*

1. To note with appreciation the work done by the Implementation Committee in 2005;
2. To confirm the positions of Cameroon, Georgia, Guatemala, Nepal and the Netherlands for one further year and to select Argentina, Lebanon, New Zealand, Nigeria and Poland as members of the Committee for a two-year period from 1 January 2006;
3. To note the selection of Georgia to serve as President and of New Zealand to serve as Vice-President and Rapporteur of the Implementation Committee for one year with effect from 1 January 2006.

決定XVIII/1　　履行委員会のメンバー

１．2006 年にモントリオール議定書の違反手続きにしたがって履行委員会が行った仕事を高く評価する。

２．アルゼンチン、レバノン、ニュージーランド、ナイジェリアおよびポーランドを委員会のメンバーとして更に 1 年間再任し、ボリビア、グルジア、インド、チュニジアおよびオランダを、2007 年 1 月 1 日から 2 年間、委員会のメンバーに選任する。

３．ニュージーランドを履行委員会の委員長、チュニジアを副委員長兼報告者に選任する。任期は、2007 年 1 月 1 日より 1 年間とする。

決定 XIX/2　　履行委員会のメンバー

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/2*:

1. To note with appreciation the work done by the Implementation Committee under the Non-compliance Procedure of the Montreal Protocol in the year 2007;
2. To confirm the positions of Bolivia, Georgia, India, Tunisia and the Netherlands for one further year and to select Jordan, Mauritius, Mexico, New Zealand and the Russian Federation as members of the Committee for a two-year period commencing 1 January 2008;
3. To note the selection of Tunisia to serve as President and of the Russian Federation to serve as Vice-President and Rapporteur, respectively, of the Implementation Committee for one year with effect from 1 January 2008.

決定XX/21　　履行委員会のメンバー

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/21*:

1. To note with appreciation the work done by the Implementation Committee under the Non-compliance Procedure for the Montreal Protocol in 2008;
2. To confirm the positions of Jordan, Mauritius, Mexico, New Zealand and the Russian Federation as members of the Committee for one further year and to select Armenia, Germany, Nicaragua, Niger and Sri Lanka as members of the Committee for a two-year period commencing 1 January 2009;
3. To note the selection of Ms. Robyn Washbourne (New Zealand) to serve as President and of Mr. Ghazi Faleh Odat (Jordan) to serve as Vice-President and Rapporteur of the Committee for one year commencing 1 January 2009.

決定XXI/16　　履行委員会の構成

１．2009年においてモントリオール議定書の不履行手続きに基づいて履行委員会が行なった作業を高く評価し、

２．アルメニア、ドイツ、ニカラグア、ニジェール、スリランカを委員会のメンバーとして更に1年間再任し、エジプト、ヨルダン、セントルシア、ロシア連邦、アメリカ合衆国を、2010年1月1日より2年間、委員会のメンバーに選任する、

３．Ezzat Lewis氏(エジプト)を委員会の委員長、Elisabeth Munzart氏(ドイツ)を副委員長兼報告者に選任し、任期は2010年1月1日より１年間とする。

決定 XXII/23　　履行委員会のメンバー

1. To note with appreciation the work done by the Implementation Committee under the Non-Compliance Procedure for the Montreal Protocol in 2010;
2. To confirm the positions of Egypt, Jordan, the Russian Federation, Saint Lucia and the United States of America as members of the Committee for one further year and to select Algeria, Armenia, Germany, Nicaragua and Sri Lanka as members of the Committee for a two-year period beginning 1 January 2011;
3. To note the selection of Ms. Elisabeth Munzert (Germany) to serve as President and of Mr. Ghazi Al Odat (Jordan) to serve as Vice-President and Rapporteur of the Committee for one year beginning 1 January 2011;

決定XXIII/18　履行委員会の委員

1. モントリオール議定書の不遵守手続きに基づく履行委員会の2011年の作業を評価する。
2. アルメニア、ドイツ、ギニア（アルジェリアと交代)、ニカラグア及びスリランカをさらに1年間同委員会の委員とすることを確認し、レバノン、ポーランド、セントルシア、アメリカ合衆国、ザンビアを2012年1月1日から2年間、同委員会の委員として選出する。
3. 2012年1月1日からの1年間について、同委員会の議長としてMr. W. L. Sumathipala（ス

リランカ）を、副議長及び報告者としてMr. Janusz Kozakiewicz（ポーランド）を選出することを指摘する。

決定XXIV/21　履行委員会の委員

1. モントリオール議定書の不遵守手続きに基づく履行委員会の2012年の作業を評価する。
2. レバノン、ポーランド、セントルシア、アメリカ合衆国及びザンビアをさらに1年間同委員会の委員とすることを承認し、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キューバ、イタリア及びモロッコを2013年1月1日から2年間、同委員会の委員として選出する。
3. 2013年1月1日からの1年間について、同委員会の議長としてMr. Janusz Kozakiewicz（ポーランド）を、副議長及び報告者としてMs. Azra Rogovic-Grubic（ボスニア・ヘルツェゴビナ）を選出することを指摘する。

決定XXV/17　履行委員会の委員

1. モントリオール議定書の不遵守手続きに基づく履行委員会の2012年の作業を評価する。
2. バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キューバ、イタリア及びモロッコをさらに1年間同委員会の委員とすることを承認し、カナダ、ドミニカ共和国、ガーナ、レバノン及びポーランドを2014年1月1日から2年間、同委員会の委員として選出する。
3. 2014年1月1日からの1年間について、同委員会の議長としてAzra Rogović-Grubić （ボスニア・ヘルツェゴビナ）を、副議長及び報告者としてElisabetta Scialanca（イタリア）を選出することを指摘する。

決定XXVI/18　履行委員会の委員

1. モントリオール議定書の不遵守手続きに基づく履行委員会の2014年の作業を評価する。
2. カナダ、ドミニカ共和国、ガーナ、レバノン及びポーランドをさらに1年間同委員会の委員とすることを承認し、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キューバ、マリ、イタリア及びパキスタンを2015年1月1日から2年間、同委員会の委員として選出する。
3. 2015年1月1日からの1年間について、同委員会の議長としてMs. Elisabetta Scialanca（イタリア）を、副議長及び報告者としてMr. Mazen Hussein（レバノン）を選出することを指摘する。

決定XXVII/12　履行委員会の委員

1. モントリオール議定書の不遵守手続きに基づく履行委員会の2015年の作業を評価する。
2. ボスニア・ヘルツェゴビナ、キューバ、マリ、パキスタン及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国（イタリアと交替）をさらに1年間同委員会の委員とすることを確認し、バングラデシュ、カナダ、ハイチ、ケニア及びルーマニアを2016年1月1日から2年間、同委員会の委員として選出する。

3. 2016年1月1日からの1年間について、同委員会の議長としてMr. Iftikhar ul Hassan Shah（パキスタン）を、副議長及び報告者としてMs. Nancy Seymour（カナダ）を選出することを指摘する。

決定XXVIII/13:履行委員会の委員

1. モントリオール議定書の不遵守手続きに基づく履行委員会の2016年の作業を評価する。
2. バングラデシュ、カナダ、ハイチ、ケニア及びルーマニアをさらに1年間同委員会の委員とすることを承認し、コンゴ、ジョージア、ヨルダン、パラグアイ、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国を2017年1月1日から2年間、同委員会の委員として選出する。
3. 2017年1月1日からの1年間について、同委員会の議長としてMr. Brian Ruddie （グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）を、副議長及び報告者としてMr. Leonard Marindany Kiru（ケニア）を選出することを指摘する。

（３）不遵守に関する決議：アルバニア

（２５）不遵守に関する決議：EU

決定XXIII/26　Non-compliance with the Montreal Protocol by the EU

Noting that the European Union reported the export of 16.616 metric tonnes of Annex C, group I, controlled substances (hydrochlorofluorocarbons) in 2009 to a State classified as not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol that was also a State not party to the Copenhagen Amendment to the Protocol in that year, which places the party in non-compliance with the provisions of Article 4 of the Protocol prohibiting trade with any State not party to the Protocol,

1. That no further action is necessary in view of the party's implementation of regulatory and administrative measures to ensure its compliance with the provisions of the Protocol governing trade with non-parties;
2. To monitor closely the party's progress with regard to the implementation of its obligations under the Montreal Protocol;

（３１）不遵守に関する決議：ハイチ

決定XXII/12　ハイチの状況

Noting with appreciation the efforts and commitment made by the Government of Haiti to sustain compliance with the Montreal Protocol,

Recognizing the extraordinary difficulties now faced by Haiti as a result of the devastating 7.2 magnitude earthquake that occurred on 12 January 2010, which has had adverse effects on the economic and social welfare of the people of Haiti,

Understanding Haiti's commitment to meeting its obligations in respect of phasing out ozone-depleting substances under the Montreal Protocol and its amendments,

1. To encourage all parties to assist Haiti by controlling the export of ozone-depleting substances and technologies dependent on ozone-depleting substances to Haiti through the control of trade in accordance with decision X/9 and other relevant decisions;
2. To request the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol, when considering project proposals for Haiti, to take into account the special situation of Haiti and the special difficulties that it may pose in respect of the phase-out of ozone-depleting substances, including in particular the accelerated phase-out of hydrochlorofluorocarbons, in accordance with the requirements of the Montreal Protocol;
3. To request the implementing agencies to consider providing appropriate assistance to Haiti in the areas of institutional strengthening, capacity-building, data collection and monitoring and control of trade in ozone-depleting substances;
4. Also to request the implementing agencies to consider providing appropriate assistance for the development of a strategy to achieve the reorganization of Haiti's national ozone unit and in the continuation of its efforts to report to the Ozone Secretariat data on consumption of ozone-depleting substances in accordance with the requirements of the Montreal Protocol;
5. That recommendations made by the Implementation Committee under the non-Compliance Procedure for the Montreal Protocol are to be considered in the light of the difficulties faced by Haiti as a result of the earthquake;

（３４）不遵守に関する決議：イラク

決定XXIII/24　新締約国としてイラクが直面する問題

Noting with appreciation Iraq's efforts to comply with the requirements of the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol and all its amendments,

Recognizing the continued difficulties faced by Iraq as the result of its becoming a party to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and all its amendments shortly before key phase-out dates,

Recognizing also the security situation and the political, economic and social difficulties faced
by Iraq over the past two decades,

Acknowledging Iraq's commitment to phasing out ozone-depleting substances under the Montreal Protocol and its amendments within a limited time frame,

1. To urge all exporting countries to liaise with the Government of Iraq, as feasible, prior to the export of any ozone-depleting substances to Iraq in order to support the local authorities in controlling the import of ozone-depleting substances and combating illegal trade;
2. To note the need for extra security and attention to logistical difficulties in the implementation of phase-out projects in Iraq, including resources adequate to enable implementing agency personnel to operate in the country;
3. To request the implementing agencies to continue to take into account Iraq's special situation and to provide it with appropriate assistance;

（４１）不遵守に関する決議：リビア

決定XXIII/23　Potential non-compliance in 2009 with the provisions on consumption of the controlled substances in Annex A, group II (halons), by Libya and request for a plan of action

Noting that Libya ratified the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer on 11 July 1990, the London Amendment on 12 July 2001 and the Copenhagen Amendment on 24 September 2004 and is classified as a party operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol,

Noting also that the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol has approved $7,627,354 from the Multilateral Fund in accordance with Article 10 of the Protocol to enable Libya to achieve compliance with the Protocol,

Noting further that Libya has reported annual consumption for the controlled substances in Annex A, group II (halons), for 2009 of 1.8 ODP-tonnes, which exceeds the party's maximum allowable consumption of zero ODP-tonnes for that controlled substance for that year, and that in the absence of further clarification, Libya is therefore presumed to be in non-compliance with the control measures under the Protocol,

1. To request Libya to submit to the Secretariat, as a matter of urgency and no later than 31 March 2012, for consideration by the Implementation Committee at its forty-eighth meeting an explanation for its excess consumption of halons,

together with a plan of action with time-specific benchmarks to ensure the party's prompt return to compliance;

2. To monitor closely Libya's progress with regard to the phase-out of halons: to the degree that the party is working towards and meeting the specific Protocol control measures, it should continue to be treated in the same manner as a party in good standing and, in that regard, Libya should continue to receive international assistance to enable it to meet its commitments in accordance with item A of the indicative list of measures that may be taken by the Meeting of the Parties in respect of non-compliance;
3. To caution Libya, in accordance with item B of the indicative list of measures, that in the event that it fails to return to compliance in a timely manner the Meeting of the Parties will consider measures consistent with item C of the indicative list of measures, which may include the possibility of actions available under Article 4, such as ensuring that the supply of halons that is the subject of non-compliance is ceased so that exporting parties are not contributing to a continuing situation of non-compliance;

（５６）不遵守に関する決議：ロシア

決定XXIII/27　Non-compliance with the Montreal Protocol by the Russian Federation

Noting that the Russian Federation reported the export of 70.2 metric tonnes of Annex C, group I, controlled substances (hydrochlorofluorocarbons) in 2009 to a State classified as not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol that was also a State not party to the Copenhagen Amendment or the Beijing Amendment to the Protocol in that year, which places the Russian Federation in non-compliance with the provisions of Article 4 of the Protocol prohibiting trade with any State not party to the Protocol,

1. That no further action is necessary in view of the party's implementation of regulatory and administrative measures to ensure its compliance with the provisions of the Protocol governing trade with non-parties;
2. To monitor closely the party's progress with regard to the implementation of its obligations under the Montreal Protocol

（６５）不遵守に関する決議：チモール・レステ

決定XXI/24　新しい締約国であるチモール・レステが直面している障害

チモールーレステが、ウイーン条約、モントリオール議定書およびそのすべての改正に

調印し、オゾン層保護に努力する国際社会に参加したことを高く評価する。これにより、ウイーン条約とモントリオール議定書は、国連事務総長に寄託された国際条約の中で全世界的な参加が実現した最初の条約となった。

また、オゾン関係条約がチモール・レステを対象に発効するのは2009年12月16日であることに留意し、

重要な段階的削減の期日の直前にチモール・レステがウイーン条約とモントリオール議定書およびその改正に調印したことで直面している障害を認識し、

モントリオール議定書およびその改正に基づくオゾン層破壊物質の段階的削減に限られた期間内に取り組む旨のチモール・レステの公約を理解し、

１．モントリオール議定書の諸規定および締約国会合の関連決議に基づいて取引規制を行うことによりオゾン層破壊物質およびオゾン層破壊物質系技術のチモール・レステへの輸出規制に取り組む新しい締約国であるチモール・レステを支援するよう、すべての締約国に強く求め、チモール・レステが、決定XIX/12に基づいて非公式の事前インフォームド・コンセント手続きに参加することを奨励する。

２．チモール・レステ向けのオゾン層破壊物質の段階的削減プロジェクト案を検討するにあたって、附属書A、BおよびEのオゾン層破壊物質の段階的削減時に障害に直面するかもしれないこの新しい締約国の特別な状況を考慮し、プロジェクト案を柔軟に検討するよう執行委員会に求める。ただし、これにより、チモール・レステの不遵守状況を精査する締約国の権利が侵害されることはない。

３．制度強化、能力育成、データ収集、自国の計画、国内段階的削減計画の策定に取り組み、モントリオール議定書の基準にしたがってオゾン層破壊物質の消費量データを来年事務局に報告するよう努めるチモール・レステにしかるべき支援を行うことを実施機関に求める。

４．モントリオール議定書とその改正がチモール・レステを対象に発効する日以降に同国が直面しうる不遵守状況に取り組む際の障害を考慮し、第24回締約国会合(本決議を再審議)に先立つ公開作業部会でチモール・レステの遵守状況に関して報告を行なうことを、履行委員会に求める。

（７２）不遵守に関する決議：ベトナム

（７３）不遵守に関する決議：締約国グループ

決定 XⅢ/16　1999～2000 年の規制期間において第 5 条締約国が CFC の消費量の凍結を遵守しない

１．第 10 回締約国会合の決定Ｘ/29 にしたがって、履行委員会が、それぞれの基準ラインを上回る 1999 年および(または)2000 年の CFC 消費量データを報告した第 5 条

締約国(バングラデシュ、チャド、コモロ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ケニヤ、モンゴル、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パプア・ニューギニア、パラグアイ、サモア、ソロモン諸島)に書簡を送るよう事務局に要求した点に留意する。

2．上記の締約国の内、1999 年 7 月 1 日から 2000 年 6 月 30 日までの規制期間のデータの提出を求める事務局からの要求に応じた締約国は皆無であるため、全ての国が、詳しい説明もなく、モントリオール議定書に基づく規制措置を遵守していないと推定される。

3．オゾン層破壊物質の段階的削減に関するこれらの締約国の進捗状況を綿密に監視する。これらの締約国がモントリオール議定書の個々の規制措置を遵守できるよう努力し、遵守している限りは、引き続き、良好な遵守状態にある締約国と同様に扱われるべきである。これに関連して、非遵守に対して締約国会合がとる措置の参考リストのＡ項にしたがって、これらの締約を守ることができるようにするための国際的支援をこれらの締約国に行うべきである。ただし、締約国は、いずれかの国が適時に再び遵守することを怠った場合、締約国は、措置の参考リストのＣ項に基づく措置を検討する旨、措置の参考リストのＢ項にしたがって、この決議を通じて、これらの締約国に警告する。これらの措置には、非遵守の対象である CFCs の供給を停止させること、輸入締約国が非遵守状態に協力しないようにすることなどがある。

決定 XIV/17　2000-2001 年の規制期間において第５条締約国が CFC の消費量の凍結を遵守しない

1．第 10 回締約国会合の決議Ｘ/29 にしたがって、履行委員会が、それぞれの基準ラインを上回る 1999 年および（または）2000 年の CFC 消費量データを報告した第５条締約国（バングラデシュ、チャド、コモロ、ドミニカ共和国、ホンデュラス、ケニヤ、モンゴル、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パプア・ニューギニア、パラグアイ、サモア、ソロモン諸島）に書簡を送るよう事務局に要求した点に留意する。

2．上記の締約国の内、1999 年 7 月 1 日から 2000 年 6 月 30 日までの規制期間のデータの提出を求める事務局からの要求に応じた締約国は皆無であるため、すべての国が、詳しい説明もなく、モントリオール議定書に基づく規制措置を遵守していないと推定される。

3．オゾン層破壊物質の段階的削減に関するこれらの締約国の進捗状況を綿密に監視する。これらの締約国がモントリオール議定書の個々の規制措置を遵守できるよう努力し、遵守している限りは、引き続き、良好な遵守状態にある締約国と同様に扱われるべきである。これに関連して、非遵守に対して締約国会合がとる措置の参考リストのＡ項にしたがって、これらの締約を守ることができるようにするための国際的支援をこれらの締約国に行うべきである。ただし、締約国は、いずれかの国が適時に再び遵守することを怠

った場合、締約国は、措置の参考リストのＣ項に基づく措置を検討する旨、措置の参考リストのＢ項にしたがって、この決議を通じて、これらの締約国に警告する。これらの措置には、非遵守の対象である CFCs の供給を停止させること、輸入締約国が非遵守状態に協力しないようにすることなどがある。

決定 XIV/28　　2000年での非5条国による消費量削減の非遵守

The *Fourteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIV/28:*

1. To note that Belarus and Latvia have reported data on consumption of substances in Annex A or B to the Montreal Protocol in 2000 that places them in non-compliance with the national plans negotiated with the Parties and stated in Decisions X/21 and X/24 respectively;
2. To strongly request these Parties to provide the Implementation Committee, through the Secretariat, with explanations for their non-compliance, based on the data reported under Article 7 of the Protocol, as a matter of urgency;
3. To request the Implementation Committee to review the situation with regard to the phase-out of ozonedepleting substances in these Parties at its next meeting, and report to the Fifteenth Meeting of the Parties.

決定 XV/21　Potential non-compliance with consumption of Annex A, group I, ozonedepleting substances (CFCs) by Article 5 Parties for the control period 1 July 2001- 31 December 2002, and requests for plans of action

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/21:*

1. To note that the following Article 5 Parties have failed to report data for consumption of Annex A,
   group I, substances for the control period from 1 July 2001 to 31 December 2002, and have reported annual data for 2001 and/or 2002 which are above their requirement for a freeze in consumption: Dominica, Haiti, Saint Kitts and Nevis, and Sierra Leone. In the absence of further clarification, those Parties are presumed to be in non-compliance with the control measures under the Protocol;
2. To urge those Parties to report data for Annex A, group I, substances for the control period from 1 July 2001 to 31 December 2002 as a matter of urgency and, in addition, for consideration at the next meeting of the Implementation Committee, explanations for their excess consumption, together with plans of action with time-specific benchmarks to ensure a prompt return to compliance. Those Parties may wish to consider including in their plans of action the

establishment of import quotas to freeze imports at baseline levels and support the phase-out schedule, a ban on imports of ODS-using equipment, and policy and regulatory instruments that will ensure progress in achieving the phase-out;

3. To note also, however, the special situation of Haiti, which has only recently ratified the Montreal Protocol and begun to implement its refrigerant management plan;
4. To monitor closely the progress of those Parties with regard to the phase-out of CFCs. To the degree that those Parties are working towards and meeting the specific Protocol control measures, they should continue to be treated in the same manner as Parties in good standing. In that regard, those Parties should continue to receive international assistance to enable them to meet their commitments in accordance with item A of the indicative list of measures that may be taken by a Meeting of the Parties in respect of noncompliance. Through the present decision, however, the Parties caution those Parties, in accordance with item B of the indicative list of measures, that in the event that any Party fails to return to compliance in a timely manner, the Parties will consider measures consistent with item C of the indicative list of measures. Those measures may include the possibility of actions available under Article 4, such as ensuring that the supply of CFCs (that is, the subject of non-compliance) is ceased and that exporting Parties are not contributing to a continuing situation of non-compliance.

決定 XV/22 Potential non-compliance with consumption of Annex A, group II, ozonedepleting substances (halons) by Article 5 Parties in 2002, and requests for plans of action

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/22:*

1. To note that the following Article 5 Parties have reported annual data for Annex A, group II substances for 2002 which are above their requirement for a freeze in consumption: Malaysia, Mexico, Nigeria and Pakistan. In the absence of further clarification, those Parties are presumed to be in non-compliance with the control measures under the Protocol;
2. To request those Parties to submit to the Implementation Committee, as a matter of urgency, for consideration at its next meeting, an explanation for their excess consumption, together with plans of action with time-specific benchmarks to

ensure a prompt return to compliance. Those Parties may wish to consider including in their plans of action the establishment of import quotas to freeze imports at baseline levels and support the phase-out schedule; policy and regulatory instruments that will ensure progress in achieving the phase-out; and work with implementing agencies to identify alternatives to Annex A, group II, substances;

3. To monitor closely the progress of those Parties with regard to the phase-out of halons. To the degree that those Parties are working towards and meeting the specific Protocol control measures, they should continue to be treated in the same manner as Parties in good standing. In that regard, those Parties should continue to receive international assistance to enable them to meet their commitments in accordance with item A of the indicative list of measures that may be taken by a Meeting of the Parties in respect of noncompliance. Through the present decision, however, the Parties caution those Parties, in accordance with item B of the indicative list of measures, that in the event that any Party fails to return to compliance in a timely manner the Parties will consider measures consistent with item C of the indicative list of measures. Those measures may include the possibility of actions available under Article 4, such as ensuring that the supply of halons (that is, the subject of non-compliance) is ceased and that exporting Parties are not contributing to a continuing situation of non-compliance.

決定 XV/24 Potential non-compliance with consumption of the controlled substance in Annex E (methyl bromide) by non-Article 5 Parties in 2002, and requests for plans of action

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/24:*

1. To note that Latvia has reported annual data for 2001 which are above its requirement for a 50 per cent reduction in consumption of the controlled substance in Annex E, therefore placing Latvia in noncompliance with its obligations under Article 2H of the Montreal Protocol for 2001;
2. To note also, however, that Latvia had provided an explanation for its non-compliance and has subsequently reported Annex E data for 2002 that indicate its return to compliance;
3. To note that Israel has reported annual data for 2002 which are above its

requirement for a 50 per cent reduction in consumption of the controlled substance in Annex E. In the absence of further clarification, Israel is presumed to be in non-compliance with the control measures under the Protocol;

4. To request Israel to submit to the Implementation Committee, as a matter of urgency, for consideration at its next meeting, an explanation for its excess consumption, together with a plan of action with timespecific benchmarks to ensure a prompt return to compliance. Israel may wish to consider including in its plan of action the establishment of import quotas to support the phase-out schedule, and policy and regulatory instruments that will ensure progress in achieving the phase-out;
5. To monitor closely the progress of Israel with regard to the phase-out of methyl bromide. To the degree that Israel is working towards and meeting the specific Protocol control measures, it should continue to be treated in the same manner as a Party in good standing. Through the present decision, however, the Parties caution Israel, in accordance with item B of the indicative list of measures that may be taken by a Meeting of the Parties in respect of non-compliance, that in the event that it fails to return to compliance in a timely manner the Parties will consider measures consistent with item C of the indicative list of measures. Those measures may include the possibility of actions available under Article 4, such as ensuring that the supply of methyl bromide (that is, the subject of non-compliance) is ceased and that exporting Parties are not contributing to a continuing situation of non-compliance.

決定 XV/25 Potential non-compliance with consumption of the ozone-depleting substance in Annex E (methyl bromide) by Article 5 Parties in 2002, and requests for plans of action

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/25:*

1. To note that the following Article 5 Parties have reported annual data for the controlled substance in Annex E for 2002 which are above their requirement for a freeze in consumption: Barbados, Egypt, Paraguay, Philippines, Saint Kitts and Nevis, and Thailand. In the absence of further clarification, those Parties are presumed to be in non-compliance with the control measures under the Protocol;
2. To request those Parties to submit to the Implementation Committee as a matter of urgency, for consideration at its next meeting, an explanation for their excess consumption, together with plans of action with time-specific benchmarks to

ensure a prompt return to compliance. Those Parties may wish to consider including in their plans of action the establishment of import quotas to freeze imports at baseline levels and support the phase-out schedule, and policy and regulatory instruments that will ensure progress in achieving the phase-out;

3. To monitor closely the progress of those Parties with regard to the phase-out of methyl bromide. To the degree that those Parties are working towards and meeting the specific Protocol control measures, they should continue to be treated in the same manner as Parties in good standing. In that regard, those Parties should continue to receive international assistance to enable them to meet their commitments in accordance with item A of the indicative list of measures that may be taken by a Meeting of the Parties in respect of non-compliance. Through the present decision, however, the Parties caution those Parties, in accordance with item B of the indicative list of measures, that in the event that any Party fails to return to compliance in a timely manner the Parties will consider measures consistent with item C of the indicative list of measures. Those measures may include the possibility of actions available under Article 4, such as ensuring that the supply of methyl bromide (that is, the subject of non-compliance) is ceased and that exporting Parties are not contributing to a continuing situation of non-compliance.

決定 XVI/20 Potential non-compliance in 2003 with consumption of the controlled substance in Annex B, group III (methyl chloroform) by Parties operating under paragraph 1 of Article 5, and requests for plans of action

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/20:*

1. To note that the following Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol have reported annual data for the controlled substance in Annex B, group III (methyl chloroform), for 2003 which is above their requirement for a freeze in consumption: Bangladesh, Bosnia and Herzegovina, Ecuador and the Islamic Republic of Iran. In the absence of further clarification, those Parties are presumed to be in non-compliance with the control measures under the Protocol. To note, however, that the Islamic Republic of Iran has

submitted a request for a change in its baseline data for methyl chloroform that will be considered by the Implementation Committee at its next meeting;

2. To request those Parties, as a matter of urgency, to submit to the Implementation Committee for consideration at its next meeting explanations for their excess consumption, together with plans of action with time-specific benchmarks to ensure a prompt return to compliance. Those Parties may wish to consider including in their plans of action the establishment of import quotas to freeze imports at baseline levels and support the phase-out schedule, and policy and regulatory instruments that will ensure progress in achieving the phase-out;
3. To monitor closely the progress of those Parties with regard to the phase-out of methyl chloroform. To the degree that those Parties are working towards and meeting the specific Protocol control measures, they should continue to be treated in the same manner as Parties in good standing. In that regard, those Parties should continue to receive international assistance to enable them to meet their commitments in accordance with item A of the indicative list of measures that may be taken by a Meeting of the Parties in respect of non-compliance. Through the present decision, however, the Meeting of the Parties cautions those Parties, in accordance with item B of the indicative list of measures, that, in the event that any Party fails to return to compliance in a timely manner, the Meeting of the Parties will consider measures consistent with item C of the indicative list of measures. Those measures may include the possibility of actions available under Article 4, such as ensuring that the supply of methyl chloroform (that is, the subject of non-compliance) is ceased and that exporting Parties are not contributing to a continuing situation of non-compliance.

◇第９条　研究、開発、周知及び情報交換

決定Ｉ/4

議定書の第９条及び第10条に規定されている作業計画の最初の作業として以下の作業を検討する。

（ａ）科学評価パネル、環境評価パネル、技術評価パネル、経済評価パネルの報告書ならびに総合報告書を配布し、それぞれについてフォローアップをする。

（ｂ）とりわけ、環境上好ましい代替製品分野の発展またはCFCまたはハロンの使用に代わる技術的な解決法分野の発展を考慮に入れて、委員会報告書を定期的に改訂する。

（ｃ）第 2 回会議における当事国の検討に供するため、発展途上国の特別なニーズを考慮に入れた、講習会、デモプロジェクト、研修、専門家の交流、コントロール・オプションに関するコンサルタントの規定を含むプログラムを作成する。

（d）第 2 回会議における当事国の検討用として、当事国に配布するために、規制物質または規制物質に伴って生産される製品、または、規制物質を含む製品を生産している既存の生産設備に適用できる改良技術の調査書を作成する。

（e）一般向け情報提供のための資料作成と広範囲な資料配付を促進する。

（f）環境上好ましい代替製品及び代替技術の交流と移転を促進するために具体的な方策を研究する。

（g）議定書の規定の実施に貢献できる国際組織および金融機関に関するプログラムにおける活動を積極的に支援し、この目的のために適当な国際組織、計画、金融機関と具体的な接触を事務局が開始することができる方法の決定。

決定Ⅱ/14　　議定書の第 9 条及び第 10 条で要求される作業計画

財政的仕組みに基づく執行委員会および事務局は、その作業において、議定書締約国による公開作業部会の第 3 期第 1 回会合で採択されたように、議定書第 9 条及び第 10 条で要求される作業計画に関する計画に関する勧告を考慮するよう要求する。

決定 XVII/24　研究、開発、周知と情報交換に関する議定書第 9 条の下で提出される締約国の報告

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/24:*

1. To note with appreciation the reports submitted by the following 28 Parties in accordance with Article 9 of the Montreal Protocol: Argentina, Belarus, Brazil, Brunei Darussalam, Bulgaria, Czech Republic, Dominican Republic, Guyana, Hungary, Iceland, Jordan, Latvia, Mauritius, Malaysia, Monaco, Norway, Oman, Pakistan, Poland, Romania, Somalia, Spain, Sri Lanka, Sweden, Thailand, Togo, Trinidad and Tobago, Turkmenistan;
2. To recall that paragraph 3 of Article 9 states that, every two years, each Party shall submit to the Secretariat a summary of activities it has conducted pursuant to that Article, and that relevant activities include promotion of research and development, information exchange on technologies for reducing emissions of ozone-depleting substances, alternatives to the use of controlled substances and the costs and benefits of relevant control strategies, awareness-raising on the environmental effects of controlled substances emissions and other substances that deplete the ozone layer;
3. To recognize that information relevant to the reporting obligation contained in paragraph 3 of Article 9 may be generated through cooperative efforts undertaken in the context of regional ozone networks, ozone research managers activities under Article 3 of the Vienna Convention, participation by Parties in the

assessment work of both the Technology and Economic Assessment Panel and the Scientific Assessment Panel under Article 6 of the Montreal Protocol, and national public awareness-raising initiatives;

4. To note that the reporting under Article 9, paragraph 3, could be undertaken through electronic means, and to note also that the information contained in these reports could be shared through the Ozone Secretariat's website;
5. To note that such activities continue to play an important role in global efforts to protect the ozone layer and that dissemination of information on such activities, through Article 9, also contributes to these efforts;
6. To therefore urge all Parties to submit information in accordance with paragraph 3 of Article 9.

決定XX/13　　議定書第9条の下で提出される締約国の報告書

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/13*:

1. To note with appreciation the reports submitted in 2007 and 2008 by the following 18 Parties in accordance with Article 9 of the Montreal Protocol: Argentina, Belize, Bosnia and Herzegovina, Costa Rica, Cyprus, Latvia, Lebanon, Lithuania, Mexico, Namibia, Norway, Oman, Spain, Sri Lanka, Sweden, Thailand, Uganda and Zambia;
2. To recall that paragraph 3 of Article 9 states that, every two years after entry into force of the Montreal Protocol, which entered into force in 1989, each Party shall submit to the Secretariat a summary of activities that it has conducted pursuant to that Article and that relevant activities include promotion of research and development, information exchange on technologies for reducing emissions of ozonedepleting substances, alternatives to the use of controlled substances and the costs and benefits of relevant control strategies and raising awareness of the environmental effects of emissions of controlled and other substances that deplete the ozone layer;
3. To recognize that information relevant to the reporting obligation under paragraph 3 of Article 9 may be generated through cooperative efforts undertaken in the context of regional ozone networks, activities by ozone research managers under Article 3 of the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer, participation by Parties in the assessment work of both the Technology and Economic Assessment Panel and the Scientific Assessment Panel under Article 6 of the Montreal Protocol and national public awareness-raising initiatives;
4. To note that the reporting under paragraph 3 of Article 9 of the Protocol can be

undertaken through electronic means;

5. To request the Secretariat to share the information reported under paragraph 3 of Article 9 of the Protocol with other Parties through the Secretariat's website.

◇第１０条　資金供与の制度

（1）暫定的な資金供与制度設立に関する決議

決定Ⅰ/13　　発展途上国に対する援助

（a）モントリオール議定書の第 9 条及び第 10 条に基づいて、第 5 条 2 項及び第 3 項を実施するために、国際的な金融及びその他のメカニズムを設立することの緊急の必要性を認識し、発展途上国が、現在の議定書及び強化された将来の議定書の規定を遵守できるようにすることにより、オゾンの破壊と関連する問題に取り組む。

（b）そのようなメカニズムならびに国際資金の可能性を排除しない十分な国際資金供与メカニズムの方式を策定するために、締結当事国の作業グループを適時設立する。

決定Ⅱ/8　　財政的仕組み

1991 年 1 月 1 日から 1993 年 12 月 31 日までの 3 年間又は財政的仕組みが設置される時までの間、次のとおり暫定的な財政的仕組みを設置する。

１．暫定的な財政的仕組みは、モントリオール議定書の第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国に対し、この議定書の第 2A 条から第 2E 条までに定める規制措置を実施するために、技術移転を含む財政的及び技術的協力を供与することを目的として設置する。当該仕組みは、第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国に対する他の財政的援助に対して追加的な寄与を行い、当該締約国が議定書の規制措置を実施できるよう合意された全ての追加費用を満たすものでなければならない。追加費用の範囲を示す表を、本決定の附属書Ⅰとして添付する。

２．1 に基づき設置された仕組みは、多数国間基金を含むものとする。当該仕組みは、多国間の、地域的及び二国間の協力による他の手段を含むものとする。

３．多数国間基金は、次のものをいう。

（a）適切な補助金又は譲許的なものであり、締約国によって決定される基準に基づくものであり、合意された追加費用を満たす。

（b）次のようなクリアリング・ハウスの任務にかかる費用を拠出する。

(ⅰ)第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国を援助して、協力の必要を明確にするための国別の研究およびその他の技術的協力を行うこと。

(ⅱ)明確になった当該必要を満たすために技術的協力を促進すること。

(iii)この議定書第 9 条の規定に基づき、開発途上国である締約国のために情報および関連のある資料の配付並びに講習会およびその他の関連のある活動を実施すること。

(iv)開発途上国である締約国が、利用可能な他の多国間の地域および二国間の協力を促進し監視すること。

（c）多数国間基金の事務局の費用および関係のある支援業務にかかる費用を拠出する。

4．多数国間基金は、全体の政策を決定する締約国の権限に基づいて運用される。

5．第 2 回締約国会合の議長は、執行委員会が 1991 年 1 月 1 日から効力を生ずる「モントリオール議定書の実施のための暫定的多数国間基金」を設置し、当該基金の財政的規定および規則を作成することを確保するものとする。

6．締約国は、多数国間基金の目標を達成するため、資金の支払いを含め、具体的な運営政

策、経営指針及び管理規定を策定し監督する執行委員会を設置する。執行委員会は 3 年設置される。当該 3 年の期間の終了前、執行委員会の付託事項は、締約国の会議において検討するものとする。執行委員会は、国際復興開発銀行(世界銀行)、国連環境計画、国連開発計画又はその他の専門分野に応じた適切な期間の協力および援助により、締約国により合意された付託事項に掲げる使命および責任を履行する。執行委員会の構成は、第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国及び適用を受けない締約国から同数の代表が選ばれ、締約国が承認する。執行委員会の付託事項は、本決定の附属書Ⅱとして添付する。

7．多数国間基金は、第 5 条 1 の規定の適用を受けない締約国から交換可能な通貨により、又は一定の状況のもとに、現物及び／又は国内通貨により本決定の附属書Ⅲに定める国連分担金比率に基づく供与により出資する。他の締約国による供与も奨励する。二国間の及び締約国の決定により合意された特別な場合には、地域的な協力は、少なくとも次のような場合、20%までおよび締約国の決定により定められた基準と一致する範囲までは、多数国間基金の供与とみなすことができる。

（a）この議定書の規定の遵守と厳密に関係のあるものであること。

（b）追加的な資金によるものであること。

（c）合意された増加費用を満たすものであること。

多数国間基金の付帯事項は、本決定に附属書Ⅳとして添付する。

8．締約国は、多数国間基金の会計年度別予算の計画および個々の締約国の寄与の比率を決定する。

9．多数国間基金による資金は、受益者たる締約国の同意を得て支払われる。

10．この決定に基づく締約国の決定は、可能な限りコンセンサス方式によるものとする。コンセンサスのためのあらゆる努力にも拘わらず合意に達しない場合には、出席しかつ投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数決であって、出席しかつ投票する第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国の過半数および出席しかつ投票する第 5 条 1 の規定の適用を受け

ない締約国の過半数を代表するものによる議決で採択する。

11. この決定により定める財政的仕組みは、他の環境問題に関して将来設置される基金の前例とはしない。

12. 本決定の追加文書におけるドル表示は、米ドルである。

決定Ⅱ/8A　　基金事務局予算

第2回締約国会合の作業報告書の附属書Ⅴに添付したとおり、基金の事務局の暫定的予算を採択し、その実施において得た経験に徴して、予算の修正案を第3回締約国会合に提出することを締約国の執行委員会に要求する。

決定Ⅱ/8B　　カナダの提案の受諾

第2回締約国会合はカナダからの提案を受け入れることを決定Ⅱ/8Bで承認した。

（a）期間中に必要とされる執行委員会会議を主催すること

（b）これらの会議に途上国が参加することを支援すること

（c）これらに関する管理費を引き受けること

決定Ⅲ/19　　資金供与制度

締約国作業部会に対し、決定Ⅱ/8 において締約国により採択された増加費用のカテゴリーの表示リストを評価するとともに、執行委員会によって得られた経験を考慮し、第 2 回締約国会合において改訂されたモントリオール議定書の第10条1で要請された増加費用のカテゴリーの表示リストを作成することを要請する。作成されたリストは、第 4 回締約国会合での検討のために、同締約国会合に提出されなければならない。

（2）資金供与制度設立に関する決議

決定Ⅳ/18　　財政的仕組み

Ⅰ.

1. 第2回締約国会合で改正されたモントリオール議定書の第10条に規定される多数国間基金を含めて、財政的仕組みを確立する。

2. 1993年1月1日より、多数国間基金を実施し、同期日に暫定多数国間基金に残存する資産をそれに移す。

3. 1993年度の基金の全拠出金額を113.34百万US$に設定し、1994～1996年に340～500百万US$の金額で示される同意された追加費用として、議定書第5条1の適用を受ける締約国の要求に贈与または緩和された条件で応じるために、基金の補填を約束する。1994年度の基金への全拠出金額は、1993年度の金額を下回らない。

４．執行委員会を設置する。

５．第 4 回締約国会合報告書の附属書IXおよびXに個別に記されている如く、多数国間基金及び執行委員会の付託事項の規定を採択する。

６．UNEP/OzL.Pro./ExCom/8/29 の第 108 項に含まれている執行委員会の勧告を支持し、改訂議定書の第 10 条に従って、第 4 回締約国会合報告書の附属書VIIIに規定される如く、増加費用の範疇の指示リストを承認する。

７．執行委員会に対し、暫定多数国間基金に適用する協定、手続き及びガイドラインに基づいて作業を継続することを要求する。

８．暫定多数国間基金の事務局の主催国を努めたと同じように、多数国間基金の事務局の主催国を努めるというカナダの申し出を謝意をもって受理し、同事務局をカナダのモントリオールに置く。

II

１．モントリオール議定書実施のための多数国間基金執行委員会に対し、その付託事項の規定に照らし、同委員会がその利用できる各種の報告書および評価に基づいて、また実行期間の協力と援助、及び適切なあるいは必要な個々の助言を得て、次回会合の公開作業部会に、下記から構成される報告書を提出するよう要請する。

（ａ）1991 年 1 月 1 日以来の財政的仕組みの実施に関する報告書

（ｂ）下記に基づき(付託事項の規定の 10(b)により求められる如き)3 ヶ月の計画と予算

(ｉ)議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国の要求

(ii)実施機関の資格及び特性

(iii)議定書第 5 条 1 の適用を受ける締約国により実行されるべき方策及び計画

２．公開作業部会に対し、執行委員会報告書を評価し、第 5 回締約国会合で適切な勧告を行うよう要請する。

３．公開作業部会に対し、下記の事項に照らし、1994～1996 年の期間の他国間基金のための補充額について、第 5 回締約国会合で勧告を行うよう要請する。

（ａ）本問題に関して第 4 回締約国会合で行われた決定

（ｂ）執行委員会で準備された報告書

（ｃ）公開作業部会で入手でき 1994～1996 年の期間に必要とされる財源の額に関するその他の評価

（ｄ）財政的仕組みの約束および支払いの状態

４．議定書第 10 条及び本決定 I によって確立された財政的仕組みを、その継続した有効性を保証する見地から、1992 年 6 月にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議(UNCED)で採択されたアジェンダ 21 の第 9、33 及び 34 章、並びに関連するその他の全ての章を考慮して、1995 年までに評価し再検討する。

決定VI/16　　多数国間基金の法人格、特権および免除

1990 年 6 月 29 日にロンドンにおいて改正されたように、モントリオール議定書第 10 条で規定されるモントリオール議定書の実施のための多数国間基金を含む財政的仕組みを確立した第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/18 を想起し、

以下のごとし、国際法に基づく母体としての基金の性格および法的地位を明確にする。

（a）法人格：多数国間基金は、その役割の行使およびその権利の保護のために必要な法的資格、特に契約を結ぶ資格、動産および不動産の取得および廃棄のための資格、およびその権利を守るための法的手続きを制定する資格を享受するものとする。

（b）特権および免除；

(i)基金は、カナダ政府との間で決定される調整に従い、その目的の達成のために必要な特権および免除を、主催国の領域内で享受するものとする。

(ii)基金事務局の職員は同様に、基金と関係する独立した彼らの役割の行使のために必要な特権および免除を享受するものとする。

（3）多数国間基金の予算の補填と拠出に関する決議

決定Ⅲ/22　　多数国間基金の執行委員会

（a）　第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅶに示されたように、事務局の基金のための 1991 年の改訂された予算を採択する。

（b）第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅵに示されたように、実施手続きを承認する。

（c）事務局の基金のための 3 年間の予算に含まれる 1992 年の予算を、第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅷに示されたように採択する。

（d）暫定多数国基金の総額を 1991～1993 年の 3 年間に、4 千万米ドルから 2 億米ドルに引き上げるという提案を承認する。

（e）第 3 回締約国会合の報告書の附属書 X に示される、改訂された規模の費用負担を採択する。

（f）第 2 年度の執行委員会において、メキシコを議長国として、また米国を副議長国として選出することを承認する。

決定Ⅳ/20　　多数国間基金の執行委員会

1．第 4 回締約国会合報告書の附属書Ⅷに規定されているように、基金事務局のための 1992 年度および 1993 年度の修正予算及び 1994 年度予算を採択する。

2．全ての締約国に対し、第 4 回締約国会合報告書の附属書 XIVに規定されている拠出金の算定式に従い、彼らの未払いの拠出金を直ちに支払うこと、また同時に将来の拠出金を直ちに全額支払うことを促す。

3．第 4 回締約国会合報告書の附属書 XIVに規定されているように多数国間基金の拠出金

のスケジュールを採択する。

4．第 5 条 1 の適用を受けない締約国を代表する執行委員会のメンバーとして、カナダ、フランス、日本、オランダ、ノルウェー、ロシア、アメリカを、また第 5 条 1 の適用を受ける締約国を代表するメンバーとして、ブラジル、エジプト、ガーナ、ヨルダン、マレーシア、モーリシャス、及びベネズェラを 1 年間選出することを支持する。

5．執行委員会の議長としてアメリカを、副議長としてマレーシアを 1 年間選出することを支持する。

決定Ⅳ/21　ハンガリー、ブルガリア及びポーランドが遭遇している一時的に困難な課題

1．ハンガリー及びブルガリアが多数国間基金へ兌換通貨により 1991 年、1992 年及び 1993 年度の寄付を行う場合の一時的な困難性の指導のために、彼らが行った要請に留意する。

2．かかる締約国に、執行委員会及び基金事務局の援助のもとに、現物で寄付を行う可能性のある方法及び手段を見出し確定する、あらゆる努力を行うよう励ます。

3．かかる締約国、及び議定書第 5 条 1 の適用を受けないその他の締約国に、現物で行うかかる寄付が不可能である場合の状況を説明する、この可能性を検討するよう励ます。

4．執行委員会に、本件を第 5 回会合に報告するよう要請する。

決定Ⅴ/9　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会

1．モントリオール議定書実行のための多数国間基金のために、1994～1996 年に 510,000,000 US$の予算を、その総計の 55,000,000US$は 1991～1993 年の間に割り当てられなかった基金により充当されるという了解の下に、採択する。

2．全ての締約国に対し、第 5 回締約国会合報告書の附属書Ⅱに提示されるような分担金の方式に従って、彼らの未払いの分担金を直ちに支払うよう、また同時に彼らの今後の分担金を直ちにかつ全額支払うよう促す。

3．第 5 回締約国会合報告書の附属書Ⅱに提示される如く、455,000,000US$の補充に基づく多数国間基金のための分担金の規模を採択する。その内訳は、1994 年度に 151,666,666 US$、1995 年に 151,666,667US$、1996 年に 151,666,667US$である。

4．第 5 条 1 の適用を受けない締約国を代表する執行委員会のメンバーとして、オーストラリア、デンマーク、フランス、日本、ノルウェー、ポーランド及びアメリカの選出を、また第 5 条 1 の適用を受ける締約国を代表するメンバーとして、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、カメルーン、インド、マレーシアおよびベネズェラを 1 年間選出することを支持する。

5．1 年間の任期で執行委員会の議長としてマレーシアを、副議長としてオーストラリアの選出を是認する。

決定Ⅴ/10　ハンガリー、ブルガリア、ポーランド及びその他の経済移行国が遭遇している一時的な困難性

一時的に困難に遭遇している国に関しての執行委員会の勧告を銘記し、執行委員会に対して、可能な場合に現物による分担金を得ることにより、本状況に対応する種々の可能性を検討するために最善の努力を払い続けるよう、かつ本件を第 6 回締約国会合に報告するよう要請する。

決定Ⅶ/24　　多数国間基金の 1997～1999 年の補填

技術経済評価パネルに対し、他の事項の間で以下の事項を考慮に入れ、1999～1999 年の補充の適切なレベルに関する決定を締約国が可能となるよう、第 8 回締約国会合に提出するための報告書を準備し、第 13 回公開作業部会を通して提出するよう要請する。

（ａ）モントリオール議定書締約国により合意された全ての規制措置

（ｂ）モントリオール議定書第 5 条 8 に基づくレビューの報告

（ｃ）多数国間基金およびその実施機関の機能と同様に、既に配分された資源により達成されたオゾン層破壊物質の削減に関する限界および成功を含む、歴史的な経験

（ｄ）ODS 低消費国および中小企業の特別な事情

（ｅ）多数国間基金のための 1996 年事業計画に含まれる計画

（ｆ）需要の一定かつ均一の比率、およびそうでない場合を想定した年間の計算した要件(例えば、ある年における需要増加)

（ｇ）第 5 条の規定の適用を受ける締約国のための臭化メチルおよび HCFC の可能な規制シナリオの経済的および財政的掛かり合いに関する技術経済評価パネルの 1995 年 11 月の報告書

（ｈ）第 7 回締約国会合の関係する決定

（ｉ）承認された国家計画

この議題を実施するにあたって、技術経済評価パネルは、多数国間基金の執行委員会およびその他の関係する情報源を参考にすべきである。

決定 VIII/4　　1997～1999年の多数国間基金及び3ヶ年連続事業計画の補填

１．3ヶ年連続事業計画に関する執行委員会の報告書、及び補填に関するTEAP報告書を、感謝をもって銘記する。

２．540,000,000US$の1997年～1999年の予算を採択する。同総額の74,000,000US$は、1994～1996年に割当られなかった基金により提供される。この74,000,000US$は、本報告書の附属書VIIIに示される文書UNEP/OzL.Pro.8/L.2において討議され掲載されている総額を含んでいない。

３．同意された予算の数字は、第5条の規定の適用を受ける締約国が、第7回締約国会合の決定Ⅶ/8第2項に含まれる措置を適用することを可能にするために、また本件に関して第9

回締約国会合で提起されると考えられる勧告の実行を開始するときにこれらの締約国を支援するために、10百万US$を含んでいる。

4．本報告書の附属書Ｉで規定されるように、466,000,000US$の補填に基づく多数国間基金のための拠出金の規模を、1997年度のために155,333,333US$、1998年度のために155,333,333US$、そして1999年度のために155,333,333US$を採択する。

5．執行委員会は、1997年～1999年のための予算全体が1999年末まで約束されること、及び第5条の規定の適用を受けない締約国はそれに応じて自宣を得た支払いを行うことを、可能な限り保証する処置を講ずるべきである。

6．執行委員会は、今後の3年間に、事務局コストについて、他の活動にもっと基金が使用可能となるように、その現在の基準の13%から、平均10%以下に削減する目標に向けて作業すべきである。執行委員会は、経過を毎年締約国に報告し、締約国はこれに応じてその目標を調整することができる。

7．国際連合の評価スケールの調整は、補充期間の間に個々の締約国の拠出金の比率に影響を与えるべきでないことに同意する。

8．ロンドン改正を批准した第5条の規定の適用を受けない締約国の補充期間の間の拠出金は、ロンドン改正が発効した期日から始まって、補充の期間の残りの期間に応じた比例の原則(pro-rata basis)で計算されるべきであることに同意する。かかる締約国は、拠出者のリストに正式に追加され、次いで補充期間のアセスメントの配分に考慮される。

決定Ⅷ/6　　多数国間基金への拠出金

多数国間基金への拠出金は、1997 年から発効して、モントリオール議定書のロンドン改正の締約国である第 5 条の規定の適用を受けない締約国のみに係わる。

決定Ⅸ/38　ロンドン改正議定書を批准していない第 5 条非適用国の多数国間基金への拠出金の未払い

1．第 9 回締約国会合の報告書の附属書 X に掲げる多数国間基金への拠出金の未払いにかかる権利を今回に限り放棄することに同意する。

2．締約国によるロンドン改正議定書の批准前に査定された多数国間基金への拠出金の未払いに係る権利放棄の問題を採り上げず、将来、本決議を前例として持ち出さないことに同意する。

決定Ⅸ/39　　キプロスの多数国間基金への拠出金の返還

キプロスが多数国間基金に既に支払った金額は返還してはならない。

決定 X/13　　多数国間基金の 2000-2002 年分の補充に関する研究に関連した条項

1．技術経済評価パネルに対し、第 11 回締約国会合に提出する報告書を準備し、第 11 回締約国会合が多数国間基金の 2000 － 2002 年分の補充の適切なレベルについて決議できるよう、それを第 19 回公開作業部会を通じて提出するよう要求すること。この報告書を準備する際、同パネルはとりわけ次のことを考慮しなければならない：

（a）2000 - 2002 年の間に多数国間基金による支払いをそれらが必要とする場合に限り、第 10 回締約国会合で同意された決議を含む、モントリオール議定書の締約国によって同意された全ての規制措置および関連する決議。

（b）全ての第 5 条適用締約国がモントリオール議定書への協力を維持できるようにする資金を計上する必要性。

（c）投資プロジェクト（生産部門を含む）と非投資プロジェクトへの資金提供の適格性を決議するために同意された規則とガイドライン。

（d）承認された国のプログラム。

（e）執行委員会によって承認された部門別廃止プロジェクトに関連した 2000 - 2002 年の財政的義務。

（f）既に計上された資金によって達成されたオゾン層破壊物質の制限と廃止の成功、並びに多数国間基金とその実施機関の成果を含む、これまでの経験。

（g）規制と国の活動が、オゾン層破壊物質の需要と供給に与える影響と、これが、オゾン層破壊物質の費用と、調査期間中の結果として生じる投資プロジェクトの増分費用に与える影響。

（h）決定 VIII/4 の第 6 項を考慮した実施機関の管理運営費と、会合の開催を含む多数国間基金事務局活動への資金供給費用。

2．この仕事を引き受けるに当たって、技術経済評価パネルは、関係者と関係機関、およびその他の有益と思われる関係情報源と広く協議する必要があるということ。

3．同パネルは、公開作業部会の第 19 回会合の 2 ヶ月前に、全ての締約国にその報告書を配布できるよう、時間通りその仕事を完成させる努力をする必要があるということ。

決定 XI/7　　2000-2002 年の多数国間基金の補充

1．2000-2002 年の予算 475,700,000 米ドルを採択し、その内 35,700,000 米ドルには 1997-1999 年中に割り当てられたものでない資金をあてることを了解する。締約国は、1997-1999 年中の一部経済移行国の未払い拠出金が 34,703,856 米ドルであることに留意した。

2．第 11 回締約国会合の報告の補遺 VI に示す通り、補充額 440,000,000 米ドル（2000 年：146,666,666 米ドル　2001 年：146,666,666 米ドル　2002 年：146,666,666 米ドル）に基づく多数国間基金への拠出金の規模を採択する。

3．執行委員会は、2000-2002 年の予算全体が 2002 年末までにできる限り執行できるよう対策をとるものとし、第 5 条非適用国は、決定 XI/6 の第 7 項にしたがって適時に支払

うものとする。

決定 XⅢ/1　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の 2003-2005 年の補充に関する検討の基準条件

1．第 14 回締約国会合に提出する報告書を作成するよう技術経済評価パネルに求め、第 14 回締約国会合が多数国間基金の 2003-2005 年の補充の適切なレベルに関して決議を行うことができるよう、公開作業部会の第 22 回会議を通じて当該報告を提出する。当該報告の作成にあたって、技術経済評価パネルは、特に以下の点を考慮に入れるものとする：

（a）第 13 回締約国会合および執行委員会第 35 回会議で合意した決議を含むモントリオール議定書締約国および執行委員会が合意したすべての規制措置および関連決議（2003-2005 年の期間中、多数国間基金による支出が必要なもの）。

（b）すべての第 5 条締約国が引き続きモントリオール議定書を遵守できるようにするためには資源を割り当てる必要があること。

（c）投資プロジェクト（生産部門におけるプロジェクトを含む）および非投資プロジェクトへの融資を受ける適格性を審査するための合意済みの規則およびガイドライン。

（d）承認済みの各国の計画。

（e）執行委員会が合意した業種別段階的削減プロジェクトに関する 2003-2005 年の財政上の締約。

（f）すでに割り当てられた資源によって達成されたオゾン層破壊物質の段階的削減の制約および成果ならびに多数国間基金とその実施機関の実績を含むこれまでの経験。

（g）規制と各国の活動がオゾン層破壊物質の供給と需要に与える影響、対象期間中にその影響がオゾン層破壊物質のコストとこれに伴う投資プロジェクトのコスト増に及ぼす影響。

（h）実施機関の行政費用（決定 VIII/4 の第 6 項を考慮に入れた場合）および多数国間基金の事務局の業務費用（会議開催費を含む）。

2．技術経済評価パネルは、この任務を遂行するにあたって、有益と判断した関係者、関係団体およびその他の関係情報源と協議するものとする。

3．技術経済評価パネルは、公開作業部会の第 22 回会議より 2 ヶ月前にすべての締約国会合に当該報告を配布できるようにすべく、自らの作業を完了するよう努力するものとする。

決定 XIII/2　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の 2003-2005 年の補充に関する特別作業部会

2000-2002 年の補充に関する研究を再検討するために技術経済評価パネルと緊密に協力するべく第 10 回締約国会合によって特別作業部会が設置されたことに留意し、

更に、研究中に特別作業部会が関与したことでその成果がましたことに留意し、

第５条締約国（アルゼンチン、ブラジル（共同議長）、中国、コロンビア、インド、イラン、ナイジェリア、タンザニア、ジンバブエ）および第５条非締約国（オーストラリア、フィンランド（共同議長）、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ポーランド、イギリス、アメリカ合衆国）を含むメンバーで構成される 2003-2005 年の補充に関する特別作業部会を設置する。特別作業部会は、技術経済評価パネルに当初の見解を提示し、影響度分析に関する助言を行うために、公開作業部会の第 22 回会議に続いて開催する。

決定 XIV/39　　多数国間基金の 2003～2005 年の補填

The *Fourteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIV/39:*

1. To adopt a budget for 2003-2005 of $573,000,000 on the understanding that $76,000,000 of that sum will be provided by funds not allocated during 2000-2002, and that $23,000,000 of the same sum will be provided from interest accruing to the Fund and other sources during the 2003-2005 triennium. The Parties noted that outstanding contributions from some Parties with economies in transition in the period 2000-2002 stood at $10,585,046;
2. To adopt the scale of contributions for the Multilateral Fund based on a replenishment of $ 474,000,000, of $158,000,000 for 2003, $158,000,000 for 2004, and $158,000,000 for 2005 as it appears in Annex II to the report of the Fourteenth Meeting of the Parties;
3. That the Executive Committee should take action to ensure, as far as possible, that the whole of the budget for 2003-2005 is committed by the end of 2005, and that Parties not operating under Article 5 should make timely payments in accordance with paragraph 7 of Decision XI/6.

決定 XVI/35　　多数国間基金の 2006～2008 年の基金補填に関する検討事項

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/35:*

Recalling decisions VII/24, X/13 and XIII/1 on previous terms of reference for a study on the replenishment of the Multilateral Fund,

Recalling also decisions VIII/4, XI/7 and XIV/39 on previous replenishments of the Multilateral Fund,

1. To request the Technology and Economic Assessment Panel to prepare a report for submission to the Seventeenth Meeting of the Parties, and to present it through the Open-ended Working Group at its twenty-fifth meeting, to enable the Seventeenth Meeting of the Parties to take a decision on the appropriate level of the 2006–2008 replenishment of the Multilateral Fund. In preparing its report,

the Panel should take into account, among other things:

(a) All control measures, and relevant decisions, agreed by the Parties to the Montreal Protocol and the Executive Committee including decisions agreed by the Sixteenth Meeting of the Parties and the Executive Committee at its forty-fifth meeting, in so far as the decisions will necessitate expenditure by the Multilateral Fund during the period 2006–2008; in addition, the Technology and Economic Assessment Panel report should include a scenario which indicates costs associated with implementation by Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the adjustment relating to methyl bromide proposed by the European Community;

(b) The need to allocate resources to enable all Parties operating under paragraph 1 of Article 5 to maintain compliance with Articles 2A–2I of the Montreal Protocol;

(c) Agreed rules and guidelines for determining eligibility for funding of investment projects (including those in the production sector), non-investment projects and sectoral or national phase-out plans;

(d) Approved country programmes;

(e) Financial commitments in 2006–2008 relating to national or sectoral phase-out plans agreed by the Executive Committee;

(f) The provision of funds for accelerating phase-out and maintaining momentum, taking into account the time lag in project implementation;

(g) Experience to date, including limitations and successes of the phase-out of ozone-depleting substances achieved with the resources already allocated, as well as the performance of the Multilateral Fund and its implementing agencies;

(h) The current trends in the cost of ozone-depleting substances and the resulting incremental costs of investment projects during the period under review;

(i) Administrative costs of the implementing agencies and the cost of financing the secretariat services of the Multilateral Fund, including the holding of meetings;

2. That, in undertaking this task, the Technology and Economic Assessment Panel should give due consideration to the evaluation and review of the financial mechanism of the Montreal Protocol to be undertaken by the Parties in 2004, pursuant to decision XIII/3;

3. That, in undertaking this task, the Panel should consult widely with all relevant persons and institutions and other relevant sources of information deemed useful;

4. That the Panel shall strive to complete its work in time to enable its report to be distributed to all Parties two months before the twenty-fifth Meeting of the Open-ended Working Group.

決定 XVI/37　　多数国間基金に対する分担の未処理

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/37:*

Aware of the forthcoming negotiations on the replenishment of the Multilateral Fund for the next triennium,

Noting that some Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 have never paid their contributions to the Multilateral Fund or have done so in an amount inferior to one annual contribution,

Recalling paragraph (c) of decision 39/5 of the Executive Committee, which urged those Parties to pay their contributions for the 2003–2005 triennium to enable Parties operating under paragraph 1 of Article 5 to comply with the 2005–2007 control measures of the Montreal Protocol and to avoid shortfalls arising from the nonpayment or delayed payment of pledged contributions during the compliance period for Parties operating under paragraph 1 of Article 5,

To urge those Parties to pay their outstanding contributions to the Multilateral Fund as soon as possible, in view of the current compliance needs of Parties operating under Article 5 of the Montreal Protocol.

決定 XVII/40　　多数国間基金の 2006～2008 年の補填

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/40:*

1. To adopt a budget for the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol for 2006–2008 of $470,000,000 on the understanding that $59,600,000 of that budget will be provided from anticipated contributions due to the Multilateral Fund and other sources for the 2003–2005 triennium, and that $10,000,000 will be provided from interest accruing to the Fund during the 2006–2008 triennium. The Parties note that outstanding contributions from some Parties with economies in transition in the period 2003–2005 stand at $7,511,984;
2. To adopt the scale of contributions for the Multilateral Fund based on a replenishment of $133,466,667 for 2006, $133,466,667 for 2007, and $133,466,666 for 2008 as it appears in annex III to the report of the seventh meeting of the

Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Seventeenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;

3. That the Executive Committee should take action to ensure, as far as possible, that the whole of the budget for 2006–2008 is committed by the end of 2008, and that Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 should make timely payments in accordance with paragraph 7 of decision XI/6.

決定XIX/10　　多数国間基金の2009～2011年の基金補填に関する検討事項

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/10*:

Recalling decisions VII/24, X/13, XIII/1 and XVI/35 on previous terms of reference for studies on the replenishment of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol,

Recalling also decisions VIII/4, XI/7, XIV/39, and XVII/40 on previous replenishments of the Multilateral Fund,

1. To request the Technology and Economic Assessment Panel to prepare a report for submission to the Twentieth Meeting of the Parties, and to present it through the Open-ended Working Group at its twentyeighth meeting, to enable the Twentieth Meeting of the Parties to take a decision on the appropriate level of the 2009–2011 replenishment of the Multilateral Fund. In preparing its report, the Panel should take into account, among other things:
   (a) All control measures and relevant decisions agreed by the Parties to the Montreal Protocol and the Executive Committee, including decisions agreed by the Nineteenth Meeting of the Parties and the Executive Committee at its fifty-third and fifty-fourth meetings insofar as those decisions will necessitate expenditure by the Multilateral Fund during the period 2009–2011, including scenarios which indicate eligible incremental costs and cost-efficiencies associated with implementation by Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the adjustments and decisions relating to HCFCs, and, in addition, the Panel should provide indicative figures for the periods 2012–2014 and 2015–2017 in order to provide information to support a stable level of funding that would be updated prior to figures for those periods being finalized;
   (b) The need to allocate resources to enable all Parties operating under paragraph 1 of Article 5 to maintain compliance with Articles 2A–2I of the Montreal Protocol and possible new agreed compliance measures relevant to the period

2009–2011 under the Montreal Protocol;

(c) Rules and guidelines agreed by the Executive Committee, up to and including its fifty-fourth meeting, for determining eligibility for funding of investment projects (including those in the production sector), non-investment projects and sectoral or national phase-out plans;

(d) Approved country programmes;

(e) Financial commitments in 2009–2011 relating to national or sectoral phase-out plans agreed by the Executive Committee;

(f) The provision of funds for accelerating phase-out and maintaining momentum, taking into account the time lag in project implementation;

(g) Experience to date, including limitations and successes of the phase-out of ozone-depleting substances achieved with the resources already allocated, as well as the performance of the Multilateral Fund and its implementing agencies;

(h) The impact that the international market, ozone-depleting substance control measures and country phase-out activities are likely to have on the supply of and demand for ozone-depleting substances, the corresponding effects on the price of ozone-depleting substances and the resulting incremental costs of investment projects during the period under review;

(i) Administrative costs of the implementing agencies and the cost of financing the secretariat services of the Multilateral Fund, including the holding of meetings;

2. That, in undertaking this task, the Panel should consult widely with all relevant persons and institutions and other relevant sources of information deemed useful;

3. To request the Panel to provide additional information on the levels of funding required for replenishment in each of the years 2012, 2013 and 2014 and to study the financial and other implications of a possible longer replenishment period, in particular whether such a measure would provide for more stable levels of contributions;

4. That the Panel shall strive to complete its work in time to enable its report to be distributed to all Parties two months before the twenty-eighth Meeting of the Open-ended Working Group;

5. To request the Panel to take into account the conclusions resulting from the study conducted by the Executive Committee pursuant to paragraph 2 of decision XVIII/9 in the event that proposals for control measures related to the subject of that study are submitted to the Ozone Secretariat.

決定 XX/10　　多数国間基金の 2009～2011 年の補填

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/10*:

1. To adopt a budget for the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol for 2009–2011 of $490,000,000 on the understanding that $73,900,000 of that budget will be provided from anticipated contributions due to the Multilateral Fund and other sources for the 2006–2008 triennium, and that $16,100,000 will be provided from interest accruing to the Fund during the 2009–2011 triennium. The Parties note that outstanding contributions from some Parties with economies in transition in the period 2006–2008 stand at $5,604,438;
2. To adopt the scale of contributions for the Multilateral Fund based on a replenishment of $133,333,334 for 2009, $133,333,333 for 2010, and $133,333,333 for 2011 as it appears in annex III to the report of the eighth meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Twentieth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
3. That the Executive Committee should take action to ensure, as far as possible, that the whole of the budget for 2009–2011 is committed by the end of 2011, and that Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 should make timely payments in accordance with paragraph 7 of decision XI/6.

決定XXII/3　　多数国間基金の2012～2014年の補填の検討のための付託事項

Recalling the parties' decisions on previous terms of reference for studies on the replenishment of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol,

Recalling also the parties' decisions on previous replenishments of the Multilateral Fund,

1. To request the Technology and Economic Assessment Panel to prepare a report for submission to the Twenty-Third Meeting of the Parties, and to present it through the Open-ended Working Group at its thirty-first meeting, to enable the Twenty-Third Meeting of the Parties to take a decision on the appropriate level of the 2012–2014 replenishment of the Multilateral Fund;
2. That, in preparing the report referred to in the preceding paragraph, the Panel should take into account, among other things:

(a) All control measures and relevant decisions agreed upon by the parties to the Montreal Protocol and the Executive Committee, in particular those related to the

special needs of low-volume- and very-low-volume-consuming countries, and decisions agreed upon by the Twenty-Second Meeting of the Parties and the Executive Committee at its sixty-first and sixty-second meetings insofar as those decisions will necessitate expenditure by the Multilateral Fund during the period 2012–2014;

(b) The need to allocate resources to enable all parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol to maintain compliance with Articles 2A–2E, 2G and 2I of the Protocol;

(c) The need to allocate resources to enable all parties operating under paragraph 1 of Article 5 to meet 2013 and 2015 compliance obligations in respect of Articles 2F and 2H of the Protocol;

(d) Rules and guidelines agreed upon by the Executive Committee at all meetings, up to and including its sixty-second meeting, for determining eligibility for the funding of investment projects, non-investment projects, including institutional strengthening, measures to combat illegal trade and sectoral or national phase-out plans, including hydrochlorofluorocarbon phase-out management plans, measures to manage banks of ozone-depleting substances and ozone-depleting substance destruction projects;

(e) The impact that the international market, ozone-depleting substance control measures and country phase-out activities are likely to have on the supply of and demand for ozone-depleting substances, the corresponding effects on the price of ozone-depleting substances and the resulting incremental costs of investment projects during the period under review;

3. That, in preparing the report referred to above, the Panel should consult widely all relevant persons and institutions and other relevant sources of information deemed useful;

4. That the Panel shall strive to complete the report referred to above in time to enable it to be distributed to all parties two months before the thirty-first meeting of the Open-ended Working Group;

5. That the Panel should provide indicative figures for the periods 2015–2017 and 2018-2020 to support a stable and sufficient level of funding, on the understanding that those figures will be updated in subsequent replenishment studies;

決定 XXIII/15　2012-2014 年の多数国間基金の補充

1. 2012 - 2014年のモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の予算を

$450,000,000とすることを採択する。このうち$34,900,000は2009-2011年の3年間に多数国間基金に支払われる予定の拠出金及びその他の財源からまかない、$15,100,000は2012-2014年の3年間に得られる利子を当てると理解されている。締約国は、2009-2011年に市場経済移行中であった一部締約国からの拠出金の未払い額が$5,924,635であることを指摘する。

2. ウィーン条約第9回締約国会議及びモントリオール議定書第23回締約国会合の報告書の附属書III に示すとおり、2012年については$133,333,334、2013年については$133,333,333、2014年については$133,333,333の補充に基づき、多数国間基金の拠出金の規模を採択する。
3. 執行委員会は、可能な限り、2012-2014年の予算全体が2014年までに拠出され、第五条1の適用を受けない締約国が決定XI/6の7に従って適時に支払いを行うよう保証する措置を取る。

決定XXV/8　モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の2015-2017年の補充に関する調査の付託事項

モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の補充に関する調査の前回の付託事項に関する締約国の決定を喚起し、

また、多数国間基金の前回の補充に関する締約国の決定を喚起し、

1. 技術経済評価パネルに対し、第26回締約国会合で多数国間基金の2015-2017年の補充について適切なレベルを決定できるよう、第26回締約国会合向けの報告書を作成し、第34回公開作業部会会合を通じて提出することを要請する。
2. 本決定の1に示す報告書の準備にあたり、技術経済評価パネルは、中でも下記を考慮に入れる。
   (a) モントリオール議定書の締約国及び多数国間基金の執行委員会が合意したすべての規制措置及び関連決定、特に少量及び超少量消費国、及び中小企業に特有のニーズに関する決定、並びに第25回締約国会合の決定、及び第70回及び第71回執行委員会会合の決定。ただし、2015-2017年の期間で多数国間基金の支出を必要とする決定に限る。
   (b) モントリオール議定書の第五条1の適用を受けるすべての締約国がモントリオール議定書の第二条のAからEまで、第二条のG及びIの遵守を維持できるようにするために資源を配分する必要性。
   (c) 第五条1の適用を受けるすべての締約国がモントリオール議定書の第二条のF及びHについて、2013年、2015年及び2020年の遵守義務を維持又は達成できるようにするために資源を配分する必要性。承認済みのハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減管理計画の下で第五条1の適用を受ける締約国が行った追加の約束を考慮に入れる。

(d) ハイドロフルオロカーボンの消費量及び生産量に適用される2020年目標関連資金の適切な方法での分割。ひとつのシナリオとして、2015-2017年及び2018-2020年の補充期間の間でハイドロフルオロカーボンの消費量に適用される2020年目標関連資金を均等に分割するというシナリオが含まれるが、これですべてではない。

(e) 執行委員会が第71回会合までのそのすべての会合で合意した、投資プロジェクト及び制度の強化を含む（これに限らない）非投資プロジェクトの資金供与の受給資格の判定に関する規則およびガイドライン。

(f) 回収、研修、その他の必要な活動などの技術支援を通じて、ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減のステージIIにおける整備部門の活動に十分な資源を配分する必要性。

3. 本決定の2に示された資金供与要件とは別の要素として、技術経済評価パネルは第五条1の適用を受ける締約国がオゾン層破壊物質に代わる高地球温暖化係数の代替物質を徐々に回避できるようにするために必要な追加財源の目安を示す。これには安全で環境に優しく技術的に証明された経済的に実行可能な技術を考慮に入れる。
4. この報告書の作成にあたって、技術経済評価パネルは関係するすべての人物及び機関、有益と見られるその他の関連する情報源から幅広く意見を聞く。
5. 技術経済評価パネルは、第34回公開作業部会会合の2か月前までにすべての関係者に配布できるよう、適切な時期に報告書を完成させる努力をする。
6. 技術経済評価パネルは、2018-2020年及び2021-2023年の期間について、安定した十分なレベルの資金供与を行うのに必要な額の目安を示す。この額は、補充に関するその後の調査を受けて更新されると理解される。

決定XXVI/10　2015-2017年の多数国間基金の補充

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の2015-2017年の予算を$507,500,000とすることを採択する。この予算のうち$64,000,000は2012-2014年の3年間に多数国間基金に支払われる予定の拠出金及びその他の財源からまかない、$6,000,000は2015-2017年の3年間に得られる利子を当てると理解されている。締約国は、2012-2014年に市場経済移行中であった一部締約国からの拠出金の未払い額が$8,237,606であることを指摘する。
2. ウィーン条約第10回締約国会議及びモントリオール議定書第26回締約国会合の報告書の附属書III に示すとおり、2015年については$145,833,333、2016年については$145,833,333、2017年については$145,833,333の補充に基づき、多数国間基金の拠出金の規模を採択する。
3. 執行委員会は、可能な限り、2015-2017年の予算全体が2017年末までに拠出され、第五条1の適用を受けない締約国が決定XI/6の7に従って適時に支払いを行うよう保証する措置を取る。

決定XXVIII/5　モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の2018-2020年の補充に関する調査の付託事項

モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の補充に関する調査の前回の付託事項に関する締約国の決定を喚起し、

また、多数国間基金の前回の補充に関する締約国の決定を喚起し、

1. 技術経済評価パネルに対し、第 29 回締約国会合で多数国間基金の 2018-2020 年の補充について適切なレベルを決定できるよう、第 29 回締約国会合向けの報告書を作成し、第 39 回公開作業部会を通じて提出することを要請する。
2. 本決定の 1 に示す報告書の準備にあたり、技術経済評価パネルは、中でも下記を考慮に入れる。
   (a) モントリオール議定書の締約国及び多数国間基金の執行委員会が合意したすべての規制措置及び関連決定、特に少量及び超少量消費国、及び中小企業に特有のニーズに関する決定、並びに第 28 回締約国会合の決定、及び第 78 回会合までの執行委員会会合の決定。ただし、2018-2020 年の期間で多数国間基金の支出を必要とする決定に限る。

   (b) モントリオール議定書の第五条 1 の適用を受けるすべての締約国（5 条国）がモントリオール議定書の第二条の A から E まで、第二条の G、H、I 及び J の遵守を達成又は維持できるようにするために資源を配分する必要性。

   (c) 5 条国が 2018-2020 年の補充期間においてモントリオール議定書の第二条の F を遵守できるようにするために資源を配分する必要性。締約国会合の決定 XIX/6 及び承認済み HCFC 段階的削減管理計画の下で 5 条国が行った追加の約束を考慮に入れ、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の段階的削減における低地球温暖化係数（GWP）又はゼロ GWP の代替物質への移行を支援する。

   (d) 執行委員会が第 78 回会合までのそのすべての会合で合意した、投資プロジェクト及び制度の強化を含む（これに限らない）非投資プロジェクトの資金供与の受給資格の判定に関する規則及びガイドライン。

3. 技術経済評価パネルは、HCFC の段階的削減に必要と見られる資金の範囲内で、5 条国が低 GWP 又はゼロ GWP の代替物質の使用を奨励できるようにすることと関連付けることができる財源の目安を示し、低 GWP 又はゼロ GWP の代替物質の使用をさらに推進するために必要な追加財源の目安を示す。

4. 5 条国が附属書 F に示された、第二条の J で規制されている HFC の段階的削減に関する当初の措置を実施できるようにするための追加財源の必要性。

5. 報告書の作成において、技術経済評価パネルは関係するすべての人物及び機関、有益と見られるその他の関連する情報源を含め、幅広く意見を聞く。

6. 技術経済評価パネルは、第 39 回公開作業部会会合の 2 か月前までにすべての関係者に配布できるよう、適切な時期に報告書を完成させる努力をする。

7. 技術経済評価パネルは、2021-2023 年及び 2024-2026 年の期間について、安定した十分なレベルの資金供与を行うのに必要な額の目安を示す。この額は、補充に関するその後の調査を受けて更新されると理解される。

（4）固定為替レート制度に関する決議

決定 X/32.　多数国間基金の補充のために固定為替レートメカニズムを研究しようという提案

いくつかの資金提供国が、自国の通貨で多数国間基金に支払いを行っており、またしばしば小さな食い違いが、手形を振り出しそして彼らの支払いを現金化するために使われる為替レートが異なることから生じていることに言及すること。

更に、いくつかの資金調達手順が、これら分担金の管理を簡素化し、こうした食い違いを抑制するため、他の多数国間基金メカニズムによって利用されたことに言及すること。

１．多数国間基金の会計係に対し、関係諸機関および締約国と協議し、また公開作業部会第 19 回会合の開催に合わせて、固定為替レートを使用するメカニズムが 2000 年から 2002 年の 3 年間、どのようにして多数国間基金の補充を実施できるのかを記述した討議資料を準備するよう要求すること。この資料は、こうしたメカニズムの採用に関連した管理の枠組み、潜在的なインパクト、そして基金運営に関わる全てのリスクを検討したものでなければならない。また国が米国ドルでその資金支出の義務を負う約束と支払いを継続するケースにおいて、個々の通貨の変動が、固定為替レートメカニズムが実用的ではなくなる程大きくなった場合、この資料には、決定基準も含まれていなければならない。

２．多数国間基金の会計係に対し、1999 年 3 月 1 日から 1999 年 9 月 30 日まで、ユーロを含む資金提供国通貨の為替レートを監視するよう、また第 11 回締約国会合の開催に合わせて、この期間の米国ドルと[IMF]の特別引き出し権（SDR）を含む各資金提供国通貨の平均為替レートを示す表を提出するよう要求すること。

決定 XI/6　　多数国間基金補充のための固定為替相場方式

固定為替相場方式を実行した場合の多数国間基金への影響の分析を考慮し、その技術部会の勧告を考慮した上で：

１．多数国間基金への自国の拠出金を早急に全額支払うよう締約国に求める。

２．新方式を導入する目的は、自国通貨以外の通貨での支払いによって拠出国の行政上の

障害を緩和し、拠出金の適時の支払いを促進し、多数国間基金の利用財源のレベルへの悪影響を防ぐことにある。

3．2000 年以降の３年間の多数国間基金への拠出国の支払いが固定為替相場方式にしたがって行われるよう、補充のためにこの方式を実験的に実行するよう（2000-2002 年）会計官に指示する。

4．国際通貨基金発表の数字に基づく前３年間のインフレ率が 10%未満の締約国のみが新方式を利用できる。

5．自国通貨で支払うことを選択した締約国は、補充期間に先立つ６ヶ月間の国連の平均為替レートに基づいて拠出金を計算する。自国通貨で支払うことを選択しない締約国は、引き続き米ドルで支払うことができる。

6．締約国会合は、2001 年末に新方式の実行状況を再検討するものとし、締約国会合の技術部会で、この３年間の新方式の多数国間基金への影響、第５条適用国におけるオゾン層破壊物質の段階的削減のための融資への影響を判断し、オゾン層破壊物質段階的削減過程に悪影響が及ばないようにする。

7．多数国間基金を効率的、効果的に運用できるようにするために、締約国は、暦年のできるだけ早く､遅くとも各年の 6 月 1 日までに拠出金を支払うよう努力せねばならない。6 月 1 日までに拠出金を支払うことができない締約国は､暦年中または事業年度中の支払い予定時期について会計官に通知するものとするが、拠出国は、同年の 11 月 1 日までに自国の拠出金を支払うよう努力せねばならない。

決定 XⅢ/4　固定為替レートメカニズムの実行の再検討ならびにモントリオール議定書実行のための多数国間基金の運用および2000-2002年の３年間の第５条締約国におけるオゾン層破壊物質の段階的削減の調査結果に対する同メカニズムの影響の確認

決定 XI/6 に基づき多数国間基金の事務局と会計局が共同で作成した固定為替レートメカニズムの実行に関する中間報告に留意し、

公開作業部会の第 21 回会議において代表が指摘した時間の不足による多くの分野に関する情報（特に、購買力の影響の検討、他の同様の機関における固定為替レートメカニズムに関する経験）の欠如に留意して、

固定為替レートメカニズムの考えうる影響を相殺すべきだという考えに立って：

1．決定 XI/6 にしたがって最終的な再検討を行うよう、多数国間基金の事務局と会計局に求め、公開作業部会の第 22 回会議で締約国会合に最終報告を提出する。

2．そのために、事務局は：

（a）固定為替レートメカニズムまたは同様のメカニズムを採用している他の関連多国間融資機関と適切に協議するものとする。

（b）オゾン層破壊物質の段階的削減のプロセスに悪影響が出ないような固定為替レ

ートメカニズム実行の仕方の選択肢を確認し、その目的のためにしかるべきコンサルタントを雇用するものとする。

決定 XIV/40　　多数国間基金の補充にあたっての固定為替レートメカニズム

決定XIII/4に応えて作成された多数国間基金の会計局長および事務局による固定為替レート・メカニズムの実行と多数国間基金の運営に対する影響に関する最終報告を考慮し、

拠出金の適時の支払いを促し、多数国間基金の利用可能財源の水準に悪影響を及ぼさないようにするために、決定XI/6の第2項で定める固定為替レートメカニズムの目的と目標をあらためて確認し、

公開作業部会の第22回会議の求めに応じて作成された改訂報告の結論に留意し、

決定XI/6により、2003-2005年の補充期間向けに試験的に固定為替レートメカニズムが設けられたことをあらためて確認して、

1．固定為替レートメカニズムの試験期間を、その後3年間延長するよう会計局長に指示する。

2．自国通貨で支払うことにした締約国は、補充期間に先立つ12ヶ月間、国連の平均為替レートに基づき、自らの拠出金を計算する。この平均は、補充水準が決定される締約国会合の初日以前の直近の12ヶ月間の平均とする。自国通貨では支払わないことを選択した締約国は、下記の第3項にしたがって、引き続き米ドルで支払うものとする。

3．締約国は、3年間は、自国の拠出のために選択した通貨を変更してはならない。

4．前3年間の国際通貨基金の公表値に基づき、インフレ率の変動が10%未満の締約国に限り、このメカニズムを利用することができる。

5．決定XI/6の第7項にしたがって、可能な限り早期に、多数国間基金への拠出金を全額支払うよう締約国を促す。

6．自国通貨で支払うことを選択した締約国は、固定為替レートメカニズムを次の補充期間に利用することにした場合には、2004年7月1日に始まる6ヶ月間の国連の平均為替レートに基づき、自国の拠出金を計算する。

決定 XVI/36　モントリオール議定書の財務メカニズムの評価と再検討（決定 XV/47）

モントリオール議定書の財務メカニズムに関する2004年における評価と再検討を高く評価する。

また、多数国間基金が、モントリオール議定書の第 5 条第１項締約国がモントリオール議定書を遵守できるようにするために必須の手段、すなわち、オゾン層を保護するための体制の成功のキーポイントの１つであることに留意し、

1．多数国間基金の管理の連続的改善の過程で適切であればその勧告を採択できるよう、

また、多数国間基金の 2006-2008 年の補充に関する技術経済評価パネルの評価に寄与することが必要である点に留意し、多数国間基金の執行委員会に対して、その権限の範囲内でモントリオール議定書の財務メカニズムの2004年における評価と再検討に関する報告を考慮するよう求める。

２．本件に関して、定期的に折り返し報告し、締約国に指示を求めるよう、公開作業部会に求める。このために、執行委員会は、公開作業部会の第 25 回会議で仮評価書を提出し、評価報告の行政摘要に含まれる勧告対策を検討するにあたっての問題点と進度に関する要素を、締約国会議向けの年次報告に加えるものとする。

決定 XVII/41　　多数国間基金のための固定為替レートメカニズム

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/41:*

Mindful of the conclusions contained in the revised final report by the Treasurer and the secretariat of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol on the implementation of the fixed-exchangerate mechanism and its impact on the operations of the Fund, prepared in response to decision XIII/4 and subsequently revised at the request of the Open-ended Working Group at its twenty-second meeting,

Reaffirming the purpose and objective of the fixed-exchange-rate mechanism as set out in paragraph 2 of decision XI/6 to promote the timely payment of contributions and to ensure that there is no adverse impact on the level of available resources of the Multilateral Fund,

Recalling that decision XI/6 established the fixed-exchange-rate mechanism on a trial basis for the 2000–2002 replenishment period and that decision XIV/40 extended the trial period for a further three years,

Noting that the latest report by the Treasurer on the status of the Fund as at 31 May 2005 shows that there has been an overall gain due to the fixed-exchange-rate mechanism of $4,644,136,

Mindful that decision XIV/40 included an agreement that, if the fixed-exchange-rate mechanism was to be used for the next replenishment period, Parties choosing to pay in national currencies would calculate their contributions based on the average United Nations exchange rate for the six-month period commencing 1 July 2004,

1. To direct the Treasurer to extend the fixed-exchange-rate mechanism for a further trial period of three years;

2. That Parties choosing to pay in national currencies will calculate their contributions based on the average United Nations exchange rate for the six-month period commencing 1 July 2004. Subject to paragraph 3 below, Parties not choosing to pay in national currencies pursuant to the fixed-exchange-rate mechanism will continue to pay in United States dollars;
3. That no Party should change currency selected for its contribution in the course of the triennium period;
4. That only Parties with inflation rate fluctuations of less than 10 per cent, as per published figures of the International Monetary Fund, for the preceding triennium will be eligible to utilize the mechanism;
5. To urge Parties to pay their contributions to the Multilateral Fund in full and as early as possible in accordance with paragraph 7 of decision XI/6;
6. To agree if the fixed-exchange-rate mechanism is to be used for the next replenishment period, that Parties choosing to pay in national currencies will calculate their contributions based on the average United Nations exchange rate for the six-month period commencing 1 January 2008.

決定XX/11　　2009-2011年の基金補填に対する固定為替レートメカニズムの拡大

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/11*:

1. To direct the Treasurer to extend the fixed-exchange-rate mechanism to the period 2009–2011;
2. That Parties choosing to pay their contributions to the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol in national currencies will calculate their contributions based on the average United Nations exchange rate for the six-month period commencing 1 January 2008;
3. That, subject to paragraph 4 below, Parties not choosing to pay in national currencies pursuant to the fixed-exchange-rate mechanism will continue to pay in United States dollars;
4. That no Party should change the currency selected for its contribution in the course of the triennium 2009–2011;
5. That only Parties with inflation rate fluctuations of less than 10 per cent, as per published figures of the International Monetary Fund, for the preceding triennium will be eligible to use the fixed-exchange-rate mechanism;
6. To urge Parties to pay their contributions to the Multilateral Fund in full and as early as possible in accordance with paragraph 7 of decision XI/6;
7. To agree that if the fixed-exchange-rate mechanism is to be used for the

replenishment period 2012–2014 Parties choosing to pay their contributions in national currencies will calculate their contributions based on the average United Nations exchange rate for the six-month period commencing 1 January 2011.
Decisions on the Executive Committee: membership

決定XXIII/16　　2012-2014年の多数国間基金の補充に対する固定為替レート制度の拡大

1. 会計係に対し、固定為替レート制度を2012-2014年の期間に拡大することを指示する。
2. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金に対する拠出金を自国通貨で支払うことを選択する締約国は、2011年1月1日からの6カ月間の国際連合の為替レートの平均に基づいて拠出金を計算する。
3. 固定為替レート制度に従って自国通貨で支払うことを選択しない締約国は、下記の第4項に従うことを条件として、引き続き米ドルで支払いを行う。
4. いかなる締約国も、2012-2014年の3年間の期間の途中で、拠出金の支払いのために選択した通貨を変更してはならない。
5. 前回の3年間のインフレ率が国際通貨基金の発表するデータで10%未満の締約国のみ、固定為替レート制度を使用することができる。
6. 締約国に対し、決定XI/6の7に従って、できるだけ早期に多数国間基金への拠出金を全額支払うことを強く要請する。
7. 2015-2017年の補充期間で固定為替レート制度が使用される場合、自国通貨で拠出金を支払うことを選択する締約国は、2014年1月1日からの6カ月間の国際連合の為替レートの平均に基づいて拠出金を計算する。

決定XXVI/11　2015-2017年の多数国間基金の補充に対する固定為替レート制度の延長

1. 会計係に対し、固定為替レート制度を2015-2017年の期間に延長することを指示する。
2. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金に対する拠出金を自国通貨で支払うことを選択する締約国は、2014年1月1日からの6カ月間における国際連合の為替レートの平均に基づいて拠出金を計算する。
3. 固定為替レート制度に従って自国通貨で支払うことを選択しない締約国は、下記の第4項に従うことを条件として、引き続き米ドルで支払いを行う。
4. いかなる締約国も、2015-2017年の3年の期間の途中で、拠出金の支払いのために選択した通貨を変更してはならない。
5. 前回の3年間のインフレ率が国際通貨基金の発表するデータで10%未満の締約国のみ、固定為替レート制度を使用することができる。
6. 締約国に対し、決定XI/6の7に従って、できるだけ早く多数国間基金への拠出金を全額支

払うことを強く要請する。

7. 2018-2020年の補充期間で固定為替レート制度が使用される場合、自国通貨で拠出金を支払うことを選択する締約国は、2017年1月1日からの6カ月間における国際連合の為替レートの平均に基づいて拠出金を計算することに同意する。

（5）多数国間基金執行委員会（メンバー）に関する決議

決定Ⅲ/22　　多数国間基金の執行委員会

（a）　第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅶに示されたように、事務局の基金のための 1991 年の改訂された予算を採択する。

（b）第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅵに示されたように、実施手続きを承認する。

（c）事務局の基金のための 3 年間の予算に含まれる 1992 年の予算を、第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅷに示されたように採択する。

（d）暫定多数国基金の総額を 1991～1993 年の 3 年間に、4 千万米ドルから 2 億米ドルに引き上げるという提案を承認する。

（e）第 3 回締約国会合の報告書の附属書 X に示される、改訂された規模の費用負担を採択する。

（f）第 2 年度の執行委員会において、メキシコを議長国として、また米国を副議長国として選出することを承認する。

決定Ⅳ/20　　多数国間基金の執行委員会

1．第 4 回締約国会合報告書の附属書Ⅷに規定されているように､基金事務局のための 1992 年度および 1993 年度の修正予算及び 1994 年度予算を採択する。

2．全ての締約国に対し、第 4 回締約国会合報告書の附属書 XIVに規定されている拠出金の算定式に従い、彼らの未払いの拠出金を直ちに支払うこと、また同時に将来の拠出金を直ちに全額支払うことを促す。

3．第 4 回締約国会合報告書の附属書 XIVに規定されているように多数国間基金の拠出金のスケジュールを採択する。

4．第 5 条 1 の適用を受けない締約国を代表する執行委員会のメンバーとして、カナダ、フランス、日本、オランダ、ノルウェー、ロシア、アメリカを、また第 5 条 1 の適用を受ける締約国を代表するメンバーとして、ブラジル、エジプト、ガーナ、ヨルダン、マレーシア、モーリシャス、及びベネズェラを 1 年間選出することを支持する。

5．執行委員会の議長としてアメリカを、副議長としてマレーシアを 1 年間選出することを支持する。

決定Ｖ/9　　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会

１．モントリオール議定書実行のための多数国間基金のために、1994～1996 年に 510,000,000 US$の予算を、その総計の 55,000,000US$は 1991～1993 年の間に割り当てられなかった基金により充当されるという了解の下に、採択する。

２．全ての締約国に対し、第 5 回締約国会合報告書の附属書Ⅱに提示されるような分担金の方式に従って、彼らの未払いの分担金を直ちに支払うよう、また同時に彼らの今後の分担金を直ちにかつ全額支払うよう促す。

３．第 5 回締約国会合報告書の附属書Ⅱに提示される如く、455,000,000US$の補充に基づく多数国間基金のための分担金の規模を採択する。その内訳は、1994 年度に 151,666,666 US$、1995 年に 151,666,667US$、1996 年に 151,666,667US$である。

４．第 5 条 1 の適用を受けない締約国を代表する執行委員会のメンバーとして、オーストラリア、デンマーク、フランス、日本、ノルウェー、ポーランド及びアメリカの選出を、また第 5 条 1 の適用を受ける締約国を代表するメンバーとして、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、カメルーン、インド、マレーシアおよびベネズェラを 1 年間選出することを支持する。

５．1 年間の任期で執行委員会の議長としてマレーシアを、副議長としてオーストラリアの選出を是認する。

決定 VI/7　　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会

１．執行委員会のメンバーとして1年間、第5条の規定の適用を受けない締約国を代表するものとして、オーストラリア、オーストリア、デンマーク、日本、ポーランド、英国、アメリカ合衆国の選出を、また第5条国の規定を受ける締約国を代表するものとして、アルジェリア、アルゼンチン、中国、コロンビア、イラン、カメルーン、タイの選出を支持する。

２．1年間、執行委員会の委員長として、オーストラリアのMr.Jone Whitelawを、副委員長としてアルジェリアを選出することを支持する。

決定 VII/27　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会

１．第5条の規定の適用を受けない締約国を代表する執行委員会のメンバーとして、オーストラリア、オーストリア、デンマーク、日本、ロシア連邦、英国及びアメリカ合衆国を、また第5条国の規定を受ける締約国を代表するメンバーとして、チリー、コロンビア、インド、エジプト、ケニア、フィリピン及びセネガルを1年間選出することを支持する。

２．ケニアを執行委員会の議長として、英国を副議長として、1年間選出することを支持する。

決定VIII/8　　多数国間基金執行委員会のメンバー

1．議定書第5条1の適用を受けない締約国を代表する執行委員会のメンバーとして、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、日本、スイス、英国及び米国の選出を、また議定書第5条1の適用を受ける締約国を代表するメンバーとして、アンティグア・バビューダ、中国、コスタリカ、インド、ペルー、セネガル及びジンバブエの選出を是認する。
2．1年間の執行委員会の議長としての英国また副議長としてコスタリカの選出を是認する。

決定 IX/13　　多数国間基金執行委員会のメンバー

1．議定書の第5条第1項非適用国を代表する執行委員会のメンバーとして、ベルギー、ブルガリア、カナダ、イタリア、日本、スイスおよびアメリカ合衆国を選任し、第5条第1項適用国を代表する執行委員会のメンバーとして、ブルキナファソ、コスタリカ、インド、ヨルダン、ペルーおよびジンバブエを選任することを追認する(いずれも任期1年間)
2．コスタリカを執行委員会の委員長に、アメリカ合衆国を副委員長に選任することを追認する(いずれも任期1年間)。

決定 X/4　　多数国間基金執行委員会のメンバー

1．1998 年度における基金事務局の支援を含む、執行委員会によってなされた仕事に感謝の意を表明すること。
2．1999 年 1 月 1 日から 1 年間有効な、議定書第 5 条第 1 項の適用を受けない締約国を代表する執行委員会メンバーとして、ベルギー、カナダ、イタリア、日本、スロバキア、スウェーデン、およびアメリカ合衆国を選出することを、また第 5 条第 1 項の適用を受ける締約国を代表する執行委員会メンバーとして、アルジェリア、バハマ、ブラジル、ブルキナファソ、中国、インド、およびウガンダを選出したことを承認すること。
3．1999 年 1 月 1 日から 1 年間有効な、執行委員会の議長としてアメリカ合衆国を、副議長としてインドを選出したことを承認すること。

決定 XI/9　　多数国間基金執行委員会のメンバー

1．1999 年に基金事務局の協力を得て行った執行委員会の努力に感謝する。
2．オーストラリア、ドイツ、日本、オランダ、スロバキア、スウェーデンおよびアメリカ合衆国を、議定書第 5 条第 1 項非適用国を代表する執行委員会のメンバーに選任する（任期は 2000 年 1 月 1 日より 1 年間）。
3．インドを執行委員会の委員長に選任する（任期は 2000 年 1 月 1 日より 1 年間）。

決定 XII/4　　多数国間基金執行委員会のメンバー

1．2000 年において執行委員会が、多数国間基金事務局の協力を得て行った活動

に感謝する。

２．2001 年 1 月 1 日より 1 年間、オーストラリア、フィンランド、ドイツ、日本、オランダ、ポーランドおよびアメリカ合衆国を、モントリオール議定書第５条第 1 項締約国以外の締約国を代表する執行委員会のメンバーとして選任することを支持し、2001 年 1 月 1 日より 1 年間、コロンビア、ドミニカ共和国、インド、ヨルダン、マレーシア、ナイジェリア、チュニジアを第５条第 1 項締約国を代表する執行委員会のメンバーとして選任することを支持する。

３．2001 年 1 月 1 日より 1 年間、Heinrich Kraus 氏（ドイツ）を執行委員会委員長、Hannachi Hassen 氏（チュニジア）を執行委員会の副委員長に選任する。

決定 XIII/27　　多数国間基金執行委員会のメンバー

１．2001 年において執行委員会が、多数国間基金事務局の協力を得て行った活動に感謝する。

２．2002 年 1 月 1 日より 1 年間、カナダ、フィンランド、フランス、日本、オランダ、ポーランドおよびアメリカ合衆国を、モントリオール議定書第５条非締約国を代表する執行委員会のメンバーとして選任することを支持し、ブルルンディ、中国、コロンビア、エルサルバドル、ナイジェリア、シリアおよびタンザニアを第５条締約国を代表する執行委員会のメンバーとして選任することを支持する。

３．2002年1 月1日より 1 年間、Bakre D. Usman氏（ナイジェリア）を執行委員会委員長、猪又忠徳氏（日本）を執行委員会副委員長に選任する。

決定 XIV/38　　多数国間基金執行委員会のメンバー

１．2002 年において執行委員会が、多数国間基金事務局の協力を得て行った活動に感謝する。

２．2003 年 1 月 1 日より 1 年間、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ハンガリー、日本、およびアメリカ合衆国を、モントリオール議定書第５条非締約国を代表する執行委員会のメンバーとして選任することを支持し、ボリビア、ブルルンディ、エルサルバドル、インド、ヨルダン、モーリシャス、およびセント・ルーシアを第５条締約国を代表する執行委員会のメンバーとして選任することを支持する。

３．2003 年 1 月 1 日より 1 年間、猪又忠徳氏（日本）を執行委員会委員長、ロベルトリバス(エルサルバドル)を執行委員会副委員長に選任する

決定 XV/46　　多数国間基金執行委員会のメンバー

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/46:*

1. To note with appreciation the work done by the Executive Committee, with the

assistance of the Fund Secretariat, in the year 2003;

2. To endorse the selection of Austria, Belgium, Canada, Hungary, Japan, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America as members of the Executive Committee representing non-Article 5 Parties to the Protocol, and the selection of Argentina, Bangladesh, China, Cuba, the Islamic Republic of Iran, Mauritius and Niger as members representing Article 5 Parties, for one year with effect from 1 January 2004;
3. To note the selection of Argentina to serve as Chair and Austria to serve as Vice-Chair of the Executive Committee for one year with effect from 1 January 2004.

決定 XVI/43　　多数国間基金執行委員会のメンバー

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/43:*

1. To note with appreciation the work done by the Executive Committee with the assistance of the Fund Secretariat in the year 2004;
2. To endorse the selection of Austria, Belgium, Canada, the Czech Republic, Japan, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America as members of the Executive Committee representing Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and the selection of Brazil, Cuba, the Niger, the Syrian Arab Republic, Thailand, Zambia and the former Yugoslav Republic of Macedonia as members representing Parties operating under that paragraph, for one year effective from 1 January 2005;
3. To note the selection of Mr. Paul Krajnik (Austria) to serve as Chair and Mr. Khaled Klaly (Syrian Arab Republic) to serve as Vice-Chair of the Executive Committee for one year with effect from 1 January 2005.

決定XVII/44　　多数国間基金執行委員会のメンバー

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/44:*

1. To note with appreciation the work done by the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol with the assistance of the Fund secretariat in 2005;
2. To endorse the selection of Australia, Belgium, Czech Republic, Italy, Japan, Sweden and United States of America as members of the Executive Committee representing Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and the selection of Brazil, Burundi, Guinea, India, Mexico, Syrian Arab Republic and Zambia as members representing Parties operating under that

paragraph, for one year with effect from 1 January 2006;

3. To note the selection of Mr. Khaled Klaly (Syrian Arab Republic) to serve as Chair and Ms. Lesley Dowling (Australia) to serve as Vice-Chair of the Executive Committee for one year with effect from 1 January 2006.

決定XVIII/2　　多数国間基金執行委員会のメンバー

１．2006 年に多数国間基金事務局の支援を得てオゾン層保護のための多数国間基金の執行委員会が行った仕事を高く評価する。

２．カナダ、スウェーデン、チェコ共和国、日本、アメリカ合衆国、ベルギーおよびイタリアを、議定書第 5 条第 1 項非適用国を代表する執行委員会のメンバーに選任し、スーダン、ギニア、メキシコ、セントルシア、ウルグアイ、ヨルダンおよび中国を、議定書第 5 条第 1 項適用国を代表するメンバーに選任することを承認する。任期は、2007 年 1 月 1 日より 1 年間とする。

３．Philippe Chemouny 氏（カナダ）を執行委員会の委員長、Nimaga Mamadou 氏（ギニア）を副委員長に選任することを承認する。任期は、2007 年 1 月 1 日より 1 年間とする。

決定XIX/3　　多数国間基金執行委員会のメンバー

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/3*:

1. To note with appreciation the work done by the Executive Committee with the assistance of the Fund Secretariat in the year 2007;
2. To endorse the selection of Belgium, Australia, Romania, Germany, Japan, Sweden, and the United States of America as members of the Executive Committee representing Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and the selection of Gabon, Sudan, China, India, Lebanon, the Dominican Republic and Uruguay as members representing Parties operating under that paragraph, for one year effective from 1 January 2008;
3. To note the selection of Gabon to serve as Chair and Mr. Husamuddin Ahmadzai (Sweden) to serve as Vice-Chair of the Executive Committee for one year with effect from 1 January 2008.

決定XX/22　　多数国間基金執行委員会のメンバー

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/22*:

1. To note with appreciation the work done by the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol with the assistance of the Fund secretariat in 2008;

2. To endorse the selection of Australia, Belgium, Germany, Japan, Romania, Sweden and the United States of America as members of the Executive Committee representing Parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and the selection of Bolivia, China, Dominican Republic, Gabon, Georgia, Namibia and Yemen as members representing Parties operating under that paragraph, for one year commencing 1 January 2009;
3. To note the selection of Mr. Husamuddin Ahmadzai (Sweden) to serve as Chair and Mr. Juan Tomas Filpo (Dominican Republic) to serve as Vice-Chair of the Executive Committee for one year commencing 1 January 2009.

決定XXI/27　　多数国間基金執行委員会の構成

１．2009年に多数国間基金事務局の支援を得て、モントリオール議定書の実行のための多数国間基金執行委員会が行なった作業を高く評価する。

２．モントリオール議定書の第5条第1項非適用国を代表する執行委員会のメンバーにベルギー、フランス、カナダ、日本、スイス、ウクライナ、アメリカ合衆国を選任し、第5条第1項適用国を代表する執行委員会のメンバーにコロンビア、グレナダ、モロッコ、ナミビア、インド、サウジアラビア、セネガルを選任することを支持する。任期は、2010年1月1日より1年間とする。

３．執行委員会の委員長にJavier Camago氏(コロンビア)を、副委員長にPhilippe Chemouny氏(カナダ)を選任し、任期を、2010年1月1日より1年間とすることに留意する。

決定XXII/24　　多数国間基金執行委員会のメンバー

1. To note with appreciation the work done by the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol with the assistance of the Fund secretariat in 2010;
2. To endorse the selection of Australia, Belgium, the Czech Republic, France, Japan,Switzerland and the United States of America as members of the Executive Committee representing parties not operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and the selection of Argentina, China, Cuba, Grenada, Kenya, Kuwait and Morocco as members representing parties operating under that paragraph, for one year beginning 1 January 2011;
3. To note the selection of Mr. Patrick John McInerney (Australia) to serve as Chair and Mr. Wuruz Wen (China) to serve as Vice-Chair of the Executive Committee for one year beginning 1 January 2011;

決定 XXIII/19　多数国間基金の執行委員会の委員

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会が同基金の事務局の支援を得て2011年に行った作業を評価する。
2. 2012年1月1日からの1年間について、モントリオール議定書の第五条1の適用を受けない締約国を代表する執行委員会の委員としてベルギー、カナダ、フィンランド、日本、ルーマニア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国を、また、第五条1の適用を受ける締約国を代表する委員としてアルゼンチン、中国、キューバ、インド、ケニア、ヨルダン及びマリを選出することを承認する。
3. 2012年1月1日からの1年間について、執行委員会の議長としてMr. Xiao Xuezhi（中国）を、副議長としてMs. Fiona Walters（イギリス）を選出することを指摘する。

決定 XXIV/22　多数国間基金の執行委員会の委員

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会が同基金の事務局の支援を得て2012年に行った作業を評価する。
2. 2013年1月1日からの1年間について、モントリオール議定書の第五条1の適用を受けない締約国を代表する執行委員会の委員としてベルギー、ブルガリア、カナダ、フィンランド、日本、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国を、また、第五条1の適用を受ける締約国を代表する委員としてインド、クウェート、マリ、ニカラグア、セルビア、ウガンダ及びウルグアイを選出することを承認する。
3. 2013年1月1日からの1年間について、執行委員会の議長としてMs. Fiona Walters（イギリス）を、副議長としてMr. Vladan Zdravkovic（セルビア）を選出することを指摘する。

決定 XXV/18　多数国間基金の執行委員会の委員

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会が同基金の事務局の支援を得て2013年に行った作業を評価する。
2. 2014年1月1日からの1年間について、モントリオール議定書の第五条1の適用を受けない締約国を代表する執行委員会の委員としてオーストラリア、ベルギー、イタリア、日本、ロシア連邦、スウェーデン及びアメリカ合衆国を、また、第五条1の適用を受ける締約国を代表する委員として中国、コモロ、グレナダ、モーリシャス、ニカラグア、サウジアラビア及びウルグアイを選出することを承認する。
3. 2014年1月1日からの1年間について、執行委員会の議長としてPremhans Jhugroo（モーリシャス）を、副議長としてJohn Thompson（アメリカ合衆国）を選出することを指摘する。

決定 XXVI/19　多数国間基金の執行委員会の委員

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金執行委員会が同基金の事務局の支援を得て2014年に行った作業を評価する。

2. 2015年1月1日からの1年間について、モントリオール議定書の第五条の1の適用を受ける締約国を代表する執行委員会の委員としてバーレーン、ブラジル、コモロ、エジプト、グレナダ、インド及びタンザニア連合共和国を、また、第五条の1の適用を受けない締約国を代表する委員としてオーストラリア、ベルギー、イタリア、日本、スウェーデン、ロシア連邦及びアメリカ合衆国を選出することを承認する。
3. 2015年1月1日からの1年間について、執行委員会の議長としてMr. John Thompson（アメリカ合衆国）を、副議長としてMr. Leslie Smith（グレナダ）を選出することを指摘する。

決定 XXVII/13　多数国間基金の執行委員会の委員

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会が同基金の事務局の支援を得て2015年に行った作業を評価する。
2. 2016年1月1日からの1年間について、モントリオール議定書の第五条の1の適用を受けない締約国を代表する執行委員会の委員としてオーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、ロシア連邦及びアメリカ合衆国を、また、第五条の1の適用を受ける締約国を代表する委員としてアルゼンチン、カメルーン、中国、エジプト、インド、ヨルダン及びメキシコを選出することを承認する。
3. 2016年1月1日からの1年間について、執行委員会の議長としてMr. Agustin Sanchez（メキシコ）を、副議長としてMr. Paul Krajnik（オーストリア）を選出することを指摘する。

決定 XXVIII/14: 多数国間基金の執行委員会の委員

1. モントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会が同基金の事務局の支援を得て2016年に行った作業を評価する。
2. 2017年1月1日からの1年間について、モントリオール議定書の第五条1の適用を受けない締約国を代表する執行委員会の委員としてオーストラリア、オーストリア、ベルギー、ドイツ、日本、スロバキア及びアメリカ合衆国を、また、第五条1の適用を受ける締約国を代表する委員としてアルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カメルーン、中国、レバノン、メキシコ及びナイジェリアを選出することを承認する。
3. 2017年1月1日からの1年間について、執行委員会の議長としてMr. Paul Krajnik（オーストリア）を、副議長としてMr. Mazen Hussein（レバノン）を選出することを指摘する。

（6）多数国間基金執行委員会（組織）に関する決議

決定III/22　　多数国間基金の執行委員会

（a） 第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅶに示されたように、事務局の基金のための 1991 年の改訂された予算を採択する。

（b）第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅵに示されたように、実施手続きを承認する。

（c）事務局の基金のための 3 年間の予算に含まれる 1992 年の予算を、第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅷに示されたように採択する。

（d）暫定多数国基金の総額を 1991～1993 年の 3 年間に、4 千万米ドルから 2 億米ドルに引き上げるという提案を承認する。

（e）第 3 回締約国会合の報告書の附属書 X に示される、改訂された規模の費用負担を採択する。

（f）第 2 年度の執行委員会において、メキシコを議長国として、また米国を副議長国として選出することを承認する。

決定Ⅸ/16　　執行委員会の基本任期

執行委員会の基本任期を以下の通り修正する；

（a）第5回締約国会合に対する報告の附属書 x の第2項の末尾に、下記の文章を挿入する：

「2bis. 第8回締約国会合により選任の追認を受けた執行委員会のメンバーは、1997年12月31日までの任期とする。それ以降、委員会のメンバーの任期は、締約国会合による追認日後の暦年の1月1日に始まる暦年とする。」

（b）第8項に替えて下記の文章を挿入する：

「執行委員会は、1年に3回会合を開くものとするが、特別の状況によって必要となった場合には、他のモントリオール議定書会議により与えられた追加開催の機会も利用する柔軟性も維持する。」

※本決議により修正された執行委員会の基本任期は、附属書Ⅴに記す。

決定XIV/37　　執行委員会と履行委員会の間の相互関係

多数国間基金は、遵守を可能にする重要な責任を負うが、各国の措置がない限り、遵守はありえないことに留意する、

執行委員会は、「遵守を可能にする」ための多数国間基金の指令にしたがって、資金拠出の提案に関係する提出物を検討する際には、その国の現在、今後双方の遵守状況を考慮する責任を負い、執行委員会は、当該締約国と協力して、考えられる遵守停止継続期間をなくすようにせねばならないことを了承し、

資金拠出承認の執行委員会の決定は、当該締約国の遵守停止を容認したとみなしてはならず、当該締約国は、自らの義務の履行に引き続き責任を負うことに留意し、

1．資金拠出の決定は、必ず、議定書に基づく締約国の義務履行の責務を侵害しない形で行い、遵守停止状態にある締約国の扱いに関する議定書のメカニズムの適用も妨げてはならないことを明確にするよう執行委員会に求める。したがって、執行委員会は、遵守

停止が問題となりうる場合には、資金拠出の決定にあたっては、その旨の文言を加えねばならない。

２．履行委員会は、遵守停止に関する手続きの7(f)に基づく執行委員会からの情報を考慮に入れることもあるが、執行委員会は、履行委員会の勧告の作成については正式な役割は負っていないことに留意する。

３．また、いずれにせよ、履行委員会の行動は、個々のプロジェクトへの資金拠出に関して特別な行動をとるよう執行委員会に直接求めるものであるとみなしてならないことに留意する。

４．執行委員会と履行委員会は相互に独立していることに留意する。ただし、多数国間基金は、第 10 条にしたがって締約国の権限の下で活動し、モントリオール議定書の遵守停止に関する手続きにしたがって、履行委員会は、可能な決議に関する勧告を締約国に報告する。

決定 XV/48　　多数国間基金執行委員会の報告に関する決議

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/48:*

Recalling the terms of reference of the Executive Committee as modified by the ninth Meeting of the Parties in its decision IX/16,

Aware of the need to improve the selection process for the Chief Officer,

1. To take note with appreciation of the presentation by the Chairman of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol and of the report of the Executive Committee contained in document UNEP/OzL.Pro.15/8;
2. To consider amending, at the Sixteenth Meeting of the Parties, the relevant provision of the terms of reference of the Executive Committee relating to the nomination and appointment of the Chief Officer, taking into account the proposals of the Chair of the Executive Committee given in the annex to the present decision, and also those made by other Parties;
3. To request the Executive Committee to enter into consultations with the United Nations Secretariat and the Executive Director of the United Nations Environment Programme on that matter and to report thereon to the Sixteenth Meeting of the Parties;

［Annex］

Add the following understanding on paragraph 10 (k) of the terms of reference of the Executive Committee:

"The Executive Committee should prepare a short list of the eligible candidates,

together with its recommendation, from which the Secretary-General would make a final selection."

決定 XVI/38　　多数国間基金執行委員会の代表者の地域バランスの必要性

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/38:*

Recognizing the necessity to ensure equal geographical representation in the Executive Committee,

Noting that, for historical reasons, no seat has been allocated in the Executive Committee for the countries of Eastern Europe and Central Asia operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol,

1. To amend paragraph 2 of the terms of reference of the Executive Committee, as modified by the Ninth Meeting of the Parties in decision IX/16, to read:

   "2. The Executive Committee shall consist of seven Parties from the group of Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and seven Parties from the group of Parties not so operating. Each group shall select its Executive Committee members. Seven seats allocated to the group of Parties operating under paragraph 1 of Article 5 shall be allocated as follows: two seats to Parties of the African region, two seats to Parties of the region of Asia and the Pacific, two seats to Parties of the region of Latin America and the Caribbean, and one rotating seat among the regions referred, including the region of Eastern Europe and Central Asia. The members of the Executive Committee shall be endorsed by the Meeting of the Parties";

2. That the issue of seats for Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol and Parties not so operating shall be added to the agenda of the twenty-fifth meeting of the Open-ended Working Group.

決定 XIX/11　　執行委員会の条件の改訂

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/11* to amend paragraph 8 of the terms of reference of the Executive Committee of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol, as modified by the Ninth Meeting of the Parties in decision IX/16 and the Sixteenth Meeting of the Parties in decision XVI/38, to read:

"8. The Executive Committee shall have the flexibility to hold two or three meetings annually, if it so decides, and shall report at each Meeting of the Parties on any decision taken there. The Executive Committee should consider meeting, when appropriate, in conjunction with other Montreal Protocol meetings."

（7）資金供与制度の運用の見直しと評価に関する決議

決定Ⅴ/7　　1991 年 1 月 1 日以降の財政的仕組みの機能の点検

1．1991 年 1 月 1 日以降の財政的仕組みの施行に関する報告書を銘記する。

2．基金の施行が、同活動の開始以来著しく進歩したことを、満足をもって銘記し、管理委員会および基金事務局に対し、その優秀な作業に祝意を述べる。

3．執行委員会に対し、モントリオール議定書の実行のために、国の優先権および手続きに従い、かつ多数国間基金の付託事項に従い、以下の事項を保証するために全力を尽くすことを要請する。

（a）継続した進歩が、彼らの迅速な実行、および特に基金の支出を保証するためのカントリープログラム、作業計画およびプロジェクトのために為されること。

（b）基金事務局、履行委員会および関係する締約国が、それぞれの専門技術領域の中で作業を行い、その努力の重複を避けるための実行プロセスを開発すること。

4．同時に、執行委員会に対し、その年次報告書が付託事項に従い基金の施行の業績を、設定された優先権、執られた行為および達成された進歩に特別な注意を払いつつ、カバーするよう要請する。

決定Ⅴ/12　　第 4 回モントリオール議定書締約国会合の決定Ⅳ/18 の第Ⅱ節 4 項に基づく検討

締約国公開作業部会の第 10 回会合に対して、第 4 回モントリオール議定書締約国会合の決定Ⅳ/18 の第Ⅱ節 4 項の要件に合致する報告書のための委託事項および様式を準備するよう要請する。

決定Ⅵ/6　　議定書第 5 条 8 項および第 4 回モントリオール議定書締約国会合の決定Ⅳ/18 の第Ⅱ節第 4 項に基づくレビュー

1．議定書第 5 条 8 項および第 4 回モントリオール議定書締約国会合の決定Ⅳ/18 の第Ⅱ節 4 項に基づき進行中のレビューに留意する。

2．（a）財政的仕組みのレビューを容易にするための一回限りの手段として、事務局が多数国間基金から 45 万 US$の融資を受けることを承認する。

（b）この多国間基からの融資は、1994 年および 1995 年の修正予算として提案されているモントリオール議定書信託基金への追加拠出金によって返済される。

3．公開作業部会に対して、決定Ⅳ/18 に基づくレビュー報告書を検討し、適切なものとして第 7 回締約国会合に勧告するよう要請する。

決定Ⅵ/18　　モントリオール議定書に基づく増加費用のカテゴリーのインディカブル・リストの修正

公開作業部会に対し、インドおよびマレーシアが提案した、モントリオール議定書に基づく増加費用のカテゴリーのインディカティブ・リストを修正する提案、および締約国が提案するその他の関係する特定の提案を、第 11 回公開作業部会において検討するよう要請する。

決定Ⅶ/22　　財政的仕組みの検討

1．執行委員会に対し、議定書の目的を支持する既存のおよび追加の資源の革新的な動員、及び追加の行動について、1996 年末までに検討し、第 8 回締約国会合でそれについて報告するよう要請する。

2．第 7 回締約国会合の報告書の附属書Ｖに規定される行動は、財政的仕組みの機能を改善するためにとられるべきである。

決定Ⅷ/5　　財政的な仕組みの機能を改良するための処置

執行委員会に対し、決定Ⅶ/22、及び特に行動 5、6、11、14 及び 21 について可能な限り迅速に推し進めることを要請する。

決定Ⅷ/7　　財政的仕組み及び技術移転を改良するための措置

1．財政的仕組みを改良するために執行委員会によって執られた措置を感謝をもって銘記する。

2．執行委員会に対し、財政的仕組みを改良するために決定Ⅶ/22 を実行するための活動を更に継続するよう、また毎年締約国会合に報告するよう要請する。

3．決定Ⅶ/22 のアクション 21 により求められる技術移転に関する報告書の準備の状態を銘記する。

4．第 5 条 1 の適用を受けない締約国の代表 4 名(オーストラリア、イタリア、オランダ、米国)及び第 5 条 1 の適用を受ける締約国の代表 4 名(中国、コロンビア、ガーナ、インド)から構成されるインフォーマルグループを設置し、公正かつ最も有利な条件でオゾン層に優しい技術の移転のために、どのような手段が可能性ある障害を排除するために取ることができるかを確定するのに際して、執行委員会を支援する。

5．同グループは、必要に応じて会合を開き、もし報告書があればそれを執行委員会に提出する。

6．本件を第 9 回締約国会合で検討する。

決定Ⅸ/14　　財政機構を改善するために取られた措置及び技術移転

1．財政機構を改善するために執行委員会がとった措置、及び決定Ⅷ/7 に基づき設置され

た技術移転に関する非公式部会の作業に対して感謝の意を表明する。

2．財政機構を改善するために、追加対策により、引き続き決定Ⅶ/22 を実行し、締約国会合に提出する執行委員会の年次報告に、以前に終了していなかったそれぞれの対策に関する最新情報を記した附属書および終了している対策のリストを加えるよう、執行委員会に求める。

3．決定Ⅶ/22 に基づくアクション 21 に従って現在までに行われた状況を報告する。

4．非公式部会の協力を得て、公正かつ最も有利な条件で第 5 条締約国に、オゾンにやさしい技術を移転することに対する障害を排除するために、実際に取りうる処置を速やかに確認するよう執行委員会に求める。

5．第 10 回締約国会合で本件を再検討する。

決定 X/31　　資金調達メカニズムと技術移転を改善するために取られた措置

1．資金調達メカニズムと技術移転を改善するために取られた措置と、1998 年におけるその優れた役割に関する執行委員会の研究と報告について、論評付きで言及すること。

2．執行委員会に対し、資金調達メカニズムの運営とその運営を改善するために取られた措置について、締約国会合に毎年報告するよう要求すること。

決定 XⅢ/3　　モントリオール議定書の財政機構の管理機関および実施機関に関する評価研究

1．モントリオール議定書第 10 条にしたがって第 5 条締約国および第 5 条非締約国の要望に沿って一貫した効果的な運営を行うことを目的として、モントリオール議定書第 10 条により設置された財政機構を 2004 年までに評価、再検討するとともに、第 16 回締約国会合に提出するこれに関する外部の独立した研究のための手続きに着手する。

2．モントリオール議定書の財政機構の管理を中心に研究を行う。

3．研究の基準条件と方法を、第 15 回締約国会合に提出する。

4．当該評価を定期的に実施する必要性を検討する。

5．国連のシステム内の現在の評価機構に対して、モントリオール議定書の財政機構の管理に関する調査結果を入手次第随時締約国会合に提出し、検討を求める。

決定 XV/47　モントリオール議定書の財務メカニズムの管理に関する研究の基準条件

1．本報告の補遺Ⅴに記すモントリオール議定書の財務メカニズムの管理に関する研究の基準条件を承認する。

2．評価プロセスを監督し、研究を行うコンサルタントを選出し、研究期間中コンサルタントの連絡点となり、基準条件が可能な限り最適の方法で実行されるようにする 6 名のメンバーからなる運営パネルを設置する。

3．モントリオール議定書の締約国の中から運営パネルを構成する次の 6 名のメンバーを

選出する：アルジェリア、コロンビア、フランス、日本、シリアアラブ共和国およびアメリカ合衆国。選出されたパネルは、モントリオール議定書第 5 条締約国と非締約国が選出した個人と同様の代表権を有する。

4．有資格の外部コンサルタントまたは独立コンサルタントを選出する手続きを最終的に承認するようオゾン事務局に求める。オゾン事務局は、提示された提案に基づき、有資格入札者の短いリストを作成し、運営パネルによる提案の審査が円滑に進むようにするものとする。

5．他のオゾン会議と同時に開催し、関係費用を削減できるよう、オゾン事務局の支援を得て、可能な限り指定の日、指定の場所で会議を開くよう運営パネルを指導する。

6．モントリオール議定書信託基金の 2004 年度予算の中の 500,000 ドルを上限として研究資金にあてることを承認する。

7．第 16 回締約国会合で検討する最終報告と勧告を締約国に提出する。

決定XXI/28　　モントリオール議定書の資金メカニズムの評価

2010年の公開作業部会第30回会議中にモントリオール議定書の資金メカニズムのための基準条件の討議を開始し、遅くとも2011年に開かれる第23回締約国会合中に基準条件を最終的に承認する。

決定 XXII/2　　モントリオール議定書の資金供与制度評価のための実施要項

1．本決議の補遺に記すモントリオール議定書の資金メカニズム評価のための実施要項を承認する。

2．評価過程を監督し、評価を行う評価員を選択し、評価中に評価員との連絡先となり、可能な限り最適の方法で実施要項を履行できるようにするための 8 名のメンバーからなる運営パネルを設置する。

3．選任した運営パネルが、モントリオール議定書第 5 条第 1 項適用国および第 5 条第 1 項非適用国が選択した個人を同等に代表とするように、モントリオール議定書の締約国の中から、運営パネルのメンバーとなる 8 ヶ国（オーストリア、カナダ、コロンビア、インド、日本、ナイジェリア、旧ユーゴスラビア共和国のマケドニア、アメリカ合衆国）を選択する。

4．有資格外部・独立評価員の選択手続きを最終的に承認するよう、オゾン事務局に求める。オゾン事務局は、提出された案に基づき、有資格申請者の候補者リストを作成し、運営パネルによる当該提案の精査が円滑に進むようにするものとする。

5．関連費用を削減するために、可能な限りモントリオール議定書の他の会議と開催日、開催場所が同じにし、オゾン事務局の協力を得てパネル会議を開催するよう、運営パネルに指示する。

6．評価のための予算総額（最大 200,000 米ドル）と共に、予算均衡のための財源に関し

て締約国が 2011 年に決定を行う旨の理解に基づき、モントリオール議定書の信託基金の 2011 年度予算から計上する申請入札手続き開始のための額 70,000 ドルを承認する。

7．第 24 回締約国会合において締約国が検討できるよう、評価員の最終報告および勧告を締約国に提出するものとする。

決定 XXII/2　　モントリオール議定書の資金供与制度評価のための実施要項の補遺

A．前文

1．モントリオール議定書の資金メカニズムの業績については、国際社会が度々認めており、資金メカニズムが、モントリオール議定書の基盤であると同時に、多国間協力の顕著な例となっていることは疑いない。実際、多数国間基金は、2009 年末までに、発展途上国におけるオゾン層破壊物質の消費量と生産量（約 458,000ODP トン）の段階的削減プロジェクトを承認しており、この量の 85%以上がすでに削減済みである。このような活動の結果、ほぼすべての第 5 条第 1 項適用国が、議定書に基づく自国の義務を履行している一方で、当該諸国におけるオゾン層破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFCs）を除く）の消費量と生産量のほとんどが削減されている。

2．資金メカニズムは、モントリオール議定書第 10 条により、第 5 条第 1 項適用国がモントリオール議定書を遵守できるよう、金融面、技術面で協力するために設けられた。モントリオール議定書第 4 回締約国会合は、モントリオール議定書の目標を最大限効率よく達成できるよう、資金メカニズムの運営を定期的に精査することが必要である旨を認めた。多数国間基金、執行委員会、事務局、実施機関、2 カ国間機関からなる資金メカニズムは、1991 年にスタートして以降、1994－95 年、2003－04 年の 2 回、締約国による評価を受けた。

3．クロロフルオロカーボン（CFCs）、ハロン、四塩化炭素の生産、消費の残余分のほぼすべてを 2010 年 1 月 1 日までに段階的に削減することに決まっていたことから、 2010 年は、モントリオール議定書と資金メカニズムの双方の歴史において、目標となる年である。この重要な時点に照らし、モントリオール議定書締約国にとっては、将来の課題に効果的に取り組めるよう資金メカニズムを十分整備するために、資金メカニズムの業績、融資メカニズムが直面してきた課題、課題に対する取り組み方、学んだ教訓を回顧するのに絶好の機会である。将来の課題には、HCFCs と臭化メチル消費の残余分の段階的削減、オゾン層破壊物質の破壊パイロット・プロジェクトの実行などがある。

B．目的

4．第 22 回締約国会合では、以上のことに照らして、また、前回評価が行われてから 5 年以上経過していることを考慮し、モントリオール議定書第 10 条に基づき、第 5 条第 1 項適用国および同項非適用国の要望に応えるにあたって資金メカニズムを効率よく運営できるよう、同メカニズムを評価、精査することが適当であると決議した。調査研究は、

本実施要項に基づき、以下に記す範囲に従い、モントリオール議定書第 32 回締約国会合の公開作業部会で検討できるよう、2012 年 5 月までに、独立評価員が実施し、完了することとする。

C．範囲

5．評価員は、調査研究を実施するにあたって、下記のような資金メカニズムに関係する成果、政策の枠組み、組織構造、学んだ教訓を考慮に入れねばならない：

（a）資金メカニズムの成果。

(i) 第 5 条第 1 項適用国において、多数国間基金に基づき承認を受けた投資関係プロジェクトおよび投資関係以外のプロジェクトが、モントリオール議定書の遵守目標に沿ってオゾン層破壊物質の段階的削減にどの程度寄与したのか？

(ii)多数国間基金の活動によるオゾン層破壊物質の総削減量（ODP トン、トン）。

(iii)その他の環境、健康に対する合同メリット（気候面のメリット等）ならびにオゾン層破壊物質の段階的削減を目的として多数国間基金から融資を受けた活動により生じた悪影響の分析。

(iv)承認済みプロジェクトのオゾン層破壊物質の段階的削減計画とオゾン層破壊物質の段階的削減の実績との比較。

(v)承認済みプロジェクトの費用効果計画と実際の費用効果との比較。

(vi)プロジェクトの予定実行時期と実際の実際の実行時期との比較。

(vii)能力作り（制度の強化、遵守支援等）の効果。

（b）政策、手続き：

(i)会議、提出期限、報告期限の時期の有効性。

(ii)多数国間基金に基づくプロジェクト案の策定、精査、承認の手続き、慣行の有効性、一貫性、効率。

(iii)プロジェクト、活動の計画策定、実行のプロセスの遵守履行能力。

(iv)監視・報告の手続き、慣行の有効性と効率。

(v)結果を監視、確認するための内部評価・監視メカニズム（既存のデータベースの分析を含む）の能力と効率。

(vi)経験に基づき、また関連状況に応じて政策、手続きがどの程度調整または改善されたのか？

（c）その他の問題：

(i)第 5 条第 1 項適用国の所在地域間の資金配分および低消費国と非低消費国間の資金配分の見直し。

(ii)資金メカニズムに基づき承認された計画、プロジェクトによって、モントリオール議定書の第 10 条／第 10 条 A および締約国の関連決議に基づく技術移転規定の実行がどの程度促進されたのか？この場合、代表的なプロジェクト例で示された地域別の技術

移転元を考慮に入れる。

（ｄ）学んだ教訓。

(i)モントリオール議定書と多数国間基金の将来の課題を見据えて学んだ教訓。

(ii)他の国際環境団体、国際環境条約に関して学んだ教訓。

D．　調査研究の形式と結果発表

６．調査研究結果は、実用的で、使いやすく、読みやすいレイアウトで発表し、30 ページほどの政策策定者用の総合概要、詳細な目次、調査研究結果の本文、補遺で構成せねばならない。

E．結論、勧告

７．評価員は、調査研究を実施するにあたって、資金メカニズムの長所、欠点、機会、脅威を確認し、妥当であれば、次の事項に関して、可能な改良を提言する勧告を行う：
得られた成果、組織の有効性、意思決定プロセス、技術移転の有効性、情報伝達活動、能力作り活動、他の組織との協力、特に関連性の強い他の分野。

F．情報源

８．多数国間基金事務局、オゾン事務局、執行委員会、実施機関、2 ヶ国間機関、会計局長、オゾンユニット、受入れ国、受入れ企業に対して、評価員に協力し、費用効果情報を含む必要なすべての情報を提供するよう求める。多数国間基金事務局に対しては、5 (a)(i)、(ii)、(iv)、(v)、(vi)に記す事項に関係する必要なすべてのデータを提供するよう求める。評価にあたっては、締約国会合および執行委員会の関連決議を考慮に入れねばならない。

９．評価員は、有益と判断した関係者、関係機関、その他関係情報源に広く助言を求めねばならない。

G．時間枠、重要時期

１０．下表には、調査研究のための時間枠、重要時期の試案を示した：

2010 年 11 月：締約国会合による実施要項の承認。締約国会合による運営パネルのメンバーの選択。

2011 年 1 月：有資格外部・独立評価員の選択基準、手続きの最終的承認。

2011 年 3 月：オゾン事務局による入札の分析、基準に基づく運営パネルに対する勧告。運営パネルによる独立評価員の選択。

2011 年 4 月：契約締結。評価員が、初動報告を提出し、調査研究の方法と詳細を討議するために運営パネルの会議を開催。

2011 年 12 月：中間精査：運営パネルが仮報告案の提出を受け、報告案を審査。

2012 年 2 月：運営パネルが最終報告案の提出を受け、報告案を審査。

2012 年 5 月：公開作業部会の第 32 回会議に最終報告案を提出。

2012 年 9 月：第 24 回締約国会合に最終報告を提出。

決定 XXⅣ/11　資金供与の制度の評価

モントリオール議定書の実施のための多数国間基金は、第五条 1 の適用を受ける締約国によるモントリオール議定書の遵守を可能にする効率的で効果的な手段であることに留意し、

締約国が、モントリオール議定書の資金供与の制度の定期的な評価は、多数国間基金の効率性と有効性を継続的に保証する重要な手段であると見なしていることを認識し、

また、モントリオール議定書の礎石として、及びオゾン層レジームの成功のための主要な制度としての多数国間基金の役割を認識し、

1. モントリオール議定書の資金供与の制度の 2012 年評価に関する報告書 を評価する。
2. 多数国間基金の執行委員会に対し、その委任事項の範囲内で必要に応じて、多数国間基金の管理を改善する継続的なプロセスの一環として、モントリオール議定書の資金供与の制度の 2012 年評価に関する報告書について審議することを要請する。

（8）資金供与制度に関するその他の決議

決定Ⅴ/23　モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会による臭化メチルプロジェクトの資金供与

1．モントリオール議定書実行のための多数国間基金の執行委員会が、第 4 回締約国会合の決定Ⅳ/23 の第 1(b)項および(c)項に従った、データ収集、カントリープログラムの範囲での情報交換のための限られた数の臭化メチルプロジェクトのために、また同時に、技術経済評価パネルの支援によって選定されるべき限られた数の臭化メチル代替品の実証試験のプロジェクトのために、資金供与を行うことを正式に許可する。

2．この実施機関に対し、彼らの特別な専門知識に従って、この決定を実行することを支援するために協力するよう要請する。

3．締約国に対し、開発途上国における他の臭化メチルの調査及びプロジェクトのために二国間支援を(本資金に対する拠出金を上回って)提供するよう奨励する。

決定Ⅶ/4　財政的支援及び技術移転の条項

1．議定書に基づく現在の規制措置に従って第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国を支援するに当たり、議定書第 10 条に基づく適切な資金供給およびモントリオール議定書第 10A に基づく技術移転を含んで、財政協力の効果的な実施の重要性を強調する。

2．第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国のための第 7 回締約国会合による新しい規制措置の採択は、1996 年およびそれ以降の多数国間基金の補充および技術移転の実施に反映

される必要がある追加の資金供給を必要とすることを強調する。

3．第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国による規制措置の実施は、第 5 条 5 に記載されるように、第 10 条に記載される財政的協力および第 10A 条に記載される技術移転の効果的な実施に依存することを強調する。

4．1996 年およびそれ以降の多数国間基金の補充に関する決定を行う場合、第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国が、彼らが同意した規制措置の約束を遵守することができるよう保証するために、必要な基金を配分するよう締約国を促す。

決定Ⅶ/23　　多数国間基金における財政的計画

1．執行委員会によって準備された 3 ヶ年事業計画のための報告書および概要と枠組みを感謝をもって銘記する。

2．執行委員会に、第 7 回会合で締約国により承認された概要と枠組みに基づく完全な 3 ヶ年事業計画を、第 8 回会合において締約国に提出するよう要請する。

3．3 ヶ年事業計画は、第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国が、彼らの議定書の義務に合致することを可能とする多数国間基金の目的を反映すべきことを銘記する。本計画は、締約国により決定される補充のレベルに基づくが、現在の補充の期間を越えて計画するための基礎として使用されるべきである。本計画は、特に国家計画に含まれる横断的な優先度及び作戦に基づくべきであり、モントリオール議定書に基づく同意された約束と一致すべきである。

決定Ⅶ/25　　ODS 低消費国のプロジェクトのための特別の財政支援に関する多数国間基金執行委員会による条項

多数国間基金の執行委員会に対し、ODS 低消費国に特別な支援を提供するよう要請する。

（a）ODS 低消費国において、特に冷媒の管理の分野における啓蒙および教育計画を更に強化し、拡大するプロジェクトのために十分な基金を配分すること。

（b）オゾン層破壊物質の削減を容易にすることを求める規制及び立法上の手段を確立するためのワークショップのごとき特定の支援を支持すること。

（c）最善の処置であることを示し得る 1 件づつの基準での ODS 低消費国の経済に重要な分野において、的確なレトロフィットのプロジェクトへの財政支援を認可すること。

（d）国連環境計画に対し、ODS 低消費国に関する広範囲な経験に基づき、これらの要求を提出する相対的なアプローチの準備を先導することを要請する。

（e）ODS 低消費国に対し、地域ベースで、オゾン層破壊物質の消費を規制し、監視するための調和したシステム及びその他のシステムに関する彼らの税関およびその他職員のための訓練ワークショップを実施するための基金を提供する。

ODS 低消費国及び ODS 極低消費国に関するプロジェクトの承認は、上記に関係する国で遭遇する特別の事情を反映した、より適切なプロジェクト評価のアプローチに基づくべ

きである。

決定IX/15　　生産部門

第 9 回締約国会合に対する執行委員会の報告書で記された、生産部門に融資するためのガイドラインの策定が進んでいることに留意し、第 5 条適用国におけるオゾン層破壊物質の適時の削減の重要性を認識し、オゾン層破壊物質の施設の閉鎖及び代替物質の生産の双方に融資することも同様に重要であることを認識し、生産部門における活動の効果的な実行にとって技術移転が重要であることを認識し、生産部門に対する融資のガイドラインの策定および生産部門における関連プロジェクトの以降の承認を促進するよう執行委員会に求める。

決定 X/17　　生産部門

四塩化炭素の高い大気放散量（1996 年でほぼ 41,000 トン近い）と、この内の約 70 パーセントが CFC を生産するための原料として四塩化炭素を使用した結果であるということについての技術経済評価パネルによる最近の評価に特に言及すること。

第 5 条適用締約国と代替品の導入を急いでいる経済的過渡期にある締約国にある CFC 製造施設の閉鎖が、環境への四塩化炭素の放散の削減に繋がるという、技術経済評価パネルの評価に特に言及すること。

第 9 回締約国会合が、執行委員会に対し、生産部門での廃止に資金提供するためのガイドラインの作成と、それに続くこの部門に関連したプロジェクトの承認を急ぐよう要求したことに特に言及すること。

1．執行委員会に対し、生産部門に資金提供するためのガイドラインの作成作業を、優先的にかつ迅速に完了するよう要求すること。

2．執行委員会に対し、CFC 生産部門への資金提供のためのプロジェクトの作成を促進し、それに続いて優先的にこれを承認するよう、更に要求すること。

決定 XI/27　　冷媒管理プラン

多量オゾン層破壊物質消費国向けの冷媒管理プランのガイドラインの策定を早急に完了した後、パイプラインに関する当該プロジェクトのガイドにしたがって融資を承認するよう、多数国間基金執行委員会に求める。

決定 XII/16　　オゾン事務局の組織と多数国間基金の会議

オゾン事務局と多数国間基金が主催する会議が同時期に開催される場合には、２つの事務局は、可能な限り手配を調整せねばならず、締約国にとって便利で、可能であれば、開催場所と共同協定を結ぶよう努めねばならない。

決定 XVI/8　　臭化メチルの代替手段に関する技術・財政支援の要求

臭化メチルの全廃を求めるコペンハーゲン改正を考慮し、

クリティカルユース申請の要求の数と規模を考慮し、

出荷前処理、検疫のために使用される臭化メチルの量が多いことを考慮し、

2004年3月8日－11日のセネガルのダカールで開催された臭化メチルの代替手段利用体験に関する地域ワークショップの結論を考慮し、

1．臭化メチルをほとんどあるいはまったく使用しないモントリオール議定書第 5 条第1項締約国については、モントリオール議定書の臭化メチル規定を効果的に実行するための環境に安全な戦略、プランを決定するために技術・財政支援を必要とするということを確信する。

2．臭化メチル技術的オプション委員会が作成した報告の代替手段関係部分の要約を国連の公用語に翻訳し、公用語で公表するよう事務局に求める。

決定XXI/29　　制度強化

モントリオール議定書の締約国が、オゾン層の回復、保護を確約したことを考慮し、

多数国間基金からの支援を制度上強化することが、第5条適用国がODSの段階的削減の公約を遵守できるよう各国のオゾン・ユニットの能力を整備し、強化する上で極めて重要な役割を果たしてきたことを認め、

CFC、ハロン、CTCの段階的削減、臭化メチルの段階的削減、HCFCの段階的削減の促進を見据えて、第5条適用国が直面せねばならない多大な作業量および将来の課題を認識し、

多数国間基金の執行委員会の決議57/36により、2010年12月末までに制度強化プロジェクトを現在のレベルで更新するにあたっての資金要求額が制限されていることを認め、

同決議が、オゾン層破壊物質の段階的削減における複雑さを処理する第5条適用国の能力に影響を及ぼしうることを認識し、

1．2010年以降の第5条適用国向けに制度強化資金の財政的支援を拡大するよう、執行委員会に強く求める。

2．現在および今後の課題を考慮して、可能な限り速やかに、制度強化プロジェクトの資金の検討を終えるよう、執行委員会に強く求める。

3．制度強化資金をHCFC段階的削減の管理計画の資金に組み入れることを求めないだけでなく、第5条適用国がその方法を選択した場合でも、それを認める柔軟性をもつよう、執行委員会に勧告する。

◇第１０条Ａ　技術移転

決定Ｉ/4　議定書第 9 条及び第 10 条で要求される作業計画

議定書の第9条及び第10条に規定されている作業計画の最初の作業として以下の作業を検討する。

（a）科学評価パネル、環境評価パネル、技術評価パネル、経済評価パネルの報告書ならびに総合報告書を配布し、それぞれについてフォローアップをする。

（b）とりわけ、環境上好ましい代替製品分野の発展またはCFCまたはハロンの使用に代わる技術的な解決法分野の発展を考慮に入れて、委員会報告書を定期的に改訂する。

（c）第 2 回会議における当事国の検討に供するため、発展途上国の特別なニーズを考慮に入れた、講習会、デモプロジェクト、研修、専門家の交流、コントロール・オプションに関するコンサルタントの規定を含むプログラムを作成する。

（d）第 2 回会議における当事国の検討用として、当事国に配布するために、規制物質または規制物質に伴って生産される製品、または、規制物質を含む製品を生産している既存の生産設備に適用できる改良技術の調査書を作成する。

（e）一般向け情報提供のための資料作成と広範囲な資料配付を促進する。

（f）環境上好ましい代替製品及び代替技術の交流と移転を促進するために具体的な方策を研究する。

（g）議定書の規定の実施に貢献できる国際組織および金融機関に関するプログラムにおける活動を積極的に支援し、この目的のために適当な国際組織、計画、金融機関と具体的な接触を事務局が開始することができる方法を決定する。

決定Ⅱ/14　　議定書第9条及び第10条で要求される作業計画

財政的仕組みに基づく執行委員会および事務局は、その作業において、議定書締約国による公開作業部会の第3期第1回会合で採択されたように、議定書第9条及び第10条で要求される作業計画に関する計画に関する勧告を考慮するよう要求する。

決定Ⅶ/4　　財政的支援及び技術移転の条項

1．議定書に基づく現在の規制措置に従って第 5 条 1 の規定の適用を受ける締約国を支援するに当たり、議定書第 10 条に基づく適切な資金供給およびモントリオール議定書第10Aに基づく技術移転を含んで、財政協力の効果的な実施の重要性を強調する。

2．第5条1の規定の適用を受ける締約国のための第7回締約国会合による新しい規制措置の採択は、1996年およびそれ以降の多数国間基金の補充および技術移転の実施に反映される必要がある追加の資金供給を必要とすることを強調する。

3．第5条1の規定の適用を受ける締約国による規制措置の実施は、第5条5に記載されるように、第10条に記載される財政的協力および第10A条に記載される技術移転の効果的な実施に依存することを強調する。

4．1996年およびそれ以降の多数国間基金の補充に関する決定を行う場合、第5条1の規定の適用を受ける締約国が、彼らが同意した規制措置の約束を遵守することができるよ

う保証するために、必要な基金を配分するよう締約国を促す。

決定Ⅶ/26　　技術移転

1．締約国は議定書に基づく彼らの義務に合致することが出来るよう、技術移転の役割を認識すること。

2．オゾン層破壊物質を削減するために必要な、正当かつ最も好ましい条件において、技術移転および技術的ノウハウのために特別なメカニズムを確立するために、議定書第 10 条との関係で今まで取られていた措置に関する多数国間基金の執行委員会の中間報告書(UNEP/OzL.Pro.7/10)を、感謝をもって銘記する。

3．執行委員会に対し、第 18 回執行委員会の報告書(UNEP/OzL.Pro/ExCom.18/75)の第 45 項、第 5 条 8 に基づくレビューに関する報告書、およびモントリオール議定書の財政的仕組みに関する調査、および公正、限られた資源、プロジェクト承認に付帯する条項、および第 5 条の規定の適用を受ける締約国の企業によって交渉されている技術移転費用の支払いを含む他の問題で提起されている問題に照らして、同報告書の第 11 項および第 13 項に含まれる中間結論を再調査するよう要請する。

4．執行委員会に対し、本問題に関する最終報告書を第 8 回締約国会合に提出するよう要請する。特に、第 8 回締約国会合への報告書を準備するに際して、執行委員会は、技術移転に障害となる彼らの経験に、第 5 条適用国からのインプットを求めるよう、またかかる障害を克服するための解決策を見いだすよう要請される。執行委員会は、適切な資金調達を、もしこの目的のために必要ならば、提供することを許可される。

決定Ⅷ/7　　財政的仕組み及び技術移転を改良するための措置

1．財政的仕組みを改良するために執行委員会によってとらえられた措置を感謝をもって銘記する。

2．執行委員会に対し、財政的仕組みを改良するために、決定Ⅶ/22 を実行するための活動を更に継続するよう、また毎年締約国会合に報告するよう要請する。

3．決定Ⅶ/22 のアクション 21 により求められる技術移転に関する報告書の準備の状況を銘記する。

4．第 5 条 1 の適用を受けない締約国の代表 4 名(オーストラリア、イタリア、オランダ、米国及び第 5 条 1 の適用を受ける締約国の代表 4 名(中国、コロンビア、ガーナ、インド)から構成されるインフォーマルグループを設置し、公正かつ最も有利な条件でオゾン層に優しい技術の移転のために、どのような手段が可能性ある障害を排除するために取ることができるかを確定するに際して執行委員会を支援する。

5．同グループは、必要に応じて会合を開き、もし報告書があれば、それを執行委員会に提出する。

6．本件を第 9 回締約国会合で検討する。

決定Ⅸ/14　　財政機構を改善するためにとられた措置及び技術移転

１．財政機構を改善するために執行委員会がとった措置、及び決定Ⅷ/7 に基づき設置された技術移転に関する非公式部会の作業に対して感謝の意を表明する。

２．財政機構を改善するために、追加対策により、引き続き決定Ⅶ/22 を実行し、締約国会合に提出する執行委員会の年次報告に、以前に終了していなかったそれぞれの対策に関する最新情報を記した附属書および終了している対策のリストを加えるよう、執行委員会に求める。

３．決定Ⅶ/22 に基づくアクション 21 に従って現在までに行われた状況を報告する。

４．非公式部会の協力を得て、公正かつ最も有利な条件で第 5 条締約国に、オゾンにやさしい技術を移転することに対する障害を排除するために、実際に取りうる処置を速やかに確認するよう執行委員会に求める。

５．第 10 回締約国会合で本件を再検討する。

決定 X/31　　資金調達メカニズムと技術移転を改善するために取られた措置

１．資金調達メカニズムと技術移転を改善するために取られた措置と、1998 年におけるその優れた役割に関する執行委員会の研究と報告について、論評付きで言及すること。

２．執行委員会に対し、資金調達メカニズムの運営とその運営を改善するために取られた措置について、締約国会合に毎年報告するよう要求すること。

◇第１１条　締約国会合

（1）締約国会合に関する決議

決定Ⅱ/20　第 3 回締約国会合　　1991 年 6 月 19～21 日

決定Ⅲ/18　第 4 回締約国会合　　1992 年 9 or 10 月　デンマーク

決定Ⅳ/31　第 5 回締約国会合　　1993 年 10 or 11 月

決定Ⅴ/27　第 6 回締約国会合　　1994 年 9 or 11 月　ナイロビ(ケニヤ)

決定Ⅴ/28　第 7 回締約国会合　1995 年　ウィーン(オーストリア)

決定Ⅵ/20　第 7 回締約国会合　1995 年 11 月 28 日～12 月 7 日　ウィーン

決定Ⅶ/38　第 8 回締約国会合　1996 年　コスタリカ、1997 年　モントリオール

決定Ⅷ/30　第 9 回締約国会合　1997 年 9 月　モントリオール(カナダ)

決定Ⅸ/40　第 10 回締約国会合　1998 年 11 月　カイロ(エジプト)

決定Ⅹ/34　第 11 回締約国会合　1999 年 11 月　中国

決定 XI/29　第 12 回締約国会合　2000 年 10 月　ブルキナファソ

決定 XⅡ/18　第 13 回締約国会合　2001 年 10 月 15～19 日　コロンボ(スリランカ)

決定 XⅢ/33　第 14 回締約国会合　2002 年 11 月 25～29 日　ナイロビ(暫定的)

決定 XⅣ/43　第 15 回締約国会合　ナイロビ(暫定的)

決定 XⅤ/56　臨時締約国会合　2004 年 3 月 24～26 日

決定 XⅤ/57　第 16 回締約国会合　2004 年 11 月 22～26 日　プラハ(チェコ)

決定 XVI/46　臨時締約国会合　25 回 OEWG 時に

決定 XVI/47　第 17 回締約国会合　2005 年　ダカール(セネガル)

決定 XⅦ/47　今後の締約国会合の日程

Economic Assessment Panel in organizing and servicing the Meetings of the Parties, meetings of the Open-ended Working Group, and meetings of the Technology and Economic Assessment Panel and its technical options committees,

Recognizing that certain legal requirements of the Montreal Protocol and actions of the Parties depend on sufficient time being available for Parties to consider information supplied by the Technology and Economic Assessment Panel related to possible amendments and adjustments of the Protocol, and the requirement under

Article 9 of the Vienna Convention for a Party to submit such information six months prior to the Meeting of the Parties,

1. To request the Ozone Secretariat to:

(a) Post on its website by 31 January each year the indicative dates for the next two meetings of the Open-ended Working Group and Meetings of the Parties, ensuring to the extent possible that the Open-ended Working Groups are held back-to-back with the meetings of the Executive Committee and that the scheduling of the Meeting of the Parties is done in consultation with the host Government;

(b) If, subsequent to such posting, circumstances arise that necessitate a change to such indicative meeting dates, to revise the posting on its website and to notify the Parties within one week of such change;

2. To request the Technology and Economic Assessment Panel to:

(a) Post on its website by 20 January in the year in which the meetings take place, the dates in the coming year for its meetings and meetings of its technical options committees;

(b) Make best endeavours to provide annual reports of the Technology and Economic Assessment Panel and its technical options committees and any task force reports approximately seven months before the Meeting of the Parties in order to allow sufficient time for the Parties to take into account information in the reports related to possible amendments and adjustments;

(c) If, subsequent to such posting, circumstances arise that necessitate a change in a meeting date, to revise the posting on its website and notify the Secretariat within one week of such change.

決定 XVII/48　第 18 回締約国会合　　2006 年　インド

決定 XVIII/37　第 19 回締約国会合　　2007 年 9 月 17～21 日　モントリオール

決定 XIX/30　第 20 回締約国会合　　2008 年　ドーハ(カタール)

決定 XX/25　第 21 回締約国会合　　2009 年　シャルムエルシェイク(エジプト)

決定XXI/30　第22回締約国会合

事務方と協議の上、事務局が他の適当な取り決めを行なわない限り、モントリオール議定書第22回締約国会合は、2010年10月中にナイロビの事務局本部で開催するものとする。

決定XXII/26　第23回締約国会合　　2011年　バリ(インドネシア)

決定XXIII/32　第24回締約国会合

事務局が局と協議の上これ以外の適切な調整を行う場合を除き、モントリオール議定書第24回締約国会合は、スイス、ジュネーブにて2012年11月12日から16日まで開催される。

決定XXIII/33　第26回締約国会合

モントリオール議定書第26回締約国会合は、ウィーン条約第10回締約国会議と連続して開催する。

決定XXIV/25　第25回締約国会合

モントリオール議定書の第25回締約国会合は、2013年10月にウクライナ・キエフで開催する。

決定XXV/21　第26回締約国会合

モントリオール議定書の第26回締約国会合は、2014年11月にナイロビの事務局所在地またはその他の国際連合所在地で開催する。

決定XXVI/22　第27回締約国会合　（及び第28回締約国会合）

1. モントリオール議定書第27回締約国会合は、2015年11月にアラブ首長国連邦ドバイで開催する。
2. モントリオール議定書第28回締約国会合は、2016年11月にルワンダ・キガリで開催する。

決定 XXVIII/17: モントリオール議定書第 29 回締約国会合の日程と場所

モントリオール議定書の第 29 回締約国会合は、カナダ・モントリオールで開催する。日程はできるだけ早く確定して発表する。

（２）宣言に関する決議

決定Ⅰ/15　　ヘルシンキ宣言

第 1 回のウィーン条約及びモントリオール議定書の締約国会合において、本会合に出席した締約国及び非締約国のすべての国によって採択されたオゾン層の保護に関するヘルシンキ宣言に留意する。

決定ＸⅠ/1　　オゾン層保護改正締約に関する北京宣言

第 11 回締約国会合の報告書の附属書Ｉに掲載されたオゾン層保護改正締約に関する北京宣言を採択する。

決定ＸⅡ/17　　モントリオール議定書第 12 回締約国会合におけるワガドゥグ宣言

第 12 回締約国会合の報告書の附属書Ⅳに掲げる通り、モントリオール議定書第 12 回会合におけるワガドゥグ宣言を採択する。

決定ＸⅢ/32　　コロンボ宣言

モントリオール議定書第 13 回締約国会合の報告書の附属書Ｖに掲げる 2002 年の来るべき持続可能な開発に関する世界サミット、モントリオール議定書 15 周年および多数国間基金設立 10 周年を記念するためのオゾン層保護の改正締約に関するコロンボ宣言を採択する。

決定 XVI/45　　2007 年「国際オゾン層年」宣言

モントリオール議定書の卓越した成功に満足し、2007 年を「国際オゾン層年」とすることを宣言する。

決定 XIX/31　　モントリオール宣言

第 19 回モントリオール議定書締約国会合報告書の附属書Ⅳに記載される通り、モントリオール宣言を採択する。

決定 XX/26　　ドーハ宣言の採択

オゾン層保護に関するウィーン条約の第 8 回締約国会議及びオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第 20 回締約国会合の報告書附属書Ⅵで定める通り、ドーハ宣言を採択する。

（３）手続きの規則に係る決議

決定Ｉ/1　　締約国会合の手続き規則

本報告書の附属書Ｉに示されたモントリオール議定書締約国会合の手続き規則を採択する。

決定Ⅱ/19　　締約国会合の手続き規定

第 1 回締約国会合で採択された手続き規定の規定 21 の 1 を、次の追加文を含むよう改訂する。

「役員の選出に当たり、締約国会合は、公正な地理的代表の原則に対し、当然の配慮を払う。締約国会合の役員である議長と書記は、UNEP が設立された 1972 年 12 月 15 日の総会決議 2997(XXⅦ)のセクションＩの 1 に基づき、各国よりなる 5 つのグループ

が順番に担当する。」

決定Ⅲ/14　　手続き規則の改定

手続きのの規則を次の様に改める。

（ａ）規則 23 の第 2 項を削除する。

（ｂ）規則 24 の「総裁以外の(other than President)」という言葉を削除し、「局の(of the Bureau.)」に替える。

（４）公開作業部会に関する決議

決定Ⅰ/5

以下のことを行うために作業グループを適時設立する。

（ａ）上記の決議 3 に述べられた 4 つの委員会の報告書を点検し、それらを一つの総合報告書にまとめる。

（ｂ）上記(a)に基づいて、また、モントリオール議定書の当事国が第 1 回会合で表明した意見を考慮に入れ、議定書に対する必要な改訂の提案をする。そのような提案はオゾン層保護に関するウィーン条約の第 9 条に基づいて、当事国に配布される。

（ｃ）上記 4 の決議に述べられた作業計画を作成する。

（ｄ）決議 13 に定められた方式を策定する。

決定Ⅰ/6

上記の第 5 項に述べられた作業グループ会議を招集する権限を事務局に与える。

決定Ⅰ/7

当事国が設立した作業グループ会議の討議に、非当事国が参加するよう非当事国を招待する権限を事務局に与える。

決定Ⅱ/15　　締約国による公開作業部会の権限の拡張

締約国による公開作業部会の作業を継続し、必要ならば特別に、以下について検討するためにその権限を拡張する。

（ａ）財政的仕組みの様々な要素のあらゆる残された細部の一層の詰め

（ｂ）オゾン層保護のために規格される技術移転のために最も適切な様式の確認

（ｃ）議定書実施のため、開発途上国である締約国との協力

（ｄ）自由貿易地域に係る問題を含む締約国間の及び非締約国との貿易に関して、議定書の貿易規定に基づき発生し、第 3 回締約国会合で勧告を行うべき問題

決定Ⅱ/18　　公開作業部会の会合

事務局は、第 3 回締約国会合の前に締約国の作業部会を、必要ならば 6 回まで招集し、これらの会合の討議に参加するよう非締約国を招待する。

決定Ⅲ/11　　締約国の公開作業部会

（a）第 2 回締約国会合の決定Ⅱ/2 によって採択された、改正モントリオール議定書第 5 条 5 及び 6 を想起し、締約国会合の決定Ⅱ/15 に基づく締約国における公開作業部会の指示を繰り返し、この作業を強化することを要請する。

（b）評価パネルにより得られた結果が、議定書の調整又は改正の必要性を示唆しているため、作業部会は、次回の締約国会合での検討に間に合うように、勧告を作成すべきである。

（c）公開作業部会の共同議長国として、メキシコとイギリスを選ぶことを承認する。

決定Ⅵ/15　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

1995 年の公開作業部会の共同議長は、デンマークとインド

決定Ⅶ/36　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

1996 年の公開作業部会の共同議長は、モーリシャスとニュージーランド

決定Ⅷ/27　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

1997 年の公開作業部会の共同議長は、メキシコとニュージーランド

決定Ⅸ/36　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

1998 年の公開作業部会の共同議長は、インドとフィンランド

決定Ⅹ/5　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

1999 年の公開作業部会の共同議長は、エジプトとニュージーランド

決定 XI/10　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2000 年の公開作業部会の共同議長は、アンティク・バブーダとオーストラリア

決定 XII/5　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2001 年の公開作業部会の共同議長は、オーストラリアとインド

決定 XIII/28　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2002 年の公開作業部会の共同議長は、オーストラリアとマラウィ

決定 XIV/42　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2003 年の公開作業部会の共同議長は、シリアと英国

決定 XV/55　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2004 年の公開作業部会の共同議長は、チリとポーランド

決定 XVI/41　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2005 年の公開作業部会の共同議長は、ケニアと米国

決定 XVII/46　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2006 年の公開作業部会の共同議長は、米国とマレーシア

決定 XVIII/3　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2007 年の公開作業部会の共同議長は、アルゼンチンとデンマーク

決定 XIX/4　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2008 年の公開作業部会の共同議長は、デンマークと南アフリカ

決定 XX/23　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2009 年の公開作業部会の共同議長は、カナダとパキスタン

決定XXI/31　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2010年の公開作業部会の共同議長は、カナダとベネズエラ・ボリバル共和国

決定XXII/25　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2011年の公開作業部会の共同議長は、セネガルとオランダ

決定XXIII/20　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2012年のモントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長としてMr. Ghazi Odat（ヨルダン）及びMs. Gudi Alkemade（オランダ）を選出することを承認する。

決定XXIV/23　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2013年のモントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長としてMr. Patrick

McInerney（オーストラリア）及びMr. Javier Camargo（コロンビア）を選出することを承認する。

決定XXV/19　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2014年のモントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長としてRichard Mwendandu（ケニア）及びPatrick McInerney（オーストラリア）を選出することを承認する。

決定XXVI/20　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2015年のモントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長としてMr. Paul Krajnik （オーストリア）及びMs. Emma Rachmawaty （インドネシア）を選出することを承認する。

決定XXVII/14　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2016年のモントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長としてMr. Paul Krajnik （オーストリア）及びMr. Leslie Smith（グレナダ）を選出することを承認する。

決定 XXVIII/15　　モントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長

2017年のモントリオール議定書締約国の公開作業部会の共同議長としてMr. Cheikh Ndiaye Sylla（セネガル）及びMs. Cindy Newberg（アメリカ合衆国）を選出することを承認する。

（5）ビューローに関する決議

決定Ⅰ/2

各締約国会合毎に選出される会長、副会長 3 名および報告者を構成員として、ビューローを設立することとする。

ビューローは､締約国会合の会議と会議の間に少なくとも 1 回の会合を持つものとする。その会議では、締約国会議において設立された作業部会の業務を点検し、次回の締約国会合での追加議題を検討し、締約国会合を円滑に進行すべく事務局が作成した文書を点検するものとする。

決定Ⅳ/22　　モントリオール議定書の事務局

文書 UNEP/OzL.Pro.3/Bur.1/3 及び UNEP/OzL.Pro.3/Bur.2/3 に含まれている、第 3 回

締約国会合事務局の第１回及び第２回会合の報告書に留意する。

決定Ⅴ/22　　第４回モントリオール議定書締約国会合の事務局

第４回モントリオール議定書締約国会合の事務局の第１回会合の報告書を留意する。

◇第１２条　事務局

決定Ⅱ/7　　モントリオール議定書ハンドブック

事務局に対し、調整を行った議定書、調整及び改正を行った議定書並びにその解釈及び実施に関連する資料に関係のある締約国の決定を説明するモントリオール議定書ハンドブックを可能な限り速やかに準備し、各締約国会合の後、必要に応じてハンドブックを更新するよう要請する。

決定Ⅲ/4　　モントリオール議定書ハンドブック

第２回締約国会合の決定Ⅱ/7 に従って、事務局により準備されたモントリオール議定書ハンドブックの完成に対する事務局の努力に感謝する。

そして、議定書及び条約の全ての締約国に対し、そのハンドブックを国連の公用語によりできるだけ早く配布するため、モントリオール議定書第 3 回締約国会合の準備会議の報告書(UNEP/OzL.Pro.3/Prep/2)の第 18 項の中で示されたコメントを考慮に入れ、さらに編集を行うよう事務局に要請する。

決定 XII/16　　オゾン事務局の組織と多数国間基金の会議

オゾン事務局と多数国間基金が主催する会議が同時期に開催される場合には、２つの事務局は、可能な限り手配を調整せねばならず、締約国にとって便利で、可能であれば、開催場所と共同協定を結ぶよう努めねばならない。

決定 XⅢ/31　　オゾン事務局長の選任

オゾン事務局を早急に選任するためのプロセスを完了するよう、国連環境計画および国連本部に求める。

◇第１３条　財政事項

決定Ⅰ/14　　金融の準備

Ａ．（ａ）国連の金融規定・規則に従い、また、国連環境計画(UNEP)の資金運用一般手続

きに従って、国連信託基金を設立する。

（b）議定書の信託基金は UNEP の局長によって運営されるものとし、当事国が承認した支出金を賄い、議定書の当事国の寄付金を受け取るものとする。

（c）このため、会議は国連事務総長と UNEP の理事会から必要な同意を得ることを UNEP の局長に要請する。

（d）本報告書の附属書Ⅱの信託基金の権限委任条件を採択する。

（e）当事国の寄付金は、本報告書の附属書Ⅲの方式に基づく自主的な寄付金の形によるものとする。

（f）会議は、全ての当事国に期限内に信託基金へ拠出金を支払うよう要請する。

（g）1990～1991 年までの 2 年間の予算総額 1,580,000 ドルを承認する。承認された予算の詳細は附属書Ⅳに示されている。

B．非当事国および信託基金への非搬出金国は、信託基金へ自主的に寄付をすることが奨励される。

決定Ⅱ/17　　予算

2 年継続予算の組織を採択し、見直し後の 1990 年の予算総額に 3,400,000 米ドル、1991 年の予算総額に 2,424,000 米ドル、1992 年の予算総額に 2,225,000 米ドルを認定する。認定された予算の詳細は、第 2 回締約国会合の作業報告書に附属書Ⅳとして提出される。

決定Ⅲ/21　　予算及び財政事情

（a）事務局に対し、1990 財政年のための基金に基づく経費のためのモントリオール議定書信託基金を確定し、監査された予算をできるだけ早くすべての締約国が承認することを要請する。

（b）事務局に対し、1989 年の暫定オゾン事務局のための、確定し、監査された予算を承認することを要請する。

（c）事務局に対し、次の通常の締約国会合までの間に、確定し、監査された予算を承認することを要請する。

（d）ビュローによる勧告のために掛かる経費は、当該年に締約国によって採択された予算内であり、それらの支出のために追加的に徴収した費用に見合ったものであるべきことを強調する。

（e）すでに採択されたその年度の予算の増加を避けることは、重要なことであることを強調する。

（f）第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ⅱに添付されたように、対象の期間と公式に完全に従って、全ての締約国に、直ちに未払いの分担金および将来の分担金を支払うことを求める。

（ｇ）第 3 回締約国会合の報告書の附属書Ｉに示されたように、1992 年の最終予算 2,278,645 米ドル及び 1993 年の最終予算 2,398,990 米ドルを採択する。

決定Ⅳ/19　　予算及び財政的事項

１．1990 年度、及び 1991 年度のモントリオール議定書のための信託資金に関するウィーン条約及びモントリオール議定書の事務局に関する財政報告書を留意する。

２．全ての締約国に対して、第 4 回締約国会合報告書の附属書 XI に規定されている拠出金を直ちに支払うこと、また同時に将来の拠出金を直ちに全額支払うことを促す。

３．第 4 回締約国会合報告書の附属書 XⅡに規定されているように、1992 年度 2,862,855 ドル、1993 年 2,702,390 ドルの修正予算、および 1994 年度 3,369,090 ドルの予算案を採択する。

４．オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の信託資金を、1993 年 3 月 31 日から 1995 年 3 月 31 日まで延長する。

決定Ⅴ/21　　予算及び財政的事項

１．1992 年度のモントリオール議定書のための信託資金に関するウィーン条約及びモントリオール議定書の事務局に関する財政報告書を銘記する。

２．全ての締約国に対して、第 5 回締約国会合報告書の附属書Ⅲに規定されている拠出金の算定式に従い、彼らの未払いの拠出金を直ちに支払うこと、また同時に将来の拠出金を直ちに全額支払うことを促す。

３．第 5 回締約国会合報告書の附属書Ⅳに規定されているように、1994 年度 2,822,735 ドル及び 1995 年 3,416,550 ドルのモントリオール議定書のための信託基金の提案予算を採択する。

４．事務局に対し、締約国が事務局の予算の要件を良く理解するように、今年の必要経費の概算、および同一の書式による前年の実績の支出を、締約国に提出するよう促す。

決定Ⅵ/17　　予算および財政的事項

１．1993 年のためのモントリオール議定書の信託基金に関する財政報告書に留意する。

２．全ての締約国に対し、第 6 回議定書締約国会合報告書の附属書Ⅲに規定されている拠出金の算定式に従って、未払いの拠出金を速やかに支払うこと、および将来の拠出金も速やかにかつ完全に支払うことを促す。

３．第 6 回締約国会合報告書の附属書Ⅳに規定されているように、モントリオール議定書の信託基金の修正予算である 1994 年の 3,048,735 ドル及び 1995 年 3,699,050 ドルを承認し、1996 年の提案予算、2,818,215 米ドルを採択する。

決定Ⅶ/37　　財政的事項：財政報告書および予算

1．1994～1995 年のための 2 年間のモントリオール議定書の信託基金及び 1994 年のための支出に関する財政報告書(UNEP/OzL.Pro.7/4)に留意する。

2．全ての締約国に対して、第 7 回締約国会合報告書の附属書Ⅶに規定されている拠出金の算定式に従って、未払いの拠出金を速やかに支払うこと、および将来の拠出金も速やかにかつ完全に支払うことを促す。

3．第 6 回締約国会合で承認されたごとく、1996 年のために 2,818,215 米ドルのモントリオール議定書の信託基金の予算を確認し、第 7 回締約国会合報告書の附属書Ⅷに規定されているごとく、1997 年のために 3,301,290 米ドルの予算を承認する。

4．（a）1996 年およびその後のモントリオール議定書および多数国間基金の信託基金への拠出金の各締約国のレベルを計算する基礎として、1995 年 3 月 3 日付けの総会決定 49/19B によって国際連合加盟国のために発効し、また 1995 年 1 月 4 日付けの管理回章 ST/ADM/SER.B/451 によって国際連合非加盟国のために発効した新しい国際連合の評価スケールの採択を承認する。

（b）国際連合制度内で更新し採択された如く評価スケールを使用して、モントリオール議定書および多数国間基金の拠出金の各締約国の将来のレベルを再計算するために、会計係を承認する。

5．第 5 条の規定の適用を受けない締約国に対し、評価パネルにおける彼らのメンバーへの財政的支援を、議定書に基づくアセスメント活動に彼らが継続して参加するために、提供するよう奨励する。

6．以下の事項を支援するために、締約国からの追加の自発的な拠出金を要請する；

（a）評価パネルおよび技術分科会における開発途上国からの評価パネルメンバーの参加の増加

（b）国際オゾン層保護デーの祝賀のための情報材料

7．以下の事項を要請する；

（a）Junior Programme Officer(JPO)を有する国が、かれらの JPO 計画を通して、Programme Officer(Information Systems)(post1105)のポストへの財政的支援を検討するよう計画すること。

（b）国連環境計画が、モントリオール議定書信託基金により、それに与えられる Programme support cost から Programme Officer(Information Systems)のポストへ財政的支援を行うよう計画すること。

決定Ⅷ/28　　財政的事項：財政報告書及び予算

1．文書 UNEP/OzL.Pro.8/4 に掲げる 1995 年のモントリオール議定書信託基金に関する財政報告に留意する。

2．全ての締約国に対して、第 8 回締約国会合報告書の附属書Ⅵに規定されているように、締約国による拠出金の算定式に従って、彼らの未払いの拠出金および今後の拠出金も速

やかにかつ全額を支払うことを促す。

3．第 8 回締約国会合の報告の附属書に規定されるごとく、1996 年度のために 2,818,215 米ドル、1997 年度ために 3,542,263 米ドルのモントリオール議定書信託基金の改定予算を、また 1998 年度のために 3,679,704 米ドルの提案予算を承認する。

4．第 5 条の適用を受けない締約国に対し、議定書に基づくアセスメントの活動への彼らの継続した参画のために、評価パネルにおける彼らのメンバーに対して財政的支援を継続して提供するよう奨励する。

5．以下の事項を支持するために、締約国からの自発的な拠出金を要請する。

（a）評価パネルおよび技術分科会における開発途上国からの評価パネルメンバーの参加の増加

（b）国際オゾン層保護デーの祝賀のための情報材料

6．事務局に対して、評価パネル及び技術分科会の会合に、開発途上国及び経済移行国(CEIT)からの専門家の参加のために基金を利用することについて、第 9 回締約国会合に報告することを要請する。

7．UNEP 事務局に対して、モントリオール議定書の信託基金に請求される 13%の計画支援費用が議定書及び事務局の支援に全て使用されることに保証するよう、またこの 13%が条約及びその事務局のために使用された方式について、次の締約国会合に報告するよう要請する。

8．UNEP の事務局に対して、UNEP 理事会の承認を得ることを条件として、2000 年 12 月 31 日までに、モントリオール議定書の信託基金の期間を延長することを要請する。

決定Ⅸ/37　　財政問題：財政報告及び予算

1．文書 UNEP/OzL.Pro.9/5 に掲げる 1996 年のモントリオール議定書信託基金に関する財政報告に留意する。

2．第 9 回締約国会合の報告の附属書Ⅷに掲げる締約国による拠出方式に従い、すみやかに未払い拠出金を支払うと共に、今後の拠出金もすみやかに全額支払うよう全締約国に求める。

3．第 9 回締約国会合の報告の附属書Ⅷに掲げる 1998 年の予算案 3,679,704 米ドル、1999 年の予算案 3,615,740 米ドルを承認する。

4．第 5 条非適用国に対して、議定書に基づくアセスメント作業に継続的に参加できるよう、3 つのアセスメントとそれぞれの補助機関におけるそれぞれのメンバーに対する財政的援助を続けることを奨励する。

5．第 8 回締約国会合の附属書Ⅴで合意し、決定Ⅷ/19 で承認した基準条件(特に、評価パネルとそれぞれの補助機関の規模とバランスに関する条件)に留意し；

（a）評価パネルとそれぞれの補助機関の発展途上国および CEIT からの専門家全員がそれぞれの会合に参加できるよう支援しうる状況を実現した旨を表明する。

（b）1998 年および 1999 年の予算が、当該機関における発展途上国および CEIT の専門家からの要求を否定しない合理的期待を抱かせるものであることに留意する。

6．評価パネルとそれぞれの補助機関の会合への発展途上国および経済移行国の専門家参加のための資金の利用に関して、第 10 回締約国会合で報告するよう事務局に求める。

7．13%のプログラム支援費の利用の仕方に関する UNEP の報告に留意し、モントリオール議定書信託基金のこの負担分が、議定書およびその事務局の支援のために全額利用されるよう UNEP の専務理事に求め、第 10 回締約国会合に最終報告を提出する。

決定X/30　　財政：財務報告および予算

1．文書 UNEP/OzL.Pro.10/5 に記載されている通り、1997 年度モントリオール議定書信託基金に関する財務報告について言及すること。

2．全ての締約国に対し、1999 年度については第 9 回締約国会合報告書附属書 VIII（文書 UNEP/OzL.Pro.9/12）に、そして 2000 年度については第 10 回締約国会合報告書附属書 II に記載されているように、締約国分担金原則に従って、彼らの未払いの分担金を直ちに支払うよう、そしてまた彼らの将来の分担金も直ちに全額支払うよう促すこと。

3．第 10 回締約国会合報告書附属書 IV に記載されている通り、3,615,740 ドルの 1999 年度予算と、提案された 3,679,704 ドルの 2000 年度予算を承認すること。

4．第 5 条非適用締約国に対し、彼らの 3 つの評価パネルメンバーと、議定書に基づくアセスメント活動に彼らが継続的に関与するための彼らの付随（補助）団体に、財政的支援を提供し続けるよう奨励すること。

決定 XI/21　　財務問題：財務報告・予算

1．事務局が長年に渡って実施してきた模範的な財務管理について、感謝の意をもって確認する。

2．文書 UNEP/OzL.Pro.11/4 に記された 1998 年のモントリオール議定書向けの信託資金に関する財務報告に留意する。

3．第 11 回締約国会合の報告の補遺 VIII で定める 2000 年度予算 3,679,679 ドルおよび 2001 年度予算 3,679,679 ドルを承認する。

4．2000 年については第 10 回締約国会合の報告（UNEP/OzL.Pro.10/9）の補遺 IV で定める通り、2001 年については第 11 回締約国会合の報告の補遺 IX で定める通り、締約国拠出方式にしたがって、未払いの拠出金を早急に支払うと共に、今後の拠出金も全額、早急に支払うよう、全締約国に求める。

5．未支出残高を減らすために当該残高から 675,000 ドルを引き出し、締約国が支払うべき拠出金額を、2001 年度 3,004,679 ドルとする。

6．2002 年度、2003 年度および 2004 年度の予算案を作成する場合は、当該年度の未支出残高から第 5 項に記す金額を引き出すよう事務局長に求める。

７．議定書に基づく評価作業に引き続き参加する３つの評価パネルとその補助機関のメンバーを引き続き財政的に支援するよう、第５条非適用国に勧める。
８．2003 年における締約国会合の準備金の状態を再検討する。

決定 XII/15　　財務問題：財務報告・予算

１．文書 UNEP/OzL.Pro.12/6 に記された 1999 年のモントリオール議定書向けの信託資金に関する財務報告に留意する。
２．第 11 回締約国会合の報告の補遺 II に掲げる 2001 年度修正予算 4,099,385 ドルを承認し、2001 年に締約国が支払うべき拠出金を 3,004,679 ドルとすることを目的とした第 11 回モントリオール議定書締約国会合の決定 XI/21.の第５項をあたらめて確認する。
３．2001 年度、2002 年度および 2003 年度向けの未支出残高を 675,000 ドル削減することを求める決定 XI/21.の第６項を考慮に入れて、第 12 回締約国会合の報告の補遺 II に掲げる 2002 年度予算案 4,406,276 ドルに留意する。
４．前諸年度の拠出金未払い分のある締約国に対しては、当該未払いを早急に全額支払う求める。
５．第 12 回締約国会合の報告の補遺 III に掲げる 2001 年度分および 2002 年度分の締約国の拠出方式にしたがって、拠出金が必要な時期より前に、それぞれの年間拠出金を早急に全額支払うよう、全締約国に求める。
６．議定書に基づく評価作業に引き続き参加する３つの評価パネルとその補助機関のメンバーを引き続き財政的に支援するよう、第５条非適用国に勧める。
７．評価パネルとその補助機関に第５条締約国の専門家が参加するのを支援する規定に留意する。
８．将来的には、オゾン事務局におけるポストの設置と分類を事前に締約国に提示し、検討と承認を仰いだ上で、国連の募集と昇進の手続きにしたがって処理するために提出することに留意する。

決定 XIII/30　　財務問題：財務報告・予算

１．事務局がモントリオール議定書向けの信託資金の財務を引き続き良好に管理していることを歓迎する。
２．文書 UNEP/OzL.Pro.13/4 に記された 2000 年のモントリオール議定書向けの信託資金に関する財務報告に留意する。
３．第 13 回締約国会合の補填Ⅱに掲げる 2002 年度信託資金予算 3,907,646 ドルを承認し、2003 年度信託資金予算案 3,763,034 ドルを承認する。
４．決定 XI/21 の第 5 項および第 6 項に従って信託資金の残高を削減するために、2002 年および 2003 年には、信託資金の残高から 675,000 ドルを引き出す。
５．更に、2000 年の未支出残高から、2002 年には 740,000 ドル、2003 年には 250,869 ド

ルを引き出す。

6．第 4 項および第 5 項に掲げる引き出しの結果、第 13 回締約国会合の報告の補填Ⅳに記す通り、2002 年には 2,492,646 ドル、2003 年には 2,837,165 ドルの拠出を締約国に求める。個々の締約国の拠出金は、補填Ⅳに列挙するものとする。

7．それぞれの拠出金を早急に全額支払うよう全ての締約国に促す。

8．議定書に基づく評価作業に引き続き参加する 3 つの評価パネルとその補助機関のメンバーを引き続き財政的に支援するよう、第 5 条非締約国に促す。

9．評価パネルとその補助機関に第 5 条締約国の専門家が参加するのを支援する規定に留意する。

10. 第 14 回締約国会合において、モントリオール議定書の運営資金の均衡を図るための最適な方法を確認するために、事務局作成の作業文書に基づき、信託資金の累積運営余剰金および利益の継続的な増加を再検討する。

決定 XIV/41　　財務問題：財務報告・予算

1．事務局がモントリオール議定書向けの信託資金の財務を引き続き良好に管理していることを歓迎する。

2．文書 UNEP/OzL.Pro.13/4 に記された 2000 年のモントリオール議定書向けの信託資金に関する財務報告に留意する。

3．第 13 回締約国会合の報告の補遺 II に掲げる 2002 年度信託資金予算 3,907,646 ドルを承認し、2003 年度信託資金予算案 3,763,034 ドルを承認する。

4．決議 XI/21 の第 5 項および第 6 項にしたがって信託資金の残高を削減するために、2002 年および 2003 年には、信託資金の残高から 675,000 ドルを引き出す。

5．更に、2000 年の未支出残高から、2002 年には 740,000 ドル、2003 年には 250,869 ドルを引き出す。

6．第 4 項および第 5 項に掲げる引き出しの結果、第 13 回締約国会合の報告の補遺 IV に記す通り、2002 年には 2,492,646 ドル、2003 年には 2,837,165 ドルの拠出を締約国に求める。個々の締約国の拠出金は、補遺 IV に列挙するものとする。

7．それぞれの拠出金を早急に全額支払うようすべての締約国に促す。

8．議定書に基づく評価作業に引き続き参加する 3 つの評価パネルとその補助機関のメンバーを引き続き財政的に支援するよう、第 5 条非締約国に促す。

9．評価パネルとその補助機関に第 5 条締約国の専門家が参加するのを支援する規定に留意する。

10. 第 14 回締約国会合において、モントリオール議定書の運営資金の均衡を図るための最適の方法を確認するために、事務局作成の作業文書に基づき、信託資金の累積運営余剰金および利益の継続的な増加を再検討する。

決定 XV/52　　財務問題：財務報告・予算

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/52:*

1. To welcome the continuing excellent management by the Secretariat of the Montreal Protocol Trust Fund;
2. To take note of the financial report of the Trust Fund for the Montreal Protocol for 2002 as contained in document UNEP/OzL.Pro.15/5;
3. To approve the budget for the Trust Fund of the Montreal Protocol in the amount of $5,185,353 for 2004, which includes the following:
   (a) A provision in the amount of $500,000 to enable the Ozone Secretariat to facilitate the review of the financial mechanism as provided in decision XIII/3 and decision XV/47;
   (b) A provision of $596,000 for the extraordinary Meeting of the Parties, including funds for the attendance of members and experts of the Methyl Bromide Technical Options Committee to its special meeting as called for in decision XV/56;
4. To draw down from the Trust Fund balance the amount of $2,906,002 in 2004, which consists of the following:
   (a) $675,000 in accordance with decision XI/21, paragraphs 5 and 6;
   (b) $686,000 in accordance with decision XIV/41, paragraph 6;
   (c) $250,000 in accordance with decision XIV/41, paragraph 7;
   (d) $1,295,002 to ensure that the contributions of the Parties in 2004 are maintained at the 2003 levels;
5. To note that the amount of $1,295,002 under paragraph 4 (d) above, which includes the $500,000 mentioned in paragraph 3 (a) and the $596,000 mentioned in paragraph 3 (b) above, will be drawn down in view of the non-recurrent nature of the expenditure approved in 2004 for the review of the financial mechanism and the expenses of the extraordinary Meeting of the Parties in order to avoid an additional contribution by the Parties corresponding to that amount in 2004;
6. To establish the understanding that the amount of $500,000 mentioned in paragraph 3 (a) above is an indicative cost approved as a contingency provision in the budget for 2004 which will be committed once the Steering Panel on the study on the management of the financial mechanism of the Montreal Protocol has determined an actual cost estimate upon the proposals of the Secretariat;
7. To request the Secretariat to approach appropriate United Nations authorities in order to seek a reduction of the standard rate of programme support costs to be charged to the provision of $500,000 for the study of the financial mechanism;

8. To take note of the proposed budget of $3,746,861 for 2005 as set forth in annex VI of the present report;
9. To further draw down from the Trust Fund balance for the purpose of reducing that balance in 2005 in accordance with decision XIV/41, paragraph 6;
10. To continue to draw down the amount of $250,000 from the interest income accruing to the Fund, to be applied in 2005;
11. To draw down from the Trust Fund balance the amount of $800,000, to be applied in 2005;
12. To ensure that, as a consequence of the draw-downs referred to in paragraphs 4, 5 and 9 to 11 above, the contributions to be paid by the Parties in 2004 amount to $2,279,351 and $2,595,992 for 2005, as set forth in annex VI of the present report. The contributions of the individual Parties shall be as listed in annex VII to the present report;
13. To urge all Parties to pay their outstanding contributions promptly and also to pay their future contributions promptly and in full, in accordance with the formula for contributions by the Parties;
14. To encourage non-Article 5 Parties to continue offering assistance to their members in the three assessment panels and their subsidiary bodies for their continued participation in the assessment activities under the Protocol;
15. To note the provision of assistance for the participation of Article 5 experts in the assessment panels and the subsidiary bodies.

決定XVI/44　　財務問題：財務報告・予算

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/44:*

Recalling decision XV/52 on financial matters,

Noting the financial report on the Trust Fund for the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer for the biennium 2002–2003,

Recognizing that voluntary contributions are an essential complement for the effective implementation of the Montreal Protocol;

Welcoming the continued efficient management demonstrated by the Secretariat of the finances of the Montreal Protocol Trust Fund;

Noting that the presence of a surplus and agreement by the Sixteenth Meeting of

the Parties to draw down further from the fund balance has permitted the Secretariat to present a balanced budget for the year 2004;

Determined that, in the future, the budgets and the terms of reference for the administration of the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substance that Deplete the Ozone Layer should be fully respected;

1. To approve the revised 2004 budget in the amount of $5,424,913 and the proposed 2005 budget for the Trust Fund in the amount of $4,514,917 and to take note of the proposed budget of $4,580,403 for 2006, as set out in annex III to the report of the Sixteenth Meeting of the Parties;
2. To authorize the Secretariat to use the additional amount not exceeding $239,560 in the year 2004 from the fund balance of the Montreal Protocol Trust Fund to cover costs arising from additional activities in 2004 as decided by the extraordinary Meeting of the Parties in March 2004;
3. Also to authorize the Secretariat to use an amount not exceeding $1,017,263 in the year 2005 from the fund balance of the Montreal Protocol Trust Fund;
4. To approve, as a consequence of the draw-downs referred to in paragraphs 2 and 3 above, total contributions to be paid by the Parties at $2,279,351 for 2004 and $3,497,654 for 2005, as set out in annex IV to the report of the Sixteenth Meeting of the Parties;
5. Also to approve that the contributions of individual Parties shall be listed in annex IV to the report of the Sixteenth Meeting of the Parties;
6. To authorize the Secretariat to maintain a constant operating cash reserve of the estimated annual planned expenditures that will be used to meet the final expenditures under the trust fund. In 2005, Parties shall be asked to contribute 7.5 per cent of the approved budget for 2005 and, in 2006, the operating cash reserve will increase to 15 per cent;
7. To express its concern over delays in payment of the agreed contributions by Parties, contrary to the provisions of the terms of reference for the administration of the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, as contained in paragraphs 3 and 4 of those terms of reference;
8. To urge all Parties to pay their contributions promptly and in full and further to urge Parties that have not done so to pay their contributions for prior years as soon as possible;
9. To encourage Parties, non-Parties, and other stakeholders to contribute financially and with other means to assist members in the three assessment panels and their subsidiary bodies for their continued participation in the

assessment activities under the Protocol;

10. Also to encourage Parties, non-Parties, and other stakeholders to contribute financially and with other means to assist in the provision of financial assistance to the Methyl Bromide Technical Options Committee;
11. To invite Parties to notify the Secretariat of the Montreal Protocol of all contributions made to the Montreal Protocol Trust Fund at the time such payments are made;
12. In accordance with rule 14 of the rules of procedure, to request the Executive Secretary to provide Parties with an indication of the financial implications of draft decisions which cannot be met from existing resources within the budget of the Montreal Protocol Trust Fund;
13. To request that the Secretariat of the Montreal Protocol ensure the implementation of the decisions adopted by the Meeting of the Parties as approved, within the budgets and the availability of financial resources in the Trust Fund;
14. Further to request the Secretariat to inform the Open-ended Working Group on all sources of income received, including the reserve and fund balance and interest, as well as actual and projected expenditures and commitments, and to request the Executive Secretary to provide an indicative report on all expenditures against the agreed budget lines;
15. Also to request the Open-ended Working Group to keep under review the financial information provided by the Secretariat, including the timeliness and transparency of that information.

決定 XVII/42　　財務問題：財務報告・予算

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/42:*

Recalling decision XVI/44 on financial matters,

Noting the financial report on the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer for the biennium 2004–2005 ended 31 December 2004,

Recognizing that voluntary contributions are an essential complement for the effective implementation of the Montreal Protocol;

Welcoming the continued efficient management demonstrated by the Secretariat of

the finances of the Montreal Protocol Trust Fund;

1. To approve the 2006 budget for the Trust Fund in the amount of $4,678,532 and to take note of the proposed budget of $4,690,667 for 2007, as set out in annex IV to the report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Seventeenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
2. To authorize the Secretariat to draw down $586,668 in 2006;
3. To approve, as a consequence of the draw-downs referred to in paragraph 2 above, total contributions to be paid by the Parties of $4,091,864 for 2006 and note the contributions of $4,690,667 for 2007, as set out in annex V to the report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Seventeenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
4. Also to approve that the contributions of individual Parties shall be listed in annex V to the report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Seventeenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
5. To authorize the Secretariat to maintain a constant operating cash reserve of the estimated annual planned expenditures that will be used to meet the final expenditures under the Trust Fund. In 2005, Parties contributed 7.5 per cent of the approved budget for 2005; in 2006, the operating cash reserve will increase to 8.3 per cent, and in 2007 it will increase to 15 per cent;
6. To express its concern over delays in payment of the agreed contributions by Parties, contrary to the provisions in paragraphs 3 and 4 of the terms of reference for the administration of the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
7. To urge all Parties to pay their contributions promptly and in full and further to urge Parties that have not done so to pay their contributions for prior years as soon as possible;
8. To encourage Parties, non-Parties, and other stakeholders to contribute financially and with other means to assist members of the three assessment panels and their subsidiary bodies with their continued participation in the assessment activities under the Protocol;
9. Also to encourage Parties, non-Parties and other stakeholders to contribute financially and with other means to assist in the provision of financial assistance

to the Methyl Bromide Technical Options Committee;

10. To invite Parties to notify the Secretariat of the Montreal Protocol of all contributions made to the Montreal Protocol Trust Fund at the time such payments are made;
11. In accordance with rule 14 of the rules of procedure, to request the Executive Secretary to provide Parties with an indication of the financial implications of draft decisions which cannot be met from existing resources within the budget of the Montreal Protocol Trust Fund;
12. To request that the Secretariat of the Montreal Protocol ensure the implementation of the decisions adopted by the Meeting of the Parties as approved, within the budgets and the availability of financial resources in the Trust Fund;
13. To allow the Secretariat to make transfers up to 20 per cent from one main appropriation line of the approved budget to other main appropriation lines;
14. To request the Secretariat to inform the Open-ended Working Group on all sources of income received, including the reserve and fund balance and interest, as well as actual and projected expenditures and commitments, and to request the Executive Secretary to provide an indicative report on all expenditures against budget lines;
15. Also to request the Open-ended Working Group to keep under review the financial information provided by the Secretariat, including the timeliness and transparency of that information.

決定 XⅧ/5　　財務問題：財務報告・予算

財務上の問題に関する決定 XVII/42 をあらためて確認し、

2005 年 12 月 31 日に終了した 2004－2005 年の 2 年間のオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書向けの信託基金に関する財務報告に留意し、

議定書の効果的な実行のためには任意の寄付が不可欠の補完手段であることを認め、

事務局が引き続き行っている信託基金の効率のいい財務管理を歓迎し、

１．第 18 回締約国会合の報告の補遺 I に詳記する通り、信託基金向けの 2007 年度予算 4,671,993 ドルを承認し、2008 年度予算案 4,542,563 ドルに留意する。

２．事務局が 2007 年に 395,000 ドルを引き出すことを許可する。

３．モントリオール議定書第 18 回締約国会合の報告の補遺 I に詳記する通り、前記第 2 項の通り引き出した結果、2007 年に締約国が支払うべき拠出金総額が 4,276,933 ドルとなることを承認し、2008 年の拠出金 4,542,563 ドルに留意する。

4．また、個々の締約国の拠出金を第 18 回締約国会合の報告の補遺 II に列記することを承認する。

5．信託基金に基づく最終支出にあてるために利用する推定年間計画支出の運営現金準備金を事務局が一定に維持することを許可する。2006 年、締約国は、2007 年の運営現金準備金のための承認済み予算を 8.3%に維持し、2008 年の運営現金準備金のために予算の 3%を計上し、その後は、締約国が 15%の運営現金準備金を実現し、維持するよう努力することで合意する。

6．オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書向けの信託基金の管理のための基準条件の諸規定（同基準条件の第 3 項と第 4 項）に反して、締約国が合意済みの拠出金の支払いに遅れが生じていることに懸念を表明する。

7．すべての締約国に対して、自国の拠出金を早急に全額支払うことを強く求め、更に、支払わない締約国に対しては、可能な限り早く、以前の年度分の拠出金を支払うことを強く求める。

8．締約国、非締約国およびその他の利害関係者に対して、3 つの評価パネルおよびその補助機関のメンバーが議定書に基づく評価活動に引き続き参加することを支援するために、財政その他の手段により貢献するよう奨励する。

9．拠出金を支払う際に、モントリオール議定書信託基金に行ったすべての拠出をモントリオール議定書事務局に通知するよう、締約国に求める。

10. 手続き規則の規則 14 にしたがって、モントリオール議定書信託基金の予算の範囲内で既存の財源では手当てできない決議案の財務上の問題を締約国に指示するよう、事務局長に求める。

11. 信託基金内の財源の利用範囲内、予算内で、締約国会合で採択された事務局関係の決議を承認された通り実行するよう、モントリオール議定書事務局に求める。

12. モントリオール議定書 20 周年の祝賀関係の活動に伴う 2007 年中の経費の増加を承知し、2007 年に限り、祝賀関係の活動資金として必要な予算項目―5200（報告）、5304（国際オゾンデイ、20 周年関係活動）、5401（歓待）、3300（参加支援）―の間で計上額柔軟に振り替えできる十分な裁量を事務局に与える。2007 年以降は、承認済みの予算のある主要な計上項目から別の主要な計上項目に資金を振り替えできる限度を 20%とする通常の基準を適用する。このほか、事務局は、参加者の旅行のキャンセルの結果生じた、あるいは生じる可能性のある参加資金未支出分を上記の項目に計上することも認められる。

13. 準備金、資金の残額、利子を含むすべての収入源、実際の支出、予測支出に関して公開作業部会に報告するよう事務局に求め、予算項目とすべての支出を比較対照した指示報告を提出するよう事務局長に求める。

14. また、その情報の適時性と透明性も含め、事務局から提出された財務情報を常時精査するよう、公開作業部会に求める。

決定 XIX/5　　財務問題：財務報告・予算

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/5*:

1. To approve the 2008 budget for the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer in the amount of $4,618,880 and to take note of the proposed 2009 budget of $4,887,129, as set out in annex I to the report of the Nineteenth Meeting of the Parties;
2. To authorize the Ozone Secretariat to draw down $341,947 in 2008;
3. To approve, as a consequence of the draw-down referred to in paragraph 2 above, total contributions to be paid by the Parties of $4,276,933 for 2008;
4. That the contributions of individual Parties shall be listed in annex II to the report of the Nineteenth Meeting of the Parties;
5. To authorize the Ozone Secretariat to maintain a constant operating cash reserve of the estimated annual planned expenditures that will be used to meet the final expenditures under the trust fund. The Parties agree to increase the approved budget for the operating cash reserve for 2008 to 11.3 per cent and to contribute 3.7 per cent of the budget for the cash operating reserve in 2009, after which time the Parties will strive to maintain an operating cash reserve of 15 per cent;
6. To express its concern over delays in payment of agreed contributions by Parties, contrary to the provisions in paragraphs 3 and 4 of the terms of reference for the administration of the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
7. To urge all Parties to pay their contributions promptly and in full and also to urge Parties that have not done so to pay their contributions for prior years as soon as possible;
8. To encourage Parties, non-Parties and other stakeholders to contribute financially and with other means to assist members of the three assessment panels and their subsidiary bodies with their continued participation in the assessment activities under the Protocol;
9. To invite Parties to notify the Ozone Secretariat of all contributions made to the Montreal Protocol Trust Fund at the time such payments are made;
10. To request the Executive Secretary, in accordance with rule 14 of the rules of procedure, to provide Parties with an indication of the financial implications of draft decisions whose implementation cannot be funded from existing resources within the budget of the Montreal Protocol Trust Fund;

11. To request the Ozone Secretariat to ensure its implementation of secretariat-related decisions adopted by the Meeting of the Parties as approved and within the budget and the availability of financial resources in the Trust Fund;
12. To request the Ozone Secretariat to inform the Open-ended Working Group on all sources of income received, including the reserve and fund balance and interest as well as actual and projected expenditures and commitments, and to request the Executive Secretary to provide an indicative report on all expenditures against budget lines;
13. To request the Open-ended Working Group to keep under review the financial information provided by the Ozone Secretariat, including the timeliness and transparency of that information.

決定 XX/20　　財務問題：財務報告・予算

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/20*:

Recalling decision XIX/5 on financial matters,

Recognizing that voluntary contributions are an essential complement for the effective implementation of the Montreal Protocol,

Welcoming the continued excellent management by the Secretariat of the finances of the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer,

1. To take note with appreciation of the financial statement of the Trust Fund for the biennium 2006–2007 ended 31 December 2007 and the report by the Secretariat on the actual expenditures for 2007 as compared to the approvals for that year;
2. To approve the revised 2008 budget for the Trust Fund in the amount of $4,679,658, and the 2009 budget in the amount of $5,258,828 and to take note of the proposed budget of $4,843,983 for 2010, as set out in annex IV to the report of the eighth meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Twentieth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
3. To authorize the Secretariat to draw down $981,895 in 2009 and note the proposed drawdown of $567,050 in 2010;
4. To approve, as a consequence of the draw-downs referred to in paragraph 3 above,

total contributions to be paid by the Parties of $4,276,933 for 2009 and to note the contributions of $4,276,933 for 2010, as set out in annex V to the report of the eighth meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Twentieth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;

5. Also to approve that the contributions of individual Parties for 2009 shall be listed in annex V to the report of the eighth meeting of the Conference of the Parties to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Twentieth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
6. To authorize the Secretariat to maintain a constant operating cash reserve at 15 per cent of the estimated annual planned expenditures that will be used to meet the final expenditures under the Trust Fund;
7. To express its concern over delays in payment of agreed contributions by Parties, contrary to the provisions in paragraphs 3 and 4 of the terms of reference for the administration of the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
8. To urge all Parties to pay their contributions promptly and in full and further to urge Parties that have not done so to pay their contributions for prior years as soon as possible;
9. To encourage Parties, non-Parties, and other stakeholders to contribute financially and with other means to assist members of the three assessment panels and their subsidiary bodies with their continued participation in the assessment activities under the Protocol;
10. To invite Parties to notify the Secretariat of the Montreal Protocol of all contributions made to the Trust Fund at the time such payments are made;
11. To request the Executive Secretary, in accordance with rule 14 of the rules of procedure, to provide Parties with an indication of the financial implications of draft decisions which cannot be met from existing resources within the budget of the Trust Fund;
12. To request the Secretariat of the Montreal Protocol to ensure the implementation of Secretariat-related decisions adopted by the Meeting of the Parties as approved, within the budgets and the availability of financial resources in the Trust Fund;
13. To request the Secretariat to inform the Open-ended Working Group of the Parties to the Montreal Protocol on all sources of income received, including the

reserve and fund balance and interest, as well as actual and projected expenditures and commitments, and to request the Executive Secretary to provide an indicative report on all expenditures against budget lines;

14. To request the Open-ended Working Group to keep under review the financial information provided by the Secretariat, including the timeliness and transparency of that information;

15. To request the Executive Director of the United Nations Environment Programme to extend the Trust Fund until 31 December 2015.

決定XXI/32　　財務上の問題；財務報告、予算

財務上の問題に関する決定XX/20をあらためて確認し、

2008年12月31日に終了した2008－09年の2年間を対象とするオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書向けの信託基金に関する財務報告に留意し、

モントリオール議定書の効果的な実行のためには任意の補足拠出金が不可欠であることを認識し、

モントリオール議定書信託基金の財政事務局が実証してきた効率のいい持続的な管理を歓迎し、

１．オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第21回締約国会合の報告書の補遺Iに詳記する通り、2009年度の修正予算5,329,104ドル、2010年度の予算5,400,398ドルを承認し、2011年度の予算案4,935,639ドルに留意する。

２．2010年に事務局が1,123,465ドルを引き出すことを許可し、2011年に658,706ドルを引き出す案に留意する。

３．オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第21回締約国会合の報告書の補遺IIに詳記する通り、前記第2項に掲げる引出しの結果、2010年向けに締約国が支払うべき拠出金総額4,276,933ドルを承認し、2011年向け拠出金総額4,276,933ドルに留意する。

４．また、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第21回締約国会合の報告書の補遺［xx］に2010年の各国の拠出金を列記することも承認する。

５．信託基金に基づく最終支出に対応できるよう使用すべく、事務局が2010年度予算の15%を運営現金準備金にあてることを許可する。

６．未済拠出金および今後の拠出金をすみやかに全額支払うよう、すべての締約国に強く求める。

７．公開作業部会の会議と多数国間基金執行委員会の会議が並行して開催される場合には、双方の事務局の予算を考慮に入れて、もっとも費用効果が高い会議場所を選択できるよう、多数国間基金事務局と協議することをオゾン事務局に求める。

決定XXII/21　　管理と財務上の問題；財務報告、予算

Recalling decision XXI/32 on financial matters,

Taking note of the financial report on the Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer for the biennium 2008–2009, ended 31 December 2009,

Recognizing that voluntary contributions are an essential complement for the effective implementation of the Montreal Protocol,

Welcoming the continued efficient management by the Secretariat of the finances of the Montreal Protocol Trust Fund,

1. To approve the revised 2010 budget in the amount of 4,955,743 United States dollars and the 2011 budget in the amount of $4,835,740 and to take note of the proposed budget of $4,943,796 for 2012, as set out in annex I to the report of the Twenty-Second Meeting of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;3
2. To authorize the Secretariat to draw down $558,807 in 2011 and to note the proposed drawdown of $666,863 in 2012;
3. To approve, as a consequence of the drawdowns referred to in paragraph 2 above, total contributions to be paid by the parties of $4,276,933 for 2011 and to note the contributions of $4,276,933 for 2012, as set out in annex II to the report of the Twenty-Second Meeting of the Parties;
4. That the contributions of individual parties for 2011 shall be listed in annex II to the report of the Twenty-Second Meeting of the Parties;
5. To authorize the Secretariat to maintain the operating cash reserve at 15 per cent of the 2011 budget to be used to meet the final expenditures under the Trust Fund;
6. To urge all parties to pay both their outstanding contributions and their future contributions promptly and in full;

決定XXIII/17　　管理及び財政事項：財政報告及び予算

財政事項に関する決定XXII/21を喚起し、

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金に関する、2010年12月31日で終了する2010-2011年の2年間の財政報告書に留意し、

自発的拠出金がモントリオール議定書の効果的な実施を補完する必要不可欠な要素であることを認識し、

事務局によってモントリオール議定書信託基金の財政が引き続き効果的に管理されていることを歓迎し、

1. ウィーン条約第9回締約国会議及びモントリオール議定書第23回締約国会合に対する報

告書の附属書IV に示すとおり、米ドル$4,949,012の2012年の予算を承認し、2013年については$4,896,659の予算が提案されていることに留意する。

2. 事務局に対し、2012年に$672,079の削減を行うことを許可し、2013年については$619,726の削減が提案されていることに留意する。
3. 上記2に記す削減の結果として、ウィーン条約第9回締約国会議及びモントリオール議定書第23回締約国会合に対する報告書の附属書Vに示すとおり、2012年について締約国が支払う拠出金の総額を$4,276,933とすることを承認し、2013年については$4,276,933の拠出金とすることに留意する。
4. 2012年の個々の締約国の拠出金の額は、ウィーン条約第9回締約国会議及び第23回締約国会合の報告書の附属書IVに列記される。
5. 事務局に対し、信託基金の下で最終支出をまかなうために使用される運営現金準備金を2012年の予算の15%に維持することを許可する。
6. 締約国、非締約国及びその他の関係者に対し、3つの評価パネル及びその補助機関の委員が引き続きモントリオール議定書に基づく評価活動に参加できるよう支援するため、財政面及びその他の手段による貢献を行うことを奨励する。
7. すべての締約国に対し、未払いの拠出金及び今後の拠出金を速やかに全額支払うことを強く要請する。

決定XXIV/24　モントリオール議定書の信託基金及び予算に関する財政報告書

財政事項に関する決定XXIII/17を喚起し、

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金に関する、2011年12月31日で終了する2010-2011年の2年間の財政報告書に留意し、

自発的拠出金がモントリオール議定書の効果的な実施を補完する必要不可欠な要素であることを認識し、

事務局によってモントリオール議定書信託基金の財政が引き続き効果的に管理されていることを歓迎し、

1. モントリオール議定書の第24回締約国会合に対する報告書の附属書Iに示すとおり、2012年の予算を米ドル$4,920,762に修正し、2013年の予算を$4,927,420とすることを承認する。
2. 事務局に対し、2012年に$643,829、2013年に$650,487の削減を行うことを許可し、2014年については$493,049の削減が提案されていることを指摘する。
3. 上記2に記す削減の結果として、モントリオール議定書第24回締約国会合の報告書の附属書IIに示すとおり、2012年及び2013年に締約国が支払う拠出金の総額を$4,276,933とすることを承認し、2014年については$4,276,933の拠出金とすることを指摘する。
4. 2012年及び2013年の個々の締約国の拠出金の額は、第24回締約国会合の報告書の附属書IIに列記される。

5. 信託基金の下で最終支出を賄うために使用される運営現金準備金を年間予算の15%に維持することを再確認する。
6. 事務局に対し、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びモントリオール議定書の信託基金に関する今後の財政報告書において、未受理の拠出金と関連させた「総準備高及び資金残高」を記載することを要請する。
7. 締約国、非締約国及びその他の関係者に対し、3つの評価パネル及びその補助機関の委員が引き続きモントリオール議定書に基づく評価活動に参加できるよう支援するため、財政面及びその他の手段による貢献を行うことを奨励する。
8. 多くの締約国が2011年及びそれ以前の拠出金をまだ支払っていないことを懸念し、当該締約国に対し、未払いの拠出金及び今後の拠出金を速やかに全額支払うことを強く要請する。
9. 事務総長に対し、前向きな解決策を模索するため2年以上拠出金が未払いになっている締約国との協議を開始することを許可し、事務局長が協議の結果について第25回会合で報告することを要請する。
10. 非5条国及び5条国が締約国会合の活動に全面的に参加することの重要性を再確認する。
11. 依然として会合の文書のハードコピーを受理している締約国に対し、オゾン事務局のウェブサイトからこれらの文書を入手することを奨励する。

決定XXV/20　モントリオール議定書の信託基金及び予算に関する財政報告書

財政事項に関する決定XXIV/24を喚起し、

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金に関する、2012-2013年の2年間のうち2012年12月31日で終了する1年目の財政報告書に留意し、

自発的拠出金がモントリオール議定書の効果的な実施を補完する必要不可欠な要素であることを認識し、

事務局によってモントリオール議定書信託基金の財政が引き続き効果的に管理されていることを歓迎し、

1. モントリオール議定書の第25回締約国会合に対する報告書の附属書I に示すとおり、2013年の予算を4,744,796米ドルに修正し、2014年の予算を$5,065,460とすることを承認する。
2. 事務局に対し、2013年に$467,863、2014 年に$788,527の削減を行うことを許可し、2015年については$703,302の削減が提案されていることを指摘する。
3. 本決定の2に記す削減の結果として、モントリオール議定書第25 回締約国会合の報告書の附属書IIに示すとおり、2013年及び2014 年に締約国が支払う拠出金の総額を$4,276,933とすることを承認し、2015 年については$4,276,933の拠出金とすることを指摘する。

4. 2014 年の個々の締約国の拠出金及び2015 年の拠出金の目安の額は、第25回締約国会合の報告書の附属書IIに列記される。
5. 信託基金の下で最終支出を賄うために使用される運営現金準備金を年間予算の15%に維持することを再確認する。
6. 事務局に対し、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びモントリオール議定書の信託基金に関する今後の財政報告書において、未受理の拠出金に加え、「総準備高及び資金残高」の項目で手許現金の額を記載することを要請する。
7. 締約国、非締約国及びその他の関係者に対し、3つの評価パネル及びその補助機関の委員が引き続きモントリオール議定書に基づく評価活動に参加できるよう支援するため、財政面及びその他の手段による貢献を行うことを奨励する。
8. 多数の締約国が2013年及びそれ以前の拠出金をまだ支払っていないことを懸念し、当該締約国に対し、未払いの拠出金及び今後の拠出金を速やかに全額支払うことを強く要請する。
9. 事務総長に対し、前向きな解決策を模索するため2年以上拠出金が未払いになっている締約国との協議を開始することを許可し、事務局長が協議の結果について第26回会合で報告することを要請する。
10. 第五条1の適用を受けない締約国及び適用を受ける締約国が締約国会合の活動に全面的に参加することの重要性を再確認する。
11. 依然として会合の文書のハードコピーを受理している締約国に対し、オゾン事務局のウェブサイトからこれらの文書を入手することを奨励する。

決定XXVI/21　モントリオール議定書の財政報告書及び予算

モントリオール議定書の信託基金及び予算についての財政報告に関する決定XXV/20を喚起し、

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金に関する、2013年12月31日で終了する2012-2013年の2年間の財政報告書に留意し、

自発的拠出金がモントリオール議定書の効果的な実施を補完する必要不可欠な要素であることを認識し、

事務局によってモントリオール議定書信託基金の財政が引き続き効果的に管理されていることを歓迎し、

1. 2013年12月31日で終了する2012-2013年の2年間の信託基金の財務諸表、及び2012年及び2013年の承認と照らした当該年の実支出に関する報告書を評価する。
2. ウィーン条約第10回締約国会議及びモントリオール議定書第26回締約国会合に対する報告書の附属書IV に示すとおり、2014年の予算を$5,065,460に修正し、2015年の予算を$5,922,857とすることを承認し、2016年の予算を$5,033,230とすることを指摘する。
3. 事務局に対し、2014年に$788,527、2015 年に$1,645,924の削減を行うことを許可し、

2016 年については$756,297の削減が提案されていることを指摘する。

4. 本決定の3に記す削減の結果として、ウィーン条約第10回締約国会議及びモントリオール議定書第26回締約国会合の報告書の附属書Vに示すとおり、2014年及び2015 年に締約国が支払う拠出金の総額を$4,276,933とすることを承認し、2016 年については$4,276,933の拠出金とすることを指摘する。
5. いずれの資金も、第五条の1の適用を受けない締約国出身の評価パネル委員が会合に出席するための旅費を賄うために使用されることはない。
6. 運転資本準備金は、信託基金の下での最終支出を賄うために年間予算の15%に維持されることを再確認し、運転資本準備金は既存の資金残高から確保しておくことを指摘する。
7. 事務局に対し、モントリオール議定書のための信託基金の今後の財政報告書において、未受理の拠出金に加え、「総準備高及び資金残高」の項目で手許現金の額を記載することを要請する。
8. 締約国、非締約国及びその他の関係者に対し、3つの評価パネル及びその補助機関の委員が引き続きモントリオール議定書に基づく評価活動に参加できるよう支援するため、財政面及びその他の手段による貢献を行うことを奨励する。
9. 多数の締約国が2014年及びそれ以前の拠出金をまだ支払っていないことを懸念し、当該締約国に対し、未払いの拠出金及び今後の拠出金を速やかに全額支払うことを強く要請する。
10. 国際連合環境計画事務局長に対し、信託基金を2025年12月31日まで延長することを要請する。

決定XXVII/18　モントリオール議定書の信託基金の財政報告書及び予算

モントリオール議定書の財政報告書及び予算に関する決定XXVI/21を喚起し、

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金に関する、2014年12月31日で終了する1年間の財政報告書 に留意し、

自発的拠出金がモントリオール議定書の効果的な実施を補完する必要不可欠な要素であることを認識し、

予算外の会合の発生によって資金の残高に深刻な影響が生じていることを懸念し、

事務局によってモントリオール議定書信託基金の財政が引き続き効果的に管理されていることを歓迎し、

1. モントリオール議定書の第27回締約国会合に対する報告書の附属書I に示すとおり、2015年の予算を$6,363,557に修正し、2016年の予算を$6,772,162とすることを承認する。
2. 事務局に対し、2015年に$2,086,624、2016 年に$2,495,229の削減を行うことを許可する。
3. 本決定の2に記す削減の結果として、モントリオール議定書の第27回締約国会合の報告書の附属書IIに示すとおり、2015年に締約国が支払う拠出金の総額を$4,276,933、2016

年に締約国が支払う拠出金の総額を$4,276,933とすることを承認するとともに、資金残高が維持不能なほど枯渇を続けており、2016年以降さらなる削減の影響が出ることを指摘する。

4. 事務局に対し、信託基金の予算、資金残高及び準備金のシナリオ、並びにモントリオール議定書の作業を継続するために適切な資金残高を確保するため、近い将来締約国が支払わなければならないと見られる拠出金のレベルを予測し、第37回公開作業部会会合での審議に間に合うよう、報告することを要請する。
5. 2016年の個々の締約国の拠出金の額は、第27回締約国会合の報告書の附属書IIに列記される。
6. 信託基金の下で最終支出を賄うために使用される運営現金準備金を年間予算の15%に維持することを再確認する。
7. 多数の締約国がここ数年の拠出金をまだ支払っていないことを懸念し、特に資金残高が大幅に減少しているため、当該締約国に対し、未払いの拠出金及び今後の拠出金を速やかに全額支払うことを強く要請する。
8. 前向きな解決策を模索するため、2年以上拠出金が未払いになっている締約国との協議を開始することを事務総長に要請し、締約国会合の議長に奨励する。また、事務総長に対し、かかる協議の結果について第29回締約国会合で報告することを要請する。
9. 次回の会合において信託基金の拠出金の未払い問題への対応をさらに審議するとともに、事務総長に対し、モントリオール議定書の信託基金の拠出金の状況に関する情報を引き続き公表し、定期的に更新することを要請する。
10. 事務局に対し、2016年の承認された予算の枠内で、技術経済評価パネルに対する事務及び組織面の支援を行うよう要請する。
11. また、事務局に対し、2016年及びそれ以降に利用可能なプログラム支援費を最大限活用し、可能な場合には、承認された予算の事務費項目からこれらの費用を相殺することを要請する。
12. 締約国に対し、予算外の会合用として、「オゾン事務局の活動の支援」という名称の信託基金に追加の自発的拠出金を提供することを奨励する。
13. 第五条の1の適用を受ける締約国が締約国会合及び公開作業部会会合に十分効果的に参加できるようにするため、第五条の1の適用を受ける締約国の代表者の旅費を賄うコア予算から配分される資金に加えて、「オゾン事務局の活動の支援」という名称の信託基金に締約国が拠出金を提供することを奨励する。
14. 事務局に対し、モントリオール議定書のための信託基金の今後の財政報告書において、未受理の拠出金に加え、「総準備高及び資金残高」の項目で手許現金の額を記載することを要請する。

決定 XXVIII/16: モントリオール議定書の財政報告及び予算

モントリオール議定書の信託基金の財政報告及び予算に関する決定 XXVII/18 を喚起し、

2015 年 12 月 31 日で終了する 1 年間を対象にした、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のための信託基金に関する財政報告書 に留意し、

自発的拠出金がモントリオール議定書の効果的な実施を補完する必要不可欠な要素であることを認識し、

事務局によってモントリオール議定書信託基金の財政が引き続き効果的に管理されていることを歓迎し、

資金残高が 2016 年に減少したことに留意し、

1. モントリオール議定書の第 28 回締約国会合の報告書の附属書 IV で定められたとおり、2016 年については$6,772,162 の修正予算を、2017 年については$5,355,004 の予算を承認する。
2. 運転資本準備金は、信託基金の下での最終支出を賄うために年間予算の 15%に維持されることを再確認し、2017 年の運転資本準備金を$803,251 とするとともに、2018 年については$824,779 とする提案がされていることを指摘する。
3. 本決定の 2 に示す運転資本準備金の額を受け、第 28 回締約国会合の報告書の附属書 V 及び下記の表に示すとおり、締約国が支払う拠出金の総額を 2016 年については$4,276,933、2017 年については$5,756,630 とすることを承認し、2018 年については$5,910,915 とすることを指摘する。

拠出金の概要

年	*2017*	*2018*
承認／提案されている予算	5 355 004	5 498 526
予算の 7.5%分（現金準備の補充用）	401 625	412 389
拠出金合計	**5 756 630**	**5 910 915**

4. 2017 年の個々の締約国の拠出金及び 2018 年の拠出金の目安は、第 28 回締約国会合の報告書の附属書 V に記載される。
5. 多数の締約国が 2016 年及びそれ以前の拠出金をまだ支払っていないことを懸念し、特に資金残高が大幅に減少しているため、当該締約国に対し、未払いの拠出金及び今後の拠出金を速やかに全額支払うことを強く要請する。
6. 前向きな解決策を模索するため、2 年以上拠出金が未払いになっている締約国との協議を開始することを事務総長に要請し、締約国会合の議長に奨励する。また、事務総長に対し、かかる協議の結果について第 29 回会合で報告することを要請する。
7. 次回の会合において信託基金の拠出金の未払い問題への対応をさらに審議することを決定し、事務総長に対し、モントリオール議定書の信託基金の拠出金の状況に関する情報

を引き続き公表し、定期的に更新することを要請する。

8. 事務局に対し、2017 年及びそれ以降に利用可能なプログラム支援費を最大限活用し、可能な場合には、承認された予算の事務費項目からこれらの費用を相殺することを要請する。
9. 締約国に対し、予算外の会合用として、「オゾン事務局の活動の支援」という名称の信託基金に追加の自発的拠出金を提供することを奨励する。
10. 第五条 1 の適用を受ける締約国が締約国会合及び公開作業部会会合に十分効果的に参加できるようにするため、第五条 1 の適用を受ける締約国の代表者の旅費を賄うコア予算から配分される資金に加えて、「オゾン事務局の活動の支援」という名称の信託基金に締約国が拠出金を提供することを奨励する。
11. 締約国及びその他の関係者に対し、評価パネル及びその補助機関の委員が引き続きモントリオール議定書に基づく評価活動に参加できるよう支援するため、財政面及びその他の手段による貢献を行うことを奨励する。
12. 事務局に対し、モントリオール議定書のための信託基金の今後の財政報告書において、未受理の拠出金に加え、「総準備高及び資金残高」の項目で手許現金の額を記載することを要請する。

◇第１４条　本議定書と条約との関係

決定Ⅱ/2　　議定書の改正

オゾン層保護のためのウィーン条約の第 9 条 4 に規定する手続きに従って、第 2 回締約国会合の作業報告書の附属書Ⅱに定めるように、モントリオール議定書の改正を採択する。

決定Ⅱ/16　　ウィーン条約の改定

オゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国が、最も早い機会に、議定書の改定手続きを促進するため、ウィーン条約第 9 条を検討するよう勧告する。

決定Ⅳ/4　　議定書の追加の改正

オゾン層保護に関するウィーン条約の第 9 条 4 項で定める手続きにしたがい、第 4 回締約国会合の報告の附属書Ⅲに定める通り、モントリオール議定書の改正を採択する。

決定Ⅸ/4　　モントリオール議定書の追加改正

オゾン層保護に関するウィーン条約の第 9 条 4 項で定める手続きにしたがい、第 9 回締約国会合の報告の附属書Ⅳに定める通り、モントリオール議定書の改正を採択する。

決定 XI/5　　モントリオール議定書の追加改正

オゾン層保護に関するウィーン条約第９条第４項で定める手続きにしたがって、第 11 回締約国会合の報告の補遺Ｖに掲載されたモントリオール議定書の改正を採択する。

決定 XXVIII/1　　モントリオール議定書の再改定

オゾン層の保護に関するウィーン条約第九条 4 に定める手順に従い、第 28 回締約国会合報告書附属書Ｉに示すモントリオール議定書の改正を採択する。

◇第１６条　効力発生

以下の決定事項はウィーン条約の第 13 条に関連する。

決定Ⅲ/1　　調整と改正

（ａ）モントリオール議定書の締約国に対し、第 2 回の締約国会合において採択された議定書への調整が、1991 年 5 月 7 日に発効したという事実を銘記し、調整された削減対策に応じた必要な対策を採択するよう求める。

（ｂ）第 2 回の締約国会合において採択された改正に関し、2 ヶ国のみしか批准していないということに留意し、また 1992 年 1 月 1 日に発効するためには 20 の機関において批准、承認又は同意が必要であるという事実に鑑み、全ての国に当該改正を早急に批准することを求める。

決定Ⅳ/1　　第 2 回締約国会合で採択された改正(ロンドン改正)

第 2 回締約国会合において採択された議定書の改正が 1992 年 8 月 10 日に発効したことに、モントリオール議定書締約国の注意を喚起し、同改正をまだ批准していないすべての締約国に批准することを促す。

決定Ｖ/1　第 2 回締約国会合で採択された改正(ロンドン改正)および第 4 回締約国会合で採択された改正(コペンハーゲン改正)

１．オゾン層の保護のためのウィーン条約、およびそのモントリオール議定書を批准した多数の国を、満足して銘記し、まだ批准していない国が双方を批准するよう促す。

２．ロンドンおよびコペンハーゲンでの改正議定書の批准を行っていないモントリオール議定書締約国の全てに対し、それらの批准を行うよう促す。

決定Ⅵ/1　オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリ

オール議定書およびモントリオール議定書の改正の批准、承認もしくは同意

1．オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書およびモントリオール議定書の改正を批准した多くの国を満足をもって銘記する。

2．オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書およびモントリオール議定書の改正を批准していない国に対して、それらを批准、承認もしくは同意するよう促す。

決定Ⅶ/13　オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書および改正議定書の批准、承認もしくは加入

1．オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書および改正モントリオール議定書を批准した多数の国を、満足をもって銘記する。

2．ウィーン条約、モントリオール議定書および改正モントリオール議定書を批准していない全ての国に対し、全世界の参加がオゾン層の保護を確実にするために必要であることを考慮に入れて、それらを批准、承認もしくは同意するよう促す。

決定Ⅷ/1　ウィーン条約及びモントリオール議定書及びその改正の批准

1．オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を批准した多くの国を満足をもって銘記する。

2．多くの締約国がモントリオール議定書のロンドン及びコペンハーゲン改正をまだ批准していないことを銘記する。

3．国際的な参画がオゾン層保護を保証するために必要であることを考慮して、ウィーン条約、モントリオール議定書およびその改正を、批准していない国に対して、それらを批准、承認もしくは同意するよう促す。

決定Ⅸ/10　ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン改正議定書、コペンハーゲン改正議定書の批准

1．オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書に多数の国が批准していることに満足の意を表明する。

2．多くの締約国がモントリオール議定書のロンドン及びコペンハーゲン改正議定書についてはまだ多くの締約国が批准していないことに留意する。

3．オゾン層保護のためには万国の参加が必要であることを考慮して、ウィーン条約、モントリオール議定書およびその議定書を批准、承認または加盟していない全ての国に対して、批准、承認または加盟するよう求める。

決定Ⅹ/1　ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン、コペンハーゲン、及びモントリオール修正条項の批准

1．オゾン層の保護に関するウィーン条約と、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を批准した多くの国々を満足させることに特に言及すること。
2．まだこれから多くの締約国が、ロンドン、コペンハーゲン、及びモントリオール議定書に対する修正条項を批准しなければならないことを強調すること。
3．包括的な割かすがオゾン層の保護を保証するために必要であることを考慮して、ウィーン条約とモントリオール議定書およびその修正条項をまだ批准、承認、あるいは同意していない全ての国に、これを促すこと。

決定 XI/11　ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正およびモントリオール改正の批准

1．オゾン層保護に関するウィーン条約およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を多数の国が批准したことに満足の意を表する。
2．1999 年 11 月 15 日の時点で、モントリオール議定書のロンドン改正には 136 ヶ国が批准したのに対して、モントリオール議定書のロンドン改正の批准国は 101 ヶ国にすぎず、モントリオール議定書のモントリオール改正の批准国は 29 ヶ国にすぎないことに留意する。
3．オゾン層の保護には万国の参加が必要であることを考慮し、ウィーン条約、モントリオール議定書およびモントリオール議定書の改正について批准、承認または加盟していないすべての国に対して、批准、承認または加盟するよう求める。

決定 XII/7　ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

1．オゾン層保護に関するウィーン条約およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を多数の国が批准したことに満足の意を表する。
2．2000 年 11 月 30 日の時点で、モントリオール議定書のロンドン改正の批准国は 142 ヶ国、モントリオール議定書のコペンハーゲン改正の批准国は 113 ヶ国であるのに対して、モントリオール議定書のモントリオール改正の批准国は 46 ヶ国にすぎないことに留意する。
3．更に、モントリオール議定書の北京改正の批准国はこれまで 1 ヶ国にすぎず、この状況では、1999 年に北京で合意した当該改正の 2001 年 1 月 1 日発効は不可能であることに留意する。
4．オゾン層の保護には万国の参加が必要であることを考慮し、ウィーン条約、モントリオール議定書およびモントリオール議定書の改正について批准、承認または加入していない全ての国に対して、批准、承認または加入するよう求める。

決定 XIII/14　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモント

リオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

1．多数の国がオゾン層保護に関するウィーン条約およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を批准したことに満足の意を表する。

2．2001 年 9 月 30 日の時点で、153 の締約国がモントリオール議定書のロンドン改正を批准し、128 の締約国がモントリオール議定書のコペンハーゲン改正を批准しているのに対して、モントリオール議定書のモントリオール改正を批准したのは 63 の締約国にすぎない点に留意する。

3．更に、これまでにモントリオール議定書の北京改正を批准したのは 11 の締約国にすぎず、この状況は、1999 年に北京で合意した 2001 年 1 月 1 日までの北京改正の発効を不可能にした。

4．オゾン層の保護には万国の参加が必要であることを考慮して、ウィーン条約、モントリオール議定書およびその改正の批准、承認または加盟をいまだ行っていないすべての国に対して批准、承認または加盟を行うよう促す。

決議 XIV/1　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

1．多数の国がオゾン層保護に関するウィーン条約およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を批准したことに満足の意を表する。

2．2002 年 11 月 28 日の時点で、164 の締約国がモントリオール議定書のロンドン改正を批准し、142 の締約国がモントリオール議定書のコペンハーゲン改正を批准し、84 の締約国がモントリオール議定書のモントリオール改正を批准しているのに対して、モントリオール議定書の北京改正を批准したのは 41 の締約国にすぎない点に留意する。

3．更に、北京改正は 2002 年 2 月 25 日に発効した。

4．オゾン層の保護には万国の参加が必要であることを考慮して、ウィーン条約、モントリオール議定書およびその改正の批准、承認または加盟をいまだ行っていないすべての国に対して批准、承認または加盟を行うよう促す。

決定 XV/1　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

The *Fifteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XV/1:*

1. To note with satisfaction the large number of countries that have ratified the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;

2. To note that, as of 1 November 2003, 166 Parties had ratified the London Amendment to the Montreal Protocol, 154 Parties had ratified the Copenhagen Amendment to the Montreal Protocol, 107 Parties had ratified the Montreal Amendment to the Montreal Protocol while only 57 Parties had ratified the Beijing Amendment to the Montreal Protocol;
3. To urge all States that have not yet done so to ratify, approve or accede to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and its Amendments, taking into account that universal participation is necessary to ensure the protection of the ozone layer.

決定 XVI/1　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

The *Sixteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVI/1:*

1. To note with satisfaction the large number of countries that have ratified the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
2. To note that, as of 22 November 2004, 175 Parties had ratified the London Amendment to the Montreal Protocol, 164 Parties had ratified the Copenhagen Amendment to the Montreal Protocol, and 121 Parties had ratified the Montreal Amendment to the Montreal Protocol, while only 84 Parties had ratified the Beijing Amendment to the Montreal Protocol;
3. To urge all States that have not yet done so to ratify, approve or accede to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and its amendments, taking into account that universal participation is necessary to ensure the protection of the ozone layer.

決定 XVII/1　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

The *Seventeenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XVII/1:*

1. To note with satisfaction the large number of countries which have ratified the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
2. To note that, as of 15 December 2005, 179 Parties had ratified the London Amendment to the Montreal Protocol, 169 Parties had ratified the Copenhagen

Amendment to the Montreal Protocol, and 137 Parties had ratified the Montreal Amendment to the Montreal Protocol, while only 102 Parties had ratified the Beijing Amendment to the Montreal Protocol;

3. To urge all States that have not yet done so to ratify, approve or accede to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and its amendments, taking into account that universal participation is necessary to ensure the protection of the ozone layer.

決定 XVIII/6　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

１．オゾン層保護のためのウイーン条約およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を批准した多数の国々に対して満足の意を表明する。

２．2006 年 10 月 30 日現在、モントリオール議定書に関するロンドン改正を批准した締約国が 184 ヶ国、モントリオール議定書に関するコペンハーゲン改正を批准した締約国が 175 ヶ国、モントリオール議定書に関するモントリオール改正を批准した締約国が 149 ヶ国であるのに対して、モントリオール議定書に関する北京改を批准した締約国は 118 ヶ国に過ぎないことに留意する。

３．オゾン層保護のためには万国の参加が必要であることを考慮して、ウイーン条約ならびにモントリオール議定書およびその改正の批准、承認または加盟を行っていないすべての国に対して、批准、承認または加盟することを強く求める。

決定 XIX/1　オゾン層保護に関するウィーン条約、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、ロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正および北京改正の批准

The *Nineteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIX/1*:

1. To note with satisfaction the large number of countries that have ratified the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
2. To note that, as of 21 September 2007, 191 Parties had ratified the Vienna Convention on Protection of the Ozone Layer, 191 Parties had ratified the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, 186 Parties had ratified the London Amendment to the Montreal Protocol, 178 Parties had ratified the Copenhagen Amendment to the Montreal Protocol, 157 Parties had ratified the Montreal Amendment to the Montreal Protocol and 132 Parties had ratified the Beijing Amendment to the Montreal Protocol;

3. To urge all States that have not yet done so to ratify, approve or accede to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and its amendments, taking into account that universal participation is necessary to ensure the protection of the ozone layer.

決定XX/1　ウィーン条約、モントリオール議定書ならびにモントリオール議定書のロンドン修正、コペンハーゲン修正、モントリオール修正、北京修正の批准状況

The *Twentieth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XX/1*:

1. To note with satisfaction the large number of countries which have ratified the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
2. To note that, as of 15 November 2008, 193 Parties had ratified the Vienna Convention and the Montreal Protocol, 189 Parties had ratified the London Amendment to the Montreal Protocol, 184 Parties had ratified the Copenhagen Amendment to the Montreal Protocol, 167 Parties had ratified the Montreal Amendment to the Montreal Protocol and 144 Parties had ratified the Beijing Amendment to the Montreal Protocol;
3. To urge all States that have not yet done so to ratify, approve or accede to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and its amendments, taking into account that universal participation is necessary to ensure the protection of the ozone layer.

決定XXI/1 ウィーン条約、モントリオール議定書ならびにモントリオール議定書のロンドン修正、コペンハーゲン修正、モントリオール修正、北京修正の批准状況

１．196ヶ国が、オゾン層保護に関するウィーン条約およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を批准したことに満足の意を表明する。これにより全世界で批准されたことになり、歴史上他のどの条約よりも締約国が多くなった。

２．2009年10月31日の時点で、193ヶ国がモントリオール議定書のロンドン改正を批准し190ヶ国がモントリオール議定書のコペンハーゲン改正を批准し、178ヶ国がモントリオール議定書のモントリオール改正を批准し、160ヶ国がモントリオール議定書の北京改正を批准したことに留意する。

３．批准していないすべての国に対して、オゾン層の保護には世界的な参加が必要であることを考慮し、モントリオール議定書の各改正を批准、承認または加盟するよう強く求める。

決定XXII/1　ウィーン条約、モントリオール議定書ならびにモントリオール議定書のロンドン修正、コペンハーゲン修正、モントリオール修正、北京修正の批准状況

1. To note with satisfaction the large number of countries which have ratified the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer and the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer;
2. To note that, as at 1 November 2010, 195 parties had ratified the London Amendment to the Montreal Protocol, 192 parties had ratified the Copenhagen Amendment to the Montreal Protocol, 181 parties had ratified the Montreal Amendment to the Montreal Protocol and 165 parties had ratified the Beijing Amendment to the Montreal Protocol;
3. To urge all States that have not yet done so to ratify, approve or accede to the Vienna Convention and the Montreal Protocol and its amendments, taking into account that universal participation is necessary to ensure the protection of the ozone layer;

決定XXIII/1　ウィーン条約、モントリオール議定書、及びモントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正及び北京改正の批准状況

１．大多数の国がオゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を批准していることを評価する。

２．2011 年 11 月 1 日現在、196 の締約国がモントリオール議定書のロンドン改正を、194 の締約国がモントリオール議定書のコペンハーゲン改正を、185 の締約国がモントリオール議定書のモントリオール改正を、171 の締約国がモントリオール議定書の北京改正を批准していることを指摘する。

３．オゾン層の保護を確保するには全体の参加が必要であることを考慮し、モントリオール議定書の各改正をまだ批准、承認、同意していないすべての国がこれを行うよう強く要請する。

決定XXIV/1　ウィーン条約、モントリオール議定書、及びモントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正及び北京改正の批准状況

1. オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、モントリオール議定書のロンドン改正及びコペンハーゲン改正を 197 の締約

国すべてが批准したことを高く評価する。

2. また、2012 年 11 月 16 日現在、193 の締約国がモントリオール議定書のモントリオール改正を、183 の締約国がモントリオール議定書の北京改正を批准していることを指摘する。
3. オゾン層の保護を確保するには全体の参加が必要であることを考慮し、バーレーン、ボリビア（多民族国）、ボツワナ、チャド、ジブチ、エクアドル、ハイチ、イラン（イスラム共和国）、カザフスタン、ケニア、リビア、モーリタニア、パプアニューギニア及びサウジアラビアに対し、モントリオール改正及び北京改正を批准、承認、同意することを強く要請する。

決定XXV/1　モントリオール議定書のモントリオール改正及び北京改正の批准状況

1. オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を多数の国が批准したことを評価する。
2. 2013 年 10 月 25 日現在、194 の締約国がモントリオール議定書のモントリオール改正を、192 の締約国がモントリオール議定書の北京改正を批准していることを指摘する。
3. オゾン層の保護を確保するには全体の参加が必要であることを考慮し、モントリオール改正及び北京改正をまだ批准、承認、同意していないすべての国に対し、批准、承認、同意を行うよう強く要請する。

決定XXVI/1　ウィーン条約、モントリオール議定書、及びモントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正、モントリオール改正、北京改正の批准状況

1. オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、モントリオール議定書のロンドン改正、コペンハーゲン改正及びモントリオール改正を全国連加盟国が批准したことを高く評価する。
2. 2014 年 11 月 1 日現在、モントリオール議定書締約国の 196 カ国がモントリオール議定書の北京改正を批准していることを指摘する。
3. オゾン層の保護を確保するには全体の参加が必要であることを考慮し、モントリオール議定書の北京改正をまだ批准、承認、同意していないモーリタニアに対し、批准、承認、同意を行うよう強く要請する。

◇第１９条　脱退

決定Ⅱ/6　　第 19 条(脱退)

第 19 条の「義務を 4 年負った後いつでも」は、締約国が従うべき義務が効力を発生してから 4 年経過後のいつでもを意味するものと理解することに合意する。

◇その他の決議

（1）気候変動に関する決議

決定 X/16　　京都議定書を考慮したモントリオール議定書の実施

地球環境のために首尾一貫した方法で多国間環境協定を実施することに特に言及すること。

気候変動枠組条約締約国会議が、1997 年 12 月 1 日から 11 日まで京都で開催された第 3 回会合で、京都議定書を採択したことに特に言及すること。

この京都議定書が、気候変動枠組条約の附属書 I に記載された締約国に対し、議定書附属書 A に記載された温室効果ガスの人工起源二酸化炭素等量放散が、2008 - 2012 年の最初の義務期間中、附属書 B に記載されている割当総量を越えないことを保証するよう求めていることに特に言及すること。

京都議定書附属書 B に記載されている温室効果ガスに、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とパーフルオロカーボン（PFC）が、それらの高い地球温暖化効果を考慮して、含まれていないことに特に言及すること。

技術経済評価パネルが、HFC と PFC を、オゾン層破壊物質の代替品として認定し、いくつかの締約国と企業が、この HFC および PFC 技術への転換を既に果たしており、またその他の締約国と企業も転換しつつあることに特に言及すること。

気候変動枠組条約締約国会議の第 4 回会合が、特に HFC と PFC に関して、成層圏のオゾン層を保護する努力と地球の気候システムを保護する努力との結びつきに関する決議を採択したことに謝意を表明すること。

特にモントリオール議定書締約国を支援するという目的で、京都議定書における HFC と PFC を含めた、モントリオール議定書の実施に関わる評価を、関係するモントリオール議定書諸団体に彼らの能力の範囲内で行うよう要求すること。

（a）気候変動枠組条約の事務局に、上記決議の第 1 項に従って、1999 年 7 月 15 日までに HFC および PFC について関係のある情報を提供すること。

（b）上記決議の第 2 項に従って HFC および PFC の放散を制限する利用可能で能力のある方法および手段についての知識を確立するため、気候変動枠組条約の諸団体を支援する気候変動に関する政府間パネルとのワークショップを召集すること。

（c）京都議定書の附属書 A に記載されていない代替品を含む、特殊用途用オゾン層破壊物質に対するあらゆる範囲の現存するまた可能性のある代替品に関する情報収集を継続すること。

（d）気候変動枠組条約とこの問題に関する IPCC の下で、関係諸団体との協力を別途

継続すること。

（ｅ）この仕事について、第 19 回公開作業部会のとモントリオール議定書締約国第 11 回会合で報告すること。

決定 XIV/10　.成層圏オゾン層を保護する努力と地球温暖化を保護する努力との関係：HFCとPFCに関する問題

国連気候変動枠組条約の第8回締約国会議が採択した成層圏オゾン層を保護する努力と地球温暖化を保護する努力との関係に関する決定X/CP.8を歓迎し、

気候変動枠組条約では、気候変動枠組条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の要望（UNFCCC/SBSTA/2002/MISC.23）に対する回答の中で概説されているバランスのとれた科学・技術・政策関係に関する特別報告を作成するよう、気候変動政府間パネルと技術経済評価パネルに対して求めていることに留意し、

上記の報告の作成にあたってはIPCC(気候変動政府間パネル)と協力し、単一の統一報告（2005年早々までに仕上げる）の中ですべての分野に取り組むよう、技術経済評価パネルに求める。オゾン層破壊に取り組むための対策に関するものである限り、討議のため公開作業部会に提出すると同時に、気候変動枠組条約のSBSTAにも提出できるよう、報告を適時に仕上げねばならない。

決定 XVII/19　技術経済評価パネルおよび気候変動政府間パネルの評価報告のオゾン層破壊に取り組む対策に関する部分の考察

技術経済評価パネルおよび気候変動政府間パネルの特別報告「オゾン層の保護および世界的気候システム：HFC と PFC に関する問題点」ならびに特別報告で取り上げられた問題点のオゾン層破壊への影響を明確に説明した技術経済評価パネルの補足報告を高く評価し、

オゾン層破壊物質のバンク分に関する軽減戦略がオゾン層の復旧への影響を抑制するとの補足報告の結論に留意し、

世界レベル、地域レベルでのオゾン層破壊物質のたまり分からの予測排出量のオゾン層保護に対する政策上の影響を十分に把握することが締約国にとって必要であることを承知し、

特別報告で提出された「軽減シナリオ」の下での活動がオゾン層保護を更に進め、温室効果ガスを大幅に削減する機会を提供する旨を報告したウィーン条約締約国の第 6 回オゾン層調査管理者会議の報告をあらためて確認し、

来るべき科学評価報告では、気候変動政府間パネルと技術経済評価パネルの特別報告で取り上げられたいくつかの問題点（オゾン層破壊物質の大気中濃度と排出量の報告値の間の食い違いなど）をより詳しく取り上げることになる点に留意し、

１．気候変動政府間パネルと技術経済評価パネルの特別報告および技術経済評価パネルの

補足報告で取り上げられた本決定の第 3 項に記す問題点を検討するために、2006 年公開作業部会の第 26 回会議の余った時間に専門家ワークショップを開催するよう、オゾン事務局に求める。

2．地域グループからバランスのとれた形で代表を出すようにするために、2006 年 3 月 30 日までに、オゾン事務局に対してワークショップに参加する専門家の指名結果を提出するよう、締約国に求める。

3．ワークショップで報告の概要を提出するよう技術経済評価パネルに求め、関係するオゾン層破壊物質の費用効果を示し、当該措置の全コストを計算に入れた報告に基づくオゾン層破壊に関する実用的措置のリストを提出するよう当該専門家に求める。リストには、当該措置から生じる気候変動にとっての利点を含むその他の環境上の利点に関する情報を加えねばならない。

4．2006 年 9 月 1 日までに締約国にワークショップの報告を提出し、第 18 回締約国会合で報告を行うよう、オゾン事務局に求める。

5．国連の気候変動枠組み条約の事務局にワークショップに関する情報を提供するようオゾン事務局に求め、その代表に対して、オブザーバーとして出席し、国連の気候変動枠組み条約に折り返し報告するよう求める。

＊執行委員会の第 47 回会議の報告（UNEP/OzL.Pro/ExCom/47/61）、第 199 項、決議 47/52。

＊WMO 世界オゾン調査監視プロジェクト、報告 No.48。

6．下記の目的のために、ボトムアップ式方法および大気中の測定により算定した排出量の食い違いの原因を明確にするために、世界気象機関および科学評価パネルと調整を行うよう技術経済評価パネルに求める：

（a）モントリオール議定書の第 5 条第 1 項締約国と非締約国の双方における 2002-2015 年の期間の総生産量の予測のための使用パターンを確認する。

（b）バンク分の規模とバンク分からの排出量の計算の精度、修理の慣行、回収、再利用、破壊に関する問題点を考慮し、たまり分からの将来の排出量（冷媒、発泡材、その他の分野における排出量を含む）の推定を改善する。

7．第 6 項に掲げる活動に関する作業に関して、第 18 回締約国会合で報告するよう、技術経済評価パネルに求める。

決定XVIII/12　気候変動政府間パネル/技術経済評価パネルの特別報告に関するオゾン事務局ワークショップに続く今後の作業

2006 年の公開作業部会の第 26 回会議の枠内で気候変動政府間パネル/技術経済評価パネルの特別報告に関する専門家ワークショップを設置するようオゾン事務局に求めた決定 XVII/19 をあらためて確認し、

実践対策リストのための文書を締約国が提出したことおよび技術経済評価パネルがワー

クショップの準備を行ったことを高く評価し、

オゾン事務局がワークショップ報告を提出したことを高く評価し、

2006 年のオゾン層破壊科学評価の摘要および回収を促進するための追加対策に関する選択肢を高く評価はするが、詳しい科学的見解によれば、大気中の塩素の量が 1980 年以前の水準に戻るのは 10-15 年遅れることに懸念をもち、

排出値の相違に関する技術経済評価パネルのプロジェクトチームの報告を高く評価し、モントリオール議定書第 5 条第 1 項非適用国は、2030 年までに HCFC の消費量を段階的に削減し、2004 年までに生産を凍結すべきであり、第 5 条第 1 項適用国は、2040 年までに HCFC の消費量を段階的に削減し、2016 年までに生産を凍結すべきであることに留意し、HCFC-22 の生産施設におけるクリーン開発メカニズム(CDM)の影響性を承知し、

ウィーン条約およびモントリオール議定書のオゾン層回復目標を達成するためには更なる作業が必要であることを認め、

1．オゾン層破壊物質の生産量と消費量の現在と将来の傾向を考慮し、HCFC に焦点をあて、モントリオール議定書の第 5 条適用国および第 5 条非適用国における時期、実現の可能性、環境上の利点を考慮に入れて、気候変動政府間パネル/技術経済評価パネルの特別報告に関するオゾン事務局ワークショップの報告に列記された対策を詳しく評価することを技術経済評価パネルに求める。

2．HCFC-22 の生産量および HCFC の代替物質の利用の可能性に対するクリーン開発メカニズムの影響を十分に考慮し、HCFC の現在と将来の需要と供給に関する情報を提供することを技術経済評価パネルに求める。

3．技術経済評価パネルがこれらの組織の下で実施済みの作業（HCFC-22 に関する作業を含む）を活用し、科学評価パネルと協力してオゾン層の回復に対するこれらの調査結果の影響を検討できるようにするために、関係組織―国連気候変動枠組条約事務局、気候変動政府間パネル、京都議定書 CDM 理事会、多数国間基金事務局―と技術経済評価パネルとの間の適切な協議に便宜を図るよう、オゾン事務局に求める。

4．第 19 回締約国会合において最終報告を提出する目的で、検討を求めて公開作業部会の第 27 回会議で上記の第 1 項と第 2 項に記す問題に関する調査結果を報告することを技術経済評価パネルに求める。

決定 XX/8　　ODS に代わる高 GWP 代替物質に関する対話ワークショップ

オゾン層破壊物質からの転換および段階的削減は気候体系の保護に影響を及ぼすことに留意し、

決定 XIX は、環境への影響、特に温暖化への影響を最低限に抑えるために、HFC の代替物質の選別を促進するよう締約国に促すものであることを認識し、

排出量を削減し、HFC の環境への影響を最低限に抑えるために、モントリオール議定書、国連気候変動枠組み条約、京都議定書の間で調整を行う余地があり、モントリオール議定

書締約国と関係機関がこれらの分野で共有しうる豊富な知識を有していることを認識し、

更に、ODS から高 GWP 物質(特に HFC)への転換の環境への影響に関する詳細な情報が必要であることを認識し、

1．パネルの 2005 年 IPCC/TEAP 特別報告の補遺に掲げるデータを更新し、2009 年 5 月 15 日までに、HCFC および HFC の代替物質の状況（代替物質の各種使用パターン、コスト、予想マーケット浸透度に関する説明を含む）に関して報告を行うよう、技術経済評価パネルに求める。

2．ODS の代替物質で、気候変動に関する国際協定の対象となっている化合物に関する現在の規制措置、範囲および情報報告基準を策定する報告書を作成するよう、オゾン事務局に求める。

3．国連気候変動枠組み条約および京都議定書の事務局からしかるべき情報を受け取った上で、特に、HFC の影響の問題に取り組むにあたってモントリオール議定書の専門知識を活用する最善の方法に関する意見の交換に重点を置きつつ、オゾン層破壊物質の代替物質に関する技術面、政策面の問題を討議するために、また、モントリオール議定書に基づく HFC の早期段階的削減のオゾン層と気候変動に対する好影響を最大にするために、オゾン層破壊物質に代わる高 GWP 代替物質に関する締約国間公開対話を招集するようオゾン事務局に求める。この際、評価パネルおよび多数国間基金事務局を参加させ、多数国間基金執行機関、その他関係多国間環境協定事務局および非政府組織を招待する。

4．ワークショップへの参加者に温暖化の専門家を加えることを締約国に対して奨励する。

5．オゾン層破壊物質に代わる高 GWP 代替物質に関する上記の対話は、公開作業部会の第 29 回会議直前に開き、その結果は、国連の公用 6 ヶ国語に翻訳するものとする。

6．オゾン事務局の協力を得て、対話中に行われた討議のサマリー・レポートを作成し、公開作業部会の第 29 回会議において議事録に関する報告を行うよう、ワークショップ共同議長に求める。

7．第 5 条第 1 項適用国の代表 1 名および第 5 条第 1 項非適用国の代表 1 名に対して、ワークショップの共同議長を務めるよう求める。

8．国連気候変動枠組み条約および京都議定書の事務局に本決定を通知するようオゾン事務局に求め、同条約の第 14 回締約国会合で本決定を提出し、ワークショップへの参加を検討するよう求めることをオゾン事務局に対して奨励する。

（2）地球環境ファシリティー(GEF)に関する決議

決定 X/33　　地球環境ファシリティ

経済的過渡期にある国々に地球環境基金審議会から与えられた支援に対して感謝を表明すること。

決定 XI/22　　地球環境ファシリティ

地球環境ファシリティの評議会が過渡期経済国を引き続き支援していることに感謝の意を表明する。

決定 XII/14　　移行期経済国に対する地球環境ファシリティからの引き続きの援助

移行期経済国のオゾン層破壊物質の段階的削減に対する地球環境ファシリティ(GEF)の援助に感謝の意を表明し、すべてのオゾン層破壊物質に関して移行期経済国に今後も引き続き援助することを明確に約束するよう地球環境ファシリティに求める。

決定 XV/49　世界環境ファシリティによる技術・財政支援を求める南アフリカの申請

南アフリカを発展途上国に分類した決定 IX/27 をあらためて確認し、

附属書 E に掲げる規制物質の臭化メチルを、1997 年に第 5 条締約国向けの規制物質に加え、同年に、南アフリカも第 5 条締約国に分類されたことを認識し、

南アフリカについては、第 9 回締約国会合に先立って先進諸国が行った確約を履行するために多数国間基金による財政支援を求める立場にはなかったことに留意し、

また、南アフリカが、モントリオール議定書締約国会合の公開作業部会の第 22 回会議において、附属書 E に掲げる規制物質の段階的削減のために多数国間基金による技術・財政支援を申請することが必要である旨を表明したことに留意し、

更に、公開作業部会の第 22 回会議中に、南アフリカに対して、多数国間基金以外の財源による二国間支援または多国間支援を求めて交渉するよう助言が行われたことに留意し、

世界環境ファシリティに基づく当該支援を受ける資格のあるすべての国々に適用しうる条件および適格性基準にしたがって融資できるよう、例外的に、附属書 E に掲げる規制物質の段階的削減に関する南アフリカからのプロジェクト案を検討するよう、世界環境ファシリティ評議会に対して求める。

決定 XV/50　　世界環境ファシリティによる移行期経済国への継続的支援

移行期経済国におけるオゾン層破壊物質の段階的削減のために世界環境ファシリティが行っている支援ならびにすべてのオゾン層破壊物質に関して移行期経済国に今後も支援を継続する旨の確約について高く評価する。

決定 XV/51　　制度に基づく移行期経済国への支援の強化

1．これまで世界環境ファシリティが移行期経済国に対して行ってきた支援を高く評価する。

2．また、世界環境ファシリティ評議会が、移行期経済国による臭化メチルと HCFCs の段階的削減を支援するために使途に 6000 万ドルを拠出したことを高く評価する。

３．これまでオゾン層破壊物質の段階的削減を進めるために当該支援が成果を上げてきたが、その進展を維持し、締約国会合が自らの報告義務を遵守し続けることができるようにするためには、制度に基づく支援の強化の継続が必要であることに留意する。
４．すべての重点地域を通じて大規模な能力増強活動を展開するために世界環境ファシリティ評議会が現在行っている作業に留意する。
５．モントリオール議定書に基づく自らの義務の履行に難儀している移行期経済国に対して、制度に基づく世界環境ファシリティからの支援の強化を求めるために、実施機関と協力することを検討するよう促す。
６．世界環境ファシリティに対しては、自らの能力増強の基準にしたがってそのような支援申請を前向けに検討するよう求める。

（３）航空機と地球の大気に関する決議

決定Ⅸ/25　　航空及び地球環境に関する特別報告書

１．第 7 回締約国会合の決定Ⅶ/34 により求められた通り、オゾン破壊科学アセスメントは 1998 年 10 月までに用意できるが、同じ決議に基づいて作成される航空および地球環境に関する特別報告書は、1993 年 3 月までには用意出来ない旨の科学評価パネルの共同議長の声明に留意する。
２．航空および地球環境に関する特別報告書の提出日を 1993 年 3 月 31 日とすることを承認する。

決定 XI/18　　航空と地球の大気に関する特別報告

１．航空と地球の大気に関する特別報告の作成にあたって科学評価パネルと気候変動政府間パネルが行った努力に感謝の意を表明する。
２．当該特別報告の作成にあたって気候変動政府間パネルと協力した科学評価パネルに感謝の意を表明する。
３．国際民間航空機関が引き続きモントリオール議定書と協力して問題に取り組む意思を示したことに関して、同機関の評議会議長に感謝の意を表明する。
４．気候変動政府間パネルと協力を続け、航空機からの排出が成層圏のオゾン破壊と気候変動に及ぼす影響に関してモントリオール議定書締約国に随時報告するよう科学評価パネルに勧告する。

（４）他の国際条約とモントリオール議定書の関係に関する決議

決定 XⅢ/29　2002 年持続可能な開発に関する世界サミットに向けての準備の認知

2002 年にヨハネスブルクにおいて開催される持続可能な開発に関する世界サミットに向けて行われている準備をあらためて指摘し、

ウ Eーン条約およびモントリオール議定書の目的の実行が大きく前進していることを認識し、

モントリオール議定書が十分に機能している多国間環境協定の例としてしばしば取り上げられていることを強調し、

1．世界サミットのための包括的な準備のプロセスを進めていることに感謝の意をもって留意する。

2．国際環境機関の全般的な効率を改善するための手段を検討する必要性を認識し、国際的環境管理の枠組の中で国連環境計画（UNEP）が行っている作業を歓迎する。

3．多国間環境協定間のしかるべき協力と相乗効果を、当該協定の締約国の合意にしたがって支援する。

4．2002 年 2 月における UNEP の理事会の第 7 回特別会議により本件に関する勧告が出され、2002 年 9 月のヨハネスブルクのサミットおよび第 3 回世界閣僚環境フォーラムで最終決議が出されることを期待する。

5．本決議に注目するよう UNEP 理事会の会長および世界サミット準備委員会の委員長に対して促すことを UNEP 執行委員会に求める。

決定 XⅣ/8　　オゾン層を破壊する化学物質の分類と表示に関して世界共通システム(GHS)を使用することの検討

The *Fourteenth Meeting of the Parties* decided in *Dec. XIV/8:*

Noting the value that could be attributed to labelling ozone-depleting substances under the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS), such as: providing information with respect to identifying the safe handling of these substances in trade, in the workplace, and in consumer products,

Acknowledging the work of the Economic and Social Council and its subcommittee of experts that are responsible for developing the GHS,

Noting, however, that substances that deplete the ozone layer are not currently included in the GHS;

To request the Ozone Secretariat to contact the Subcommittee of Experts of the Economic and Social Council once the GHS has been adopted by Council in order to clarify whether ozone-depleting substances are included in its programme of work and, if they are not included:

(a) To evaluate the possibilities for and feasibility of including ozone-depleting

substances on its work programme; and

(b) To report to the twenty-third meeting of the Open-ended Working Group of the Parties.

決定XIV/11　　モントリオール議定書と世界貿易機関との関係

１．自らが出席した世界貿易機関の会議および世界貿易機関の事務局とその委員会事務局との主要な接触に関して、モントリオール議定書締約国に報告するよう、オゾン事務局に求める。

２．世界貿易機関の貿易・環境委員会の特別会における交渉の動向を監視し、締約国に報告するようオゾン事務局に求める。

３．更に、モントリオール議定書の貿易規定と多数国間基金の活動に関して世界貿易機関に総合的勧告を行うよう求められた時には、その勧告に先立って、多数国間基金事務局と調整を行い、モントリオール議定書締約国および執行委員会と協議するよう、オゾン事務局に求める。オゾン事務局は、モントリオール議定書の貿易規定の解釈を求められた時には、その勧告に先立って、締約国にその件を付託せねばならない。

決定 XVI/34　　モントリオール議定書の事務局とその他の関係協定、国際組織との間の協力

国連環境計画が、協定事務局間で数年間に渡って非公式の機関対話を奨励してきており、2003 年 2 月に開かれた前回の理事会総会で、現在の機関間の協力の相乗効果を生み出し、協力を改善することを、国連環境計画に対して奨励したことに留意し、

また、更に最近になって、モントリオール議定書、オゾン層保護のためのウィーン条約、国連気候変動枠組み条約、国際取引における特定の危険化学物質と殺虫剤を対象とした事前インフォームドコンセントに関するロッテルダム条約、持続性有機汚染物質および化学物質の国際的管理に対する戦略的取り組みに関するストックホルム条約、国連食糧農業機関、世界貿易機関、世界関税機関の各事務局間の対話など、環境、保健、取引を中心に相乗効果を高めるために、多国間協定間で非公式の対話が行われてきたことに留意し、

モントリオール議定書と他の条約の事務局、国際組織との間の協力を、それぞれの権限の範囲内で強化する必要性に留意し、

１．モントリオール議定書事務局、その他の条約事務局、国際組織の間の協力の強化を歓迎する。

２．事務局に対して、以下のことを求める：

（ａ）財源が許す限り、会議への出席または事実関係情報（会議のスケジュールなど）の交換を通じて、モントリオール議定書関連の問題に関係するその他のしかるべき条約

または組織との協力を強化する機会を模索する。

（b）モントリオール議定書事務局は、同議定書の諸規定の法的解釈を示すことはできないことに常時留意して、事務局が出席した他の条約または組織の会議、関係事務局ともった主要な接触、関係事務局から提供または要求された情報に関して、モントリオール議定書の締約国会合に報告する。

（c）モントリオール議定書締約国に利害関係のあるその他の関係条約、関係組織の動向を監視し、モントリオール議定書の締約国会合に当該動向について報告する。

（d）モントリオール議定書締約国に利害関係のあるその他の関係条約、関係組織と共通の利害のある問題に関する情報の流れを強化する手段について熟慮する。

３．その他関係する条約、国際組織の会議に出席する代表に対して、本決定の性格に関して通告するよう、各国政府に奨励する。

決定XXV/9　小島嶼開発途上国におけるモントリオール議定書の実施

モントリオール議定書の締約国197か国のうち、39か国が国際連合によって小島嶼開発途上国と認定されていることを喚起し、

2012年6月20-22日にリオデジャネイロで開催された国際連合持続可能な開発会議の成果文書「The Future We Want（私たちの望む未来)」において、オゾン層破壊物質の段階的削減を受けて、高地球温暖化係数のハイドロフルオロカーボンの使用及び環境への放出が急速に増加していると認識されたことに留意し 、

決定XIX/6において、締約国がハイドロフルオロカーボンの段階的削減の加速に合意し、環境への影響、特に気候への影響を最小に抑え、健康、安全、経済的なその他の懸念に配慮した代替物質の選択を推進することが奨励されたことを認識し、

国際連合持続可能な開発会議の成果文書において、小島嶼開発途上国はその規模の小ささ、遠隔地にあること、資源の少なさ及び輸出基盤の小ささ、世界的な環境上の課題及び外部からの経済ショックにさらされていることなど、その独特かつ特殊な脆弱性から、持続可能な開発において特殊なケースであり続けると確認されたことに留意し 、

オゾン事務局に対し、2014年9月1-4日に開催される第3回小島嶼開発途上国に関する国際会議の主催者と連携し、モントリオール議定書の実施に関連する課題についての協議を進め、その成果について第34回公開作業部会会合に報告することを要請する。

（5）今後の課題に関する決議

決定 XVIII/36 モントリオール議定書が直面する今後の主要な課題に関する公開対話

１．本決議の補遺に記す議事日程にしたがってモントリオール議定書が直面する今後の主要な課題に関する問題を討議するために、評価パネル、オゾン事務局、多数国間基金事

務局および実施機関も参加して、2 日間の公開対話を催す。これにあたっては、その他の関連の多国間環境協定事務局および非政府組織をオブザーバーとして招待する。

2．公開対話は、公開作業部会の第 27 回会議の直前の 2 日間開催し、国連の公用語 6 ヶ国語で通訳を行う。

3．しかるべきモントリオール議定書の機関と連携し、下記を含む公開対話のためのたたき台となる背景文書を作成し、2007 年 4 月 30 日までにウエッブサイトに掲載するよう事務局に求める：

（a）モントリオール議定書の主要な実績、学んだ教訓、その現状の要約。

（b）段階的削減、段階的導入されたオゾン層破壊物質（原材料を含む）の物質別、締約国のカテゴリー別(第 5 条第 1 項適用国、第 5 条第 1 項非適用国)の量、オゾン層破壊物質の生産量、消費量、たまり分からの排出量の今後の傾向予測。

（c）本決議の第 4 項にしたがって受け取った締約国の提出物集。

（d）公開対話の議事日程に含まれる話題に関する事実関係の簡潔な情報。

（e）多数国間基金に基づき承認、実行されたプロジェクトの下で段階的削減、段階的導入の対象となったオゾン層破壊物質に関するデータ。

（f）オゾン層の現在の状態、将来の予測状態の概要。

4．補遺に記す議事日程にしたがって討議する話題に関する提言を 2007 年 4 月 16 日までに事務局に提出するよう締約国に求める。

5．更に、公開対話の共同議長と協力して、対話中に行われる討議の概要報告を作成するよう事務局に求める。

6．公開対話の共同議長が、公開対話から生まれた主要な問題の要約を作成し、公開作業部会の第 27 回会議で提出する。

7．Khaled Klaly 氏(シリア・アラブ共和国)および Tom Land 氏(アメリカ合衆国)を公開対話の共同議長に選出する。

決定 XVIII/36 の補遺

モントリオール議定書が直面する今後の主要な課題に関する対話の議事日程

(ケニア、ナイロビ)

1 日目

歓迎の辞／序論

著名人のスピーチ

モントリオール議定書の主要な実績の概要(オゾン事務局)

質問／オゾン事務局が提出した概要に関する討議

(昼食)

オゾン層の状態の科学的評価、分析、監視に関する今後の課題

HCFCs の段階的削減にあたっての課題

HCFCs 以外のオゾン層破壊物質の今後の管理、規制および（または）段階的削減に関する主要な今後の政策課題

2 日目

2010 年以降のコンプライアンスの維持、施行の維持、違法取引との戦いに関する諸問題

（昼食）

モントリオール議定書とその他の多国間環境協定／手続きとの協力、調整の改善

2010 年以降の多数国間基金の今後

締約国会議、評価パネル、履行委員会、オゾン事務局に関する諸問題を含むモントリオール議定書に関する管理運営上、制度上の諸問題

要約、結論

第３章　　締約国会合での決議の関連附属書

◇∬１．破壊手続き

（１）承認された破壊プロセス（2011）

（出典：決定 XXIII/12 の附属書）

技術	適用性							
	濃縮源							希釈源
	附属書 A		附属書 B			附属書 C	附属書 E	
	グループ 1	グループ 2	グループ 1	グループ 2	グループ 3	グループ 1	グループ 1	
	主要 CFC	ハロン	その他 CFC	四塩化炭素	メチルクロロフォルム	HCFC	臭化メチル	
破壊・除去効率（DRE）	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	95%
アルゴンプラズマアーク	承認	承認	承認	承認	承認	承認	未決定	
セメントキルン	承認	承認せず	承認	承認	承認	承認	未決定	
H_2 及び CO_2 との化学反応	承認	承認	承認	承認	承認	承認	未決定	
ガス系触媒脱ハロゲン化	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
ガス/蒸気酸化	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
誘導結合高周波プラズマ	承認	承認	承認	承認	承認	承認	未決定	
液体注入燃焼	承認	承認	承認	承認	承認	承認	未決定	
マイクロ波プラズマ	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
自治体固形廃棄物焼却								承認
窒素プラズマアーク	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
多孔加熱炉	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
可動式プラズマアーク	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
加熱分解炉	承認	承認せず	承認	承認	承認	承認	未決定	
ロータリーキルン焼却	承認	承認	承認	承認	承認	承認	未決定	承認
加熱蒸気反応炉	承認	未決定	承認	承認	承認	承認	未決定	
メタンとの熱反応	承認	承認	承認	承認	承認	承認	未決定	

（２）施設の運用基準

（出典：第 15 回締約国会合報告書附属書Ⅲ）

To provide additional guidance to facility operators, in May 1992 the Technical Advisory Committee prepared a “Code of Good Housekeeping” as a brief outline of

measures that should be considered to ensure that environmental releases of ozone-depleting substances (ODS) through all media are minimized. This Code, updated by the Task Force on Destruction Technologies and amended by the Parties at their Fifteenth Meeting, in 2003, is also intended to provide a framework of practices and measures that should normally be adopted at facilities undertaking the destruction of ODS.

Not all measures will be appropriate to all situations and circumstances and, as with any code, nothing specified should be regarded as a barrier to the adoption of better or more effective measures if these can be identified. .

Pre-delivery

This refers to measures that may be appropriate prior to any delivery of ODS to a facility.

The facility operator should generate written guidelines on ODS packaging and containment criteria, together with labelling and transportation requirements. These guidelines should be provided to all suppliers and senders of ODS prior to agreement to accept such substances.

The facility operator should seek to visit and inspect the proposed sender's stocks and arrangements prior to movement of the first consignment. This is to ensure awareness on the part of the sender of proper practices and compliance with standards.

Arrival at the facility

This refers to measures that should be taken at the time ODS are received at the facility gate.

These include an immediate check of documentation prior to admittance to the facility site, coupled with a preliminary inspection of the general condition of the consignment.

Where necessary, special or "fast-track" processing and repackaging facilities may be needed to mitigate risk of leakage or loss of ODS. Arrangements should exist to measure the gross weight of the consignment at the time of delivery.

Unloading from delivery vehicle

This refers to measures to be taken at the facility in connection with the unloading of ODS.

It is generally assumed that ODS will normally be delivered in some form of

container, drum or other vessel that is removed from the delivery vehicle in total. Such containers may be returnable.
All unloading activities should be carried out in properly designated areas, to which restricted access of personnel applies.
Areas should be free of extraneous activities likely to lead to, or increase the risk of, collision, accidental dropping, spillage, etc.
Materials should be placed in designated quarantine areas for subsequent detailed checking and evaluation.

Testing and verification

This refers to the arrangements made for detailed checking of the ODS consignments prior to destruction.
Detailed checking of delivery documentation should be carried out, along with a complete inventory, to establish that delivery is as advised and appears to comply with expectations.
Detailed checks of containers should be made both in respect of accuracy of identification labels, etc, and of physical condition and integrity. Arrangements must be in place to permit repackaging or "fast-track" processing of any items identified as defective.
Sampling and analysis of representative quantities of ODS consignments should be carried out to verify material type and characteristics. All sampling and analysis should be conducted using approved procedures and techniques.

Storage and stock control

This refers to matters concerning the storage and stock control of ODS.
ODS materials should be stored in specially designated areas, subject to the regulations of the relevant local authorities. Arrangements should be put in place as soon as possible to minimize, to the extent practicable, stock emissions prior to destruction.
Locations of stock items should be identified through a system of control that should also provide a continuous update of quantities and locations as stock is destroyed and new stock delivered.
In regard to storage vessels for concentrated sources of ODS, these arrangements should include a system for regular monitoring and leak detection, as well as arrangements to permit repackaging of leaking stock as soon as possible.

Measuring quantities destroyed

It is important to be aware of the quantities of ODS processed through the destruction equipment. Where possible, flow meters or continuously recording weighing equipment for individual containers should be employed. As a minimum, containers should be weighed "full" and "empty" to establish quantities by difference.
Residual quantities of ODS in containers that can be sealed and are intended to be returned for further use, may be allowed. Otherwise, containers should be purged of residues or destroyed as part of the process.

Facility design

This refers to basic features and requirements of plant, equipment and services deployed in the facility.
In general, any destruction facility should be properly designed and constructed in accordance with the best standards of engineering and technology and with particular regard to the need to minimize, if not eliminate, fugitive losses.
Particular care should be taken when designing plants to deal with dilute sources such as foams. These may be contained in refrigeration cabinets or may be part of more general demolition waste. The area in which foam is first separated from other substrates should be fully enclosed wherever possible and any significant emissions captured at that stage.
Pumps: Magnetic drive, sealers or double mechanical seal pumps should be installed to eliminate environmental releases resulting from seal leakage.
Valves: Valves with reduced leakage potential should be used. These include quarter-turn valves or valves with extended packing glands.
Tank vents (including loading vents): Filling and breathing discharges from tanks and vessels should be recovered or vented to a destruction process.
Piping joints: Screwed connections should not be used and the number of flanged joints should be kept to the minimum that is consistent with safety and the ability to dismantle for maintenance and repair.
Drainage systems: Areas of the facility where ODS are stored or handled should be provided with sloped concrete paving and a properly designed collection system. Water that is collected should, if contaminated, be treated prior to authorized discharge.

Maintenance

In general, all maintenance work should be performed according to properly planned programmes and should be executed within the framework of a permit

system to ensure proper consideration of all aspects of the work.
ODS should be purged from all vessels, mechanical units and pipework prior to the opening of these items to the atmosphere. The contaminated purge should be routed to the destruction process or treated to recover the ODS.
All flanges, seals, gaskets and other sources of minor losses should be checked routinely to identify developing problems before containment is lost. Leaks should be repaired as soon as possible.
Consumable or short-life items, such as flexible hoses and couplings, must be monitored closely and replaced at a frequency that renders the risk of rupture negligible.

Quality control and quality assurance

All sampling and analytical work connected with ODS, the process and the monitoring of its overall performance should be subject to quality assessment and quality control measures in line with current recognized practices. This should include at least occasional independent verification and confirmation of data produced by the facility operators.
Consideration should also be given to the adoption of quality management systems and environment quality practices covering the entire facility.

Training

All personnel concerned with the operation of the facility (with "operation" being interpreted in its widest sense) should have training appropriate to their task.
Of particular relevance to the ODS destruction objectives is training in the consequences of unnecessary losses and in the use, handling and maintenance of all equipment in the facility.
All training should be carried out by suitably qualified and experienced personnel and the details of such training should be maintained in written records. Refresher training should be conducted at appropriate intervals.

Code of transportation

In the interest of protecting the stratospheric ozone layer, it is essential that used ODS and products containing ODS are collected and moved efficiently to facilities practising approved destruction technologies. For transportation purposes, used ODS should receive the same hazard classification as the original substances or products. In practice, this may introduce restrictions on hazardous waste shipment under the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous

Wastes and their Disposal and this should be consulted separately. In the absence of such specific restrictions, the following proposed code of transportation for ODS from customer to destruction facilities is provided as a guide to help minimize damage caused to the ozone layer as a result of ODS transfers. Additional guidance is contained in the United Nations Transport of Dangerous Goods Model Regulations.
It is important to supervise and control all shipments of used ODS and products containing ODS according to national and international requirements to protect the environment and human health. To ensure that ODS and products containing ODS do not constitute an unnecessary risk, they must be properly packaged and labelled. Instructions to be followed in the event of danger or accident must accompany each shipment to protect human beings and the environment from any danger that might arise during the operation.

Notification of the following information should be provided at any intermediate stage of the shipment from the place of dispatch until its final destination. When making notification, the notifier should supply the information requested on the consignment note, with particular regard to:

(a) The source and composition of the ODS and products containing ODS, including the customer's identity;
(b) Arrangements for routing and for insurance against damage to third parties;
(c) Measures to be taken to ensure safe transport and, in particular, compliance by the carrier with the conditions laid down for transport by the States concerned;
(d) The identity of the consignee, who should possess an authorized centre with adequate technical capacity for the destruction;
(e) The existence of a contractual agreement with the consignee concerning the destruction of ODS and products containing ODS.

This code of transportation does not necessarily apply to the disposal of ODS-containing rigid insulation foams. The most appropriate way to dispose of such products may be by direct incineration in municipal waste incinerators or rotary kiln incinerators.

Monitoring

The objectives of monitoring should be to provide assurance that input materials are being destroyed with an acceptable efficiency generally consistent with the destruction and removal efficiency (DRE) recommendations listed in annex II to the present report and that the substances resulting from destruction yield

environmentally acceptable emission levels consistent with, or better than, those required under national standards or other international protocols or treaties.
As there are as yet no International Organization for Standardization (ISO) standards applicable for the sampling and analysis of ODS or the majority of the other pollutants listed in annex IV to the present report, where national standards exist they should be employed. Further, where national standards exist they may be used in lieu of ISO standards provided that they have been the subject of a verification or validation process addressing their accuracy and representativeness.
As ISO develops international standards for pollutants listed in annex IV to the present report, the technical bodies charged with developing such standards should take note of the existing national standards including those identified in appendix F to the report of the Technology and Economic Assessment Panel (TEAP) of April 2002 (volume 3, report of the Task Force on Destruction Technologies) and strive to ensure consistency between any new ISO standards and the existing standard test methods, provided that there is no finding that those existing methods are inaccurate or unrepresentative.
Where national standards do not exist, the Technical Advisory Committee recommends adoption of the following guidelines for monitoring of destruction processes operating using an approved technology.
Recognizing that the Unites States of America Environmental Protection Agency (EPA) methods have been the subject of verification procedures to ensure that they are reasonably accurate and representative, that they cover all of the pollutants of interest (although not all ODS compounds have been the specific subject of verification activities), that they provide a comprehensive level of detail that should lead to replicability of the methods by trained personnel in other jurisdictions and that they are readily available for reference and downloading from the Internet without the payment of a fee, applicable EPA methods as described in appendix F to the 2002 report of TEAP may be employed.
In the interest of ensuring a common international basis of comparison for those pollutants or parameters where ISO standards exist (currently particulates, carbon monoxide, carbon dioxide and oxygen), use of those standards is encouraged and jurisdictions are encouraged to adopt them as national standards or acceptable alternatives to existing national standards.
The use of EPA or other national standards described in appendix F is also considered acceptable, however. The precedence given to the EPA methods in the present code is based on the relative comprehensiveness of the

methods available (both in scope and content), and the relative ease of access to those methods.

Measurement of ODS

Operators of destruction facilities should take all necessary precautions concerning the storage and inventory control of ODS-containing material received for destruction. Prior to feeding the ODS to the approved destruction process, the following procedures are recommended:

(a)The mass of the ODS-containing material should be determined, where practicable;

(b) Representative samples should be taken, where appropriate, to verify that the concentration of ODS matches the description given on the delivery documentation;

(c) Samples should be analysed by an approved method. If no approved methods are available, the adoption of United States EPA methods 5030 and 8240 is recommended;

(d) All records from these mass and ODS-concentration measurements should be documented and kept in accordance with ISO 9000 or equivalent.

Control systems

Operators should ensure that destruction processes are operated efficiently to ensure complete destruction of ODS to the extent that it is technically feasible for the approved process. This will normally include the use of appropriate measurement devices and sampling techniques to monitor the operating parameters, burn conditions and mass concentrations of the pollutants that are generated by the process.

Gaseous emissions from the process need to be monitored and analysed using appropriate instrumentation. This should be supplemented by regular spot checks using manual stack-sampling methods. Other environmental releases, such as liquid effluents and solid residues, require laboratory analysis on a regular basis. The continuous monitoring recommended for ongoing process control, including off-gas cleaning systems, is as follows:

(a) Measurement of appropriate reaction and process temperatures;

(b) Measurement of flue gas temperatures before and after the gas cleaning system;

(c) Measurement of flue gas concentrations for oxygen and carbon monoxide.

Any additional continuous monitoring requirements are subject to the national

regulatory authority that has jurisdiction. The performance of online monitors and instrumentation systems must be periodically checked and validated. When measuring detection limits, error values at the 95 per cent confidence level should not exceed 20 per cent.

Approved processes must be equipped with automatic cut-off control systems on the ODS feed system, or be able to go into standby mode whenever:

(a) The temperature in the reaction chamber falls below the minimum temperature required to achieve

(b) Other minimum destruction conditions stated in the performance specifications cannot be maintained.

Performance measurements

The approval of technologies recommended by TEAP is based on the destruction capability of the technology in question. It is recognized that the parameters may fluctuate during day-to-day operation from this generic capability. In practice, however, it is not possible to measure against performance criteria on a daily basis. This is particularly the case for situations where ODS only represents a small fraction of the substances being destroyed, thereby requiring specialist equipment to achieve detection of the very low concentrations present in the stack gas. It is therefore not uncommon for validation processes to take place annually at a given facility.

With this in mind, TEAP is aware that the measured performance of a facility may not always meet the criteria established for the technology. Nonetheless, TEAP sees no justification for reducing the minimum recommendations for a given technology. Regulators, however, may need to take these practical variations into account when setting minimum standards.

The ODS destruction and removal efficiency1 for a facility operating an approved technology should be validated at least once every three years. The validation process should also include an assessment of other relevant stack gas concentrations identified in annex II to decision XV/[…] and a comparison with maximum levels stipulated in relevant national standards or international protocols/treaties.

Determination of the ODS destruction and removal efficiency and other relevant substances identified in annex IV to the present report should also be followed when commissioning a new or rebuilt facility or when any other significant change is made to the destruction procedures in a facility to ensure that all facility characteristics are completely documented and assessed against the approved technology criteria.

Tests shall be done with known feed rates of a given ODS compound or with well-known ODS mixtures. In cases where a destruction process incinerates halogen-containing wastes together with ODS, the total halogen load should be calculated and controlled. The number and duration of test runs should be carefully selected to reflect the characteristics of the technology.

In summary, the destruction and removal efficiency recommended for concentrated sources means that less than 0.1 gram of total ODS should normally enter the environment from stack-gas emissions when 1,000 grams of ODS are fed into the process. A detailed analysis of stack test results should be made available to verify emissions of halogen acids and polychlorinated dibenzodioxin and dibenzofuran (PCDD/PCDF). In addition, a site-specific test protocol should be prepared and made available for inspection by the appropriate regulatory authorities. The sampling protocol shall report the following data from each test:

(a) ODS feed rate;
(b) Total halogen load in the waste stream;
(c) Residence time for ODS in the reaction zone;
(d) Oxygen content in flue gas;
(e) Gas temperature in the reaction zone;
(f) Flue gas and effluent flow rate;
(g) Carbon monoxide in flue gas;
(h) ODS content in flue gas;
(i) Effluent volumes and quantities of solid residues discharged;
(j) ODS concentrations in the effluent and solid residues;
(k) Concentration of PCDD/PCDF, particulates, HCl, HF and HBr in the flue gases;
(l) Concentration of PCDD/PCDF in effluent and solids.

（３）破壊技術使用時に監視し公表する物質

（出典：第15回締約国会合報告書附属書Ⅳ）

物　質	単　位
PCDDs/PCDFs	ng-ITEQ*/Nm^3**
HCl/Cl_2	mg/Nm^3
HF	mg/Nm^3
HBr/Br_2	mg/Nm^3
Particulates (TSP***)	mg/Nm^3
CO	mg/Nm^3

* ITEQ – international toxic equivalency.

** Normal cubic metre.

*** TSP – total suspended particles.

◇∬２．エッセンシャルユース申請

（１） 締約国会合で承認されたエッセンシャルユース申請

＜表；省略＞

（２）実験及び分析用途での適用除外が適用される条件

（出典：第６回締約国会合報告書附属書Ⅱ）

実験および分析用途の免除に適用する条件

１．実験用途は、機器の校正、抽出溶剤、希釈剤、もしくは化学分析のためのキャリアとしての使用、生化学研究、化学反応のための不活性溶剤、キャリアもしくは研究用化学物質およびその他の重要な分析および実験の用途を含むものとして、現在確認されている。実験および分析用途のための生産は、これらの実験および分析用化学物質が、以下の純度で規制物質のみを含むという条件で許可される。

四塩化炭素(試薬グレード)	99.5 %
1,1,1-トリクロロエタン	99.0
CFC-11	99.5
CFC-13	99.5
CFC-12	99.5
CFC-113	99.5
CFC-114	99.5
その他(沸点 ＞20℃)	99.5
その他(沸点 ＜20℃)	99.0

２．これらの純粋な規制物質は、実験および分析用途では通例であるように、モントリオール議定書により規制されないその他の化学物質と、製造者、商社、もしくは代理店により、その後混合されることが出来る。

３．これらの純度の高い物質および規制物質を含む混合物は、オゾン層を破壊する物質であり、実験用途および分析の目的に限定され、使用済みのもしくは余剰の物質はもし実用的であれば、回収しリサイクルされるべきであることを明瞭に明示し、3 リットル以下の再密閉が可能な容器もしくは高圧シリンダー、もしくは 10 ミリリットル以下のガラスサンプルでのみ供給されるものとする。

４．締約国は、製造された各規制物質について、純度、数量、用途、特定の試験基準、もしくはその用途を求める手続き、および各用途においてその使用を廃止するための努力の状況を毎年報告するものとする。締約国は同時に、規制物質の使用を求める公表された解説書、基準、規格、および規則を提出するものとする。

（３）実験用途の分類と例

(出典 : 第 7 回締約国会合報告書附属書Ⅳ、その後決定Ⅶ/11 で追加しＸＩ/15 で削除)

実験用途の分類及び例(本リストは網羅的なものではない)

１．研究・開発(例えば、薬品、農薬、CFC 及び HCFC の代替品)

1.1 反応溶剤または反応原料(例えば、ディールス・アルダー反応、フリーデル・クラフツ反応、RuO_3 酸化、allelic side bromination 等)

２．分析用途及び規制される用途(品質管理を含む)

2.1 基準

＊化学物質(ODS モニタリング、揮発性有機化合物(VOC)検出、機器の較正)

＊毒物

＊製品(接着ボンドの強度、呼吸用フィルターの試験)

2.2 抽出

＊農薬及び重金属の検出(例えば、食品中の)

＊オイルミストの分析

＊染料及び食品添加物の検出

＊水及び土壌中のオイルの検出

2.3 希釈剤

＊植物及び食品中の亜鉛、銅、カドミウムの検出

＊分子量または酸素の測定のための微量化学的方法

＊薬物の純度測定及び残留物の測定

＊研究設備の消毒

2.4 キャリヤー(不活性)

＊法医学的方法(例えば、指紋識別)

＊滴定(卵のコレステロール、薬品の化学的特性、油脂及び化学品の“沃素価”)

＊分析機器(分光学(赤外、紫外、核磁気共鳴、蛍光)、クロマトグラフィー(高速液体クロマトグラフィー、ガス・クロマトグラフィー、薄層クロマトグラフィー)

2.5 トレーサー

＊衛生工学

2.6　その他(試薬も含む)

＊試験用物質の成分(例えば、アスファルト、金属疲労及び破壊)

＊分離用媒体(例えば、貯蔵食品からの汚物、昆虫の排泄物などの外来性物質の分離)

３．その他(生化学を含む)

3.1　研究方法の開発

3.2　溶剤を使用する試料の調製

3.3　伝熱媒体

（4）実験・分析用途以外のエッセンシャルユースの報告様式

（出典：第 8 回締約国会合報告書附属書Ⅳ）

A	B	C	D	E		F (D＋E)	G (C－F)	H[1]	I (H＋F)	J	K	L	M[2] （I - J - L）
エッセンシャルユースの年度	オゾン層破壊物質	エッセンシャルユースの年度に免除された金額[3]	生産によって得られた金額	輸入によって得られたエッセンシャルユースのための金額と生産国		エッセンシャルユースのために得られた総額	承認は得られているが、獲得されていない	年度始めの手持ち分	今年度のユースに利用できる量	エッセンシャルユースを必要とする	輸出品に含まれた量	破壊された量	年度末の手持ち分
				金額	国								

トン単位で表された数量

1．各国政府は、1996 年 1 月 1 日時点の手持ち分を概算することはできないかもしれないが、その後のエッセンシャルユースのために生産されたオゾン層破壊物質の存在を調査することはできる。(コラム M)

2．「手始めの手持ち分」として翌年に持ち越された。

3．ある特定の年度のエッセンシャルユースは、1 年度以上に渡る決定によって承認された量の合計であることに注意。

◇∬３．評価パネル

（１）パネルの付託事項

（出典：第１回締約国会合報告書附属書VI）

Ⅰ．科学評価パネル

1. The Panel for Scientific Assessment shall be responsible for undertaking the review of the scientificknowledge in a timely manner as dictated by the needs of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer.
2. The currently available new scientific knowledge acquired since the adoption of the Montreal Protocol shall be compiled into a report which shall be ready for submission to the Integration Working Group of the Parties ten months prior to the second meeting of the Parties to the Protocol, at which the assessment of the control measures will be undertaken.
3. The report shall be consolidated with three other review reports on environmental, economic and technical knowledge. The Integration Working Group of the Parties will be responsible for consolidating the four reports and preparing recommendations to the Parties on the assessment of the control measures specified in the Montreal Protocol. The Secretariat will formally transmit the consolidated report to the Parties at least eight months before the second meeting of the Parties to the Protocol.
4. The report shall consist of four chapters as follows:

   Chapter 1 – Introduction
   Chapter 2 – Polar ozone
   Chapter 3 – Global trends
   Chapter 4 – Model prediction

   Each chapter will be 50-100 pages in length with a 5-page summary of the chapter. The report will have a 10-page executive summary which will be written in a style understandable and useful to policy makers.
5. The Panel shall consist of selected experts who are qualified in the field of atmospheric science and internationally recognized as such. The experts who are best qualified in the subject-matter of the various chapters shall be selected ensuring the widest possible geographical balance of representation.
6. The Panel shall be organized in the following way:

   (a) The Executive Committee of the Chairmen;
   (b) The Chapter Chairmen;
   (c) The Contributing Authors.

7. The *Executive Committee of the Chairmen* shall select the experts to participate in the Panel, ensure coordination of the Chapter Chairmen, convene necessary meetings of the Panel and prepare the executive summary of the report.
8. The *Chapter Chairmen* shall ensure effective co-ordination among the Contributing Authors as well as ensuring co-ordination with the other review panels. They shall compile and prepare the summary of their respective chapters.
9. The *Contributing Authors* shall, as directed by the Chapter Chairmen, prepare and submit a brief report on current knowledge of their topic.

Ⅱ. 環境影響評価パネル

1. The Panel for Environmental Assessment shall be responsible for undertaking the review of the knowledge concerning the environmental effects of the ozone depletion in a timely manner as dictated by the needs of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer.
2. The currently available new environmental knowledge acquired since the adoption of the Montreal Protocol shall be compiled into a report which shall be ready for submission to the Integration Working Group of the Parties ten months prior to the second meeting of the Parties to the Protocol, at which the assessment of the control measures will be undertaken.
3. The report shall be consolidated with three other review reports on scientific, economic and technical knowledge. The Integration Working Group of the Parties will be responsible for consolidating the four reports and preparing recommendations to the Parties on the assessment of the control measures specified in the Montreal Protocol. The Secretariat will formally transmit the consolidated report to the Parties at least eight months before the second meeting of the Parties to the Protocol.
4. The report shall consist of seven chapters as follows:

   Chapter 1 – Introduction
   Chapter 2 – Solar interactions
   Chapter 3 – Human health
   Chapter 4 – Terrestrial plants
   Chapter 5 – Aquatic ecosystems
   Chapter 6 – Tropospheric air quality
   Chapter 7 – Materials damage

   Each chapter will be 5-25 pages in length and consist of the following:

   – Summary

– Introduction or background
– State of science
– Assessment of results
– Research needs
– References

The report shall have an executive summary of approximately 10 pages written in a style understandable and useful to policy makers.

5. The Panel shall consist of selected experts who are qualified in the fields related to the environmental effects of ozone depletion and internationally recognized as such. The experts who are best qualified in the subject-matter of the various chapters shall be selected ensuring the widest possible geographical balance of representation.
6. The Panel shall be organized in the following way:
   (a) The Chairman;
   (b) The Chapter Chairmen;
   (c) The Contributing Authors;
   (d) The Reviewers.
7. The *Chairman* shall ensure co-ordination of the Chapter Chairmen, convene necessary meetings of the Panel, prepare the executive summary of the report with the Chapter Chairmen, and select the experts to participate in the Panel.
8. The *Chapter Chairmen* shall ensure effective co-ordination among the Contributing Authors as well as ensuring co-ordination with the other review panels. The Chapter Chairmen shall compile and lead the preparation of the summary of their respective chapters. The Chapter Chairmen shall also assist the Chairman in the preparation of the executive summary of the report.
9. The *Contributing Authors* shall, as directed by the Chapter Chairmen, prepare and submit a brief report of the current knowledge of their topic. The Contributing Authors shall also assist the Chapter Chairmen in the preparation of the chapter summary.
10. The *Reviewers* shall review the draft report and make necessary comments before the final submission of the report to the Integration Working Group of the Parties.

Terms of reference of the Technology and Economic Assessment Panel

（２）技術経済評価パネルの付託事項

（出典：第８回締約国会合報告書附属書Ｖ）

技術経済評価パネル(TEAP)の付託事項

締約国は、技術経済評価パネル(TEAP)に対し技術の実行性及び削減の進行状況について、最新情報をまとめることを要請した。

１．作業の範囲

TEAP の任務は、締約国会合で時々に要請されたものに加えて、モントリオール議定書の第 6 条に規定されるものである。TEAP は、技術情報を分析し提出する。TEAP は、政策的な問題を評価せず、政策を勧告しない。TEAP は、政策に関連する技術的および経済的な情報を提出する。さらに TEAP は、国家的な計画、政策もしくは規制の是非もしくは成功を判断しない。

２．技術経済評価パネル(TEAP)、技術分科会(TOC)及び暫定的補助機関(TSB)の組織

2.1 規模及びバランス

TEAP のメンバーの規模は、効果的に機能させるために約 18～22 名にすべきである。それは、TEAP の共同議長、全ての TOC の共同議長及び TEAP 共同議長もしくは TOC 共同議長によってカバーされない特定の専門知識もしくは物理的バランスから 4～6 名のシニアエキスパートから構成されるべきである。各 TOC は、2 名もしくは、もし適当ならば 3 名の共同議長を置くべきである。TOC 共同議長の地位は、シニアエキスパートの場合と同様に、地理的および専門知識のバランスを促進させるよう充当しなければならない。全体のゴールは、TEAP 及び TOC 中に第 5(1)条適用締約国から約 50%の代表を得ることである。

2.2 推薦

TEAP 及び TOC のメンバーの推薦は、個々の締約国により、彼らの関連政府組織を通じて事務局へなされる。かかる推薦は、検討のために TEAP へ送られ、TEAP の推薦の場合には、勧告を受けるために締約国会合に送られる。TEAP により行われた推薦は、任命のための勧告が行われる前に関連締約国に通知される。

2.3　TEAP メンバーの推薦

評価パネルの構成についての定期的なレビューのため、締約国会合は、締約国による再認を条件として、締約国により決定される期間の TEAP メンバーを任命する。TEAP メンバーの任命もしくは是認にあたって、締約国は合理的な入れ替えと継続を保証する。

2.4 TOC の共同議長

TOC の共同議長は、通常他の TOC の共同議長を務めるべきではない。

2.5 TOC メンバーの任命

各 TOC は、約 20～35 名で構成すべきである。TOC のメンバーは、TOC の共同議長が TEAP と相談して任命する。

2.6 任命の終了

TEAP／TOC の共同議長は、三分の二以上の多数決の投票によりメンバーを罷免することができる。罷免されたメンバーは、その関連するパネル、委員会もしくは TSB の投票を要請する権利を有し、その機関のメンバーの三分の一により支持される場合は復職する。免職された TEAP メンバーは、事務局を通じ次の締約国会合にアピールする権利を有する。免職された TOC メンバーは、TEAP にアピールすることができ、三分の二の多数決の投票によって本問題を決定することができ、次の締約国会合にアピールすることができる。

2.7 交替

もし TOC 共同議長／シニアエキスパートが退任するか、職務を果たすことができない場合は、TEAP は、その作業を完成させるために必要ならば、推薦した締約国と相談した上、次の締約国会合までの間、その機関の中から交替を暫定的に任命することができる。締約国会合における新しいメンバーの任命のために、第 2.2 項に記載される手続きが守られるべきである。

2.8 補助機関

暫定的補助機関(TBS)は、限られた期間に特定の問題を報告するために、TEAP／TOC によって任命することができる。TEAP／TOC は、締約国によるレビューを条件として、技術専門家のかかる暫定的補助機関を任命し、必要でなくなった場合に解散することができる。行動規範(Code of Conduct)は、彼らの義務の履行における利害関係の対立を避けるため、TBS メンバーにより守らなければならない。現在の TOC により処理が出来ず、重要かつ継続した性質の問題であれば、TEAP は、新しい TOC を締約国により設立することを要請できる。

2.9 推薦のガイドライン

TEAP／TOC は、締約国により専門家が推薦されるためのガイドラインを作成する。TEAP／TOC は、締約国による適切な推薦の提案を容易にするために、入手できる専門知識のマトリックスおよび TEAP／TOC における専門知識のギャップを公表する。

３．TEAP／TOC／TSB の機能

3.1 言語

TEAP／TOC／TSB の会合は英語で開催され、報告書及びその他の文書は英語でのみ作成される。

3.2 会合の予定

TEAP／TOC／TSB の会合の場所及び時期は、共同議長により決定される。

3.3 手続きの規則

TEAP／TOC／TSB の会合の運営は、もし別に締約国会合により承認された TEAP／TOC／TSB のための付託事項に記されていなければ、モントリオール議定書の手続きの規則に従う。

3.4 オブザーバー

オブザーバーは、TEAP、TOC もしくは TSB の会合において認められない。ただし、誰でも事前に通知して TEAP／TOC に情報を提出することができ、TEAP／TOC がそれを必要と認めた場合には、個人的に意見を述べることができる。

3.5 メンバーによる機能

TEAP／TOC／TSB のメンバーは、彼らの推薦の源にかかわりなく専門家として個人的な立場で役割を果たし、政府、産業界、NGO あるいはその他の組織から、どんな指示も受けず、組織の代表としての役割も果たさない。

４．TEAP／TOC／TSB の報告書

4.1 手続き

TEAP／TOC／TSB は、コンセンサスをもって進められる。報告書は、どのような少数派の見解も適切に反映しなければならない。

4.2 利用

TEAP／TOC／TSB により検討される資料及びドラフトの利用は、TEAP／TOC のメンバーもしくは TEAP／TOC／TSB により選定されたもののみが可能である。

4.3 TEAP によるレビュー

TOC 及び TEAP の最終報告書は、TEAP によりレビューされ、TEAP による修正無しに(関連の TOC もしくは TSB の共同議長に同意された編集上もしくは事実に関する訂正以外の)、TEAP により締約国会合に、TEAP が提供を希望するコメントと共に送付される。報告書中の事実に関する誤りは、支持する証拠資料を TEAP もしくは TOC より受理して、出版後正誤表により訂正することができる。

4.4 公共のコメント

公共のメンバーは、TOC 及び TSB の共同議長に対し、彼らの報告書に関してコメントを行うことができ、彼らは可能な限り速やかに対応しなければならない。もし何も対応がない場合には、これらのコメントは、TEAP による検討のために TEAP 共同議長に送付され得る。

５．技術経済評価パネルのメンバーによる行動規範

<u>行動規範</u>

TEAP、TOC 及び TSB のメンバーは、締約国により重要な責任を引き受けるよう求められている。かくして、高い行動基準がメンバーに対して、彼らの義務を履行するために期待される。メンバーを支援するために、以下のガイドラインが行動規範として展開された。

（１）この行動規範は、TEAP、TOC 及び TSB のメンバーを、彼らの参画による利害関係の対立(conflict of interest)から守ることを意図している。これらのガイドラインに詳しく述べられている手段の遵守は、TEAP、TOC 及び TSB のメンバーとし

て努めるための条件である。

（２）本規範は、経験があり有能な人物が以下の事項により、TEAP、TOC 及び／あるいは TSB のメンバーであることを受け入れ易くし、この職務の誠実さに対して公共の信頼(public confidence)を強めるものである。

＊メンバーとして努める間及びその後における、利害関係の対立に関する明確な行動規定を確立することにより。

＊メンバーの個人的利害関係(private interest)と公共の義務(public duties)の間に発生する対立の可能性を最小限に抑えることにより、また発生した場合に公共の利害関係においてかかる対立に解決を与えることにより。

（３）メンバーは、彼らの義務を果たしながら

＊TEAP、TOC 及び TSB の誠実性と客観性(objectivity)及び不偏性(impartiality)に対する公共の信頼と期待(trust)が維持され、高められるように、メンバーは公的な義務を果たし、私的な業務を処理せねばならない。

＊ただ国の法律の範囲内で行動するだけでは、十分に果たせない最も注意深い公共の監視(closest public scrutiny)と義務(obligation)を負う態度で行動する。

＊過程の中で最善の利害関係を得るよう誠意をもって行動する。

＊公平に慎重を期す人(reasonably prudent person)なら類似した環境で果たすであろう配慮(care)、勤勉(diligence)及び手腕(skill)を果たす。

＊TEAP、TOC もしくは TSB に関して公に、誰に対してもどのような利害関係にも、優先的な扱いをとらない。

＊TEAP、TOC もしくは TSB と関係ある、もしくは関係あると思われる人物、グループもしくは組織から著しいギフト、もてなし、あるいはその他の利益を請求もしくは受領しない。

＊経済的利益の譲渡について、その譲渡がメンバーのやむを得ない契約もしくは財産権によるものでなければ、偶然のギフト、習慣的なもてなし、あるいはその他のわずかの価値の利益を除いて、経済的利益の譲渡を受領しない。

＊TEAP、TOC もしくは TSB と関係のある他の団体もしくは人物を支援するために、その行動が人物もしくはグループに優先的な扱いをもたらすような、メンバーとしての役割から外れてはいけない。

＊TEAP、TOC もしくは TSB のメンバーとして、彼らの義務及び責任を果たす間に得られ、かつ一般的に公共の場で入手できない情報を故意に利用したり、その情報から利益を得たりしない。

＊TEAP、TOC もしくは TSB のメンバーとしての彼らの任期が終わった後に、以前の職務を不当に利用するような行動をとらない。

（４）TEAP、TOC もしくは TSB のメンバーが優先的な扱いを受ける可能性もしくは状況を避けるためにメンバーは、彼ら自身もしくは第三者のために優先的な扱いを求めたり、TEAP、TOC もしくは TSB に関係する第三者への報酬を受ける仲介を

行ってはならない。

（５）TEAP、TOC もしくは TSB のメンバーは、彼らの義務及び責任を客観的に果たすための彼らの能力に疑いを差し挟むと思われる、オゾン層破壊物質、それらの代替品、及びオゾン層破壊物質と代替品を含有する製品の製造に関する事業もしくは財産的利害関係を含む諸活動があれば発表する。TEAP、TOC もしくは TSB のメンバーは、この様な活動を毎年発表しなければならない。彼らはまた、TEAP、TOC もしくは TSB に彼らが参画するために、商業的活動に係わる企業から得た資金を発表しなければならない。

（６）TEAP は、本行動規範を解釈する責任を有し、TEAP、TOC もしくは TSB のメンバーは、本行動規範の適用に責任を有する。

◇∬４．臭化メチルのクリティカルユース申請

（１）締約国会合で承認されたクリティカルユース申請

(a) 第 1 回臨時締約国会合
(b) 第 16 回締約国会合
(c) 第 2 回臨時締約国会合
(d) 第 17 回締約国会合

（２）臭化メチルのクリティカルユース用途の年間報告要件

(出典:第１回臨時締約国会合報告書附属書Ｉ)

A. Introduction

The format proposed here would apply to annual reporting by Parties that have obtained a critical-use exemption for a particular application. It is not intended to replace the format for requesting a critical-use exemption for a particular application for the first time.

It should be noted that, in addition to a reporting format for holders of multiple-year exemptions, Australia proposes that this format would also be used by holders of single-year exemptions to reapply for a subsequent year's exemption (for example, nominees approved for single-year exemptions for 2005 seeking further exemptions for 2006).

In addition, Australia notes that it may be useful for the following format to be prefaced by cover pages similar to those detailed in the 2003 critical use handbook, which summarize the critical-use nomination and provide the contact

details of the nominating Party.

From 2005 onwards, Parties' experience in the submission and assessment of reporting on critical-use exemptions may reveal improvements that could usefully be made to the reporting parameters outlined in the present document. Acknowledging this potential, and to ensure continuous improvement of the exemption reporting process, it is noted that Parties will have the opportunity to review the annual reporting parameters at a future date to ensure that they continue:

(a) To meet their expectations regarding the provision of transparent and adequate data on exemption holders' progress in achieving transition;

(b) To provide a streamlined format that does not compromise the level of data required for scrutiny by the Parties, but also does not place an unnecessarily onerous burden on nominating Parties.

Table 1: Report on transition efforts and activities Transition efforts and activities

	A. Description and implementation status	B. Outcomes to date	C. Impact on criticaluse nomination/required quantities	D. Actions to address any delays/obstacles	E. Any re-changes to trials/other efforts
1. Trials of alternatives					
2. Technology transfer, scale-up, regulatory approval					
3. Commercial scaleup/ deployment, market penetration					
4. Any other broader transition activities					

B. Reporting requirements

1. Implementation of the Parties' mandate on continued efforts to find alternatives

Column A requires a description of the implementation of any trials, technology

transfer activities and/or other transition activities that were identified in the earlier nomination, including advice on whether the activity is complete or still underway.

Column B requires a report on the results of the transition activities (e.g., trials of alternatives – yield results achieved with the alternative in comparison to those achieved through methyl bromide treatment; deployment – percentage of users represented in a nomination covered by deployment activities and now able to transition to alternatives). In the case of trials of alternatives, reporting would include attaching copies of formal scientific trial reports. Where formal trial reports are not available (for example, where an exemption holder's transition efforts focus on grower trials), the exemption holder could include a description of all relevant parameters of the trials that are available. These could include data, as specified in the Technology and Economic Assessment Panel Handbook on Critical Use Nominations for Methyl Bromide, such as soil and climate types in which the trials were conducted, plant-back times observed, the rate of methyl bromide andalternatives application (kg/hectare or g/m2), the proportionate mix of methyl bromide and chloropicrin, etc.

Column C requires a summary of the implication of the trial and activity results and outcomes, such as what impact they would have on the quantity of methyl bromide required for the critical-use nomination. For example, positive results from technology transfer or deployment activities could lead to the nominating Party identifying a reduction in the quantity required for the subsequent year of the exemption.

Column D: where any obstacles or delays beyond the control of the exemption holder arose to hinder their transition activities, this column requires a description of those obstacles or delays and a detailed plan, including time-specific milestones, for actions to address such problems and maintain the transition momentum.

Column E: where trials, technology transfer or other transition activities have been undertaken but have yielded negative results (e.g., trials demonstrated technical problems with an alternative, deployment activities revealed unanticipated economic infeasibility, etc), column E requires a description of the new or alternative transition activities to be undertaken by the exemption holder to overcome such obstacles to transition.

Row 4: "Any other broader transition activities" provides a nominating Party with the opportunity to report, where applicable, on any additional activities which it may have undertaken to encourage a transition, but need not be restricted to the

circumstances and activities of the individual nomination. Without prescribing specific activities that a nominating Party should address, and noting that individual Parties are best placed to identify the most appropriate approach to achieve a swift transition in their own circumstances, such activities could include market incentives, financial support to exemption nominees and exemption holders, labelling, product prohibitions, public awareness and information campaigns, etc.

Notes: For an exemption holder or nominee to qualify for an exemption, a commitment must be demonstrated to finding technically and economically viable alternatives and achieving a transition to the use of alternatives. In particular, decision IX/6 requires the following of an exemption nominee:

> "It is demonstrated that an appropriate effort is being made to evaluate, commercialize and secure national regulatory approval of alternatives and substitutes... Non-Article 5 Parties must demonstrate that research programmes are in place to develop and deploy alternatives and substitutes. Article 5 Parties must demonstrate that feasible alternatives shall be adopted as soon as they are confirmed as suitable to the Party's specific conditions…".

Section 1 provides the means by which exemption holders and nominees can report on their current progress in implementing that mandate. The nature of the information provided would vary according to the specific actions that had been outlined in each original nomination, but for ease of review the information should be structured as presented in table 1 above.

2. Registration of an alternative

Where a nomination identified that an alternative was not yet registered at the time of the original nomination's submission, but it was anticipated that one would be subsequently registered, the nominating Party should report on the progress of the alternative through the registration process. This report should include any efforts by the Party to "fast track" or otherwise assist the registration of the alternative.

Where significant delays or obstacles have been encountered to the anticipated registration of an alternative, the exemption holder should identify the scope for any new/alternative efforts that could be undertaken to maintain the momentum of transition efforts, and identify a time-frame for undertaking such efforts.

Where an alternative was de-registered subsequent to submission of the original nomination, the nominating Party would report the de-registration, including

reasons for it. The nominating Party would also report on the de-registration's impact (if any) on the exemption holder's transition plan and on the proposed new or alternative efforts that will be undertaken by the exemption holder to maintain the momentum of transition efforts.

Notes: It is understood that progress in registration of a product will often be beyond the control of an individual exemption holder as the registration process must be undertaken by the manufacturer or supplier of the product. The speed with which registration applications are processed also falls outside the exemption holder's control, resting with the nominating Party. Consequently, this section requires the nominating Party to report on any efforts it has taken to assist the registration process, noting that the scope for expediting registration will vary from Party to Party.

In recognition of the fact that it would be unreasonable to revise exemption holders' nomination because of registration delays beyond their control, this section also requires a report on the actions that are being taken to continue transition despite registration delays.

3. Implementation of recommendations of the Methyl Bromide Technical Options Committee and the Technology and Economic Assessment Panel

In developing recommendations on exemption nominations submitted in 2003, the Methyl Bromide Technical Options Committee and the Technology and Economic Assessment Panel in many cases recommended that nominees should explore and, more appropriate, implement:

(a) Options for reducing the quantity of methyl bromide required; or

(b) The use of particular alternatives not originally identified by the exemption holder as part of its transitional plan, but considered key alternatives by the Methyl Bromide Technical Options Committee and the Technology and Economic Assessment Panel.

Where the approval granted by the Meeting of the Parties' for exemptions included conditions incorporating those recommendations, the exemption–holder should report on its progress in exploring or implementing them as part of its annual reporting obligations. Where a condition required the testing of an alternative or adoption of an emission minimization measure, reporting should be structured in the same format as table 1 (report on transition efforts and activities). Where a condition related to an assessment of the economic viability

of an alternative or measure to minimize use or emissions, the reporting should require to address the relevant economic data requirements identified in section 4 below.

4. Economic feasibility

Where a nomination has been approved on the basis of the economic infeasibility of an alternative, the exemption holder should report any significant changes to the underlying economics. This could include any changes to:

(a) The purchase cost per kilogram of methyl bromide and of the alternative;
(b) Gross and net revenue with and without methyl bromide, and with the next best alternative;
(c) Percentage change in gross revenues if alternatives are used;
(d) Absolute losses per hectare/cubic metre if alternatives are used;
(e) Losses per kilogram of methyl bromide requested if alternatives are used;
(f) Losses as a percentage of net cash revenue if alternatives are used;
(g) Percentage change in profit margin if alternatives are used.

Notes: Where an exemption has been approved on the basis of the economic infeasibility of an alternative, the exemption holder must have clearly described the nature of the economic infeasibility in its original nomination. The economics of methyl bromide and of alternatives can be subject to changes over time, and it is possible that those changes could have an impact on the exemption holder's claim that an alternative is not economically viable and on its continuing eligibility for an exemption.

Given that criteria for assessing the economic feasibility of alternatives have not yet been agreed by the Parties, at the current time the seven data points identified above represent suggested guidance only. As criteria are developed and approved by the Parties for inclusion in the Technology and Economic Assessment Panel/MBTOC Handbook, the data to be provided in annual reporting would reflect those criteria and any accompanying new data requirements.

5. Reduction in quantity of methyl bromide required

Exemption holders should indicate whether the number of hectares or cubic metres identified in their earlier nominations has changed. Where the number has been reduced, the exemption holder should quantify any resultant change in the quantity of methyl bromide required.

Notes: The Critical Use Nomination Handbook requests pre-planting Parties making nominations to provide information on the number of hectares or cubic metres to be treated with methyl bromide. In some cases, it is possible that the number of hectares or cubic metres to be treated could vary over time. As such variations can also change the quantity of methyl bromide required for the exemption, this section provides the means to monitor such variations.

Exemption quantity details
Quantity requested in original nomination: _____
Quantity recommended by Methyl Bromide Technical Options Committee Technology and Economic Assessment Panel: _____
Quantity approved by Parties: _____
Quantity required for [year]: _____

（３）クリティカルユース申請評価における MBTOC の評価手順

（出典：第 16 回締約国会合報告書附属書Ｉ）

1. The schedule for the MBTOC assessment of critical-use exemptions will be revised as set out in the following table:

Actions	Indicative completion date
Parties submit their nominations for critical-use exemptions to the Secretariat	24 January
The nominations are forwarded to MBTOC co-chairs for distribution to the subgroups of appointed members	7 February
Nominations in full are assessed by the subgroups of appointed members. The initial findings of the subgroups, and any requests for additional information are forwarded to the MBTOC co-chairs for clearance	28 February
MBTOC co-chairs forward the cleared advice on initial findings and requests for additional information on to the nominating Party concerned and consult with the Party on the possible presumption therein	7 March
Nominating Party develops and submits its response to the MBTOC co-chairs	28 March
MBTOC meets as usual to assess nominations, including any additional information provided by the nominating Party prior to the MBTOC meeting under action 5 and any	11 April

additional information provided by nominating Party through pre-arranged teleconference, or through meetings with national experts, in accordance with paragraph 3.4 of the terms of reference of TEAP, advises the nominating Party of any outstanding information regarding the information requested under action 3 for those critical-use nominations where it was unable to assess the nomination, and provides its proposed recommendations to TEAP	
TEAP meets as usual in May, among other things, to assess the MBTOC report on critical-use nominations and submits the finalized report on recommendations and findings to the Secretariat	early May
The Secretariat posts the finalized report on its web site and circulates it to the Parties	mid-May
Nominating Party has the opportunity to consult with MBTOC on a bilateral basis in conjunction with the Open-ended Working Group meetings	early July
The nominating Party submits further clarification for the critical-use nomination in the "unable to assess" category or if requested to do so by the Open-ended Working Group, and provides additional information should it wish to appeal against a critical-use nomination recommendation by MBTOC	early August
MBTOC meets to reassess only those critical-use nominations in the "unable to assess" category, those where additional information has been submitted by the nominating Party and any critical-use nominations for which additional information has been requested by the Open-ended Working Group	late August
MBTOC final report is made available to Parties through TEAP	early October

2. Standard presumptions that underlie MBTOC recommendations of critical-use nominations need to be transparent and technically and economically justified, and should be clearly stated in its reports, and submitted to the Parties for approval at the Seventeenth Meeting of the Parties, and thereafter on an annual basis. Reaffirming that the individual circumstances are the primary point of departure for an assessment of a nomination, MBTOC should not apply standard presumptions where the Party has demonstrated that the individual circumstances of the nomination indicate otherwise.
3. In the event that a nomination has been recommended for rejection or reduction as assessed under action 6 above, MBTOC will give the nominating Party the opportunity to send detailed corroborating information taking into account the circumstances of the nomination. On the basis of this additional information (and possible consultations with the nominating Party by pre-arranged

teleconference) MBTOC will reassess this nomination.

4. Although the burden of proof remains with the Party to justify a request for a critical-use exemption, MBTOC will provide in its report a clear explanation of its operation with respect to the process of making determinations for its recommendations, and clearly state the approach, assumptions and reasoning used in the evaluation of the critical-use nominations. When cuts or denials are proposed, the description should include citations and also indicate where alternatives are technically and economically feasible in circumstances similar to those in the nomination, as described in decision Ex.1/5, paragraph 8.
5. Communications between the nominating Party and MBTOC will be based on the principles of fairness and due process, on the basis of corroborating written documentation, and will be properly reflected in the MBTOC and TEAP reports.
6. The role of the Secretariat should be central in regard to assistance in organizational, administrative and technical aspects of the process whereby the efficiency, operations and communications could be enhanced.
7. MBTOC is requested to develop and keep up to date an expanded matrix describing the conditions under which alternatives are technically and economically feasible. The matrix should include detailed references, such as citations of trial reports demonstrating this feasibility or case studies of commercial operation. Before application, the Parties should approve the matrix and any subsequent changes.
8. MBTOC, when holding its meeting, can consult the nominating Party through pre-arranged teleconference or through face-to-face discussions with national experts, in accordance with paragraph 3.4 of the terms of reference for the Technology and Economic Assessment Panel, in order to facilitate a transparent exchange of information and understanding between MBTOC and the critical-use exemption applicant.
9. It is recalled that paragraphs 9 (f) and 9 (g) of decision Ex.I/4 request TEAP to recommend an accounting framework and to provide a format for a critical-use exemption report.
10. Despite the opportunities given to the nominating Party to supply any additional information required in support of its nomination, MBTOC should categorize the nomination as “unable to assess” if there is insufficient information to make an assessment, and clearly explain what information was missing.

（4）MBTOC のメンバー資格

（出典：第 16 回締約国会合報告書附属書Ｉ）

11. TEAP and MBTOC are urged to apply strictly the current terms of reference of TEAP approved by the Eighth Meeting of the Parties in its decision VIII/9, in particular:

(a) To draw up guidelines for nominating experts by the Parties to be published by the Secretariat;

(b) To publish and keep current a matrix showing existing and needed skills for the MBTOC members. In so doing, MBTOC may like to use all available UNEP publications, the Secretariat web page, the regional ozone officers' network meetings and any other means considered appropriate. Parties, and in particular Parties operating under Article 5, are urged to consider nominating experts to MBTOC in those areas where missing skills and expertise have been identified by MBTOC;

(c) To ensure that MBTOC has about 20–35 members as set out in the terms of reference of TEAP, while also ensuring coverage of the required expertise;

(d) In order to meet the overall goal of achieving a representation in the Committee of about 50 per cent for Parties operating under Article 5, where candidates from Parties operating under Article 5 and those not so operating have equivalent expertise and experience, the MBTOC co-chairs shall give preference to the appointment of those experts from Parties operating under Article 5. The MBTOC co-chairs, supported by the Ozone Secretariat, should aim to achieve a balanced membership within two years, or as soon as possible thereafter. The Parties shall monitor progress in pursuing a balanced membership by reviewing the advice provided in the work plan on the composition of MBTOC;

(e) Skills and expertise in the following fields, among others deemed necessary by MBTOC, should be represented:

(i) Chemical and non-chemical alternatives to methyl bromide;

(ii) Alternative methods of pest control that have replaced or could replace significant uses of methyl bromide;

(iii) Technology transfer or extension activities related to alternatives;

(iv) Regulatory processes of registration;

(v) Agricultural economics;

(vi) Weed control;

(vii) Resistance management;

(viii) Recapture and recycling of methyl bromide.

12. MBTOC should ensure a membership with substantive practical and first-hand experience. With respect to (i), (ii), (iii) and (vi) above, preference should be given to candidates who have experience in the implementation of more than one alternative.
13. With a view to supporting a timely review process and ensuring additional expertise that may be required for a particular critical-use nomination, MBTOC may seek assistance from additional experts who, at the request of MBTOC, should provide written input and assist in the review of MBTOC documents. These consulting experts can be invited by the MBTOC co-chairs, on an exceptional basis, to be heard personally at a meeting of MBTOC. For reasons of transparency and accountability, the role and type of input of these consulting experts should be clearly set out.
14. Candidates should be willing to undertake an evaluation of a proportion of the nominations before arriving at the meeting in order to take advantage of all the local resources available (library, internet, reports); and to undertake any work after the meeting necessary to finalize the report.
15. An annual work plan will enhance the transparency of, and insight in, the operations of MBTOC. Such a plan should indicate, among other things:
    (a) Key events for a given year;
    (b) Envisaged meeting dates of MBTOC, including the stage in the nomination and evaluation process to which the respective meetings relate;
    (c) Tasks to be accomplished at each meeting, including appropriate delegation of such tasks;
    (d) Timing of interim and final reports;
    (e) Clear references to the timelines relating to nominations;
    (f) Information related to financial needs, while noting that financial considerations would still be reviewed solely in the context of the review of the Secretariat's budget;
    (g) Changes in the composition of MBTOC, pursuant to the criteria for selection;
    (h) Summary report of MBTOC activities over the previous year, including matters that MBTOC did not manage to complete, the reasons for this and plans to address these unfinished matters;
    (i) Matrix with existing and needed skills and expertise; and
    (j) Any new or revised standards or presumptions that MBTOC seeks to apply in its future assessment of critical-use nominations, for approval by the Meeting of the Parties.

16. The annual work plan should be drawn up by MBTOC (supported by the Ozone Secretariat) in consultation with TEAP, which shall submit it to the Meeting of the Parties each year.

（５）今後の評価指針

（出典：第 16 回締約国会合報告書附属書Ｉ）

1. On the availability of technically and economically feasible alternatives, and economicfeasibility

17. Pending further consideration by the Meeting of the Parties, MBTOC shall continue to define:
    (a) "Alternatives" as any practice or treatment that can be used in place of methyl bromide;
    (b) "Existing alternatives" as those alternatives in present or past use in some regions; and
    (c) "Potential alternatives" as those alternatives in the process of investigation or development.
18. Understanding of the concept of "availability" shall be primarily guided by the alternative's market presence in sufficient quantities and accessibility, taking into account, among other things, regulatory constraints.
19. To the factors already listed in annex I, part B, paragraph 4 of the report of the Extraordinary Meeting of the Parties, with regard to paragraphs 6 and 9 (c) of decision Ex.I/4, the following are added:
    (a) The difference in purchasing costs between methyl bromide and the alternatives per treated areas, mass, or volume, and related costs such as new equipment, labour costs and losses resulting from closing the fumigated object for an extended period of time;
    (b) Difference in yield per hectare, including its quality, and harvest time, between the alternative and methyl bromide;
    (c) Percentage change in net revenue if alternatives are used.
20. In line with paragraph 4 above, in any case in which a Party makes a nomination which relies on the economic criteria of decision IX/6, MBTOC should, in its report, explicitly state the central basis for the Party's economic argument and explicitly explain how it addressed that factor, and, in cases in which MBTOC recommends a cut; MBTOC should also provide an explanation

of its economic feasibility.

21. As regards significant market disruption, it is recalled that paragraph 1 (a) (i) of decision IX/6 provides that a use of methyl bromide should qualify as "critical" only if the nominating Party determines that the specific use is critical because the lack of availability of methyl bromide for that use would result in a significant market disruption. Parties are invited to include in their nominations, information on their determination referred to in paragraph 1 (a) (i) of decision IX/6.

2. On the duration of critical-use nomination of methyl bromide

22. It is recalled that the Sixteenth Meeting of the Parties adopted decision XVI/3, related to the duration of critical-use nominations of methyl bromide.

3. On aggregation of nominations

23. It is reaffirmed that applications shall be considered on a case-by-case basis. In that context, MBTOC shall continue its current approach as regards the level of aggregation or disaggregation.

4. On individual circumstances of nominations

24. In the interest of fair and equal treatment, nominations should be assessed in the light of compliance with the criteria of decision IX/6 and other relevant decisions, irrespective of the size or number of tonnes in the nomination. MBTOC is invited to propose a streamlined method for assessing small nominations to the degree that the method is consistent with the principle stated above.

25. If a particular product is not registered or subject to national or local regulatory restrictions, or if it becomes de-registered, MBTOC should recommend a critical-use exemption, provided there are no other feasible alternatives according to decision IX/6 for the specific situation. MBTOC should request written advice from the nominating Party, which may include advice from the manufacturer of an alternative.

26. In cases where alternatives are currently in the registration process, MBTOC should note this fact. It is acknowledged that a Party does not always have the capability to influence the registration of alternatives. A nominating Party should inform MBTOC when registration occurs and MBTOC should take this kind of information into account when recommending critical-use exemptions, as is already requested by the Parties in decision IX/6, paragraph 1 (b) (iii).

5. On the handbook on critical use nominations for methyl bromide

27. The handbook is a general reference for all those involved in the critical-use exemption process, in part owing to the convenience of using the handbook as a general reference volume for methyl bromide decisions, as well as the critical-use nomination procedure. Therefore, the handbook should be reframed to become a comprehensive "one-stop shop" that includes information on methyl bromide decisions, working procedures and terms of reference of MBTOC, the critical-use nomination process, agreed standard presumptions and other related topics. The text should be taken as far as possible, however, directly from decisions of the Meeting of the Parties or other language that has been approved by the Parties.
28. The onus remains on the nominating Party to provide sufficient information in order for MBTOC to be able to assess whether critical-use nominations comply fully with decision IX/6. The handbook should inform Parties which information requirements are needed.
29. TEAP and its MBTOC should be responsible for updating the handbook. TEAP and its MBTOC should not put any new proposals in the handbook which do not have a basis in a decision of the Meeting of the Parties. Factual updates of the handbook incorporating the specific language of the decisions of the Parties do not require prior approval from the Parties. Otherwise, updates require approval from the Parties.

6. On approach, assumptions and reasoning to be used in the evaluation

30. Decision IX/6 is the basis for the assessment of critical-use exemptions by MBTOC.
31. While the burden of proof remains with the nominating Party to justify the request for a critical-use exemption, MBTOC, in its report, should indicate whether the nominating Party has provided the information in order for MBTOC to determine that the Party has met the applicable criteria set out in decision IX/6 and related decisions.
32. Exemptions must fully comply with decision IX/6 and other relevant decisions, and are intended to be limited to the levels needed for critical-use exemptions, temporary derogations from the phase-out of methyl bromide in that they are to apply only until there are technically and economically feasible alternatives that otherwise meet the criteria in decision IX/6. MBTOC should take a precise and transparent approach to the application of the

criteria, having regard, especially, to paragraphs 4 and 20 above.

7. On similar circumstances

33. When MBTOC makes differentiated recommendations on nominations that cover the same use, it should clearly explain why one country's nomination is being treated differently than the nominations of other countries or the nominations of the same country, based on more information and citations of feasible alternatives relevant to these nominations, thus eliminating unjustified inconsistencies in assessments and ensuring equal treatment of nominations.

8. On market penetration of alternatives

34. When considering the market penetration of an alternative in a nominating Party, MBTOC should evaluate the critical-use nominations based on information provided by the Parties and other information, in accordance with the terms of reference of TEAP, and in the light of likely implementation time in the circumstances of the nomination, and provide recommendations. In evaluating, MBTOC should request written advice from the nominating Party, which may include further information from the manufacturer of an alternative.
35. In situations where MBTOC recommends a nomination on grounds that it is necessary to have a period for adoption of alternatives, the basis for calculating the time period must be explained fully in the TEAP report and take fully into account the information provided by the nominating Party, the supplier, the distributor or the manufacturer. Relevant factors for such a calculation include the number of enterprises that need to transition, e.g., the number of fumigation and pest control companies, estimated training time assuming full effort, opportunities for importing alternative equipment and expertise if not available locally, and costs involved.
36. A case-by-case approach by MBTOC for each specific nomination (on the basis of information provided according to paragraph 35 above) is necessary above a one-size-fits-all approach when considering penetration of alternatives and transition times.

9. On conflict of interest

37. The members of MBTOC should be required to declare any interest that they may have on the basis of a declaration, to be agreed by the Parties, and subject

to any conditions attached to it.

38. It is recognized that the topic of conflict of interest, including the format of the declaration referred to in paragraph 37 above, needs further deliberations, taking fully into account the experience gained in this regard, the issue of confidentiality and the existing code of conduct contained in paragraph 5 of the terms of reference of TEAP.

（６）報告様式

（出典：第 16 回締約国会合報告書附属書Ⅱ）

Party: _____

A	B	C	D		E (C＋D)	F (B－E)	G	H (E＋G)	I	J	K	L (H－I－J－K)
Year of Critical use	Quality exempted for year of critical use	Quantity acquired by production for critical use	Quantity acquired for critical use by import & countr(y)(ies) of Manufacture		Total quantity acquired for critical use	Quantity authorized but not acquired	Amount on hand at start of year2	Amount available for use in current year	Amount used for critical use	Amount exported	Amount destroyed	Amount on hand at end of year3
			Amount	Country(s)								

(All quantities expressed in metric tonnes)

1 Exempted by the Parties to the Montreal Protocol. Note that the critical use for a particular year may be the sum of quantities authorized by decision in more than one year.

2 Where possible, national Governments should include quantities on hand as of 1 January 2005 and for each year thereafter. National Governments that are not able to estimate quantities on hand as of 1 January 2005 can track the subsequent inventory of methyl bromide produced for critical uses (column L).

3 Carried forward as “Amount on hand at start of year” for next year.

◇∬５．不遵守手続き

（１） 不遵守訴訟手続き(1998)

（出典：第 10 回締約国会合報告書附属書Ⅱ）

以下の手続きは、モントリオール議定書の第 8 条に従って定式化された。この手続きは、偏見なしに、ウィーン協定の第 11 条に定められた争議手続きの和解の実施に適用されなければならない。

１．1 国あるいは多くの締約国が、他の締約国の議定書に基づく義務の履行に関して疑念がある場合、これらの関係国は、事務局に対し書面でそれを申し入れることができる。こうした提出物は確認された情報によって裏付けられていなければならない。

２．事務局は、提出物を受領してから 2 週間以内に、この提出物の写しを、議定書の個別規定の実施が問題になっている締約国に送付しなければならない。これを裏付ける全ての答弁と情報が、発送日から 3 ヶ月以内に、あるいは何らかの特有な事情により必要となるこれより長い期間内に、事務局と関係する締約国に提出されなければならない。事務局がオリジナルの提出物を送付後 3 ヶ月以内に締約国から答弁を受け取らなかった場合、事務局は、答弁をまだ提出していない締約国に督促状を送付しなければならない。事務局は、締約国から答弁または情報を入手し次第直ちに、但し提出物を受領後 6 ヶ月以内に、この提出物、答弁、および情報を、第 5 条に言及された履行委員会に伝達しなければならず、そして履行委員会は実行可能な範囲内でできるだけ速やかにこの問題を検討しなければならない。

３．事務局が、その報告書を準備している過程で、議定書に基づく義務に対するどこかの締約国の不遵守の可能性に気づいた場合、該当する締約国に対し、この件に関する必要な情報を提供するよう求めることができる。該当する締約国から 3 ヶ月以内に、あるいはこの件を巡る事情が必要とするこれよりも長い期間内に返答がなかった場合、またはこの件が行政上の行動または外交上の接触によって解決されなかった場合、事務局は、議定書の第 12(c)条に従って、締約国会合の報告書にこの件を記載し、履行委員会に知らせなければならない。そして履行委員会は実行可能な範囲内でできるだけ速やかにこの件を検討しなければならない。

４．ある締約国が、最善を尽くし誠実に努力したにもかかわらず、議定書に基づくその義務を完全には履行できないという結論を下した場合、特に、履行できない原因と考えられる明確な事情を説明した文書を、提出物として事務局に送付することができる。事務局はこうした提出物を履行委員会に伝達しなければならず、履行委員会は実行可能な範囲内でできるだけ速やかにこれを検討しなければならない。

５．履行委員会をここに設置することとする。履行委員会は、均衡のとれた地理的分布を基に、2 年間の任期で締約国会合によって選任された締約国 10 ヶ国から構成される。こ

うして同委員会に選任された各締約国は、その選出から 2 ヶ月以内に、その締約国を代表する個人の氏名を事務局に通知しなければならず、またその同じ個人が、締約国事務所の全開設期間を通じて、その締約国の代表であり続けることを保証しなければならない。辞任する締約国は、直ぐ連続した次の 1 期間について再選されることができる。委員会メンバーとして連続 2 期、都合 4 年間の職務を終了した締約国は、委員会から 1 年間退いた後に初めて、再度選任されることができる。同委員会は、それ自身の委員長と副委員長を選出しなければならない。それぞれ任期は 1 年間とする。副委員長は、更に委員会の書記を務めなければならない。

6．履行委員会は、他に取り決めがなければ、1 年に 2 度会合を開かなければならない。事務局はその会合を準備し運営しなければならない。

7．履行委員会の任務は、以下の通りである：

（a）第 1 項、第 2 項、および第 4 項に従って、全ての提出物を受け取り、検討し、そして報告すること。

（b）議定書の第 12(c)条に言及された報告書の準備に関連して事務局から送られてきた全ての情報あるいは記録、また議定書の規定の遵守に関し事務局が受け取りそして送ってきたその他全ての情報を受け取り、検討し、そして報告すること。

（c）必要であると考えた場合、事務局を通して、その検討中の件に関する一層の情報を要求すること。

（d）委員会に照会されてきた非遵守についての個々のケースに関して、事実と、考え得る原因を確認し、締約国会合に適切な勧告を行うこと。

（e）関係する締約国の招きにより、委員会の任務を遂行するためその締約国内での情報収集を企てること。

（f）特に勧告書を作成するため、議定書第 5 条第 1 項の適用締約国への技術移転を含む、財政および技術協力規定に関係した多数国間基金執行委員会との情報交換を維持すること。

8．同履行委員会は、議定書の規定を遵守することを基礎に、問題の平和的な解決を図るという観点から、第 7 項に言及された提出物、情報、および記録を検討しなければならない。

9．同履行委員会は、適切に検討した全ての勧告を含め、締約国会合に報告をしなければならない。報告書は締約国会合の 6 週間以上前に、締約国が入手できなければならない。同委員会からの報告を受け取った後締約国は、その問題の事情を考慮して決定を下し、そして議定書に従う締約国を支援しそして議定書の目的を促進する措置を含めた、議定書の完全遵守を成し遂げる方向に歩を進めるよう呼びかけなければならない。

10. 履行委員会のメンバーではない締約国が、第 1 項に基づく提出物に関係している場合、またはその締約国自身が、その提出物を作成した場合、その締約国には、当該提出物の委員会による検討に参加する権利が与えられなければならない。

11. 履行委員会のメンバーであるか否を問わず、履行委員会の検討対象となっている問題に関与している締約国は、委員会の報告書に記載されるべき問題に関する勧告の推敲および採択に参加できない。
12. 第 1 項、第 3 項、または第 4 項に言及された問題に関与している締約国は、事務局を通して、非遵守に関する協定の第 11 条に基づいて行われた手続きの結果を検討する締約国会合に、これらの手続きの実施について、また第 9 項に従った締約国の決定の実施について通知しなければならない。
13. 締約国会合は、同協定の第 11 条に基づき開始された手続きの完了を待つ間、暫定的な呼びかけ、そして/または勧告を公布することができる。
14. 締約国会合は、履行委員会に対し、非遵守問題を検討する会合を補佐するための勧告を行うよう要求することができる。
15. その問題の協議に参加する履行委員会のメンバーと全ての締約国は、彼らが内密に受け取る情報の秘密を守らなければならない。
16. 内密に受け取った情報を含まない報告書は、要求があればいかなる個人にも、自由に利用させなければならない。締約国会合への委員会の勧告に関係した委員会によって引き替えられた、または委員会と取り交わされた全ての情報は、要求があれば事務局を通じて全ての締約国に自由に利用させなければならない。この締約国は内密に受け取った情報の秘密を保証しなければならない。

（2）議定書違反に対して締約国会合が取っても良い措置の指示リスト

（出典：第 4 回締約国会合報告書附属書Ⅴ）

A．資料収集と提出の援助、技術援助、技術移転および財政的援助、情報移転および訓練を含む適切な援助。
B．警告を発する。
C．条約の適用停止に関する国際法の適用される規則に従って、産業合理化、生産、消費、貿易、技術移転、財政的仕組みおよび制度的配慮に関するものを含め、議定書による特定の権利と特権の、期限付または無期限の停止。

◇∬６．多数国間基金

（1） 多数国間基金の付託事項の規定

（出典：第 4 回締約国会合報告書附属書Ⅸ）

A．設立
1．多数国間基金を設立する。

B．実施機関の役割

2．政策作成機能の遂行にあたって、執行委員会の全般的指導と監督に基づいて；

（a）議定書の遵守を促すために作成された国別の計画に関連して、それぞれの専門的関連領域内で締約国と協力し、締約国を援助することを、執行委員会が実施機関に要請する；及び、

（b）実施機関は、機関相互間の協定および締約国を代表する執行委員会との特定の協定を作成するよう、執行委員会によって要請される。

3．実施機関は、締約国が採択した基準に従う、効果的で経済的効率性のある計画およびプロジェクトに関連する考慮事項のみを適用する。

4．具体的には、

（a）国連環境計画は、研究、資料収集および情報センターの機能におけると同様に、議定書の目的の政治的推進にあたって協力と援助を行うことを執行委員会によって要請される。

（b）国連開発計画、およびそれぞれの専門領域内で援助することができるその他の機関は、実行可能性調査と投資前調査、およびその他の技術援助措置において協力と援助を行うように、執行委員会によって要請される。

（c）世界銀行は、同意された増分費用に資金供給する計画の管理と運営にあたって協力と援助を行うように、執行委員会によって要請される。

（d）その他の機関、特に地域開発銀行もまた、執行委員会の機能の遂行にあたって協力と援助を行うように、執行委員会によって要請される。

5．執行委員会は、報告提出基準を作成し、それらの基準に従って同委員会に定期的に報告することを実施機関に要請する。

6．執行委員会は、多数国間基金に関する実施機関の責任遂行において、定期的に相互に協議することを実施機関に要請する。さらに執行委員会は、実施機関の長またはその代表が少なくとも年一回会合し、その活動を報告し、協力協定について協議するように要請する。

7．実施機関は、執行委員会との特定の協定に達してから、それらが行う活動に関わる支援費用を受け取る資格を有する。

C．予算と拠出金

8．多数国間基金は、改正議定書第 10 条 6 に従って、資金供給を受ける。さらに、議定書締約国でない国、およびその他の政府資金源、非政府資金源およびその他の資金源による寄付が可能である。

9．改正議定書第 10 条 6 で言及される拠出金は、締約国年次会合によって決定された拠出金の比率に基づくものとする。2 国間協力、および特別の事例では、第 5 条 1 の適用を受けない国による地域的協力は、締約国が採択した基準に従って、締約国年次会合で決定

したように、その締約国による拠出金総額の合計 20%まで、多数国間基金への拠出金とみなされる。

10. 上記 9 項で述べた 2 国間協力および同意された地域協力の金額以外の拠出金はすべて、兌換通貨、または一定の状況のもとでは現物および／または各国通貨で行われるものとする。

11. 財政的仕組みの財政期間の開始後に第5条1の適用を受けない締約国となった国からの拠出金は、財政期間の残りの期間中、比例配分に基づいて算出する。

12. 多数国間基金の目的に直ちに必要ではない拠出金は、執行委員会の権限によって投資し、そのようにして得た利子を多数国間基金の貸方に記入するものである。

13. 米ドルで用意した多数国間基金の収入と支出を定めた予算見積りは、執行委員会がこれを作成し、議定書締約国の定期会合に提出する。

14. 予算見積り案は、それが検討される予定の議定書締約国定期会合開会日に定められた期間の少なくとも 60 日間前に、基金事務局が全締約国に送付するものとする。

15. 暫定多数国間基金に残存する資産は、財政的仕組みによって設置された多数国間基金に移すこととする。

D．運営

16. 世界銀行は、第 5 条 1 の適用を受ける締約国の同意された増分費用に資金供給する計画の管理と運営にあたって、執行委員会に協力と援助を与えることを同委員会によって要請される。世界銀行がこの要請を受け入れる場合、執行委員会との協定に関連して、世界銀行総裁は、執行委員会の権限に基づいて運営されるこの計画の運営者となる。

17. 執行委員会は、同意された増分費用に資金供給する計画に関連してその機能を効果的に遂行するにあたって、その他の機関、特に地域開発銀行の参入を促す。

18. カナダのモントリオールにある国連環境計画（UNEP）に併置されている、局長の管轄する基金事務局は、執行委員会の機能遂行にあたって、同委員会を援助しなければならない。多数国間基金は、執行委員会による決定のために提出される通常予算に基づいて、事務局の費用を負担する。

19. 基金事務局の局長が、財政期間全体にわたって資金不足が起こる可能性を予想した場合、局長は締約国が承認した予算を調整する決定権を持ち、受け取った拠出金によって支出が常時十分にカバーされるようにする。

20. 拠出金の受領以前に約束はなされないが、ある予算年度で使わなかった収集と実行されなかった活動は、財政期間内でその年から翌年に持ち越すことができる。

21. 毎暦年の末日に、基金事務局の局長は、その年の会計報告書を締約国に提出する。局長はまた、実施機関の会計手続きと一致するように各期の会計報告書を提出しなければならない。

22. 基金事務局と実施機関は、関連する計画に利用できる資金供給に関する情報を提供する

ため、必要な接触を確保するため、および関連締約国による要請がある場合は、議定書によって資金提供される活動に対してその他の資金源から資金提供を受ける計画の調整にあたるため、締約国と協力しなければならない。

23. 第 3 者の受益者に向けられる資産を含め、活動またはその他の費用の資金提供には、関係する受け取り政府の同意が必要となる。適切な場合には、受け取り政府は、プロジェクトと計画の企画に関与するものとする。

24. 第 5 条 1 の適用を受ける締約国は、多数国間基金が利用できる財源からのみ引き出される同意された増分費用についての要件に関する適用から除外されない。

（2）増加費用の分類についての指示リスト

(出典：第 4 回締約国会合報告書附属書Ⅷ)

1．所定の計画の増分費用に資金供給する要請の評価では、以下の一般原則を考慮にいれなければならない。

（a）受け入れ締約国の国内産業の方策を考慮しながら、最もコスト的有効性があり、効率的な選択をしなければならない。現在、規制物質の生産に使用されている基本設備をどの程度代替的使用に投入し、それによって資本の放棄を減らす結果をもたらすことができるか、またいかに工業化の縮小と輸出収支の損失を避けるべきかについて、慎重に検討しなければならない。

（b）資金供給に関する事業計画の検討では、重複する計算がないように努力しながら記載されたコスト項目の注意深い吟味が含まれなければならない。

（c）方策と計画の双方の段階で過渡的過程で得られる節約または利益は、締約国が決定し、執行委員会のガイドラインとして仕上げられた基準に従って、ケース・バイ・ケースで考慮に入れるべきである。

（d）増分費用への資金供給は、オゾン保護技術の早期採用への奨励策としての目的を持つ。この点について執行委員会は、増分費用支払いのどのような時間尺度が各分野で適切であるかについて、合意しなければならない。

2．いったん合意された増分費用は、下記の増分費用を含めて財政的仕組みがそれに応じることとする。下記の費用以外の増加費用が確定され、数量化された場合、それらに対して財政的仕組みが応じるかどうかの決定は、締約国が決定し、執行委員会がガイドラインとして仕上げた基準に従って、執行委員会が行う。繰り返し発生する増分費用は、規定される過渡的期間のみに適用する。以下のリストが指示される。

（a）代替物質の供給

(i)既存の生産施設の転換費用

・特許と設計の費用および使用権の増分費用

・転換の資本費用

・国内の状況に技術を適合させるための研究費用と併せて、人員の再訓練費用

(ⅱ)適切な締切期日に関する執行委員会の指導を考慮に入れながら、以下の事項の早期の撤収または強制的遊休から発生する費用

・既存の議定書および／または改正議定書あるいは調整された議定書による規制物質生産のために以前使用された生産能力、および

・代替品生産のための転換設備または新規設備によってそのような設備が置換できない場合

(ⅲ)工場の転換または工場の解体の場合に失われる設備と同等の能力を持つ代替技術のための、以下を含む新規生産施設設置の費用

・特許・設計費用および使用権の増分費用

・資本費用

・国内の状況に技術を適合させるための研究費用と併せて、人員の訓練費用

(ⅳ)原材料を含む純運転費用

(ⅴ)代替物質の輸入費用

（ｂ）製造における中間品としての用途

(ⅰ)既存の装置および製品製造施設の転換費用

(ⅱ)特許・設計費用および使用権の増分費用

(ⅲ)資本費用

(ⅳ)再訓練費用

(ⅴ)研究開発費用

(ⅵ)別に供与される場合を除いた、原材料費用を含む運転費用

（ｃ）最終用途

(ⅰ)ユーザーの装置の早期改修または交換の費用

(ⅱ)オゾン層破壊物質の回収、管理、リサイクリングおよびコスト的に有効な場合の破壊の費用

(ⅲ)オゾン層破壊物質の消費量削減と意図せざる排出削減のために技術援助を提供する費用

（３）執行委員会の付託事項(1997)

(出典：第 9 回締約国会合報告書附属書Ｖ、その後決定 XVI/38 で修正)

第 9 回締約国会合の決定IX/16 により修正された執行委員会の付託事項

１．締約国執行委員会は、財政機構に基づく多数国間基金の目的を実現するための財源支出を含む個々の運営方針、ガイドライン及び行政協定を策定し、その実行を監視するた

めに設置された。

2．執行委員会は、議定書第 5 条第 1 項適用国グループ中の 7 ヶ国、議定書第 5 条第 1 項非適用国グループの 7 ヶ国で構成するものとする。各グループは、執行委員会の自らのメンバーを選出するものとする。執行委員会のメンバーは、締約国会合で正式に追認されるものとする。

2bis. 第 8 回締約国会合により選出が追認された執行委員会のメンバーの任期は、1997 年 12 月 31 日までとする。その後の執行委員会メンバーの任期は、締約国会合による追認日後の暦年の 1 月 1 日に始まる暦年とする。

3．委員長及び副委員長は、14 名の執行委員会メンバーから選出されるものとする。委員長職は、議定書第 5 条第 1 項適用国と議定書第 5 条第 1 項非適用国の間で、1 年毎に持ち回りとする。委員長職の資格を有する締約国グループは、執行委員会のメンバーの間から委員長を選出するものとする。副委員長については、別のグループはそのメンバーの間から選出するものとする。

4．執行委員会の決議は、可能であれば合意によって行うものとする。あらゆる合意の努力が無に帰し、合意に達しなかった場合は、出席し、投票した第 5 条第 1 項適用国の多数及び第 5 条第 1 項非適用国の多数を代表する締約国の 3 分の 2 の多数をもって決議するものとする。

5．執行委員会の会合は、執行委員会のメンバーが要求した複数の国連の公式言語によって運営するものとする。ただし、執行委員会は、国連公式言語のいずれかで議事の運営を行うことで合意することもできる。

6．第 5 条第 1 項適用国からの委員会参加者の交通費および手当を含む執行委員会の会合の費用は、必要に応じて、多数国間基金から支出するものとする。

7．執行委員会は、その職務の履行に必要な専門知識を確保するものとする。

8．執行委員会は、1 年に 3 回会合を開くが、特別の事情によりその方が望ましければ、モントリオール議定書に基づくその他の会議の機会を利用して特別の会合を開く柔軟性は維持する。

9．執行委員会は、本付託事項の第 1 項から第 8 項に従って、暫定的にその他の手続き規則を採用するものとする。当該の暫定手続き規則は、次回の年次締約国会合に提出し、追認を求めるものとする。当該手続き規則が修正された場合にも、この手続きに従うものとする。

10. 執行委員会の職務は以下の通り；

（a）財源の支出を含む個々の運営方針、ガイドライン及び行政協定を策定し、その実行を監視する。

（b）改正議定書第 10 条第 5 項で指定された機関に、多数国間基金の財源を割り当てる作業を含む多数国間基金のプラン及び予算を策定する。

（c）多数国間基金の運営を監督し、指導する。

（ｄ）多数国間基金から援助を受ける活動の実行のためのガイドライン及びプロジェクトの適格基準を策定する。
（ｅ）多数国間基金から援助を受ける活動の実行に関する実績報告を定期的に審査する。
（ｆ）多数国間基金に基づく支出を監視し、評価する。
（ｇ）各国の議定書遵守計画を検討し、適当であれば承認し、合意された費用増額分が 500,000 ドルを上回るすべてのプロジェクト案またはプロジェクト案グループを、各国の計画の枠内で評価し、適当であれば承認する。
（ｈ）合意された費用増分が 500,000 ドルを上回る一つまたは複数のプロジェクトへの融資を求める第 5 条第 1 項適用国の要求に対して採られた決議に当該国が反対した場合、再検討する。
（ｉ）地域の特別なケースを含め、二国間協力を通じての拠出が、多数国間基金への拠出の一部とみなす締約国が定めた基準に合致しているかどうかを毎年評価する。
（ｊ）上記の職務により実施された活動に関して締約国会合に毎年報告し、適切な勧告を行う。
（ｋ）執行委員会内で仕事をし、執行委員会に報告を行う基金事務局の主任役員を指名し、後に UNEP の管理理事から選任を受ける。
（ｌ）締約国会合から割り当てられたその他の職務を遂行する。

（４）多数国間基金執行委員会の手続き規則

(出典：第 3 回締約国会合報告書附属書Ⅵ)

Applicability

Unless otherwise provided for by the Montreal Protocol or by the decision of the Parties, or excluded by the Rules of Procedure hereunder, the Rules of Procedures for meetings of the Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer shall apply *mutatis mutandis* to the proceedings of any meeting of the Executive Committee.

Rule 1

These Rules of procedure shall apply to any meeting of the Executive Committee for the Interim Multilateral Fund under the Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer convened in accordance with Article 11 of the Protocol.

Definitions Rule 2

For the purposes of these rules:

1. “Executive Committee” means the Executive Committee for the Interim Multilateral Fund as established by decision II/8 at the Second Meeting of the

Parties to the Montreal Protocol.

2. "Committee members" means Parties selected as members of the Executive Committee for the Interim Multilateral Fund.
3. "Meeting" means any meeting of the Executive Committee for the Interim Multilateral Fund.
4. "Chairman" means the Committee member selected Chairman of the Executive Committee.
5. "Secretariat" means the Multilateral Fund Secretariat.
6. "Fund" means the Interim Multilateral Fund.

Place of meetings Rule 3

The meetings of the Executive Committee shall take place at the seat of the Fund Secretariat, unless other appropriate arrangements are made by the Fund Secretariat in consultation with the Executive Committee.

Dates of meetings Rule 4

1. Meetings of the Executive Committee shall be held at least twice every year.
2. At each meeting, the Executive Committee shall fix the opening date and duration of the next meeting.

Rule 5

The Secretariat shall notify all Committee members of the dates and venue of meetings at least six weeks before the meeting.

Observers Rule 6

1. The Secretariat shall notify the President of the Bureau and the implementing agencies – *inter alia* UNEP, UNDP and the World Bank – of any meeting of the Executive Committee so that they may participate as observers.
2. Such observers may, upon invitation of the Chairman, participate without the right to vote in the proceedings of any meeting.

Rule 7

1. The Secretariat shall notify any body or agency, whether national or international, governmental or nongovernmental, qualified in the field related to the work of the Executive Committee, that has informed the Secretariat of its wishes to be represented, of any meeting so that it may be represented by an observer subject to the condition that their admission to the meeting is not objected to by at least one third of the

Parties present at the meeting. However, the Executive Committee may determine that any portion of its meetings involving sensitive matters may be closed to observers. Non-governmental observers should include observers from developing and developed countries and their total number should be limited as far as possible.

2. Such observers may, upon invitation of the Chairman and if there is no objection from the Committee members present, participate without the right to vote in the proceedings of any meeting in matters of direct concern to the body or agency which they represent.

Agenda Rule 8

In agreement with the Chairman and the Vice-Chairman, the Secretariat shall prepare the provisional agenda for each meeting.

Rule 9

The Secretariat shall report to the meeting on the administrative and financial implications of all substantive agenda items submitted to the meeting, before they are considered by it. Unless the meeting decides otherwise, no such item shall be considered until at least twenty-four hours after the meeting has received the Secretariat's
report on the administrative and financial implications.

Rule 10

Any item of the agenda of any meeting, consideration of which has not been completed at the meeting, shall be included automatically in the agenda of the next meeting, unless otherwise decided by the Executive Committee.

Representation and credentials Rule 11

The Executive Committee shall consist of seven Parties from the group of Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Protocol and seven Parties from the group of Parties not so operating. Each group shall select its Executive Committee members. The members of the Executive Committee shall be formally endorsed by the Meeting of the Parties.

Rule 12

Each Committee member shall be represented by an accredited representative who may be accompanied by such alternate representatives and advisers as may be required.

Officers Rule 13

If the Chairman is temporarily unable to fulfil the obligation of the office, the Vice-Chairman shall in the interim assume all the obligations and authorities of the Chairman.

Rule 14

If the Chairman or Vice-Chairman is unable to complete the term of office the Committee members representing the group which selected that officer shall select a replacement to complete the term of office.

Rule 15

1. The Secretariat shall:

(a) Make the necessary arrangements for the meetings of the Executive Committee, including the issue of invitations and preparation of documents and reports of the meeting;

(b) Arrange for the custody and preservation of the documents of the meeting in the archives of the international organization designated as secretariat of the Convention; and

(c) Generally perform all other functions that the Executive Committee may require.

Rule 16

The Chief Officer of the Secretariat shall be the Secretary of any meeting of the Executive Committee.

Voting Rule17

Decisions of the Executive Committee shall be taken by consensus whenever possible. If all efforts at consensus have been exhausted and no agreement reached, decisions shall be taken by a two-thirds majority of the Parties present and voting, representing a majority of the Parties operating under paragraph 1 of Article 5 and a majority of the Parties not so operating present and voting.

Languages Rule 18

The meeting of the Executive Committee shall be conducted in those official languages of the United Nations required by members of the Executive Committee. Nevertheless the Executive Committee may agree to conduct its business in one of the United Nations official languages.

Amendments to rules of procedure Rule 19

These rules of procedure may be amended according to Rule 17 above and formally endorsed by the Meeting of the Parties to the Montreal Protocol.

Overriding authority of the Protocol Rule 20

In the event of any conflict between any provision of these rules and any provision of the Protocol, the Protocol shall prevail.

◇∬７．財政

（１）モントリオール議定書の信託基金運営の付託事項

（出典：第１会合報告書附属書Ⅱ、決定 XIV/41 で改訂）

1. A Trust Fund for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer (hereinafter referred to as the Trust Fund) shall be established to provide financial support to the Protocol.
2. Pursuant to the Financial Regulations and Rules of the United Nations, the Executive Director of the United Nations Environment Programme (UNEP), with the approval of the Governing Council of UNEP and the Secretary-General of the United Nations, shall establish the Trust Fund for the administration of the Protocol.
3. The Trust Fund shall be established for an initial period of three and one half years beginning 1 October 1989 and ending 31 March 1993. The appropriations of the Trust Fund for this period shall be financed from:
   (a) Voluntary contributions made by the Parties to the Protocol including contributions from any new Parties;
   (b) Voluntary contributions from States not party to the Protocol, other governmental, intergovernmental and non-governmental organizations and other sources.
4. The voluntary contributions referred to in Article 3 (a) above, are to be based on the United Nations scale of contributions for the apportionment of the expenses of the United Nations (adjusted to provide that no one contribution shall exceed 22 per cent of the total and no contributions shall be required when the United Nations scale provides for a contribution of less than 0.1 per cent).
5. The budget estimates prepared in United States dollars, covering the income and

expenditure for the Protocol, shall be submitted to the ordinary meetings of the Parties to the Protocol.

6. The proposed budget shall be dispatched by the Secretariat to all Parties to the Protocol at least ninety days before the date fixed for the opening of the ordinary meeting of the Parties to the Protocol.
7. The Parties shall make every effort to reach agreement on the budget by consensus. If all efforts at consensus have been exhausted and no agreement reached, the budget shall, as a last resort, be adopted by two-thirds majority vote of the Parties present and voting representing at least 50 per cent of the total consumption of the controlled substances of the Parties.
8. In the event that the Executive Director of UNEP anticipates that there might be a shortfall in resources over the financial period as a whole, he shall have discretion to adjust the budget so that expenditures are at all times fully covered by contributions received.
9. Commitments against the resources of the Trust Fund may be made only if they are covered by the necessary income. No commitments shall be made in advance of the receipt of contributions.
10. The Executive Director of UNEP may make transfers from one budget line to another within the budget in accordance with the Financial Regulations and Rules of the United Nations. At the end of a calendar year of a financial period, the Executive Director may transfer any uncommitted balance of appropriations to the following calendar year.
11. All contributions are due to be paid in the year immediately preceding the year to which the contributions relate.
12. All contributions are to be paid in United States dollars into the following account: Account No. 485-000326, UNEP Trust Funds and Counterpart Contributions, JP Morgan Chase, International Agencies Banking, 1166 Avenue of the Americas, 17th Floor, New York, N.Y. 10036-2708, United States.
13. Contributions from States that become Parties after the beginning of the financial period shall be made on a *pro rata* basis for the balance of the financial period.
14. Contributions not immediately required for the purposes of the Fund shall be invested at the discretion of the United Nations and any interest so earned shall be credited to the Fund.
15. The Executive Director shall deduct from the income of the Trust Fund an administrative support charge equal to 13 per cent of other expenditures recorded

during any accounting period in order to meet the cost of administrative activities financed from the Trust Fund and providing services relating to personnel, accounting, audit, etc.

16. At the end of the first calendar year of a financial period, the Executive Director shall submit to the Parties the accounts for the year. He shall also submit, as soon as practicable, the audited accounts for the financial period.
17. The General Procedures governing the Operations of the Fund of UNEP and the Financial Regulations and Rules of the United Nations shall govern the financial operations of the Protocol.
18. In the event that the Parties wish the Trust Fund to be extended beyond 31 March 1993, the Executive Director of UNEP shall be so requested by the Parties at least six months earlier. Such extension of the Trust Fund shall be subject to the approval of the UNEP Governing Council and the United Nations Secretary-General.

** The Vienna Convention Trust Fund has the same terms of reference.*

（２）評価の国連基準

（出典：第 28 回会合報告書附属書 V）

オゾン層破壊物質に対するモントリオール議定書の信託基金

締約国による拠出額

(General Assembly resolution 70/245 of 23 December 2015 with a maximum assessment rate of 22 per cent)

(United States dollars)

	Party	*Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate*	*2016 Contributions by parties Current level*	*2017 Contributions by parties*	*2018 Proposed Contributions by parties*
1	Afghanistan	0	0	0	0

	Party	*Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate*	*2016 Contributions by parties Current level*	*2017 Contributions by parties*	*2018 Proposed Contributions by parties*
2	Albania	0	0	0	0
3	Algeria	0.16	5 840	9 211	9 457
4	Andorra	0	0	0	0
5	Angola	0	0	0	0
6	Antigua and Barbuda	0	0	0	0
7	Argentina	0.888	18 416	51 119	52 489
8	Armenia	0	0	0	0
9	Australia	2.327	88 412	133 957	137 547
10	Austria	0.717	34 018	41 275	42 381
11	Azerbaijan	0	0	0	0
12	Bahamas	0	0	0	0
13	Bahrain	0	0	0	0
14	Bangladesh	0	0	0	0
15	Barbados	0	0	0	0
16	Belarus	0	0	0	0
17	Belgium	0.881	42 543	50 716	52 075
18	Belize	0	0	0	0
19	Benin	0	0	0	0
20	Bhutan	0	0	0	0
21	Bolivia (Plurinational State of)	0	0	0	0
22	Bosnia and Herzegovina	0	0	0	0
23	Botswana	0	0	0	0
24	Brazil	3.807	125 072	219 155	225 029
25	Brunei Darussalam	0	0	0	0
26	Bulgaria	0	0	0	0
27	Burkina Faso	0	0	0	0
28	Burundi	0	0	0	0
29	Cabo Verde	0	0	0	0
30	Cambodia	0	0	0	0
31	Cameroon	0	0	0	0
32	Canada	2.908	127 204	167 403	171 889
33	Central African Republic	0	0	0	0
34	Chad	0	0	0	0
35	Chile	0.397	14 238	22 854	23 466
36	China	7.887	219 452	454 025	466 194

	Party	*Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate*	*2016 Contributions by parties Current level*	*2017 Contributions by parties*	*2018 Proposed Contributions by parties*
37	Colombia	0.321	11 041	18 479	18 974
38	Comoros	0	0	0	0
39	Congo	0	0	0	0
40	Cook Islands	0	0	0	0
41	Costa Rica	0	0	0	0
42	Côte d'Ivoire	0	0	0	0
43	Croatia	0	5 371	0	0
44	Cuba	0	0	0	0
45	Cyprus	0	0	0	0
46	Czechia	0.343	16 455	19 745	20 274
47	Democratic People's Republic of Korea	0	0	0	0
48	Democratic Republic of the Congo	0	0	0	0
49	Denmark	0.581	28 774	33 446	34 342
50	Djibouti	0	0	0	0
51	Dominica	0	0	0	0
52	Dominican Republic	0	0	0	0
53	Ecuador	0	0	0	0
54	Egypt	0.151	5 712	8 693	8 925
55	El Salvador	0	0	0	0
56	Equatorial Guinea	0	0	0	0
57	Eritrea	0	0	0	0
58	Estonia	0	0	0	0
59	Ethiopia	0	0	0	0
60	European Union	2.489	106 572	143 283	147 123
61	Fiji	0	0	0	0
62	Finland	0.454	22 124	26 135	26 836
63	France	4.838	238 422	278 506	285 970
64	Gabon	0	0	0	0
65	Gambia	0	0	0	0
66	Georgia	0	0	0	0
67	Germany	6.362	304 411	366 237	376 052
68	Ghana	0	0	0	0
69	Greece	0.469	27 197	26 999	27 722
70	Grenada	0	0	0	0
71	Guatemala	0	0	0	0
72	Guinea	0	0	0	0

	Party	*Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate*	*2016 Contributions by parties Current level*	*2017 Contributions by parties*	*2018 Proposed Contributions by parties*
73	Guinea-Bissau	0	0	0	0
74	Guyana	0	0	0	0
75	Haiti	0	0	0	0
76	Holy See	0	0	0	0
77	Honduras	0	0	0	0
78	Hungary	0.16	11 339	9 211	9 457
79	Iceland	0	0	0	0
80	India	0.734	28 391	42 254	43 386
81	Indonesia	0.502	14 750	28 898	29 673
82	Iran (Islamic Republic of)	0.469	15 176	26 999	27 722
83	Iraq	0.128	0	7 368	7 566
84	Ireland	0.334	17 819	19 227	19 742
85	Israel	0.428	16 881	24 638	25 299
86	Italy	3.732	189 612	214 837	220 595
87	Jamaica	0	0	0	0
88	Japan	9.639	461 796	554 882	569 753
89	Jordan	0	0	0	0
90	Kazakhstan	0.19	5 158	10 938	11 231
91	Kenya	0	0	0	0
92	Kiribati	0	0	0	0
93	Kuwait	0.284	11 638	16 349	16 787
94	Kyrgyzstan	0	0	0	0
95	Lao People's Democratic Republic	0	0	0	0
96	Latvia	0	0	0	0
97	Lebanon	0	0	0	0
98	Lesotho	0	0	0	0
99	Liberia	0	0	0	0
100	Libya	0.124	6 053	7 138	7 330
101	Liechtenstein	0	0	0	0
102	Lithuania	0	0	0	0
103	Luxembourg	0	0	0	0
104	Madagascar	0	0	0	0
105	Malawi	0	0	0	0
106	Malaysia	0.321	11 979	18 479	18 974
107	Maldives	0	0	0	0
108	Mali	0	0	0	0

	Party	*Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate*	*2016 Contributions by parties Current level*	*2017 Contributions by parties*	*2018 Proposed Contributions by parties*
109	Malta	0	0	0	0
110	Marshall Islands	0	0	0	0
111	Mauritania	0	0	0	0
112	Mauritius	0	0	0	0
113	Mexico	1.429	78 522	82 262	84 467
114	Micronesia (Federated States of)	0	0	0	0
115	Monaco	0	0	0	0
116	Mongolia	0	0	0	0
117	Montenegro	0	0	0	0
118	Morocco	0	0	0	0
119	Mozambique	0	0	0	0
120	Myanmar	0	0	0	0
121	Namibia	0	0	0	0
122	Nauru	0	0	0	0
123	Nepal	0	0	0	0
124	Netherlands	1.476	70 508	84 968	87 245
125	New Zealand	0.267	10 785	15 370	15 782
126	Nicaragua	0	0	0	0
127	Niger	0	0	0	0
128	Nigeria	0.208	0	11 974	12 295
129	Niue	0	0	0	0
130	Norway	0.845	36 277	48 644	49 947
131	Oman	0.113	4 348	6 505	6 679
132	Pakistan	0	0	0	0
133	Palau	0	0	0	0
134	Panama	0	0	0	0
135	Papua New Guinea	0	0	0	0
136	Paraguay	0	0	0	0
137	Peru	0.135	4 988	7 771	7 980
138	Philippines	0.164	6 565	9 441	9 694
139	Poland	0.837	39 261	48 183	49 474
140	Portugal	0.39	20 206	22 451	23 053
141	Qatar	0.268	8 909	15 428	15 841
142	Republic of Korea	2.03	85 002	116 860	119 992
143	Republic of Moldova	0	0	0	0
144	Romania	0.183	9 634	10 535	10 817

	Party	*Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate*	*2016 Contributions by parties Current level*	*2017 Contributions by parties*	*2018 Proposed Contributions by parties*
145	Russian Federation	3.075	103 929	177 016	181 761
146	Rwanda	0	0	0	0
147	Saint Kitts and Nevis	0	0	0	0
148	Saint Lucia	0	0	0	0
149	Saint Vincent and the Grenadines	0	0	0	0
150	Samoa	0	0	0	0
151	San Marino	0	0	0	0
152	Sao Tome and Principe	0	0	0	0
153	Saudi Arabia	1.141	36 831	65 683	67 444
154	Senegal	0	0	0	0
155	Serbia	0	0	0	0
156	Seychelles	0	0	0	0
157	Sierra Leone	0	0	0	0
158	Singapore	0.445	16 369	25 617	26 304
159	Slovakia	0.159	7 290	9 153	9 398
160	Slovenia	0	0	0	0
161	Solomon Islands	0	0	0	0
162	Somalia	0	0	0	0
163	South Africa	0.362	15 858	20 839	21 398
164	South Sudan	0	0	0	0
165	Spain	2.433	126 735	140 059	143 813
166	Sri Lanka	0	0	0	0
167	Sudan	0	0	0	0
168	Suriname	0	0	0	0
169	Swaziland	0	0	0	0
170	Sweden	0.952	40 924	54 803	56 272
171	Switzerland	1.135	44 632	65 338	67 089
172	Syrian Arab Republic	0	0	0	0
173	Tajikistan	0	0	0	0
174	Thailand	0.29	10 188	16 694	17 142
175	The former Yugoslav Republic of Macedonia	0	0	0	0
176	Timor-Leste	0	0	0	0
177	Togo	0	0	0	0
178	Tonga	0	0	0	0
179	Trinidad and Tobago	0	0	0	0
180	Tunisia	0	0	0	0

	Party	Adjusted United Nations scale of assessments with 22% maximum assessment rate	2016 Contributions by parties Current level	2017 Contributions by parties	2018 Proposed Contributions by parties
181	Turkey	1.014	56 611	58 372	59 938
182	Turkmenistan	0	0	0	0
183	Tuvalu	0	0	0	0
184	Uganda	0	0	0	0
185	Ukraine	0.103	0	5 929	6 088
186	United Arab Emirates	0.601	25 364	34 597	35 525
187	United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	4.444	220 774	255 825	262 681
188	United Republic of Tanzania	0	0	0	0
189	United States of America	21.906	937 830	1 261 047	1 294 845
190	Uruguay	0	0	0	0
191	Uzbekistan	0	0	0	0
192	Vanuatu	0	0	0	0
193	Venezuela (Bolivarian Republic of)	0.569	26 728	32 813	33 691
194	Viet Nam	0	0	0	0
195	Yemen	0	0	0	0
196	Zambia	0	0	0	0
197	Zimbabwe	0	0	0	0
	Total	100	4 276 933	5 756 630	5 910 915

◇∬８．宣言

（１）オゾン層保護に関するヘルシンキ宣言(1989 年)

ウィーン条約及びモンリオール議定書第 1 回締約国会議に参加の各国政府代表者及び欧州共同体代表者は、

より厳重な抑制施策が採用されなければ、オゾン層の破壊が現在及び未来の世代に脅威を与えることになるとの科学者間の広範囲な合意を認識し、

数種のオゾン層破壊物質は、地球温暖化を引き起こす強力な温室効果ガスであるということに留意し、

オゾン層を破壊する物質の、環境に対して受け入れられる代替物質の広範囲かつ急速な

技術的進展及び上記代替品の、特に発展途上国への技術移転を促進することが緊急であることをも認識して、

◇ 未加入の全ての国が、オゾン層を保護するためのウィーン条約及びそのモントリオール議定書に加入することを推奨する。

◇モントリオール議定書で規制されるフロンの生産と消費を、可能な限りすみやかに2000年よりも遅延することなく全廃すること、及びそのためにモントリオール議定書で合意された計画を強化することに、途上国の特別な事情に適切な考慮を払いつつ、合意する。

◇実行可能な限りすみやかにオゾン層破壊に重大な影響がある、ハロンを全廃すること及びその他のオゾン層破壊物質を規制し、削減することに合意する。

◇各国のもつ手段、財政に見合ったかたちで、環境に対して受け入れられる代替化学品、代替品、代替技術の開発を加速することを決意することに合意する。

◇途上国が科学的知見、研究結果及び人材養成にアクセスすることを促進すること、及び途上国へ最少のコストで技術移転、設備の更新を促進するための適切な財政的仕組みの設置を探求していくことに合意する。

（2）CFCに関する宣言(1990年)

ニュージーランド代表は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フィンランド、リヒテンシュタイン、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン及びスイスによる下記の宣言に注意を促した。

上記政府の代表団長は、第2回モントリオール議定書締約国会合において、南半球及び北半球双方のオゾン層の激しい破壊に関する最近の科学的発見を憂慮し、

全てのCFCが同時に地球温暖化を導く強力な温室効果ガスであることに留意し、

より環境上適切な代替物質又は技術の有効性を確認し、かつ

モントリオール議定書締約国により同意された議定書、調整を超えてCFCの規制手段を更に強化する必要性を確信する。

調整及び改正が行われたモントリオール議定書によって規制される全ての完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボンの生産と消費を可能なかぎり速やかに、しかし1997年より遅れることなく、段階的に廃止するために、全ての適切な手段を講ずる堅い決意を宣言する。

（3）オゾン層破壊物質に関する決意 （1990年）

各国政府及びECは、モントリオール議定書第2回締約国会合において以下のことを決議する。

Ⅰ．モントリオール議定書の附属書ＡグループⅡに属さないその他のハロン(「その他のハロン」)

１．一、二又は三つの炭素原子及び少なくとも一つの臭素原子及びフッ素原子のそれぞれを有し完全にハロゲン化され、かつ、モントリオール議定書の附属書Ａに属さないもの(以下、「その他のハロン」)と呼ぶ)であり、さらに、オゾン層に脅威を与えるような化学的性質を有する又はオゾン層に脅威を与えるような数量となるような物質の生産及び消費を認めないか又は禁止すること。

２．より環境に適した他の代替物質又は代替技術が利用できない分野への必要不可欠な用途以外の使用を抑制すること。

３．当該その他のハロンの年間生産量及び消費量を議定書の事務局に報告すること。

Ⅱ．過渡的物質

１．必要な場合においては、HCFC のようなオゾン層破壊係数の小さい過渡的物質の採用及びオゾン層を全く破壊せず、より環境に適した代替物質又は代替技術により適切な時期にこれらに代替する物質の採用を容易にするために、以下の指針を適用すること。

（ａ）過渡的物質の使用は、他のより環境に適した代替物質又は代替技術が利用できない分野における用途に限られるべきである。

（ｂ）過渡的物質の使用は、人の生命及び健康を保護するような特別な場合を除き、規制物質及び過渡的物質により現在満たされている用途の範囲外であるべきではない。

（ｃ）過渡的物質は、他の環境上の安全性及び経済的な配慮を満たすことに加え、オゾン層の破壊を最小に抑えるように選ばれるべきである。

（ｄ）大気への排出を最小に抑えるために、極力、排出抑制機構、回収及び再利用が採用されるべきである。

（ｅ）過渡的物質はその最終的な使用の最後において、極力、回収され、最終の注意を払って破壊されるべきである。

２．科学的根拠により求められる時期に、その時期は、現時点においては 2040 年よりも遅延することなく、もし可能ならば 2020 年よりも遅延すべきではないが、オゾン層を全く破壊せず、より環境に適している代替品による置き換えを行う展望をもって、過渡的物質の用途、オゾン層破壊及び地球温暖化への寄与並びに代替製品及び応用技術の可能性を定期的に検討すること。

Ⅲ．1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)

１．出来るだけ早期に 1,1,1-トリクロロエタンの生産及び消費を全廃すること。

２．　技術検討委員に、削減及び全廃が技術的に可能な最も早い時期に調査するよう要請すること。

３．技術検討委員会に、1992 年までの締約国会合によって検討するために、締約国の準備会合にそれらの調査の成果を報告するように要請する。

Ⅳ．より厳しい措置

１．この議定書により求められる対策よりも厳しくかつ広範囲な措置をすでに講じた締約国を評価すること。

２．この議定書第 2 条 11 の精神に基づき、オゾン層保護のためのかかる措置の採用を勧奨すること。

（４）規制措置に関する声明（1991年）

[Source: para 60 of the report of the Third Meeting of the Parties]
made by the Heads of Delegations representing the governments of Sweden, Finland, Norway, Switzerland, Austria, Germany and Denmark at the Third Meeting of the Parties

We, the heads of delegations of Sweden, Finland, Norway, Switzerland, Austria, Germany and Denmark, believe that the recent analysis of the state of the stratospheric ozone layer calls for the adoption of more stringent control measures at the Fourth Meeting of the Parties in 1992.

We are also of the opinion that the substitution of the controlled substances with transitional substances must be as moderate and temporary as possible.

We note that the London resolution urges the adoption, in accordance with the spirit of the paragraph 11 of Article 2 of the Protocol, of more stringent measures in order to protect the Ozone Layer. Because of this we express our firm determination to phase-out the production and the consumption of CFCs, halons and carbon tetrachloride controlled by the Montreal Protocol, as soon as possible but not later than the year 1997 and to phase-out 1,1,1–trichloromethane (methyl chloroform) as soon as possible but not later than the year 2000. We also think it is necessary to tighten the timetable agreed upon in the Montreal Protocol taking due account of the special situation of developing countries.

We are also determined to limit by no later than 1995 the use of transitional substances (HCFCs) to specific key applications where other more environmentally

suitable alternative substances or technologies are not available, and to phase-out their use in those areas as soon as technically feasible.”

（5）臭化メチルに関する決議(1992 年)

科学アセスメントで提起された重大な環境問題を考慮して、臭化メチルの排出削減と、その回収、リサイクルおよび再生のため、あらゆる努力を払うことを決議する。締約国は、適切な場合には第 5 条 1 の適用を受けない締約国について遅くとも 2000 年までに第 1 段階として、例えば 25%削減から始める具体的な目標を含む、臭化メチルに関する全般的規制要綱及び考えられる削減期日を 1995 年の第 7 回会合以前に、国連計画の科学評価パネル及び技術経済評価パネルの評価に基づいて決定するため、それらの評価パネルが実施する完全な評価を受理することを期待する。

（6）ユーゴスラビアの問題（1992 年）

EU を代表とする英国代表の声明

EU 及びその加盟国が、ユーゴスラビア連邦共和国がユーゴスラビア社会主義連邦共和国の自動的継承者であるとは認めないことを、我々はすでに多くの機会に明確にしてきた。

この点に関して、ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)が国連における旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の成員としての地位を自動的に継承することができないと考え、従って、ユーゴスラビア連邦共和国は、国連の参加を申請しなければならず、総会の作業に参加すべきではないという、1992 年 9 月 23 日採択の総会決議 47/1 に、我々は注目する。

EU とその加盟国はまた、総会決議をその他の国連機関に適用することに関する国連法律理事会の助言に注目した。我々は、総会決議 47/1 を、やがて該当する場合は、特別の機関およびその他の国連機関における措置のモデルとみなす。

ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)の代表が、本会合で正当にユーゴスラビアを代表とすることを、我々は認めない。問題の代表の存在が、EU とその加盟国がとる可能性のある今後の措置に偏見を及ぼすことはない。

ユーゴスラビア代表の声明

我々は、ユーゴスラビア連邦共和国の地位に疑問を提する二、三の国の声明に対し、遺憾に思う。ユーゴスラビアに対する制裁と併せて、このような方法は、ウィーン条約およびモントリオール議定書の基本的前提に本質的に反することを強調したい。

本会合は、地球的性格を持つ問題であるオゾン層の保護に向けられたものであり、政

治問題の提起は、本会合の目標到達に役立たない。
ユーゴスラビアは、望むらくは暫定的に総会の会合に出席しないが、ユーゴスラビアは国連及びその機関から排除されてはおらず、それらの目標達成のために集中的に取り組んでいる。
同時に、それが地球と我々自身の利益であるという事実を認識して、我々は、本会合の作業に積極的に貢献したい。

（7）HCFC に関する覚書（1993 年）

部分的にハロゲン化された HCFC からオゾン層を守るための更なる方策に関するドイツ、リヒテンシュタイン、スイス及びオーストリアの環境問題担当大臣による覚書

1992 年 11 月 25 日に、コペンハーゲンにおいてモントリオール議定書締約国によって到達した決定に係わらず、また、北半球上空の保護的なオゾン層の明確な減少をもう一度示している最近の観測を懸念し、環境に害の少ない代替技術が大きな進歩をとげている事を認識し、ドイツ、リヒテンシュタイン、スイス及びオーストリアの環境問題担当大臣は、以下の事項を宣言する。

◇多くの分野において、CFC の置換は、HCFC を使用せずに、現在既に達成されている。
◇HCFC の削減スケジュールはコペンハーゲンで同意された 2004 年ではなく直ちに開始すべきである。
◇HCFC の削減計画は、2030 年までより早く完了されるべきである。HCFC の削減のためにヨーロッパ共同体により設定された 2015 年の目標は、絶対最小限のものである。

モントリオール議定書締約国は、それ故、可能な限り早急に全てのオゾン層破壊物質を削減する全ての手段を取ることを求められている。

（8）HCFC に関する宣言 （1993 年）

オーストリア、ベルギー、ボツワナ、デンマーク、ユーロッパ経済共同体、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国、ジンバブエ

上記締約国は、第 5 回モントリオール締約国会合に出席し、
北半球及び南半球の双方のオゾン層の継続する破壊を懸念し、
HCFC の排出削減は、特に大気中の塩素濃度が危機的な最高値に到達する今後 10 年間の間に、オゾン層に好ましい影響を与えることを認識しつつ、
同時に、より環境的に健全な代替物質及び技術が、既に存在するか、もしくは急速に開

発されつつあること、および各分野において、CFC の完全な置換が現在 CFC を使用せずに達成され得ることを認識しつつ、

第 4 回議定書締約国会合で決定された規制措置を更に強化する必要性を強調し、

HCFC の使用を、絶対に必要とされる用途に限定する全ての措置をとり、かつ HCFC の消費量を可能な限り早急に、しかし 2015 年より遅くも無く削減する確固たる決意を宣言する。

（9）臭化メチルに関する宣言（1993 年）

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国、ジンバブエによる宣言

上記締約国は、第 5 回モントリオール議定書締約国会合に出席し、

部分的には臭化メチルに起因する、北半球および南半球の双方のオゾン層の継続する破壊を懸念し、

臭化メチルの排出の削減は、特に大気中の塩素濃度が危機的な最高値に到達する今後 10 年間の間に、オゾン層に好ましい影響を与えることを認識しつつ、

同時に、多くの場合、より環境的に健全な代替の物質、方法及び技術が、既に入手可能であり、かつその他も急速に開発されつつあることを認識しつつ、

第 4 回議定書締約国会合で決定された規制措置を更に強化する必要性を強調し、

臭化メチルの消費量を、遅くとも 2000 年までに、少なくとも 25%まで削減し、かつ技術的に可能な限り早急に、完全に削減する確固たる決意を宣言する。

(10)　移行経済国の宣言（1993 年）

第 5 回オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国会合におけるベラルーシ、ブルガリア、ルーマニア、ロシア連邦、およびウクライナの政府の代表団団長による宣言

我々、本会合に出席している移行経済の国であり、かつモントリオール議定書の締約国であるグループ、即ち、ベラルーシ、ブルガリア、ルーマニア、ロシア連邦、およびウクライナの政府の代表団団長は、モントリオール議定書に基づく我々の国の責務に関する事態を議論し、

◇相互理解および神前の精神に基づいて、オゾン層保護に関する相互に利益のある、

公平かつ効果的な国際協力の開発に利するように、基本的な立場から始め。

◇我々の努力と利用できる可能性の限度まで、ウィーン条約およびモントリオール議定書のゴールの達成を促進し、

◇検討中のすべての事項に関するウィーン条約およびモントリオール議定書の締約国の間のコンセンサスを維持することに努め、

◇世界の大多数の国が、西ヨーロッパで起こっている政治的並びに社会経済的な変化を支持し、かつ社会経済的関係の再構築の過程が長引く困難な時期に入っており、多額の財政的出費を必要とし、同時に他の諸国の政治的、経済的並びに道徳的な支援にしには生じ得ない事実を認識していると理解し、

我々は、モントリオール議定書締約国に対し、第6回締約国会合において移行経済の特殊事情の問題について、モントリオール議定書に基づく彼らの義務の達成に譲歩とある柔軟性とを与えるよう決定することを要請する。

（11）多数国間基金に関する宣言 （1994年）

アルゼンチン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、インド、マレーシア、ペルー、フィリピン及びウルグアイの代表からの宣言

上記の第5条適用国であるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国は、

リオ会議で確立された、先進国及び開発途上国の間の共通であり、しかし区別された義務を有する、全地球的なパートナーシップに訴え、

第5条適用国におけるオゾン層破壊物質の削減を奨励する多数国間基金の積極的な貢献を認識し、

多数国間基金の危機的な財政的状況を懸念し、

同時に、政策の検討に基づく第5条適用国への基金の既に欠乏している財源の利用に対する新しい制限を懸念し、

かかる傾向が第5条適用国のODS削減に関する約束に対して、否定的な影響を与えた事実を十分に認識し、

第5条適用国によって採択された、特に、彼らの国家計画の中の産業界の作戦に従い、多数国間基金の財源を切り開く必要性を認め、

増加費用を補う基金からの財政的支援に関する確実性、信頼性および予知性の要素を国内産業に提供する必要性を見出し、

次の通り主張する。

（a）最も早期に実現可能な期日および最も環境的に安全な方式により、第5条適用国が議定書に基づく彼らの義務に合致するよう、第5条適用国のための適当な財源を保

証するために、モントリオール議定書実施のための多数国間基金に、第 2 条適用国が、彼らの財政的誓約を果たすこと。

（b）第 5 条適用国の財政的及び技術的必要性をカバーするために、多数国間基金の新しい

補充の必要性を、締約国が適切に評価すること。

（c）第 5 条適用国における削減プロジェクトのための全ての分野及び一部の分野が、融資のために多数国間基金に提出され、4 年までの期間が増加運営費用の計算の間に検討されるべきであることを、締約国が反復して発言すること。この計算は、このプロジェクトの特定の性格に従って、ケースバイケースに行われるべきである。

（d）第 5 条適用国のそれぞれの産業界の作戦、および特定の社会的、環境上、および経済的な性格に従って、ODS の削減を目指す全てのプロジェクトのために、多数国間基金からの適切な融資を保証する必要性を、締約国が検討すること。

（e）ODS の削減に係わる第 5 条適用国が、輸出による収入の損失を被らないことを保証する必要性を、締約国が反復して発言すること。

（f）ODS フリー製品を輸出することができる企業が、多数国間基金により十分に支援されることを、特に、第 5 条適用国間の技術に進んだ製品の交換による利益、およびオゾン層の保護における総体的な利害関係を考慮にいれて、締約国が確認すること。

（g）構成かつ最も有利な条件により、第 5 条適用国に最良の利用可能な、環境的に安全である代替技術の移転を、第 2 条国が保証すること。

（h）産業界の再転換のための多数国間基金で融資された代替技術が、適切でありかつ予測でき、今後制限を受けないことを、締約国が保証すること。

（i）モントリオール議定書の約束を維持し、オゾン層を保護するために、多数国間基金の選択性および制約性への傾向を止める必要性を、総合的にかつ最も民主的な方法で、締約国が検討すること。

(12) HCFC に関する宣言 (1995 年)

アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、チリ、コスタリカ、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マラウィ、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国およびウルグアイによる宣言

第 7 回モントリオール議定書締約国会合に出席した上記締約国は、南北両半球のオゾン層の継続的破壊について憂慮し、HCFC の排出のさらに著しい削減が、特に大気中の塩素濃度が決定的な最大値に達する今後 10 年において、オゾン層に有利な影響を与えるであろうことを認識し、さらに環境的により健全な代替物質および代替技術がほとんど全ての用途に対して商業的に利用可能であり、ますますそれらが使用されていることを認識して、

（a）CFC の完全な代替が HCFC の使用に依存する必要がないという事実を明確にし、
（b）第 2 条および第 5 条の適用を受ける国において、第 7 回議定書締約国会合で決定された規制措置をさらに強化する必要性を強調して、
（c）できるだけ速やかに HCFC の使用を制限する全ての適切な措置を取る

(13) 臭化メチルに関する宣言（1995 年）

オーストラリア、ボツワナ、カナダ、アイスランド、モーリシャス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国、米国およびベネズエラ

第 7 回モントリオール議定書締約国会合に出席した上記締約国は、臭化メチルに関する規制の強化において建設的なステップをとめために国際社会を促し、臭化メチルの削減へ向けてのより迅速な動きが、人間および環境へのオゾン破壊の影響を低減することを認識し、締約国の中にはより早い段階で代替品を採用することができる国もあり、いくつかの締約国は次の数年で臭化メチルを大幅に削減するための国内政策を採用していることを認識して、国家レベルで以下の事項をはっきりと決定することを宣言する。
（a）代替品を広範囲に採用することを推奨する
（b）臭化メチルの消費を厳密な意味で必要な用途に限定し、できるだけ早急に臭化メチルの消費を削減するために、あらゆる適切な措置を取る

(14) HCFC に関する宣言（1997 年）

アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、チェコ、デンマーク、EU、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ナミビア、オランダ、ノルウェー、ホーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国およびウガンダ

第 9 回締約国会合に出席した上記締約国は、オゾン層に対する HCFC の影響を懸念し、科学データから、HCFC の一層の消費規制ならびに生産規制の導入が必要であることを認識し、環境に健全で、経済的に利用可能な代替物質及び代替技術が利用できるようになっており、あるいは急速に利用できるようになりつつあることも認識し、モントリオール議定書締結 10 周年締約国会合において HCFC に関する成果が得られないことを懸念し、第 11 回締約国会合において、科学的データに基づいて、HCFC の削減期日、上限の引き下げ、利用制限と生産規制を含む HCFC 消費量の抑制のための次の段階を締約国会合が決定すべ

きだとするそれぞれの立場を宣言する。

（15）第 9 回会合における臭化メチルに関する宣言（1997 年）

ボリビア、ブルンジ、カナダ、コロンビア、デンマーク、ガーナ、アイスランド、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ルーマニア、スイス、ウルグアイ、ベネズエラ

世界気象機関は、臭化メチルがオゾン層を大幅に破壊すると結論しており、1994 年科学評価パネルは、臭化メチルの除去が各国政府が将来のオゾン層の損失を抑制するために取るべき単独で最も重要な措置であると結論している。

臭化メチルが労働者、国民の健康及び世界の生態系に極めて有害であることも明らかである。

TEAP の 1994 年及び 1997 年の報告では、先進国、発展途上国の双方で経済的に利用可能な臭化メチルの代替物質・技術を他種類指定している。

Environment Canada の最近の報告では、UV-B 照射量の減少に伴う世界の経済的利益は、2060 年までに 4,590 億ドルと推定している。

モントリオール議定書締結 10 周年締約国会合は、UV-B 照射量の増加から国民の健康と環境を守る削減スケジュールを採択することができなかった。

以上を前提として、以下の通り決議する。

（a）国内レベル及び国際レベルで、臭化メチルの削減を早急に実施する緊急対策が必要である。

（b）したがって、締約国は、自国及び全世界において臭化メチルの持続可能な代替物質・技術の利用を促進することを誓約する。

（16）HCFC、HFC および PFC に関する宣言（1998 年）

オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、欧州共同体、フィンランド、フランス、ドイツ、グルジア、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラオス人民民主共和国、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、そしてウズベキスタン。

第 10 回モントリオール議定書締約国会合に出席した上記締約国は、

南北両半球におけるオゾン層破壊の継続に関連して、

地球温暖化がオゾン層の回復を遅らせているという科学的徴候に懸念を表明し、

ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の放散を一層削減することが、特に成層圏の塩素濃度が最大に達する今後数年、オゾン層に有益な影響を与えることを自覚して、そして環境上より適切な代替物質と技術が、営業上も、現実に全ての HCFC アプリケーションに利用可能であること、そして益々多く使用されるようになっていることも認識し、京都議定書の附属書 A が、高い地球温暖化能力を考慮して、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）とパーフルオロカーボン（PFC）を含めていることに特に言及し、他のより環境に優しい代替品または技術が利用可能であるにもかかわらず、HCFC、特に HCFC-141b を使った数多くのプロジェクトが、多数国間基金から資金を提供されていることに関して、

１．全てのモントリオール議定書の諸団体に対し、より環境に優しい代替品または技術が利用可能な、過渡的物質（HCFC）の使用を支援しないよう呼びかけ、

２．モントリオール議定書の全ての締約国に対し、地球温暖化に大きく作用する代替品の使用を、その他のより環境に優しく、安全で、技術的にも経済的にも実現可能な代替品または技術が利用可能であれば、停止するため、総合的な地球温暖化能力を考慮して、全ての ODS 代替技術を検討するよう促す。

(17)　オゾン層保護改定締約に関する北京宣言(1999 年)

我々、オゾン層保護に関するウィーン条約締約国とオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書締約国の環境大臣と代表団長は、

中華人民共和国政府の招待を受け、1999 年 11 月 29 日から 1999 年 12 月 3 日まで、中国の北京で開かれたオゾン層保護に関するウィーン条約第 5 回締約国会議とオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第 11 回締約国会合に参加し、

オゾン層の保護およびウィーン条約とモントリオール議定書の実行に関する重要な問題について徹底した討議を行い、

この分野でのこれまでの実績をあらためて確認すると共に、今後我々が直面する課題に誠意をもって取り組む意思を示し、

新たなミレニアムを迎えて、現在および将来の世代の環境の安全を守るために、ウィーン条約とモントリオール議定書の実行を通じて、また、オゾン層破壊物質の段階的削減を促進させることでオゾン層保護に取り組むことをあらためて確認し、

以下の通り宣言します：

１．ヘルシンキ宣言採択以降の 10 年間においてモントリオール議定書の実行が大きく前進したことは喜びにたえません。このことは、第 5 条第 1 項非適用国が 1996 年 1 月 1 日をもって CFCs の生産と消費を打ち切り、第 5 条第 1 項適用国が 1999 年 7 月 1 日をもって CFCs の生産量と消費量を 1995-1997 年の平均レベル以下に抑えることを約束した事

実に表れています。

2．また、これまでの締約国会議で我々が合意した規制措置に沿って、その他のオゾン層破壊物質の抑制と段階的削減も前進しつつあることも喜びにたえません。

3．我々は、この機会に、各国政府、国際組織、関係のグループ、専門家がこの前進に向けて行った努力に心から感謝を表明したいと思います。

4．しかしながら、我々は、これまでの成果に甘んずるわけにはいかないことは重々承知しております。オゾンホールはいまだ拡大しており、オゾン層の復旧にはまだかなりの時間を要することは、科学研究者の報告から明らかです。更に、過去10年間見てきた通り、我々、特に第5条第1項適用国は、いまだ資金レベルや技術移転などの大きな課題に直面しています。

5．1999年7月1日以降、オゾン層破壊物質の大幅な削減の時代に入り、締約国が更に義務の履行を強化せねばならないことを、我々は強く認識しております。

6．したがって、我々は、ウィーン条約とモントリオール議定書に基づく義務の履行のためによりいっそう強い政治的意思を示し、よりいっそう有効な措置をとるよう、締約国に訴えたいと思います。

7．我々は、第5条適用国へのオゾン層破壊物質の移転を減らすことによって、モントリオール議定書に基づく第5条適用国の義務の履行努力の負担を最少限にすることで、ウィーン条約とモントリオール議定書の採択時に見られた協力の精神と原則を守るよう締約国に訴えたいと思います。また、我々は、オゾン層破壊物質の密売の防止、これまでの成果の維持をより効果的に行うために、当該物質の輸出入に関する政策を策定するよう締約国に訴えたいと思います。

8．更に、我々は、第5条第1項非適用国に対しては、第5条第1項適用国の義務の履行を助けるために、適用国に対して特恵条件でしかるべき資金を提供し、すみやかに環境にやさしい技術を移転することで、いっそう強い政治的意思を示すよう訴えたいと思います。

9．また、我々は、国際社会に対しては、オゾン層の保護という我々の目的達成に努めると同時に、オゾン層の保護に対する関心をいっそう強め、効果的な協力を通じてすべての国の社会的、経済的発展を促進するよう訴えたいと思います。

(18) ワガドゥグ宣言（2000年）

我々、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書締約国の環境大臣と代表団長は、

2000年12月13-14日にワガドゥグで開催されたモントリオール議定書第12回締約国会合のハイレベル部会に出席するようにとのブルキナ・ファソ政府の招待を受託し、

すべての締約国がオゾン層破壊物質の段階的削減を進めている事実に留意し、

今回の会議で求められたモントリオール議定書とバーゼル条約との間の協力に留意し、

情報の配布、意識向上および能力育成の分野において各国政府、多数国間基金および各種機関が行った重要な仕事に深く感謝し、

新たなミレニアムの始まりにあたって、モントリオール議定書を効果的に実行し、可能であれば、オゾン層破壊物質の生産と消費を段階的に削減する我々の努力を促進することによって、オゾン層保護に関する我々の締約を再確認し、

モントリオール議定書を実行する際の発展途上国の異なる状況に取り組むにあたっての各国の行動および国際的協力の重要性に配慮し、

オゾン層保護のためにはいまだなすべきことが多々あることに留意し、

以下の通り宣言します：

1．我々は、ヘルシンキ宣言採択以降の 10 年間においてモントリオール議定書の実行が大きく前進したことを高く評価いたします。このことは、第５条第１項非適用国が 1996 年１月１日をもって CFCs の生産と消費を実質的に打ち切り、第５条第１項適用国がこれまでにオゾン層破壊物質を全体として大幅に削減したことによって証明されています。
2．我々は、この前進に寄与した各国政府、国際組織、業界、専門家、グループに心から感謝を表明いたします。
3．我々は、オゾン層破壊物質およびオゾン層破壊物質を含む装置や製品の違法な生産と消費および取引の防止のために必要な手段を講じるようすべての締約国に奨励します。
4．我々は、下記の分野における強力な国際協力および各国の行動を奨励します：
　＊技術移転
　＊ノウハウと能力育成
　＊通関法の調整
5．我々は、モントリオール議定書の実行のために各国が合意した多数国間基金への拠出金を適時に支払うよう訴えます。
6．我々は、モントリオール議定書の修正を批准し、完全に実行するよう、すべての締約国に奨励します。
7．我々は、オゾン層保護を経済社会開発計画に盛り込むよう締約国に求めます。
8．我々は、オゾン層破壊物質を使用している一般人およびすべての関係者を対象とした規制を採択、適用し、意識向上キャンペーンを行うようすべての締約国に奨励し、より環境に望ましい代替物質の採用を奨励します。
9．各国のオゾン対策本部の支援を続けるよう地域オゾン・ネットワークに奨励します。

（19）コロンボ宣言（2001 年）

2002 年の来たるべき持続可能な開発に関する世界サミット、モントリオール議定書 15 周年および多数国間基金設立 10 周年を記念するためのオゾン層保護の改訂締約に関するコ

ロンボ宣言

2001年10月16－19日にコロンボで開催されたオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第13回締約国会合の我々環境関係閣僚および代表団長は、

スリランカ民主社会主義共和国の政府の招待を受けて、2001年10月18－19日に開催された第13回締約国会合ハイレベル部会に参加し、

多数国間基金設立10周年およびオゾン層保護のために尽くした同基金の実績に留意し、

すべての締約国におけるオゾン層破壊物質の段階的削減の前進をあらためて確認し、

モントリオール議定書をもっとも成果の上がる多国間環境協定とし、世界的な批准を実現するために各国政府、多数国間基金、国連環境計画、各種実施機関が尽した努力に十分に感謝し、

気候変動、オゾン層破壊などの環境問題の相関性を認識し、

2002年がリオ環境開発会議、地球サミット10周年およびモントリオール議定書15周年となることをあらためて確認し、

他の多国間環境協定の下でも同じ進歩を実現するために、モントリオール議定書の下で得られた経験を当該多国間環境協定と共有することの重要性を認識し、

以下の通り宣言する：

1．我々は、過去 10 年間、多数国間基金がモントリオール議定書の実行に大きく貢献し、第５条締約国の遵守状況を大幅に前進させることができた点を喜びをもって指摘する。
2．我々は、遵守状況の前進に貢献した各国政府、国際組織、非政府組織、専門家および個人に深く感謝の意を表明する。
3．我々は、ODP を含んでいる可能性のある新しい物質を使用するにあたっては相当な注意を払い、移行物質を使用する場合は情報に基づき決定を行うよう、各国政府およびすべての関係者に促す。
4．我々は、ODP の恒久的段階的削減を持続的に行い、必要な国内政策および法制度を確立することで段階的削減義務を遵守するよう、第５条締約国に訴える。
5．我々は、次の３年間（2003-2005 年）、多数国間基金の必要な補充を行うにあたって協力するよう、すべての締約国会合に訴える。
6．我々は、多数国間基金への拠出努力を続けるようすべての第５条非締約国に訴える。
7．我々は、オゾン層を保護しつつ、環境被害を最小限にするための利用可能で、利用しやすく、手頃な価格の代替物質・技術を確認し、利用するよう、締約国に促す。
8．我々は、オゾン層保護のためになすべきことは多々あることを十分に認識している。
9．我々は、2002 年に南アフリカのヨハネスブルクで開催される持続可能な開発に関する世界サミットにおいてモントリオール議定書の成果を共有することを決議する。

（20）第 13 回会合に出席した太平洋諸島諸国による宣言(2001 年)

我々、フィジー、キリバス、ニウエ、パプア・ニューギニア、サモアの政府は、オゾン層破壊物質が環境および世界の住民に重大な脅威を及ぼしていることを認識し、

我々は、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の締約国によるオゾン層破壊に対する取り組みが大きく前進することに留意し、

太平洋諸島諸国は、世界においてオゾン層破壊物質の消費量がもっとも少ない国に属している。オゾン層破壊物質は、漁業、観光、食物保存を含む我々の経済発展にとって重要な分野で利用されている。

我々は、条約および議定書の目標を国、州、世界のレベルで達成するために引き続き努力する意思のあることを宣言する。

我々は、国連環境計画技術・産業・経済部門（UNEP-DTIE)および南太平洋地域環境計画（SPREP)を通じて各国の遵守アクション・プラン（NCAPs)の策定に当初支援していただいた多数国間基金、オーストラリア政府およびニュージーランド政府に感謝の意を表明する。

この状況において、我々は、太平洋諸島諸国が環境計画を実行するための国家計画を補足する効果的な手段として地域協力が位置づけられていることを認識する。世界的規模および地域的規模で成果を上げるために引き続き努力するという我々の意思に関連して、我々は、太平洋地域のための地域戦略の一環として、太平洋諸島諸国が以下を行うことができるよう、一致して努力することを約束する：

（a）適切であれば、モントリオール議定書およびその改正を批准する。

（b）特に免許システムを利用するためのオゾン層破壊物質の輸出入規制およびしかるべき法令を早急に採択する。

（c）オゾン層破壊物質の消費と生産を削減、排除するためのプランを遵守するために必要なあらゆる措置をとる。

（d）オゾン層破壊物質の消費に関する報告の必要性に関する第７条を効果的に履行する。

（e）できれば 2005 年までに CFCs を全廃できるよう段階的削減を促進することを約束する。

我々は、モントリオール議定書を遵守できるようにするための国家計画および地域協力機構を実行するための個々の必要性を考慮に入れ、太平洋諸島諸国を財政支援するよう、多数国間基金執行委員会に求める。

我々は、2003-2005 年の３年間、多数国間基金の補充レベルを検討する際には、太平洋諸島諸国の独特な事情を考慮にいれるよう、すべての締約国に促す。

（21）臭化メチルに関する宣言　(2003 年)

Austria, Belgium, the Czech Republic, Denmark, Estonia, the European

Community, Finland, France, Germany, Greece, Ireland, Italy, Luxembourg, the Netherlands, Poland, Portugal, Slovakia, Spain, Sweden and the United *Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,*

Recognizing that technically and economically feasible alternatives exist for most uses of methyl bromide, and noting that Parties have made substantial progress in the adoption of effective alternatives;

Mindful that exemptions must comply fully with decision IX/6, and are intended to be limited, temporary derogations from the phase-out of methyl bromide;

Resolved that each Party's methyl bromide use should decrease each year, targeting the closure of the critical-use exemption as soon as possible in non-Article 5 Parties;

Taking account of the recommendation by the Technology and Economic Assessment Panel that critical-use exemptions should not be authorized in cases where feasible options are registered, available locally and used commercially by similarly situated enterprises;

Declare their firm determination at the national level:
To take all appropriate measures to limit the consumption of methyl bromide to those strictly necessary applications that are in keeping with the spirit of the Protocol and will not lead to an increase in consumption after phase-out.

（22）臭化メチルの消費量を削減する宣言 （第１回臨時会合）
by Austria, Belgium, Costa Rica, Czech Republic, Denmark, El Salvador, Estonia, Ethiopia, Finland, France, Germany, Greece, India, Indonesia, Italy, Jamaica, Japan, Jordan, Kiribati, Lebanon, Luxembourg, Malaysia, Mexico, Mozambique, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Saint Lucia, Serbia and Montenegro, Slovakia, South Africa, Spain, Sri Lanka, Sweden, Switzerland, Syrian Arab Republic, Thailand, Turkey, United Kingdom and the European Community
The above Parties present at the first Extraordinary Meeting of the Parties.

Recognizing that technically and economically feasible alternatives exist for most uses of methyl bromide, and noting that Parties have made substantial progress in

the adoption of effective alternatives,

Mindful that exemptions must comply fully with decision IX/6 and are intended to be limited, temporary derogations from the phase-out of methyl bromide,

Resolved that each Party's methyl bromide use should decrease, targeting the closure of the critical-use exemption as soon as possible in non-Article 5 Parties,

Declare their firm intention at the national level to take all appropriate measures to strive for significantly and progressively decreasing production and consumption of methyl bromide for critical uses with the intention of completely phasing out methyl bromide whenever technically and economically feasible alternatives are available.

（23）プラハ宣言（2004 年）

We, the ministers of the environment and heads of delegation of the following Parties to the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer attending the Sixteenth Meeting of the Parties of the Montreal *Protocol in the city of Prague: Algeria, Armenia, Austria, Belgium, Belize, Bosnia and Herzegovina, Bulgaria, Burkina Faso, Burundi, Cambodia, Cameroon, Congo, Croatia, Cyprus, Czech Republic, Democratic Republic of the Congo, Denmark, Dominica, Dominican Republic, Egypt, Estonia, European Community, Fiji, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Iceland, Ireland, Italy, Kuwait, Kyrgyzstan, Lao People's Democratic Republic, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Maldives, Malta, Mozambique, Nepal, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Romania, Russian Federation, Serbia and Montenegro, Slovakia, Slovenia, South Africa, Spain, Sri Lanka, Sweden, Switzerland, Thailand, The former Yugoslav Republic of Macedonia, Turkey, Ukraine, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Viet Nam, Zambia*

Recognizing the need to continue the momentum of unique and successful cooperation among the world communities in negotiating and implementing the Montreal Protocol,

Aware of the need to maintain the integrity of the Montreal Protocol to continue on the road to the recovery of the ozone layer and to its subsequent sustainable

preservation,

Conscious of the Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development and the need successfully to implement the Montreal Protocol in order to attain sustainable development objective,

Cognizant of the findings of the Scientific Assessment Panel of the Montreal Protocol and the Intergovernmental Panel on Climate Change on interlinkages between ozone layer depletion and climate change,

Recognizing also that the mainstreaming of the environmental dimension into national strategies for sustainable development and poverty reduction remains an important challenge to all countries,

Aware of the efforts of the world community to develop a strategic approach to international chemicals management,

1. *Reaffirm* their commitment to continue their efforts to protect the global environment and the ozone layer, bearing in mind in particular the Rio Principles, including the principle of common but differentiated responsibilities;
2. *Stress* the need in particular, to implement the relevant elements of the Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development concerning the sound management of chemicals, including the prevention of international illegal trade in ozone-depleting substances, hazardous chemicals and hazardous wastes;
3. *Emphasize* the need for developing countries to implement multilateral environmental agreements and mainstream environmental considerations in their sustainable development and poverty reductions strategies to maximise the efficiency of the technical and financial support provided;
4. *Reiterate* the need to help provide support for the implementation of chemicals-related multilateral environmental agreements to developing countries and countries with economies in transition, for the Montreal Protocol including through an adequate replenishment of the Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol and the Global Environment Facility and enhanced cooperation between these funds;
5. *Enhance* the collaborative efforts towards technological development, in particular those related to the protection of the ozone layer and the mitigation of

climate change, and transfer technology to the countries that need it;

6. *Seek* alliance with other multilateral instruments like the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions to contribute to an effective strategic approach to international chemicals management; and
7. *Declare* the willingness of the Parties assembled in this City of Bridges to contribute to building bridges between the relevant multilateral environmental agreements and to help them draw inspiration from the success of the Montreal Protocol while, in turn, drawing inspiration from them in meeting future challenges.

（24）モントリオール宣言(2007 年)

モントリオール議定書の締約国は、

議定書の 20 周年に際して、ハイドロクロロフルオロカーボンの段階的削減の加速に関する画期的な合意と、これによりオゾン層保護のための地球規模の努力における大きな一歩を踏み出すと同時に、気候変化を含む環境への更なる有益な影響を与える機会を提供するという、成功裡の結論を誇りを持って祝福し、

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下で過去 20 年にわたって達成されてきた地球のオゾン層を現在及び将来の世代のために回復・保護するための歴史的な地球規模の協力について栄誉を持って確認し、また、特に、

モントリオール議定書がオゾン層の回復に向けた実質的かつ実証された進展をもたらし、最も成功した多数国間環境協定の 1 つとして認められていること、

モントリオール議定書の成功が先進国と開発途上国との間の前例のない協力の精神を反映したものであること、

モントリオール議定書が、全ての締約国が参加し十分に取り組むという約束に基づき、締約国の共通だが差異のある責任という概念の上に機能していること、

モントリオール議定書が締約国の政策決定に情報を提供する科学・経済・環境・技術上の援助を行う機関、及び締約国の遵守及び関連する能力開発の支援を行ってきたモントリオール議定書の実施のための多数国基金によって支えられていること、

オゾン事務局がモントリオールの成功に際し全ての締約国を十分に支援してきたこと、

モントリオール議定書が環境及び人の健康の保護に大きく貢献する技術革新の発展を促進してきたこと、

オゾン層を保護するためにとられた措置が気候変化を含む地球大気の問題に極めて有益な影響をもたらしたこと、

モントリオール議定書は、その誕生以来、社会の全ての分野にわたる幅広い参加を歓迎するとともにそれによって便益を受けていたことに留意し、

モントリオール議定書の成果をもってしても、オゾン層は引き続き脆弱であり、回復するには数十年を要すること、及びオゾン層の長期的な保護は締約国による継続的な警戒、努力並びに措置に依存することを認め、

全ての締約国がその段階的削減義務を履行するとともに、オゾン層破壊物質がオゾン層を脅かすことを防止するための適切な措置をとる重要性を認め、

モントリオール議定書が地球の最も脆弱な部分及びその住民に便益をもたらすことに果たしている継続的な役割を認め、

1．議定書上の義務に従ってオゾン層破壊物質の消費及び生産を段階的に削減するという約束を再確認し、
2．モントリオール議定書の目的の達成に関する今日までの進展を保障し、新たに生ずる問題に対応するための継続的な警戒の必要性を認め、
3．議定書の改正のすべてをできる限り早期に締結するために努力し、
4．実証及び測定が可能で、野心的だが現実的な目標を有する国際取り決めへのほとんど普遍的と言ってよい参加、及び技術、政策並びに財政上の支援を提供するために設立された仕組み、特に多数国間基金によって果たされた役割の歴史的な、また進行中の重要性を認め、
5．技術移転、情報交換及び能力開発のための協力など様々な手段を通じて、議定書の下での義務を履行するために議定書第 5 条国を支援することの重要性を認め、
6．オゾン層及びオゾン層への脅威に関する我々の理解のために科学が重要な貢献を果たしたこと、及びオゾン層の保護は継続的な地球規模の約束並びに科学的研究・監視・警戒の水準を必要とすることを確認し、
7．モントリオール議定書を支援する機関によって締約国に提供された特別な業績並びに尽力、及びそれら機関の継続的な役割の重要性を認め、
8．他の環境問題、特に気候変化にも対応する方法でオゾン層の回復を加速することの重要性を認め、
9．人及び環境の保護を強化するために、モントリオール議定書と他の関連する国際機関及び協定との間の協力の機会を認める。

(25) ドーハ宣言 (2008 年)

我々、オゾン層保護に関するウィーン条約の第 8 回締約国会議およびオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書第 20 回締約国会合に出席した 143 ヶ国の環境大臣および代表団団長は、

1987 年～2007 年に生産されたオゾン層破壊物質の 96%以上を世界的に削減することでオゾン層破壊物質破壊の問題への取組みが進捗したことを承知し、

この進捗が下記のことにより行われたことを認識し、

(a) 先進諸国と発展途上国の間の協力。これには、すべての国がほぼ全世界的に議定書に参加していること、多数国間基金とその執行委員会、履行委員会、議定書の評価パネル、オゾン事務局、多数国間基金事務局などの議定書機関の効率と透明性により証明されている通り、発展途上国の要望に応える規定が定められていることも含まれる。

(b) 多数国間基金の 3 年毎の補充資金が 1991～2008 年に 24 億ドル以上に上っており、議定書の諸規定を全締約国が十分に遵守しており、議定書の全発展途上締約国の能力が、140 を超える各国オゾン担当部署への基金を通じて増強されている。

(c) 発展途上国では、オゾン層破壊物質の生産量と消費量の 80%以上が段階的削減された。すべての締約国が、自国の HCFC の生産量と消費量の段階的削減を加速させることで合意した。国際実施機関および各国実施機関のスタッフが締約国のニーズの変化に対応するために多大な努力をし、適応性を発揮している。業界、非政府組織および学界が議定書の努力の支援に多大かつ寛容な貢献をしている。

(d) 議定書の広範に渡る利益を最大化し、追求している。具体的には、オゾン層保護に加え、気候変動を抑制するための確固たる取組みを行っている。これにあたっては、CFC、ハロンおよび四塩化炭素の生産量と消費量を 2010 年 1 月 1 日までにゼロにし、臭化メチルとメチル・クロロフォルムの生産量と消費量を 2015 年までにゼロにし、必要であれば、HCFC の世界の生産量と消費量を削減するという発展途上国の義務を含め、オゾン層保護のためになすべき残りの作業を考慮する。

過去、現在、将来に渡って締約国が多数国間基金に寛大に拠出すること、更には、モントリオール議定書の目的の実現に多数国間基金が不可欠な役割を果たしていることを認識し、

オゾン層の保護には、世界的な継続的取組み、持続的な科学的研究調査と監視、オゾン層破壊物質の世界の総排出量を公平に規制するための予防対策をとることが必要であることを認め、

オゾン層破壊物質の段階的削減が気候体系と人間の健康に好影響を及ぼし、オゾン層破壊物質の影響を調査し、削減するために議定書締約国が採りうる対策の多くが、緊急かつ効果的な対策の必要性を含め、気候変動に取り組む努力に有益な効果をもたらすことを承知し、

その他の機関との関係を考慮して環境問題に全人的に取り組むにあたってはモントリオール議定書の運営上のリーダーシップを重視することを希望し、

A. オゾン層破壊物質の破壊の問題

1．オゾン層破壊物質のオゾン層と気候変動への影響に緊急に取り組むために、他の国際的法制度の基準に沿ったプロセスを通じて、オゾン層破壊物質のバンク分を破壊するための初期段階の努力に着手することを決定する。

２．オゾン層破壊物質のオゾン層と気候変動への影響を考慮して、オゾン層破壊物質を破壊することの技術面、経済面を評価する詳細なフィジビリティスタディを行うことを約束する。

３．管理方法と融資方法に関する実用的データと経験を生み出すためのパイロット・プロジェクトに着手し、気候変動への成果を実現し、環境面の成果を最大にするために共同融資を強化する機会を探ることを約束する。

B. 補充の問題

４．多数国間基金の資金は、発展途上国が議定書に基づくそれぞれの義務を履行することができるようにするために使用されることを理解した上で、2009 年～2011 年の期間、多数国間基金を 4 億 9,000 万ドル補充する旨の公約を強調する。

C. 大気の観測

５．成層圏内のオゾンおよびオゾン層と気候変動との相互関係を含め、大気を絶えず観測するために、関係のデータ収集計画を完全に実行するよう努力することを、世界各国政府に強く求める。

D. カタール政府の発案

６．下記の施設を設置することを目的としたカタール政府が発表した２つの案を称賛する：

(a) アメリカ合衆国の航空宇宙局の協力を得て、オゾン層および地球の成層圏を監視するための監視ステーションをカタールに設置する。

(b) ODS 代替物質に関する科学的研究調査の実施および環境にやさしい用途の開発を目的として、国連環境計画の協力を得て、カタール科学技術パーク内に、オゾン層・気候変動研究センターを設置する。

E．今回および将来のペーパーレス会議

７．国連の歴史上初めて、ペーパーレス会議を採用、実施し、大きな成功を収めたことに関してカタール政府が目覚しい貢献をしたことを認識する。我々は、将来の国連の会議にもこの慣行を拡大適用することを希望する。ウィーン条約およびモントリオール議定書の締約国が果たしうる革新的貢献に今一度留意し、ドーハにおける成果がモデルとなり、その他の国連のフォーラム他において実質上ペーパーレスの会議を開催することに道を開くことを切に希望する。

８．将来の国連の会議をペーパーレスで開くことができるよう、コンピューターおよびペーパーレスのシステムを贈呈していただいたカタール政府に謝意を表明する。

(26) オゾン層破壊物質に代わる高GWP代替物質に関する宣言(2009年)

アンゴラ、カメルーン、カナダ、チャド、コモロ、コンゴ、クック諸島、ドミニカ共和国、エジプト、フィジー、ガボン、グレナダ、ギニアビサウ、インドネシア、日本、キリバス、マダガスカル、マーシャル諸島、マリ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モロッコ、ナミビア、ニュージーランド、ナイジェリア、パプアニューギニア、パラオ、サンタルチア、ソロモン諸島、ソマリア、スイス、スーダン、チィモール-レステ、トーゴ、トンガ、チュニジア、アメリカ合衆国、ザンビアによる

直ちに緊急の政策を採択し履行しない限り気候変動が現在と将来の世代の脅威となることに対する科学者間の広い合意を認識し、

気候変動が先の予測より早く起こりつつあることを懸念し、

いくつかのオゾン層破壊物質(ODS)を代替する高 GWP ODS 代替物質は強力な温室効果ガスであって気候変動に寄与していることに留意し、

ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)代替に必ずしも高 GWP 代替物質を必要としない事実を強調し；

また、より環境に影響の少ない代替物質と技術が既に存在しているか急速に開発されていること、そして多岐にわたる分野で高 GWP ODS 代替物質からの移行が達成できることに留意し、

また、モントリオール議定書が高 GWP ODS 代替物質のフェイズダウンに良く適応すること、既に現在高 GWP ODS 代替物質を使用している分野において、類似の化学物質を削減したことがあることに留意し、
規制物質として特定の高 GWP ODS 代替物質の生産と消費の段階的削減を含めるためにモントリオール議定書の適切な改訂の可能性について検討し、また、適切な報告を含め UNFCCC と京都議定書との適切な協力を確保する必要を強調し、

高 GWP ODS 代替物質の幾つかは京都議定書で規制されている温室効果ガスバスケットに含まれていること、モントリオール議定書の改訂が既に規制されている高 GWP 物質を UNFCCC あるいは京都議定書の枠組から取り除こうとするものではなく、また締約国により履行される既存の約束に影響を及ぼさないような形で合意されるべきであることに留意し、

すべての国が代替の存在する高 GWP ODS 代替物質の生産と消費のフェイズダウンを速やかに検討することを奨励し、

全ての HCFC 用途で気候に影響の少ない代替物質、製品及び技術の開発を加速することを奨励しかつ促進することを約束することに合意し、

全ての 5 条国に対して、科学情報、研究成果、訓練及び技術移転のアクセスを促進し実践することに合意し、

可及的速やかに高 GWP ODS 代替物質の使用を制限する適切な措置をとることに同意する。

(27) HFC 及び CFC からのグローバルな移行に関する宣言（2010 年）

ハイドロフルオロカーボン（HFC）がモントリオール議定書の下で段階的撤廃されているオゾン層破壊物質（ODS）の代替物質であること、及び今後見込まれる HFC の使用の増加が国際的な団結した行動によって対処されなければならない世界の気候システムに対する主要な課題であることを認識し、

ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びクロロフルオロカーボン（CFC）から温室効果の低い物質への代替を促進するためにモントリオール議定書が適していることを認識し、

HCFC 及びその他の ODS の代替物質で高い温室効果を有する特定のものは、国連気候変動枠組条約及びその京都議定書で扱われていること、及びモントリオール議定書の下の行動がこれらの物質を以下のコミットメントの範囲から除外する効果を持つべきではないことに留意し、

HCFC から環境に健全な代替物質へのグローバルな移行に向けた適当な政策の調整に関心を有し、

HCFC 及びその他の ODS の代替として低い温室効果を持つ物質を選択することを目的とした政策及び措置を全ての締約国が促進することを慫慂し、

環境上健全な HCFC 及び CFC の代替に世界が移行することを目的としたモントリオール議定書の下での更なる行動を追求するとの我々の意志を宣言する。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルメニア、オーストリア、オーストラリ

ア、バハマ、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、コロンビア、コモロ、コンゴ、クック諸島、コスタリカ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ドミニカ、エジプト、エストニア、欧州連合、ミクロネシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、インドネシア、イラク、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モーリシャス、マケドニア、マルタ、メキシコ、ミクロネシア、モンテネグロ、モザンビーク、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、セントルシア、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、ソマリア、スリランカ、スウェーデン、スイス、東チモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、英国、米国、ベトナム

(28) バリ宣言 (2011年)

Bali Declaration on Transitioning to Low Global Warming Potential Alternatives to Ozone Depleting Substances

We, the Parties to the Vienna Convention on the Protection of the Ozone Layer and its Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, having met in Bali, Indonesia from 21 to 25 November 2011,

Cognizant that certain ozone depleting substances have high global warming potential and that the mitigation of ozone depleting substances could contribute to the reduction of greenhouse gas emissions,

Recalling the general obligation under Article 2 of the Vienna Convention that Parties take appropriate measures in accordance with the provisions of that Convention and of its protocol to which they are party to protect human health and the environment against adverse effects resulting or likely to result from human activities which modify or are likely to modify the ozone layer,

Also recalling decision XIX/6, in which the Meeting of the Parties decided to encourage parties to promote the selection of alternatives to ozone depleting substances that minimize environmental impacts,

Mindful that certain high global warming potential alternatives to ozone depleting substances are contributing to environmental degradation,

Reaffirming the need for a transition to alternatives which are technically proven, economically viable, and environmentally benign to ozone depleting substances,
Recalling the declaration signed by 90 Parties at the 22nd Meeting of the Parties to the Montreal Protocol in Bangkok 2010,

Emphasizing the importance of capacity building, financial, technical and other assistance needed by Parties operating under paragraph 1 of Article 5 of the Montreal Protocol for transitioning to low global warming potential alternatives,
Acknowledging the decision of the Parties at the 23rd Meeting of the Parties to the Montreal Protocol in Bali concerning additional information on alternatives to ozone depleting substances,
Hereby:

1. *Note with appreciation* the efforts of the Parties operating under Paragraph 1 Article 5, which selected low global warming potential alternatives for implementing their HCFCs Phase-out Management Plans for compliance with the 2013 and 2015 control targets;
2. *Call on* Parties to conduct further studies on low global warming potential alternatives to ozone depleting substances, that include, but are not limited to, the economic impact and its feasibility, technical feasibility, market availability and impact on human health and safety of such alternatives in particular with enhanced engagement of stakeholders, particularly the industry;
3. *Invite* Parties and others in a position to do so, to provide suitable and sustainable financial as well as technical assistance, including technology transfer and capacity building needed by Parties, in particular Parties operating under paragraph 1 of Article 5 for transitioning to low global warming potential alternatives to ozone depleting substances that minimize environmental impacts;
4. *Call on* parties and the Ozone Secretariat to continue coordination between the Vienna Convention and its Montreal Protocol and the United Nations Framework Convention on Climate Change and its Kyoto Protocol to ensure their mutually

supportive implementation and the achievement of their objectives;

5. *Call on* Parties, while recognizing national priorities, to explore further and pursue under the Montreal Protocol the most effective means of achieving the transition to low global warming potential alternatives to ozone depleting substances

(29) ロシア宣言 (2016年)

ロシア連邦の代表による宣言

ロシア連邦の代表がベラルーシ、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンの代表を代理して、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の HFC 改正の採択手続の開始に先立ち、我々の立場を説明する文書を作成したい旨を述べる。

ロシア連邦は、モントリオール議定書は地球のオゾン層保護の問題に全世界で取り組むための効果的かつ成功している国際協定であると考えている。

今日、地球のオゾン層の保護に関する全世界的な協定のもとで、地球の気候変動の安定化に関係する問題に取り組むことが決定された。これは疑いようもなく価値のあることであり、全世界的な問題の解決を促進するための緊急の課題である。

関心事である改正についての交渉の結果をみると、モントリオール議定書のもとでのハイドロフルオロカーボン（HFCs）の可能な規制に関する主要な議論において、不幸なことに、改正の財政的な問題については、全ての締約国が同意する条件が十分に模索されなかった。

これに関連して、ロシア連邦の代表は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の履行のための多数国間基金の活動に関連する財政的問題に関して反対意見を表明する必要があると考える。ロシア連邦の反対の立場は次の二つの考えに基づく。

・HFC はオゾン層を破壊する効果を持たないため、モントリオール議定書の取り扱う範疇にない。また、モントリオール議定書の締約国は、モントリオール議定書のメカニズムとその枠組の中での協力の経験を活用して世界的な気候変動の問題の解決に貢献しようと願うものであり、モントリオール議定書の HFC 改正の議論はそれらの締約国の歩み寄りによる合意を基礎として可能となるものである。従って、モントリオール議定書による HFCs の規制は、モントリオール議定書の取り扱う範囲外として専ら締約国の自発的な関与に基づくものとなろう。

・多数国間基金の設立に関するモントリオール議定書の 1990 年のロンドン改正の一部は、専ら第 5 条適用国によるオゾン層破壊の防止対策の実施を支援するものとして、締約国により承認、批准された。

従って、ロシア連邦は、モントリオール議定書のロンドン改正のもとで義務を有する国々による、HFCs の規制を狙いとした対策の実施のための多数国間基金の補充は、自

発的取り組みとして実施されなければならないと信じる。ゆえに、ロシア連邦、ベラルーシ、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンは多数国間基金へのそのような拠出は自発的なものと考える。

(30) キガリ宣言 (2016年)

エネルギー効率に関する調査及び情報収集を行い、TEAP に報告を作成させること等を内容とする決定が、モロッコ及びルワンダにより提案され、「エネルギー効率に関するキガリ宣言」として採択された。(決定 XXVIII/3)

(31) ミクロネシア宣言 (2016年)

本改正議定書の採択に際し、ミクロネシアにより、HFC 削減開始時期を途上国第 1 グループの凍結期日よりもさらに前倒しし、2021 年とする意思がある旨の発言がなされ、マーシャル等の島嶼国、メキシコ、コスタリカ、チリ等の中南米諸国、及びモロッコ等のアフリカ諸国の有志国により、「ミクロネシア宣言」として表明された。

（※署名用の宣言が数ヶ月以内に準備される）

◇∬９．HFCs 管理

（１）ExMOP3 の附属書

＜附属書 I＞

第3回特別締約国会合に対するHFC管理の実行可能性及び方法に関するコンタクトグループ共同議長による報告

2016年7月24日、午前12:55

共同議長、ありがとうございます。再開された第 37 回公開作業部会会合において、コンタクトグループはドバイパスウェイにおいて確認された課題に対する解決策を打ち立てました。一連の解決策は、文書 UNEP/OzL.Pro.WG.1/38/7 及び訂正 1 に定めるとおり、再開された第 37 回公開作業部会会合及びこの第 38 回公開作業部会の成果として承認されました。

コンタクトグループは第 38 回公開作業部会会合において、基準値、凍結及び削減ステップに関する協議を継続しました。コンタクトクループでの協議において、基準値に関して幅広い議論が行われ、様々な選択肢が取り上げられました。

協議の結果、基準値に追加すべき HCFC 成分があると了解した上で、各締約国が好

ましいとする基準値の範囲と凍結年を示した表が作成されました。この文書はより詳細な情報を提供し、検討の材料とするため、報告書に添付されます。

5 条国のスケジュールは第二条締約国のスケジュールに左右され、どちらの締約国も合わせて配慮する必要があることが指摘され、合意されました。公開作業部会によってその第 38 回会合で委任されたとおり、コンタクトグループは第 38 回会合の中断後も協議を継続しました。基準値、凍結及び段階的削減スケジュールに関する協議の継続に加え、コンタクトグループは次の 4 点の会議用文書についても検討しました。

CRP.2 : モントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイの下での決定に盛り込むための締約国による審議テキスト。インド提出

CRP.3 : ドバイパスウェイに基づくハイドロフルオロカーボン削減の気候便益及び費用に関する技術経済評価パネルによる報告。カナダ及び米国提出

CRP.4 : モントリオール議定書に基づく HFC の段階的削減に関する決定に盛り込むための締約国による審議テキスト。パキスタン提出

CRP.6 : モントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイの下での決定に盛り込むための締約国による審議テキスト。パキスタン提出

コンタクトグループでは CRP.2、CRP.4、CRP.6 の審議が終了せず、CRP.6 に関して一部留保が表明されていることを指摘した上で、これらを第 3 回特別締約国会合に送付し、締約国が審議を行うことになりました。CRP.3 は改訂され、コンタクトグループが CRP.3/Rev.1 について協議し、特別締約国会合に送付して審議及び採択が行われることになりました。また、コンタクトグループは事務局に対し、第 38 回公開作業部会及びその後の協議で得られた進展を反映するため、締約国が提出した改正案を整理し更新することを求めました。

また、さらなる要請があるという OEWG のアドバイスも指摘しておきます。この要請はコンタクトグループの終了時にはまだ協議中だったもので、事務局に対し、解決策文書を決定テキストに置き換えるよう求めるものでした。コンタクトグループが今晩その作業を終了した段階では、この要請を行うことへの合意はありませんでした。

最後に、ドバイパスウェイに関する交渉を進めるため、事務局が会期間会合を開催することを認める要請が出されました。

コンタクトグループの協議中、すべての参加者の皆様に絶え間なくご協力いただき、共同議長を代表してお礼を申し上げます。

議長、ありがとうございました。

＜附属書Ⅱ＞

ドバイ・パスウェイで特定された課題に関する解決策

HFC に関するドバイ・パスウェイで特定された課題に関する解決策は，第 37 回公開作業部会再会合の CG での議論において，以下の内容で了解された。

課題 1：5 条国の特別な事情，及び 5 条国による義務の実施に際し十分な猶予期間を与えるモントリオール議定書の原則との関連性及び認識

第 37 回公開作業部会会合(2016 年 4 月，ジュネーブ)の議論において，本課題は広範な課題を含んでいることから，他の課題との関係の中で取り扱うとの結論に至った。

5 条国の特別な事情についての残された事項は，改正提案の議論で取り扱い可能。

課題 2：モントリオール議定書多数国間基金（基金）を資金メカニズムとして維持し，また，HFC 削減義務が合意された場合，5 条国において HFC 管理のために生じる費用を補填するため，追加的な資金が非 5 条国によって提供される。これに関し，5 条国に対する基金による資金供与の主要要素は，多数国間基金執行委員会（ExCom）に指針を提示するため，締約国の関心事項を踏まえ，コンタクトグループで策定される。

以下，附属書 I 参照。本課題に関する留意点として，公開作業部会は，解決策でブラケットが付された項目については，議定書改正交渉において取り扱われ，改正の採択に先立って解決されることにつき了解した。生産部門における特許に係る議論においては，製法特許及び応用特許の両方が含まれる。

課題 3：HFC 管理の実施可能性とその方法に係る検討における，決定 XXVI/9 のパラグラフ 1(a)で示された諸要素（IPR（知的財産権）の課題を含む）

代替物質の適用可能性については，他の課題（課題 5：適用除外）との関連で検討されるが，公開作業部会は，安全性と可燃性の課題に対する国際規格の障壁について，以下のテキストに了解した。

「締約国は，IEC60335-2-40 を含む，可燃性低 GWP 冷媒に関する国際基準を適時更新する重要性を認識し，安全な市場への導入を進めるための活動の促進，及び HCFC・HFC を代替するゼロ GWP 又は低 GWP 代替冷媒の製造，運用，メンテナンス，及び取扱いを支援する。」

また、公開作業部会は課題 3 の解決策について了解した。

「決定 XXVI/9 のパラ 1（a）で示された条件を用いて代替の定期的な評価を実施する，また締約国は第 38 回公開作業部会会合においてこの課題につき更なる議論を行う。」

課題 4：基金の支援対象国が独自の戦略を策定し，セクター及び技術において独自の優先順位を設定する，実施における柔軟性

本課題の解決策は，第 27 回締約国会合のドバイ・パスウェイにおいて了解され，第 37 回公開作業部会でその旨再確認された（第 37 回公開作業部会議事録の附属書 IV，及び本文書の附属書 II）。

本課題については，課題 2 においても解決策が示されている（本文書の附属書 I）。

課題 5：決定 XXVI/9 のパラグラフ 1(a)で示された条件に基づく，5 条国におけるすべての部門での代替の利用可能性又はその欠如，及び高温地域国の特別な必要性への考慮を含

む，適用除外プロセス及び代替に関する定期的評価メカニズム

高温地域の適用除外に係る課題の解決策は，第 37 回公開作業部会会合で了解された（第 37 回公開作業部会会合報告書の附属書 III，及び本文書附属書 III）。

高温地域国の定義及び当該地域に該当する国のリストについては，技術経済評価パネルにより，既に同リストに記載済みの国はリストに残ることを念頭に，リストに追加されるべき国が存在するか否かとの観点で評価される。関心国は本評価作業に参加可能。

高温地域国のための適用除外に加え，公開作業部会は，次の事項に了解する。

・HFC 改正において，不可欠用途（エッセンシャルユース，クリティカルユース）等の適用除外を認める。

・20XX 年に，複数年の適用除外メカニズムも含む，適用除外のメカニズムを検討する。

・適用除外を必要とする部門の定期的な評価のため，技術経済評価パネルに対し情報及び指針を提供する。

課題 6：HCFC 段階的廃絶との関係

「締約国は，HCFC から高 GWP の HFC への移行を回避するための部門及び選択（preference）に関連する，HFC 及び HCFC の削減スケジュールの間の関連性を認識し，技術的に証明され，及び経済的に導入可能な他の代替が使用できない場合は，柔軟性を提供する用意がある。

締約国はまた，特定の部門，特に工業プロセス冷蔵における HFC と HCFC の削減スケジュールの関連性，及び HCFC から高 GWP の HFC への転換の回避の選択を認識し,他の代替が使用できない以下の場合には，柔軟性を提供する用意がある。

（1）HCFC 供給が，現在の HCFC 許容消費量，在庫及びリサイクル／回収された物質からでは不可能である場合。

（2）今後，HCFC から低 GWP 又はゼロ GWP 代替物質への直接的な転換が可能である場合。

5 条国における HFC 凍結または最初の規制に係る義務に先立ち，及び上記の了解事項に鑑み，柔軟性措置は，二重の転換を回避するため，特定の部門，特に工業プロセス冷蔵における HCFC 削減との関連性をもって提供される。」

課題 7：非締約国との貿易規制

「HFC 改正の非締約国との貿易規制は，5 条国の凍結開始期日の 5 年後に発効する。」

課題 8：議定書の下での HFC 管理の文脈における国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に関連する法的側面，シナジー等の問題

この課題の解決策の作成は完了しておらず，改正に基づき議定書が取るべきアプローチがより明確化されることに鑑み，HFC 改正交渉において更に検討することが最善である旨了解する。

１か国の締約国から，モントリオール議定書によって UNFCCC に基づく権利と義務が変更されるべきではないとの発言があったことに留意する。

＜附属書Ⅱの附属書Ⅰ＞

資金問題及び実施における柔軟性に関するウィーン解決策

課題	
包括的原則及び時間軸	多数国間基金を資金メカニズムとして維持し，また，締約国により合意される HFC 削減義務から生じる費用を補填するため，十分かつ追加的な資金が非 5 条国によって提供される。 5 条国は，HFC 関連の義務の達成のため，各国特有の必要性及び国内の状況に基づく国主導の取組みに沿って，優先的に削減する HFC，対象部門，技術及び代替の選択，戦略策定及びその実施についての柔軟性を有する。ExCom は，関連するガイドライン及びその意思決定過程において，本原則を採用する。 ExCom に対し，HFC 改正採択の後 1 年以内に，費用対効果閾値を含む，HFC 生産・消費の段階的削減のための資金供与ガイドラインを策定することを要請する。
ExCom に対する増加費用に関する指針	
消費製造部門	実施方法及び費用計算に関する新ガイドライン策定に際し，下記の費用カテゴリーは適格性を有するとともに費用計算に際し考慮される。 ・増加資本費用（ICC） ・増加運転費用（IOC） ・技術支援活動 ・低 GWP 又はゼロ GWP の HFC 代替物質の導入及び最適化のために必要な研究開発 ・必要かつ費用対効果が認められる場合の，特許・設計の費用，及びロイヤリティーの費用 ・可燃性や毒性を持つ代替物質の安全な導入の費用 上記の増加運転費用については，適用期間を最低 5 年間とする旨の提案がなされていることに留意し，その適用期間の検討も含め，議定書改正の文脈において交渉される。
生産部門	実施方法及び費用計算に関する新ガイドライン策定に際し，下記の費用カテゴリーは適格性を有するとともに費用計算に際し考慮される。 ・生産設備の運転停止／閉鎖，生産量減少に起因する利益損失 ・離職者に対する補償 ・生産設備の解体 ・技術支援活動 ・代替物質の価格抑制の観点から，低 GWP 又はゼロ GWP の HFC 代替物質の生産に関連する研究開発 ・特許・設計の費用，又はロイヤリティーの増加費用 ・技術的に実現可能であり費用対効果がある場合の，低 GWP 又はゼロ GWP の HFC 代替物質への生産設備の転換に係る費用 HCFC22 生産過程における副生成物である HFC23 の排出抑制について，同生産過程での排出率の低減，排出ガス内に含まれる HFC23 の破壊，又は回収・環境上安全な化学物質への転換による排出抑制）に対し，HFC 改正の下での 5 条国による義務の達成のため，基金により資金が供与される。

課題	
サービス部門	実施方法及び費用計算に関する新ガイドライン策定に際し，下記の費用カテゴリーは適格性を有するとともに費用計算に際し考慮される。 ・公共への普及啓発活動 ・政策の策定と実施 ・代替物質の安全な取扱い，適切な実践，及び安全性に関する認証プログラムと技術者訓練（訓練用の機材も含む） ・税関職員の訓練 ・HFC の不法取引の防止 ・サービスのための設備器具 ・冷凍冷蔵空調（RAC）部門における冷媒試験機材 ・HFC の回収，リサイクル ・[追加輸入費用]* ・[自動車用空調のサービス／再充填に関する増加費用]* *ブラケット（[　]）が付された事項は，議定書改正交渉で取り扱われ，議定書改正採択に先立ち解決される。 　コンタクトグループ資金グループからコンタクトグループに対し，資金グループにおいて課題に対する解決策が作成され，今後，ブラケット（[　]）が付された事項及び増加運転費用については，議定書改正交渉において解決策を特定する旨勧告する。これをもって締約国は，改正提案交渉に移行する。 HCFC の代替として低 GWP 又はゼロ GWP の HFC 代替を導入し，並びにサービス部門及びエンドユーザー部門におけるエネルギー効率を維持するために必要な場合は，ExCom 決定 74/50（HCFC 段階的削減計画（HPMP）第 2 ステージ消費部門における費用ガイドライン）に基づき供与される資金を，同決定に記載されている HCFC 消費量ベースラインが 360 トン以下の締約国に対する費用水準（注）を，最大 x ％増額する。
カットオフ期日	MOP において，カットオフ期日について決定する。
エネルギー効率	ExCom に対し，HFC 削減において，適当な場合は，エネルギー効率を取り扱う他の組織の役割に留意しつつ，低 GWP 又はゼロ GWP の代替技術及び設備におけるエネルギー効率の維持及び／又は促進に関連した費用ガイドラインの策定を要請する。
制度強化	ExCom に対し，HFC に関連する新たな義務を踏まえ，制度強化支援の増額を指示する。
廃棄	使用済又は不要な規制対象物質の在庫について，破壊処理を含め，費用対効果のある管理に対する資金供与を検討する。
安全性への対応のための能力構築	ExCom に対し，低 GWP 又はゼロ GWP 代替物質の安全性に関する課題に対応するための技術支援及び能力構築を優先することを要請する。
代替物質の輸入費用	[代替物質の輸入（のための支払い支援）の追加費用は支援される]* *ブラケット（[　]）が付された本事項は，議定書改正交渉で取り扱われ，議定書改正採択に先立ち解決される。
その他の活動	締約国は，低 GWP 代替物質への転換の結果生じる，増加費用のリスト（決定 IV/18 Annex VIII「追加費用のカテゴリーのリスト」）へ追加すべきその他の費用項目を特定することができる。

＜附属書Ⅱの附属書Ⅱ＞

資金問題及び実施における柔軟性に関する解決策

包括的原則及び時間軸

締約国は，HFC の段階的削減のため，議定書改正の採択後 1 年以内に基金の手続，基準，ガイドラインの改訂に合意する。

HFC 削減において，5 条国のための柔軟性を向上させる観点から，ExCom の手続規則を改訂する。

ExCom の議長は，ExCom の審議の結果，ExCom に提出された国家戦略又は技術選択が変更された事例も含め，本決定に基づく進捗を MOP に報告する。

二度目及び三度目の転換に関する原則

一度目の転換とは，HFC の段階的削減において，低 GWP 又はゼロ GWP の代替技術に転換する企業であって基金からの支援を一度も受けたことがない企業（自費による HFC への転換を行う企業を含む）による転換を指す。

CFC，HCFC の削減に際し HFC に転換した企業は，一度目の転換企業と同様に，合意された追加費用を賄うため基金から資金供与を受ける適格性を有する。

HFC 改正採択の後に, ExCom で承認済みの HPMP の下で HCFC から高 GWP の HFC に転換する企業は, その後の低 GWP 又はゼロ GWP 代替への転換に際し，一度目の転換企業と同様に，合意された増加費用を賄うため基金から資金供与を受ける適格性を有する。

HFC 段階的削減の凍結日より前に，HCFC から高 GWP の HFC に自費で転換した企業は，一度目の転換企業と同様に，合意された増加費用を賄うため基金から資金供与を受ける適格性を有する。

他の代替が存在しない時点で, 基金の支援により HFC からより低 GWP の HFC に転換した企業は, 最終的な HFC 段階的削減ステップを達成する上で必要な場合は，その後の低 GWP 又はゼロ GWP 代替への転換に際し，基金から資金供与を受ける適格性を有する。

持続的な累積削減量

基金による資金供与の適格性対象となるトン換算の残存消費量は，対象国の累計消費量のスターティング・ポイントを基礎として，将来的な HFC 削減のための多年次合意書式において，過去に承認済みのプロジェクトにより資金供与を受けた量を差し引いた量として，確定される。

対応能力構築活動

対応能力構築活動は，HFC 削減に係る合意において，基金によって支援される。

- サービス部門，製造部門，生産部門における，HFC 代替の取扱いに関する能力構築及びトレーニング
- 制度強化
- 第 4 条 B の輸出入に関する認可の制度
- 報告
- デモプロジェクト
- 国家戦略策定

＜附属書Ⅲ＞

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイの下での決定に盛り込むための締約国による審議テキスト

インド提出

締約国会合は、

モントリオール議定書は締約国が主導し指揮するプロセスであることを認識及び喚起し、

議定書の特徴は、締約国会合の決定が一方では科学的データと情報、他方ではコンセンサスを得て生み出された解決策に従った実施に基づくものであるということを喚起し、

議定書の成功は、他の制度の間にこの議定書の下で策定されたプロセス及び原則を見習うことに対する関心を生み出してきたことにあることに留意し、

また、締約国がモントリオール議定書の実施のための多数国間基金の執行委員会の素晴らしい仕事と高水準の成果を大きく信頼していることに留意し、

さらに、ハイドロフルオロカーボン（HFC）に関する議定書の改正案に関する協議が、排出量の報告は気候変動に関する国際連合枠組条約の下で継続されることを明確に理解した上で、特定されたすべての課題に対する解決策を見出した後に行われることに留意し、

課題に対する解決策を見出す一方で、締約国が多数国間基金の執行委員会に対し、本決定の附属書にその一覧表が示されている特定テーマに関する指針の骨組みを定めるため、多数の指示及び要請を行ったことに留意し、

締約国が執行委員会に対し、HFC 改正の採択から 1 年以内にこの指針を作成するよう要請したことに留意し、

執行委員会の議長が締約国会合に対し執行委員会の活動を毎年報告することを喚起し、及び、締約国が執行委員会の議長に対し、執行委員会の審議が執行委員会に提出された国家戦略又は国の技術選択の変更につながった事例を含め、決定 XXVII/1 に従って見られた進展について締約国会合に報告することを要請したことに留意し、

執行委員会にとって指針の最終版の策定において締約国からの助言を考慮することが重

要になると観測し、

次を決定する。

1. 執行委員会が策定した指針案を締約国に提出しその見解と意見を求める。
2. 締約国の見解と意見を盛り込んでからのみ、執行委員会が指針の最終版を策定する。

＜附属書Ⅲの附属書＞

多数国間基金の執行委員会に指針策定の指示及び要請が出されているテーマの一覧表

課題	*執行委員会に対する指示/要請*
包括的原則及び時間軸	執行委員会が柔軟性の原則を取り入れた指針を策定する 執行委員会が、HFC 改正の採択から 1 年以内に、費用対効果の閾値を含め、HFC 消費量及び生産量の段階的削減に対する資金供与の指針を策定する
増加費用に関する執行委員会へのガイダンス	執行委員会が消費製造部門、生産部門、サービス部門の方法論と費用計算に関する新しい指針を策定する
エネルギー効率	執行委員会が、HFC の段階的削減に際して、適切な場合には、エネルギー効率に取り組む他の組織の役割に留意しつつ、低 GWP 又はゼロ GWP 代替技術及び設備におけるエネルギー効率の維持及び/又は強化に関連した費用ガイドラインを策定する
制度強化	執行委員会が HFC に関連する新たな義務を踏まえ、制度強化支援を追加する
安全対応のためのキャパシティビルディング	執行委員会が、低 GWP 又はゼロ GWP 代替物質の安全性に関する課題に対応するための技術支援及びキャパシティビルディングを優先する

＜附属書Ⅳ＞

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンの段階的削減に関する決定に盛り込むための締約国による審議テキスト

パキスタン提出

［**注釈：**この会議用文書は第38回公開作業部会会合でモントリオール議定書の締約国が協議するために提出された。この提案のうち合意された要素は、HFCの段階的削減に関して採択される提案に盛り込まれる。］

締約国会合は、

パキスタンがハイドロフルオロカーボン（HFC）の生産量及び消費量の世界的な段階的削減を支持することに留意し、

一部のオゾン層破壊物質の置換物質は地球温暖化係数が高いこと、特に一部の HFC は環

境の温暖化につながることを認識し、

また、世界全体の温室効果ガスの排出量に対するHFCの割合は今現在0.2%未満であり、差し迫った脅威とはなっておらず、航空部門や貨物部門など他の一部部門の排出量のほうがHFCよりも数倍多くなっているが、それでも2050年前後の10年間に予想されるHFCの増加が世界の気候に影響を与える可能性があることを認識し、

さらに、発展途上国の大半は地球温暖化の原因となる排出量を増加させたりこれに寄与する役割を果たしていないことを認識し、

共通だが差別化された責任とそれぞれの能力を認める原則が受け入れられていることを認識し、

一部の法令と発展途上国に対して課せられた義務はこれらの国々に対して不適切で不当な経済的及び社会的費用をもたらす可能性があることを認識し、

過去及び現在の世界の温室効果ガス排出量のうち最大の割合は先進国に由来するもので、発展途上国の一人当たりの排出量は依然として比較的少なく、世界の排出量のうち発展途上国に由来する割合はその社会的ニーズ及び発展ニーズを満たすには増加せざるを得ないことに留意し、

高温地域の国においてはHFCの代替物質から成る技術のパフォーマンスが比較的乏しく、エネルギー需要が高くなり、証明済みの一部ケースでは有利で経済的な代替物質が利用できないことを認識し、

また、自動車用エアコン及びその他の一部部門及びアプリケーションに対する商業的に実行可能なソリューションが利用できず、代替冷媒の再充填費用が 5 条国のうち一部の低所得国では経済的負担となることを認識し、

さらに、5条国では、特にHFC代替物質の可燃性及び毒性に関する規制、標準規格、政策、手順が策定されていない又は採択されていないことを認識し、

次を決定する。

HFCの生産量及び消費量の段階的削減目標を合意された基準値の50%に設定し、5条国に対しては、この目標に達した後、財政的に実行可能で及び技術的に証明された代替技術の可用性に照らして段階的削減を見直す。

＜附属書V＞

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づくハイドロフルオロカーボンに関するドバイパスウェイの下での決定に盛り込むための締約国による審議テキスト

パキスタン提出

［**注釈：**この会議用文書は第38回公開作業部会会合でモントリオール議定書の締約国が協議するために提出された。この提案のうち合意された要素は、この会合で採択される関連

提案に盛り込まれる。]

締約国会合は、

気候変動に関する国際連合枠組条約に定める締約国の権利及び義務がモントリオール議定書によって変更されることはないことを認識し、

ハイドロフルオロカーボンの問題は原則として気候変動に関する国際連合枠組条約の範囲内及び権限内にあることに留意し、

また、再開された第 37 回モントリオール議定書締約国公開作業部会会合の成果文書において、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づくハイドロフルオロカーボン排出量の報告が継続されるとされたことに留意し、

さらに、資金供与の問題及び実施の柔軟性に関わる課題に関するウィーン・解決策における一部カテゴリーの費用要素の問題が、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正案の採択に先立って、改正案の交渉中に取り上げられ、解決されなければならないことに留意し、

締約国が低 GWP 代替物質への転換の結果生じる費用の指定リストに追加すべきその他の費用項目を特定する可能性があることに留意し、

次を決定する。

緩和に関連する追加費用の問題は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の採択に先立って締約国によって取り上げられ、解決されなければならない。

＜附属書VI＞

基準値、凍結年、第一次削減ステップに関する締約国提案

締約国会合は、

A5 基準値及び凍結年		
提案者	提案されている範囲 （基準値の HFC 成分）	凍結年
GCC	2024–2026	2028
中国、パキスタン	2019–2025	2025–2026
インド	2028–2030	2031
アフリカグループ、太平洋諸島諸国、南米及び同調国*、EU 及び JUSSCANNZ	2017–2019	2021
マレーシア、インドネシア、ブラジル、アルゼンチン [1]、英語圏カリブ地域、キューバ	2021–2023	2025
イラン	2024–2027	2029
非 A5 基準値、凍結年、第一次削減ステップ		
EU 及び JUSSCANNZ	2011–2013	2019 年に基準値の 90%
ベラルーシ及びロシア連邦	2009–2013[1]	2020 年に基準値の 100%

*ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ベネズエラ、チリ、コロンビア、ホンジュラス、コスタリカ、メキシコ、ドミニカ共和国、ハイチ、パナマ、ペルー、パラグアイ（ベースとして）

[1] 政府による承認を条件とする

- 基準値のうちの HFC 成分は、CO_2 換算値で示される連続する 3 年間の消費量/生産量の平均とする。
- 基準値は、HCFC 消費量/生産量の基準値に対する割合又は実際の消費量/生産量に HFC 成分を足したものとする。

◇∬１０．キガリ改正

（1）MOP28 の附属書

＜附属書 I＞
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

第 I 条 : 改正

第一条 4

議定書第一条第 4 項において、次の文言、

「附属書 C 又は附属書 E」

を次のとおり変更する。

「附属書 C、附属書 E 又は附属書 F」

第二条 5

議定書第二条第 5 項において、次の文言、

「及び第二条の H」

を次のとおり変更する。

「第二条の H 及び J」

第二条 8（a）、9（a）及び 11

議定書第二条 8（a）及び 11 において、次の文言、

「第二条の A から第二条の I まで」

を次のとおり変更する。

「第二条の A から第二条の J まで」

次の文言を議定書第二条８（a）の最後に追加する。

「かかる合意は、拡大して、第二条のＪに定める消費量又は生産量に関する義務を含めることができる。ただし、当該締約国の消費量又は生産量の算定値の合計が第二条のＪに定める限度を超えないことを条件とする。」

議定書第二条９（a）（i）において、２回目に登場する、

「should be」

の次にある次の言葉を削除する。

「and」

議定書第二条９（a）（ii）は、（a）（iii）に変更する。

議定書第二条９（a）（i）の後に（a）（ii）として次の文言を追加する。

「附属書Ａ、附属書Ｃ及び附属書Ｆのグループ Ｉに掲げる地球温暖化係数を調整すること及び調整する場合にはその内容、及び」

第二条のＪ

次の条を議定書第二条のＩの後に追加する。

「第二条のＪ　ハイドロフルオロカーボン

1. 締約国は、2019 年１月１日に始まる 12 カ月の期間及びその後の 12 カ月の期間ごとに、CO_2換算値で示される附属書Ｆに掲げる規制物質の消費量の算定値が、次のとおり（a）から（e）までの各期間について定められた、附属書Ｆに掲げる規制物質の消費量の算定値の 2011 年、2012 年、2013 年の各年の平均に対する割合と、CO_2換算値で示される第二条の F1 に定める附属書Ｃのグループ Ｉに属する規制物質の消費量の算定値の 15％との和を超えないことを確保する。

    1. （a）2019 年から 2023 年まで：90％
    2. （b）2024 年から 2028 年まで：60％
    3. （c）2029 年から 2033 年まで：30％
    4. （d）2034 年から 2035 年まで：20％
    5. （e）2036 年以降：15％

6. 2. 締約国は、第二条のＪ１の規定にかかわらず、ある締約国が、2020 年１月１日に始まる 12 カ月の期間及びその後の 12 カ月の期間ごとに、CO_2

換算値で示される附属書Ｆに掲げる規制物質の消費量の算定値が、次のとおり（a）から（e）までの各期間について定められた、附属書Ｆに掲げる規制物質の消費量の算定値の 2011 年、2012 年、2013 年の各年の平均に対する割合と、CO_2換算値で示される第二条の F1 に定める附属書Ｃのグループ I に属する規制物質の消費量の算定値の 25%との和を超えないよう確保することを決定することができる。

7. （a）2020 年から 2024 年まで：95%

8. （b）2025 年から 2028 年まで：65%

9. （c）2029 年から 2033 年まで：30%

10. （d）2034 年から 2035 年まで：20%

11. （e）2036 年以降：15%

12. 3. 附属書Ｆに掲げる規制物質を生産する締約国は、2019 年 1 月 1 日に始まる 12 カ月の期間及びその後の 12 カ月の期間ごとに、CO_2換算値で示される附属書Ｆに掲げる規制物質の生産量の算定値が、次のとおり（a）から（e）までの各期間について定められた、附属書Ｆに掲げる規制物質の生産量の算定値の 2011 年、2012 年、2013 年の各年の平均に対する割合と、CO_2換算値で示される第二条の F2 に定める附属書Ｃのグループ I に属する規制物質の生産量の算定値の 15%との和を超えないことを確保する。

13. （a）2019 年から 2023 年まで：90%

14. （b）2024 年から 2028 年まで：60%

15. （c）2029 年から 2033 年まで：30%

16. （d）2034 年から 2035 年まで：20%

17. （e）2036 年以降：15%

18. 4. 締約国は、第二条の J3 の規定にかかわらず、附属書Ｆに掲げる規制物質を生産するある締約国が、2020 年 1 月 1 日に始まる 12 カ月の期間及びその後の 12 カ月の期間ごとに、CO_2換算値で示される附属書Ｆに掲げる規制物質の生産量の算定値が、次のとおり（a）から（e）までの各期間について定められた、附属書Ｆに掲げる規制物質の生産量の算定値の 2011 年、2012 年、2013 年の各年の平均に対する割合と、CO_2換算値で示される第二条の F2 に定める附属書Ｃのグループ I に属する規制

物質の生産量の算定値の 25%との和を超えないよう確保することを決定することができる。

19. (a) 2020 年から 2024 年まで：95%

20. (b) 2025 年から 2028 年まで：65%

21. (c) 2029 年から 2033 年まで：30%

22. (d) 2034 年から 2035 年まで：20%

23. (e) 2036 年以降：15%

24. 5. 第二条の J1 から 4 までの規定は、適用除外用途として合意された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、適用しない。

25. 6. 附属書Cのグループ I 又は附属書Fの物質を生産する締約国は、2020 年 1 月 1 日に始まる 12 カ月の期間及びその後の 12 カ月の期間ごとに、附属書Cのグループ I 又は附属書Fの物質が製造される生産施設で発生する附属書Fのグループ II の物質の排出物が、同一の 12 カ月の期間に締約国が承認した技術を用いて、可能な限り破壊されることを確保する。

26. 7. 締約国は、附属書Cのグループ I 又は附属書Fの物質を生産する施設で発生する附属書Fのグループ II の物質の破壊が、締約国が承認した技術を使用する方法のみで行われることを確保する。

第三条

議定書第三条の前文は、次のとおり差し替える。

「1 締約国は、第二条から第二条の J まで及び第五条の規定の適用上、附属書 A、附属書 B、附属書 C、附属書 E 又は附属書 F の物質のグループごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。」

議定書第三条の (a) の (i) の末尾に以下を追加する。
「第三条 2 に別段の定めがある場合を除き、」
議定書第三条の末尾に次の文章を追加する。

「及び、

(d) 附属書Cのグループ I 又は附属書Fの物質が生じる施設で発生する附属書Fのグループ II の物質の排出量。とりわけ機器の漏出、工程ベント、破壊装置から発生する量を含めるが、使用、破壊、貯蔵のために取り込まれた量は除く。

2.　第二条のＪ、第二条５の二、第三条１（d）の規定の適用上、CO_2換算値で示される、附属書Ｆ及び附属書Ｃのグループ Ｉの物質の生産量、消費量、輸入量、輸出量、排出量の算定値を計算する際には、締約国は附属書Ａ、附属書Ｃ及び附属書Ｆのグループ Ｉに定めるこれらの物質の地球温暖化係数を使用する。」

第四条１の七

議定書第四条１の六の後に、次のパラグラフを追加する。

「1 の七　締約国は、この１の七の規定が効力を生じた後は、この議定書の締約国でない国から附属書 F に掲げる規制物質を輸入することを禁止するものとする。」

第四条２の七

議定書第四条２の六の後に、次のパラグラフを追加する。

「2 の七　締約国は、この２の七の規定が効力を生じた後は、この議定書の締約国でない国に対し附属書 F に掲げる規制物質を輸出することを禁止するものとする。」

第四条 5、6、7

議定書第四条 5、6 及び 7 において、次の文言、

「附属書Ａ、附属書Ｂ、附属書Ｃ及び附属書Ｅ」

を次のとおり変更する。

「附属書Ａ、附属書Ｂ、附属書Ｃ、附属書Ｅ及び附属書Ｆ」

第四条 8

議定書第四条８において、次の文言、

「第二条から第二条のＩまで」

を次のとおり変更する。

「第二条から第二条のＪまで」

第四条の B

議定書第四条の B2 の後に、次のパラグラフを追加する。

「2 の二　締約国は、2019 年１月１日又は自国についてこの２の二の効力が生ずる日から３カ月以内のいずれか遅い日までに、附属書Ｆに掲げ

る規制物質であって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。第五条1の規定の適用を受ける締約国であって、自国が2019年1月1日までにかかる制度を設け及び実施する状況にないと認めるものは、2021年1月1日までこれらの措置の実施を遅らせることができる。」

第五条

議定書第五条4において、次の文言、

「第二条のI」

を次のとおり変更する。

「第二条のJ」

議定書第五条5及び6において、次の文言、

「第二条のI」

を次のとおり変更する。

「第二条のI及び第二条のJ」

議定書第五条5において、次の文言、

「any control measures」

の前に次の言葉を追加する。

「with」

議定書第五条8の三の後に、次のパラグラフを追加する。

「8の四

(a) 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条9に従って行われる第二条のJに定める規制措置に対する調整を条件として、第二条のJ1 (a) から (e) まで、及び第二条のJ3 (a) から (e) までに定める規制措置の実施時期を遅らせ、これらの措置を次のとおり修正することができる。

i. 2024年から2028年まで：100%

ii.　2029 年から 2034 年まで：90%

iii. 2035 年から 2039 年まで：70%

iv.　2040 年から 2044 年まで：50%

v. 2045 年以降：20%

（b）締約国は、上記の（a）の規定にかかわらず、1 の規定の適用を受けるある締約国が、第二条 9 に従って行われる第二条の J に定める規制措置に対する調整を条件として、第二条の J1（a）から（e）まで、及び第二条の J3（a）から（e）までに定める規制措置の実施時期を遅らせ、これらの措置を次のとおり修正することができると決定することができる。

i. 2028 年から 2031 年まで：100%

ii.　2032 年から 2036 年まで：90%

iii. 2037 年から 2041 年まで：80%

iv.　2042 年から 2046 年まで：70%

v. 2047 年以降：15%

（c）1 の規定の適用を受ける締約国は、第 2 条の J に基づく消費量の基準値を計算するために、附属書 F に掲げる規制物質の 2020 年、2021 年、2022 年の各年の消費量の算定値の平均値と、この 8 の三に定める附属書 C のグループ I に属する規制物質の基準消費量の 65%との和を使用することができる。

（d）締約国は、上記の（c）の規定にかかわらず、1 の規定を受ける ある締約国が、第 2 条の J に基づく消費量の基準値を計算するために、附属書 F に掲げる規制物質の 2024 年、2025 年、2026 年の各年の消費量の算定値の平均値と、この 8 の三に定める附属書 C のグループ I に属する規制物質の基準消費量の 65%との和を使用することができると決定することができる。

（e）1の規定を受け、附属書Fに掲げる規制物質を生産する締約国は、第二条のＪに基づく生産量の基準値を計算するために、附属書Fに掲げる規制物質の2020年、2021年、2022年の各年生産量の算定値の平均値と、この8の三に定める附属書Cのグループ Ｉに属する規制物質の基準生産量の65％との和を使用することができる。

（f） 締約国は、上記の（e）の規定にかかわらず、1の規定を受けるある締約国が、第二条のＪに基づく生産量の基準値を計算するために、附属書Fに掲げる規制物質の2024年、2025年、2026年の各年の生産量の算定値の平均値と、この8の三に定める附属書Cのグループ Ｉに属する規制物質の基準生産量の65％との和を使用することができると決定することができる。

（g）この（a）から（f）までの規定は、締約国が決定する基準に基づいて高温地域における適用除外が適用される場合を除き、生産量と消費量の算定値に適用される。」

第六条

議定書第六条において、次の文言、

「第二条から第二条のＩまで」

を次のとおり変更する。

「第二条から第二条のＪまで」

第七条2、3及び3の三

議定書第七条2の「附属書Eに掲げる規制物質については、1991年」の後に、次の文章を追加する。

- 附属書Fに掲げる規制物質については、2011年から2013年まで。ただし、第五条1の規定の適用を受ける締約国は、2020年から2022年までの当該統計資料を提供する。また、第五条1の規定の適用を受ける締約国で、第五条8の四（d）及び（f）が適用される締約国は、2024年から2026年までの当該統計資料を提供する。」

議定書第七条2及び3において、次の文言、

「附属書C及び附属書E」

を次のとおり変更する。

「附属書C、附属書E及び附属書F」

議定書第七条3の二の後に、次のパラグラフを追加する。

「3の三　締約国は、議定書第三条1（d）に従い、附属書Fのグループ II に属する規制物質の施設ごとの年間排出量に関する統計資料を事務局に提出する。」

第七条4

第七条4において、次の文言、

「輸入量及び輸出量に関する統計資料を提出する」及び「輸入量及び輸出量に関する統計資料について」

の前に次の言葉を追加する。

「生産量、」

第十条1

議定書第十条1において、次の文言、

「及び第二条のI」

を次のとおり変更する。

「、第二条のＩ及び第二条のJ」

議定書の第十条1の末尾に次の文章を追加する。

「第五条1の規定の適用を受ける締約国が、他の資金供与の制度を利用することを選択し、これが合意された増加費用の一部を賄うことにつながる場合、その費用をこの議定書の第十条に基づく資金供与の制度によって賄うことはできない。」

第十七条

議定書第十七条において、次の文言、

「第二条から第二条のＩまで」

を次のとおり変更する。

「第二条から第二条のＪまで」

附属書A

議定書附属書Aのグループ I の表を次のとおり差し替える。

グループ	物質	オゾン層破壊係数*	100 年地球温暖化係数
グループ I			
$CFCl_3$	(CFC-11)	1.0	4,750
CF_2Cl_2	(CFC-12)	1.0	10,900
$C_2F_3Cl_3$	(CFC-113)	0.8	6,130
$C_2F_4Cl_2$	(CFC-114)	1.0	10,000
C_2F_5Cl	(CFC-115)	0.6	7,370

附属書 C 及び附属書 F

議定書附属書 C のグループ I の表を次のとおり差し替える。

グループ	物質	異性体の数	オゾン層破壊係数*	100 年地球温暖化係数***
グループ I				
$CHFCl_2$	(HCFC-21)**	1	0.04	151
CHF_2Cl	(HCFC-22)**	1	0.055	1810
CH_2FCl	(HCFC-31)	1	0.02	
C_2HFCl_4	(HCFC-121)	2	0.01-0.04	
$C_2HF_2Cl_3$	(HCFC-122)	3	0.02-0.08	
$C_2HF_3Cl_2$	(HCFC-123)	3	0.02-0.06	77
$CHCl_2CF_3$	(HCFC-123)**	-	0.02	
C_2HF_4Cl	(HCFC-124)	2	0.02-0.04	609
$CHFClCF_3$	(HCFC-124)**	-	0.022	
$C_2H_2FCl_3$	(HCFC-131)	3	0.007-0.05	
$C_2H_2F_2Cl_2$	(HCFC-132)	4	0.008-0.05	
$C_2H_2F_3Cl$	(HCFC-133)	3	0.02-0.06	
$C_2H_3FCl_2$	(HCFC-141)	3	0.005-0.07	
CH_3CFCl_2	(HCFC-141b)**	-	0.11	725
$C_2H_3F_2Cl$	(HCFC-142)	3	0.008-0.07	
CH_3CF_2Cl	(HCFC-142b)**	-	0.065	2310
C_2H_4FCl	(HCFC-151)	2	0.003-0.005	
C_3HFCl_6	(HCFC-221)	5	0.015-0.07	
$C_3HF_2Cl_5$	(HCFC-222)	9	0.01-0.09	
$C_3HF_3Cl_4$	(HCFC-223)	12	0.01-0.08	
$C_3HF_4Cl_3$	(HCFC-224)	12	0.01-0.09	
$C_3HF_5Cl_2$	(HCFC-225)	9	0.02-0.07	
$CF_3CF_2CHCl_2$	(HCFC-225ca)**	-	0.025	122
CF_2ClCF_2CHClF	(HCFC-225cb)**	-	0.033	595
C_3HF_6Cl	(HCFC-226)	5	0.02-0.10	
$C_3H_2FCl_5$	(HCFC-231)	9	0.05-0.09	
$C_3H_2F_2Cl_4$	(HCFC-232)	16	0.008-0.10	
$C_3H_2F_3Cl_3$	(HCFC-233)	18	0.007-0.23	
$C_3H_2F_4Cl_2$	(HCFC-234)	16	0.01-0.28	
$C_3H_2F_5Cl$	(HCFC-235)	9	0.03-0.52	

$C_3H_3FCl_4$	(HCFC-241)	12	0.004-0.09	
$C_3H_3F_2Cl_3$	(HCFC-242)	18	0.005-0.13	
$C_3H_3F_3Cl_2$	(HCFC-243)	18	0.007-0.12	
$C_3H_3F_4Cl$	(HCFC-244)	12	0.009-0.14	
$C_3H_4FCl_3$	(HCFC-251)	12	0.001-0.01	
$C_3H_4F_2Cl_2$	(HCFC-252)	16	0.005-0.04	
$C_3H_4F_3Cl$	(HCFC-253)	12	0.003-0.03	
$C_3H_5FCl_2$	(HCFC-261)	9	0.002-0.02	
$C_3H_5F_2Cl$	(HCFC-262)	9	0.002-0.02	
C_3H_6FCl	(HCFC-271)	5	0.001-0.03	

*　この議定書の適用上、オゾン層破壊係数が数値の範囲で表示されている場合には、当該範囲内における最高値を使用する。単独の数値で表示されているオゾン層破壊係数は、研究室における測定に基づく計算により決定されたものである。数値の範囲で表示されているオゾン層破壊係数は、推定値に基づくものであり、確実性は劣る。数値の範囲は、異性体群に係るものである。上限値は最高のオゾン層破壊係数を有する異性体のオゾン層破壊係数の推定値であり、下限値は最低のオゾン層破壊係数を有する異性体のオゾン層破壊係数の推定値である。

**　商業上使われる可能性の最も高い物質をこの議定書の適用上使用されるオゾン層破壊係数と共に示したものである。

***　地球温暖化係数が表示されていない物質については、第二条9(a)(ii)に規定する手順に従って地球温暖化係数が盛り込まれるまで、初期値として0を適用する。

議定書附属書Eの後に次の附属書を追加する。

「附属書F：規制物質

グループ	物質	100年地球温暖化係数
グループI		
CHF_2CHF_2	HFC-134	1,100
CH_2FCF_3	HFC-134a	1,430
CH_2FCHF_2	HFC-143	353
$CHF_2CH_2CF_3$	HFC-245fa	1,030
$CF_3CH_2CF_2CH_3$	HFC-365mfc	794
CF_3CHFCF_3	HFC-227ea	3,220
$CH_2FCF_2CF_3$	HFC-236cb	1,340
CHF_2CHFCF_3	HFC-236ea	1,370
$CF_3CH_2CF_3$	HFC-236fa	9,810
$CH_2FCF_2CHF_2$	HFC-245ca	693
$CF_3CHFCHFCF_2CF_3$	HFC-43-10mee	1,640
CH_2F_2	HFC-32	675
CHF_2CF_3	HFC-125	3,500

CH_3CF_3	HFC-143a	4,470
CH_3F	HFC-41	92
CH_2FCH_2F	HFC-152	53
CH_3CHF_2	HFC-152a	124
グループ II		
CHF3	HFC-23	14,800

第 II 条：千九百九十九年の改正との関係

いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、1999 年 12 月 3 日に北京における締約国の第十一回会合において採択された改正の批准書、受託書、承認書若しくは加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除き、この改正の批准書、受託書、承認書又は加入書を寄託することができない。

第 III 条：気候変動に関する国際連合枠組条約及び京都議定書との関係

この改正は、気候変動に関する国際連合枠組条約第 4 条及び第 12 条並びに京都議定書第 2 条、第 5 条、第 7 条及び第 10 条に含まれる約束の範囲からハイドロフルオロカーボンを除外する効果を持たせることを目的としたものではない。

第 IV 条：効力発生

1.　この改正は、下記の 2 を除き、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受託書又は承認書が寄託されていることを条件として、2019 年 1 月 1 日に効力を生じる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

2.　この改正の第 I 条に定める、議定書第 4 条非締約国との貿易の規制に対する変更は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国である七十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受託書又は承認書が寄託されていることを条件として、2033 年 1 月 1 日に効力を生じる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

3.　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1 及び 2 の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

4.　1 及び 2 の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1 及び 2 の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受託書又は承諾書の寄託の日の後 90 日

目の日に効力を生ずる。

第Ⅴ条：暫定適用

いずれの締約国も、この改正の効力発生を待つ間、この改正が自国について効力を生じる前のいずれかの時点で、第二条の J に定めるなんらかの規制措置、及びこれに対応する第七条の報告義務を暫定的に適用することができる。

＜附属書Ⅱ＞
評価パネルと技術的オプション委員会による報告概要

A. 技術経済評価パネル（TEAP）によるオゾン層破壊物質（ODS）代替に関する情報更新及び新情報の報告（決定 XXVII/4）

決定 XXVII/4 に基づき TEAP に設置されたタスクフォース及びタスクフォースの共同議長であるランバート・カイパース氏とロベルト・ペイショート氏並びにタスクフォースメンバーのファビオ・ポロナラ氏、アシュレー・ウッドコック氏、ヘレン・トープ氏を代表して、ベラ・マラニオン氏から、決定 XXVII/4 に基づき ODS 代替に関する更新情報について報告された。

マラニオン氏は、はじめに、決定 XXVI/9 で定められた方針及び指標に基づき ODS 代替に関する情報更新及び新情報を報告することを TEAP に求める決定内容の概要説明を行った。彼女は、タスクフォースのメンバーは第 38 回公開作業部会（OEWG38）での報告時と同メンバーである旨述べ、タスクフォースの情報更新作業に対する謝辞とともに、決定に基づき用意された 3 つの報告について説明を行った。1 つ目の報告は、第 37 回公開作業部会（OEWG37）で提出されたもので、冷凍冷蔵空調部門について、2015 年 9 月の決定 XXVI/9 タスクフォースレポートに掲載された ODS 代替一覧の更新を含むものである。これには、高温条件下での代替冷媒の試験プログラムに関する情報と、対策シナリオを 2050 年まで延長した情報も含まれた。2 つ目の報告は、OEWG37 での非公式協議に基づく冷凍冷蔵空調部門の更新情報であり、漁船の冷凍冷蔵システム、高温条件下での代替冷媒の試験プログラム関連、想定されるシナリオを含め、決定 XXVII/4 の他の部分にも対応したものであった。タスクフォースは、第 28 回締約国会合（MOP28）に向け、OEWG38 での議論を踏まえて情報更新を行った。それらの議論に基づき、彼女から、今次報告の特定の話題について概要が説明された。それらは、高温地域の適用除外方法に関する要求事項、及び HFC 生産に関する情報、新規製造及びサービス需要の更新情報、発泡剤、定量噴霧式吸入器（MDI）、エアゾールに適用できる代替物質に関する更新情報を踏まえたシナリオに関する要求事項

が含まれた。

続いて、ポロナラ氏から、冷凍冷蔵空調部門の更新情報が報告された。彼は、冷媒に関する更新情報はOEWG38での報告内容と同様である旨説明した。また、今次報告では、国際冷凍冷蔵規格に対して重要な2つの機関、すなわち国際電気標準会議（IEC）及び国際標準化機構（ISO）に関する追加情報が提供された。彼から、これら2つの機関は、冷媒の安全（定義及び充填量制限）に関する要求事項、メンテナンス手順（安全な取扱い、漏えい防止）を定めていることが説明された。IECとISOの技術委員会の小委員会にあたる作業部会では、冷却ステムの安全に関する規格を起草している。ASHRAEのULや米国のSAE等の広く認められている国内規格では、国際規格との適切な整合が図られている。両方の国際規格は、気候影響が少ない冷媒の使用に強く焦点を当てている。ISO/TC86/SC1は、可燃性冷媒をより多くの充填量で使用できるよう再評価を行っている。これまで、A2L（微燃）に焦点が当てられてきたが、HFC-152aや炭化水素といったA2（可燃）、A3（強撚）に分類される物質に、より焦点が当てられてきている。IEC/TC61は、陳列棚で可燃性冷媒（A2、A3）の充填量を増やせるよう検討中である。この検討は2015年に開始され、2018年までに新規格を整備する計画となっている。また、家庭用及び業務用空調とヒートポンプについても、可燃性冷媒をより多くの充填量で使用できるよう検討中であり、A2L（微燃）冷媒は2011年から評価を開始し、新規格を2018年又は2019年までに、A3（強撚）冷媒は2015年から評価を開始し、2021年までに新規格が整備される計画である。

さらに、ポロナラ氏から、OEWG37で締約国により議論された高温地域国の定義の予備提案の評価について説明された。タスクフォースは、世界中の様々な国の気象観測所による気温データを用い、予備提案の評価を行った。高温地域の基準は、連続する10年以上で、月平均最高気温が35℃以上の月が平均して2か月以上あることとした。彼は、係数が変化すれば結果はある程度変わる可能性があるが、この課題は締約国により議論が継続されており、タスクフォースは技術的評価の深掘りは行っていない旨説明した。その後、ポロナラ氏から、シナリオについてはOEWG37での報告と同様であると説明された。しかし、更新報告では、様々なHFCの生産についての追加情報、生産量推計と世界的な需要量推計の比較、及び新規製造量とサービス需要の更新情報が提供された。

ウッドコック氏から、発泡に関する新しい章について説明された。彼は、新しい発泡剤の情報は、決定XXV/5に対応した2014年のタスクフォースによる報告と同様である旨説明した。炭化水素は、規制上その使用が許可される地域の大企業、中企業では、主要な発泡剤である。蟻酸メチルやメチラールなどの含酸素炭化水素は、炭化水素よりも可燃性は低くく、地域の規制状況に応じて、炭化水素発泡剤の代替として使用されている。HFO、HCFOは、まだ開発途上ではあるが、価格と製品性能のバランスで混合物質として使用される可能性があり、生産能力も増加傾向で市場にも増え始めている。発泡部門における現状趨勢と対策シナリオについて、彼は、現状趨勢にEUのFガス規制と米国のSNAPプログラム（2015）の2つの規制の施行を考慮した推計を行ったこと、推計結果は、2006年か

ら 2050 年にわたり、現状趨勢の HFC 発泡剤の需要は、非 5 条国では減少、5 条国では増加することを示していると説明した。

トープ氏から、定量噴霧式吸入器（MDI）とエアゾール関する新しい章について、MDI 以外の医療用途やエアゾールも含め説明された。喘息及び慢性閉塞性肺疾患用の MDI では、年間約 10,000 トンの HFC-134a と HFC-227ea が使用されている。現状趨勢シナリオでは、累積 HFC 需要は 990 CO2 トン（～30 CO2 トン/年）と見積もられた。彼女は、HFC の DMI、ドライパウダーMDI、ドライパウダー吸入器代替が、喘息及び慢性閉塞性肺疾患に使用されるすべての主要部類の薬品で入手可能であると述べた。しかし、サルブタモールを使用した複数回投薬ドライパウダー吸入器への切換えには経済的障壁があることや、一部の患者は入手可能な代替を使用できないとの理由から、HFC の MDI を撤廃することは未だ容易ではない。エアゾールについて、彼女は、2015 年の世界の HFC 需要は 44 キロトンと見積もられ、HFC-134a が約 15 キロトン、HFC-152a が約 29 キロトンと説明した。現状趨勢シナリオによるエアゾール用途の 2015 年から 2050 年の世界の HFC（HFC-134a と HFC-152a）需要は、累積で 740 CO2 トン（20 CO2 トン/年）と見積もられた。彼女は、あらゆる市場や用途で適用可能というわけではないが、比較的低 GWP の代替や非イン・カインドの代替の噴射剤や溶剤があると述べた。

B. 技術経済評価パネル（TEAP）による HFC 改正提案における HFC 段階的削減スケジュールの気候変動便益及び多数国間基金への資金的影響の評価に関する報告（決定 EX.III/1）

決定 EX.III/1 に基づき TEAP に設置された作業部会の共同議長であるマラニオン氏及びカイパース氏から、作業部会により用意された情報が報告された。

カイパース氏は、はじめに、締約国による TEAP に対する要求事項である、OEWG38 及び ExMOP3 で締約国により議論された HFC 改正提案における HFC 段階的削減スケジュールの気候変動便益及び多数国間基金への資金的影響の評価を含む報告を MOP28 までに用意するとの決定 EX.III/1 の概要説明を行った。この決定に対応するため、TEAP は 8 人のパネルメンバーによる作業部会を設置した。この決定への対応は、用語の定義の必要性、HFC 改正の議論の多くが閉鎖された非公式協議で行われたことによる当該決定の背景理解の困難さ、MOP28 での議論に間に合わせるため分析と報告書作成期間は 6 週間のみであったことを踏まえ、慎重に検討された。この報告の目的は、用語の明確な定義、現状趨勢と対策シナリオ設定における受け入れ可能な方法論の構築、及び HFC 改正による潜在的な便益と費用の初期評価の提供であった。

続けて、カイパース氏は、決定 Ex.III/1 における重要な用語について説明した。「気候変動便益」は、対象期間における現状趨勢シナリオからの HFC 消費削減量と理解される。この考え方は、HFC 消費削減量を基にした直接的かつ単純な気候影響計量法であり、以前の報告での緩和シナリオにおける TEAP の考え方と一致する。達成削減量とは、現状趨勢シ

ナリオにおける HFC 消費量を基準にした、将来の緩和水準履行による結果（つまり、HFC 改正提案に含まれるスケジュールに従うこと）であると言及した。削減量は、管理開始年から 2050 年までの期間で算出された。彼は、この報告における「消費量」は、モントリオール議定書における定義より、むしろ「需要」と互換的に使用できると指摘した。「多数国間基金への資金的影響」とは、改正提案の HFC 段階的削減スケジュールに従った 5 条国の管理スケジュール履行のための多数国間基金の費用を意味すると述べた。HCFC 段階的廃絶管理計画（HPMPs）の第 2 ステージを含め、現在の多数国間基金費用ガイドラインに基づき費用を算出した。「締約国の議論する改正提案」とは、カナダ、メキシコ、米国（「北米」と呼ぶ）による改正提案（2016 年の追加的な文言を加えたもの）、インドによる改正提案、ヨーロッパ連合及びその加盟国（「EU」と呼ぶ）による改正提案、キリバス、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア連邦、パラオ、フィリピン、サモア、ソロモン諸島（「島嶼国」と呼ぶ）による改正提案のことである。第 38 回公開作業部会（OEWG38）における HFC コンタクトグループの結果である追加的な提案（ベースラインと凍結時期のみ提示したもの）については、潜在的気候変動便益の限定的な分析を行った。

カイパース氏は、調査の出発点として、2015 年における世界の HFC 生産量と消費量の推定値を最新のものにしたと述べた。詳細分析を行うため、十分な一致や信頼できる基礎があるか否かを確認するためである。世界の生産量情報に関する資料は、公表データや発表資料、信頼のおける情報とした。いくつかの締約国（米国及び EU）により報告された消費量のデータは、世界の推定値（2010 年～2014 年）を出すため、外挿されたものであり、さらに、TEAP が以前の報告で行ったように、部門やサブ部門ごとの積み上げ式の需要推定を 2015 年以降においても使用されていた。2015 年の HFC 生産量と消費量の推定値には十分な一致がみられた。Ex.III/1 報告における HFC 現状趨勢シナリオには、冷凍冷蔵空調、発泡、定量噴霧式吸入器とエアゾール、消火部門が含まれる。報告書で調査した HFCs は、HFC-32、HFC-125、HFC-134a、HFC-143a、HFC-152a、HFC-227ea、HFC-245fa、HFC-365mfc である。非 5 条国の HFC 現状趨勢シナリオにおいては、EU の最新の F ガス規制、米国の 2015 年 7 月 SNAP プログラム、2014 年までの非 5 条国による HFC 消費量報告を考慮している。5 条国の HFC 現状趨勢シナリオでは、いかなる HFC 規制も考慮していない。冷凍冷蔵空調の HFC 現状趨勢シナリオには、製造及びサービスに関する要素が含まれる。重要な課題は、新規 HFC 機器の継続的な増加と合わせて、HCFCs からの転換時に製造された機器数量により HFC の製造用途の需要が決定されることであり、後者は 5 条国にのみ当てはまる事項である。冷凍冷蔵空調部門では、HFCs として、HFC-32、HFC-125、HFC-134a、HFC-143a が考慮されている。冷凍冷蔵空調機器の寿命が 12 年～20 年であるため、冷凍冷蔵空調サービス部門が製造部門の必要量と同等かそれ以上になることに配慮が必要である。彼は、非 5 条国においても 5 条国においても全体の需要に占める冷凍冷蔵空調部門の割合が大きいことを、図を用いて示した。

気候変動便益について、カイパース氏は、以前の報告における TEAP の考え方と同様に、

「気候変動便益」とは管理開始年から 2050 年までの期間における現状趨勢シナリオからの HFC 消費削減量であると考えていると述べた。2050 年を選択したのは、TEAP 決定 XXVII/4 タスクフォース報告のシナリオについて、締約国より要請された最終年と合わせるためである。最終年を異なる年とする場合には、気候変動便益も異なる結果となるだろう。彼は、推計排出量に基づき「気候変動便益」を推計するという別の手法もあると述べ、この方法が大気測定により支持されていること（Velder, 2015）、所与年における地球の気温への放射強制力による直接的影響を導けることを示した。彼は、どのように気候変動便益が算出されるかを図により示した。

マラニオン氏が発表を続け、TEAP が気候変動便益をどのように推計したかを説明した。彼女は、過去の HCFC 消費量と将来需要の傾向に関する最良の推計値など、考慮した事項を列記した。2014 年までの HFC 消費量は取得可能なデータに基づき決定された。2015 年の消費量は、現状趨勢シナリオの将来需要推計の開始点（2015 年）の値を正確なものとするため、HFC 生産量（2015 年）の最良推定値と照合された。その後、彼女は、4 つの改正提案における非 5 条国の管理スケジュールとともに、非 5 条国において規制のある場合と無い場合それぞれの現状趨勢シナリオの図を示した。

彼女は、気候変動便益を認識するため、管理スケジュール（一定の基準値及び削減）と、規制を踏まえた現状趨勢シナリオとを比較したことに再度言及した。気候変動便益は、二酸化炭素換算された二者間の需要の差である。非 5 条国に対する提案をみると、北米提案は 10,690 CO2 トン、EU 提案は 11,500 CO2 トン、インド提案は 10,000 CO2 トン、島嶼国提案は 12,470 CO2 トンの気候変動便益をもたらす。その後、彼女は、改正提案で示される管理スケジュールとともに、5 条国の現状趨勢シナリオの図を示した。彼女は、EU 及びインド提案の推計では凍結年から 2050 年まで削減行程がないと仮定したこと、両提案が今後削減行程を決定するとしていることを指摘した。

彼女は、費用計算には、製造転換費用（生産停止やサービスを含む）を含む一方、準備プロジェクトや体制強化、キャパシティビルディング、その他の費用は含まないことを述べた。有効な場合には、現在の HCFC 転換に関する多数国間基金費用ガイドラインを活用した。そして、彼女は、推計に使用された個々の部門・サブ部門における費用対効果の幅（生産停止やサービス部門を含む）を示した表を提示した。5 条国について、北米提案は 75,850 CO2 トンの気候変動便益をもたらし、費用は 34.4～52.5 億ドルであること、EU 提案は 53,260 CO2 トンの気候変動便益をもたらし、費用は 55.8～85.4 億ドルであったことを述べた。2019 年に HCFC-HFC 消費量の 2015 年～2016 年平均値で凍結して（要交渉事項であるものの）削減行程が存在せず、2050 年までいかなる削減も勘案されないことが EU 提案の気候変動便益が比較的小さく、費用は大きくなる理由であると彼女は指摘した。彼女は、インド提案は 26,130 CO2 トンの気候変動便益をもたらし、費用は 93～142.2 億ドルであったと述べた。同様に、2031 年に凍結した後、2050 年の 85%削減まで削減行程がないと仮定しているため、気候変動便益は比較的小さく、費用が大きくなっている。島嶼

国提案は 74,890 CO2 トンの気候変動便益をもたらし、45.5～69.5 億ドルの費用であった。最後に、彼女は 5 条国に関する 4 つの改正提案の費用幅についてスライドを示し、本報告の主要な点について再度説明した。説明には、締約国が考察するために 4 つの改正提案の潜在的気候変動便益及び費用の評価を提示したこと、様々な部門を横断するような現状趨勢シナリオ及び緩和シナリオのために TEAP が用いる正当な手順を確立したことが含まれた。彼女は、本報告における費用計算は製造転換費用と生産停止及びサービスの費用の合算であることを改めて強調した。準備プロジェクト、体制強化、キャパシティビルディング、その他の費用は含んでいない。有効な際には、現在の HCFC 転換に関する多数国間基金費用ガイドラインを使用した。

C.臭化メチル技術的オプション委員会のメンバーによる 2017 年及び 2018 年のクリティカルユース適用除外及び緊急利用の最終勧告に関するプレゼンテーション

臭化メチル技術的オプション委員会の共同議長であるイアン・ポーター氏は、技術経済評価パネルと臭化メチル技術的オプション委員会を代表して、2016 年に提出された 2017 年及び 2018 年のクリティカルユース申請の動向と結果の概略を発表した。

プレゼンテーションの導入では、非 5 条国からの臭化メチルのクリティカルユース申請が、2005 年の 146 件 18,700 トンから 2018 年の 2 件 34 t に減少したと報告した。その後、5 条国の 2015 年以降の動向として、総申請量が 8 件 530 トンから 6 件 337 トンに減少したと発表した。

2016 年に申請を提出したすべての締約国から報告された備蓄量の合計は 41.8 トンであった。5 条国が備蓄量を報告し、1 つの 5 条国が備蓄量を報告していない初めてのラウンドとなった。同氏は、決定の解釈が備蓄量の報告を複雑にすると付け加えた。

その後、クリティカルユース適用除外の申請動向の概要を説明し、2 つの非 5 条国（カナダとオーストラリア）に求められた臭化メチルの量が長年にわたり比較的一定であったことを示した。5 条国の申請としては、2 つの締約国（アルゼンチンと中国）で申請が減少傾向にあったが、メキシコは今回は申請されておらず、南アフリカの申請は前年と同様であった。

共同議長のモハンマド・ベスリ氏は、2017/2018 年の使用のために 2016 年に提出された土壌燻蒸のためのクリティカルユース申請の最終勧告の概要と、38 回目の公開作業部会で報告された暫定勧告からの変化を説明した。

2018 年のオーストラリアのイチゴランナーについて、最終的な勧告は、基質の処理のための少量（0.03 トン）の摂取により 29.73 トンに減少した。公開作業部会の会合後、締約国は、代替案を用いた研究により肯定的な成果を得たが、生産システムの残りの部分で代替案はまだ利用できないと説明した。

2017 年のカナダのイチゴランナーについて、公開作業部会で提案された「評価できない」勧告は、申請された全 5.261 トンの勧告に変更された。締約国は、潜在的な地下水汚染の

ためにプリンス・エドワード島では代替となる化学物質が使用できず、ランナー生産の最終段階では基質が経済的ではないことを明らかにしました。新たな研究プログラムが開始され、その中には、代替となる基質を利用したシステムの検討が含まれていた。

アルゼンチンのイチゴ果実とトマトの申請については、バリアフィルムの摂取量における臭化メチル投入率の低下（26 から 15g / m 2）および 2 年間から 3 年間への採用の変更に基づいて減少が勧告された。公開作業部会の会合の後、締約国はバリアフィルムを採用するためにより多くの時間が必要であると説明した。

中国から提出された、露地及びハウス栽培による生姜についての 2 つの申請について、公開作業部会で提案された 74.617 トンと 18.36 トンの勧告は変更されなかった。これらの申請は､2 年間にわたって MB を用いたバリアフィルムの摂取のために減少してきた（13%）。

ピサノ氏は、商品や構造物における臭化メチルの使用に関する最終勧告を提示した。南アフリカについては、委員会は申請のうち 2 つの主要分野の控除を勧告したが、公開作業部会に提出された勧告の摂取までに時間の猶予が必要であることを認めた。13 トンの工場申請について、最終的な勧告は、20g / m3 の投入率および燻蒸が年間に最大 1 回であること基づいて、4.1t に低減された。過渡的手段として代替の採用と最適化のための時間を追加することが認められた。住宅のための 55.0t の最終勧告は、委員会の標準的な前提条件に合致させるための金利調整に基づいており、代替の採用のための時間の追加も含まれていた。

その後、共同議長は、2018 年以降の臭化メチルのクリティカルユース適用除外の非適用を求める中国の意図、決定 Ex.1/4 の第 9 パラグラフ（f）で求められた会計枠組みを提示することに失敗したこと、5 条国のうち決定 Ex.1/4 の第 3 パラグラフで求められた国家経営戦略を提示できたのは 1 カ国のみであったことを含め、いくつかの要点を指摘した。彼女はまた、備蓄量の報告に懸念があると強調した。

プレゼンテーションの最後に、ピサノ氏は 2 つの緊急使用要求の概要を説明しました。イスラエルは、2015 年 12 月にオゾン事務局に、博物館の建物のために 0.5 トンの臭化メチルを緊急に使用することを通知した。委員会は歴史的建物の重要性と、イスラエルがホスフィンやフッ化スルフリルなどの代替候補を使用することができないことを認めたが、そうは言っても、調整された大気や加湿加熱された空気によって博物館の建物の害虫をうまく制御することができ、木造の床や天井、調度品などは不活性ガスで処理できることを付け加えた。

ジャマイカは 2016 年 7 月に事務局に、保管された商品や倉庫の燻蒸のために製粉所で使用する臭化メチル 1.5 トンの緊急使用を通知した。委員会は、製粉工場で代替が利用可能であり、多くの国で臭化メチルを完全に代替したと指摘した。代替手段は、統合された害虫管理アプローチの中で、熱、ホスフィン、フッ化スルフリルなどであった

ピサノ氏は、締約国がファイナルレポートに含まれる作業計画で指定されたタイムラインを完全に守って 2017 年のクリティカルユース申請を提出することの重要性を強調して、

プレゼンテーションを締めくくった。

D.四塩化炭素に関する観測された大気中の濃度と報告されたデータとの間の差異の分析に関する科学評価パネルおよび技術経済評価パネルの医療及び化学物質技術的オプション委員会による発表（決定 XXVII / 7）

科学評価パネルの共同議長を務めるポール・ニューマン氏と、科学評価パネルと技術経済評価パネルの共同議長を代行して、医療及び化学物質技術的オプション委員会のヘレン・トープ共同議長は、決定 XXVII / 7 に対応して作成された四塩化炭素の量の不一致に関する報告書を発表した。この決定により、第 27 回締約国会議は、「観測された大気中の濃度と四塩化炭素に関する報告されたデータとの間の差異の分析を継続し、第 28 回締約国会合で新たな知見を報告する」ように技術経済評価パネルと科学評価パネルに要請した。

ニューマン氏は当初、「成層圏 - 対流圏プロセスと気候におけるその役割 : 四塩化炭素の謎に関する報告書」の主な成果について述べた。

（参照：http://www.sparc-climate.org/publications/sparc-reports/sparc-report-no7/

成層圏 - 対流圏プロセスとその気候における役割（SPARC）プロジェクト

成層圏 - 対流圏プロセスとその気候における役割（SPARC）は、世界の気候研究プログラムの中核プロジェクトです。 SPARC の後援の下、科学評価パネルの評価報告書（最新のものは、オゾン層破壊の科学的評価：2004 年）で報告された四塩化炭素の量の不一致を調べるために、2015 年 10 月 4 日から 6 日にスイスの Dübendorf でワークショップが開催された。

主要な調査結果には、四塩化炭素の排出量の新しい推定値が含まる。特に、ニューマン氏は、四塩化炭素の排出経路を 4 つ強調しました。

（a）蒸発： 2 Gg yr-1; UNEP 報告書による

（b）報告されていない非原料：13 Gg yr-1;

（c）報告されていない不注意による排出。

（d）レガシー：C.と D.の混合　～10 Gg yr-.1

4 つの経路の総排出量は 20±5 Gg yr-1 であった。経路 A のみが第 7 条の報告から推定され得る。

また、大気、海洋および土壌からの観測と、トップダウンで排出量を推定するためのモデリングツールを強調した。新しい SPARC（2016 年）は 33 年間の存続期間をもち、観測ベースのトップダウンの排出量推定値を約 40kt y-1 に下げた。さらに、第 2 の技術は、北半球と南半球の間の持続的な四塩化炭素の CTC の差を用いて 30kty-1 の排出量を推定した。2 つの観測に基づく推定値を組み合わせると、トップダウンの排出量推定値は 35 kt yr-1 となった。

同氏は、トップダウンの推定値 35±16kt y-1 と産業的なボトムアップの排出量推定値 20±5kt y-1 との差が約 15kty-1 であり、この数値は 2014 年に世界気象機関によって報告さ

れた 54kt y-1 の不一致から大きく減少していた。SPARC（2016 年）のボトムアップ値は依然としてトップダウン値以下であったが、SPARC は不確実性の境界にあると考えれば四塩化炭素の量の不一致は調整されると推定している。

トープ氏は四塩化炭素の差に関する科学評価パネルと技術経済評価パネルの共同作業について議論した。これまでの評価では、ボトムアップの排出量推定値から一部の排出源が除外されていたので、第 7 条のデータ報告はボトムアップの世界的な四塩化炭素排出量推定値においては適切ではなかった。観測由来のトップダウンの排出量推定値をより正確にするためにはさらなる科学的研究が必要である。最後に、ボトムアップの四塩化炭素 Cl4 の排出量を推計するために方法論を引き続き改善していく必要性がある。

トープ氏は、締約国による検討のための科学評価パネルと技術経済評価パネルの勧告を提示することによってプレゼンテーションを締めくくった。第 1 に、四塩化炭素の排出量を推定し四年次評価を支援するために、2 つのパネルの共同作業部会を設置することができた。第 2 に、残りの問いに取り組むために、SPARC 報告書で概説されている排出経路をさらに評価するため、オゾン事務局と調整して、2 つのパネルの共同ワークショップを開催することができた。このワークショップでは、ボトムアップ型四塩化炭素排出量を推計するための方法論の改善も行える。最後に、SPARC レポートには、「研究の方向性の提案」のセクションが含まれていた。締約国は、オゾン事務局に対し、次の報告書の検討と評価のためにウィーン条約のオゾン調査責任者にそれを送付を求めることができる。

E．ハイレベルセグメントにおける評価パネルの作業進捗と新たな課題に関する評価パネル委員によるプレゼンテーション

１．科学評価パネル

科学評価パネルの共同議長であるサファリ氏、ファイヒ氏、ニューマン氏、パイル氏が、オゾン層破壊に関する科学評価パネルの、2018 年の計画及びそのスケジュールと、取り組む予定の、科学的課題や新たな科学的課題について報告した。

評価すべき事項については、2015 年 11 月にドバイで開催された、第 27 回 MOP で採択された（決定 XXVII/6,7 段落）。評価すべき事項として、引き続き、オゾン層の状態や、将来に排出予定のオゾン層破壊物質によるオゾン層破壊についての科学的な知見の必要性が記されている。評価項目は、以下のような、既に取り組まれてきたものも含んでいる：オゾン層破壊物質及び HFCs の量について、全地球及び極域におけるオゾン量の変化について、気候変動と成層圏のオゾン層とモントリオール議定書の決定による政治的動向の関係性について。加えて、新たな科学的重要課題も評価項目に加えられた。

(a) 全地球規模でのオゾン層の回復についての新たな証拠：オゾン層破壊物質の削減によって南極のオゾンホールが縮小していることを示唆する、新たに出された研究；

(b) 21 世紀のオゾン層についての全地球規模での将来予測:21 世紀後半の全地球規模の

オゾン層の発達は、温暖化ガスの量にの変動に大きく影響を受ける。大気モデルによる複数のシナリオで、21 世紀半ばまでにオゾンレベルは 1980 年代のレベルまで回復するが、さらに数十年後にはそのレベルを超え（超回復）、人類や生態系の紫外線曝露量が減少することが示されている。科学評価パネルは環境影響評価パネルと連携し、それによって生じる、特に北半球における影響を評価する。;

(c) 四塩化炭素収支の更新。TEAP 及び科学評価パネルが 2016 年の報告書で新たな評価を行っている。;

(d) 最新の大気観測結果や、主要なオゾン層破壊物質と HFCs の量や収支の視点からの解釈についての評価。特に、TEAP と共同で取り組む、臭化メチル収支の再評価が重点となる。;

(e) HFCs 排出量の新たな将来予測と、HFCs 削減提案による気候への影響。各国の法規制や HFC を使用する部門での技術の進歩により、HFC 排出量は、変化のただ中である。

(f) 大気循環の変化。成層圏における風の体系的な変化が観測されており、これが成層圏のオゾンやその他の微量ガスの量に影響を与えうる。

科学評価パネルは、全地球のオゾン層や、オゾン層破壊物質、代替物質に影響を与えている数多くの環境要因、人間活動要因を考慮しつつ、継続的かつ学術的な監視を行っており、評価項目は、その内容を反映している。

2018 年の計画策定のための準備はすでに始まっている。科学評価パネルは、詳細な評価計画と締約国からの共同研究者の推薦依頼を作成し、2016 年 10 月からオゾン事務局との相談を始める。評価を行う研究者は 2017 年初めに選出され、ミーティングが開かれる。第一稿は 2017 年の第 3 四半期までに作成される。完成版は、2018 年夏の会合で、概要と一緒に承認される。概要は 2018 年 9 月に公開され、報告書が 2018 年の末までにオゾン事務局に提出される。

２．環境影響評価パネル

環境影響評価パネルの共同議長のボーンマン氏、ポール氏が、オゾン層破壊と紫外線による環境への影響についての年次報告を行い、共起している様々な環境変数が相互に影響を与え、状態が変わっていくことの重要性を強調した。

ボーンマン氏は、異なる温室効果ガスの排出シナリオが、異なる紫外線トレンドをよび、結果としてもたらされる、人類の健康や、自然、農業生態系への影響も異なってくることを示した。紫外線曝露や、干ばつ、極端な高温、低温の発生頻度の増加が、食糧安全保障に影響しうる。しかし、その影響は、変わっていく状況のもとで紫外線耐性を高めた農作物の育種によって、部分的には相殺される。

温暖化に関わる人間活動の変化など、この他の要因によって、紫外線による好ましい影響、好ましくない影響にさらに対処することができる。その結果、人間の健康を維持する

ためのビタミン D の生成が損なわれないよう、紫外線曝露のリスクとメリットのバランスをとることの必要性は一層高まる。近年の研究も引き続き、多くの国で皮膚がん患者が増加していることを示しているが、年齢に応じた行動の仕方や、日焼け防止プログラムによって紫外線の影響は軽減される。これに関し、皮膚がんに対応するために現在発生している経済的負担を軽減するための保護プログラムに投資することの費用便益が重要課題として挙げられる。

続いて、共同議長のポール氏は、紫外線曝露や気候変動が生態系、成層圏や材料にもたらす変化についての新たなデータを報告した。海洋生態系の紫外線曝露は、干ばつや洪水といった異常気象現象に強く影響を受ける。紫外線曝露量の変化は、漁業生産性、汚染物質の分解、水系感染症の天日殺菌に影響を与えうる。水中生態系については、海洋生産性についての新モデルが、成層圏オゾンの将来変化が海洋に与える影響を定量化するための強力なツールとなる。

死んだ有機物からの二酸化炭素の放出に対しての紫外線の制御機構についての理解が進み、将来の紫外線量の変動が生態系の炭素貯蔵量にどのような影響を与えるか、より高い精度で評価できるようになる。地上でのオゾン汚染は、人間や環境の健康に悪影響を与えるが、これも、紫外線量の変動に影響を受ける。量的な将来予測は、難しい。紫外線は、材料の使用可能寿命を縮めるが、これを克服するための技術開発が進められている。

TFA とは、HCFC、HFC、HFO が分解されたときにできる物質である。

最近出版されたリスク評価によると、TFA は人類や環境に対して現時点で重要なリスクとはならないが、TFA 生産のモニタリングは継続しなければならない。プロパンやイソブタンといった、冷媒としての炭化水素の使用は、大気質に大規模かつ重要な影響を与えることは予測されていない。

３．TEAP

ウッドコック氏が、TEAP からの報告を行い、それぞれの部門の成果を報告し、将来についても言及した。ウッドコック氏によると、パネルと技術的オプション委員会は、30 か国から集まった 139 名の専門家が持つ経験と専門的技術を結集した。

現在、世界全体でのフォームの生産量は年間 2500 万トン以上であり、すべて CFC は使っておらず、5 条国での生産量は年 3%の割合で増加している。5 条国では、HCFC を使用するフォームの器具の約半分が転換済みで、そのうち 80%は低 GWP 吹付媒体に直接転換された。断熱材中のフォームは、エネルギー効率に大きな影響があり、そのため、気候変動の緩和のためにも重要である。

ウッドコック氏は、国家間航空からの CO2 排出を抑制するためになされた、MOP と同じ週に ICAO によってなされた歴史的な合意について情報提供した。同会議の中では、モントリオール議定書にとって飛躍的な前進となる、ハロンに関する決定もあった。新規の航空機体デザイン全てで、2024 年までに貨物室でのハロンの代替物質を使うという要求が

ICAO によって承認されたのだ。つまり、2024 年以降は全てのデザインの全ての防火装置で、ハロンを使用する必要性は無くなる。この重要なステップは、10 年以上にわたる ICAO とモントリオール議定書（特にハロンの技術的オプション委員会の共同議長ベルドニック氏とキャッチポール氏）の連携の賜物である。しかしながら、EU の改良部品に関する要請の対象範囲を除いては、ハロンは、既存の装置や航空機デザインには引き続き使われていくため、注意深く管理していく必要がある。多くの新デザインでは高 GWP の HFCs が使用されていくが、最近導入された、低 GWP 値の媒体を使用可能な例もあるだろう。

30 年間にわたって地球全体で協力して行動した結果、定量噴霧式吸入器における CFCs が全廃された。最初の 20 年間で、CFC を使わない手ごろな噴霧器が開発され、世界中に広がった。患者たちは今、改良された噴霧器による様々な種類の噴霧療法を受けることができ、これは、全廃の要求に応じた産業界のお陰である。

ロシアの宇宙航空業界における CFC 溶媒の撤廃及びオゾン層破壊物質を含む加工材の利用削減を含め、化学薬品の部門ではさらに大きな成功があった。供給原料でのオゾン層破壊物質の使用は地球規模で増加しているが、研究用や分析用での使用は減少している。四塩化炭素の排出に関わる新たな国際的な研究がなされ、その排出源について理解を深める必要がある。

管理下にある臭化メチルについては、そのほとんどが削減され、代替物質に移行している。不可欠な利用のプロセスについては、非 5 条国から 5 条国へとうまく展開された。しかし、全地球の大気観測結果によると、引き続き、年間 30,000 トンの臭化メチルが排出されている。そのうちの 11,000 トンは検疫及び出荷前検査での利用で、最大でその 40%には代替物質が存在しているかもしれない。排出量の約半分だけが、説明可能である。この課題を解決することは、オゾン層破壊を食い止めることにつながるだろう。

冷蔵・空調部門については、過去 2 世紀で冷媒の開発が進み、使用量が増えた一方でエネルギー効率が常に上がり、単位量当たりの環境への影響も軽減されてきた。CFC は全廃され、HCFC 削減は非 5 条国で終了間近、5 条国でも削減が進行中である。低 GWP 物質による解決策が多くの器具に利用可能で、代替物質については、高温環境下での試験が行われている。冷蔵・空調部門の技術は急速に進歩しており、産業界も積極的にベストな解決策を追い求めている。しかしながら、エネルギー効率、可燃性、毒性についてバランスが取れた代替物質を選択するためのより包括的な手法は求められている。

ウッドコック氏は、決定 XXVII/6 の中で、2018 年の評価報告書を作成するよう、MOP からパネルに対して委任されたことを説明した。

TEAP は、引き続き、課題に立ち向かう準備を整え、締約国の現在および将来の必要性に応えていき、新たな課題の抽出を続ける。しかし、5 条国、非 5 条国ともに、能力ある専門家の層が薄いという課題も、パネルには付きまとっている。パネルのメンバーは、技術的な経験と専門性はもちろんのこと、負荷の高い仕事量をこなす能力や、わかりやすく書いたりコミュニケーションを行う能力が求められ、仕事をこなすための援助を受けたり、

時間を犠牲にしたりしている。

ウッドコック氏は、2016 年は、厳しい締め切りを守るためにパネルが熱心に働いたことを説明し、その成果に対する締約国からの好意的なコメントに感謝した。また、締約国は、パネルに仕事を依頼するにあたって全体的な仕事量やスケジュールについて考慮するように求めた。

報告の最後に、ウッドコック氏は、26 年間にわたってモントリオール議定書のために献身的に働いてきた、パネルのメンバーであり、ハロンの技術オプション委員会のキャッチポール氏が職を退くことを伝えた。ICAO によるハロンに関する決定は、彼の努力によってもたらされた大きな遺産である。

第４章　手続き規則

（省略）

第５章　さらなる情報源

（省略）